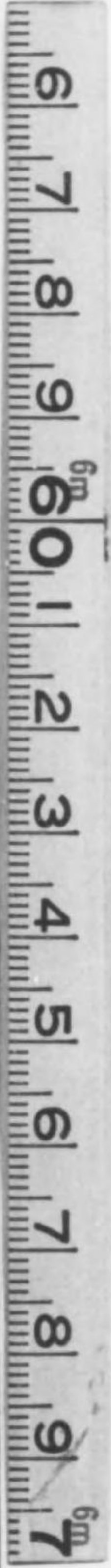


343-4に  
\*1200600090183\*

343  
4に



始





ITW-66.

343

343

4 1=



萬葉集古義

第二

大正  
1. 8. 8  
購求



萬葉集古義二卷之下



弓削皇子薨時置始東人作歌一首并短歌

弓削皇子薨時云云、皇子の御傳は、二上に委云り、薨は、續紀に、文武天皇三年秋七月癸酉、淨廣貳弓削皇子薨とあり、○置始東人は、既く一下に出づ、○作字、舊本脱たり、今は目錄并定家卿万時に従つ、

安見知之吾王高光日之皇子久堅乃天宮爾神隨神等座者其乎霜文爾恐美。晝波毛日之盡夜羽毛夜之盡臥居雖嘆飽不足香裳。

安見知之云々(四句)は、もはら天皇を申す言ながら、轉りては皇子をも申こと、例かたぐにあり、されば此は、弓削皇子をさして申せるなり、○天宮爾は、薨賜ひては、神魂高天原に上りまして、天津宮に御座しなすよしに云り、此上に、天皇之敷座國等天原石門乎開神上上座奴と、天武天皇の崩御ましませるを申せるも意同じ、○神等座者は、神となりて座せばとなり、(岡部氏考に、此處を略に過て、俗に近きなりと云るは、中々に古言に細しからず)等の言は、一



卷に、朽乃穗爾夜之霜落磐床等川之氷凝とある等に同じく、此物の彼物に變り化れるをいふ詞なり、古今集に、今日來ずは明日は雪とぞふりなまし、といへるも同じ、古言に多き詞なり、○文爾恐美はあやしきまで恐こさにといふにて、恐美は恐多く悲しさに、と云むが如し、恐は皇子の薨賜るを、下さまの者よりして悲み奉るは、いともかたじけなく恐こき意にて、云るなるべし、○臥居雖嘆は、臥ても嘆き居ても嘆けどといふなり、臥は夜の事、居は晝の事とまで、別て聞むはいとむつかし、○飽不足香裳は、さても晝ぬこと哉、といふ意なり、(飽足は、今世には、よき事の心になかひて、満る事のみ云へど、古はよき事にもあしき事にもいひて、満盡るよしなり、されば不飽足は、不盡意なり、俗に十分になきといふ意なり、)字鏡に、嫺阿支太留とあり、これも嫺好貌とあれば、よき事の心に満るよしにて云るか、されど字は證とすべきにあらざ、○歌意は、皇子の薨賜へるを、いともかたじけなく恐くはあれど、哀み奉るとて、日は終日夜は終夜、臥ても悲き居ても歎きすれども、なほ悲歎の情はさても晝ぬこと哉、かく晝夜臥居につけて、間もなかなしみ奉れば、悲歎の情の盡ることもあるべきにとの意なり、

反歌一首。

王者神西座者天雲之五百重之下爾隱賜奴。

王者神西座者は、薨賜ひては、もとより天に上ると申すことながら、なほこゝに、薨給ふとあらはには申さずして、直に現御身の天に上り賜ふこといひなしたり、三卷初に、王者神二四座者天雲之雷之上爾廬爲流鴨十九に、皇者神爾之座者赤駒之腹婆布田爲乎京師跡奈之都、また大王者神爾之座者水鳥乃須太久水奴麻乎皇都常成都などあり、○五百重之下爾は、五百重は、多くかさなれる意なり、千重とも百重とも、所に隨ていふが如し、下は、本居氏裏にてうちといふに同じといへり、岡部氏、下を上と改めたるは、ものそこなひなり、○歌意は、大王はもとより現人神にてましませば、さるあやしきことわりありて、五百重かさなる天雲の裏に、雲隠賜ひぬるよ、あなかしこ下さまの者の、議りしるべきことにあらずといひて、いたく哀傷奉る意を含めたるなるべし、

又短歌一首

右の反歌の一本ならば、或本歌と載べし、又と書たることいかゞ、かにかくは、右の五字は疑はしければ、姑削て有べし、さて此歌にのみ地をよめるは、右の反歌ならずとせむも、行過たることなり、岡部氏考には、別に題詞のありけむを、脱せしなるべしといへれど、いかゞ、

神樂波之志賀左射禮浪敷布爾常丹跡君之所念有計類。

志賀左射禮波は志賀の海の泊泊を、直にかく云るは、古人ならではあるまじきなり、左射禮



浪は、和名抄に、泊瀬、唐韻云、淺水貌也、文選師說、左々、良奈三、字鏡に、泊瀬、大曰波濤、小曰泊瀬、佐奈彌、良を脱せるか、とあり、左々、良といふは後の轉言なり、古は左射禮とのみいへり、さて左射禮は、ス。ソ。ル。セ。ソ。ル。ソ。ソ。ル。と、同言にして、俗にザラ。ゾ。ゾ。ル。ゾ。ゾ。ル。ゾ。ゾ。ル。などもいひて、ゾ。ゾ。ル。とすずる、をいふなり、(更科日記に、こちよげにさざらき流れし水もとあるも、さらくとすずれ流る、水をいへるなるべし)、左射禮石の左射禮も、同じ言なり、集中に、細浪、小浪、細石、小石など書るも、義を得て書るのみにて、左射の言は、細小なる意にはあらず、さて敷布爾といはむ料の序に、左射禮浪と云るなり、浪の重るよしにて、敷布とつ。けたり、直に重浪とも云るを思合べし、志賀をよめるは、何を所縁ありてのことなるべし、○敷布爾は、重々になり、さて此、一句は、尾句の上へうつして、意得べし、(岡部氏考に、よする浪の數かざり無を、よはひに願ふなりと云るは非なり)、○常丹跡君之は、君が常にあらむの意なり、三卷同皇子、御歌に、瀬上之三船、乃山爾、居雲乃常將、有等和我、不念久爾とあり、今の意とは表裏なり、○歌意は、第一二の句は、序なれば意はなし、いつも君が常にましまして、久しく仕へ奉らむものと、重々におもほえてありけることよ、かく御命は、常なくはかなくましまして、けるものを、と歎きたるなり、

明日香皇女木甍殯宮之時、柿本朝臣人麿作歌一首并短歌。

明日香皇女は、天智天皇紀に、次有阿倍倉梯麻呂大臣女曰橋娘、生飛鳥皇女、與新田部皇女、續紀に、文武天皇四年夏四月癸未、淨廣肆明日香皇女薨、遣使弔賻之、天智天皇女也、とあり、左の歌を合思ふに、此皇女、明日香の邊に御座ましけるなるべし、故御名にも負奉れるならむ、○木甍は、此上に高市皇子、尊城上、殯宮とあるも、同じ地にて、其下に和名抄等を引て委註り、○源嚴水云、此題詞を岡部氏、河島皇子をかなしみ奉れる歌の端作によりて、獻忍坂部皇子といふことを補はれたるは、さかしらといひつべし、此歌のさまを考るに、此明日香皇女を吾王と稱し、忍壁皇子をばた。君とのみいへり、もし忍壁皇子に獻れる歌ならば、此皇子を主として吾王と稱し、明日香皇女を客として君とこそ申べきを、かへりて明日香皇女を吾王といへるは、此皇女の御爲によめる歌なること決し、下に此皇子の木甍の御墓へ通ひたまふ事を云れど、そは入麻呂の其さまを見奉るより、悲みまぬび奉る心の、いや増るよしをいふのみにこそあれ、されば本のままにて、明日香皇女の薨まして、木甍の殯宮におはします時の悲歌とすべし、○今按に、此題詞より以下三首、舊本河島皇子殯宮之時、歌の次下に入るは、錯亂たるものなり、その由は、此皇女は、弓削皇子より後に薨賜ひたれば、必こゝに收べきことなり、

飛鳥明日香乃河之上瀬、石橋渡下瀬、打橋渡、石橋生、靡留玉藻、毛叙絶者



生流打橋生乎爲禮流川藻毛叙干者波由流何然毛吾王乃立者玉藻之  
如許呂臥者川藻之如久靡相之宜君之朝宮乎忘賜哉夕宮乎背賜哉宇  
都會臣跡念之時春部者花折挿頭秋立者黃葉挿頭敷妙之袖携鏡成雖  
見不狀三五月之益目頰染所念之君與時時幸而遊賜之御食向木麩之  
宮乎常宮跡定賜味澤相目辭毛絕奴所已乎之毛綾爾憐宿兄鳥之片戀  
爲乍朝鳥往來爲君之夏草乃念之萎而夕星之彼往此去大船猶預不定  
見者遺悶流情毛不在其故爲便知之也音耳母名耳毛不絕天地之彌遠  
長久思將往御名爾懸世流明日香河及萬代早布屋師吾王乃形見何此  
焉。

明日河乃河は大和國高市郡にある川名なり神名帳に飛鳥川上坐神社見えたり明日香は、  
一卷下にいへりさて此は下に玉藻川藻を譬に取む料にいへり藻は何の河にも有ぬべき  
を歌の終にも皇女の御名にかけて云たるをおもへば即御座し地なるからいへるなり○  
石橋渡は石を數々並て其上を傳渡る料にしたるをいふ七卷に明日香河湍瀬由波之石走  
無(走は橋の借字なり)また橋立倉崎川石走者裳壯子我度爲石走者裳などあり石を伊波  
と訓べきよしは既く冠辭考に云る如し又イシバシとも訓べきか字鏡に砌伊志波志磴伊

志波志とあり和名抄に爾雅註云石橋也和名以之波之とあるは石をよく切立てうるは  
しく造りてかけたるにて今とはいさゝか異れり舊本に一云石浪と註せりこは伊之奈彌  
と訓べし石並にて並は用言なり石を並べ渡しと云むが如し廿卷家持卿歌に安麻能河伊  
之奈彌於可婆都藝豆見牟可母とあり○打橋渡はウチハシワタスと訓べし打橋は神代紀  
下卷に又於天安河原亦造打橋源氏物語桐壺にまうのぼり給ふにもあまりうちしきるを  
りノハはうちはしわた殿こゝかしこの道にあやしきわざをしつ夕顔にうちはしだつ  
ものを道にてなむかよひ侍るいそぎくるものはきぬのすそを物に引かけてよろほひた  
ふれてはしよりもおちぬべければいでこのかづらきの神こそさかしうしおきたれとむ  
つかりて物のぞきの心もさめぬめり清少納言に道のほども殿の御さるがうことにいみ  
じくわらひてほとゝうちはしよりもおちぬべしなほ集中四卷七卷十卷にも見えたり  
(江次第七日節會裝束條に日華門内橋北頭立左次將父相撲召合裝束條に春興安福兩殿庇  
自北第一間云々各第三間壇置打橋内侍所御神樂事條に至綾綺殿額間造打橋云々この内  
橋打橋みな同じかるべし)本居氏打橋は打は借字にてうつしの約りたるなりこゝへもか  
しこへも遷しもてゆきて時に臨てかりそめに渡す橋なりといへりさて波にて暫絶て意  
得べし初句より此までは玉藻川藻をいはむ料なり○石橋はその石橋にといふ意なり舊



本に、一云、石浪と註せり、これは浪は體言なり、○生麻留云々、生乎鳥禮流と云るは、御夫婦の御中親しく睦しくして、藻の如くに靡相之と云事をいひ起さむ料の下形なり、○玉藻毛叙云云、川藻毛叙云々、玉藻は、海藻川藻にかぎらず、藻を稱ていふことなり、既に云へり、川藻は、水中の藻にて、品物解に云り、さて二の毛叙の辭に、かへりてといふ意を含めり、玉藻川藻は、心なき小草ぞとおもひおとしてありしかど、かへりてその藻は枯て絶れば、又其根より再生出て榮ゆるを、吾王皇女は、夫君と御中をきよく絶給ひて、又再相見給ふことのなくなれるよとの意を、この二の毛叙の辭にて、聞せたるなり、さて絶者云々、干者云々といふに、御中の絶給ひ、離給ふ意をもたせたるなり、此下同人の歌に、吉雲曾無寸とあるも、毛曾の意此に同じ、(此等は、古今集以降の歌に、志毛曾と云る詞に似たり、古今集に、青柳の糸よりかくる春志毛曾亂れて花のほころびにける、拾遺集に、露にだにあてじと思ひし人志毛曾しぐれふるころ旅に行ける、などあるに通ひてきこえたり、さて又古今集のころよりこなた毛曾といへるは、行末をかねておしはかりて、あやむ意にのみ用ひたれど、此集已前に、さる意なるは見えず、さて又十一に、立念居毛曾念紅之赤裳下引去之儀乎とあるは、たゞ毛と曾とおのづから重りたるのみにて、今とは異れりとおぼゆ、○絶者生流は、枯て絶れば、其根より又新に生るといふなり、○打橋は、その打橋にといふ意なり、○生乎爲禮流は、岡部氏六卷に、春部者

花咲乎遠里、また春去者乎呼理爾乎呼里、十卷に、芽子之花開之乎鳥入緒、十七に、春佐禮播咲花乎々、理などあるに依て、爲を鳥に改めてオヒヲ、レルと訓るがごとし、本居氏此言を師の考にたわみなびく意として、とをを略きて、をりといふと有は、いとむつかし、今按に、此言は、五卷に、みるのこと和々氣さがれる、八卷に、秋はぎのうれ和々良葉になどよめる、此わ、け、わ、らばは、俗語に、髪がわ、くとしてあるとも、髪がをわるともいふ、をわるは、わ、るの通音にて、わ、け、わ、らばは、是と同音なり、又木の枝のしけりてこぐらきを、うちをわるといふも、わ、ると通音なり、然れば、を、りは、わ、りにて、わ、くとしげく生たるをいふなり、花咲を、りも、わ、くとしげく花の咲るをいふといへり、○干者波由流は、枯れば初生るにて、上の絶者生流を、言をかへしのみにて、意は全同、於布と波由とを別て釋ときは、於布は、ひそく生殖をいひ、波由は、芽の初て萌出ること、に云り、十四に、楊奈疑許曾伎禮、婆伴要須禮、顯宗天皇紀に、美媛、美此云波曳、(美は字書に、草木初生貌と云り、此字よくあたれり、六卷に、家之小篠生と見えて、生字をハユの假字にせるは、ハユといふも、生る中の一なれば、ぞかし、さればハユと云には、生字をも借て書べし、オフといふには、美字などは書べからぬ理なりとしるべし、)などあり、さて初句より此までは、御中の絶離給ふことを、玉藻川藻の絶者云々、干者云々といふにてきかせ、又下の藻の如く靡相之といひ興さむ料にもした



るなり、かく比へたる意と、下をいひ興す料と、此まで二しへの用を帯て云るが故に、ようせ  
 ずば此處まがひぬべし、○何然毛、此詞は、下の忘賜哉といふ句の上におきて意得べし、よる  
 しき君が朝宮夕宮を、何しかも忘賜哉、背賜哉の意なり、○吾王乃は、皇女を指て申せり、○立  
 者、タ、セ、バと訓めるは、立者の伸りたる言にて、立賜者といふ意なり、○許呂臥者は、ころび  
 伏ばといふにて、許呂は臥す形容をいふ言なり、下には自伏君之とあり、○靡相之は、ナビキ  
 シの伸りたる言にて上に云り、○宜君之は、忍壁、皇子をさせり、これを皇女の御こと、せむ  
 はわろし、さて宜とは、皇女と共に興とても臥とても、玉藻川藻の如く靡附給ひて、何事も御  
 心のまゝに、打あひかなひたるよしなり、岡部氏が、宜とは、貌などの足ひそなはれるを云な  
 りと云るは、いさゝかたがへり、○朝宮乎夕宮乎は、たゞ朝夕の宮をなり、かく文を交にせる  
 こと古語の常なり、何一あかずおぼす御事はあるまじく思ふに、何によりてか、忘れ賜ひ背  
 き賜ひて、朝夕の宮事を執賜はぬそといふ意なり、○忘賜哉、背賜哉は、あさき御中ならば、ふ  
 とおぼし忘れ賜ふ事もあるべく、御心になはぬ事あらば、背き賜ふこともあるべきこと  
 わりなるに、さることあるまじきを、何しにか忘背給ふぞといふなり、さて上に何然毛と  
 あるに、又こゝに至りて、賜哉とあるは、たちまち何し可もの可と賜哉の哉と疑の詞重りた  
 るは、いかにぞといふに、此集をとり見る人こゝに心を付べきことなるに、今まで註者等も

とかくさだしたることのきこえざるはおろそかなり、こは一の哉の言は軽く見る例にて、  
 八卷に、打蟬乃人有我哉如何為跡可一日一夜毛離居而嘆戀良武十一に相見者千歳八去流  
 否乎鳴我哉然念待公難爾十二に浦觸而可例西袖叫又卷者過西戀也亂今可聞十三に世間  
 乎倦跡思而家出爲吾哉難二加還而將成十四に比流等家波等家奈敵比毛乃和賀西奈爾阿  
 比與流等可毛欲流等家也須流十七に安麻射可流比奈毛乎佐牟流麻須良袁夜奈爾可母能  
 毛布大和國添下郡藥師寺佛足石碑、御歌に、伊可奈留夜比止爾伊麻世可伊波乃宇閉乎都知  
 止布美奈志阿止乃祁留良牟後ながら新續古今集に、君のみやあかずかも見むをのゝえの  
 朽にし山の峯のもみち葉とあるも此格なり、今昔物語藤原親孝子爲盜人被捕質、依頼信朝  
 臣言免語に、後に此奴をきりきざみたりとも何の益かあらむやとあるも此格か、などあり  
 て、可と夜の言重るときは、いづれも夜の言軽く見る例なり、又四卷に、如此爲而哉猶八將退  
 不近道之間乎煩參來而七卷に、如是爲而也尙哉將老三雪零大荒木野之小竹爾不有九二な  
 ど、哉の言を一重ねても云り、これも一の哉を軽く見る可と夜の言の重なれるに同じ、  
 又十二に、寤香妹之來座有夢可毛吾香感流戀之繁爾十四に筑波彌爾由伎可母布良留伊奈  
 乎可母加奈思吉兒呂我爾努保佐流可母と可の言を二重ても云り、これも一の可を軽く見  
 ること、上の例に同じ、かゝるを右の十二なると十四なるとを、てにをはのと、のはざるよ



し、本居氏詞、瓊綸に云るはいかゞなり、過にし戀也は、過にし戀のとあるべしと云るも中々に非なり、必戀也といはでは語勢と、のはざるなり、然るに古歌の他の例格を、ひろく見集めて考わたせることもなく、たゞその一二首のみをとらへて後世の歌の例どもに、引くらべ准へたるが故に、てにをはのと、のはざる歌のやうに、一わたり意得たるにて疎忽なり、すべて詞、瓊綸に古風歌をのせしには、あかぬこと、のいと多かれば、おのれ別に、誠叢といふ物を著して、委く論置り、○宇都會臣跡念之時は、現そみにてありし時にといふにて、現在の人にておはしませし時にと謂意なり、念の言は軽く添ていふ例なり、○春部者は、春方はなり、既く出、○秋立者、岡部氏が、立は去の誤にて有べしと云るは何事ぞや、既く一卷にも、秋立者とあるをや、八巻にも、秋立而幾日毛不有者とあり、○黄葉挿頭、これまで四句は現在のことの御遊のさまをいへり、一卷同朝臣吉野の長歌に、春部者花挿頭持秋立者黄葉加射之とあるに全同也、○敷妙之袖携、この二句は下の幸而の上へうつして意得べし、○鏡成は、枕詞なり、成は如といふ意にて、鏡の如く見と云係たるなり、四巻に、鏡成見津乃濱邊爾十五に、可我美奈須美津能波麻備爾などあり、○雖見不賦賦、字、拾穂本には、厭と作り、は、ミレドモアカニと訓べし、○三五月之は、十五日夜の月は見に愛らしければ、ゆづらしといはむ料の枕詞とす、三五月は、和名抄に、釋名云、望月、大十六日、小十五日、日在東、月在西、遙相望也、和名毛知

都岐とあり、釋名は、望といへる、から字の義をことわれるなり、さて釋名の説によるときは、望とさすもの月の大小によりて、十五日と十六日との異ありと見ゆ、しかるを後には、望日とは、十五日をいふにかぎれることになれるなるべし、三五と書る則其なり、名義は、満月なり、毛と美と音親通へり、○益目類染は、いよいよめづらしうといふが如し、めづらしは、愛しなり、三、中に委云り、この美の辭は、此下に、若草其嬌子者不怜彌可さぶしうかなり、念而寢良武、四巻に、吾妹兒矣相令人乎許會戀之、益者恨三念、うらめしう念へなり、十一に、眉根搔下言借見、下いふか、しうなり、思有爾去家人乎相見、鶴鴨十六に、春避而野邊、尾回者面白、面白うなり、我矣思、經蚊などある皆同例なり、かやうに用たる事集中に甚多し、猶總論に云り、○所念之は、皇女のおもほしめし、といふなり、○君與時時とは、君は忍坂部、皇子をさせり、時は、舊本のまゝにトキムと訓べし、これを岡部氏考にも、千蔭略解にも、ワリとよめれども、ワリとてふ詞、古言にその例見えたることなし、廿卷に、等伎騰吉乃波奈波佐家登母、允恭天皇紀歌に、宇彌能波摩毛能余留等、枳等枳弘などあり、時々は、こゝは花の時、黄葉の時なり、その時々をたがへず、皇子と袖携へて御遊し給ふよしなり、○幸而は、御座ましてと云むが如し、○御食向は、枕詞なり、此を冠辭考に兩説出せる中、一には、御食の机に向ふが如く、直ちに前にむかはるゝ地をいふにや、と云るはうけがたし、その一に、御食に、供るものゝ







つゞけたり、毛詩に、東有啓明、西有長庚、とありて、一の太白星の、晨に東方に見ゆるを啓明といひ、昏に西方に見るを長庚と云、といひ、或は啓明は金星、長庚は水星にて、二の星の名なりとも云り、今の歌は、一星とする説によりていふか、○彼往此去は、或は彼方に往、或は此方に往、と云なり、さるはあまりに御物思の繁く、御心の亂れ賜ふによりて、直行には得行賜はず、彼方此方千鳥がけに行賜ふよしなり、○大船は、枕詞なり、大船は海上に浮びて、ゆたくと猶豫ひつゝ、行ものなれば、かくつゞけたり、十一に、大船乃絶多經海爾重石下ともあり、○猶豫不定見者、まづ多由多布てふ言は、十一に、海原乃路爾乘哉吾戀居大舟之由多爾將有人兒由惠爾、十四に、安齊可我多志保悲乃由多爾於毛敷良婆云々などある、其由多に多の語をそへ、多由多といひ、由多に多由多にと云も、由多に由多に、と打疊ね云言なるを、下の由多に、多の語をそへて云たるなり、其を活用して、多由多布とも多由多比とも云るなり、さてこは上の枕詞よりは、船の浪に揺れてたゆたふとつゞき、受たる方にては、道すがら彼方此方にたどり行つゝ、いづくをはかと定まらず、猶豫ひおはしますを云るか、ときこゆれど、しからず此上に、大船之泊流登麻里能絶多日二物念瘦奴人能兒故爾、七卷に、吾情湯谷絶谷浮暮邊爾毛奥毛依勝益士、古今集に、いで吾を人勿とがめそ大船の由多の多由多に物思ふ頃ぞなど見え、又十三に、大舟之行良行羅二思乍、十七に、大船乃由久良由久良爾思多吳非爾伊都可聞

許武等麻多須良武などあるを考合すに、みな心の動搖ことを、多由多布とも由久良由久良とも云れば、此もその意にて、御心のゆたくと動搖きて、甚く悲しみ物思ひし賜ふ御形容を見まゐらすればといふなり、されば彼往此去は御道に附ていひ、此は御心の惱み賜ふことを云るなり、○遣悶流は、本居氏説によりて、ナグサムルと訓べし、岡部氏考には、舊本に従てオモヒヤルと訓れど、ナグサムルと訓む方猶穩なり、但し本居氏のナグサムルとよめるは意得ず、そは四卷、九卷、十一、十二等に名草漏、十一に、名草溢と書たるによりたりと見ゆれども、そは漏をムルに轉借たるにて、集中にカギロヒを香切火、ミアラカを御在香、高圓を高松、アヂキナクを小豆無、タラチネを足常、マヨヒを間結と書る類なれば、ナグサムルとよむは字に泥める訓なり、假字に奈具佐毛流と書るは、一もなきことなるをや、假字書は五卷、十七に、奈具佐牟流、十三に、名草武類、十八に、奈具佐无流、同卷に、那具左牟流などあり、さて那具左牟流は、たゞに心を樂ましむるとは異にて、くさく、物思のある時、その物思をはるけやりて、心を和さむるをいふ言なり、此に遣悶の字を書るも、その意なり、さて那具左牟流情の無は、いかでその物思をはらさむと思へども、はるけやるべきすべのなきよしなり、○情毛不在、在字、拾穂本には有と作り、は、作者のなきさむる情もあらずといふなり、○其故は、ソコユエニと訓て、それゆゑにといふ意なり、○爲便知之也は、本居氏此一句誤字あるべし、セ



ム。ス。ベ。ヲ。ナ。ミ。と。か。又。セ。ム。ス。ベ。シ。ラ。ニ。な。ど。あ。る。べ。き。處。な。り。と。云。り。○音耳母名耳毛不絶(母)字拾穂本には毛と作り音と名と同じことに落れども疊ねいふは古語の常なり耳は二ながらせめて音のみなりとも名のみなりとも絶ずといふ言なりと本居氏云り○天地之彌遠長久は天地の盡ることなく絶る事なきが如くに彌遠長くいつまでもといふなり○思將往はシヌヒユカムと訓べし中御門本に思を偲と作り集中シヌフとよむには多く偲字を書たれどもまた思字シヌフと訓例も多しその證をかつゝ舉むに十一に朝柏岡八河邊之小竹之眼笑思而宿者とあるはさらにて三卷に日本思櫃同卷に秋去者見乍思跡妹之殖之四卷に吾形見見管之努波世云々吾毛將思六卷に後爾之人乎思久四泥能埒七卷に墨吉之云々緣白浪見乍將思八卷に益而所思九卷に君乎將思十二に猶戀久思不勝焉十三に夕庭入居而思同卷に君可將思同卷に懸而思名十六に穗庭莫出思而有情者所知十九に本郷思都追などある思字はみなことごとくシヌフとよまずてはかなはぬ處なりしかるを或人思をシヌフとよむは偲の誤とおもへりしはくはしからずこれにても一卷に巨勢山乃云々見乍思奈とあるもミツシヌハナなることをしれ○御名爾懸世流は明日香皇女と申す御名に懸賜へるといふなり懸世流は懸有の伸りたる言にて(カセ切ケ)懸賜へると云ことなりさて十六に櫻兒を哀める歌に妹之名爾繫有櫻花開者ともありて名に負持

ることを名に懸ると云ること多し○早布屋師は早布は借字にて愛きなり屋師は助辭なり此詞古事記書紀集中にかたゝ見えて波之吉也思とも波之家也思とも波之吉與思ともいへり皆同じことなり波思吉は既く出づ岡部氏考の別記に早布は細きてふ言の略きなり屋は與に通ひて細きよなり下の師は助辭のみそのくはしとはむる言を轉じてかゝる事にいふ時はしたしまれなつかしまるゝことゝなりぬ仍て此言に愛字をも書たり古事記倭建命の思國御歌三首の一夜麻登志宇流波斯とのたまへる宇流波斯は宇良具波斯の良具の約流にて裏細なりその二に波斯那夜斯和伎幣能迦多由久毛韋多知久母てふは右の宇流波斯の宇流を略きて下に夜師の言を添給ひしのみにて同言なり即ともによまとをなつかしみおぼす御ことばなるをおもへと云るはかたゝ言の本をとり誤めたる論なり今その誤を辨むにまづ波之伎といへる詞のおもむきを考へわたすに物の美麗をこなたより賞愛ていふ詞にて俗に可愛らしきといふと全同じ波斯那夜斯和伎幣能迦多用とあるもこなたより我家の方を賞愛ての給へり此上三吉野乃山松之枝者波思吉香聞とあるもこなたより松か枝を賞愛て云り猶この類集中いくばくぞや多かれどもみな同じおもむきにして其物の自ら細精を波思吉といへることはかつてなし久波斯伎は其物の自ら細精を云て古事記八千矛神御歌に登富登富斯故志能久邇邇久波志賣遠阿理登



伎許志豆とある久波志賣は其女の容の固自細精を云て波之伎女と云とは自他の異なることなり十九に青柳乃細眉根乎咲麻我理といへる細眉根も少女の眉の自細精を云るにこそ波之伎眉根といはむとは同じ意ならぬをもおもへ猶此詞どもいくばくぞや多かれども皆其意なるにて久波志吉と波思吉とはもとより異なることをさどるべしかくて又字流波斯を字良具波斯を約めたる言ぞといへるもあたらぬことなり其よしは下に辨ふべし○形見何此焉焉字古寫本には鳥と作りは本居氏云何は荷の誤なりカタミニコヲと訓てこゝを形見にしのびゆかむと上へ返る意なり按に毛詩百祿是何とありて註に何任也春秋傳作荷とありされば何荷は彼方にて通用たりとおほゆれば本のまゝに何とありてもニと訓べしされど何をニと訓ること此集中に例なければ荷の誤にてもありぬべし○歌意は明日香川の川藻は情なき小草ぞとあなづりいやしめてはありしかどかへりてその藻は枯て絶れば又其根より再生出て榮ゆるを吾王明日香皇女は夫君忍坂部皇子と御中をきよく絶給ひて又再相見給ふことなくなれるよそもく吾王皇女の起給ふとても臥給ふとても川藻の石に靡き附如く靡附給ひて何事も打あひ御心にかなひ給へりといふれば忘れ給ふことも背きたまふこともあるまじきにかなればか夫君の朝夕の宮事執持給ふことをやめ給ひて遠く避り行給ふぞやさて皇女の現世にまし

し時にその夫君とことに御中親く睦しく愛しくて春は花の時秋は黄葉の時その時々をたがへず諸共に袖携はり給ひて出おはしまして遊び賜ひし城上宮を萬代に不易常宮と定め給ひて其地に永く鎮り座ませば今は現世の人に相見給ふことも相語給ふことも絶はてぬればそれをかなしみ給ひて片戀しつゝかよひおはします夫君が御念にうなだれしなえて彼方此方とたどりつゝ御心をいたくいためくるしめておはしますを見まぬらすれば吾も思のはるけむたよりもなくかなしくはあれどせむすべなしよしや御名にかけ給ふ明日香川を御形見に見つゝせめて音のみなりとも名のみなりとも今より行さき天地と共に遠長く世人も慕ひ奉り行むぞとなり此歌にまづ明日香川をもていひおこしたるは此皇女そのあたりに御座まし給ひてやがて御名にも負したる故なりさて初句より打橋渡まで六句は玉藻川藻をいはむ下形なりさて石橋と云より干者波由流まで八句は皇女の薨給ひて夫君と御中を絶給ひて再相見給はぬをかへりて小草の藻は枯て絶れば又再生出て榮ゆるものと云意を含めて絶者生流云々干者波由流云々といひさて生麻留生乎鳥禮流と云るは下の藻の如く靡相之と云ことをいひ起さむ料の下形なり此處いとくまぎらはしければようせずばまがひぬべし何然毛と云ふより背賜哉まで十二句はかくまで親しく睦しき御夫婦の御中をいかなれば背き給ふにやと云るにてなほ現



世に御座まして、御中を背き給ふことくいひなして、さて次の宇都曾臣跡云々にて、喪去賜へるよしをいひ顯したり、宇都曾臣跡と云より遊賜之まで十六句は、現世に御座まし、ほど御夫婦の御中睦しくて、春秋の御遊をも諸共にせさせ賜ふことを云り、御食向といふより目辭毛絶奴まで六句は、城上の御墓所に永く安定り給ふをいへり、所己乎之毛と云より猶預不定見者まで十二句は、夫君忍坂部皇子の歎苦み賜ひて、御墓所におはしますさまを云、遺悶流と云より結尾まで十五句に、作者の意を述べて終めたり、あなかしこ明日香皇女の御名も、此朝臣の精神も、この歌にとゞまりて、天地の遠長く、千載の今に絶せず傳はれるは、又いみじきかたみになむ有ける、

短歌二一首

短字拾穂本には反と作り、○二首の字拾穂本には無、  
明日香川四我良美渡之塞益者進留水母能杼爾賀有萬思

四我良美渡之は、四我良美は塞擗なり、セキの切シ、渡之は、彼岸此岸相渡しの意なり、七卷に、明日香川湍瀬爾玉藻者雖生有四賀良美有者靡不相とあり、○塞益者は、塞てあらばといふが如し、○進留水母は、義を以ナガル、ミゾモとよめり、○能杼爾賀有萬思、能字類聚抄には乃と作り、舊本に、一云水乃與杼爾加有益と註せり、本章を用べし、能杼は、のどくと靜に淀

める意なり、十三に、吹風裳母穗丹者不吹、立浪裳篋跡丹者不起、拾遺集に、涙川能杼爾可爾だにもながれなむこひしき人の影やみゆるとなどあり、○歌意は、いかに明日香川の早瀬なりとも、彼岸此岸塞擗を渡して塞留めましかば、なほ流るゝ水も淀みてあらまじものを、皇女の御命をとゞめまゐらせむすべのなきが、悲しき事となり、契沖古今集に、あねの身まかりける時よめる忠岑がうたに、せをせけば淵となりてもよどみけりわかれをとむるしがらみそなき、この心におなじと云り、

明日香川明日左倍將見等念八方吾王御名忘世奴

明日左倍、舊本に、明日谷とありて、一云左倍と註せるに従つ、○念八方、舊本に、一云念香毛と註せり、本章を用べし、八は後世の也波と同じ、方は歎息辭なり、○御名忘世奴、舊本に、一云御名不所忘と註せり、いづれにても有べし、○歌意は、明日香川を、明日さへもまた見むとおもはむやは、又も見むとはおもはれぬことぞ、なぞといは、明日香川をみると、皇女の明日香と申す御名がわすられねば、戀しき情にいよく、たへられぬ故にとなり、

柿本朝臣人鷹妻死之後泣血哀慟作歌二一首并短歌

泣血哀慟は、例のうるさき漢文なり、この四字にて、カナシミと訓べし、○此二首の長歌、前一首は、假に通ひて婚し妻の死たるをかなしみ、後なるは、子ありし嫡妻の死れるをかなしめ



る歌なり、さてか、れば、前なるは妻とはいふべからぬが如くなれども、古は今世と異にて、なべては女の家に往來ひつゝ、婚しなれば、嫡妻ならぬをも、妻といはむにたがはず、なほこの事、上に委註せるがごとし、また此、上に、人麻呂從石見國別妻上來時、歌に、左宿夜者幾毛不有とあれば、これもかりに通ひて婚し妻なるを、考合せてしるべし、神代紀に、天稚彥受勅來降、則多娶國神女子、經八年無以報命、とあるを始めて、妻を多く持し例、古よりいと多かり、古事記上卷須勢理毘賣命の、夫君大國主神に申し賜へる御歌に、夜知富許能加微能美許登夜、阿賀淤富久邇奴斯許曾波遠爾伊麻世婆、宇知微流斯麻能佐岐邪岐、加岐微流伊蘇能佐岐淤知受、和加久佐能都麻母多勢良米、阿波母與賣邇斯阿禮婆、那遠岐氏遠婆那志、那遠岐氏都麻波那斯云々とあるも、男は妻を多くもち、女は夫をおきて、外につまをもたざりし上、代の風おもひやるべし、大和物語、良峯宗貞通世せし時の事を云る所に、妻は二人なむ有けるを、よろしく思ひけるには、猶世に經じとなむ思ふとふたりにはいひける、かぎりなく思ひてこどもなどある妻には、ちりばかりもさるけしきも見せざりけり、とあるを見れば、やゝ後までも其風遺れるなり、さて猶こゝは、前なると後なるとは別の妻なれば、一に引連ねて、かく作歌二首とは書すまじき理なれども、もとより題詞は、二ながら妻死之後とはありしなるべし、さて此集は、もとより清撰る書ならねば、唯題詞に打まかせて、其後此集編めし

にも、なほかく一連に書せしものなるべし、岡部氏考に、前なるを、所竊通娘子死之時作歌と書し、後なるを、妻之死後悲傷作歌と書せるは、理はさることにあれども、なほ私説なり、且往通ひて婚をも妻といひしは、古のならばしなることをも、しらざりしなるべし、  
 天飛也。輕路者。吾妹兒之。里爾思有者。勳欲見騰。不止行者。人目乎多見。眞根久往者。人應知見。狹根葛後。毛將相等。大船之。思憑而。玉蜻磐垣淵之。隱耳。戀管在爾。度日乃。晚去之。如照月乃。雲隱如。奧津藻之。名延之。妹者。黃葉乃。過伊去等。玉梓之。使乃言者。梓弓。聲耳聞而。將言爲便。世武爲便。不知爾。聲耳乎聞而。有不得者。吾戀。千重之一。隔毛。遣悶流。情毛有八等。吾妹子之。不止出見之。輕市爾。吾立聞者。玉手次。畝火乃。山爾。喧鳥之。音母不所聞。玉梓。道行人。毛。獨谷。似之。不去者。爲便乎。無見。妹之名。喚而。袖曾振。鶴。  
 天飛也は、輕の枕詞なり、四卷に、天翔哉輕路從、十一に、天飛也輕乃社之などあり、契沖、天飛也、鴈とつゞけたり、木梨、輕、太子の御歌にも、阿麻陀牟加流袁登賣とよみ給へり、第十に、天飛也、鴈乃翅云々とよめるにおなじ、五音通へば、いそのかみふるとつゞく心にて、石の上ふりにしさと、もかり用ひ、栗はうごくまじきものなれど、くるすのをのといふとき、くるすともいはるゝたぐひなりと云り、なほ加里と輕と親通ふことは、姓氏錄に、雄略天皇、御世、獻加里乃



郷仍賜姓輕部君とあるを併考べし、また天飛といふ詞は集中八卷に天飛也領巾可多思吉十一に久堅之天飛雲爾十五に安麻等夫也可里乎都可比爾古事記輕太子御歌に阿麻登夫登理母都加比曾などあり、○輕路者は大和國高市郡輕といふ地の道路はなり、三卷に輕池とあるも此地なり、應神天皇紀に十一年作輕池とも見ゆ、輕は久米村の東北にして、村の東に大路今にありとぞ、○里爾思有者は妹家の里にあればといふなり、思はその一すぢなるを云助辭なり、里といふ名義は盛處にて、サカの切サとなれり、リは活用言なれば自省かる、元は人家の盛繁に造並たる處といふことなるべし、三卷に青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薰如今盛有、これも人家の繁くにぎははしく造ならびたるを盛と云るなり、こは佐刀といふ名の本義をいふなり、さて人の家敷住處をば、凡て佐刀とぞ云る、○慙は如根になり、根とは物の底の極をいふ稱にて、草木の根なども土底の極延入よしの稱なり、如を母己呂といふことは例多し、かれば行至らぬ極なく、慙に慙く爲し思ふことなどを根母己呂とは云るなり、此詞を後々にねむとろと云は、もをむに轉したるなり、かかげるふの日記に、そのほどの心ばらしも、ねもころなるやうになりけり、太田道灌羣京集に、ねもころなる消息なればなどあるは、たましく古言のまゝに云るなり、○欲見騰は、見むことを欲く思へども、の意なり、○不止行者は、常に不止行ばの意なり、不止をヤマズと訓こと、岡部氏考に、ツネニとよめるは非

なり、四卷に常不止通之君我とも見えたり、○人目乎多見は、人目が多き故にの意なり、もし見あらはされて、いひさわがる、事もあらむか、と心おくよしなり、○眞根久往者は、たびたび行ばの意なり、眞根久は數多をいふ言にて、既く出づ、○人應知見は、人が知ぬべき故にの意なり、○狭根葛は、既く云つ、こゝは葛は、はひ別れて又末の行あふものなれば、後に相といはむ料の枕辭とせり、○大船之は、枕詞なり、既く出づ、○玉蜻は、枕詞なり、契冲云、石の中に火を具するゆゑに、玉蜻の石ともいはともつゝくるなり、○磐垣淵之は、隠をいはむ料なり、磐石の立圍みたる、山川の淵の隠りかなるよしなり、凡て垣といふ稱は圍なり、タミの切キ、青垣山などの垣も同じ、磐垣青垣を垣の如きよしとするは、語の本義を違れたる論なり、○隱耳は、隠りて耳の意なり、表にあらはさぬよしなり、妻とはあれど、かよひ婚し女なれば、人目を憚りしなるべし、故隱耳戀とは云るなり、○度日乃、此より下四句は、名延之妹者の次へうつして意得べし、○晚去之如は、クレユクガゴトと訓べし、日の暮て、西山に隠れ行が如くといふなり、クレユルとよめるは非じ、さて度日照月と對へいひたるは、三卷不盡山歌に、度日之陰毛隱比照月乃光毛不見とある此なり、○照月乃雲隱如は、今まで照し月のふと雲に隠るが如くといふなり、○奥津藻之は、麻の枕詞なり、○黄葉乃、過のまくら詞なり、既く一卷に出づ、十三にも、黄葉之過行跡とあり、○過伊去之等は、死去しとなり、須藝の切志にて、即死



なり、○玉梓之は、本居氏按に、上代には、梓の木に玉を着たるを、使のしるしに持てあるきしなるべし、そは思ひかけたる人の門に、錦木を多くたてしと心ばえの似たることにて、すべて使を遣る音信の志をあらはすしるしに、玉つけたる梓を持て行しなるべし、さて後に文字渡り來て、書をかはす世になりて、消息文は使のもてくる物なる故に、かの玉梓に准へて、それをも同じく玉梓と云るなるべしと云り、岡部氏、玉はほむる詞、津は助辭、佐は章の字の意にやとあるは、甚心得ぬ説なり、○梓弓は、音のまくら詞なり、此は古の弓には、弭に音ありて、殊に鳴響くべく造りたりと見ゆれば、音といふにつけたるなるべし、○聲耳聞而は、音づれのみ聞てといふなり、舊本に、耳を爾と作て、一云聲耳聞而と註せるに従つ、○聲耳乎聞而、有不得者は、音づれにのみ聞て得堪あらねばといふなり、○千重之一隔毛は、千が一だにもといふ意なり、四卷丹比真人笠麻呂下筑紫時、歌に、吾戀流千重乃一隔母名草漏情毛有哉、跡家當吾立見者七卷に、名草山事西在來吾戀千重一重名草目名國十三に、吾戀流千重乃一重母人不知本名也戀牟などあり、○遺悶流は、ナグサムルと訓べし、既く此上に出、○情毛有八等は、心もありやせむといふ意なり、○不止出見之は、舊本に従て、マゾイデミシと訓べし、岡部氏考に、ツネニデミシとよめるは、わろし、女の現世に、人麻呂の通ひ來るやと出見しを云るにや、○玉手次は、畝火の枕詞なり、一卷に出づ、此より下三句は、音といはむとて

の序なり、○畝火乃山は、輕里よりいと近ければ、その山の鳥が音を以ていひおこしたるなり、四卷に、天翔哉輕路從玉田次畝火乎見管とあり、○音母不所聞は、妹が音だにも聞えずといふなり、音はオトとも訓べし、○玉梓は、枕詞なり、既く出づ、○道行人毛は、市路を群行人もなるべし、○獨谷は、谷は借字にて、獨さへといはむが如し、○似之不去者は、群行人の中に、面形の妹に似たる人だに往來せば、そを見てもなぐさむべきに、似たる人だに獨さへ行ねばといふなり、三卷に、河風寒長谷乎歎乍公之阿流久爾似人母逢耶ともあり、○爲便乎無見は、爲便が爲さにといふなり、○妹之名喚而袖曾振鶴悲みの極まりて切れるさま、まことにあはれともあはれなりけり、○舊本、此末に、或本有謂之名耳聞而、有不得者句とあるは、此歌にかなはず、削去べし、○歌意は、輕の路は妹が家里にてあれば、つね々々やまず行て住まほしくはおもへども、もしたび々行ば、人目が多き故に、見あらはされて、いひさわかれなば、中に後あしかりなむ事もあるべければ、打はれて夫婦とならむ時もあるらむ、と末をたのみて、心裏にのみ戀しく思ひて、月日を経わたりしあひだに、まことやおもはずも、その妹は身まかりぬと使の告來れば、いはむかたなくせむかたなく、あはれにかなしく、音づれにのみ聞ては、あるにも得たへあらねば、吾心の千が一だに、なぐさむ方もやあらむ、と輕の市に出て聞ても、もとより妹が音もきこえず、市路行かふ諸人だに、獨さへ妹に似かよへる人



もなければ、今はせむ方なさに、さげび袖ふりなど、心まどひのせられつるよとなり、極めて物のかなしきをりも、うはべに丈夫づくりて、然あらぬ體にふるまふは、まことしくて中々に心はかなし、かく事の堪がたく情の切れるに至りて、そのまことのありさまを、打あけてあらはす時は、心はかなく聞えてまことなり、かくまことを、そのまことにつくろはず言に出せること、此朝臣ならでは誰かは得いはむ。

短歌二首

秋山之黄葉乎茂。迷流妹乎將求。山道不知母。

迷流は、麻杆散流の伸りたるにて、妹が迷ひ賜へると云意なり、岡部氏考に、妹を見失へるといふなりと云るは、令迷るといふ意に見たるにや、まさらはし、○山道不知母、舊本に、一云路不知而とあるは、とるべからず、母は歎息辭なり、○歌意は、秋山の黄葉の茂きに、其を賞るとして入て、其茂さに迷はしたまへる妹を、とめ行べき道をしらぬことよとなり、死て入にし妹を、なほ現世にある如くにいひなしたり、七卷に、秋山黄葉何恰浦觸而入西妹者待不來といへるは、今に似たり。

黄葉之落去奈倍爾。玉梓之使乎見者相日所念。

落去奈倍爾は落ぬる並になり、散るにつれてと云むが如し、○歌意は、黄葉の散るにつれて、

妹が家より使の來しを見れば、そのかみ相見し日の思ひ出られて、面影に立となり、現在にありし時、妹が使を待得て、行て逢たりし日にも、みち葉の散たりけむ、その日のやうに、けふも黄葉のちるに、使の來たるを見れば、かの逢し日の心持するよしなり。

打蟬等念之時爾。取持而吾二人見之。趁出之堤爾立有槻木之。已知碁智乃枝之。春葉之茂之如久。念有之妹者雖有。憑有之兒等爾者雖有。世間乎背之不得者。蜻火之燎流荒野爾。白妙之天領巾。隱鳥自物。朝立伊麻之。豆入日成。隱去之鹿齒。吾妹子之形見爾。置若兒乃。乞泣每取與物之無者。鳥穗自物。腋狹持。吾妹子與二人吾宿之。枕付。孀屋之内爾。晝羽裳。浦不樂晚之。夜者裳。氣衝明之。嘆友。世武爲便。不知爾。戀友相因乎。無見大鳥羽。易乃山爾。吾戀流。妹者伊座等。人之云者。石根左久見手。名積來之。吉雲曾無寸。打蟬跡。念之妹之。珠蜻。髣髴谷裳。不見思者。

打蟬等念之時爾は、舊本に、一云宇都曾臣等念之と註せり、うつせみなりし時にといふなり、念は、軽く添たる詞なり、○取持而は、次の或本に、携手とあれば、タヅサヘテと訓べし、○吾二人見之は、妻となり、○趁出之は、ソシリデノと訓べし、ハシリデノとよめるは、わろし、門ちかき處をいふ、九卷に、我背兒我使將來歟跡出立之。此松原乎今日香過南とある出立の類なり、



雄略天皇紀御製歌に、舉、暮利矩能播部制能野磨播云々和斯里底能與盧斯企野磨能と見ゆ、  
 (但し、其は、山の自成、出たる體勢を詔へるにて、言は同じけれど、意は別なり) ○堤爾立有堤に  
 木類をうゝるは、營繕令云、凡堤内外并堤上、多殖榆柳雜樹、宛堤堰用 ○槻木は、品物解に云り、  
 ○己知基智乃枝之は、此方此方之枝之なり、本居氏、こは彼方此方なるを、此方此方としも云  
 は、此方より彼方といふ處は、彼方にては又此方なれば、此方、彼方、此方、彼方、各と云  
 言の如しと云り、三卷に、奈麻余美乃甲斐乃國打緣流駿河國與己知基智之國乃三中從出立  
 有不盡能高嶺者、九卷に、白雲乃立田山乎云々許智期智乃花之盛爾などあり、古事記雄略天  
 皇條にも、此詞見えたり、○春葉之茂之如久は、葉の數のかぎりなく茂が如く、しばしに念  
 ひ憑みしといふ意なり、○世間乎背之不得者は、常ならぬ世間のことわりを、背きえざれば  
 といふなり、三卷に、坂上、郎女の新羅の尼理願が死れるをかなしめる歌に、生者死云事爾不  
 免物爾之有者とよめる、同じ意ばえなり、○蜻火之燎流荒野爾は、契冲云、陽炎はとほく見ゆ  
 るものなり、ひろくはてなき野といはむとて、蜻火のもゆるとはいへり、○白妙之天領巾隠  
 は、本居氏、葬送の旗を云、柩の前後左右に、旗をたて持行さまなりと云り、今按、に、旗を云とい  
 へることおぼつかなし、此は步障を、領巾に見なして云るなるべし、柩の前後左右に、步障を  
 立圍て行さま、神祇、伯葬式の古圖に見えたり、古より然せしなるべし、和名抄にも葬送、具に

喪禮圖云、白布帷、以障婦人、今按、俗用步障是とあり、さて天領巾とは、天人の天路を往來ふ領  
 巾のよしなれば、こゝは葬を天に上ると見なして、白布之天領巾とはいへるなるべし、(頭註、  
 孝德天皇紀、王以上之墓者、云々、其葬時帷帳等、用白布云々、凡王以下、小智以) ○鳥目物は、枕詞なり、鳥  
 上之墓者、云々、其帷帳等、宜用白布、庶人亡時、云々、其帷帳等、可用鹿布云々、  
 のねぐらを朝立出て行を以て、いひつけたり、○朝立伊麻之豆は、伊はそへ言にて、朝立座  
 てなり、(略解に、伊麻之は、いにましなりと云るは非なり、既にも云り) ○入日成は、枕詞なり、成  
 は、如なり、此は入日の山端に隠るゝ如く、隠れにしかばとつゝくなり、三卷にも、入日成隠去  
 可婆とあり、○隠去之鹿齒、此まで葬送し事をいへり、去之は過去し方のことをいふ辭なり、  
 ○形見爾置有有字は、次の或本に從て補入つゝは、表記に残し置てあるといふなり、○若兒乃  
 は、ワカキコノとよむべし、齊明天皇紀に、于都俱之枳阿儼倭柯枳古弘、十七に、伊母毛勢母和  
 可伎兒等毛波と假字書もあり、三卷に、若子乃匍匐多毛登保里、又若子乎置而などあるをも、  
 ともにワカキコとよむべくおぼゆ、○取與物之無者は、兒の泣をなぐさめむ料に、取て與ふ  
 る物の無ればといふなり、物は若子の弄物なり、(岡部氏考に、物は人なりと云るは、いかに心  
 得たりしにや、いといふかし) 之は例のその一すぢなるよしを、思はせたる助辭なり、○鳥穗  
 自物は、岡部氏考に、鳥穗は、鳥穗の誤なり、をとこじものと訓べしと云り、次の或本には、男自  
 物と書り、三卷に、腋狹兒乃泣、每雄自毛能負見抱見、十一に、面形之忘豆在者、小豆鳴、男自物屋



戀乍將居などあり、さてこれらは、常に某自物といふとは、いさゝか異りて、男のすまじきわざをするをいふ意にいへり、○腋狹持は、兒を腋に抱く貌なり、○枕付は、枕詞なり、此は夫妻は間房に枕を雙附て相寝する故にかく云り、五卷に、摩久良豆久都摩夜佐夫斯久十九に、枕附都麻屋之内爾などあり、○婦屋は、夫妻率て隠る所の屋なり、上に婦隠有屋上乃山乃とある處に既、釋り、○浦不樂晚之は、ウラサビクラシと訓べし、心を痛めて日を暮すよしなり、言意は既く云つ、本居氏は、師考に、うらふれとよまむはわろしとあれども、卷々に浦觸裏觸といへるいと多く、又五卷十七卷などに、假字にも宇良夫禮と書れば、わろからずといへれど、なほ浦不樂、浦不恰など書るは、ウラブレとは異なるべし、○氣衝明之は、氣息を衝て吟き嘆きて、夜を明すよしなり、○大鳥は、羽と係れる枕詞なり、大鳥は、和名抄に、鶴水鳥、似鶴巢樹者也、於保止利と見え、また鷺などもいふべけれど、此は何となく、只大きな鳥と云るなるべし、(冠辭考に、大鳥は鷺をいは、羽を易るを待て矢に用るなれば、羽易の字意とすべし、と云るは行過たり、たゞ此は羽と云のみへかゝれる言なるをや、)○羽易乃山は、十卷に、春日有羽買之山とよめると同所なるべし、共にハカヒと訓べし、買はカヒ、易はカへとよむこと、おもふは誤なり、凡て買といふも、物と物とを取易るを云て、別言にあらざ、カヒといふが本にて、カハルともカフルとも活く言にて、皆一言なり、さてカヒをカへといふは、もと合易てふ言

にいひしなり、されど第二位の音を、第四位の音にうつしいふことも、やゝ古よりの一の例にて、カヒもカへと一言なり、易をカヒとよむべき證は、十二に、洗衣取替河とよめるは、和名抄に、大和國添下郡鳥具止利加比とある所の川を云るなれば、取替はトリカヒなり、トリカへとよむべからず、此一にて、カへと云し事知るべし、又十四に、可良許呂毛須蘇乃字知可倍と有を、その左にあぐる或本には、須素能字知可比とあるにても、いよいよカヒはカへと同じきを知べし、又十六に、味飯乎云々代者曾無とある代を、カヒとよむも同じ、後、世にも、かひある、かひ無などいふも是なり、○吾戀流は、次の或本に、汝戀とあり、これよろし、他人よりいふことなればなり、○石根左久見手、字、舊本に乎に誤、今は六條本に従つは、磐根をわがりがりさがりなど、苦勞きていふなり、延喜式祝詞に、磐根木根履佐久彌豆、又此集六卷に、五百重山伊去割見、廿卷に、奈美乃間乎伊由伎佐具久美などあり、本居氏、或説に、人面のたぐはくあるを、しやくみづらと云に同くて、岩の凸凹ある上を通行を云なり、馬さくりと云も、能の面にさくみと云あるも、同詞なりと云り、此意なるべし、源氏物語に、兒童のこさかしきを、さくしりおよすけたるとあるも、平穩ならぬ意にて同じと云り、(岩根を履裂て行なり、といふ説はあたらす、)○名積來之は、艱難苦勞て來しといふなり、三卷に、雪消爲山道尙矣、名積叙吾來並二、四卷に、如此而哉、猶八將退不近道之間乎、煩參來而、七卷に、山川爾吾馬難、



十三に、夏草乎腰爾莫積十九に、落雪乎腰爾奈都美底古事記上卷に、爾天照大御神聞驚而詔云々、堅庭者於向股蹈那豆美中卷景行天皇條歌に、阿佐志怒波良許斯那豆瀾書紀仁德天皇大御歌に、那珥波譬若須儒赴泥若羅齊許斯那豆瀾など見ゆ、○吉雲會無寸寸字、舊本十に誤、今改つは、吉こともぞ無きにて、かへりてなづみ來し、そのかひなしといふ意なり、欲氣久は、欲久の伸りたるにて、吉事といふ意なり、毛會といふ辭に、かへりてといふ意を含めたるよし、上に、玉藻毛叙川藻毛叙とあるに就て注るが如し、さてこゝは磐根を踏さくみなど、かにかく苦勞きて來しなれば、その益もあるべきに、かへりて吉こともなしといふ意なり、○珠蜻は、髣髴の枕詞なり、○髣髴谷裳は、幽かにさへもといはむが如し、○不見思者は、上の吉雲會無寸といふへかへして意得べし、幽かにさへも妹が見えぬを思へば、苦勞きて來しかひもなく、吉こともぞなきといふ意なり、○歌意は、年久しく相なれ睦びかはせし妹が、兒童を表記に残し置て死しかば、その兒童の泣ごとくに、取てあたへてなぐさめむ物もなければ、男のすまじき事なれども、他にせむ方なければ、腋に抱きつゝ、いよゝゝそのありし世を慕ひて、晝夜なげきかなしみつゝあるに、その汝が戀る妹は、今羽易の山におはすをと人の告つれば、もしやせめてよそながらにも、相見る事のあらむかと、石根ふみさくみなど、かにかくに苦勞きて來しを、その益もなく、ほのかにさへも見えずとなり、兒童の泣さまをいへるに、

妻のありしよを慕ひ歎きたる意、言外にあふれていとあはれふかし、

短歌二首。

去年見而之秋乃月夜者雖照相見之妹者彌年放。

歌意は、去年の秋に月はかはらずてらせるを、別し妻は彌年遠放ぬるよとなり、いとかなしくあはれなり、さて此歌にてみれば、この長歌短歌は、妻の死て一周忌によまれしなり、此歌拾遺集の詞書に、妻にまかりおくれ、又の年の秋月を見侍りてとあるは、さることなり、

衾道乎引手乃山爾妹乎置而山徑往者生跡毛無。

衾道乎引手乃山爾は、契冲云、ふすまは所の名にて、そこに、往還する道あるを、ふすまぢといふなるべし、延喜式第二十一諸陵式云、衾田墓、手白香、皇女、在大和國山邊郡、兆域東西二町南北二町、無守戸、令山邊道、勾、岡上、陵戸、兼守、衾田とありて注の中に、山邊郡といへれば、うたがふらくは、衾路といふはこゝなるべし、引手の山は、長歌に羽易の山とあり、春日に羽易の山ありて、引手の山は、また羽易の山の中の別所の名なるべし、春日は添上郡、衾路は山邊郡なれど、山邊と添上はとなりてちかければ、高市郡より衾路をへて、引手の山には行なるべし、衾路乎と云る乎の字、心得がたきやうなれど、古歌のならひとかるく見るべし、此集に此類多し、みはかしをつるぎの池とつゝけたるも、みはかしの劍の池といふ心なれば、今も衾路



のといふべきを、ふすまぢをといへり、此まで契沖の説なり、此説に、いさゝか聞とりがたき處あり、さるはまづふすまは地名にて、其地にかよふ道を、布須麻道と云なるべしと云るは、理よく聞えたれど、式に衾田とあるを引たるは、其地を布須麻とも衾田とも、二しへに云りしものとせるか、しからば委、その辨別あるべきことなるに、そのさだなき故に聞えがたし、又式を引て、後に衾道といふは、こゝなるべしと云るを思はば、衾田とあると衾道とあるとは、田道は音親く通ふが所以に、彼にも此にも云るにて、衾田衾道直に同地とせるか、衾路を經て、引手の山には行なるべしとあるを思へば、しか心得たるものとおぼえたり、さらば布須麻といふ地にかよふ道を、衾道といふなるべし、といへるに協はざるか、式に衾田とある、其地を布須麻とのみも云るにて、其地にかよふ道すぢを、ふすま道と云りしなるべしとあらば、其理明かに通えたり、およそ某道といふは、たとひ他國他郡にまれ、某地にかよふ道路をいふことにて、大和國に往來ふ道路を大和道、紀伊國にかよふ道すぢを紀道といへる類、古には多くあれば、こゝも引手山は春日にありて、春日は添上郡なれど、添上と山邊はとなりてちかければ、山邊郡布須麻といふ地に往來ふ、添上郡の布須麻道の引手山、といふ謂なりといは、いさゝか難なし、さて又高市郡より云々と云るは、前の長歌に、天飛也輕路者とある、輕は高市郡なれば、しか云るなれど、後の長歌は、上にことわれる如く別人なれば、何地に

住しと云ことは知べからず、此は前なると後なるとを、もとより題詞に一連に書したる故、誰もまどへる事なれば、しか思へるも理なり、さて衾道のといふべきを、衾道乎と云ること、を、ことわれるは、此説の如し、又おもふに、衾道乎は、枕詞にてもあるべし、道は幕の乳などいふ乳にて、手して取料の物をいふなり、塵添埃糞抄にも、物に付るちといふは、耳の字を書なり、わらむぢのちなどには、必、耳を用るなりといへり、枕冊子に、南のやり戸のそばに、几帳の手のさし出たるに、さはりて、とある事も同じ、さらばその乳をとりて、引よするよしにて、引といふに、かゝれるのみなり、猶よく考べし、冠辭考に、式の神宮調度の中に、戸の引手二勾とあるを引て、引手といふまでかゝれるよしいへれど、手といふまではあづからず、引手は、和名抄にも辨色立成云、銀鈕、門鈎也、斗乃比岐、天とあり、さてこの手も、幕の乳などいふ乳に同じ、○引手乃山は、羽買山の中にあるなるべし、夫木集に、梓弓引手の山のほとゝぎす雲を宿とやおして入らむ、明玉集に、紅に深くぞ見ゆる衾道の引手の山の峯の紅葉、大和國の名處をしるせるものに、山邊郡中村の東に、龍王と呼ふ山を、引手山なりと云り、長歌によるに、添上郡春日の羽買山の中にとせずしては、叶ひがたし、但、山邊添上兩郡に亘れる山なりしか、猶索ぬべし、○山徑往者は、山路を來ればと云が如し、しかるを此に往としも云るは、山の方よりいひたるにて、山を内にしたる言なり、たゞに往と來と、通はし云たるにはあらず、



○生跡毛無は、本居氏云、次の或本に、生刀毛無、また下に、天離云々生刀毛無、十一に、勲云々吾情利乃生戸裳名寸、十二に、萱草云々生跡文奈思、また空蟬之云々生跡毛奈思、また白銅鏡云云生跡文無、十九に、白玉之云々伊家流等毛奈之とあり、いづれもみな、十九なる假字書にならひて、イケルトモナシと訓べし、本にイケルトモナシと訓るは誤なり、生る刀とは、刀は利心、心利などの利にて、生る利心もなく、心の空けたるよしなり、されば刀は辭の登にはあらず、これによりて伊家流等といへるなり、もし辭ならば、いけりともなしといふぞ、詞のさだまりなる、又刀字などは、てにをはのとは、用ひざる假字なり、これらを以て、古假字づかひの嚴なりしほど、又詞つゞけのみだりならざりしほどを知べし、然るを本にいけりともなしと訓るは、これらのわきためなく、たゞ辭と心得たるひがごととなり、といへり、これによるべし、但刀字は、てにをはのとは、用ひざる假字といへれど、この上に、如是有刀豫知勢婆とあれば、其は一概には云がたからむ、○歌意は、引手山に妹を留め置て、山路をかへり來れば、かなしみに沈みて、生る利心もなしとなり、

〔或本歌曰、宇都曾臣等念之時、携手吾二見之、出立百兄槻木、虚知期爾、枝刺有如春葉、茂如念有之、妹庭雖在、侍有之、妹庭雖有世中、背不得者、香切火之、燎流荒野、爾白栲、天領巾、隱鳥自物、朝立伊行而入、日成隱西加婆、吾妹子之形見、爾置有、綠兒之乞哭、別取委物之無者、男自物、脊〕

挿持、吾妹子與二吾宿之、枕附、嬬屋內爾、旦者、浦不、伶晚之、夜者、息衝、明之、雖嘆、爲便、不知、雖戀、相緣、無大鳥、羽易、山爾、汝戀、妹座、等人云者、石根、割見、而奈、積來之、好雲、叙無、字都、曾臣、念之、妹我、灰而座者、

携手は、テ、タ、ヅ、サ、ヒと訓べし、五卷に、余知古良等手多豆佐波利提、又手乎多豆佐波里、ハリの切ヒなどあり、○百兄槻木は、兄は枝なり、古事記下に、天皇坐長谷之百枝槻下、爲豊樂之時云云、神代紀下卷に、井上有百枝杜樹とも見ゆ、○綠兒は、和名抄に、蒼頰、云、女曰、男曰、兒、一云、嬰孩兒、一云、孩、始生小兒也、美止利古、字鏡に、阿孩兒、彌止利子、十八に、彌騰里兒能などあり、○取委は、小兒の啼をすかしこしらへて、止べき玩物を、彼に與へ持せて、其に委するよしなり、○爲便不知は、常に爲便とかきて、スベと訓例なれば、この上に、世武か將爲かの二字などの脱たるにや、とおもはるれど、三卷に、將爲便不知、又將爲便不知、十二に、爲便母奈之とあれば、便字のみにてスベとよむべし、○灰而座者は、解難し、誤字脱字などあるべし、強て嘗にいには、玉蜻、仄谷母不見座者、などもとはありしを、後に火葬のことを思ひて、仄を灰に誤れるより亂たるものか、

〔短歌、去年見而之、秋月夜、雖度、相見之、妹者、益年離、雖度は、雖照度の意なり、〕



〔袋路引出山妹置山路念邇生刀毛無〕

山路念邇は、いかゞなり。○上、件長一首短二首は、或本歌なり故、上の本章歌に大かた同じく  
て、いさゝか句々相かはれるのみなり、次の家來而云々の歌も、舊本には、或本歌の中にせれ  
ど、こはもとより本章に付たる歌なるべし、但しもとより本章には、脱たりしにもやあらむ、  
されど必あるべき歌なれば、今は本章の順に載、  
家來而吾屋乎見者玉床之。外向來妹木枕。

吾屋乎見者は、吾は妻の誤にや、と岡部氏考に云り、こは實に然も有べし。ツマヤヲミレバと  
訓べし。○玉床は、玉は美る詞にて、妹が座し床なれば、稱云なり、十卷七夕歌に、明日從者吾玉  
床乎打拂ともあり、岡部氏考に靈床なるべしと云るによりて、略解に、續後紀十四に見えた  
る、靈床を引たれども、こゝによしなし。○歌意は、羽買の山より歸來て見るに、妻屋の荒たり  
しさまを云るにて、まことにあはれにかなしくこそ、

吉備津采女死時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌。

吉備津采女本居氏云、吉備津を師の考に、此采女の姓なるよしあれど、凡て采女は、出たる地  
をもて呼例にて、姓氏をいふ例無く、其上反歌に、志我津子とも、凡津子ともよめるをおもふ  
に、近江の志我の津より出たる采女にて、こゝに吉備と書るは、志我の誤にて、志我津采女な

るべし。○時字、目錄には後と作り、

秋山下部留妹。奈用竹乃。騰遠依子等者。何方爾。念居可。栲繩之。長命乎。露  
己曾婆。朝爾置而夕者。消等言。霧己曾婆。夕立而明者。失等言。梓弓音聞。吾  
母。髣髴見之事。悔敷乎。布栲乃。手枕纏而。劔刀身。二副寐。價牟若草。其孀子  
者。不怜彌。可念而寐。良武。悔彌。可念戀良武。時不在。過去子等。我朝露乃如  
也。夕霧乃如也。

秋山下部留妹は、古事記に、秋山之下水壯夫とある其傳に、名義下水は、諸木の變紅したる秋  
山の色を云、とは萬葉二に、秋山下部留妹、十に、金山舌日下などあるを、秋山の紅葉の色なり、  
と師の云れたる是なり、かくて此言の本の意は、朝備と云ことにて、秋山の色の赤葉に丹穂  
へるが、赤根刺朝の天の如くなる由なり、さて境原宮段に、山下影日賣と云人名、又萬葉十五  
に、安之比奇能山下比可流毛美知葉能六に、鶯乃來鳴春部者、巖者山下耀錦成花咲乎呼  
里、三に客爲而物戀敷爾山下、赤乃曾保船與榜所見、これらの山下も、皆秋山之下水と同言に  
て、山朝備なるを、備を省きて云るなり、かくて右の下部留妹、又山下影日賣など、皆紅顔を稱  
美て云るなれば、此下水壯夫も、秋山の色の美麗さを以て、稱へたる名なりと云り、但し朝備  
の略と云るはいかゞなり、古言に朝のアの言を省ける如き例なければなり、猶考へし、又冠



辭考に志多備ば志那備なりと云るは非きよし、既く本居氏もことわれり、○奈用竹乃は、枕詞なり、此は皮竹のことにて、俗に女竹といふものなり、其はことになよ、かに焼み靡けば、登遠依とつゞけたり、なほ奈用竹のことは品物解に云り、○騰遠依子等、騰の濁音字を用たるは、正しからず、騰遠は、古事記大名持命を祭る詞に、折竹之登遠々、登遠々爾、天の眞魚、昨也と見え、集中八卷に、秋芽子乃枝毛十尾二十卷に、爲垂柳十緒、また白杜、杜枝母等、乎々爾、(或云枝毛多和多和)などありて、多和多和と焼む貌を云言にて、焼み依なびく子といふことにて、容貌のしなやかになよ、かなるよしなり、源氏物語浮舟に、こめきおほとかにたをたを、と見ゆれど、けたかう世の有さまをもしるかたすくなくて、おほしたてたる人にしあれ、ば、とあるたを、も、此の登遠依に似たり、同言なるべし、三卷に、名湯竹乃十縁、皇子狹丹類、相吾大王者ともあり、(夫木集に、馬がねのとをよるつばさ雲きえて、村雨こゆる秋の山本)○念居可は、オモヒマセカと訓べし、念ひ座ばかの意なり、采女の心の中のはかりがたきよしなり、さて此句の下に、云々ありけむといふ詞を、含めて意得べし、○考總之は、枕詞なり、此を近世の學者、タクゾスノと訓改たれども、舊訓のまゝにタクナハノなるべし、(總長繩也とあり)考網は、古事記沼河日賣歌にも見え、此集三卷廿卷等にも見えて、皆白とのみ續き、考繩は、古事記上卷に、考繩之千尋繩打延云々、書紀神代卷下に、即以千尋考繩結爲百八十綯云々、五

卷に考繩能千尋爾母何等とありて、網といふ時は、白とつゞけ、繩といふ時は、皆長きよしに、いひたるを思へば、此も考那波之長と續きたるならむとぞ思はる、(枕冊子に、舟のみち云々、此、たくなはを海にうけありていとあやふく、うしろべたくはあらぬにや)○長命乎は、若くて末長き身命なるものをの意なり、○露己曾婆、露己曾婆、(二)ともに婆の濁音字を用たるは、正しからず、清て唱べし、己曾は、他にむかへて、その物をえりわきて、たしかにいふ時の詞なり、此も露こそは露こそは、さるはかなきものなれ、人はしからぬ物をとの意なり、○夕者明者は、ユフヘハアシタハと訓べし、○梓弓は、音の枕詞なり、此上にいへり、○髣髴見之は、オホニミシと訓べし、反歌に、於保爾見敷者とあり、見もしらぬ人のうへにても、かゝる事を聞ては、悲しむるゝ習なるに、ほのかにだにも見しことのありしを、悔しくおもふよしなり、(委曲見おかざりしを、悔しむ意にはあらず)○劔刀は、身に副の枕詞なり、此上に出つ、○若草は、婦の枕詞なり、此も上に出つ、○其婦子者は、婦は、借字にて、夫なり、子は親辭なり、○不怜彌可云は、不樂しう念ひて、寝らむかの意なり、不怜彌は、不樂しうと云むが如し、可の疑辭は、良武の下にうつして、意得べし、不樂のことは上に云り、悔彌可云々の二句、舊本脱たり、飛鳥井本によりて、補つ、悔しう念ひて、戀らむかの意なり、悔彌は、悔しうと云むが如し、可の疑辭は、良武の下にうつして、意得べし、悔は、ありし世に、とさまにすべきことにて、有しに、かくさ世に



すべき事にて有しに、と後に悔く思ふよしなり、○時不在は、若く盛にて、死去べき時にあら  
 ずとの意なり、○過去子等我は過は、死なり、上に云り、我は、香字などの誤にや、こゝは我とい  
 ふべきところにあらず、死去し子等哉といふにて、香は、歎息辭なり、○朝露乃如也、夕霧乃如  
 也、アサツユノゴト、ユフギリノゴトと訓べし、本居氏也、字は、焉字の如く、たゞ添て書るの  
 みなり、ゴトヤと訓ては、ヤもじとゝのはず、さて此終の四句は、子等が朝露の如く、夕霧の如く  
 ならず過ぬる、と次第する意なり、かくの如くみざれば、語とゝのはざるなり、朝露夕霧は、上  
 におきたる、露と霧とを結べるものなり、と云り、○歌意は下部留妹とをよる子等は何さま  
 に念ひ居か云々ありけむ、抑、露霧こそは、よにはかなきものにて、夕に降ば朝は消、朝に發ば  
 夕は失るものにはあれ、その露霧にもあらぬ人、身の殊に若くて、末長く生存べき命なるも  
 のを、其をたもち得ずして、露霧の如く、はかなく死去る子等にもある哉、かゝることは、音づ  
 れにのみ聞る吾さへ、その面影を、念出すごとに、幽かにだに相見ざりせば、がゝる悲き事は  
 あらじと今更悔しまるゝ事なるに、まして手枕交して、身に副寐けむその夫は、いかばかり  
 にかは、悔く悲く念戀て、獨寐をばすらむことよといへるなり、そもそもこの朝臣の長歌は、  
 句法の甚妙にして、まきれやすきをことに、此歌などは最巧に云るなれば、よく考へて、次第  
 をなして味見べし、(此歌今まで、熟解得たる人なし)

短歌二一首

樂浪之志我津子等何罷道之川瀬道見者不恰毛

志我津子等何舊本に、一云志我津之子我と註せり、○罷道之は、本居氏、道は、邇の誤にて、マカ  
 リニシなるべしと云り、これによるべし、拾遺集廿卷に此歌を載て、さゝなみやしがのてこ  
 らがまかりにしと書たり、まことに本は罷邇之にてぞありけむ、岡部氏考に、續紀詔を引て、  
 罷道のことを云れど、こゝはさにあらじ、○川瀬道は、いづれの川ならむ知がたし、○歌意は、  
 妹が葬られ罷りにし、その川路を見てさへ、ありし面影の思ひ出られて、苦しき事となり、

天數凡津子之相日於保爾見敷者今叙悔

天數をアマカゾフと訓たれど、さては釋べきやうなし、(冠辭考に、そらかぞふと訓て、そらか  
 ぞふとは、そら量するを、そらかぞへといふをもて、大津の大を、凡の意にとりなして、冠らせ  
 たりと云るは、大誤なり、そもそも蘇良と云言は、古は蒼天をのみ云ことにて、暗推に物す  
 ることを、蘇良某と云しことは、一もあることなし、そら誦そら言など云類の蘇良は、古は牟  
 那とのみ云しをや、ざるを文字には、そらの方にもむなの方にも、共に空虚などの字を用ふ  
 るから、後、人字に惑ひて、そらとむなとを混誤しこと多きを、今は何とかせむ、古語は古語の  
 趣をよくたづねわきまへて解べきものなるをや、故考に、天は、左々か或は樂かの誤にて、左



左數か樂數など有しにや、數字をナミとよむは、集中に馬數而など書る例あり、又按に、數は雲の誤にて天雲鬱とつゞきたるか、四卷に、春日山朝居雲乃鬱、不知人爾毛戀物香聞とあり、猶考べし、○凡津子之は、上の歌に依るに、子の下等、字落しにもあらむ、さて子爾といふべきやうの處を、かく子之といへるは、雅言の格なり、四卷に、黃葉乃過哉君之不相夜多焉、十六末に、人魂乃佐青有公之、但獨相有之、兩夜葉云々とあるに同じ、本居氏、十三に、裏觸而妻者會登人曾告鶴、古今集春部端詞に、志賀の山越に、女の多く遇りけるに、伊勢物語に、宇都の山に至りて云々、修行者遇たり、拾遺集又六帖に、散散らず聞まほしきを故郷の花見て還る人も遇はなむなどあり、凡て道などにして行遇たる事をば、皆如此云り、古事記中卷輕島宮段、大御歌に、許波多能美知、迦阿波志斯、衰登賣、下卷若櫻宮段、大御歌に、於富佐迦、迦阿布夜衰登賣、これらの遇も、衰登賣の方より遇にて同じと云り、つれづれ草に、高野證空上人京へのぼりけるに、ほそ道にて、馬に乗たる女の、ゆきあひたりけるが云々、とあるも同じ、○相日は道の行合などにて、見たる日になり、○歌意は、幽かにだにも、其容を見ざらましかば、今かく死れるを聞て、其面影の思出られて、忘れられず悲しくはあらじ、と思ふにも、そのかみ道の行あひにて、幽かに見てありしことさへ、今更悔しく思はるゝとなり、右の長歌短歌を思ふに、此朝臣の采女に親く交りたる事は、あらぬを、その女よにすぐれたる美人にて、名ありしなる

べし、故その死を聞て、こよなく惜みあはれみたる情、今も此歌等を誦たびに、ふかく悲し、

讚岐國狹岑島視石中死人柿本朝臣人麿作歌一首并短歌。

國字は、例に依て補つ、○狹岑島は、那珂郡にあり、サミ。ネと訓べし、拾遺集二十に、讚岐のさみねの島にして、石屋の中にて、なくなりたる人を見てとあり、岡部氏考に、狹岑は、反歌に、佐美乃山とあるによりて、サミとよむべしといへり、此説ひがことなり、岑をミ。ネと訓は、御岑の意なれば、御を略きて、ネとのみ云は、常のことなり、ネを略きて、ミとのみ云べき理なし、反歌に、佐美乃山とあるは、字の誤なるべし、猶下にいふべし、○石中は、磯際などをいふべし、玉藻吉、讚岐國者、國柄加、雖見不飽、神柄加、幾許貴寸、天地日月與共、滿將行、神乃御面跡、云次來、中乃水門從、船浮而、吾榜來者、時風雲居、爾吹爾、與見者、跡位浪立、邊見者、白浪散動、鯨魚取、海乎恐、行船乃、梶引析而、彼此之、島者、雖多名細之、狹岑之島乃、荒磯回爾、廬作而、見者、浪音乃、茂濟邊乎、敷妙乃、枕爾爲而、荒床、自伏君之家、知者、往而毛、將告妻、知者、來問益乎、玉梓之道、太爾不知、鬱悒久、待加戀、良武、愛伎妻等者。

玉藻吉は、讚岐の枕詞なり、これに二説あるべし、まづ一には、玉藻は例の如く、藻を美て稱へるにて、吉は借字、麻裳余志、眞菅余志など云余志にて、助辭なり、吉字の意とする説は、論に足



ず)さて讀岐につゞくは、沈着といふ意なるべし、藻類は水底に沉着して生るものなればなり、さて佐と志は、音親通へり、又奴と豆は、韻通ふうへに、垂仁天皇紀に赤裸之伴といふ劍名を、舊事紀に赤花と見え、又金作を加太之ともいふ例を思合せて、奈行と多行の濁音とは、親通ふ例なるをも思ふべし、故讀岐を沉着に通はして、つゞけしならむとは思はるゝなり、且崇神天皇紀に六十年丹波氷上人氷香戸邊が小兒の神託の辭に、玉莖鎮石出雲人祭云々とあるも、玉莖沉着してふ意なれば、玉藻よ沉着とつゞくべきことなり、二には、玉藻は上の如くて、これも吉は借字にて、所歸なるべし、さてしからは余須とこそいふべきに、余斯としも云るは、歌ひ絶枕詞の一の格にて、鯨魚等利海青丹余斯奈良など云る類なり、さて玉藻は、古讀岐國の名産にぞありけむ、かれ玉藻所歸讀岐とは云るなるべし、其所由は、三教指歸に彼國のことを、然頃日間、利那幻住於南閩浮提陽谷輪王所化之下、玉藻所歸之嶋、機樟蔽日之浦、覺明が註に、今の歌をひけり、延喜式に、讀岐國中男作物云々、海藻などあるを思合すべし、右の二説の内いづれよけむ、人えらびとりてよ、又余さきにおもひしは、藻吉は共に借字にて、毛與は籠毛與布、久思毛與の毛與と同意、志は、縦惠夜斯、愛伎余斯などの斯にて、共に皆助辭なり、さて讀岐にかゝれるは、玉を刺貫といふ意なり、刺を佐とのみ云るは、五卷に、遠等咩良何佐那周伊多斗とあるも、令聞鳴板戸なり、十七に、左奈良弊流多可波奈家牟等とあるも、指并

る鷹は無むの意ときこえたればなり、されどなほ上の二説の内ぞよかるべき、冠辭考の説はあたらず、○讀岐國者、上に出つ、岐の言清て唱べし、本居氏の濁りて唱へしは、ひがことなり、凡て濁る字を書たること、古書どもに例なし、○國柄加、神柄加は、國故歟、神故歟と云が如し、可良は清て唱べし、なほ此詞集中に甚多けれども、皆其意なり、岡部氏考に、柄は隨のなを省きたる言にして、上に出せる神隨のながらに同じくて、國のよろしきまゝか、國つ神の御心より、かくよろしきかと云なり、と云るはあたらず、但し後世人が、身がら、世がら、日がら、事がら、家がら、手がら、所がらなど、我良と濁りて唱へたるは、隨の略と意得たるか、又幹字の意にて、いふことゝ意得たるにも存べし、されどこれらも、本は今の故の意なるより、轉來れるなるべし、言語に云るは、みな故の意なり、後言を以て、古の證とはすべきにあらざ、折から宿からなど云ときは、今も可良を清て唱へ、且これらは、たゞに故の意として通えたり、さて柄と故と、同意に通云たること甚多し、七卷に、手取之柄二忘跡、磯人之曰師戀忘、貝言二師有來とあるも、手に取し故にといふ意なり、さて加の疑辭は、上なるは不飽にて、結め、下なるは貴寸にて、結めたり、かくて國柄加は、勝れたる國ゆへにかといふ意、神柄加は、すぐれたる神故にかといふ意にて、神とは即國をいへるなり、國に鎮座神をいふにはあらず、この國土は、すべてそのもと神の生ませるによりて、山川國土を即神と云ること多し、故事を熟知ぬ



人は疑ひ思ふことあるべし。○幾許貴寸は、そこばく貴きと云むが如し、五卷に、伊母我陸邇由岐可母不流登彌流麻提爾許々陀母麻我不鳥梅能波奈可毛、十四に、奈仁曾許能兒乃己許太可奈之伎などあり。○滿將行は、漸々に満足ひゆかむ神の御面を、と未來をかけて云るなり、神代紀に、面足尊あり。○神乃御面跡は、古事記に、伊邪那岐命、云々、生伊豫之二名島、此島者身一而有面四、每面有名、故伊豫國、謂云々、讀岐國、謂飯依比古、粟國、謂云々、土佐國、謂云々、とて、伊豫讀岐阿波土佐の四國に名あり、今はその故事をいへるにて、次第に足ひゆかむ神の御面と即國を神とは云るなり、本居氏云、昔はかくかりそめにも、古の傳言を物しけるに、後世は只漢意をのみ思ひて、古の雅をわすれたることあさむしけれ。○云次來は、云字、舊本になし、こは必あるべき字なれば補入つイヒッダと訓べし、契沖がつきて來る中のみなるとは、上中下とも、始中終ともいふ時、上より中につき、始より中に次ゆゑに、中といはむとて、つきて來るといふかといへるはこちたし。こは云々言繼る其國の那珂湊、とつゞけて意得るなり、十八家持、卿賀陸奥國、出金詔書歌に、大君爾麻都呂布物能等伊比都雅流許等能、都可佐曾とあるを、思合べし。○中乃水門從は、彼國に那珂郡あり、その水門なり、從は爾といはむが如し、既く云り。○時風は、潮の滿來る時に發風なり、六卷に、時風應吹成奴香椎洵潮干納爾玉藻薊而名七卷に、時風吹麻久不知阿胡乃海之朝明之鹽爾玉藻刈奈などあり。○跡

位浪立は、重浪發なり、字鏡に、沓浪波浪相重之貌、志支奈美とあり、岡部氏考に、跡位は、敷座てふ意の字なるを、重浪の重に借て書りと云り、十三に、跡座浪之立塞道麻とも見ゆ。○邊見者は、ヘミレバとよむべし、又ヘタミレバとも訓べし、十二に、淡海之海邊多波人知古今集に、おほかたは吾名もみなと榜出なむよを海邊多にみるめすくなし、後撰集になにせむにへたのみるめを思ひけむおきつ玉藻をかづく身にして、などあればなり。○海乎恐は、海波の荒きが恐ろしき故にの意なり。○梶引折而は、古梶といひしは、今の櫓の事なり、上に云り、引折は、横に引たをめて舟をやるさまの折やうに見ゆるを云るなり、十七に、由布思保爾可治比伎乎里安等母比互許藝由久伎美波、とも見えたり。○鳥者雖多は、鳥は多けれどもといふ意なり。○名細之は、めでたしといふ名の聞えし事をいへり、既く一卷に出。○荒磯回爾回字、舊本面に誤今改は、アリソミニと訓べし、略解に、ありそわにと調たるは、いみじきひがことなり、これも既く一卷に委いへり。○廬作而見者は、廬作り宿りて、四方を見やればといふ意なり、さて廬を作爲るをも、又即その廬に宿るをも、古は直に用言にイホリ、イホルと云り、こは廬を作るよしを云るにて、やがてそれに宿る意はおのづからこもれり、岡部氏考に、廬入而を略きいへるなり、といへるはひがことなり、十卷に、秋田刈借廬作五百入爲而とあるは、直に宿るをイホラスといへり、イホラスは、イホルの伸りたるなり。○荒床は、荒き海邊を



寢床になしたるなり、荒蕨を寢床として臥たるさま、まことになさくあはれなり、○自伏君之は、轉マシ臥君がといふにて、轉マシは臥さまをいふ言なり、こゝはおのづからころびふす意を以て、自伏と書たるなり、既く出、○道太爾不知は家の妻等が、尋來む道さへ知ずといふなり、還りのほどの遅きは、いかゞしたる事にか、と心つかふれど、その尋來む道を知ぬよしなり、○憫オホシ、他久は、おほつかなかくいふかしくといふ意なり、○待加戀良武は、待て戀しく思ふらむかの意なり、加は、良武の下にうつして意得べし、○愛伎妻等者は、愛しき妻どもはといふなり、愛伎のことは既く云り、二十家持卿長歌の尾に、麻知可母戀牟波之伎都麻良波とあるは、今の歌をまなびたりと見ゆ、○歌意は、浪の荒き海邊を寢床になして、死たる君がありさまを、早く行て告たくは、おもへども、何の郷何の家の人といふことを、知ず、家の妻ども、かゝる事を知ば、速に尋來べきものを、さりととも、かゝるありさまになれることをば、露知ずして、今日かかへりこむ、明日か還り來む、還りのほどのいたう遅きは、いかゞしたる事かあるらむ、とおぼつかなくいふかしく思ひて、立て待つ、待遠におもふらむを、その尋て迎に來む道をさへ知ざるなるべし、さてもあはれなる、世のありさまにて有けるよとなり、

反歌二一首

妻毛有者探而多宜麻之佐美乃山野上乃宇波疑過去計良受也

探而多宜麻之は、ツミテタダマシと訓べし、探は、摘採なり、多宜は、皇極天皇紀、童謠に、伊波能杯備古佐屢渠梅野俱渠梅多備母多礙底騰哀羅栖歌麻之々能鳥賦、第四句、太子傳曆に、喫而今核と作り、其意を得たり、雄略天皇紀に、十四年四月、天皇欲設吳人歷問群臣、曰、其共食者誰好乎とあり、共食をアヒタゲとよめる、食字の意にて、食ふことなり、上宮聖德法王帝説に、太子の嫡室膳夫人の卒れたる時、太子の作賜へる御歌に、伊我留我乃止美能井乃美豆伊加奈久爾多義氏麻之母之止美乃井能美豆とあり、義は、ゲの假字に用たるなり、常陸國風土記、歌に、安良佐賀乃賀味能彌佐氣畢多義止云々、これらみな同じ、顯昭説に、田舎人の物をくれと云には、多宜といふよし、いへり、岡部氏考に、多宜は給なりといへるは、大誤なり、○左美乃山は、乃字は、尼か年などの草書を誤れるなるべし、サミネヤマと訓べし、○野上乃宇波疑は、野上は、野のあたりをいふ、上は、高野原之上、藤原我上など云上に同じ、宇波疑は、草名、品物解に云り、春の摘菜にして食ふ物なり、十卷に、春日野爾煙立所見、戀婦等四春野之菟芽子探而、養良思文とあり、○過去計良受也は、時過たるにあらずや、過にけりといふ意なり、○歌意は、この人近きあたりに妻もあらば、この秋峯山の野上のうはきを、探て食ましものを、今此菟芽子を見れば、はやくつむべき時節の過たるにあらずや、かく時過たるにて思へば、いかにさまにも、此人の家は遠くして、妻も近きあたりになければ、來も問ぬことにこそ、と云意なる



べし、○略解に、採而多宜麻之を、ト。リ。テ。タ。グ。マ。シ。とよみ、さてとりは、死骸をとりあぐることなり、たげは、髪たぐなどのたくと同言なり、此、死骸をうはぎにたとへて、うはぎの時過るまで、つみとる人もなきにたとへたるならむ、と云るは、いみじきひがことなり、

奥波來依荒磯乎。色妙乃枕等卷而奈世流君香聞。

色妙乃は、枕のまくら詞なり、上に出づ、○枕等卷而は、枕と化して纏てといふなり、等は、としての意の等にて、其ならぬものを、其にするを云、なほ一卷、初、大御歌に委辨り、○奈世流君香聞は、寢賜へる君哉といふなり、抑、奈須は、寢の伸りたる言にて、採を都麻須、咲を惠麻須、踏を布麻須、立を多々須、待を麻多須、持を母多須、作を都久良須、取を等良須、釣を都良須、振を布良須、忘を和須良須、守を母良須、刈を可良須、嘆を奈宜可須、置を於可須、聞を伎可須、通を可與波須、逢を阿波須、帶を於婆須、など伸云と、全同例なり、さてかく伸云は、敬ひたる言にて、奈須は、寢賜ふ、都麻須は、採賜ふと云意なるに、餘は、准へて知べし、されば、奈之と云は、寢賜ひ、都麻之と云は、採賜ひ、奈世と云は、寢賜へ、都麻世と云は、採賜へ、奈世流と云は、寢賜へる、都麻世流と云は、採賜へる、と云意になる類は、各、その活用くさまに従て、差別あることなれど、その伸云て、敬ひたる言となるは、皆一意なり、しかるを、都麻須、多々須、など云は、採賜ふ、立賜ふと云意に、敬ひていふ言なるよしは、古書よむ人は、おほかた意得ためれど、奈須、奈世流、など云は、寢賜

ふ寢賜へると云意に、敬ひて云たる言なるを、さまでわきだめたる人なしと見えて、今まで古書を註釋せる人の、敬ひたる言のよし、ことわれることをきかず、其中、本居氏説に、那佐牟は、將寢なり、寢てふ言は、那奴泥と活くを、その奴泥は、常に云故によく通ゆれども、那は、後、世には、耳遠さから、那須、那佐牟、などいへば、意得にくきが如くなり、と古事記傳にしるせり、この説のごとく、那須、那佐牟、など云、那は、寢の通へる言なり、とまでは、さとりたれど、そをた、那奴泥と活く言なりとのみ云て、敬ひて伸云ことを、ことわらざりしは、その敬ひたる意あることまで、深く考へ、至らざりしが、ゆゑなり、又、埃囊抄に、人をねさするを、下臈はしなすといふ、宿をよめり古歌、ほと、ぎす夜啼をしつ、我せなをやすくしなすなゆめ心われ、みちのくのとふのすがこもな、ふには、君をしなしてみふに、我ねむと見えたり、後、人、君をねさしてとよめるは、非るべしとあり、これは、安くし、君をし、などいふしは、助辭にて、安くしなすなは、安く寢賜はすな、君をしなしては、君を寢してにて、寢賜はしての意なるを、あしく意得て、此、説をなせるものなるべし、混ぶべからず、されば、此の奈世流は、寢賜へるといふ意なり、古事記沼河日賣歌に、毛々、那賀爾、伊波、那佐牟、遠云々、(那佐牟は、寢賜はむなり)、須世理、毘賣命、御歌に、伊遠、斯那世、(那世は、寢賜へなり)、集中五卷に、夜周、伊斯、奈佐奴、(奈佐奴は、寢賜はさぬなり)、十一に、寐者、不眠友、(不眠は、寢賜はずなり)、十四に、伊利、伎豆、奈佐禰、(奈佐禰は、寢賜はねなり)、



十七に、吾乎麻都等奈須良牟妹乎、奈須良牟は、寢賜ふらむなり、十九に、安寝不令宿君乎、奈夜麻勢、また安寝勿令寢などあり、○歌意かくれたるところなし。

柿本朝臣人鷹、在石見國臨死時、自傷作歌一首。

臨死喪葬令に、凡百官身亡者、親王及三位以上、稱薨、五位以上及皇親、稱卒、六位以下、達於庶人、稱死とあり。

鴨山之磐根之卷有、吾乎鴨、不知等妹之、待乍將有。

鴨山は、石見國美濃郡高津浦の沖にありて、今は鴨島と呼ばれて、そこに人丸大明神の社鎮座ありて、木像を安置たり、古代のものなりと國人云り、○吾乎鴨云々は、吾を不知とつゞく意なり、鴨とは可は疑辭、母は歎息辭なり、此辭將有の下にうつして意得へし、○不知等妹之は、不知に妹がといふ意なり、凡そ不知といふ言の下にある等は、みな助辭にて、語勢を助けたるのみにて、意には關からねば捨て聞べし、四卷に、爲便乎不知跡立而爪衝、古事記崇神天皇條歌に、伊由岐多賀比宇迦々波久斯良爾等美麻紀伊理毘古波夜、此歌を、書紀に載たるには、等字なし、これあるも無も、意は同じきを知べし、妹は京に留れる嫡妻をいふべし、○歌意かくれたるところなし、此歌を拾遺集に、いも山のいはねにおける我をかもしらずて妹が待つつらむと載たるはいかにぞや。

柿本朝臣人鷹死時、妻依羅娘、子作歌二一首。

且今日且今日、吾待君者、石水、貝爾交而有、登不言八方。

依羅娘子は既に、出づ、これは人麻呂の嫡妻なるべし、且今日且今日、吾待君者、石水、貝爾交而有、登不言八方、且今日且今日は、今日や今日やと、毎日に待意なり、十六に、今日今日跡飛鳥爾到ともあり、契冲云、且今日とかけける且は、苟且の義にて、かりそめなれば、たしかならぬことなり、按に、且は不定辭也と註せり、たしかに其日と定めず、今日か今日かとおもふよしにて、書る字なるべし、○石水は、石見國美濃郡高津にありて、即高津の川と呼ばし、國人云り、水字カハとよむは、三卷に、水可良思清有師、七卷に、此水之湍爾、書紀神武天皇卷云、綠水西行、雄略天皇卷云、於是日晚田罷神、一事主神也、侍送天皇、至來目水、などあり、三代實錄五卷に、賀茂齋内親王、臨鴨水、修禊とも見ゆ、○貝爾交而、舊本一云、谷爾と註せり、こはわろし、○有登不言八方は、嗚呼有と人の言ずや、といふ意なり、言は、使人の言などに云たるよしなり、やは、後世の也、波の意、母は嘆息辭なり、○歌意は、今日やかへり來む、今日や還り來む、と吾待居るその夫、君は身まかりて、今は石川の貝の中に交りてあり、と嗚呼人のいひたるにあらずや、はとなり、仙覺註に、源氏蜻蛉を引て、水の音の聞ゆる限は、心のみさわぎ給ひて、からをだに尋ず、あさましくてもやみぬる哉、いかなるさまにて、いづれの底のうつせにまじりにけむなど、やるかたな



くおぼす)

直相者相不勝石川爾雲立渡禮見乍將儂

直相者は、略解に四卷に、いめのあひはとあるによりて、こゝもタ。バ。ノ。ア。ヒ。ハ。と訓べし、といへるは誤なり、こゝは四卷のとは、つゞけさまかはれるをや、直目にあひ見む事はといふなり、上に目爾者雖視直爾不相香裳とある直に同じ、○歌意は、直目にあひ見む事を欲ふとも、今は直にあふ事は得有まじきなれば、石川に雲立わたれよ、せめてそれをだに、形見に見つゝ慕はむとなり、これは死を聞て、石見國に下りて作るにや、

丹比真人擬柿本朝臣人麿之意報歌

丹比真人は、八卷九卷にも、此處の如く氏姓のみ出たり、同人なるべきか、此人の傳たしかには知れねど、四卷に、太宰大貳丹比縣守、卿遷任民部卿とある此人にや、縣守は續紀に、慶雲二年十二月癸酉、從六位上多治比真人縣守、授從五位下、和銅四年四月壬午、從五位上、靈龜元年正月癸巳、從四位下、五月壬寅、爲造宮卿、二年八月癸亥、爲遣唐押使、養老元年三月己酉、賜節刀、二年十二月壬申、多治比真人縣守等自唐國至、甲戌、進節刀、三年正月壬寅、正四位下、七月庚子、始置按察使、武藏國守正四位下多治比真人縣守、管相模上野下野三國、四年九月戊寅、以播磨按察使、正四位下多治比真人縣守、爲持節征夷將軍、五年正月壬子、正四位上、四月丙申、鎮狄乙

酉還歸、六月辛丑、爲中務卿、天平元年二月壬申、以太宰大貳正四位上多治比真人縣守云々、權爲參議、三月甲午、從三位、三年八月丁亥、擢民部卿、從三位多治比真人縣守云々、爲參議、十一月丁卯、爲山陽道鎮撫使、四年正月甲子、爲中納言、八月丁亥、爲山陰道節度使、六年正月己卯、正三位、九年六月丙寅、中納言正三位多治比真人縣守、薨左大臣正二位鳥之子也、見えたり、又三卷八卷廿卷に、丹比真人國人、六卷八卷に、丹比屋主真人、十九に、多治比真人土作、多治比真人鷹主、また屋主の子に、乙磨といふありて、八卷に出、これらの人々かともいふべけれど、皆神龜天平以來世に出たる人にて、時代すこしおくれたれば、此人々にはあらじ、又三卷、四卷などに、丹比真人笠麻呂といふありて、三卷に、春日藏首老と贈答たる歌あり、老は大寶年間の人にて、笠麻呂同時と見ゆれば、もしは此人にも有べし、笠麻呂の傳は紀中に見えず、詳なることは知がたし、さて丹比は、多治比といふが本なること、姓氏錄を見て知べし、後に省きて、丹比、丹治、丹遲なども書り、されど皆タヂヒと訓ことなり、岡部氏考に、タヂミとよめるはひがことなり、○真人の下に、舊本名關とあり、名の知たる人にも、氏姓のみ書したる例、集中に多ければ、もとより關たるには非じ、後人の書入なるべし、

荒浪爾緣來玉乎枕爾置吾此間有跡誰將告

枕爾置は、頭邊に置よしなり、○誰將告、タレカツゲケムと訓るに依ば、誰有てか、吾此處にて



死りたることを告行て、妻を歎き下らしめけむといふ意なり、さらば丹比氏が、人麻呂の意に擬て、娘子が直相者と云るに、こたへたる謂なり、○歌意かくれたるところなし、

或本歌曰、

こは妻依羅、娘子が意に擬て、よめりとみえたり、

天離夷之荒野爾、君乎置而念乍有者、生刀毛無。

生刀毛無は、上に委云り、○歌意は、間遠き夷の荒野に、夫君を永く留置て、戀しく思ひつゝ、あれば、生る利心もなしとなり、○舊本、この處に註云、右一首歌作者未詳、但古本以此歌載於此

次也、

寧樂宮 御 宇 天皇 代

寧樂宮、御宇は、元明天皇より光仁天皇まで、凡七御代なること、既に一卷に云たる如し、さてこの標中には、元明天皇和銅元年より、靈龜元年九月、御位を元正天皇に禪らせ給へるまでの歌を載しと見ゆ、元明天皇は、御諱天津御代豐國成姫天皇なり、御傳は、一卷に云り、

和銅元年歲次戊申、但馬皇女薨後、穗穗皇子冬日雪落遙望御墓、悲傷

流涕御作歌一首。

和銅の二字、舊本次下の四年の上にあるは、亂たりと見ゆ、○元年云々の六字、舊本に无は脱

たるならむ、故姑補入つ、○但馬皇女の御傳は、二上に委云り、○薨は、元明天皇紀に、和銅元年六月丙戌、三品但馬内親王薨、天武天皇之皇女也とあり、○穗積皇子の御傳は、二上に委云り、○此題詞より以下一首、舊本上の弓削皇子薨時作歌の次に收たるは、亂たるなり、かの弓削皇子の薨賜ひしより、九年後に、この皇女の薨賜へるをも思ふべし、但し和銅三年に、寧樂へ都を遷されたるに、この皇女元年に薨賜へれば、なほ藤原宮に繫て云べき事ぞ、といふ説もあれど、然してもなほかの弓削皇子を、かなしみ奉れる歌より前にあるべき謂なければ、みだれしことしるし、さて總標は、某宮御宇天皇代と云を主としていふことなれば、元明天皇代をば即位元年より、寧樂宮の標内に繫べき理にこそあれ、

零雪者、安幡爾勿落、吉隱之、猪養乃岡之、塞爲卷爾。

安幡爾勿落は、深くふることなかれ、といふなるべし、本居氏、近江、淺井郡の人云、其あたりにては、淺き雪をば雲と云、深く一丈もつものゆきをばあはといふとなり、こゝによく叶へり、古今集の雲のあはだつも、雲の深く立意なるべしといへり、又越の國に、あはといふものありて、そは雪のさかりに降頃、高山の木にふりかゝりたる雪の、梢より落下るまゝ、雪まろばしなどする如く、やう／＼大に成もてゆきて、麓に至るほどは、山のごとくになりてまろび下るを、此にあたれば、大木もたふれ、折あしく通りかゝれば、人馬などもよくる間を待ずし



て、そこなはるゝこと多しとぞ、これも雪の深くふるを、安幡といふより負る稱なるべし、  
 [頭註、近江産根人の云るは、或農夫に、其が家の後の山林を伐り開くべくしけるに、農夫の云け  
 らば、家をうらたふすなりと答へけるよし、いへり、林を其の助が、] ○吉隠は、十卷に、吉魚張  
 能浪柴乃野之、又吉魚張之夏身之上爾、書紀に、持統天皇九年、幸兔田、吉隠諸陵式に、吉隠、皇  
 太后紀氏、在大和國城上郡、などあり、さて書紀と式とは、郡相違ふ如くなれども、宇陀と城上  
 とは隣郡にて、吉隠は兩郡へ涉れる地なるべし、今も泊瀬山こえて宇陀の方に、よなばり村  
 といふありとぞ、泊瀬は城上郡なり、もとより宇陀郡に屬たりしが、後に陵のある地は、城  
 上郡に屬るにもあるべし、○猪養乃岡は、大和志に、在城上郡吉隠村、上方山多楓樹と見ゆ、八  
 卷に、吉名張乃猪養山爾とあり、○塞爲卷爾は、セキナサマクニと訓べし、勢伎は塞城の約れ  
 るなるべし、麻久は牟の伸りたるにて、塞を爲むことなるにの意なり、○御歌意は、雪の深く  
 降積らば、御墓地へ通ふ道を塞留て、行ことゝたはずなりなむが、いとわびしければ、雪も心  
 して、さばかり深くふることなかれとなり、一周の間は、御親族など、御墓所へ行宿り賜ふこ  
 となれば、雪深くならば、往通ひ賜ふ道も絶なむことをうれたみよみたまへるなり、

四年歲次辛亥河邊宮人姫島松原見孃子屍悲歎作歌一首。  
 河邊宮人は、傳詳ならず、○姫島、松原は、古事記に、仁德天皇幸行日女島、書紀安閑天皇卷に、別

勅大連云、宜放牛於難波、大隅島與媛島、松原、冀垂名於後、敏達天皇卷に、乃遣使於葦北、悉召日  
 羅、眷屬、賜德爾等、任情決罪、是時葦北君等、受而皆殺、投彌賣島、彌賣島蓋姫島也、續紀に、元正天  
 皇靈龜二年二月己酉、令攝津國罷大隅媛島二牧、聽百姓佃食之、攝津國風土記に、比賣島、松原  
 者、昔輕島豐阿伎羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫、來住筑紫國伊岐比賣島、乃曰、此  
 島者猶不遠、若居此島、男神尋來、乃遷來停此島、故取本所住之地名、以爲島名、と見ゆ、  
 妹之名者、千代爾將流、姫島之子、松之末爾、蘿生萬代爾、

千代爾將流は、千代に傳はらむと云むが如し、○蘿生萬代爾は、蘿字は書たれども、たゞよの  
 つねの苦なり、岡部氏考に、日蔭かづらのこと、せしは、ひがことなり、生は、生るを古言に牟  
 須と云ばなり、既く云り、老木の枝には、昔のむすものなれば、年久しきにたとへたるなり、三  
 卷に、銚槽之本爾、藤生左右二、とよめるに同じ、○歌意かくれたるところなし、

難波方鹽干勿有曾禰沈之、妹之光儀乎、見卷苦流思母、

見卷苦流思母は、見む事の苦しきよといふなり、見卷は、見牟の伸りたるにて、見む事とい  
 ふ意になる、古言の例なり、母は歎息辭なり、○歌意は、潮の干る毎に、海底に沈みて、身まかれ  
 る女の屍のあらはれ出て、其すがたを見るに、中々に悲しく堪がたければ、いつも潮満て干  
 ことなかれとなり、



靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首并短歌

志貴親王は天武天皇の皇子磯城皇子なるべし。天武天皇紀に、朱鳥元年八月癸未、芝基皇子磯城皇子各封加二百戸と見えたり。此磯城皇子の薨賜へる年月紀文に見えず、記し漏せるか、又後に脱したるにもあるべきなれば、此集をもて證とすべきか、一卷に志貴皇子とあるは、右に見えたる芝基皇子にて、施基志紀志貴なども書り、其は天智天皇の皇子にて、光仁天皇の大御父にましませり、さて集中にも、其皇子を志貴と書し、續紀にも志貴親王とも志紀親王とも書るを思へば、此なるも其同じ皇子ならむとも思はるれども、彼皇子は、靈龜二年八月甲寅に薨賜へるよし、續紀にも見えて、今とは年も月もたがへるを、然ばかりやごとなき皇子の薨を、おぼえたがひて、選者のしるすべくもあらざれば、なほ磯城の皇子なるべし、十三に、磯城島をも志貴島とも書たるを思へば、磯城皇子をも志貴と通書るにこそ、○并

短歌三字は削去べし、なほ下にいふべし。  
梓弓手取持而大夫之得物矢手挿立向高圓山爾春野燒野火登見左右燎火乎何如問者玉梓之道來人乃泣淚霏霖爾落者白妙之衣溼漬而立留吾爾語久何鴨本名言聞者泣耳師所哭語者心曾痛天皇之神之御子之御駕之手火之光曾幾許照而有。

得物矢手挿は、佐都夜陀波佐美と陀を濁波を清て訓べし、既に云り、○立向、これまでは、的といはむ料の序なり、一卷に、大夫之得物矢手挿立向射流圓方波見爾清潔之とあり、○高圓山は、春日の内にありて名高し、六卷八卷十卷などにも、多く見えたり、其中に或は高松、或は多可麻刀など書り、○春野燒は、上に冬木成春野燒火乃ともよめり、○野火は、野間の畑に、物の種を播つけむ料に、冬枯し草を、春の頃燒拂ふを云べし、續後紀に、承和七年九月乙未、伊豆國言云々、去承和五年七月五日夜出火、上津島左右海中燒炎、如野火、云々、○燎火乎は、下に云る葬送の人々の手火なり、○霏霖爾落者は、ヒサメニフレバなり、涙の甚く落るさまなり、抑比左米といふに二あり、まづ一には比左は比多に通ひて、左と多と通ふは例多し、比多雨なり、即書紀垂仁天皇卷に、大雨をヒサメともヒタメともよめり、さて比多は、ひたる、ひたす、ひたすら、ひたもの、ひたむき、其餘比多某といふ比多にて、をやみなく、ひたすらにふる雨の意にて、大雨なり、武烈天皇卷に、甚雨とあるも同じ、この霏霖は、即それなり、霏、大雨也と註せるが如し、一には水雨なり、そは古事記中卷景行天皇條に、於是零大氷雨、下卷允恭天皇條にもみゆ、書紀神武天皇卷に、雨氷、孝德天皇卷に、淫雨などある是なり、こは天武天皇卷に、氷零大如桃子とあるものにて、即今世に、へうといふものなり、源氏物語赤石に、いとかく地のそことほるばかりの氷降、いかつちのしづまらぬことは、侍らざりきとあるもこれなり、かくて



和名抄に、文字集略云、雷大雨也、日本紀私記云、火雨和名比左米、冰雨同上、今按俗云比布留とあるは、大雨と水雨と混におもひ誤れるものなり、又火雨とあるは、もとは大雨なりけむをヒサメといふを意得誤てより、大は火字なるべくおもひて、さかしらに改めつるなるべし、推古天皇天智天皇紀などに、火雨とあり、これも同じ、こはとも、に彼私記のころよりは、後に誤りつるものなるべし、さて古事記傳に、比左米とは、もと水の降るを云て、其より轉りて、尋常の雨の甚く零るをも云りと見えて、飛鳥宮段なる水雨は、歌には阿米とよめりと云るは、なほもとより大雨の意なると、水雨の意なるとの異なることをわきまへざるひがことなり、詞の轉るも、ものにこそよれ、水の降るを、たゞに雨の甚くふることに、轉しいふごときとは、いかであらむ、又飛鳥宮段に、水雨を歌に阿米とよめるは、阿米は總名なれば、水雨をも何雨をも、此類のものは皆阿米といはむに、何ぞたがへることのあらむ、○吾爾語久は、吾に語るやうはといふ意なり、語久は、可多留の伸りたるにて、語るやうはといふことになる、古語の例なり、此句までは、道來人の悲みかたるさまなり、さてこれより姑句を隔て、下の天皇之云々といふへつゝけて意得べし、○何鳴此句より以下六句は、自己のうへを悔て云るなり、何しに物の分別もなく問つるぞ、その由縁を聞ば、いよゝゝ悲しくて、涙にのみ泣るゝをとの意なり、○本名言は、本名は、めたにといはむがごとし、俗にめつたに、むちやになどいふ

言の本なるべし、黑白の分別もなく、物するやうの意なり、言は、燎火を、いかなる火ぞと問へることなり、何しにめたに問たることぞといへるなり、云々と由縁を語るをさかすば、かくは悲歎からしむと云裏意なり、十一に、不聞而默然有益乎、何如文公之正香乎、人之告鶴とあるを思合べし、○聞者、三言一句なり、語るをさけばなり、○語者、四言一句なり、由縁をかたればなり、○天皇之神之御子之は神は、天皇之といふへつゝけて意得べし、大王は神にしませばと云るごとく、やがて天皇之神と申せるなり、御子は即皇子なり、○御駕之は、イデマシノと訓、皇子にも出座といふは古なり、御葬送の縁を、あらはにそれとは申さず、常の御駕のやうにいひたるなり、○手火之光曾は、御葬送の御供に、火をともしつれて、つかへまつるを云るなり、手に取持義にて手火と云り、神代紀に、伊弉册尊曰、吾夫君尊何來之晚也、吾已浪泉之窟矣、雖然吾當寢息、請勿視之、伊弉諾尊不聽、陰取湯津爪櫛、牽折其雄柱、以爲乘炬、而見之者、則膿沸蟲流、云々、乘炬此云多妣、これ手火といふことの見えたるはじめなり、字鏡に、炬苴太比と見ゆ、さて葬送に火をとますことは、仲哀天皇紀に、殯于豊浦宮、爲無火殯、歛、無火殯、歛此謂、褒那之阿餓利、これ尋常の殯葬には火をとます故、ことにかく云るなり、門火といふものも、此、たぐひなるべし、和名抄に、周禮云、喪設阿燎、俗云門火、○幾許照而有は、そこばく照てあるといふなり、幾許は此上に出づ、天皇之といふより、これまで、道來人のかたれる言なり、○歌



意は、時秋にして、野をやく頃にもあらざるを、野火と見ゆるまで、そこばく火のもゆるは、いかなるゆゑぞと問ば、道來る人の立留りつゝ、甚く落る涙をおさへて、吾に語りきかするやうは、おれは志貴親王の御葬の乘炬の光なりと告つるよ、あはれ何しに容易く問つる事ぞ、其由縁を聞ば、いよゝ悲しくて堪がたきを、なまなかに、そのゆゑを人にとははずありせば、たゞ何事にやと、いふかりおもはむのみにて、かゝる愁傷はなからましをとのよしなり、

志貴親王(後)悲傷(作)短歌二首

舊本に、短歌二首とあるは意得ず、左の二首ともに、右の反歌にはあらじ、こは薨まして、間經て後によめりとみゆればなり、目錄にも、右の長歌の反歌を書さるは、もとより反歌はなき故なるべし、されば後人の歌、反をもよく知ず、みだりに反歌と意得て、書したるなるべし、

高圓之野邊秋芽子徒開香將散見人無爾

開香將散は、開散らむかの意なり、開散はたゞ散ことなり、香の疑辭は、將散の下にうつして意得べし、○歌意は、今は皇子の世に御在まされば、芽子花咲たりとて、見愛る人もなければ、その益なく無用に散果らむかとなり、此皇子の宮、こゝにありし故に、かくよめるなるべし、御笠山野邊往道者己伎太雲繁荒有可久爾有勿國

御笠山は、大和國添上郡春日にあり、○己伎太雲は、己許太久毛といふに同じ、こゝだ、こゝだ

く、こゝば、こゝばく、こゝばく、こゝら、そこば、そこばく、そこら、みなもと通言なり、(其中に己許といひ、曾己と云るは、もと此と彼との差あることなるべし、されど用へる意は大かた異ならず)○繁荒有可は、甚く荒て有哉の意なり、繁は荒たることの繁きにて、甚の意なり、○歌意かくれたるところなし、

〔右歌笠朝臣金村歌集出〕

右の長歌短歌ともに作者をしるさざるは、皆金村歌集に出て、よみ人知ざる故なるべし、しかれども今長歌短歌の詞氣を味へ考るに、句法あやしくたへにすぐれたるは、上手の歌と見えたり、金村朝臣の自作にもあるべし、

或本歌曰 高圓之野邊乃秋芽子勿散爾君之形見爾見管思奴幡武 三笠山野邊從遊久道己伎太久毛荒爾計類鳴久爾有名國 野邊從遊久道は、野邊を行路と云が如し、從は乎の意なり、

萬葉集古義二卷之下終



萬葉集古義三卷之上

雜歌

天皇御遊雷岳之時。柿本朝臣人麿呂作歌一首。

天皇は、持統天皇なり。○雷岳は、大和國高市郡雷村にありて、即、飛鳥の神奈備の三諸山のことなり。雷岳といふ由は、書紀に、雄略天皇七年秋七月甲戌朔丙子、天皇詔少子部連、螺贏曰、朕欲見三諸岳神之形。或云、此山之神爲大物代主神也。或云、菟田墨坂神也。汝齊力過人、自行捉來。螺贏答曰、試往捉之。乃登三諸岳、捉取大蛇、奉示天皇。天皇不齋戒、其雷虺々目精赫々、天皇畏、蔽目不見、却入殿中、使放於岳、仍改賜名爲雷とあり。

皇者神二四座者。天雲之雷之上爾。盧爲流鴨。

皇者は、オホキミ。ハと訓べし。スメロキと訓は非なり。既く上にいへり。○神二四座者は、天皇はやがて、現人神にておはします。が故にといふなり。四はその一すぢなることを、思はせたる助辭なり。この二句は、既く二卷に出て其處に云り。○雷之上爾。類聚抄に、上爾雷之とある。

はわろしは、岳名を、まことの雷のごといひなしたるなり。さて伊加都知といふ名、義は、本居氏、伊加は嚴なり。都は例の之に通ふ助辭、知は美稱なりと云るが如し。既く二卷に云り、さて雷の假字は、藥師寺佛足石碑、御歌に、伊加豆知と見えたり。これに豆字を書、また今世にも、都を濁りて唱ふれども清べし。凡て某都知といふ皆清例なればなり。此歌を六帖には、みかづちがうへに應すらしもと載たり。健御雷神をも、健雷とも云ば、雷をも美加都知と云るなるべし。されど此歌は、伊加都知なるぞ宜しき。○盧爲流鴨。盧とは假そめに造り設て、旅居する家をいふ稱なり。こゝは離宮を盧といひなしたるなり。爲流の流は、須字の誤にて、セスなるべし。と或説に云り、さもあるべきことなり。○歌意は、大皇は現人神とまします。がゆゑに、いともあやしく、天上の雷の上に應して、やどり賜へることかなとなり。さてこの雷岳に、離宮のありけむことは、十三に、月日攝、友久經流三諸之山、礪津宮地とあるにてしるべし。按に、外津御屋を盧と云ること、甚不敬にて、おふけなくかたじけなし。或本に、宮敷座とあるぞふさはしき。

〔右或本云、獻忍壁皇子也。其歌曰、王神座者、雲隱伊加土山爾宮敷座。〕

忍壁皇子は、天武天皇の皇子なり。御傳は九卷に云べし。此皇子の宮、此山に有けるなるべし。○王とは、天皇より始めて、皇子諸王までを申す事、上にたびく出たり。字には、大皇大主大



君、皇王など書て、みなひとつ事なり、皇と書、王と書に、差等あるにあらざ、混ふべからず、○宮敷座は、宮造りて、其地を知、御在よしなり、既く云り、

天皇賜志斐姬御歌一首

天皇、これも持統天皇なるべし、○志斐、姫は、志斐は氏なり、姓氏録左京神別に、中臣、志斐、連、又續紀八卷に、竿術正八位上、悉悲、連三田次といふ人見えたり、姫は老女の稱、オミナと訓べし、敏達天皇紀に、老女、君、夫人と見ゆ、オムナと訓はわろし、書紀の訓も、後世にならへるが多ければ、むげにたのむべからず、既く二卷に委く云り、○御歌と書は、此集の例なり、製字を補る説は、中々に集中をよく見ざる誤なり、御歌とあると、御製歌とあるとは、事のさまたがふことにて、うるはしく別れたり、そのよし既く上に云り、

不聽跡雖云強流志斐能我強語比者不聞而朕戀爾家里

不聽跡雖云強流志斐能我強語比者不聞而朕戀爾家里、  
不聽跡雖云は、いな聞じ、今は莫語りそと宣へどもなり、不聽と書るは、不聽許の義なり、不許と書るに同じ、○強流志斐能我とは、強流は強て語り聞え奉るなり、志斐能といふ志斐は、姫の氏、能は助辭なり、十四に、勢奈能我素低母、又伊母能良爾、十八に、故之能吉美能等などあるに同じ、又十四に、勢奈那とある、那も同言と見えたり、略解に、此能は貴む辭に云り、とあるは、わろし、ざるは勢奈能、また勢奈那などいへる、一の能と那は、助辭とせざれば、無用に言重り

てつたなし、是になずらへて、凡て此類の能の詞は、助辭なるをさとるべし、○強語(元曆本に、語の下登、字あるは、次の歌の強語登とあるより、まがひ入たるにて、衍なるべし、シヒカタリならではよろしからず)、志斐氏に連ね、縁みて、強流といひ、強語とのたまへる甚めでたし、源嚴水云語は、踐祚大嘗會式に、凡物、部門語部者、左右衛門府、九月上旬、申官、預令量程、參集、物部左右京各二十人、門部左右京各二人、大和國八人、山城三人、伊勢二人、紀伊一人、語部、美濃八人、丹波二人、丹後二人、但馬七人、因幡三人、出雲四人、淡路二人、江家次第十五大嘗會條に、伴佐伯、率語部十五人、入自東西掖門、各就位、云々、語部奏古詞、小註云、其音似祝、又涉歌聲、出雲美濃但馬語各奏之、又姓氏錄語部氏あり、是らを合せ考ふるに、この語も、たゞのむかし物語するにはあらず、おもしろくあるべし、さしてその語部の語りし事は、さまざまの古ことなど、家をかたるは、この名よりなるべし、さてその語部の語りし事は、さまざまの古ことなど、をかしくつくりなして、かたりけるものにて、かの古き物語書は、みなその語部のかたる物にならひてつくれるにて、猶今の淨瑠璃てふもの、ごとくなるべく、おほゆといへり、さもあるべし、○比者不聞而、比字、舊本此に誤れり、今は古寫本拾穂本等に從つ、而字、略解に無は脱せるなり、は、コノゴロキカズテと訓べし、キカデと訓は非し、すべて聞ずてをきかで、見ずてを見でなどいふは、後のことにて、古言にはなきことぞ、○大御歌、意は、しひて語るをもどか



しくおもひて、いなきかじといひつるものから、久しく御前に出てかたらねば、更に戀しくおもふとなり、源氏物語椎本に、問ず語のふる人あり、強語の類なるべし。

志斐姬奉和歌一首。

舊本此間に、姫名未詳と註せり。

不聽雖謂話禮話禮常詔許曾志斐伊波奏強話登言。

不聽雖謂は、いなかたらじと申せどもといふなり。○詔許曾は、詔せばこそといふなり許曾の上に、婆を加へて意得る詞の例なり。のたまへばこそと云むが如し。○志斐伊波奏とは、志斐は自の氏、伊は語の頭に、伊往伊還なども多くいひて打出す言とし、また詞の尾にそへて助辭とせり、此下に、不絶射妹跡七卷に、花待伊間爾十卷に、不亂伊間爾續紀十七詔に、治賜伊自、また祖乃心成伊自子爾波在可、三十詔に、此乎持伊波稱乎致之、捨伊波誘乎招都など多し、(これ用言の下に、伊と云る例なり)又此のごとく、體言の下に云るも多し、四卷に、木乃關守伊九卷に、菟原壯士伊十二に、家有妹伊、書紀繼體天皇卷、歌に、愷那能倭具吾伊、續紀詔に、帝止立天在人伊、また道鏡伊、また二禪師等伊、また朕德伊、續後紀詔に、帶人舍人伴健岑伊など多し、又これを要ともいひしと見ゆ、廿卷に、知々彼々江とあり、(古事記傳に、伊は余と云むがごとしと云り、しか見てよき處も多かれど、又余として、きこえがたきところも多かれれば、た

だ古の一の助辭と見べし、すべて助辭は、語勢をたすけたものなり、さて、自の氏の志斐に、強る意を帶せて云るなるべし、奏はマヲセと訓て、許曾の辭を結めたり、○強話登言、略解に話字、荒木田氏がもたる古本に語に作る、さらば話は誤字なるべしと云るは、中々の非なり、話は説文に、會合善言也と見えて、はやく本句にも、話禮話禮とも書たれば、誤字なるべきよしなきをや、言は、詔か告かの字の誤なるべし、ノルと訓べし、○歌意は、今はいな語らじと申せども、強て語れ語れと詔へばこそ、いなと思ふを、強て語り聞え奉るには、われ、それを強語と詔ふは何事ぞやと、とがめ奉るやうにいひたる、いとをかし。

長忌寸意吉麻呂應詔歌一首。

意吉麻呂は、一卷に出、

大宮之内一手所聞網引爲跡網子調流海人之呼聲。

内二手所聞は、呼聲の繁く高きが、宮裏に及聞え來るにて、甚にきは、しきさまなり、二手は及の借り字なり、さて二手の字は、左右、左右手、諸手、兩手など書て、マテとよませたるに同じ、かくて左右、兩手を麻提といふ意は、麻は美に通ふ美稱なる故、凡て物の全備たるを稱て、麻某とも美某とも云こと多し、手は二ある物なれば、そを全備たるよしにて、眞手と云り、概も二あるものなれば、そを全備たるよしにて、二概と書て、眞概といふが如し、(荒木田氏説に、兩



手をまでといふは、物ふたつあるを麻といふに似たり、真楳も左右にあるによりていひ、間といふも、ものふたつあれば、間あるによりていふ言と聞え、俗に密夫をまをとこといふもさる意、亦といふもふたつあるよりいふ言なれば、麻はふたつの意なるべし、故、二手を造の訓に假たるなりと云るは、甚偏れる論なりけり、さて密夫をまをとこといふことは、余別に考あり、○網引爲跡は、網引を爲るとといふなり、御饌供に奉る料に、魚をとるとして網引なり、阿美引を阿比伎といふは、弓波受を由波受といふと同例なり、跡はとての意なり、網引は四卷に、吾衣人莫著網引爲難波壯子乃手爾波雖觸七卷に網引爲海子哉見云々、十一に住吉乃津守網引之浮笑緒乃云々など見えたり、○網子調流とは、網子は網引者をいふ、田作る者を田子、楳とる者を楳子（水手なり、余別に論あり）、獵に立者を獵子（和名抄に、文選云、列卒滿山和名加利古）といふ類なり、また舟子馬子などいふも同じ、調流は呼集、整るなり、二卷挽歌に、齊流鼓之音者、とある處に既く委云り、○歌意かくれたるところなし、契冲云、此歌のやうを案するに、難波宮に、みゆきしたまひける時の歌なるべしといへり、

〔右一首〕

この下に、難波宮に幸のこと、註してありけむが、闕たるなるべし、

長皇子遊獵獵路野之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌。

長皇子は、天武天皇の皇子なり、既く一卷に出づ、○遊獵の獵、字、類聚抄人麿勘文には、獨と作り、○獵路野、獵、字、舊本に脱せり、今は活本に従つ、野、字、舊本に池とあれど、池に遊獵し賜ふべきよしなければ、歌詞に従て今改つ、は、大和國十市郡鹿路村なるべしと云り、十二に、遠津人獵道之池、爾住鳥之とよめり、

八隅知之、吾大王高光、吾日乃皇子乃馬並而三獵立流、弱薦乎、獵路乃小野爾、十六社者、伊波比拜目、鷄己曾、伊波比回禮、四時自物、伊波比拜、鷄成、伊波比毛等保理、恐等仕奉而久堅、乃天見如久、眞十鏡、仰而雖見、春草之、益目頰四寸、吾於富吉美可聞。

八隅知之といふより以下四句は、一卷に出て其處に委云り、こゝは長皇子を申せるなり、○馬並而、これも一卷に出づ、○三獵立流とは、三は御なり、立流は多氏流の伸りたるにて、多世切氏、立賜へるといふ意なり、されば立は、皇子のうへに限りて申せるなり、御列子を立せ賜へると云にはあらず、供奉の列卒の事はいふまでもなし、六卷に、朝獵爾十六履起之夕狩爾、十里躍立馬並而御猶曾立爲春之茂野爾、十九に、朝獵爾君者立之奴多奈久良能野爾などよめり、○弱薦乎は、枕詞なり、弱菰を刈と云かけたるなり、○獵路の獵、字、類聚抄には、獨と作り、（路、字、拾穗本に跡と作るは非）、○十六社者は、猪鹿こそはなり、之々は猪鹿を惣いふ稱なり、十



六は四々の意に書るにて、しといふ言に二々、くといふ言に八十一とかける類なり、社は他物にむかへて、其物をたしかにいふ言なり、上に云り、社字を許會とよむ義は、未さだかならず、荒木田氏は、社は木苑の意、十六に、死者木苑とありといへり、社字に木苑の義あることおぼつかなし、猶考べし、○伊波比拜目は、伊はそへ言、匍匐拜めといふなり、匍匐は、天武天皇紀に、十一年九月辛卯朔壬辰、勅、自今以後、跪禮、匍匐禮並止之、更用難波朝廷之立禮、と見ゆ、拜目は、推古天皇紀歌に、鳥呂飯、彌豆苑、伽倍摩都羅武とあり、私記に、謂、拜爲乎加無言乎禮加々無也とあるが如し、○鶉は、品物解に云り、○伊波比回禮とは、伊は上に同じ、匍匐めぐれといふなり、回禮は、既に二卷に云り、○四時、自物鶉成は、共に枕詞なり、既に云り、下に、十六、自物膝折伏、手弱女之押日取懸、二卷に、鹿、自物伊波比伏管鶉成、伊波比廻などあり、○恐等は、等は助辭にて、恐さにの意なり、六卷に、恐跡、振痛袖乎忍而有香聞、十一に、皇祖乃神御門乎懼見、等侍從時爾十五に、可是布氣婆於吉都思良奈美可之故美等能許能等麻里爾安麻多欲會奴流、また加思故美等能良受安里思乎、これらも皆等は助辭、恐さにの意にて、今と同じ、○天見如久は、二卷に、久堅乃天見如久仰見之皇子乃御門之とあるに同じ、○眞十鏡は、見の枕詞なり、○春草之も枕詞にて、春野に芽出る草は、みづとしく愛らしきものなればつゞけたり、○益目頰四寸は、見る毎に彌愛らしきなり、五卷に、伊夜米豆良之岐鳥梅能波奈加母とあり、

○吾於富吉美可聞は、長皇子を申す、○歌意は、吾皇子の數々の人馬をならべて、御獵におはします獵路の野に、獲賜はむ鳥獸の多く集居るが中にも、猪鹿こそはひをがめ、鶉こそはひめぐれ、その猪鹿にも鶉にもあらぬ吾なるを、皇子の恐く貴さに、猪鹿の如く鶉の如く、はひをがめぐりて仕へ奉りつゝ、天を仰ぎて見る如くに見奉れど、見毎にいよゝゝ愛らしく、貴き皇子にておはしませすかとなり、

反歌一首

久堅乃天歸月乎網爾刺我大王者蓋爾爲有

天歸月乎、月字拾穂本に日と作るは誤なり、御輿の蓋を月に見なしたるなり乎と云るは、即月を蓋にせりとつゞく意なり、○網爾刺、網字、舊本には網と作り、今は古寫小本に従つ、蓋の網に刺といふなり、蓋の左右に網を刺入て、その網を侍臣の執つゝ、行を云るなり、網爾と云るは、君を戀る意を、君爾戀と云ると同意なり、伊勢大神宮式に、蓋二枚、淺紫綾、表緋綾、裏頂及角覆錦、垂淺紫組、緋網四條、二條蓋料、二條菅笠料、長各二丈、踐祚大嘗祭式に、車持、朝臣一人、執菅蓋、子部、宿禰一人、笠取、直一人、並執蓋、網、膝行、各供其職、中宮職式に、與二具、白蓋二枚、網四條、茵二枚、などあり、貞觀儀式、踐祚大嘗祭儀にも、同じさまに見ゆ、江家次第に、御齋會、竟日云云、乘輿、有執蓋引綱等、また於法勝寺、藥師堂、供養丈六觀音次第條に、次、大阿闍梨、乘輿、在輿持







瀧上之は吉野川の瀧の上方のといふなり、瀧は今宮瀧と云て、いにしへ行宮のありし跡なりと云り、○三船乃山は、菜摘里の東南にありて、外より見れば、その形船の如しとぞ、六卷に、瀧上之御船乃山爾水枝指四時爾生有刀我乃樹能、また瀧上乃三船之山者雖畏思忘時毛日毛無九卷に、瀧上乃三船山從秋津邊來鳴度者誰喚兒鳥十卷に、喚子鳥三船山從喧渡所見新後撰集に、瀧の上に落そふ波は嵐吹御船の山の櫻なりけり、續後拾遺集に、此比は御船の山に立鹿の聲をほに上て鳴ぬ日そ無、夫木集に白浪の立重れる瀧上の御船の山は花盛かも、瀧上の御船の上の山櫻風にうきてそ花もちりける、などもよめり、○常將有等は、いつも常にかくあらむと、いふなり、一卷に、常丹毛冀名常處女養手、六卷に、多吉能床磐乃常有沼鴨、廿卷に、都爾爾伊麻佐爾、伊麻母美流其等、などある類なり、○和我不念久爾は、吾が思はぬことなるものをと、いふなり、奈久は奴の伸りたる言なり、○御歌意は、吉野の勝地にあそびますに、御心にあかずおもしろくおぼしめして、常にかよひ来て見まほしくおぼすにつきて、三船の山に居雲は、高山なれば、居ぬ時なく常さらざるを、其雲の如く吾身の常にあらむものと思はぬものと、山のおもしろきあまりに、世間の無常を歎き賜へるなり、契沖が雲の起滅さだめなきがごとくなれば、我も常ふらむものとはおもはずとよませたまへりと云るはたがへり、四卷に、春日山朝立雲之不居日無とよめる如く、高き山には、常に雲の居る

ものなればなり、六帖に、瀧の上の御船の山に居雲の常なるべくもあらぬ我身をと載たり、〔或本歌一首、三吉野之御船乃山爾立雲之常將在跡我思莫苦二、右一首、柿本朝臣人麻呂之歌集出〕

此或本歌、舊本には次の王者云々の下に、本文の列に載たり、今改めて此間に小書せり、  
春日王 奉和歌一首。

春日王は、志貴親王の子なり、續紀云、文武天皇大寶三年六月庚戌、淨大肆春日王卒、遣使弔賻、王者千歲爾麻佐武、白雲毛三船乃山爾、絶日安良米也。

千歲爾麻佐武は、千年に變らず座まさむとなり、本居氏云、年を常には、登志と云を、其數を云には、凡て三登世八登世など登世と云、登世は年經なり、志幣は世と切れり、○毛字、類聚抄に之と作るは誤なり、○絶日安良米也、日字、類聚抄に無は落しものなり、は、絶る日あらむやは、絶る日はあらじといふ意なり、米は牟の通へるなり、也は後世の也、波の意なり、○歌意は、皇のおもしろみし賜ふ、その三船の山の白雲も絶る日はあらじ、その雲のいつまでも絶ず居る如く、皇は千歲に出まして御覽じ賜はむを、しかおもほし歎き賜ふ勿と、皇子を賀なぐさめ申賜へるなり、

長田王被遣筑紫渡水島之時歌二一首。



長田王は、栗田王の子長皇子の孫なり、既く出づ、筑紫に遣され賜る事は考るところなし、○水島は、景行天皇紀に、十八年夏四月壬戌朔壬申、自海路泊於葦北、小島而進食、時召山部阿弭古之祖小左、令進冷水、適此時島中無水、不知所爲、則仰之祈于天神地祇、忽寒泉從崖、傍涌出、乃酌以獻焉、故號其島曰水島也、其泉猶今在水島崖也、仙覺抄に、風土記云、球磨乾、七里海中、有島、稍可七十里、名曰水島、島出寒水、逐潮高下、云々、枕雙紙に、島は云々水島などあり、和名抄に

も出て次に引り、

如聞眞貴久奇母神左備居賀許禮能水島

如聞は、豫て聞しが如くといふなり、廿卷に、武良等里乃安佐太知伊爾之伎美我宇倍波左夜加爾伎吉都於毛比之其等久、この思ひし如くと、そのさま同じ、○眞貴久は、豫て聞しにたがはず、眞に貴くといふにて、人のいひしも偽ならずとの意なり、眞は偽の反對にて、既往の事に應る辭なり、後世げにといふと同意なり、○奇母は、靈妙くもといふなり、十八に、許己乎之母安夜爾久須之彌十九に、久須波之伎事跡言繼など見えたり、猶この詞は、久志(奇魂)奇御玉(久志毘(靈異之兒)久志夫流(奇觸峯)などもいへり、紫式部日記に、我はとくすしく、くちもちけしきことしくなりぬる人は、枕雙紙に、物いみなどくすしうするもの、など云るは、くすみて實法なる意にて、古に云る久須志伎とは差異りたれど、これも本は此言の轉れる

ものなるべし、○神左備居賀は、神左備は既く出、此は神々しき意なり、十六に、伊夜彦於能禮神佐備青雲乃田名引日須良霖曾保零とあるに同じ、居賀はマスカと訓べし、(ヲルカとよめるはよろしからず)賀は哉の意なり、○許禮能水島は、此之水島なり、禮はあるも無も同じ、こゝにて、其をソともソレとも、誰をタとも、タレとも、彼をカとも、カレとも、吾をワとも、ワレとも、汝をナとも、ナレともいふ類なり、許禮能と云る例は、廿卷に、安我互等都氣呂許禮乃波流母志(吾手と着よ此之針持なり)藥師寺佛足石碑、御歌に、己禮乃與波、また己禮乃微波などあり、○歌意は、かねて聞及びしに異ならず、げに貴く靈く妙くも、この水島の神々しく、神さびて座します哉となり、島をやがて神にあしらひて云るなり、此下に、日本之山跡國乃鎮十方座神可聞寶十方成有山可聞とあるも、即富士山を神といへるにて、今と意同じ、

葦北乃野坂乃浦從船出爲而水島爾將去浪立莫勤

葦北は、和名抄に、肥後國葦北郡葦北、菊池郡水島と見えたり、か、れば葦北より水島は、海上を隔てわたる處なるべし、さて水島は、かの泉のある島によりて、後に廣く郷名になれるなり、○野坂乃浦從(坂字拾穂本には阪と作り)野坂は葦北郡にありと見ゆ、その浦より船發するを云、○水島爾將去續後撰集に、みしまにゆかむとあるは誤なり、此上の歌をば見られざりしにや、○浪立莫勤は、浪發ことなかれ、努々といへるなり、勤の言は、一卷吾松椿不吹有勿



勤とある處に委く云り、○歌意かくれたるところなし、

石川大夫和歌一首

石川大夫は、類聚抄には、從四位下石川宮麻呂朝臣和歌と作り、これに從ば宮麻呂なるべし、宮麻呂は、續紀に、慶雲二年十一月甲辰、以大納言從三位大伴宿禰安麻呂爲兼太宰帥、從四位下石川朝臣宮麻呂爲大貳、和銅元年三月丙午、爲右大辨、四年四月壬午、從四位上石川朝臣宮麻呂授正四位下、六年正月丁亥、授從三位、十二月乙未、右大辨石川朝臣宮麻呂薨、近江朝、大臣大紫連子之第五男也とあり、此慶雲二年大貳となれる時に、長田王も下り賜ひけるにや、但し長田王は、和銅四年に始めて正五位下を授へるよし、續紀に、しるされて、それより前の事は見えざれど、ゆゑありて、遺されたるも知べからず、又舊本左註には、右今案、從四位下石川宮麻呂朝臣慶雲年中任大貳、又正五位下石川朝臣吉美侯、神龜年中任少貳、不知兩人誰作此歌焉とあり、吉美侯の傳は、九卷にいふべし、但し吉美侯は少貳に任られたること、紀文に見えざるは漏たるか、おほつかなし、又略解に、四卷に、神龜五年戊辰、太宰少貳石川足人朝臣遷任、餞于筑前國芦城驛、家歌三首とあれば、此足人なりと云り、此は元來宮麻呂は四位なれば、大夫と書べからず、吉美侯は少貳に任たる事見えざれば、此人々にはあらずとの説なり、されど大夫は、四位五位の人を通稱することにて、五位にかぎりたる稱にあらざれば、宮麻呂と

せむに難なきをや、四卷に、京職大夫藤原大夫とあるは、藤原麻呂卿の事にて、養老五年六月辛丑、從四位上にて爲右京大夫と、續紀にも記されたるごとく、當時從四位上なるになほ大夫とするせり、これにて四位五位に通て、大夫と稱ること、さらに疑ふべからず、そも、卿大夫と云は、三位以上の人を某卿、藤原卿、大伴卿の類、四位五位の人を某大夫、藤原大夫、山上大夫の類、と字には別ち書して、口語には共に麻弊都伎美と稱ことなり、六位以下は卿大夫の列にあらざるとしるべし、○舊本、一首の下に、名關とあれども、とより名の知たる人にも、名を書さざること多ければ、此は後人の書入たるものなるべし、

奥浪邊波雖立和我世故我三船乃登麻里瀾立目八方

奥浪邊波雖立は、たとひ沖の方の浪、邊方の浪は發ともといふなり、奥浪邊波と連ね云ること、集中に多し、六卷に、奥浪邊波安美射去爲登藤江乃浦爾船會動流ともあり、○和我世故我、長田王を申す、○三船乃登麻里は、御船之泊なり、○瀾立目八方は、嗚呼浪發むやは、たとひといふ意なり、日は牟のかよへるなり、八は後世の也、波の意方は歎息辭なり、○歌意かくれたるところなし、

又長田王作歌一首

隼人乃薩摩乃迫門乎雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鴨



隼人は本居氏國名なり、隼人國は續紀に見ゆ、此時は薩摩はいまだ國名にあらざ、隼人國の内、地名なりと云り、なほ古事記傳に委論り、○薩摩乃迫門乎、摩字類聚抄拾穗本等には麻と作り、諸國名義考に薩摩、人波川、白尾國柱云、薩摩とは幸島の義なるべし、今の鹿兒島の内海は、天孫の漁獵し給ひし故趾なるべし、といへり、とあり、迫門は和名抄に、薩摩國出水郡勢度郷あり、其處の入海なるべし、六卷に、隼人乃瀨門乃磐母年魚走芳野之瀧爾、尙不及家里とありて、甚おもしろき處なることしるし、○雲居奈須は、雲居の如くといふなり、○遠毛類聚抄には、遠雲と作り、○歌意は、其境に至りて親り見ば、いかばかりおもしろからむとおもふを、公の事の任のかしこさに、立よることをも得せずして、口をしく迫門の入海を、嗚呼雲居のよそにのみ、今日見すぐして行哉となり、此王筑紫へ遣され賜へる時のことなれば、任をつしみて、薩摩、迫門あたりまでは、渡らずして、たゞ遠く雲居に見やりて、よみ賜ひしなり、下に、晝見騰不飽、田兒浦大王之命、恐夜見鶴鳴とある類なり、

柿本朝臣人麻呂禱旅歌八首

三津埼浪矣恐、隱江乃船公宣、奴島爾

三津埼は難波の御津の埼なり、一卷に出づ、○浪矣恐は、浪がおそろしさにの意なり、○隱江乃は、浪をおそれて船出せず、隠り居るを、即、隱江にいひかけたり、○船公宣、奴島爾は、字の甚

誤れるものと見えたり、(舊訓に、フネヨグキミガユクカヌシマニ、とよめるなどは、論ふ限にあらざ、)故案にもとは舟寄金津奴島埼にとありしを、金を公に誤寄を宣に誤、又そを顛倒へ、また奴の上に津字を脱したるなるべし、また荒木田氏古本には島の下に、一字の闕ありと云り、されば島の下に、埼字脱たるなるべし、さらばフネヨセカネツヌシマノサキニと訓べし、七卷に、氷霧相與津小島爾、風乎疾見、船緣金津心者、念杼とあり、思合べし、荒木田氏考に、公は八毛、二字の誤、宣は不通、二字の誤、島の下、埼字を脱せるにて、舟八毛不通、奴島埼爾にて、フネハモユカズヌシマノサキニと訓べし、と云るは、あらざ、そは字も似よらず、調もつたなればなり、本居氏の、舟八毛何時寄、奴島爾とありしを、八毛を公に誤、何時二字を脱し、寄を宣に誤れるにて、フネハモイツカヨセムヌシマニと訓べし、と云るも、心ゆかぬ説なり、さる手簡なる詞、此朝臣の作にあるべくもなし、又略解に、舟令寄、敏馬崎爾などありけむ、フネハヨセナムミヌメノサキニと訓べし、と云るは、いよつたなし、そは浪を恐みといひながら、忽、舟をよせむと云べきことに、あらざればなり、(奴島は淡路の野島なり、今もなほ淡路に奴島といふ島ありとぞ、)野をば後、世は能とのみ呼を、これをば後まで、奴島と呼來れるは、めでたし、土佐日記にも、正月卅日夜半許に船を出して、阿波のみとを渡る云々、寅卯の時ばかりに、奴島と云處を過て、田無川と云處を渡とあり、○歌意は、野島の埼に、いかで船をよせむとは、欲



へども御津埼の浪の荒くておそろしさに、風隠り居る隠江の舟を漕出して、なほよする事を得せずとなり、

珠藻菰。敏馬乎過。夏草之野。島之埼。爾舟近著奴。

珠藻菰とは、敏馬浦は、もはら海人の藻を菰處なれば云るにて、かくれたるところなし、一卷に玉藻菰奥波不榜、六卷に珠藻菰辛荷乃島爾、十一に玉藻菰井堤乃四賀良美などあり、○敏馬乎過は、ミヌメヲスギと六言に訓べし、而字なければ、スギヲとは訓べからず、又十三に、橘之末枝乎須具里とある、具里は藝の延りたる言なれば、こゝもスグリと訓べくおもひしは、あしかりけり、武烈天皇紀、歌に、伊須能箇彌賦屢鳴須擬底舉、慕摩矩羅拖箇播志須擬暮能、婆幡爾於哀野該須擬播屢比能箇須我鳴須擬返摩御慕屢鳴佐哀鳴須擬など、六言にいへる例多ければなり、敏馬は攝津國にありて、菟原八部二郡の海濱に亘れり、六卷十五卷などに、も見ゆ、三犬女見宿女、美奴面なども書たり、○夏草之は、枕詞なり、此は夏草の萎とつゝけたり、ナユの切スとなれり、夏草之思萎とよめる如く、夏の草は繁くて、ことに萎え靡くものなれば、つゝけたり、古事記衣通王歌に、那都久佐能阿比泥能波麻能とあるも、泥の言にかゝれるにて、同意なり、○歌意かくれたるところなし、○舊本左註に、一本云、處女乎過而夏草乃野島我埼爾伊保里爲吾等者とあり、處女は敏馬の誤なるべし、十五に、誦詠古歌とて多摩藻可

流乎等女乎須擬氏云々とあるは、又誤を傳へたるなり、

粟路之野。島之前。乃濱風爾。妹之結。紐吹返。

粟路之、四言一句なり、國の淡路なり、名義は、阿波國へ渡る海道にある島なるよしなりと云り、○妹之結は、イモガムスベルと訓べし、ムスベルは結有なり、ムスピシとよめるはわろし、廿卷に、海原乎等保久和多里豆等之布等母兒良我牟須敵流比毛等久奈由米とあり、さてすべて男の紐は其妻の結付る事にて、四卷に、獨宿而絶西紐緒忌見跡、世武爲便不知哭耳之會泣、九卷に、吾妹兒之結手師紐乎將解、八方絶者絶十於直二相左右二、十一に、菅根惻隱君結爲、我紐緒解人、不有十二に、二爲而結之紐乎一爲而吾者解不見直相及者、又海石榴市之八十衛爾立平之、結紐乎解卷惜毛、又真玉就越乞兼而結鶴言下紐之所解日有米也、又高麗錦紐之結毛解不放、齊而待杼驗無可聞、又針者有杼妹之無者將著哉跡、吾乎令煩絶紐之緒、十四に、筑紫奈留爾抱布兒由惠爾美知能久乃可刀利乎登女乃由比思比毛等久、十五に、比等里能未伎奴流許呂毛能比毛等加婆多禮可毛由波牟伊敵杼保久之豆、廿卷に、奈爾波治乎由伎豆久麻豆等、和藝毛古賀都氣之非毛我乎多延爾氣流可母、などは多し、此等にて心得べし、又古事記に、垂仁天皇の問其、后曰、汝所堅之美豆能小佩者、誰解とあるも、誰人を后として、納賜はひと問給ふ意を、小佩によせて詔へるにて、凡て夫の紐は、其妻の結も、し解もせし、ならはしなる



ひとしられたり、六帖に、奥山のしげ入に立てまよふとも妹が結びしひもをとかめや、○紐吹返は、紐を風の吹翻すよしなり、十卷に、立待爾吾衣手爾秋風之吹反者とあるは、風の自ら幾回も吹反るよしにて別なり、○歌意かくれたるところなし、はげしき濱風に吹れて、もの心ほそく、いよゝゝ家、妹が戀しく思ひ出らるゝに、ましてその濱風が心もせず、また逢までは解じと、妹が結びかためたる紐をさへに、うらめしく吹翻すとの旅情いとあはれなり、(或人間、尾、句、紐、吹返とあるからは、第三句は濱風之とあるべき理なるに、濱風爾と云るは、事だがひたるやうに聞ゆるは、いかにと云り、余答へけらく、上に云たる意を、よくゝ味ふべし、もし濱風之といひたらむには、かいなでの歌よみの詞なるべし、爾といひたるに深き味はあり、濱風に吹れて、もの心ほそきだにあるを、その濱風が妹が結べる紐を吹翻すといへる深き情をもたせたるにあらずや、その深き情をもたせたるは、爾の言にありて、あはれふかく、味かぎりなし、一わたりによみすすぐしては、此、朝臣の歌の深情は、知れしをや、〔頭註の歌てしるべ、あはちのぬしのまふきのさかへすばかりあるも、あはれなる情いみじくふかし、ぬしらのまの時に船は、いとさなり、戀しう思ひ出るよし、な、妹がむすびしと、五の句、吹かせは、有に、かたは思へば、三の句、濱風を、こいふべきことわりなるに、いと事ありと、四、五の句は、ことわられるなり、左に、あらず、妹がむすびし、吹ひすといひて、な、はよりいつてきて、家ごかし、姉なると、姉なり、いふ、餘意あき情を、わたり、あははれなる

の五文字の、四文字にて、しあらむ、そのま、まておかれたるに、や、又おもふ、詞も、うるはしく、く人のふ、し、但し、はじめの五文字の、四文字にて、し、げに、歌のひし、り、思へるは、後世、意なり、五言の、處を、四言に、いへ、らぬ、古へ、あづらし、が、○千載集雜、下旋頭歌に、あづさぢの野島の崎の濱風にわが紐結し妹が顔のみ面影にみゆとあるは、あましく、今の歌の誤られしものなり、

荒栲 藤江之浦爾 鈴寸釣 白水郎跡香將見 旅去吾乎

荒栲は、藤の枕詞なり、既に、一卷に、委、云り、○藤江之浦は、和名抄に、播磨、國、明石、郡、葛江、布知、衣、六卷に、稻見、野能、大海、乃、原、笑、荒、妙、藤、井、乃、浦、爾、船、釣、等、海、人、船、散、動、并、江、字、の、誤、なるべし、その反歌に、射去爲登、藤江、乃、浦、爾、船、會、動、流、とあり、今と、同處なり、(新古今集に、かもめ、居る藤江の浦のおきつ洲に夜舟いざよふ月のさやけさ) ○鈴寸釣、釣、字、舊本、鉤に、誤り、今改つ) は、鱈を釣なり、鱈は、品物解に、云り、○白水郎、的、香將、見、は、海人と見らむ、歟、の、意なり、白水郎、の、字、の、ことは、既に、一、卷に、委、云り、契沖が、此、集に、白水を、ひとつにして、泉郎にも、つくれり、しからば、そのふかく入こと、黄泉にも、いたるばかりなる故に、もとは、泉郎にて、白水は、泉、字を、引分たるなるべしと云るは、中々のひがことなり、泉郎と書るは、麻呂を、磨と作し類にて、白水の二字を、ひとつにせるものなるをや、香、は、將、見、の、下、に、うつして、意得べし、○旅去吾乎、は、旅行、吾、なるものを、のこ、るなり、○歌、意、かくれたるところなし、七卷に、網引爲流、海子、哉、見、飽、浦、清、荒



磯見來吾、また濱清美、磯爾吾居者、見者白水郎、可將見釣不爲爾、又鹽早三磯、回荷居者入潮朝入の誤、爲海人鳥屋見、濫多比由久和禮乎などあるは、今とよく似たり。○舊本左註に、一本云、白栲乃藤江能浦爾伊射利爲流とあり、これも十五、誦詠古歌の中に出たり、白栲とあるは誤なり。

稻日野毛去過勝爾思有者心戀敷可古能島所見

稻日野毛は、播磨國印南郡の野にて、其野をもといふなり、稻日は、一卷に伊奈美、國波良とあり、同所にて、彼處に委く云り、枕冊子に、野は云々、稻日野、○去過勝爾は、行過難くといふ意なり、過行むと思へども、おもしろくして、過行難くおもふよしなり。○思有者、有、字活本に省と作るは、わろし、は、思へるにの意なり。○心戀敷は、コ、ロ、コ、ホ、シ、キと訓べし、五卷に、毛々等利能己、惠能古、保志、枳、又故保斯、苦阿利家武、書紀齊明天皇、大御歌に、枳、瀾我、梅能、姑、褒之、枳、舸羅、備などあり。○可古能島所見、舊本に、一云、湖見と註せり、湖字は誤なり、古寫本に湖とあるに從て、ミナトと訓べし、さて水門に、湖字を書るは、此下に、枚乃湖、また湖風、また此、餘、七、卷十一、卷などにも例あり、其外の古書にも見えたり、こは漢の字義にかゝはらず、古此方にて用ひし字なり、椋、椅、俣、前などの類なり、此外も猶多し、さて略解に、加古之島といふは、他に見えず、是は加古とする時は、湖とあるかたをよしとすとあるは、例のいと偏なる論なり、島あら

むには、たとひ他に見えずとて、加古之島といふべからざるにあらざるをや、さればいづれをよしとも定めがたし、可古は、播磨國賀古郡なり、應神天皇紀に、一云、日向、諸縣、君牛、云々、始至播磨時、天皇幸淡路島、而遊獵之、於是天皇、西望之、數十麋鹿、浮海來之、便入于播磨、鹿子水門、天皇謂左右曰、其何鹿也、泛巨海多來、爰左右共視而奇、則遣使令察、使者至見、皆人也、唯以著角、鹿皮爲衣服耳、問曰、誰人也、對曰、諸縣君牛、是年者之、雖致仕、不得忘朝故、以己女髮長、媿而貢上矣、天皇悅之、即喚令從、御船是、以時、人號其着岸之處曰、鹿子水門也、と見えたり、印南賀古は比郡なり、荒木田氏は、可古は、阿古の誤なりとして、攝津國なるよし論へれども、そはいみじきしひことなり、さて、阿古は、吾兒の意によみなしたりと云れど、此歌に、しかよそへたる意は、さらになし、はたこの前後の歌を見るに、西國へ下る時の歌にて、みな播磨の地名のみよみたれば、加古は播磨國とせざれば、かなはずなむ、○歌意は、契沖云、印南野もおもしろくて過うきに、又聞およびて、見ばやと心に戀し、かこの島もみゆれば、かれへ早くゆきて見ばやとおもへば、いやしきことわざにいへる、左右の手に、うまきものもたるといふやうにて、かなたこなたにひかる、こゝろをよめりと云り。

留火之、明大門爾、入日哉、榜將別家、當不見。

留火之は、枕詞なり、トモシビノとよめり、島崎直好、留は燭、字の偏を脱し、蜀を留に寫し誤れ



るにやと云り故按に即十一に鈴寸鈞海部之燭火と書たり蜀を留に誤らむことは真に然るべし蜀留草書似たればなりさて偏を脱せしにはあらで倭文を委文村主を寸主他田を也田と作る類に本より省きて蜀火と作るにもあるべし字畫を省く事既に云るが如し荒木田氏が留はとまりといふ訓をかりたるなりとてともり火とよめるはいか十五に安麻能等毛之備十八に登毛之備乎字鏡に炬苜同止毛志火などありてともり火といへるは例なきことなるをやさて燭火の明しといふ意に係れるにてかくれたるすぢなし○門大門爾大字大須本には水と作り其に依はアカシノミトニと訓べし今になほ舊本に従つは荒木田氏のアカシノホトニとよめるによるべし明は和名抄に播磨國明石(安加志)郡明石(安加志)とあり集中には此卷又六七十五の卷々などにも見えて明石赤石開安可志なども書なりアカシノとノの言をいはず直につけいへるは十四に伊奈佐保曾江廿卷に伊古麻多可禰などよめる類なり○入日哉は本居氏のイラムヒヤとよめるに従べし明石の門に入ぬほどは大和のかたも見ゆるを彼門にいりては見えずなりなむといふ意なり○榜將別は今まで見えたる方の見えずなりなむといふなり見ゆるは即逢こちなれば見えざるを別と云るおもしろし○家當不見は大和の方をおほかたに家のあたりと云るなり本居氏此句は第四句の上につして意得べしと云り源嚴水不は所字の草書の寫誤に

てイヘノアタリミユと訓べし下の歌の一本に家門當見由とあるをも合考べしと云りこれも通ゆもしさらば句順に意得べし○歌意は明石の門に榜入む時には今まで見えし我家のあたりも見えずなりなむかとおもふがいと名殘多しといふなり又所見とする時は明の門に入む其日に榜別れて見えずなりなむかと思ふ我家のあたりが見ゆるはさてさて名ごりをしきことかなと云るなり

天離夷之長道從戀來者自明門倭島所見

天離は枕詞なり既く一卷に出づ○夷之長道從は夷の長道をと云が如し夷の事は一卷に委云り長道は四卷に野子玉能云々路之長手呼五卷に國遠伎路乃長手遠また都禰斯良農道乃長手袁十二に莫去跡云々道之長手矣十五に君我由久道乃奈我氏乎廿卷に道乃長道波長道といふも長手といふも通ひて同じ事なり神代紀に長道磐神といふも見えたり從はをに通ふ一卷に委云り○倭島所見倭島は大和國なり島は國と云に同じ此下名細寸云云山跡島根者の歌の條合考べし舊本に一本云家門當見由と註せり門は乃字の誤なり十五に出せるには伊蔽乃安多里見由とあり○歌の意は夷の長道を家路戀しく思ひつゝ來れば明石の門の口よりその戀しく思ふ倭の方の遙に見ゆるが程なくそれも見えずなりなむかとおもふがいと名殘惜き事となり明石門の奥に入ぬほどはなほ倭の方の見や







唐韻云、舳舻、小漁舟也、和名豆利布禰とあり、○歌意は、明石の方より遙に見やるに、多くの釣舟どもの散々に傍出るが見ゆるは、飼飯の海の波濤の和て、海上の平かなるらしとなり、ただ目に見たるけしきを、そのまゝに云るのみなるに、今も打誦に、そのさまおのづから、目前にうかびつゝ、見るやうにおぼえて、且家路を戀しく思ひて、倭の方を見やりたる意、言外にあふれたり、

〔一本云、武庫乃海、船爾波有之、伊射里爲流海部乃釣船浪上從所見〕

武庫乃海は、攝津國にあり、下に至りて註べし、○船爾波有之、船字、船聚抄拾穂本等に、舳と作るはいかゞなり、は、船にてあるらしの意なり、波上に浮びて見ゆるは、武庫の海人の釣船にて有らしと、おしはかりたるなり、爾波と云るは、他方の海人の船にはあらじとの意なり、爾波は他方にむかへいふ辭なり、此句十五に載たるに、爾波余久安良之とあるは、理たしかなるに似たり、本居氏説に、フナニハナラシとよみて、ふなにはとは、舟を出すにはよきのどかなる時を云なり、今の言にて云ば、ふなびよりと云むが如し、と云るは、例もなきひがことなり、はた有之も、こゝはナラシとはよみがたきをや、○浪上從所見は、浪上に見ゆるなり、從は爾といはむが如し、既に一卷に委云り、

鴨君足人香具山歌一首并短歌

鴨君足人は、傳詳ならず、○香具山歌、こは高市皇子尊薨賜ひて後、香具山宮の荒たるさまを  
作るなり、

天降付天之芳來山霞立春爾至婆松風爾池浪立而櫻花木晚茂爾奧邊  
波鴨妻喚邊津方爾味村左和伎百磯城之大宮人乃退出而遊船爾波梶  
棹毛無而不樂毛己具人奈四二

天降付は、天より天降りて、此國土に著たる由なり、安母理の言は、二卷に出づ、香具山の天降りし所由は、一卷に風土記を引ていへり、○春爾至婆は、春になればと云が如し、十七にも露霜乃安伎爾伊多禮波と見えたり、○池浪立而浪字、拾穂本に、津と作るはいかゞ、は、埴安の池浪發てといふなり、○木晚茂爾、木の下拾穂本に、乃字あり、爾は彌字の誤なり、コノクレシゲミと訓べし、木晚は、櫻の花開、若葉芽出て、木間きをいふ、十八に、多胡乃佐伎許能久禮之氣爾保登等藝須伎奈伎等余未婆波太古非米夜母、この之氣爾は、繁みにといふ意か、はたこれも、爾は彌の誤にて、霍公鳥の繁く鳴に、いひかけたるか、十九に、許能久禮乃繁思乎、廿卷に、許乃久禮能之氣伎乎乃倍乎などあり、茂彌は、俗に茂んでといはむが如し、略解に、爾は彌の誤なることをしらす、此句の下、二句ばかり脱たるかと云るは、ひがことなり、猶この彌の辭の例は、首卷に委云り、○奥邊波は、池の奥方にはなり、古は海のみに限らず、河池などにも、岸より



遠く隔りたる方をば、奥と云るなり、此、下に、吉野川、奥名豆瀬、十六に、猪名川之奥乎、深目而な  
 どあり、古今集に、ながれ出る方だに見えぬ、涙川沖ひむ時や底は知れむ、とも見ゆ、後ながら  
 西行が、廣瀬川わたりの奥の水脈つ串水かさそふらし、五月雨の比、早瀬川綱手の岸を奥に  
 みてのぼり煩ふ、五月雨の比、とよめり、○鴨妻喚は、カモツマヨビと訓べし、(舊本にカモメ  
 ヨバヒテとよめるはわろし、又荒木田氏は、カモメツマヨビとよみて、其、説に、鶯をつばとも、  
 つばめとも云類にて、鴨にめの言をそへて、かもめつまよびと訓べし、さて鶯のめは群の  
 約めにて、下に、味村佐和伎とある村も、同言なり、一卷の香山歌にも、加万目とあれば、かなら  
 ずか、もめなるべく、鴨は假字とすべしと云るは、いとゞまぎらはしき説なりけり、鶯をつ  
 ばとも、つばめとも云類にて、鴨にめの言をそへて、云々と云るを見れば、鴨と鶯と、一種と心  
 得しにやとおもへば、又下に、鴨は假字とすべしと云るも、其意を得ず、且古は、鶯は加万米と  
 こそいひたれ、右の説は、かにかくに論にたらず、○味村左和伎は、阿遲鴨といふ鳥の群の散  
 動といふなり、味鴨の事は、品物解に委、云り、○百礮城之礮字、拾穂本には、礮と作り、枕詞な  
 り、一卷に出づ、○大宮人乃は、王卿百官人等のと云なり、○退出而は、大宮内より罷り出でと  
 いふなり、罷といふことは、参の反にて、宮内より外に出退くことに云り、○遊船爾波は、過去  
 し時の事をいふなれば、遊びし船には、といふべきが如くなれども、かく云るぞ、かへりてお

もしろき、是は、用言の體にて、俗にいはゞ、遊ぶべきあたりまへの船には、といふ意にきこゆ  
 る詞なり、媛女乃袖吹、反明日香風といへると同例なり、爾波は他の方にむかへいふ詞なり、  
 上に云り、○梶棹毛、梶字、拾穂本には、楫と作り、は、梶棹さへもといふ意なり、梶棹とも、棹梶と  
 も連云たり、十卷に、楫棹無而、古事記仲哀天皇、條に、不乾船腹、不乾船、楫書紀敏達天皇、卷に、楫  
 權、祈年祭、祝詞に、棹枚不干などあり、梶は、既く云り、梶字は、樹杪と注て、加遲にあたる義は、字  
 書に見えず、椋、椅、僕、前などの類なるべし、棹は、和名杪に、楫、棹竿也、刺船、竹也、和名佐乎とあり、  
 ○不樂毛は、佐夫之は、苦々しといふが如し、一卷に云り、續紀に、寶龜二年、左大臣藤原永手朝  
 臣、薨坐る時の詔詞に、佐夫之支事、乃未之、彌可益加母とあり、毛は、歎息、辭なり、○歌意かくれ  
 なし、香山宮の荒たるを、ふかく歎きたるなり、

反歌二首

人不榜有雲知之、潛爲鶯與高部共船上住

有雲知之は、有も著しの伸りたるにて、良久は留と切る、有やうも著しといふ意なり、○潛爲  
 は、頭漬爲にて、既く二卷に云り、○鶯與高部共は、鶯と鶯と、共にといふなり、共に鳥名にて、  
 品物解に云り、赤染衛門集に、水鳥は鶯も高部もかよひけり、蘆鴨のみはすまぬなるべし、惠  
 慶法師集に見る人は、おきつ荒浪うとけれど、わざとなれぬる鶯高部かも、○船上住、住、字、活



字本異本等に位と作り、さらばキルと訓べけれど、なほ住とあるを宜しきは、フネノヘニスムと訓べし、フナノヘと訓むはわるし、○歌意かくれなし、

何時間毛神左備祁留鹿香山之銚楮之本爾薛生左右一

何時間毛は何の間にもこのろなり、毛は歎息、辭なり、此は鹿の下にうつして意得べし、○神左備祁留鹿は、神さびける事にかもといふ意なり、神左備は、年経て神々しくなれるさまを云、○香山之、官本に香久山之とあれど、清音の久字を用ること、例にもたがひたればわろし、○銚楮之本爾は、銚楮の木にと云が如し、銚楮は、杉の若木の、梓の長さばかりあるが、且梓の形にも似たれば、云なるべし、略解に、杉の若木は、梓の如くなればいふと云、荒木田氏は、梓の如く立る杉なりと云れど、共に盡さず、猶須疑といふ名義、又楮字を用ることなど品物解に甚委云り、十九にも楮野とあり、二卷に、子松之末爾羅生萬代爾とあれば、こも本は末の誤なりと云説あれど、こは中々に偏りたることなり、本は木と云に同じ、○薛生左右二は、コケムスマデニと訓べし、薛は品物解に云り、生を牟須と云ことも、既く云り、○歌意は、高市皇子尊の薨まし、はきのふけふの事とおもふには、はやさきに見し、香山の若木の梓楮に、薛の生まで、いつの間、年を経て、かく神々しく神さびけることにか、さてもかなしやとなり、上、件の歌どもは、皇子尊の薨まして後、年経てこゝに來てよめるなり、

〔或本歌云、天降就神乃香山打靡春去來者櫻花木晚茂松風丹池浪鷗邊都返者阿遲村動與邊者鴨妻喚百式乃大宮人乃去出榜來舟者竿梶母無而佐夫之毛榜與雖思〕

神乃香山は、即香山を神と云るなり、信に香山は、神と云べき山にぞありける、○打靡は、クチナピクと訓べし、廿卷に、宇知奈婢久波流乎知可美可、また打奈婢久波流等毛之流久とあり、草木の若枝のしなやかに、打靡く、春と係りたる詞なり、○晚字、拾穂本には、暗と作り、○返字、拾穂本には、逼と作り、○動は、サフキと訓べし、略解に、とよみとよみたれど、味村に、とよみと云る例なきことぞ、○榜來舟者は、來は去の誤にて、コギニシフネハなるべし、と荒木田氏云り、○梶字、拾穂本には、楫と作り、

○舊本此間に、右今案遷都寧樂之後、怡舊作此歌歟、と註したるは、最後人のわきなれば削去つ、上に云る如く高市皇子尊薨後、香具山宮の荒たるさまを云るなれば、遷都にはかゝはるべからず、

柿本朝臣人麻呂獻新田部皇子歌一首并短歌

新田部皇子は、天武天皇紀に、藤原鎌足大臣、女五百重、娘、生新田部皇子、續紀に、文武天皇四年正月、授新田部皇子、淨廣貳、慶雲元年正月、三品新田部親王、益封百戶、四年十月、二品新田部親王、爲造御寇司、元明天皇和銅七年正月、益封二百戶、元正天皇養老三年十月、詔曰、云々、其賜新



田部親王、内舍人二人、大舍人四人、衛士二十人、益封五百戸、通前一千五百戸、四年八月、詔、新田部親王爲知五衛及授刀舍人事、聖武天皇神龜元年二月、二品、新田部親王授一品、五年秋七月、勅、一品大將軍新田部親王、授明一品、天平三年十一月丁卯、始置畿内惣管、諸道鎮撫使、以一品新田部親王爲大惣官、七年九月壬午、一品新田部親王薨云々、親王、天淳中原瀛真人、天皇之第七皇子也とあり、

八隅知之吾大王高輝日之皇子茂座大殿於久方天傳來白雪仕物往來乍益及常世

日之皇子は、新田部皇子を申す、○茂座は、茂は借字、敷座なり、○久方は、枕詞なり、既に出づ、以下三句は、往をいはむ料の序なり、○天傳來は、天をつたひて降來るよしなり、○白雪仕物、白字、舊本に自と作るは誤なり、活字本異本等に從つは、ユキジモノと訓べし、たゞ雪のことなり、仕物の例は、一卷に委云り、こゝは往と疊いはむ序に云るなり、六卷に、吾屋戸乃君松樹爾零雪乃行者不去待西將待、十四に、可美都氣努伊可抱乃禰告爾布路與伎能遊吉須宜可提奴伊毛賀伊敷乃安多里などよめる類なり、○往來乍は、ユキカヨヒツと荒木田氏によめるに從べし、○益及常世は、常は座の誤にて、イヤシキイマセと訓べし、と荒木田氏云り、按に、益及は、及は、敷座の敷にはあらず、彌重にて、彌重りといふ意なり、彌重と云るは、四卷に、春

之雨者彌布落爾五卷に、美也古彌婆伊夜之吉阿何微麻多越知奴倍之彌重吾身といふなり、これを、古來、賤き吾身といふ事に、意得たるは誤なり、猶彼處にいふべし、十八に、都彌比登能伊布奈宜吉思毛伊夜之伎麻須毛、十九に、霍公鳥伊也之伎喧奴又鳴鷄者彌及鳴杼甘卷に、家布敷流由伎能伊夜之家餘其騰などあり、さればこゝは、彌重りに往來つゝ、此殿におはしませといふ意なり、○歌、意かくれたるところなし、此皇子飛鳥、八釣山に別莊のありて、藤原都より往かひましゝなるべし、さてその別莊にましますほど、人麻呂の參りあひたるに、折しも雪の降けるに、其興に乗じて、皇子の年長く、往かひ領知座むことを、祝てよめるなり、(略解に、降しく雪のことくに、年つもりて榮えませといふなり、といへれど、むつかし、白雪仕物は、たゞ往といはむために、目前の景を云るのみなり、

反歌一首

矢釣山木立不見落亂雪驪朝樂毛

矢釣山、矢釣、活字本には、矢駒、仙覺抄には、矢駒、人麿勘文には、伊駒と作り、皆わろし、は、大和國高市郡に、八釣村あり、そこなるべし、顯宗天皇紀に、召公卿百寮於近飛鳥、八釣宮、即天皇位と見えたり、○雪、驪は、解難し、字の誤などあるべし、(略解に、驪は、駁、字の誤か、しからばは、だらと訓べし、といへれど、いかゞ、抑、まだらは、斑、は、だらは、離にて、各別なる言なり、猶下に委く云む



を見て辨ふべし、また岡部氏は、躑は、躑の誤なるべし、躑は、字書に、履不著、曳之而行、言其躑也とあれば、きはひてと訓べしと云れど、きはひといふ詞は、物に對ひて、競ふ意の詞にて、ただに、行の、躑をいふことならねば、躑字も迂やあらむ、又しか遠き字を用ひたりとせむことも、集中の例にたがひていかなり、さればこれは、かいなでの人の歌にもあらねば、角矯さむとて、牛ころすといふ諺の恐もあるべければ、強たる説いはむよりは、中々にもだりてあるべきか、しかれども力及ばじとて、默あらむには、つひによき考も出来まじければ、打かへして、思ふべきことにはあるなり、故案に、躑は、躑字の誤なるべし、躑と躑とは、草書の體かりそめに見別がたく、甚まざらばしければ、誤りたるものなるべし、躑字、佐和久と訓て、集中に甚多く用ひたり、されば雪躑は、ユキニサワキテと訓べし上に云たる如く、養老三年に、此皇子に、内舍人二人、大舍人四人、衛士二十人を賜へるよし見え、同じ四年に、知五衛及授刀舍人事とさへ爲賜ふとあれば、數多の舍人が類雪に躑きて、八鈞宮に朝參侍ひしさま、思ひやるべし、又此下に、皇子乃御門乃五月、蠅成、躑舍人者、とあるをも合見て、いよ／＼躑といふべきを思べし、○朝樂毛は、樂の下に、吉字などの脱たるものなるべし、朝は十八に、朝參乃伎美我須我多乎とありて、朝參の意をもて書、樂は老樂、戀樂など、良久の假字に多く用ひたれば、朝樂にて、マキラクと訓べし、さてその良久は、留の伸りたる言にて、良久は留と切る、參る事

のといふ意なり、吉は、皇子の御繁榮を稱へたるにて、毛は、歎息、辭なり、○歌意は、八鈞山の木立も見えぬばかりに、雪の降みだるゝに、其勞をも忘れて、數多の舍人衛士がともがらの、躑き立て、朝參り仕へ侍ふを見れば、眞に皇子の御繁榮は、めでたく、貴くおはします事なり、

刑部垂麿從近江國上來時作歌一首

刑部垂麿、此四字、舊本時の下にあるは、此卷の例にたがへり、いまは目錄に従つ、刑部は氏にて、忍坂部なり、和名抄に、大和國城上郡忍坂、於佐加とある、其郷より出たる氏なるべし、刑部と書は、同抄に、伊勢國三重郡遠江國引佐郡備中國賀夜郡英賀郡などに、刑部と書る郷名ありて、皆於佐賀倍と註せり、さて忍坂部を刑部と書故は、本居氏、忍坂郷の人等の、刑部の職に仕奉りしことのありしより、やがて其職の名の字を書ならへるなり、されば於佐加辨と云名は、忍坂部にて、刑部職には由あるに非ず、本は別なり、然るを於佐加辨を、本より刑部の職名と心得るは、非なりと云り、垂麻呂は、傳詳ならず、

馬莫疾打莫行氣並而見氏毛和我歸志賀爾安良亡國

馬莫疾は、誤字あるべし、馬莫疾としては、莫行の莫に重なりて、無用言となれば、決して非し、故、按に、吾馬疾とありしを、吾の草書と作るを、そと見、且次の莫行の莫にまがへなどして、つひ



に莫と寫し誤れるなるべし、さて莫馬とは云まじければとて、さかしらに倒置て、舊本の如くはなれるなるべし、かくて吾馬疾は、アガマイタクと訓べし、十七に、許乃安我馬乃安我積乃美豆爾とあるをも思合べし、○打莫行は、馬の口とれる者に命するなり、○氣並而は、氣は氣長の氣に同じく、來經の約まれる言にて、日數を並重ねてといふことなり、○志賀爾安良亡國亡字、舊本に七と作るは誤なり、今は一本に従つ、は、志賀にてあらぬことなるをといふなり、志賀は近江國にて、名高き志賀なり、○歌意は、志賀の風景の、あかずおもしろきを、日數をならべて、見受て行べき處にもあらざれば、馬をとめて、しばし見てゆかむとおもふぞ、馬をいたく打はやめて、ゆくことなかれと云るなり、

柿本朝臣人麻呂從近江國上來時至宇治河邊作歌一首

宇治河は山城國宇治郡の河なり、既く出つ、  
物乃部能八十氏河乃阿白木爾不知代經浪乃去邊白不母。

物乃部能乃字類聚抄には无、は、枕詞なり、一卷に委注り、○八十氏河乃既く一卷に出つ、○阿白木爾は、阿白は(借字)氷魚取料の網代にて、代は壁代垣代など云る類にて、其ならぬものを、其代にするをいふ、壁ならぬものをもて、其代にするを壁代といひ、垣ならぬものをもて、其代にするを垣代といふ如く、此も網ならぬものを以て、其代にする意にて、網代木とは云る

なり、さて網代木と云ものは、冬の節、急流の中に、水上を廣く下を狭く、網を引たる形に、左右に透間なく、杙を打て、其下に、あじろ簀とて、床を水に漬るほどに作りて、さてその網代なる杙木の内へ、せかれて流入浪の床の簀子に打よすれば、水は漏て入たる氷魚のみ残るを、夜篝火を燃して守居る者の、居ながらに取とぞ、されば正しくは、網代木と云べきを、網代とのみ云ても、其物と聞ゆる事になれるなるべし、田上宇治もはらこの網代に名あるところなり、内膳式に、山城近江國氷魚網代各一所、其氷魚始九月、迄十二月三十日、貢之とあり、七卷に、氏河齒與杼端無之阿白呂人舟召音越乞所聞また氏人之譬之足白吾在者今齒王良増木積不來友、○不知代經浪乃、猶豫浪之なり、不知代經は、皆借字なり、流れ行むとする浪の、流れやらで、しばしやすらふを、いさよふ浪といふ、いさよふ月といふも、出むとする月の、出やらで、しばしやすらふをいふにて、其意を得つべし、○歌意かくれたるところなし、新古今集に、網代木にいさよふ浪の音ふけて、獨やねぬる宇治の橋姫、此は打聽えたるまゝにて、他によそへたる意も何もなきを、今打誦に、其處の景の目の前にうかびて、見るやうに思はるゝは、上手の作なればなるべし、然るを契沖が、世中の無常をたとへたる意に、解なせるより、誰もしか意得來れるは、作者の意にそむけり、七卷攝津作歌に、大伴之三津之濱邊乎打曝、因來浪之逝方不知毛、とよめるも同じ、



長忌寸奧麻呂歌一首

苦毛零來雨可神之崎狹野乃渡爾家裳不有國

苦毛の毛は、恐母奇母などいふ母に同じ。○零來雨可は、降來雨哉といふなり、今まで降ざりし雨の降來たるが甚苦しきさまなり。○神之崎は、カミノサキと訓べし、七卷に、神前荒石毛不所見浪立奴とあると同所と見ゆ、これらをともし、ミワガサキとよみたるはわろし、鎌倉右大臣の歌に、みわの崎佐野の渡の雨の夕ぐれ、とよまれしを思へば、や、古くより、しかよめりと見ゆるを、凡て神字をミワとよむは大神にかぎりたること、こそおもほゆれ、さて神崎は、紀伊國牟婁郡熊野に在て、神武天皇紀に、遂越狹野、到熊野神邑と見えたる、その崎をいふなるべし、元亨釋書四卷云、釋明算、姓佐藤氏、紀州神崎人、通證云、熊野神邑、俗名神藏處、疑是也、距狹野二里許、在新宮地方とあり、續古今集に、三熊野の神藏山の石疊登りはて、も猶祈る哉とあり、平家物語熊野參詣の事の條に、明れば本宮より舟にのり、新宮へぞ參られける、神の藏を拜み云々、あすかのやしろふし拜み、狹野の松原さし過て、那智の御山に參り給ふ、○こゝに或人問けらく、本居氏説に、今みわが崎と云は、紀伊國牟婁郡にて、新宮より、那智へ行道の海邊なり、新宮より、今の道一里半許ありて、其つゞきに、佐野村も有といへり、此説略解にも載てあるを見給へ、今現にみわが崎と唱るからは、神之崎は、なほみわがさきな

るべきをといへり、答、今みわがさきといふ處、實に古の神崎にても有むにや、そはたしかに、は定めず、されど今みわと唱ふるは、後人の神之崎を、みわがさきとよみ誤りたるを、その謬訓に依て、又出來たる名なるべし、後世かゝる類甚多きことぞかし、一、二いは、八卷に、明日香河逝回岳とある、逝回岳をゆき、のをかとよみあやまりしを、やがて後世さる地名ありと意得、また七卷に、人社者云々、我幾許師奴布川原乎とあるを、後世心得誤へて、しのふ河原といふ地名とせしたぐひさへあれば、後人のいふところ、打まかせては、たのみがたきことなり、唯古は古によりて、證すべきことにこそあれ、○狹野乃渡、これも同じく牟婁郡にありて、下に、佐農能崗ともよめり、渡は、渡津をいふ、すべてわたりは、海河につきていふことなり、邊をわたりといふことは、此集の比はすべてなかりき、邊をわたりといへるは、字鏡に、船鼻兩旁、波奈乃和太利とあるなど、やはじめならむ、伊勢物語に、五條わたりとあるも、五條邊なり、遊仙窟にも、此處とあり、○家裳不有國は、立やどるべき家も、あらぬことなるをといふなり、○歌意、かくれたるところなし、久老云、こゝのわたりにて、雨にあひて、しまし雨やどりせむとすれど、そこに家なきをくるしくおもふなり、これぞいにしへの真意なるを、後世、駒とめて袖うちらはらふかげもなしさの、わたりの雪の夕ぐれ、とよめるは、そのけしきをおもしろく、いひなしたり、是は偽言なりけり、かゝる言より、罪なくして、配所の月を見むなど



いへる、ひが心も出くめり、とかしこくも、歌體約言にのたまへりと云り、

柿本朝臣人麻呂歌一首

淡海乃海夕浪千鳥汝鳴者情毛思努爾古所念

淡海乃海は、神功皇后紀歌に、阿布瀨能彌とあるに依て訓つ。○夕浪千鳥は、夕浪の上に来鳴千鳥なり、そをやがて夕浪千鳥とは、真にいはれたるかな。○情毛思努爾は、情も靡やきてといふ意なり、思努といふ言の意を按に、まづ十卷に、秋穂乎之努爾押靡置露云々とあるは、發起たる稻穂を、裏に押ふせ靡かせて、露の甚く置たる形容を云たるなり、されば思努は、靡ふ意にて、發起の對なり、心にいふも、心の發起、裏に思ふよしなり、その裏に思ふは、眞の極まりたるよしにて、心の裏より思ふ意なり、想てうはべをつくるひかざりて物する事は、心裏の眞偽はしられぬを、心裏より思ふ事は、うはべはともあれ、眞の極まりたるものなり、されば心も靡やきて、真にししか思ふよしにて、心も思努に思ふとはいふなり、猶はやく、一卷中旗須爲寸四能爾押靡とある處に、委註るを考合べし、しとしつほり、しほく、などいふも、此言より出たるなるべし、思ふといふも、やがて此詞の用きたるものなり、心裏より眞に思ふ事を、思努布と云はなり、八卷に、暮月夜心毛思努爾白露乃置此庭爾蟋蟀鳴毛、十一に、海原之與津繩乘打靡、心裳四努爾所念鳴、十三に、借薦之心文小竹荷人不知本名曾戀流、此一首

にても、心裏に思ふ意はしられたり、十七に、安良多麻乃登之可弊流麻泥安比見彌婆許己呂母之努爾於母保由流香聞、また保登等藝須奈伎之等與米婆宇知奈妣久許己呂毛之努爾曾己乎之母字良胡非之美等、また、久毛爲奈須己許呂毛之努爾多都奇理能於毛比須具佐受、十九に、夜具多知爾寢覺而居者河瀨尋情毛之奴爾鳴知等理賀毛、廿卷に、宇梅能波奈香乎加具波之美等保家杼母己許呂母之努爾伎美乎之曾於毛布などある、皆一意なり、○古所念は、古のおもはるゝとなり、○歌意かくれたるところなし、天智天皇の大宮敷し、古のしのばしかりけむこゝろ、今此歌を誦にも、あらはにうかびて、あはれ堪がたし、

志貴皇子御歌一首

貴字異本に賀と作るは誤なり、

牟佐々婢波木末求跡足日本乃山能佐都雄爾相爾來鴨

牟佐々婢波は、鼯鼠者なり、品物解に云り、○木末求跡は、住べき木末を求むとてといふなり、木末を許奴禮といふは、木之末の切りたる詞なり、後世は、木末をば許受惠とのみ云て、許奴禮と云ること、をさく見え、夫木集に、うたかみや谷のこぬれにかくろへて風のよきたる花を見る哉とあるは、珍し、跡はとての意なり、此獸樹抄に住て鳥の飛來るを窺て、とりて食ふものなり、七卷に、三國山木末爾住歷武佐左妣乃待鳥如吾俟將瘦とあり、○山能佐都雄



爾は、山の獵師にといふなり、山能と云るは、山にて獵する意なり、山幸彦といふを思へし、佐都雄と云るは、九卷に、木國之昔弓雄之響矢用鹿取鹿坂、上爾曾安留、弓は、幸の字などの誤か、十卷に、山邊爾射去薩雄者雖大有山爾文野爾文沙小牡鹿鳴母、また山邊庭薩雄乃爾良比恐、跡小牡鹿鳴成妻之眼乎欲焉など見えたり、また佐豆人之弓、月我高荷、神代紀に、海幸彦山幸彦など見えたり、又佐都矢、佐都弓などいふ、佐都も同じ、言意は、二卷に、得物矢とあるところ、に委、云り、○御歌、意は、鼯鼠は鳥を獲むがために、住べき樹杪を求むるとて、獵師に見あらはされて、かへりて己が身を亡されける哉、強て欲み望むことだになくば、かゝる目にはあはしをとの意なり、略解に、此御歌は、人の強たる物ほしみて、身を亡すに譬へたまへるにや、大友大津の皇子等の御事などを、御まのあたり見賜ひて、しかおほすべきなりと云り、さも有べし。

長屋王故郷歌一首。

長屋王は、佐保大臣と號せし是なり、既く出つ、一、下御傳彼處に委、云へり、○故郷歌は舊本左註に、右今案、從明日香遷藤原宮之後、作此歌、歌とあり、(明日香は、天武天皇の宮處、藤原は、持統天皇の宮處なり、既に云)さもあるべし。

吾背子我古家乃里之明日香庭乳鳥鳴成鳥待不得而。

吾背子は、親しき皇子王等などに、さし賜ふ人おはしまし、なり、○古家乃里之、その皇子王のもと住居賜ひし宅地を、いふなり、十一に、鶉鳴人之古家爾とあり、(和名抄に、駿河國駿河郡古家布留以倍とも見ゆ)○明月香庭は、他方にむかへて云るなり、○乳鳥鳴成は、千鳥鳴にてありといふ意なり、乳鳥は、品物解にいへり、○鳥待不得而は、鳥、字異本には師と作り、それも非は、君の誤なり、五卷に、波流佐禮婆和伎爾能佐刀能加波度爾波、阿由故佐婆斯留吉美麻知我豆爾とあるに似たるを思へし、○歌意は、遷都の後、吾兄が住すて賜ひし飛鳥の里の古家のほとりには、君がかへり來ますやと、待ど待得ずして、しきりに千鳥の鳴にてあるよとなり、飛鳥の里に、この長屋王の住賜ひし地ありて、行賜ひたるに、そこに他皇子王等の故郷もある故に、そをおもほして作賜ひしなり。

阿倍女郎屋部坂歌一首。

阿倍女郎は、傳未詳ならず、阿倍氏の娘なるべし、阿倍は、姓氏錄に、阿倍朝臣、孝元天皇皇子、大彥命之後也、日本紀續日本紀合と見えたり、○屋部坂は、本居氏云、三代實錄三十八に、高市郡夜部村とある、その坂なるべし、  
 人不見者我袖用乎將隱乎所燒乍可將有不服而來來。  
 人不見者は、岡部氏、シヌヒナバと訓べしと云り、○不服而來々は、來々は坐來の誤にて、マシ



ケリと訓べし、とこれも同人云り、山に草木生たゝざるは、人身に衣服を著ざるに同じければ、たとへ云るなるべし、○歌意は、此山、あかはだか山なるを、もし耻て、しのびかくさむとおもは、我袖を以てかくさむを、耻もせず、焼たるまゝにてあらむとにや、衣もさずてましけり、と戯れたるなりと岡部氏云り、

高市連黑人羈旅歌八首

客爲而物戀敷爾山下赤乃曾保船奥撈所見

客爲而は、(タビニキテと訓は、甚わろし)一卷に、旅爾師手衣應借十五に、多婢爾之豆毛能毛布等吉爾などあり、○物戀敷爾は、一卷に、旅爾之而物戀之伎爾とありて、そこに云り、物とは一物をさしていふ意ならず、ひろくいふ詞なり、十卷に、物戀手弱女我者とも見えたり、○山下は、赤の枕詞なり、委は、二卷に、秋山下部留妹とある下に、古事記傳を引て云るが如し、○赤乃曾保船は、朱漆の船を云なり、赤をアケといふは、(たアカと通云るにはあらず)朱映の約れる言なり、(ハエを切てへとなりカへを切てケとなれり)曾保は、十四に、麻可禰布久爾布能麻曾保乃丹生之真赤土之とも見えて、赤土のことなり、八卷に、佐丹塗之小船毛賀茂九卷に、狹丹塗之小船儲十三に、左丹塗之小船毛鴨、また、忍照難波乃崎爾引登赤曾朋舟曾朋舟爾十六に、奥去哉赤羅小船爾などあり、さて朱漆の船は、官船なるべきよし、荒木田氏云り、其説に、營繕

令云、凡官私船、毎年具顯色目勝受解斗破除見在任不附朝集使申省義解云、謂楳樟之類、是爲色也、船艇之類、是爲目也、云々とあるを、集解に、或人古記を引て、公船者、以朱漆之といへり、是は義解の説にもとりて、却て色目の解を誤れるものなるべけれど、官私の船彩色によりて、分別ある事、且官船は朱漆なる事、この古記にて知れたりと云り、さて又八卷九卷十三卷に、左丹塗之小船とよめるは、官船に准へていへる、美言なりと云り、○奥撈所見は、沖の方に、漕出るが見ゆるよしなり、○歌意は、何事に付ても、ひたすら吾郷戀しくおもふ時しも、官船の奥に撈出てゆくなるは、都方へ歸る船ならむと羨ましくおもはるゝとなり、

櫻田部鶴鳴渡年魚市方鹽干二家良進鳴鶴渡

櫻田部は、和名抄に、尾張國愛智郡作良郷とある、その田へなり、催馬樂に、さくら人其船ちぢめとあるも、この作良人なるべし、部は物へ行のへなり、○年魚市方は、和名抄に、尾張國愛智郡阿伊智(阿由智)を後に訛て、阿伊智といへるなり、神代紀に、尾張國吾湯市村、景行天皇紀に、尾張國年魚市郡などありて、その海潟なり、七卷に、年魚市方鹽干家良思知多乃浦爾朝撈舟毛奥爾依所見とあり、○鹽干二家良進進字類聚抄拾穂本等には、之と作りは、推度て云るなり、(俗に、鹽が干たさうなといふに同じ)○歌意かくれたるところなし、此歌、たゞに打いひたるまゝにて、事もなきを、今誦ふるに、其風景見るが如くおもはるゝは、風調の高きが



所以なり、次々なるも然り、歌はかくこそよま、ほしけれ、

四極山打越見者笠縫之島撈隠棚無小舟

四極山は、本居氏云、或人云、攝津國なり、今世住吉より東の方喜連といふところへゆく道の間に、岡山のひき、坂あり、是四極山なり、雄略天皇紀に、十四年正月、吳國人の參れるところに、云々、泊於住吉津、是月爲吳客道、通磯齒津路、名吳坂とあり、今いふ喜連は、久禮を訛れるなり、此ところ住吉郡の東のはて、河内の堺にて、古は河内國澁河郡につきて、伎人郷といひし所なり、今も此道、西は往吉の東の門より、東は河内の柏原までとほりて、古に吳國人のとはりし道なり、とかたりつたへたり、難波の古の圖を見るに、住吉社の南の方に、細江とて沼江ありて、そこにしはつと記したり、六卷に、從千沼廻雨曾零來四八津之泉郎綱手、爾有沾將堪香聞、右一首、遊覽住吉、演還宮之時、道上守部、玉應詔作歌とあるに、かなへり、○笠縫之島は、これも攝津國なり、本居氏云、或人云、今東生郡の深江村といふところ、是なるべし、此所菅田多く有て、其菅他所より勝れたり、里人むかしより笠をぬふことを業として、名高く童謡にもうたへり、今も里長幸田喜右衛門といふものゝ家より、御即位のをりは、内裏へ菅を獻る、又讃岐の殿へも、圓座の料の菅にまゐらすとぞ、延喜内匠寮式に、伊勢齋王野宮裝束の中に、御輿、中子、菅蓋一具、菅并骨料材、從攝津國笠縫氏參來作とあり、笠縫氏は、此所の人にて有け

む、さてこの深江村は、大坂城より東にあたりて、河内の堺に近し、此地いにしへは島なりしよし、里人いひ傳へたり、まことに此わたり、古は北の方は難波堀江につゞき、東は大和川、南西は百濟川、そのほかも、小川ども多く流れあひて、廣き沼江にて有しとおほしくて、難波の古圖のさまも、然見えたり、又今此里人の語るをきくに、此村のみ地高く、ほとりはいづかたもいづかたも地ひきし、井などほれば、葦の根、貝のからなどいづといへり、かくて此ところ、かのしはつ山の坂路より、北にあたりて、よきほどの見わたしなれば、島こぎかくるたなし、小舟とはよめるなりけり、○棚無小舟、舟字、拾穂本には船と作り、は、船棚なき小舟なり、既に一卷に出つ、○歌意、磯齒津山の坂路を越て、笠縫の島を見やりたる風景を云るのみにて、かくれたるところなく、今も見る如くにおぼえて、いとおもしろし、此歌古今集大歌所の歌にあけて、かさゆひの島とせるは、うたひひがめたるものなり、

磯前撈手回行者近江海八十之湊爾鵠佐波二鳴

磯前は、イソノサキと訓べし、舊訓に、イソノサキとあるは、わろし、六卷に、付將賜島之崎前、依將賜磯乃崎前、十九に、佐之與良牟磯乃崎々、古事記上卷、歌に、如岐微流伊蘇能、佐岐湊知受などあり、又神名帳に、因幡國八上郡伊蘇乃佐只神社と申も見えたり、また近江國坂田郡に、今磯崎村と云ありて、湊なりと云り、されどこゝに、磯前とあるは、地名とはおもはれず、もしは



彼も後、世好事の輩の、此歌によりて、磯前と云はじめしより、しか村名ともなれるも、しるべからず。○撈手回行者は、漕めぐり行ばの意なり、手はそへ言、回は毛登保理にて、集中に、撈多毛登保理とよめるに同じ、即毛登保理を切れば、美となるなり、一卷に委云り、○八十之湊爾は、數々の水門にといふなり、七卷に、近江海湖者八十、千賀、真恒考に、者疑有歟と云り、是まことに然り、十卷に、天川河門八十有とあり、十三に、近江之海泊八十有などあるにて、意得べし、(所の名とおもふは誤なり、略解に、八十之湊は、今八坂村といふ所なりと云り、とあれど、此歌の八十之湊は、決して地名にはあらず、)○鶴佐波二鳴は、鶴多に鳴なり、鶴は、(古本には鶴と作り、されど今は、なほ舊本に従つ、)和名抄に、久々比とあるを、そは本居氏の云し如く、上代には、鶴をも鶴をも、共に總て多豆といひしなれば、鶴字をも鶴に通用ひしなり、(漢國にても、鶴鶴通云る例多し、契沖云五雜俎云、鶴、即是鶴、漢書、黃鶴下建章、而歌則曰黃鶴、是也、遊仙窟、註引琴操曰云々、援琴而歌、爲別鶴操、鶴或作鶴、)なほ品物解にも委く云るを、考合べし、○歌意かくれたるところなし、○舊本こゝに未詳二字あるは、混入しものなれば削つ、

吾船者、枚乃湖乃、撈將泊、奧部莫避、左夜深爾來。

枚乃湖爾(枚字、舊本には枚と作り、凡て枚を枚と作ること、古書に例多し、されど今は、類聚抄古寫本拾穂本等に、枚と作る正しきに從つ)は、近江國滋賀郡比良、湊になり、○奧部莫避は、部

は物へ行のへにて、語辭なり、(方)の意に非ず、沖の方へ、遠避ること、莫れといふなり、多くは、莫避會といふを、下の會て、辭のなきは、古歌に例多し、然るを、後、世人の歌どもには、下の會の辭をば必云て、上の奈を略けるが多きは、いみじきひがことなり、那はかならず、いはずては、さこえぬ言なるをや、○歌意かくれたるところなし、七卷に、吾舟者、明石之潮爾、撈泊牟、奧方莫放、秋夜深去來、(こは今の歌を、少しうたひかへたるなり、)また、吾舟者、從奧、莫離、向舟、片待、香光、從浦、撈將會、などよめり、

何處吾將宿、高島乃、勝野原爾、此日暮去者。

何處は、イヅクニと訓べし、(イヅクニカとよめるは、わろし、カと訓べき字なければなり、)何處は假字書には、古事記此、集皆伊豆久とのみありて、伊豆許と云る事はなし、(伊豆許といふは、今、京以來の詞なり、)○吾將宿、アハヤドラナムと訓べし、○勝野原爾は、和名抄に、近江國高島郡三尾、美乎、郷とある、そこにある、野にてと云なり、七卷に、大御舟、竟而、佐守布高島之、三尾勝野之、奈伎左思、所思とあり、○此日暮去者は、暮ぬさきよりいふ詞にて、ほとく、暮近くなりぬるよしなり、○歌意は、もし勝野の原にて行暮なば、この曠き野原にやどるべき家もなければ、何處に行て、今夜は宿るべきぞとなり、旅行の艱苦しきさま、誠にあはれなり、  
妹母我母、一有加母、三河有、二見自道、別不勝鶴。



一有加母(母)字拾穗本には毛と作りは、一の物にあればかにて、嗚呼妹も吾も一體のものにてあればにやのよしなり母も歎息辭なり一體のものにてはあらぬを何とてとの意なり三河二見といへる因に、一と云るなり、○二見自道は、二見の路より双方へといふなり、二見は三河にあるなるべし、尋ぬべし、○別不勝鶴は、相別むと思へど、得別れがたしとなり、○歌意かくれたるところなし、此歌は、黒人三河國の任などにて、任はて、上るとき、よしありて、近江山城攝津などを廻りて、大和へ歸るに、妻は直に大和へ歸るとて別る、時よめるなるべしと云り、

〔一本、妻答云、水河乃二見之自道、別者吾勢毛、吾毛獨可毛將去。〕

一本云々、此歌はもとなかりしを、一本によりてこゝに載しものなるに、たゞに一本云とては、黒人歌とこそきこゆるに、こは妻答る歌なることは著なれば、舊本には、黒人妻答歌の字落しことしるし、○水河乃は、乃是有字の誤れるにて、ミカハナルとありしなるべし、乃有草書似たればなり、相誤れる例多し、右の黒人歌に、三河有とあるからは、忽こゝに、水河乃と四句に換云べきにあらざればなり、○獨可毛將去毛字、類聚抄拾穗本等には母と作りは、獨行むか、さてもかなしやとの意なり、可毛は、將去の下にうつして、意得べし、可は疑辭、毛は歎息辭なり、○歌意は、二見の路より、ふた方にもし別れなば、吾夫も妾も、只獨行むか、吾夫はなほ

さても有べきを、妾が女身にしては、行に得堪じをとの下意なり、

速來而母見手益物乎山背高槻村散去奚留鴨

速來而母(母)字拾穗本には毛と作りは、ハヤキテモと訓べし、トクキテモと訓むはわろし、さて波夜といふは過去にも、また未來をかけても云り、その中に、十二に、櫻麻之麻原乃下草早生者、妹之下紐不解申尾十一に、吾背兒我濱行(行は吹の誤、風彌急、急事益不相有などあるは、過去し方をいへるにて、今と同じ、また一卷に、去來子等早日本邊、十五に、和伎毛故波伴也、母許奴可登麻都良牟乎などあるは、未來をかけていへり、等久といふは、利鎌利心など、するどき事にいふ詞にて、用様いさゝか異れり、○山背背字、活字本に背と作るは誤なり、は、山城國なり、もとはこゝの如く、山背とかけりしを、延暦十三年七月に、山城とはあらためて、かゝれけるなり、○高槻村兩説あるべし、一には、タカツキムラとよみて、高槻は村名にて、攝津國に、高槻と云地あり、山城にもあるなるべし、さてその村の、黄葉の散れるをよめるなるべし、(集中に、春日の山は咲にけるかもなどよめる如く、花黄葉といはずて、咲散と云ること古風なり)二には、タカツキムラノと訓て、高槻は、木高くたてる槻をいふべし、村は木群なり、攝津國の高槻も、木高き槻のありし故に、負る地名なるべし、さらば、その槻の黄葉の散れるをよめるなるべし、○歌意はかくれたるところなし、散過たる後に至りて、速く來らざりしを



悔たるなり、

石川女郎歌一首

石川女郎(女)字、舊本、拾穂本等には少、古寫本には小、異本には水と作り、皆誤なり、今は類聚抄に從つ、は、一卷よりはじめて、すきく見えたり、

然之海人者、軍布、苜鹽燒、無暇、髮梳、乃小櫛、取毛、不見久爾、

然、和名抄に、筑前國糟屋郡志珂、十六に、糟屋郡志賀村、神功后皇紀に、遣磯賀、海人名草、而令觀、筑前國風土記に、糟屋郡資詞島、昔時氣長足姫尊、幸於新羅之時、御船夜時來泊此島、有陪從名、云、大濱小濱者、便勅小濱、遣此島、竟火得早來、大濱問云、近有家耶、小濱答云、此島與打昇濱近、相連接、殆可、謂同地、因曰、近島、今訛、謂之資詞島とあり、此地名、集中に往々出て、然とも鹿とも牡鹿とも四可とも之可とも多く書り、加を清て唱べし、今も清て呼といへり、志可神社の事は、七卷に至りて、牡鹿之須賣神とある處に註べし、三代實錄に、貞觀十八年正月廿五日、癸卯、先是、貞觀十六年、太宰府言、香椎廟宮、每年春秋祭日、志賀島、白水郎、男十人、女十人、奏風俗樂、所著衣冠、去、寶龜十一年、大貳正四位上佐伯宿禰、今毛人所造也、年代久遠、不中服用、請以府庫物、造充之、至是、太政官處分、依請焉、○軍布は、和海藻、稚海藻、滑海藻、昆布などの總名なり、軍布は、昆布に通書るなるべし、なほ品物解に委、云るを併考べし、○無暇は、イトマナミとよみ

て、暇がなさにの意なり、暇は、廿卷に、欲流乃伊刀末仁都賣流、芹子許禮、また畫爾可伎等良無伊豆麻母加とあり、伊等は字鏡に、倭德、伊止奈思(無暇の意なり)と見えて、古今集にも、あはれとも憂とも物を思ふときなどか泪のいとなかるらむ、後撰集に、日ぐらしの聲もいとなく聞ゆるは、秋夕暮になればなりけり、などありて、これより後々は、いよく多く見ゆ、閑隙のことなり、さてその伊等に、間の言をそへて、伊等麻とはいふなりけり、然るを、本居氏の伊等麻は、いとなみまなり、萬のいとなみの隙を云、と云るはいかゞ、營むといふも、無暇の意ときこえたり、いとなみ造るなどいふも、いとま無み造の意なり、○髮梳乃小櫛(小字、舊本少と作り、それもさてあるべきなれど、今は古本活字本異本等によりつ、又拾穂本に勿と作るは誤なり、髮梳は櫛筒の借字なり、梳をケとのみ云は、弓削などの削の如し、田中道麻呂がユスルとよみしは、意得ず、○歌意は、海人のすぎはひの暇が無故に、匣の櫛を取出して、身よそひもせぬことなるものを、といへるにて、みづからを、海人に比へて、ゆゑありて男に告たるなるべし、伊勢物語に、なだの鹽やさいとまなみとあるは、今の歌をとりたるなり、○舊本こゝに、右今案、石川朝臣君子、號曰少郎子也、とあるは、誤字につきて、後人の註せるひがことなり、こゝは歌も女歌なることしるきをや、

高市連黑人歌一首



市字、舊本高に誤れり、類聚抄、古寫本、活字本、拾穗本等に從つ、

吾妹兒一猪名野者令見都名次山角松原何時可將示

猪名野者令見都は、和名抄に攝津國河邊郡爲奈とある、その野の風景をば見せしめつといふなり、また神名帳に、豐島郡爲那都比古神社二座とあるは、こゝによしあるか、七卷に志長鳥居名野乎來者、又四長鳥居名之湖爾、十一に、四長鳥居名山響爾、十六に、猪名川之奥乎深目面なども見ゆ、○名次山は、神名帳に、攝津國武庫郡名次神社と見ゆ、その山なるべし、久老云、また有馬郡神尾村に名次山ありといひ、また廣田の社の西にも、名次の岡ありと云り、猶考べし、○角松原は、十七に、於煩保之久都努乃松原於母保由流可聞とあり、和名抄に、武庫郡津門都止とあるところなるべしと云り、略解に、一卷に、綱乃浦とあるを、こゝに引たるは、さらによしなし、○何時可將示は、何時目のあたりに見せしめむ事にかといふなり、其見せしめむ事を待遠に思へるよしなり、示は、下に、家妹之濱裏乞者何矣示、四卷に、君吾戀情示、左彌九卷に、國之眞保良乎悉曲示、賜者など見えて、あらはに見することなり、○歌意は、豫て見せまほしく思ひし、猪名野の勝地をば心だらひに、妹に見せしめつるを、猶角松原のおもしろさを、未目のあたり見せざるは、あかぬ事なれば、急く見せむと思ふを、其地に至らむは、何時の事にか、と片時も急くと思ふより、待遠に思はるゝよしなり、

去來兒等倭部早白菅乃眞野乃榛原手折而將歸

去來兒等は、妻女などを呼かけて云るなるべし、一卷にも去來子等早日本邊と見ゆ、○白菅乃は、七卷にも、かく白菅乃眞野之榛原とつゞけよめり、契沖一説をあげて云、此集に、わきも子が袖をたのみて眞野の浦の小菅の笠をさすて來にけり、眞野の池の小菅を笠にぬはずして人のとほ名を立べきものか、此所菅のあるところにて、しら菅の萬野とつゞくるか、とも聞えたりと云り、是説よろし、契沖が自の考に、眞菅といふゆゑに、眞の字につゞくるなりと云るはいとわろし、白菅の生る眞野といふべきを、即白菅の眞野といふ古語の例、既に一卷に委、云り、併考べし、略解に、白菅を地名なりと云るは、あらず、白菅の事は、品物解に甚委、云り、○眞野乃榛原は、攝津國八田郡にあり、榛は品物解に委、云、七卷に、古爾有監人之竟、乍衣丹摺牟眞野之榛原とありて、こゝの榛原古より愛賞こし事おもふべし、○歌意かくれたるところなし、榛原のおもしろきに付て、手折て家づとに、持かへらむと云るなり、

黑人妻答歌一首

白菅乃眞野之榛原往左來左君社見良目眞野之榛原

往左來左は、往時來時なり、この左は、歸る左ともいふ左にて、時といふに同じ、古言に時といふことを、之太とも左太とも云るを、その之太も左太も、約ればとも左となれり、肥前風土



記、歌に爲禰、互牟志太夜、率宿てむ時哉なり、集中には、十一に、此左太過而、十四に、阿抱思太毛、安波乃敷思太毛、廿卷に、和須例母之太波など、猶多加り、さて今も土左、國人は、行しだ來しだ、などいふなるは、おのづから古言の遺存なるなり、京師わたりにては、往しな來しなといへり、猶一卷間人、連老が歌の下にも、委しく云るを併考べし、(かゝるを、今までこの意を、さよく得たる人なし、略解に、往さ來さのさは、さまなりといへり、されど、常にさまといふは、形容をいふことなり、行形容來形容の意としては、通ゆべからず、但し、古今集離別に、したはれて來にし心の身に、しわれれば、歸るさまには、道も知れず、かげろふの日記に、參るさまに、得知で云々とあり、これらのさまは、時と譯さずしては、きこえず、されど、それより古くは、聞もおよばず、又荒木田氏、この左は、もとせより轉れる言と見えて、古事記に、落苦瀬而、後の歌に、逢瀬こ、をせにせむ、などいへるせと、ひとしきよし云り、されど、これらの瀬は、時の意としては、いささか通えがたし、○君社見良目は、この榛原を、君こそは、旅の往來の度々に、見賜ふらめといふなり、社は、他にむかへて、その一すぢをたしかにいふ詞なり、君こそ見賜はめ、他はしからずとの意なり、○眞野之榛原と打かへして云るは、其情の切さを示したるなり、○歌意は、此おもしろき榛原の風色を、夫君こそは、往時にも、還時にも、度々に見て、賞賜ふらめど、吾は女の身なれば、又還見むこともはかりがたければ、よく見てゆかむをといへるなり、

春日藏首老歌一首

春日藏首老が傳は、一下に委云り、藏首をクラピトと訓べきよしも、古事記傳を引彼處に云り、角障經、石村毛不過、泊瀬山、何時毛將超、夜者深去通都。

角障經は、石の枕詞なり、既く出づ、○石村毛不過は、石村さへも、未過ずといふなり、石村は、大和國十市郡にあり、此下に、磐余とも書たり、神名帳云、大和國十市郡石寸山口神社(大月次新嘗)とあり、神武天皇紀に、夫磐余之地、舊名片居、亦曰片立、速我皇師之破虜也、大軍集而滿於其地、因改號爲磐余と見み、○泊瀬山は、城上郡なり、既く出づ、○夜者深去通都(去字、拾穗本には爾と作り)は、夜は既く深つ、といふなり、去は已成の奴のかよへるなり、○歌意は、既く夜は深つることながら、いまだ磐余も行過ぎざれば、さても何時しか、長谷をば超むことぞと、待遠に思はるゝよしなり、飛鳥藤原のあたりより、石村泊瀬と經行道にて、よめるなるべし、

高市連黑人歌一首

墨吉乃得名津爾立而、見渡者六兒乃泊從、出流船人。

得名津は、和名抄に、攝津國住吉郡榎津(以奈豆)とあり、榎津の字は、古のまゝなるを、和名抄には、訛言のまゝに、以奈豆と記せるなり、○六兒乃泊從は、武庫郡武庫の泊よりといふなり、六兒は今いふ兵庫なり、集中かたんに見えて、武庫牟故なども書たり、(元亨釋書に、攝州有室



山號如意輪摩尼峯昔神功皇后征新羅而還埋如意珠及金甲冑弓箭寶劍衣服等故曰武庫とあるは後に武庫と書る字に就て附會たる説にして更にいふにも足ぬうつけことなり○歌意はかくれたるところなし

春日藏首老歌一首

燒津邊吾去鹿齒駿河奈流阿倍乃市道爾相之兒等羽裳

燒津邊はヤキヅヘニと訓るよろし燒津は景行天皇紀に日本武尊初至駿河云々悉焚其賊衆而滅之故號其處曰燒津神名帳に駿河國益頭郡燒津神社和名抄に駿河國益頭末志豆郡益頭萬之都と見ゆ益はヤクの音をヤキに轉用ひたるなり然るを後に燒といふことを忘て益字の訓に唱かへたるものなり備後の安那郡は穴なるを安字の訓にかへてヤスナと唱大和の十市郡の郷名飲富を飯富と書かへてイヒトミと唱るなど此類なりと本居氏云り邊は方になり邊は假字ならねば爾の辭をそふるに害なしさきにはヤキツへと四言に訓て邊は物へ行のへにて語辭にやとおもへりしはあしかりけり又へムの音をへんに用ひたるにやとおもひしもあらぬことなりけりさてこの類のへを凡て今は濁りて唱ふれども必清べき例なり既にくはしく云り(頭註總國風土記駿河國益頭燒津神社瑞齒)○阿倍乃市道爾は安部市に通ふ道路にと云なり和名抄に駿河國國府在安部郡とあり今の府

中なり元亨二年民部省圖帳に薦河國阿兵郡阿兵市(或阿部)云々東西四里南北九里六十歩とあり○相之兒等羽裳は兒等は女を云り羽裳は歎息きていづらと尋ね慕ふ意の辭なり此下に如是耳有家類物乎芽子花咲而有哉跡問之君波母十一に情中乃隱妻波母又不飽八妹登問師君羽裳十二に消者共跡云師君者母十四に安乎思努布良武伊敷乃兒呂波母廿卷に伊都伎麻左牟等登比之古良波母此外にも多く見えたり古事記中卷弟橘比賣命御歌に佐泥佐斯佐賀牟能袁怒邇毛由流肥能本那迦邇多知豆斗比斯岐美波母古今集に春日野の雪間を分て生出來る草の端かに見えし君者毛といへるなど皆同じ(波夜と云に似ていささか異りたる詞なり)○歌意は燒津の方に行しかば阿部市に往來ふ道中にておもはず相見しその美女はもさてもその光儀の麗美しかりしが目前にかりて忘れられぬよとなり既く引たる如く老は常陸介なりけるよし懷風藻に見えたればその任に下れる時の歌なるべし

丹比真人笠麻呂往紀伊國超勢家山時作歌一首

笠麻呂は傳未詳ならず四卷にも下筑紫國時作歌あり○勢能山は孝德天皇紀に紀伊兄山(兄此云制)とあり既く出づ  
栲領巾乃懸卷欲寸妹名乎此勢能山爾懸者奈何將有



栲領巾乃、枕詞なり、領巾は頸にかくるものなれば、懸とつゝけたり。○懸卷欲寸は、懸む事の欲きといふ意にて、懸卷は、かけむの仰りたるなり、詞にかけて、言ま欲きよしなり。○妹名乎は、荒木田氏云、妹の名をと訓べし、この山のうるはしきに、妹といふ名をかけたらば、せめて旅路の心なぐさに、見つゝしぬはむといふ意なり。○懸者奈何將有は、負持せなば、奈何あらむと云むが如し、上に懸とはいさゝか異なり、名に負持事を懸と云ること多し、かの御名爾懸世流明日香河、又妹之名爾繫有櫻など云る類なり、舊本に、一云、可倍波伊香爾安良牟と註せり、兄の山といふ名を改めて、妹、山と呼はいかにあらむといふなり、源、嚴水云、略解に、これは一本にはあらで、佛足石の御歌の如く、一句餘れるなるべし、といへるはいかゞ、集中にさる例なきうへに、かの佛足石の御歌は、音樂のしらべに合するが爲に、一句を剩して、よませたまひしと見ゆ、神樂催馬樂の歌などの如く、もとは三十あまり一もとの歌なるを、句を多く添て、長くうたふ類なるべければ、こゝには例としがたしといふべし。○歌意は、かりにも、言の端にかけて、言まほしき妹といふ名を、この兄、山に負持せて、やがて妹、山と呼なしたらば、いかゞあらむ、さらば戀しく思ふ妹と見つゝ、せめて旅路のなぐさめになりなむかとなり、

春日藏首老即和歌一首。  
 即字、舊本郎に誤れり、類聚抄、古寫本、異本等に從つ、

宜奈部吾背乃君之負來爾之此勢能山乎妹者不喚

宜奈倍は、宜並にて、心になひて、何事もあかぬ所なく、満足ひたる意の詞なり、既に一下に註り、○歌意は、うるはしき吾兄の君が、兄といふ名に、宜しく打あひ、心になひて、何一あかぬ事なき、この兄の山なれば、なほたゞにも、この兄の山にてこそあらめ、いかで妹といふ名を負せて、妹、山とは喚なすべきぞといひて、笠麻呂を愛戀めたるなり、

幸志賀時石上卿作歌一首

幸志賀は、續紀に、元正天皇養老元年九月戊申、行至近江國、觀望淡海とあり、此時のことなるべし。○石上、卿は、乙麻呂、卿なるべし、乙麻呂、卿の父、麻呂、公は、養老元年三月に薨賜へれば、同年九月の行幸に、從駕すべき謂なし、續紀に、神龜元年二月壬子、授正六位下、石上、朝臣、乙麻呂、從五位下、十一月己卯、大嘗云々、石上、乙麻呂、云々等、率内、物部、立神橋、云々、天平四年正月甲子、從五位上、九月乙巳、爲丹波、守、八年正月辛丑、正五位下、九年九月己亥、正五位上、十年正月壬午、從四位下、乙未、爲左、右、大辨、十一年三月庚申、石上、朝臣、乙麻呂、坐奸、久米、連若賣、配流土佐國、十三年九月乙卯、大赦、此時に、乙麻呂も赦されて、京に入しなるべし、十五年五月癸卯、從四位下、石上、朝臣、乙麻呂、授從四位上、十六年九月甲戌、爲西海道巡察使、十八年三月己未、治部、卿、石上、朝臣、乙麻呂等云々、四月己酉、爲常陸、守、癸卯、正四位下、九月己巳、爲右、左、大辨、二十二年己



未從三位勝寶元年四月甲午勅云々從三位中務卿云々七月甲午爲中納言二年九月朔中納言從三位兼中務卿石上朝臣乙麻呂薨左大臣贈從一位麻呂之子也懷風藻に從三位中納言兼中務卿石上朝臣乙麻呂四首石上中納言者左大臣第三子也とありこの行幸の時は未わかよりければ六位の官人にて從鸛へしなるべし卿とあるは後に三位になられければ前にめぐらしてたふとみ書るなり六卷に石上乙麻呂卿配土左國之時歌とあるもその時は四位なれば卿とは云まじきことなれども前にめぐらしてたふとみ書る事今と全同じ○舊本こゝに名闕とあるは後人の加筆なりもとより名のしれたる人にも名を書さるはこれかれ多きをや

此間爲而家八方何處白雲乃棚引山乎超而來一家里

家八方何處は家は何處ぞやといふ意なり家とは奈良都の己が家なり○歌意かくれたるところなし四卷大伴卿歌に此間在而筑紫也何處白雲乃棚引山之方西有良思とあるは今のに似たり六帖にこゝやいづこあなおぼつかかな白雲の八重立山を超て來にけりとあるは今の歌を誤れるか

穗積朝臣老歌一首

老は續紀に大寶三年正月甲子遣正八位上穗積朝臣老于山陽道云々和銅二年正月丙寅授

從五位下三年正月朔受朝左副將軍穗積朝臣老云々六年四月乙卯從五位上養老元年正月乙巳正五位下三月癸卯石上麻呂薨式部少輔穗積朝臣老爲五位已上之誅二年正月庚子正五位上九月庚戌爲式部大輔六年正月壬戌穗積朝臣老坐指斥乘輿處斬刑而依皇太子奏降死一等配流於佐渡島天平十二年六月庚午大赦流人大赦穗積朝臣老等五人召令入京十六年二月丙申以大藏大輔穗積朝臣老等五人爲恭仁宮留守など見えたり

吾命之眞幸有者亦毛將見志賀乃大津爾緣流白浪

吾命之はワガイノチノと訓べしワガイノチシと訓るは太じきひがことなり凡て吾命と云ときは必乃毛乎波など云辭をそへて六言にいふ古歌の一の例なり四卷に吾命之將全幸限十二に我命之長欲家口十三に吾命乃生極雄略天皇紀秦酒公歌に倭我伊能致謀那我具母鵝騰此卷下に吾命毛常有奴可十五に和我伊能知乎奈我刀能之麻能十六に吾命者惜雲不有などありた十一に吾命妹相受日鶴鴨また吾命生日社とあるのみは乎乃などいふ辭にあたれる字はなけれども凡て此歌の書法は辭の字を省ける例なれば猶これらをも外の例によりて吾命乎吾命乃と辭をそへて訓べきなりしかるを略解などに例にもよらずして此等をワガイノチと五言によみたるはきはめて誤なりけり○眞幸有者十七に麻佐吉久登伊比底之物能乎とあり○歌意かくれたるところなし十三に天地乎歎乞禱幸



有者又反見思我能韓琦とあるは、今の歌に似たり、○舊本こゝに、右今案不審幸行年月(幸行古寫本には行幸と作り)といふ註あり、後人のしるせるものなり、

間人宿禰大浦初月歌二首

間人宿禰大浦(浦字異本には輔と作り)傳未詳ならず、九卷に、間人宿禰とあるは、同人なるべし、天武天皇紀に、十三年十二月己卯、間人連賜姓宿禰と見ゆ、間人は、ハシヒトと訓べし、(略解に、ハシウトとよみたるは、いみじきひがことなり、凡客人をマラウト、旅人をタビウト、商人をアキウトなどいふ類は、すべて後世の音便にくづれたるなり、古はいづれも、たゞしくヒトとこそ、唱へたれ)○舊本こゝに、大浦紀氏見六帖と註せり、最後人のしわざなり、古寫本、拾穂本等になきぞよき、

天原振離見者白真弓張而懸有夜路者將去

第一二句は、既に二卷に出づ、○白真弓は、檀の木にて削りたるにて、漆にてぬらず、白木のまゝにて用る弓を云、檀は木理細かにして、生れつきねばくしなやかに、古弓の上材とせし故に、やがて其木名をも、真弓と負せたるなり、(此木にて造れる故に、弓を真弓と云にはあらず、本弓より出たるにて、木名となれるは未なり)檀の事は、猶品物解に委云、さてこゝは、初月を真弓を張りたるに見なして云るなり、文粹に、初三夜、月似一張弓、和名抄に、劉熙釋名云、弦

月月之半名也、其形一旁曲一旁直、若張弓弦也、弦和名由美八利、有上弦下弦と云り、(大和物語歌にて、る月を弓張としもいふことは山邊をさして射ればなりけり)○張而懸有は、ハリテカケタリと訓て、暫こゝにて絶べし、(舊本に、カケタルとよめるはわろし)○夜路者將去、去字、舊本には吉と作り、今は異本に去と作るが勝れるによるは、ヨミチハユカムと訓べし、○歌意は、天原に、白真弓を張て懸たれば、いかなる夜路をゆくとも、賊徒妖物などのおそれあらじ、いざ夜路は行むと云るなり、

棕橋乃山乎高可夜隱爾出來月乃光乏寸

棕橋乃山は、大和國十市郡にあり、七卷に、橋立倉崎山、また橋立倉崎川、諸陵式に、倉梯岡、陵、在大和國十市郡古事記に、倉崎山、歌に、波斯多豆能久良波斯夜麻袁佐賀志美登、書紀に、倉梯續紀に、倉橋、離宮、三代實錄に、大和國十市郡棕橋山など見えたり、○山乎高可は、山が高さにかの意なり、可の詞は、尾句の下にうつして意得べし、○夜隱爾は、九卷には、夜牢爾とあり、四卷に、月四有者夜波隱良武須與羽蟻待とも見ゆ、本居氏云、夜隱とは、宵のかたよりいひ、曉のかたよりもいふことばなり、いづかたよりも深きかたをこもるとは云なり、たとへば山にこもると云に、東の麓の方よりこもるは、西へこもるなり、西の麓のかたよりこもるは、東へこもるなり、その如く、曉の方よりいふは、まだ夜の深きことをいふ、宵のかたよりいふは、夜



ふかくなることをいふなり、さればこの歌は、廿日以後、夜ふけて出る月をよめるなり、此句を六帖に、木がくれてとあるは、後に誦誤りたるものなるべし、○光乏寸は、見る間の、少く乏きと云にて、不足おもふ意なるべけれど、いさゝか心ゆかぬいひさまなり、九卷に、沙彌女王、歌とて、全同歌を再出せるに、尾句を片待難とあるぞ、理よく聞えたる、○歌意は、椋橋山が高さに、其山に障られて、いたく夜深で出る月の遅くて、見る間の少く乏きかとよめるなり、片待難とする時は、待遠にして、待得難きよしなり、此歌は、本居氏云、今一昔の、天原云々の歌とならびてのれるから、まぎれたるものにて、實は初月の歌にあらず、廿日以後の月の歌なり、

小田事(主)勢能山歌一首

小田事主は傳しれず、紀氏六帖に、此歌の作者を、をだのことぬしとあり、舊本は主字脱たるものなり、

眞木葉乃之奈布勢能山之奴波受而吾超去者木葉知家武

之奈布は、十卷に、秋芽子之四撓二將有妹之光儀乎、十三に、春山之四名比盛而廿卷に、多知之奈布伎美我須我多乎、神代紀に、其秋垂類八握莫々然甚快也、などあり、○之奴波受而は、家をこひしく思ふ心に、えたへしのばずしてといふなり、○木葉知家武は、木葉も、吾心のうちを知けむといふなり、○歌意は、家を戀しく思ふ心に、得堪忍ばずして、愁ひしなへて超ゆけば、

木の葉も吾心のうちを知けるにや、眞木葉のうなだれしなひて見ゆらむとなり、三四五一二と句を次第で意得べし、七卷に、天雲棚引山隱在吾忘、木葉知十一に、我背兒爾吾戀居者、吾屋戸之草佐倍思浦乾來、などよめるも、此類なり、(現存六帖に、よひのまに雪積るらし眞木の葉のしなふ勢山の風も音せず、全今の歌によれり、

用兄麻呂歌四首

用兄麻呂舊本用を角に誤、兄字を脱せり、用は古寫本に依、兄は續紀に依て補つ、字書に、用音録とありて、用録相通はして用たり、は、續紀云、文武天皇大寶元年八月壬寅、勅僧惠耀云々、並還俗復本姓、代度各一人、惠耀姓録名、兄麻呂、元正天皇養老三年正月壬寅、授正六位上、用兄麻呂從五位下、五年春正月甲戌、詔曰、文人武士、國家所重、醫卜方術、古今斯崇、宜擢於百僚之内、優遊學業、堪爲師範者、特加賞賜、勸勵後生、因賜云々、陰陽從五位下、用兄麻呂等、各總十四、絲十、絢布二十、端銀二十口、聖武天皇神龜元年五月辛未、從五下能、當作錄、兄麻呂賜姓、羽林、連、四年十二月丁亥、云々、其犯法尤甚者、丹後守從五位下、羽林、連、用兄麻呂、處流、などあり、

久方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香裳

天之探女は、古事記に、爾天、佐具賣、聞此鳥言、而語天若日子、言云々、とありて、天若日子につかへし女なり、書紀に、天探女、此云阿麻能左恩謎、和名抄に、日本紀云、天探女、和名阿萬佐久女、一



云、安萬乃佐久女とあり、○岩船之は、神武天皇紀に、抑又聞於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天磐船飛降者、云々、厥飛降者、謂是饒速日歟、また云、時長髓彦乃遣行人、言於天皇曰、昔有天神之子、乘天磐船、自天降、止號曰、櫛玉饒速日、命此集十九に、蜻島山跡國乎、天雲爾磐船浮云々、安母里麻之、これは、皇御孫命の磐船に乗して、天降ませることを申せり、などありて、天降る時には、大かたこの石船にのりて、降坐ことにぞありけむ、近ころ平田、篤胤が、皇御孫命の天降し、天浮橋と、この磐船と一物ぞ、といへるはよく叶へり、其説甚詳なり、さて磐とは、其物の堅固を稱て、しかいふか、又は實に磐にて造れる故に、しかいふか、今定めてはいひがたけれども、實に磐にて造れるものならむとおもふよしもあり、さるは土佐國香美郡大里莊東川村に、石舟明神社あり、古老傳説に、石船に乗て天降賜ふ神なりと云り、今に社傍に石舟あり、長八尺許、互三尺四寸許ありて、いと神さびたり、古代神造の物と見えたり、これ實に磐にて造りしものならむとおもふ據なり、〔頭註、朝野群載曰、攝津東方於味原有磐船四十尊餘、亘二十尋餘、石中有凹、置中央寶珠一顆、名曰如意珠、其〕 ○泊師高津者は、泊師とは、船向東北待習者、搦動、其上有祠、磐記、石雲云々、右攝津名所圖會所引、〕 ○泊師高津者は、泊師とは、神天探女、乘磐舟而至于此、其磐舟所泊故、號高津、といへり、高は天と云が如し、津は船津なり、天探女が船の天より至り著し津なる故に、天の津といふ義にて、高津と號しといふ意なり、

高は高光高往などいふに同じく、天の意なること、此風土記の説にて、いよく明かなり、さて今は、その故事をおもひてよめるなり、○淺爾家留香裳は、潮退て淺くなりける哉といふなり、さて高津は、即難波津にて、津は岸の上なりけむによりて、高津と云なるべく、かくて難波の地形、今の大坂より南へ、住吉のあたりまで長くつゞきたる岸ありて、上古は、その岸まで潮來りしを、此歌よめる頃は、既に此岸までは、潮來らざりし故に、かく云るなるべし、と本居氏いへり、此説に依るときは、岸の上にて高き地なるによりて、高津と云しと聞えたり、されど風土記によるときは、高は天の意なること、前に云る如し、○歌意かくれたるところなし、久しき代々を経し事を云るなり、

鹽干乃三津之海女乃久具都持玉藻將苺率行見

鹽干乃は、四言一句なり、○三津之海女乃は、ミツノアマノと訓て、六言一句とすべし、舊本にアマメとよめれど、アマメと云る例なし、海女と書るは、海夫、海子など書ると、同様のこと、るなり、○久具都持は、久具都は、藁にてあみたる袋なり、(谷川氏く、つは、袖中抄に裏字をよめり、莎草を編て、袋にしたるをいふなりといへり、猶考べし)、うつは、物語さがの院の巻に、きぬあやを糸のく、つに、いれてと見ゆ、和名抄に、唐韻云、傀儡、樂人之所弄也、和名久々豆とあり、持は美籠持の持なり、モチと訓べし、(モチといふは、わろし上に委、云り)、〔頭註、袖中抄、く、つと



そのやうにあみたるものなり。○幸行見は、いざくはやく行て見むといふなり。伊射は、いざなひたつる詞にて、既く出。○歌意かくれなし。九卷に、難波方鹽干爾出而玉藻刈海未女通女等汝名告左禰とあり。

風乎疾。奥津白浪。高有之海人釣船。濱眷奴。

風乎疾は、風が疾く吹故にの意なり。○高有之有字、拾穂本に无は脱たるなり。は、高くあるらしといふなり。○濱眷奴眷字、舊本眷に誤れり。今改つ。は、濱に歸りぬといふなり。眷はかへり見といふ意の字なるを、かへるの借字とせり。奴は己成の奴の辭なり。○歌意かくれなし。

清江乃木。笑松原。遠神。我王之幸行處。

木志笑松原志字、舊本脱せり。今は十卷に、木志乃子松とあるに依て補つ。同卷に片山木之とあり。笑は字書に、笑俗、矢字と註し。六卷に、弓笑圍而和名抄に、釋名云、笑、和名夜とあり。されど古は、籛に通用ひけむと思はれて、九卷に、蘆檜木笑、又絶等寸笑、十卷に、足日本笑、十一に、浮笑緒乃、また小竹之眼笑、十三に、葦原笑、また帶乳根笑、また隠來笑、また石床笑、また衣袂笑、六卷に、飽津之小野笑、また大海乃原笑、など、多く之の假字に用ひたり。和名抄に、讚岐國香川郡笑原、乃波良ともあり。籛は矢の體なり。今もの、ものだけともいふものなり。は、岸之松原なり。○遠神は、大王の枕詞なり。既く一卷に出て委註り。○幸行處は、イデマシトコロと訓。ミユ

キシトコロと訓はわろし。難波に幸行しこと、數度ありければ、住吉にいでましこと、いふまでもなし。○歌意かくれなし。

田口益人大夫。任上野國司。時至駿河國。淨見埼。作歌一首。

田口益人大夫は、續紀に、文武天皇慶雲元年春正月丁亥朔癸巳、從六位下田口朝臣益人、授從五位下。元明天皇和銅元年三月丙午、從五位上田口朝臣益人為上野守。二年十一月甲寅、從五位上田口朝臣益人為右兵衛率。元正天皇靈龜元年四月丙子、授正五位下田口朝臣益人。正五位上などあり。大夫とは、四位五位の人に、通て云稱なるが中に、氏名の下に附て云るは、みな五位の人なり。藤原宇合、大夫、山上、憶良、大夫などあるが如し。此人當時、從五位上なりしが故なり。

廬原乃。清見之埼。乃見穂乃浦。乃寬見乍。物念毛奈信。

廬原乃、乃字、類聚抄には之と作り。和名抄に、駿河國廬原郡廬原伊保波良とあり。○清見之埼乃、清字、類聚抄拾穂本等には淨之字、拾穂本には乃と作り。○見穂乃浦乃、上の乃字、類聚抄には之と作り。神名帳に、駿河國廬原郡御穂神社。三代實錄に、貞觀七年十二月廿一日戊辰、授駿河國從五位下御廬神從五位上とあり。今三穂といふところは、清見が埼より、入海さしに向にありといへり。○寬見乍は、浪のゆたくとたゆたひつ、おもしろきを見つ、といふな



り廿卷に海原乃由多氣伎見都々安之我知流奈爾波爾等之波倍努倍久於毛保由八卷に大乃浦之其長濱爾緣流浪寛公乎念比日十一に海原乃路爾乘哉吾戀居大舟之由多爾將有人兒由惠爾なども見ゆ○物念毛奈信は旅の憂を忘て物思も無となり○歌意かくれなし

晝見騰不飽田兒浦大王之命恐夜見鶴鴨

田兒浦は清見埼より東へ行ば今薩埵坂といふ山の下の渚に昔の道ありてそこより向ひの伊豆の山の麓までの海田兒なりと云り○大王之王字拾穂本には君と作り○歌意は晝見てさへあかずおもしろき田兒の浦の佳景なるに公役を恐みつゝしみて夜道にそこを見て歴つゝ來つるが口をしくあかぬ事におもはるゝこと哉となり古人の王命を恐みつゝしみて公事をつとめいそしみ勵める意よく思ひやるべし大かたに見すゝすべからず

辨基歌一首

辨基は舊本左註に或云辨基者春日藏首老之法師時字脱か名也とあるが如しなほその僧なりし事は一下春日藏首老が傳に委云るが如し續紀には辨紀と書り基紀同音なれば通書るなるべし

亦打山暮越行而慮前乃角太河原爾獨可毛將宿

亦打山は大和國の信土山なり紀伊國の界にあり一卷に出づ○暮越行而越字類聚抄には超と作りは暮方に越行てといふなり○慮原乃角太河原爾太字拾穂本には田と作河字類聚抄には无は河字无本に依ば原は眞神之原などいふ原にてスミダノハラニとも訓べく又河原とあるも河は借字之の意にて角田之原なるべし古來河とのみ心得來つれども河にてはあらじとぞおもはるさて角田は眞土山の隣にありと云り本居氏隅は須美角は都奴にて事違へりと云りされど續紀廿八詔に東南之角云々西北角などあればなほ角田はスミダなるべき證とすべし中世に至りて北條秦時に隨ふ人の中に角田太郎といふ者ありもしは此地より出たる人によ宮地春樹翁云近江の海量僧土佐に來て云近頃紀伊國に行信土山にて里人に聞紀伊の方信土山のほとりにいほささと云ところあり其處に隣りたる大和のかたにすみだの庄と云ありそこに川あり今はまつち川と云是を即古すみだ川と云けらしかれば信土山いほさき角太川はみな紀伊大和の兩國にあること疑なしと云り但しすみだ川といふは古よりありもしけむ今の歌なるは河によれるにはあらじと思はるゝこと上に云る如し○獨可毛將宿は一人宿むかさてもくるしやといふなり可毛は將宿の下にうつして意得べし可は疑辭毛は歎息辭なり○歌意かくれたるところなし旅宿のくるしきさまいとわはれなり



大納言大伴卿歌一首

大伴卿は旅人卿なり、按に類聚國史に、淳和天皇弘仁十四年改大伴宿禰爲伴宿禰と見ゆ、是は淳和天皇の御名を大伴と申しけるが故に、其を忌避て、大伴を伴と爲、また古き典籍どもに、大伴とあるをも、トモとのみ唱へしなるべし、さてすべて御諱を避る事は、當代天皇と太上天皇との御名にかぎれることなり、其旨次に引續紀の詔にて、しられたり、しかるを天野信景が鹽尻と云物に、當代天皇より上、五代の御名を諱を古法とするよししるせる、其は異國の制によりていへるにて、此方にて、さる御さだめのありしことは、あらざる、さればそれすきて以降は、諱避べきよしなければ、古き物に大伴とあるをば、舊に復りてオホトモと唱へしなるべし、かくて淳和天皇より先に、御諱を避し事は、續紀に、延暦四年五月詔曰、先帝御名及朕之諱、自今以後、宜並改避、於是改姓白髮部、爲眞髮部、山部爲山、とあり、これ光仁天皇を初、白壁王と申し、桓武天皇を山部王と申しける故なり、これより先、御諱を避し、さだなければ、忌ざりしなるべし、まして清寧天皇は、生ましながら、御髮白くおはしましける故、御名を白髮、天皇と申し、此、天皇御子おはしまさざりしから、御名の末、世まで貽るべき事をおもほしめして、白髮部をおかせ給へることあり、これは忌避るとは、反なり、さてこの後、後嵯峨天皇の御諱を國仁と申しけるが故に、古き物に國人とあるを、クニタミと呼、後宇多天皇の御

諱を世仁と申しけるが故に、世人とあるは、人とのみ唱へしとぞ、此、他後紀に、大同元年秋七月戊戌、云々、改紀伊國安誦郡爲在田郡、以詞涉天皇諱也、大同四年九月乙巳、改伊豫國神野郡爲群居郡、以觸上諱也、また類聚國史、避諱部に、天長十年、天下諸國人民姓名、及郡郷山川等號、有觸諱者、皆令改易、など見えたるを思へば、彼頃は、殊に嚴く制られし事と見えたり、大伴を伴とし、山部を山とせるは、そのかみの事にて、永く後、世までをかけて、制められし事ならねば、何も今は、避申べきよしなかるべし、國人とあるをば、今もなほ、クニタミと唱ふなるは、そのかみ諱、避て稱しまゝを、後までも舊きに復さずして、稱來れるなるべし、永く避べき理にて、しかるには、あらざるなり、さて大納言已上には、凡て名を記さること、此、集の法例なるうへ、此は家持卿の父君なれば、名を憚て記さる事は、さらなり、旅人卿は、續紀に、和銅三年正月朔、受朝、云々、左將軍正五位上大伴宿禰旅人、四年四月壬午、從四位下、七年十一月庚戌、爲左將軍、靈龜元年正月癸巳、從四位上、五月壬寅、中務卿、養老二年三月乙巳、爲中納言、三年正月壬寅、正四位下、九月癸亥、爲山背國攝官、四年三月丙辰、爲征隼人持節大將軍、六月戊戌、詔曰、蠻夷爲害、自古有之、今西隅等、賊怡亂、屢害良民、因遣持節將軍大伴宿禰旅人、誅罰其罪、云々、五年正月壬子、從三位、三月辛未、給資人四人、神龜元年二月甲午、授大伴宿禰多比等、從三位、此、卷の奥書に、天平二年十月一日、任大納言とあり、さも有べし、此事紀文には漏たり、天平三年正月



丙子、從二位、七月辛未、大納言從二位大伴宿禰旅人、薨、難波朝右大臣大紫長德之孫、大納言贈從二位安麻呂之第一子也、と有。○舊本こゝに、未詳、二字あるは、最後人の書入なり。

奥山之菅葉凌零雪乃消者將惜雨莫零行年

菅葉凌は、菅は品物解に云り、凌は、荒木田氏、自堪忍をしのび、しのの女と云、他のたへがたきを、是よりおしてするを、しのぎ、しのぐと云、神代紀に、凌奪吾高天原とあるし、ぬぎ即、是にて、凌礫の字、意なり、さればこゝも、菅の葉をおしなびけて、降雪と云意なりと云り、六卷に奥山之真木葉凌零雪乃、零者雖益地爾落目八方十卷に、木落凌而霞霏霰、霞は、木葉をおしなびけて、立ものには、あらざれども、たゞ打見たるさまの、木葉を押なびけて立る如く、多く霞のたなびけるを云るなり、また白浪凌落沸湍湍、また秋芽子凌左牡鹿鳴裳などよめり、○雨莫零行年は、本居氏行は、所字の誤にて、所年は、ソネなりと云り、こゝは、雨ふることなかれ、と希ふ意なり、莫零そといふに、年の希望辭をそへたるなり、十卷に、雨莫零行年、七卷に、風莫吹行年、又言勿絶行年、十三に、犬莫吹行年などあるも、皆所年の寫誤なるべし、○歌意かくれたるところなし。

長屋王駐馬寧樂山作歌二一首

長屋王は、一下に、御傳委く云り、

佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者妹乎目不離相見染跡衣

佐保過而は、七卷に、足代過而、絲鹿乃山之櫻花とあると、同じいひ様なり、佐保は寧樂に近き地なり、○寧樂乃手祭は、手向山と云是なり、古今集羈旅に、朱雀院の、奈良におはしましける時に、手向山にてよめる、菅原朝臣、此たびは幣もとりあへず手向山云々、素性法師、手向にはつゝりの袖もさるべきに云々、とあるところなり、本居氏、多牟氣とは、越行山の、坂路の登り極たる處を云、其所にては、神に手向をする故に云なり、今、俗に、此を峠と云は、手向を訛れるなりと云り、十五に、美故之治能多武氣爾多知豆、十七に、刀奈美夜麻多牟氣能可味爾奴佐麻都里などよめり、これらにて見れば、何の山にて、坂路の絶頂にて、手向する地を云りしなり、ざるを寧樂の手向は、古よりことに名高く、誰も彼地にて、手向するにきはまりたるがゆゑに、山名ともなれるなるべし、○置幣は、置とは、すべて神に奠る物をば、置座などに居置て、獻る故に云、幣とは、集中に幣帛とも帛とも書て、其は神に奉る方にいひて、もはらいはゆる、白和幣、青和幣、木綿の類を云なるが、爾伎氏といふは、もと和布の約れる言にて、なべて絹布の類を云稱なり、と云説の如し、其を神に獻る方に付ては、奴佐といへるなり、其は麻の皮穀、木の皮などを裂て織たる布をも用ひ、又未織ずて、たゞ緒にしたるまゝをも用ひたりと見ゆ、さてその緒を木綿といひて、賢木の枝などに取かけたれたるを、木綿取つけなど多く



云り、木綿とは、もはら穀にて製るを云ことなれど、又麻と穀と、二種なるを總ても、木綿とは云るなり、後、世に紙を用ふるは、木綿の代なり、かくて古く麻とも書たれども、奴佐は必しも、麻にかぎりて云るには非ざること、件にいへる如し、しかれども、主と用ふる方に就て、しか書りと見ゆ、さてこの麻を、古くは布佐ともいへりしは、古語拾遺に、好麻所生、故謂之總國、古語麻謂之總也、今爲上總下總二國とある如し、總とは麻を細に裂て、總として垂るより、いへる稱なるべし、されば奴佐といふ名義は、本居氏の疋布佐なり、疋宜布は奴と約れり、事を乞禱とて、奉るよしなりと云る、さることなるべし、されば、これも名の由縁は、主とある、麻の方に就て云るなり、さて幣字は、説文に、幣、帛也と注し、字彙に、幣、財也、錢也とも注して、漢土にて、すべて絹帛より金玉の類、上、獻る物を幣と稱より、此方にては、奴佐にこの字を用ひ來れるなり、ミテ、クラといふにも、幣帛の字を用ひ來れり、その時は、絹布の類は、さらにて、何に交れ、神に奠る物を、ひろくいへる稱なり、また彼方にて、幣貢といへることありて、幣貢、玉馬皮帛也と註せり、ミテ、クラといふには、よくわたれることなり、○妹乎目不離離字、舊本雖に誤れり、古寫本拾穂本等に從つ、は、妹を見る事の絶ず、といふ意なり、目離とは、見る事のかれ行よしなり、草木の枯といふも、生氣の離るよしにて、もと同言なり、人目も草もかれぬとおもへば、など後にも云り、○相見染跡衣は、合相見よとて、その意なり、染は、令の借字なり、六卷に、深

染西情可母、四卷に、情爾染而、十一に、染心などあり、○歌意は、寧樂の手向山に、ねもころに幣帛奉るは、他の故にあらず、吾戀しく思ふ妹を、相見る事の絶ず、あらしめよとて、ごととなり、十卷に、天漢、瀬、每瀬の上に、度字を脱せり、幣奉、情者、君乎幸來座跡、こゝろばえ似たり、

磐金之凝敷山乎、超不勝而、哭者泣友、色爾將出八方。

磐金之は、金は借字、磐之根之なり、○凝敷山乎は、凝り重る山をといふなり、七卷に、神左振磐根已疑敷三芳野之水、分山乎、また石金之疑木敷山爾入始而、十二に、石根與凝敷道乎、石床笑根延門呼、此下に、極此疑伊豫能高嶺乃、十七に、許其志可毛伊波能可牟佐備などあり、○超不勝而は、山はさがしく、家に留れる妹に心は引れ、かたゝ、超むと思へども、得超あへずして、といふなり、○色爾將出八方は、色に出ひやはといふ意なり、米は牟のかよへるなり、八は後世の也、波の意、方は歎息、辭なり、しのび、に哭には泣とも、それと人の知ま、で色には出さじとなり、○歌意、かくれたる所なし、

中納言安部廣庭卿歌一首。

廣庭卿は、續紀に、元明天皇和銅二年十一月甲寅、正五位下阿部朝臣廣庭爲伊豫守、四年四月壬午、正五位下安倍朝臣廣庭授正五位上、六年正月丁亥、正五位上阿倍朝臣麻呂廣庭の誤なるべし、授從四位下、元正天皇靈龜元年五月壬寅、從四位上、下の誤か、阿部朝臣廣庭爲宮内卿



養老二年正月庚子、從四位下阿倍朝臣廣庭、授從四位上、五年六月辛丑、以正四位下阿部朝臣廣庭爲左大辨、六年二月壬申、參議朝政、同三月壬寅朔戊申、知河內和泉事、七年正月丙子、正四位上、聖武天皇神龜元年七月庚午、遣從三位阿部朝臣廣庭等、監護喪事、(夫人石川大薙比賣)四年十月甲戌、以從三位阿陪朝臣廣庭爲中納言、天平四年二月甲戌朔乙未、中納言從三位兼催造宮長官知河內和泉等國事阿倍朝臣廣庭薨、右大臣從二位御主人之子也、懷風藻に、從三位中納言兼催造宮長官安倍朝臣廣庭二首、年七十四、など見えたり、

兒等之家道。差間遠鳥野干玉乃夜渡月爾競敢六鴨。

兒等之家道は、妹が家當近き道をいふ、兒等は妹が事なり、○差間遠鳥は、差は彌々なり、未彌彌間遠なるをの謂なり、間遠は間近の反にて、間字を書る如く、此と彼と、間の遠き謂なり、此下にも、藤衣間遠之有者ともあり、十四に、麻等保久能久毛野、又久毛能宇倍、由奈伎由久多豆乃麻登保久於毛保由ともあり、皆同じ詞なり、かくてこれらの假字書によりて、等の言を清て唱べし、濁りて唱ふるは非なり、龍麻呂が古言清濁考に出せる如し、されどこれらを眞遠と見たるは、たがへることなり、○夜渡月爾は、夜中に、中天を渡ゆく月にと云なり、契沖が、夜渡月は、夜一夜ある月なり、と云るは甚わろし、夜を渡る月といふ意には、おらざればなり、渡は中天を往ことなり、十二に、野干玉夜渡月之清者、十八に、奴婆多麻能欲和

多流都奇乎伊久欲布等などあり、○競敢六鴨は、キホイアヘムカモと訓るよろし、競は甘巻に、和多流日能加氣爾伎保比豆多豆爾豆奈とあり、(略解にも何にも、キノヒと訓るは誤なり、凡てキノヒといふ假字の古あることなし、十七に、服曾比獵須流とあるは、服獵するなり、競獵といふには、あらず、思ひまどふべからず、新古今集雜上には、やくより、わらは友だちにて侍ける人の、年ごろへて行あひたるが、ほのかにて、七月十餘日の月に、さほひて歸侍ければ、紫式部、めぐりあひてみしや、それとも分ぬ間に、雲かくれにし、夜半の月哉、この月に、さほひて、とあるに、同じ、字書に、競、争也とある意にて、まけじとすることなり、敢は爲がたきことを、しひてするをいふ詞なり、十八に、爾奈比安倍牟加母、とあるに、同じ、字書に、敢、忍爲也とあり、〔頭註、字、競に、音、競言、支曾比云、又支曾比加太利、と見え、たれば、彼頃〕○歌意は、天往、月の入ぬさきに、到らむと急げども、妹が家道差間遠なれば、月の早きには、敢て争ひ得じ、賦、さても心の落居ぬ事哉、といふなり、契沖が、月にさほふは、月に乘じてといふがごとし、と云るはいかゝなり、これは物へ行て、夜をかけてかへり來ますほどに、よまれしなるべし、

柿本朝臣人麻呂下筑紫國時海路作歌二首。

名細寸稻見乃海之奥津浪千重爾隱奴山跡島根者。

名細寸は、既に、出、○稻見乃海之は、播磨國印南海之といふなり、○千重爾隱奴は、立へだつ沖



つ浪の千隔に、大和島は隠りぬといふにて、甚間遠くなれるよしなり、奴は已成の奴なり、○山跡島根者(跡)字、拾穂本に路と作はる誤なり、は大和國者といふなり、上にかへして意得べし、根はそへたる辭にて、唯島なり、草根の根に同じ、さて島は國と云に同じ、○歌意は、此、印南の海邊にて、吾家の方をかへり見すれど見えず、沖津浪の千隔に立へだてられて、大倭島根は隠れて、甚間遠くなりぬなり、

大王之遠乃朝廷跡、蟻通、島門乎見者、神代之所念。

遠乃朝廷跡は、遠の朝廷とある、太宰府にの意なるべし、此、朝廷は太宰府を云、美加度は、もと宮城の御門をいふより起りていふ詞にて、朝政取行ふ處をば、凡ていふ稱なり、(伊勢物語に、わがみかど、六十餘州といへるは、後世に、御國を吾朝といふ、其ころにていへるにて、古意にみらず、)宰府は、皇都に隔遠きが故に、天皇の遠の朝廷とも、大皇の遠の朝廷ともいふなり、さて天皇と申すと、大皇と申すとは、差別ある詞なること、既に云るが如くなれども、此、遠の朝廷は、いづれに至ても妨なき故に、二様に云たるなり、○蟻通は、(蟻は借字)在つ、通ふよしなり、○島門乎見者、(島)字、拾穂本には、隔と作り、門は海門、河門、水門の門にて、太宰府に往來ふ海路の、島々の島門を見れば、といふなり、○神代之所念、(念)字、拾穂本には、思と作り、は、源嚴水云、島門は、難波より筑紫までの間の、島々をすべ云なり、さてかの島々の、依合たる島門の、あ

やしくなりいでしを見るにつけては、神の國造らし、時、いかにしてか、かくはつくり出給ひけむと、神の御代の事まで、おもはる、と云なるべし、(略解に、島門は二卷に、讃岐の歌に、神の御面と次て来る中の水門由船浮て、とよみたるに同じ地と見ゆ、神代之所念は、右の神の御面といふに同じといへるは、いかに心得ていへることにか、彼、歌の神之御面は、やがて讃岐國をさして云るにて、此、歌の神代とは同じからず、又荒木田氏が、十八家持、卿の吉野、行宮、歌に、可美乃みことのかしこくもはじめたまひて云々とよめるは、雄略の御代を申せるなるべく、橋歌に、神乃大御世爾、田道間守云々とあるは、垂仁の御代をさせり、さればこの神代も、はじめ、太宰府を置れたる御代をいふなり、といへるもいかになり、○歌意かくれたるところなし、

高市連黑人、近江舊都歌一首。

舊都は、志賀、大爾、都なり、

如是故爾、不見跡云物乎、樂浪乃舊都乎、令見乍本名。

如是故爾は、如是、哀悲に堪がたき故にの意なり、○令見乍本名は、本名令見乍といふ意なるべし、本名は俗に、めたにといふ言のものとなるべし、既に云り、○歌意は、舊都を見れば、古をしのぶに堪ず、かなしからむ、とかねておもふ故に、いな見じといふ物を、なほめたに見せつ、お



もひしごとく悲憐にたへられぬ事となり、これは行路に伴なふ人などの、舊都の地をいざ立よりて見て行ひと云るに、いなと云るを強て誘はれ行てよめるさまなり、

○舊本こゝに、右詞或本曰、小辨作也、未審此小辨者也、と註せり、

幸伊勢國之時安貴王作歌一首

幸伊勢國は續紀に、天平十二年冬十月壬午、行幸伊勢國云々、と見えたり、六卷にも、天平十二年冬十月、依太宰少貳藤原朝臣廣嗣、謀反發軍、幸于伊勢國とあり、猶彼處にも云べし、○安貴王は、拾穗本に、春日皇子之子と註せり、續紀に、天平元年三月、無位阿紀王、授從五位下、十七年正月乙丑、從五位上、後紀延曆二十五年五月條、五百枝王、傳に、公者田原天皇(志貴)四代、正四位下、春日王曾孫、從五位上安貴王、孫、正五位下市原王子云々、六卷に、市卷王、宴禰父安貴王、歌ありて、市原王の父なり、

伊勢海之奥津白浪花爾欲得裏而妹之家裏爲

花爾欲得は、花にてもがなわれかし、といふ意なり、我は希望辭なり、○家裏爲は、俗にいふ、みやげもの、にせむといふ意なり、十五に、伊敷豆刀爾可比乎比里布等、此下に、家妹之濱裏乞者、八卷に、道去裏跡、廿卷に、夜麻都刀曾許禮、七卷に、欲得裏登字鏡に、暎豆止などあり、抑都刀と云名、義は、裏物と云こと、のつゝまされるものなり、其はまづツミを切れば、チとなり、モノを切れば、モとなり、さてチモを切てトとなれば、ツトと云るなり、四卷に、紀女郎、裏物贈友、十六左註に、徒贈裏物(東鑑にも、裏物往々に見えたり)、○歌意は、此伊勢海の沖つ浪の、白く花の如くに見えて、いとおもしろきを、家なる妹に見せまほしく思へど、すべきやうなし、いかでこの浪が、まことの花にてもがなわれかし、さらばつゝみもて行て、みやげものにせむぞとなり、十三に、三芳野瀧動々、落白浪留西妹、見卷欲白浪とあり、考合べし、

博通法師往紀伊國見三穗石室作歌三首

博通は、傳知ず、○三穗石室は、紀伊國日高郡にあり、石室は、和名抄に、説文云、窟、土屋也、一云、掘地、爲之、和名伊波夜とあり、

皮爲酢寸久米能若子我伊座家牟三穗乃石室者安禮爾家留可毛

皮爲酢寸は、枕詞なり、本居氏、こは第四句の三穗と係れり、御穗の意なりと云り、さることなり、冠辭考に、すゝきは、穗のこもれるが見えて、漸に開出る物なれば、こめといひかけしにやと云るは、非なり、かく二句を隔て、第一句を、第四句にいひかけたるは、十二に、波之寸八師志賀在懸爾毛有之、鴨君所遣而懸敷念者、是第一句は、第四句の君といふへ係れり、十五に、多都我奈伎安之、敵乎左之、豆等妣和多類安奈多頭多頭志比等里佐奴禮婆、是第一句は、第四句の多頭多頭志といふへ係れり、などある、是の例なり、○久米能若子我は、神武天皇の御時、大



伴氏遠祖の率ませし、久米部の稚子なるべし、天皇紀伊國を経て、内津國に入まし、なれば、紀伊國に、久米部の残りを作りしなるべしと云り、こは荒木田氏の考なり、なほ槻、落葉、別記に、委論へり、若子は壯子の通稱にて、來背若子、殿之稚子、毛津之稚子、毛野之稚子、また、縁子之若子とも云り、など云り、○伊座家牟は、舊本に、家留とありて、一云家牟と註せる方の理かなへるを用つ、一巻に、樂浪乃、大津宮爾、天下所知、兼、天皇之神、御言能、十三に、葦原笑水穗之國丹手向爲跡、天降座兼、五百萬千萬神之、などある、家牟に同じく、そのかみの事をおしはかりていふ詞なり、○安禮爾、家留可毛は、舊本には、雖見不飽鳴とあり、これも一云とある方の勝れるを用つ、○歌意は、久米部の稚子のおはしませし、といひ傳ふる、この三穗、石室はその世には、いと壯觀なる事なりけむを、あまたの年代を歴て、今見れば、さてもいたく荒廢にける事哉となり、

常磐成石室者今毛安里家禮騰住家類人曾常無里家留

常磐成は、如常磐なり、五卷に、等伎波奈周、迦久斯母何母等とあり、○住家類人曾は、久米部の若子を云なるべし、○常無里家留は、世間常無を悲歎て、當昔を慕ふなり、○歌意は、久しき年代を經にたれど、三穗、石室は、常磐の如くに、猶存りてありけれど、その住て座せしといひ傳ふる、久米部の稚子は、たゞ名のみ残りて、かげもかたちもなくなりけるよ、無常世のこと

わりは、せむ方なきものぞとなり、

石室戸爾立在松樹汝乎見者昔人乎相見如之

石室戸爾は、戸は借字にて、石室外になり、○立在松樹、在字、拾穗本には有と作り、は、樹る松の木よ、といふが如し、○汝乎見者は、其方を見ればと云意にて、汝は松樹をさして云るなり、○昔人乎は、久米部若子をと云なり、○相見如之は、アヒミルゴトシと訓べし、(如之は、之如を顛倒せるにて、アヒミルガゴトなるべし、とはじめ思ひしは、あらざりけり、如之と結めたる例は、十六に、然言君之鬚無如之、五卷に、年月波奈何流々、其等斯とあり、此下に、擲去師船之跡、無如四卷に、餓鬼之後、爾爾衝如、又成者吾曾、截燒如、十卷に、苜掃友生布如、十一に、木葉隱有月待如、又苜除十方生及如、また、眞毛君爾如、相有、是等の如を昔よりガゴトと訓來れるも、皆誤なり、などあるをも、皆上の例に依て、ゴトシと訓べきことなり、(よくおもふに、凡之、如といふときは、下に云々とうくる言なくては、首尾調ふらず、一二云ば、一巻に、其雪乃時無如、其雨乃間無如、隈毛不落思、乍叙來、二卷に、度日之晚去之、如云々、過伊去等、九卷に、夏虫乃入火之、如水門入爾船己具、如久歸香具禮云々、などあるにて、餘は、准知べし、)○歌意は、石室外に植る松の木よ、其方を見れば、昔の久米部の稚子に、直に相見ること、ちして、いと當昔の慕はるよとなり、此歌六帖には、石室戸に根延室樹、汝見れば、昔の人を相見るが如とて、載り、(第二句



は、此下に磯上丹根蔓室木見之人乎とある歌の混れたるなり、又が如とあるも、後のひがよみなり。

門部王詠 東市之樹作歌一首

門部王は、類聚抄古寫本等に、後賜姓大原真人氏也と註せり、一本には、敏達天皇六代孫舒明天皇之後也と註せり、六卷にも、此王見えて、そこにもかく註せり、續紀に、和銅三年春正月壬子朔戊午、授無位門部王從五位下、六年正月丁亥、授無位門部王從四位下、此十字誤あるべし、他處の文の混入たるか、養老元年正月乙巳、從五位下門部王從五位上、三年七月庚子、始置按察使、令伊勢國守門部王管伊賀志摩二國、五年正月壬子、正五位下、神龜元年二月壬子、正五位上、五年五月丙辰、從四位下、天平三年正月丙子、從四位上、十二月戊未、治部卿從四位上門部王等奏云々、六年二月朔、從四位下門部王等、(歌垣)爲頭、九年十二月壬戌、從四位下門部王爲右京大夫、十四年四月戊戌、授從四位下大原真人門部、從四位上、十七年四月戊子朔庚戌、大藏卿從四位上大原真人門部卒と見ゆ、位階の次第疑あり、接天平四年より十四年までの間、故ありて位一階を減れけるにや、位詠東市之樹作は、詠云々作と書る例は、六卷に、詠思泥崎作歌と云り、詠は咏吟義、作は裁作義なれども、たゞ詠作にて、ヨメルと訓べし、東京は、市に東西ありて、七卷に、西市爾但獨出而とあり、延喜式云、東市司、西市司、准此云々、凡毎月十五日以前、集

東市、十六日以後、集西市と見えたり、大和國添上郡に、古市村ありて、古の東市の趾なりと云り。

東市之殖木乃木足左右不相久美 宇倍戀爾家利

市之殖木乃、殖字、拾穗本には植と作り、古市の衢に、木を殖られし事ありしと見ゆ、そは木實を採、又桑をも殖るは、葉をとりて、民用のたすけとせられしなり、雄略天皇紀に、鉗香市邊橋本、古事記同條、歌に、夜麻登能許能多氣知爾、古陀加流伊知能都加佐爾、比那閉夜爾、淤斐陀氏流波尾呂由都麻都婆岐などあり、又大和の海柘榴市といふも、殖木によれる名なり、又敏達天皇紀に、阿斗桑市とあるは、桑を生殖たるゆゑの名なり、猶二卷、橋之蔭履路乃八衢爾、とある歌につきて、類聚三代格延喜式等を引て、委云るを合考べし、○木足左右は、(足は借字)木垂及なり、生長て、枝葉の垂るまでといふ意なり、十四に、可麻久良夜麻能許太流木乎麻都等奈我伊波婆とあり、○不相久美は、相らずて、久しくなれる故にの意なり、○宇倍戀爾家利、舊本に宇倍吾とあり、吾は行なり、古本无に從、宇倍は、承諾ふ意の辭なり、戀しく思ひけるは、げにとわりなる事ぞと承諾ふよしなり、(本居氏の久美は、菜萸、宇倍は、椰子なり、と云る説は用ず) ○歌意は、東市の殖木の未若かりしが、生長て、枝葉の垂るまで、年月久しき間、相ざるが故に、戀しく思ひけるは、げにとわりなる事そとなり。



按作村主益人從豐前國上京時作歌一首

按作村主益人は傳未詳ならず、按作は氏村主は尸なり、和名抄に伊勢國安濃郡村主(須久利)紀伊國伊都郡村主など地名にも見えたり、此人六卷にも見えて、内匠寮大屬按作主益人聊設飲饌以饗長官佐爲王と註せり、按字は拾穂本に鞍と作るはさがしらに改めたるか、久良と訓べき義は字書に見えざれども、此集續紀などに見えれば古御國にて鞍を按とも作けるなるべし、鉾を梓と作したぐひなり、略解に按は鞍字の省文なるべし、といへれど、これらは省文てふものにはあらずかし、字鏡には按乗久良と見えたり、

梓弓引豐國之鏡山不見久有者戀敷牟鴨

梓弓引と云までは豐と云む料の詞なり、契沖引音といふ心にて引豐國とつゞけたりと云り、今按に引響といふ意にて屬けたるなるべし、弓引に音のあることは四卷に梓弓瓜引夜音之遠音爾毛二卷に取持流弓波受乃驟云々聞之恐久二卷に梓弓之奈加弭乃音爲奈利とあるにてしるべし、冠辭考に引たをむるといふ意に、つゞけたりと云るは、いかゞ、○鏡山は、荒木田氏云、豐前國小倉にちかき處にあり、とその國人藤原重名云り、此下に河内王葬豐前國鏡山之時作歌二首あり、○不見久有者は鏡山を見ずて、久しくあらばと云なり、戀る人を鏡山によせしとする説はあらず、見は鏡の縁に云るなり、○歌意は、今此國を發て、京に上る

さへ、そこばく名殘をしきをまして此鏡山の佳景を見ずして、久しくなりなば、いよく戀しく思はれむか、さてものこり多しやとなり、

式部卿藤原宇合卿被使改造難波堵之時作歌一首

藤原宇合卿は續紀に靈龜二年八月癸亥、多治比真人縣守爲遣唐押使、阿倍安麻呂爲大使、正六位下藤原朝臣馬養爲副使、同己巳、授正六位下藤原朝臣馬養從五位下、養老三年正月壬寅、正五位下藤原朝臣馬養授正五位上、七月庚子、始置按察使、令常陸國守正五位上藤原朝臣宇合管安房上總下總三國、五年正月壬子、正四位上、神龜元年四月丙申、以式部卿正四位上藤原朝臣宇合爲持節大將軍、十一月乙酉、征夷持節大使藤原朝臣宇合等來歸、二年閏正月丁未、勅云々、授正四位上藤原朝臣宇合從三位勳二等、三年十月庚午、以式部卿從三位藤原宇合爲知造難波宮事、天平三年八月丁亥、爲參議、十一月丁卯、始置畿內總管、云々、從三位藤原朝臣宇合爲副總管、四年八月丁亥、爲西海道節度使、六年正月己卯、正三位、九年八月、參議式部卿兼太宰帥正三位藤原朝臣宇合薨、贈太政大臣不比等第三子也、懷風藻に正三位式部卿藤原宇合六首、年三十四と見えたり、さて宇合と書るも、馬養と書るも、同人なること、續紀にて著し、聖武天皇紀に、廣嗣式部卿馬養之第一子也、とも見えたり、されば宇合はウマカヒの假字なり、後人ノキアヒと訓るは、かたはらいたし、字摩と書べきを、摩を省き、丹治比を丹比、安八磨を安



八、と書る類なり、さて合は、カフの音なるを、フをヒに轉して、カヒとなれるなり、地名に、楫保給黎雜賀、など書る類なり、こは旅人を淡等葛野を賀能、長谷雄を發昭、とかける類なり、○被使改造難波、堵は、堵字、拾穗本に、都と作るは、改めたるか、堵は都と通用たること、既に云り、續紀に、聖武天皇神龜三年冬十月辛酉、行幸癸亥、行還至難波宮、庚午、云々、上に引、陪從無位、諸王六位已上、才藝長上、并雜色人、難波宮、官人、郡司已上、賜祿、各有差、四年二月壬子、造難波宮、三月己巳、知造難波宮事、從三位藤原朝臣宇合等以下、仕丁已上、賜物、各有差、とある此、時なり、

昔者社難波居中跡所言奚米今者京引都備仁鷄里

昔者社者、字拾穗本には无、今は今にひかへて云り、社は他にひかへて、その一、すぢを、たしかにいふ詞なり、○難波居中跡は、孝德天皇難波、豐崎宮の遷ひしより、この御代まで、久しく故郷となれりしかば、田舎といはれしなり、居中は、都をはなれたる地をいふ、言意は、未考得ず、本居氏の、小鄙所なり、といへりしは、あたらす、比那と爲那加とは、各異なり、されば、凡て古難波などを、比那といひしことの無をも、思ふべし、比那のことは、既に委云り、○今者京引の引は、利字の寫誤なるべし、イマハミヤコトと訓べし、利は、と化ての意なり、例は一上の初に委云り、契沖が、イマミヤコヒキと訓るは、あたらす、都を遷すことを引といふ如きことは、古語になし、六卷に寧樂、都の故郷となれるを、悲みよめる歌に、皇之引乃真爾真荷とある

は、引率のまゝに、といふことにて、言異れり、都を引遷し給ふ、といふことには、あらず、○都備仁鷄里は、ミヤコヒニケリと訓べし、備は、そのさまをいふ詞にて、夷備里備和備荒備などいふ備に同じ、契沖が、都備は、都めくといふ心なり、と云る其意なり、○歌意かくれたるところなし、

土理宣令歌一首

土理宣令は、土理は、氏八卷には、刀理と作り、宣令は、名なり、ミノリと唱へしか、又は唐風にならひて、字音の隨に唱へしか、詳ならず、續紀に、元正天皇養老五年正月戊申朔庚午詔云々、從七位下刀利宣令等退朝之後、令侍東宮焉、懷風藻に、正六位上刀利宣令二首、(年五十九)と見えたり

見吉野之瀧乃白浪雖不知語之告者古所念

瀧乃白浪、瀧字、拾穗本に、波瀧と作るはいかゞ、は、かの宮瀧なるべし、さて白浪、不知、と同言を疊て、連下したり、○雖不知は、盛なりし、古昔のことは、知ねどもと云なり、吉野瀧を見知ねども、といふには、非ず、○語之告者、は、之は、その一、すぢなるよしを、思はせたる助辭にて、語繼者なり、告を、能流と訓ときは、言に述る事なり、都具と訓ときは、人に之を繼て述るよしなり、されば、告も繼も、もとは、同言なり、○古所念は、此所の離宮のありし、往古の事のおもはるゝと



いふなり。○歌意は、盛なりし古昔の事を、親吾は見知たるにはあらねども、語り傳へたるをきけば、當昔のありさまの、見如くにおもはれて、慕はるゝとなり。此、離宮雄略天皇の御代よりありて、世々の天皇、行幸ありしなれば、いづれの御代をさして、申せりとは知がたし。

波多朝臣少足歌一首。

少足(少)字、類聚抄には小と作りは、傳知ず、續紀に、大寶慶雲年間に、波多朝臣廣足、天平寶字年間に、波多朝臣足人、寶龜年間は、波多朝臣百足、などいふ人見えたり、これら皆氏族にや。

小浪磯越道有能登湍河音之清左多藝通瀬每爾。

小浪は、二卷に、志賀左射禮浪とあり、彼處に委云り、此は小浪の磯を越と云意に、大和の巨勢にいひかけたるなり、梓弓引豊國吾勢子乎乞許世山未通女等之振袖山などよめると同じいひかけなり。○磯越道有は、磯は前に云る如く、上よりの連に云るのみにて、巨勢道にあると云るなり、巨勢は既に云り、奈留は爾在の縮りたるなり。○能登湍河(拾穂本に、河の下に、典字あるはいかゞ)は、十二に、高湍爾有能登湍乃河之とよめり、金槐集に、白浪の磯巨勢道なる能登湍河後も相見む水脈し絶ずはとあり。○歌意、巨勢道にある能登湍の河の、激り落るるの河瀬毎に、水音のいさぎよさ、たぐへむものなしとなり。

暮春之月幸芳野離宮時中納言大伴卿奉勅作歌一首并

短歌未送奏上歌

幸芳野離宮は、續紀に、聖武天皇神龜元年三月庚申朔、天皇幸芳野宮、甲子、車駕還宮とあり。○中納言大伴卿は、旅人卿なり、傳此上に委云り、元正天皇養老二年三月に、中納言と爲賜へり。○註の未送云々の五字は、家持卿の註なり、送は、類聚抄には至、異本には還と作り、送なるべし、送は、送に通じ、經に通用する字なり。

見吉野之芳野乃宮者山可良志貴有師水可良思清有師天地與長久萬代爾不改將有行幸之宮。

山可良志、水可良思、水字、舊本永に誤れり、今は類聚抄異本等に從つは、志思は、其その一すぢなるを、思はせたる助辭にて、山故川故の意なり、神隨と書て、隨をナガラとよむ、そのナの省ける言ぞ、とおもふはわろし、既く委云り、凡て人がら、身がら、世がら、日がら、事がら、家がら、手がら、所がら、などいふがらも、みな故の意より轉れる言なり、水字、カハと訓例は、二卷に委云り。○貴有師は、次の不盡山の歌に、神左備手高貴寸とあるに同じ、有師は、有らしといふ意なり。○清有師は、下の神岳の歌に、河四清之、十卷に、河乎淨などあるに同じ、有師は、上に同じ。○天地與云々は、神代紀、天照大御神、大御詞に、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣とあるをはじめて、此下に、天地與彌遠長爾萬代爾如此毛欲得跡、十三に、天地與日月共萬代爾母我などよ



める類にて、行末の久しからむことを賀祝せるなり。○不改將有六卷にも、百代爾毛不可易大宮處と久邇、新京を讀てよめり、(一)行幸之宮宮字處と作る本もあり、それに依ば、イデマシトコロと訓べし、されど宮と作る方宜し、は、即離宮をいへり。○歌意かくれたるところなし

反歌

昔見之象乃小河乎。今見者彌清成爾來鴨。

昔見之は、當昔に吉野の行幸に、從駕給ひしことのありしをいふなるべし。○象乃小河は、蛤川のすぢにて、今喜佐谷村といふを流る、川をいふなるべし、一卷に象乃中山六卷に三吉野乃象山際乃木末爾波とも見えたり。○彌清は、當昔よりも彌益りて、清淨くなりけるといふなり。○歌意かくれたるところなし。下に、同卿太宰帥になりて後よめる歌に、吾命毛常有奴可昔見之象小河乎行見爲とあり。

山部宿禰赤人望不盡山(作)歌一首并短歌。

山部宿禰赤人、この人の傳未詳ならず、此姓は、書記顯宗天皇卷に、伊與の來目部小楯といふ人に、初て山部の連の姓を賜ひ、その後天武天皇卷に、十三年十二月己卯、山部連賜姓宿禰と見えたり、さて此上に、續紀を引て云たる如く、桓武天皇を初、山部王と申しけるが故に、山部の姓を山に改めよと、延暦四年の詔に見えられたれば、そのかみは、山部宿禰を山宿禰に改めけ

るなるべし、さて桓武天皇の諱に觸ぬ前の姓をば、避ざりし故に、古き物に、山部とあるをば、なほ其まゝにておきしなるべし、但しそれも、字には山部と書て、語にはヤマとのみ唱へしなるべし、(これいはゆる例のよみくせといふものなり、大伴と書て、トモとのみ唱へし類なるべし)さてそれは、そのかみのことにこそあれ、後まで永く諱避べきにあらざれば、古今集序などにも、山部と書て、そのまゝにヤマと唱へしなるべし、(但古今集序舊本に、山の邊の赤人とかき漢文序に、山邊赤人とするせるなどは、かの集選べるよりは、後に書誤れるものか、山部と山邊とは、もとより別氏なり、混べからず)かくて此集十七家持、卿書牘に、幼年未還山柿之門、裁歌之趣詞、失乎裴林、また山柿譚泉、比此如蔑、古今集序に、又山部赤人といふ人ありけり、歌に奇く妙なりけり、人麻呂は、赤人が上にたゝむことかたく、赤人は、人麻呂が下にたゝむ事かたくなむありける、など見えて、古より、人麻呂に亞たる、上手の稱ある事、かくれなし、○不盡山は、郡氏富士山記云、富士山者、在駿河國、峯如削成、直聳屬天、其高不可測、歷覽史籍、所記未有高於此山者也、其聳峯鬱起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基、所盤連亘數千里、間行旅之人、經歷數日、乃過其下、去之願望、猶在山下、蓋神仙之所遊萃也、云々、古老傳云、山名富士、取郡名也、とあり、郡名に取たり、といふことは、定がたし、もと山名なるが、ひろく郡名ともなれるにもあらず、その本末は、今きはむべからず、但し竹取物語に不死山の義といへるは、ことさ



らに設けて、滑稽に云るのみにて、不死は字音なれば本義にはあらぬことさらなり、高田の  
 なにがしが棟梁集といふものに、富士はもと吹息穴のつゞまりにて、巔の穴より、息吹おこ  
 れるがゆゑの名にや、と云り、此説は非ず、もしさるよしの名ならば、息吹穴とこそいふべき  
 理なれ、吹息は、倒なる言様なるをや、○からふみ義楚六帖に、日本國都城、東北千餘里、有山  
 名富士、亦名蓬萊、其山峻、三面是海、一朶上聳、頂有火煙、日中上、有諸寶流下、夜即却上、常聞音  
 樂、徐福止此、謂蓬萊、至今子孫皆曰秦氏、此是後周世祖、顯德中、日本僧弘順所語也、とあり、又焦  
 氏筆乘といふ物に、日本國名倭國、東北數千里、有山名富士、又名蓬萊、國中最高山、三面皆海、一  
 朶直上、頂有火煙、云々とも見えたり、もろこしまでも、名高き事知べし、さて集中に、不盡布士  
 布仕不自布時布自、など書たるは、みな假字なり、富士と書る假字は、古見えず、○作、字、舊本脱  
 今補、

天地之分時從神左備手高貴寸駿河有布士能高嶺乎天原振放見者度  
 日之陰毛隱比照月乃光毛不見白雲母伊去波伐加利時自久曾雪者落  
 家留語告言繼將往不盡能高嶺者

天地之云々、谷川氏云、今按此山、與開關俱在、可以見而世、言孝靈帝時湧出者、固不足信耳、○天  
 原振放見者は、高聳て天に屬る故、高天原まで遙々に仰ぎ見放るなり、十四には直に、安麻乃

波良不自能之婆夜麻ともよめり、さてかく、二句を連けたる例は、二卷に、天原振放見者大王  
 乃御壽者長久天足有とあるをはじめて、かたゞに見えたり、○度日之は、大虚を經度る日  
 之と云なり、○陰毛隱比は、山の甚高くて、日光さへも、障り隠るよしなり、可久里を伸て、可久  
 呂比といへるは、その緩なるをいふことにて、かりそめに、隠るゝさまにあらず、○光毛不見  
 は、光さへも見えず、といふなり、○白雲母は、白雲さへも、といふが如し、○伊去波伐加利、伐、字、  
 舊本に代とあるは、誤、今は類聚抄拾穂本等に從つ、は、伊はそへ言にて、この嶺の高きに、憚恐  
 れて、得行と、かずて、雲も中空にあるを云、此、詞、次の歌にも見ゆ、又下釋、通觀、歌に見、吉野之  
 高城乃山爾白雲者行憚而棚引所見ともあり、○時自久曾は、何時といふ定まりもなく、時な  
 らずその意なり、非時不時など書て、かくよめり、既に委云り、○雪者落家留は、富士山記に、其  
 頂上、宿雪春夏不消とあるが如し、○語告は、語繼なり、○言繼將往、往、字、拾穂本には、去と作り、  
 は、末の代にも、未見ぬ人にも、語傳言繼往むとなり、往は、往向の往にて、經往ことなり、五卷に、  
 言靈能佐吉播布國等加多利繼伊比都賀比計理とあり、○歌、意かくれたるところなし、

反歌

田兒之浦從、打出而見者、眞白衣、不盡能高嶺、爾雪者、零家留。

田兒之浦從は、田兒の浦より、沖の方へといふ意なり、田兒は、此上に、晝見騰不飽、田兒浦と見



え、又十二に、後居而懸乍不有者田籠之浦乃海部有申尾珠藻荇、とよめるも同處ならむ、駿河國清見崎より東へ行は、今薩埵坂といふ、山の下の渚に、昔の道あり、そこより向の伊豆の山の麓までの海、田兒浦なり、右の岸陰の道を、東へ打出れば、其入海越に、不盡見ゆると云り、從は、此處より、彼處よりのよりにて、重き詞なり、後、世此歌を、田子の浦にといふは、誦誤りたるなり、しかれども、田子の浦よりも、やがて彼高嶺は見やられるれば、にと云るなるべし、東關紀行に、田子の浦に打出て富士の高嶺を見れば、時分ぬ雪なれども、なべていまだ白妙にはあらずとしるせり、此も田子の浦にて、直に富士を見たるさまなり、されど今の歌は、田子の浦より打出て、沖の方より、隈なく見たるさまなれば、從を爾ときく例とは、たがへるなり、○打出て見者は、打は、いひおこす詞にて、上に云り、田兒の浦より、海の沖の方へ船漕出て、不盡山を見れば、といふ意なり、○真白衣は、マシロクゾと訓べし、マシロニゾとよめるも、むげにあしとにはあらねど、なほかくよむぞ古なる、さるはマシロクといふときは、真白の詞用言なり、マシロニといふときは、真白の詞體言なり、この差異あることを辨て、猶よく考ふるに、この如きは、體言に云ひは、しばらく後の風とぞ思はる、○歌意、田兒の浦より、海の沖の方へ船漕出て、不盡山を見れば、殘る處もなく、真白に雪をふりけるとなり、打見たるけしきを、そのまゝによめるにて、何のむつかしき事もなきを、そのをりのけしき、目前にうかぶや

うに思はるゝは、上手の歌なればなり、しかるを、田兒の浦に打出て見れば、白妙の不盡の高嶺に雪はふりつゝと改めて、人口に傳しめたるは、いとあさまし、

詠不盡山歌一首并短歌

短歌の下に拾穂本に、笠朝臣金村、五字あり、

奈麻余美乃。甲斐乃國。打緣流。駿河能國與。已知其智乃。國之三中從。出立有。不盡能高嶺者。天雲毛。伊去波伐加利。飛鳥母。翔毛不上。燎火乎。雪以滅。落雪乎。火用消通都。言不得名。付不知。靈母座。神香聞。石花海跡。名付而有。毛。彼山之堤。有海曾。不盡河跡。人之渡毛。其山之水。乃當知。鳥日本之山跡。國乃鎮。十方座。神可聞。寶十方。成有山。可聞。駿河有。不盡能高峯者。雖見不飽香聞。

奈麻余美乃、余字、類聚抄に全と作るは、誤なるべし、枕詞なり、生善肉之なるべし、甲斐とかかるは、貝の意なり、貝とは、白蛤、蜷貝などを、主と云ことにして、其は生の肉を膾などにして食ふが、殊更に味善きものなれば、かく云り、景行天皇紀に、五十三年冬十月、至上總國、從海路渡淡水門、云々、仍得白蛤、於是膳、臣遠祖名、磐鹿六鴈、以蒲爲糲、白蛤爲膾、而進之、云々、と有を思合べし、善きものを、善某と云例は、善詞、吉事などいふ是なり、肉をみと云、はいはゆる作肉、刺



肉など云るにて知べし、又神武天皇紀御歌に、多智曾麼能未邁那鷄句乎とあるも、肉の無くをの意にて、鯨の肉を云よし、荒木田氏いへり、又鮪といふ魚の名も、鯨肉なるべし、と同人云り、冠辭考の説は、云に足す、○打縁流も、枕詞なり、大神景井云、まづ駿河と云國號の起れる本義を推て考るに、此國大河ありて、甚疾水音の四方に動り轟くより、動河國とぞ負けむを、後に須留河國と詛りつるにやとぞおもはる、さて此枕詞は、その本義を得て、打動動河と疊ね續けつらむと云り、今按に、由須流てふ言は、七卷に、大海之磯本由須理立波之云々、古事記に、高天原動而八百萬神共咬、藥師佛足石碑歌に、美阿止都久留伊志乃比鼻伎波阿米爾伊多利都知佐閉由須禮云々、源氏物語賢木に、宮内ゆすりて、ゆ、しう泣滿たり、うつほ物語に、山くづれ地われさけて、七山ひとつにゆすりあふ、など猶多し、さて駿河の名義は、右の如く動河か、又薦河の義にてもあらむか、德國風土記に、薦河者、依其河流薦々而不知流溜也、所謂志通波他河、不二河、大堰河也、とあるが如し、但此德國風土記といふ物は、後人の手に出たるものにて、其説には、信るに足ざることとあれど、此薦河の説は、其意を得たるに似たり、既に齋藤彦麻呂が諸國名義考にも、此國に駿河郡あり、もとは其地より出し名なるべし、すべて此國の川は、山より落て、海に入る水の猛烈しきによりて、尖河國と云なるべし、といへり、其は、いづれにまれ、大河に依る號にして、打動る須留河とは、つゝくべきものなり、○冠辭考、打

泔るの説は、論の限にあらず、甘卷に、和伎米故等不多利和我見之字、知江須流須流河乃彌良波苦不志久米阿流可、とあるも同じ、打縁流を、打江須流といへるは、東語の故なるべし、○己知其智乃智字、類聚抄には、知と作り、は、此方此方之なり、こゝは、荒木田氏、甲斐國の此方、駿河國の此方と、ふたつに分る詞なり、と云る如し、此詞の例、既く委云り、○國之三中、從は、國の真中に、といはむがごとし、(三)は、眞に通ひ、從は、爾に通ふ、十四に、佐刀乃美奈可爾ともあり、○出立有立字、舊本之に誤れり、類聚抄に從つ、○天雲毛は、天雲さへも、といふが如し、富士山記に、此山、高極雲表、不知幾丈、○伊去波伐加利伐字、舊本に代に誤れり、類聚抄、拾穂本等に從つ、は、上に出づ、○飛鳥母は、飛鳥さへも、といふが如し、○翔毛不上は、鳥も翔上ることを得ざるなり、○燎火乎燎字、類聚抄に燈と作るは、誤なるべし、は、富士山記に、頂上有平地、廣一許里、其頂中央窪下、體如炊飯、飯底有神池、池中有大石、石體驚奇、宛如蹲虎、其飯中、常有氣蒸出、其色純青、窺其飯底、如湯沸騰、其在遠望者、常見煙火、後紀に、延曆十九年六月癸酉、駿河國言、自去三月十四日迄、四月十八日、富士山嶺自燒、晝則燒氣、暗暝夜則火光、照天、其聲若雷、灰下如雨、山下川水皆紅色也、日本紀略に、延曆廿一年、廣相模國足柄路、開宮荷途、以富士燒碎石塞道也、三代實錄に、貞觀六年、駿河國富士郡大山、忽有暴火、燒碎崗巒、など見えたり、(から籍清異錄に、吳越孫總監承佑、富領新朝、用千金、市得石錄一塊、天寶嵯峨如山、命匠治、爲博山香爐、峯尖上、作一暗竅、出



煙、則一聚、而且直穗、凌空、實美、觀視、親朋、傲之、呼不二山、云々、かれば、不盡の煙の事は、もろこしまでも名高かりしなり、さて上件ノの如くに見えたれば、延暦貞觀の頃は、殊に甚しく焼しなり、さてその後ニても、すぎ／＼常に煙の立し事、富士山記に、常見煙火とあるにてしらる、都氏は、元慶三年に卒たればなり、然るを古今集、序に、今は富士の山も煙立ずなり、といへるは、延喜の頃には、煙立ざりしなるべし、されど其後、承平七年丁酉十一月某日、甲斐國言、駿河國富士山、神火埋水海、と紀略に見え、長保元年三月七日、召神祇官、并陰陽寮、仰云、駿河國言上解文、云、日者不字御山燒、由何祟者、即ト申云、若怪所、有兵革疾事、歟者、と本朝世記に記し、又長元六年癸酉二月十日、駿河國言上、去年十二月十六日、富士山火起、自嶺至山脚、と紀略にいへり、又天喜の頃の更科の記、永仁のいさよひの記等にも、燃し事見えたりと云り、○雪以滅は、ユキモチケチと訓べし、以をモチと訓例は、上に云り、滅をケチと訓は古言なり、字鏡に、謂火滅、爲燧、火介知乎、佐牟伊勢物語に、ともし氣知とあり、ケチはケシといふに同じ、立をタシ、持をモシ、放をハナシ、地をツシ、歩をカシなど云る如く、古言に、知と志と多く通はし云り、○言不得は、イヒモカネと訓べし、舊本に、イヒカネテと訓るは、同じやうの事ながらわろし、又略解に、イヒモエズとよめるは、非ず、○名不知は、名ナの下、附字落たる、歟、次句にも、名付而有毛とあるを思へし、又此下挽歌にも、言毛不得名付毛不知と見えたり、契沖こゝの心は、言語道斷

心行處滅といふがごとく、かゝるわやしきことは、そのことわりをいふ事もあたはず、何となづくべき名をもしらず、と稱美する詞なりと云り、○靈母は、上に出たり、○座神香聞は、即此山をさしていへり、此山に、ことに神いませども、それを申せるにはあらず、此山に座神は、神名帳に、駿河國富士郡淺間神社、名神大、富士山記に、山有神、名淺間大神など見ゆ、香聞は、歎息辭にて、後世の哉に同じ、○石花海は、契沖仙覺抄に、富士の山の、乾の角に侍る水海なり、凡て富士の山の麓には、山をめぐりて、八の海有となむ申す、石花海と申は、かの八の海の、其一なりと云り、今案、此集に云るは、世に富士蓮肉とて、常のよりはまろにおほきなるを、數珠などにするを出す沼を云る歟、蓮肉と云るは、黃實とぞみゆる、さて今こゝに、その山のつゝめる海ぞといへるは、鳴澤の異名なるべきにや、さらでは、つゝめる海と云詞かなはず、海といひかでは、いと難せば、澤ともいふべからず、さきに、あらし山中に海を成かるとよめるも、池のひろく深きを云るに、准へて知べし、第十四東歌に、さぬらくは玉のをばかりこふらくは、ふじのたかねのなるさはのこと、とよめるこれなりと云り、(已上)按、に、八の海といふことは、おほつかなけれど、もし海八ありしならば、かの鳴澤も、其中の一か、但しかの八の海は、麓の方ニありと見ゆれば、鳴澤は、其とは又別なるにや、高嶺の鳴澤とよみたればなり、されば鳴澤は、上に引たる富士山記に、神池と云る其なるべし、いづれにまれば、石花海は、剡水海と云し



ものなり、その水海も、なほ四方に山のめぐりたれば、鳴澤ならでも、つゝめる海ぞと云むに難なし、三代實錄に、貞觀六年五月廿五日、駿河國富士郡大山、其勢甚熾、燒山、方一二許里、西北有木栖、水海、所燒巖石、流埋海中、同年七月十七日、甲斐國言、駿河國富士大山、忽有暴火、木栖并剗、雨水、水熱如湯、魚鼈皆死、百姓居宅、與海共埋、兩海以東、亦有水海、名曰河口、口當作合、海、火焰赴向河口、海、木栖、剗等、海、未燒埋之前、地大震動云々、七年十二月九日、異火之變、于今未止、遣使者、檢察埋剗海、千許町、日本紀略に、承平七年十一月、甲斐國言、駿河國富士山、神火埋水海、など見えたり、此、承平の火に、水海は絶しにや、石花をせと訓は、和名抄に、兼名苑註云、石花、花或作萃、二三月、皆紫、舒花、附石而生、故以名之、和名勢とあり、是をかりてかけるなり、○堤有海會は、此山のめぐり包める水海ぞ、といふなり、字鏡に、坡、陂、同作、以土、壅水也、豆々牟、と見ゆ、堤といふも、水を包むよしの名ぞ、○不盡河跡は、皇極天皇紀に、東國不盡河邊人、三代實錄に、富士郡蒲原驛、遷立於富士河、東野富士山、記に、有大泉、出自腹下、遂成大河、其流寒暑水旱、無有盈縮、六帖に、不盡河の世に清べくも不所念戀しき人の影し見えぬば、躬恒家集に、逢むとは思ひ渡れど不盡河の遂にすまざば影も見えしを、續古今集に、流れてと思ひしものを不盡河の如何様にしも澄ずなりけむ、など見えたり、跡はとての意なり、○水乃當知鳥、知字、舊本脱たり、十卷に、瀬平、速見、落當知足とあるに依て補べし、鳥字、拾穗本には、焉と作り、焉鳥とも、集

中、ヲと訓、ソと訓べき處に、多く書り、○日本之は、枕詞なり、此は、御國は、天津日の大御神の生ませる、本つ御國なる謂にて、日の本國なる倭といふ義かとも聞ゆれど、しかにはあらじ、こは日本といふ字につきて、いひはじめたる詞ならむ、藤原良經公の、我國は天照神の末なれば日本としも云にぞ有ける、とよみ給ひしごとく、本居氏國號考には、はじめにいへる意にとれり、そは古學者の心にとりては、誰もさもあらせまほしく、思ふ事なれど、古はたゞあるがまゝにて、後世のごと、異國に對へて、皇朝のことに尊きよしを稱いひしやうの趣は、一も見えたることなれば、なほしかにはあらじ、とぞおもはるゝ、さて日本といふは、異國へ示さむために、孝德天皇御代に、新に建賜ひし號なりと、國號考に云るが如し、かくてその日本と云は、かの推古天皇の御世に、日出處、天子、とのたまひ遣はし、と、同じ意ばえなれば、その意を得て、後に日本の字に、比能毛登といふ訓を、設けたるより、それやがて、御國の一名となれるから、あきづしを倭と云る類に、日本之倭といひつゝけたるなり、續後紀十九、興福寺、僧長歌に、日本乃野馬臺能國遠云々、日本之倭之國波云々、と有、○山跡國乃、日本國之にて、天下大八島をいふ、○鎮十方云々、寶十方云々は、此山の靈德を稱へたるなり、鎮は、書紀神功皇后卷に、搗荒魂爲軍、先鋒、請和魂爲王船、鎮、續紀廿五詔に、國乃鎮止方、皇太子乎置定天之心毛安久於多比仁在止、云々、など見えたり、○座神可聞、神字、類聚抄、活字本、拾穗本等には、祇と作







日本能山之四附二成益物乎とある物乎に同じ、この緒を余といふに同じく、よび捨たる詞なりといふは甚あらぬことなり。○歌意は、不盡の嶺が秀て高さに得届かず、貴く恐さに得たな引ず、天雲さへも、かほどまで、恐れ憚る山なるものを、誰かは、此山の高く貴く靈異なるを恐まざらむとのよしなり。○右歌等（長一首、短二首）宮地、春樹翁云、この上下、皆赤人の歌にして、且此歌の調も、赤人の口氣なれば、同人の作なること、疑なかるべし。

（右一首高橋、連蟲麻呂之歌、中出焉、以類載此）

集字、舊本になきは、脱たるなるべし。

山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌一首并短歌

伊豫温泉は、古事記允恭天皇條に、故其輕太子者、流於伊豫湯也、書紀舒明天皇卷に、十一年十二月己巳朔壬午、幸于伊豫湯宮、天武天皇卷に、十三年冬十月、大地震云々、時伊豫温泉沒而不出、和名抄に、伊豫國温泉湯郡、神名帳に、同郡湯神社などあり、今世、道後の湯と云て、名高くめでたき温泉なり、今其地を、一萬村と呼り、伊豫國風土記に、湯郡大穴持命見、悔耻而宿奈毗古那命、欲活而大分速見湯、自下樋持度來、以宿那毗古奈命而浴瀆者、甞間有活起居、然詠曰、眞甞寢哉、踐健跡處、今在湯中石上也、凡湯之貴奇、不神世時耳、於今世染疾痼萬生、爲除病存身要藥也、天皇等、於湯幸行降坐五度也、以大帶日子天皇與大后八坂入姬命二軀爲一度也、以

帶中日子天皇與大后息長帶姬命二軀爲一度也、以上宮聖德皇子爲一度、及侍高麗惠總僧葛城臣等也、于時立湯岡側、碑文記云、法興六年十月歲在丙辰、我法王大王、與惠總法師及葛城臣道遙、夷與村正觀神井、歎世妙驗、欲叙意、聊作碑文一首云々、以岡本天皇并皇后二軀爲一度、以後岡本天皇、近江大津宮、御宇天皇、淨御原宮、御宇天皇三軀爲一度、此謂幸行五度也、とあり、（今温泉傍に御足形の石と云あり、此は踐健跡處、今在湯中石上也、とあればなり、されど其石古のならむことは、おぼつかなし。）○法興の年號の事、余が南京遺響に、委辨へおけり、皇神祖之神乃御言乃敷座、國之盡湯者霜、左波爾雖在、島山之宜國跡、極此疑、伊豫能高嶺乃射狹庭乃崗爾立之、而歌思辭思爲師、三湯之上乃樹村乎見者、臣木毛生繼爾家里、鳴鳥之音毛不更、遐代爾神左備將往、行幸處。

皇神祖之は、スメロキノと訓べし、略解に、カミロキとよめるは、たがへり、既に委云り、○神乃御言乃は、御言は借字にて、神命之なり、遠祖の天皇より、御代々々の天皇の敷座よしなり、既に委云り、○國之盡は、諸國悉皆なり、五卷に、阿乎爾與斯久奴知許等、其等六卷に、許伎多武流浦乃盡、往隱島乃崎々隈毛不置とあり、國といふ國に、悉皆温泉に類ふべきものは、多くあれども、中にもすぐれて、めでたき温泉、といふよしにつゞく意なり、○湯者霜は、四言一句な



り霜の辭は既に云り。○左波爾雖在は、多に雖有なり、本居氏、佐波爾と云言の意は、俗言に、澤山にと云に、正しく當れり、故思ふに、萬葉に、やまさは人と云ことも見え、又俗に、物の甚多きを、山ほど、も、山々とも云、又かの澤山と云俗言など、此彼を合せて思へば、多にと云も、澤より出たる言にやあらむといへり、六卷に、鮫珠左盤爾潛出、又鹽燒等人曾左波爾有、十四に、比登佐波爾麻奈登伊布兒我、十七に、加波々之母佐波爾由氣等毛、古事記神武天皇條、歌に、比登佐波爾伊理袁理登母、景行天皇條、歌に、波祢流多知都豆良佐波麻岐など、猶多し。○島山は、四國を總云り、和名抄に、伊豫國新居郡島山あれど、今はそれにはあらず、伊豫は、四國の惣名にて、四國みな島國なれば、島山とは云るなり、古事記云、生伊豫之二名島、此島者身一而有面四、每面有名云々。○宜國跡は、島山の形狀の足具ひて、宜き國と云なり、跡は、とての意なり。○極此疑疑字、拾穗本、古寫一本等に、疑と作るは誤なり、は、伊豫の高嶺に係る詞なり、極此は、假字にて、疑々しなり、疑は、こゝは借字にて、例の疑の可聞には非ず、歎息きすて、歌ひ絶て、次へつづくる料の辭なり、下に、波之吉可聞皇子之命乃とあると、同格の辭なり、十七、立山賦に、許其志可毛伊波能可牟佐備とも見ゆ。○伊豫乃高嶺は、荒木田氏云、今石鐵山といふと、西村重波云り。○射狹庭乃崗は、神名帳に、伊與國溫泉郡伊佐爾波神社、湯神社あり、其處なり、今伊佐庭といふ岡に、社ありて、伊佐庭神、湯月八幡神と申すを、相祭れりと云り、湯月八幡は湯神社な

るべし、温泉の少し東方にあり、名の由縁は、伊豫風土記に、立湯岡、側碑文處、謂伊社爾波者、當土諸人等、其碑文欲見而、伊社那比來、因謂伊社爾波也、と見えたり。○崗爾立之而、拾穗本には、崗字を岡と作、また之、字なし、は、上宮皇太子の岡に立給ひて、といふなり、立之は、立の伸りたるにて、立給ふといふ意になる言なり。○歌思辭思爲師は、ウタオモヒコトオモハシ、と訓べし、歌を思ひめぐらし賜ひ、辭を思ひめぐらし賜ひし、といふ意なり、思爲師は、思師の伸りたる辭にて、思ひ賜ひし、といふ意になる言なり、さて歌をも辭をも、下の爲師にて、一に帶て、給ひしといふ意に、崇め云るなり、歌と辭を、別て聞べからず、こは契沖が云る如く、風土記に云る、上宮皇太子の湯の碑文を立賜ふとて、文章の様を、案ひめぐらし賜ふを、辭思といひ、歌をもよませ賜ひけむなれば、歌思とは云るなり、發句より、此までは、上宮皇太子の、當昔の有し様を云るなり。○三湯之上乃、三は美稱、真湯と云むがごとし、上は、其邊をいふ、此句より以下は、自今まのあたり、見たる様を云るなり。○樹村乎見者は、木群を今見ればと云なり、(今思ふに、森といふも、もと木群の切りたる詞か、コムノ切モなり、ラトリとは親通へり、鶯の來居て鳴べき森に早なれ、も木群になれの意なり、字鏡に、柯己牟良、和名抄に、纂要云、木枝相交下陰、曰樾、和名古無良、など見ゆ、伊佐庭岡の西麓に、今木下といふ處あり、臣木の下といふ意なるべし。○臣木は、伊豫風土記に、以岡本、天皇并皇后二軀、爲一度、于時於大殿、戸有樾、云臣



木、於其上集鵲云、此米鳥、天皇爲此鳥、繫穗養賜也、云々、一卷軍王見山作歌、の後註の中に、一書云、是時宮前、在二樹木、此二樹、斑鳩、此米、二鳥大集、時勅多掛稻穗而養之、乃作歌云々、其時の臣木なり、臣木は、品物解に委云り、○生繼爾家重は、十九處女慕歌に、黃楊小櫛生更生而云る如く、そのものと木は枯ても、又ひこばえなどの、更に生繼にけりと云なり、○鳴鳥之音毛不更は、當昔の斑鳩と此米とへかけて云るにて、其鳥等の聲も、昔にかはらず鳴よしなり、○神佐備將往は、今より往さき、遠き末の代までも、いよ／＼神々しく、神さび往かむといふなり、神左備の事は、既く云り、○行幸處は、風土記に云るが如く、五度の行幸處なり、今温泉の處より、甘丁計北に、御幸山といふあり、古の温泉宮の趾なるべし、今はその宮の跡には限らず、ひろく行幸せし地を云るなり、○歌意は、海内大八島の内、國といふ國悉皆に、温泉に類ふべき湯は、多くあれども、中にも類なく、すぐれてめでたき温泉の出るうへ、島山の形状の具、足以て、宜しくおむかしき國とて、上宮皇太子の、伊豫國におはしまして、その温泉の邊の、射狹庭の崗に立賜ひて、歌を思ひめぐらしたまひ、文章を思ひめぐらし賜ひしといふ、當昔を慕ひて、此に來て見れば、その温泉の邊に、群だちたる木群の中に、いにしへ岡本、天皇の行幸て、御覽せし時に、斑鳩と此米と、來集しといふ、臣木も、ひこばえなどの、更に生繼て、なほかの二鳥の聲も、當時にかはらず來鳴て、いと／＼むかしのおもほゆるよ、今より行さき、とほき末の代

までもいよ／＼神々しく、神さびゆくべき、行幸の跡處ぞとなり、

反歌。

百式紀乃大宮人之飽田津爾船乘將爲年之不知久。

飽田津は、吾黨大久保秀浪、さきに彼地に至りて、ところのさまをよく見て、土人にくはしく尋ねしに、温泉郡一萬村の西、今道一餘里に、杉繩手とて、小山の間に、十町ばかりの地あり、その甘町ばかり西に去て、南方に、武田津、中間に、秋田津、北方に、成田津とて、古の三の津の跡ありて、今は潮退て、田地となれるを、古三津と今に呼なせり、その十四五町西に去て、新三津と呼あり、これ今の舟津なり、古の飽田津は、この古三津の地なり、と云傳たりと云り、○船乘將爲(乘)字、舊本垂に誤、今は類聚抄、拾穂本、異本等に從は、フナノリシケムと訓べし、(二)卷に、嗚呼兒乃浦爾船乘爲良武、七卷に、何處可舟乘爲家牟、十七に、多奈波多之船乘須良之などあるは、フネノラスラム、フネノラシケム、フネノラスラシ、とよむべくも思へば、こゝもフネノラシケムとよむべくおもへど、一卷に、飽田津爾船乘世武登、七卷に、船乘爾乘西意などありて、フナノリて、ふ熟語のあれば、なほこゝも、然訓べきなり、さて船乘は、多く發船する事にいへば、こゝも飽田津より、發船せし時をいへるなり、○年之不知久は、甚舊しきほどなれば、年歴の數の、知れぬ事となり、○歌意は、古天皇等の行幸し時、從駕の大宮人の、飽田津より發船しけ



む、その年歴の数の、かぞへられず、いと舊しき代々を経ぬる事となり、

登神岳。山部宿禰赤人作歌一首并短歌。

登神岳云々、按に、此卷の前後の例によるに、山部云々の六字、登の上にあるべし、神岳は、既く出づ、

三諸乃神名備山爾。五百枝刺繁生有都賀乃樹乃彌繼嗣爾。玉葛絶事無在管裳。不止將通。明日香能舊京師者。山高三。河登保志呂之。春日者。山四見容之。秋夜者。河四清之。巨雲二。多頭羽亂。夕霧丹。河津者。驟。每見。哭耳所泣。古思者。

神名備山は、即神岳なり、○繁生有は、六卷に、水枝指四時爾生有刀我乃樹能彌繼嗣爾、四卷に、四時二生有、催馬樂に、美乃也萬爾之々爾於比太留太萬加之波などあり、發句より此までは、目にふるゝ所の物をもて、都賀乃樹をいひおこさむための序とせるなり、○都賀乃樹乃は、枕詞なり、既く一卷に出づ、○玉葛、これも枕詞なり、六卷にも玉葛絶事無萬代爾如是霜願跡とあり、此は、葛は長く蔓ひろがりて絶しなきものなれば、かくはつゞけたるなり、○在管裳は、在々々もの意なり、在の事は、既く云り、○不止將通は、ヤマゾカヨハムと訓べし、略解などには、ツネニカヨハムとよめるは、わろし、既く云り、○舊京師は、明日香、淨御原宮を云るなり、淨

御原宮は神岳に近きあたりなり、今は奈良へ都を遷されしなれば、舊京師となれるなり、○山高三は、山高うといはむが如し、常に山が高さにと意得るとは、たがへり、既く例を引て、首卷に委辨り、○河登保志呂之は、河の清淨なるを云、本居氏とはしるは、さやかなるをいふ、物語書に御火しろくたけ、續世繼に、その大納言の御車のもむこそ、さららかに、とはしるく侍りけむとありと云り、荒木田氏とは、達の意なり、白きは、あさやかなるを云ば、さやけしと云に同じ、といへり、十七にも山高美河登保之呂思と見ゆ、長明無名抄、俊惠定歌體事を云る處に、すがたうるはしく、さよげにいひくだして、たけたかく、とはしるきなり云々、これははじめの歌のやうに、かぎりなく、とはしるくなどはあらねど、いうにたをやかなり云々、はじめの歌は、すがたきよげに、とはしるければ云々、など見えたり、○山四見容之は、四は、その一すぢなるを、思はせたる助辭、見容之は、借字、見之欲なり、後に、見まほしといふに同じ、花などのさける、山のけしきのおもしろくて、常に見まほしく思ふよしなり、此下に、儻立乃見杲石山跡、六卷に、山見者山裳見貌石、十一に見我欲君我、十七に、夜麻可良夜見我保之加良武、十八に、奈保之見我保之、又伊夜見我保之久、十九に見我保之御面、古事記仁德天皇、大后御歌に、和賀美賀本斯久邇波、順宗天皇紀、歌に、野麻登陸彌瀨我保指母能波などあり、○河四清之は、四は、上の如し、河瀬の清くて、月のうつれるけしきなど、見るにわかぬよしなり、春秋につけ



て見處あるを、ほめたるなり。○多頭羽亂は、鶴者亂なり。亂は、騷といふに全同。二卷に、小竹葉者三山毛清爾亂友とあるも、さわぐことなり。○河津者騷は、蝦者騷なり。騷は、聲のさわさわと、さわがしく鳴ことなり。字鏡に、鶯衆口也。佐和久と見ゆ。春の朝雲居に鶴の飛翔り、秋の夕川瀬に蝦の鳴す。だく形を云て、春秋朝夕の景色を云わらはせり。○哭耳所泣は、音にのみ泣る、といふ意なり。十五に、欲流波須我良爾福能未之奈加由と見ゆ。共に之は、その一すぢなるを、思はせたる助辭なり。○古思者は、古昔を懐ふが故にの意なり。淨御原宮の全盛なりし當昔をおもふが故に、音にのみ泣る、といふ意なり。九卷處女墓長歌に、見者悲裳古思者二卷に、阿騎乃野爾云々古念爾など有。○歌意は、淨御原宮の舊都は、神岳の山高く、明日香河の河瀬さやかにして、春日は花をめで、秋夜は月をおもしろみなどして、見るにゆくやなく、しかのみにあらず、春の朝は、雲居に鶴の飛翔り、秋の夕は、川瀬に蝦の鳴す。だく風景など、春秋朝暮に隨て、つねにかよひて、見まくのほしきところなれば、そこを慕ひて見に來しを、其地のけしきのいと、物おはれなるにつけても、中々に見聞もの毎になぐさむ心は、なくして、淨御原宮の全盛なりし當昔の事の、ひとへに慕はれて、音にのみ泣るゝとなり。

反歌

明日香河川余藤不去立霧乃念應過孤悲爾不有國

立霧乃といふ迄は、過を云む料の序なり。○念應過は、念を遣失ふべきとなり。○孤悲爾不有國は、戀にてあらぬことなるものを、といふなり。孤悲は、古を慕ひ念ふ情の戀なり。○歌意は、大かたに、古を慕ふこと、るならば、見もの聞ものにつけて、物念を遣失ひて、なぐさむべきを、しか物おもひを、やり失ふべき、一わたりの戀にては、あらぬことなるものを、いかにしてましとなり。

門部王在難波見漁火燭光作歌一首

門部王は、上に出づ。類聚抄に、一首の下、後賜姓大原真人氏の八字あり。古寫一本には、姓、字无、氏の下に也、字あり。

見渡者明石之浦爾燒火乃保爾曾出流妹爾戀久

燒火乃は、トモスヒノと訓べし。十五十八に、等毛之備、字鏡に、炬苜、止毛志火とあり。さて、此句まで、保をいはむために、目に觸る所の物をもて、序とし給へるなり。○保爾曾出流は、裏べる思の堪かねて、それと表れ出ぬるといふなり。凡て保は、秀にて、いちしろくあらはるゝをいふ。本草の穂も、それなり。○妹爾戀久は、妹を戀しく思ふ事、といふ意なり。○歌意は、人目をつゝむに堪かねて、妹を戀しく念ふ心の、それと人の知ままでに、色にあらはれけるとなり。或娘子等以裏乾鮫贈通觀僧戲請咒願之時通觀作歌一首



娘、字古寫一本、妹と作るは誤なり、○通觀は、傳知ず、○咒字、拾穗本に哭と作るは誤なり、○此題詞、舊本には、或娘子等、賜裏乾餼、戲請通觀僧之咒願時、云々とあり、今は目錄に従つ、意は、或若き娘、子ども、の乾餼を裏て、通願僧に贈り、咒願の力にて、是をいのり生し給へといひて、僧の戒を破らむとの戲なり、

海若之奧爾持行而雖放宇禮牟曾此之將死還生

海若之は、海之といふが如し、和多都美とは、海神を申す稱なる由は、既く云り、こゝはや、轉りて、たゞ海をいへるなり、海若の字は、楚辭に、使湘靈鼓瑟、令海若舞馮夷、註に海若、海神名也と見ゆ、○宇禮牟曾は、本居氏云、十一に、平山の子松が末の有廉叙波わが思妹にあはずやみなめ、と云る有廉叙に同じく、いかむぞの意なり、○將死還生は、ヨミガヘリナムと訓べし、と本居氏云り、ヨミガヘルは、黄泉還にて、死者の生還るをいふ詞なり、字鏡に、穰蘇、姓字同、更生也、與彌還とあり、○歌意は、たとひ海に持行て放つとも、いかでか、これが生かへるべき、わが咒願の及ぶべき所にあらず、と女の戲に、とりあはずいへるにて、色々すかしのたまふとも、出離の心をば、ふたゞびおもひかへさしを、といふ意を含めたるなり、

萬葉集古義三卷之上終

萬葉集古義三卷之中

太宰少貳小野老朝臣歌一首

太宰は、太宰府なり、和名抄に、職員令云、太宰府於保美古止毛知乃司とあり、職員令に、太宰府帶筑前國主神一人、掌諸祭祠事、帥一人、掌祠社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農桑、糾察所部、貢舉孝義、田宅良賤、訴訟租調、倉廩徭役、兵士器仗、鼓吹郵驛、傳馬烽候、城牧過所、公私馬牛、關遺雜物、及寺僧尼名籍、蕃客歸化、饗饗事、大貳一人、掌同帥、少貳二人、掌同大貳、云々と見ゆ、書紀推古天皇十七年夏四月丁酉朔庚子、筑紫太宰奏上言云々とある、これ太宰府のものに見えたるは、じめなり、職原抄に、太宰府、聖武天皇、天平十五年、始置筑紫鎮西府、先是有太宰府、號云々、凡當府都管九國二島、別帶筑前也とあり、天平十五年に、始めて鎮西府を置れたることは、續紀に委しく見えたり、先是、太宰府の號ある由いへるは、右に引る推古天皇紀に出たるをいへるなり、文德天皇實錄四卷、仁壽二年二月の處に、夫太宰府者、西極之大壤、中國之領袖也、東以長門爲關、西以新羅爲拒、加以九國二島、郡縣關遠、自古于今、以爲重鎮、云々と見えたり、○少貳はス



ナキスケと訓べし、和名抄に、次官本朝職員令、二方品員等所載云々、太宰府曰、貳云々、已上皆須介とあり、○小野老朝臣は、續紀に、元正天皇養老三年正月壬寅、授正六位下小野朝臣老從五位下、四年十月戊子、爲右少辨、聖武天皇天平元年三月甲午、從五位上、三年正月丙子、正五位下、五年三月辛亥、正五位上、六年正月己卯、從四位下、九年六月甲寅、太宰大貳、從四位下小野朝臣老卒と見えたり、

青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薰如今盛有

寧樂乃京師者樂字活字本に禁と作るは誤なり、乃字拾穂本にはなし、○歌意かくれたるところなし、元明天皇の奈良に京都を遷されしより、聖武天皇の御時に至りて、彌益隆盛なりしを讚美たるなり、

防人司佑大伴四繩歌二首

防人司佑字舊本祐に誤、古寫本異本等に從類聚抄には佐と作り、はサキモリノツカサノマツリゴト人と訓べし、職員令に、太宰府(帶筑前國)云々防人正一人、掌防人名帳、戎具、教閱、及食料、田事、佑一人、掌同正とあり、和名抄に、判官本朝職員令二方品員等所載云々、司曰、佑云々、皆萬豆利古止比止と見えたり、○大伴四繩字、目錄古寫本類聚抄拾穂本等には綱と作り、は、傳未詳ならず、古今六帖に、大伴のよつなと載たれば、四綱とある方正しかるべし、契沖云、

大伴の下に宿禰の字のおちたるなるべし、家持の歌など、末に至りて、つゞきて多き所には、大伴家持とのみもあれど、さらでは皆姓をそへてかけり、

安見知之吾王乃敷座在國中者京師所念

國中者は、いかにぞやおもはるゝにつきて、略解に、舊本に依てクニノナカニハと訓るは、天皇の敷座國の境内には、と云意と心得しにや、もしさらばクニノウチニハとこそいふべけれ、されどしか訓むも穩ならず、熟思ふに、者は在字の寫誤なるべし、者と在と草書いと能似たり、さらばクニノナカナルと訓べし、然するときは、國中は國の中央といふことになりて、大祓祠に、四方之國中登とあるに、全同じこゝろばえなり、○京師所念は、ミヤコシオモホユと訓る宜し、略解に、ミヤコオモホユと訓たるは、わろし、シと訓べき字はなけれども、之の助辭は、字の後によみ付る例多し、凡てこれらの助辭はあるも无も同じこと、誰もおもふことなるべけれど、助辭は語の勢を助るものなれば、あるべき所には必なくて、叶はず、こゝなどは、必シの助辭なくてはつたなし、すべて之の助辭は、その一すぢをおもくおもはする處におく辭なり、三卷に、日本師所念、七卷に、奈伎左思所念、又日本之所念、八卷に、尾花之所念、又繁之所念、又平城京師所念、可聞などあるを、照考べし、○歌意は、旅にありて、種々に物おもひのせらるゝ事のおほき中に、國の中央なる京師の、一すぢに戀しくおもはるゝとなり、



藤浪之花者盛爾成來平城京乎御念八君

浪字類聚抄には波と作り、○御念八君は、慕ひおほしめすや君よと云るなり、君は旅人、卿を指り、六卷太宰、少貳石川、朝臣、足人、歌に、刺竹之大宮人、乃家跡住佐保能山乎者思哉、毛君とあるも、帥旅人、卿をさせり、今と似たり、○歌意かくれたるところなし、

帥大伴卿歌五首

帥大伴卿は、旅人、卿なり、帥はカミと訓べし、和名抄に、長官、本朝職員令二方品員所載云々、太宰府曰帥、已上皆加美、職員令に、太宰府、帶筑前國云々、帥一人云々、(上に委く引り)と見えたり、太宰府の管領職なり、帥はカミとのみいひしを、中ごろよりこなたのものには、字音にてソチといへり、蚌の音なり一八をイチハチといふが如し、さて字彙に、毛氏曰、凡稱主兵者、爲將帥、則去聲、言領兵帥、帥、則入聲、故經典釋文、將帥、字皆去聲、帥、字皆不音、と見えて、將帥のときは去聲、山類切音スイ、帥師のときは入聲、山律切音ソツなり、されば、スイと唱ふべきを、ソチと唱來れるは、所以あることにこそ、さて旅人、卿の太宰、帥に任られ給ひしは、神龜三年の間なるべし、その後五年を歴て、天平二年に京に上り給ひしなり、其事は十七卷、初に、天平二年庚午冬十一月、太宰、帥大伴、卿被任大納言(兼帥如故)上京之時云々と見えたり、すべて此、卿の帥に任られ給ふ事、紀文に見えざるは、漏たるなり、

吾盛復將變若八方殆寧樂京師乎不見歟將成

復將變若八方は、マタヲチメヤモと訓べし、又二たび、若く盛なる時に變らめやはといふ意なり、若字は、荒木田氏の考に依て補つ、其説云、本居氏の説に、將變の二字を乎知とよむべしといはれしは、古言に達れる考なりけり、その説につきて熟考るに、集中變若と書る文字は、みな乎知とよむべきなり、故、今も變若とあるべきを、若の字を脱せる事のしるければ、補つと云り、猶槻落葉別記に、委論へり、さて遠知といふ言は、四卷、五卷、六卷、十一、十七、二十の卷々にも見えて、若變とも遠知とも越知とも乎知とも書り、十三には、越水といふこともあり、なほ本居氏、玉勝間八卷に云るをも、合見て考べし、事長ければ、今は略きて引つるなり、八方は、也は、後世の也波の意、方は、歎息、辭なり、○殆は、ホトトと訓べし、古事記傳云、富登富登といふ言の意は、邊々にて、其近き邊まで至る意なりと云り、こゝは平城京を得見ずに成なむに、殆からむかといふ意なり、七卷に、煥木伐殆之國、手斧所取、奴八卷に、不令見殆、令散都、類香聞、十卷に、霍公鳥保等、穗跡、妹爾不相來、爾來里、後撰集、題詞に、人の許より、久しう心ちわづらひて、ほとと死ぬべくなむ有つると云て、侍ければ、拾遺集に、歎こる人いる山の斧の柄の保等保等しくもなりにける哉、かけろふの日記に、我ならぬ人は、ほとと泣ぬべく思ひたり、源氏物語に、翁もほとと舞出ぬべきなどあり、○歌意は、吾齡の若く盛なる時に、また二



たび變るべしやは、又も若きにかへるまじければ、太宰府に老果て、平城京を得見ずに成なむに殆からむかとおもふが口をしき事となり。

吾命毛常有奴可昔見之象小河乎行見爲。

常有奴可は、常にかはらずもがな、あれかしといふ意なり、集中に、あれかしと願ふ意を、有奴可、ふれかしとねがふ意を、零奴可、鳴かしとねがふ意を、鳴奴可、など云ること甚多し、四卷に、久堅乃雨毛落糠十八に、保等登藝須伊麻毛奈加奴香六卷に、多吉能床磐乃常有沼鴨などある類なり、なほ本居氏詞玉緒に、例どもを載られたり、さて有奴可は、有かしの意なるに准へて意得るときは、其餘も、皆おほくたがふふしはなければ、總て世の學者等、おほかたの心は、思誤つことはなけれども、其詞の本意を、わきまへ知たる人、今までなし、契沖が常にあらぬかは、常にあらぬ物か、常あれかしとねがふ意なりと云ふは、元來有奴を、不有と見たるよりの説にて、ひがことなり、又久老が可を願の哉として、後、世某もがな、といふにおなじ義と聞たるも、たがへり、又本居氏玉勝間に、此集七卷に、青角髮依網原人相鴨、石走淡海縣物語、十卷に、霞立春永日戀暮夜深去妹相鴨、同卷に、五月山宇能花月夜霍公鳥雖聞不飽又鳴鴨、十一に、我勢古波幸座、遍來我告來人來鴨、同卷に、日低人可知今日如千歲有與鴨、同卷に、如是爲乍吾待印有鳴世人皆乃常不在國、又同卷に、敷細枕動而宿不所寢物念此夕急明鳴などあ

る、件の歌どもは、九卷に、雲隱鴈鳴時秋山黃葉片待時者雖過と有に同じく、みな不字を省きて書るものなり、と云るも甚誤なり、此もなほ有奴可、鳴奴可などいふ奴を、不の意に見たるより、不字を省きて書るものとおもへるなり、よく思ひ見よ、不字は有と無と、其意反なれば、不字のあるべき處を、省きて書べき理のあるべきかは、すべて那爾奴禰の辭は、字の後に訓付る事多ければ、此等も奴の言にあたる字はなくても、然訓るゝ事なれば、もとより省きたるにはあるざるを知べし、九卷に、時者雖過とあるは、不字の脱たるものにて、其は右の例どもとは違へり、抑この奴は、名告佐禰などいふ、禰の言を轉し云るにて、希望辭なり、かれば奴といふも、禰といふも、意は全同じ、禰の言の例は、上に委云り、されば有奴可は、有禰とねがふ言なるを、下の可に連く故に、第四位の言を、第三位の言に轉しいへるものぞ、可は哉にて、歎辭なり、猶その例をいは、有許勢奴可毛、繼許勢奴可聞などあるも、有許勢禰繼許勢禰とねがふ意なるを、可毛へ連く故、禰を奴に轉しいへるを併考へて知べし、○象小河乎、象字、活字本に家と作るは誤なり、此河を賞伶せられし歌は、上にも見えたり、○歌意は他の望ありて、壽の長からむことをねがふにあらざ、その昔見し、吉野の象の小河の佳景を、行て見むが爲に、吾命の常にかはらずもがな、あれかしとおもふとなり、

淺茅原曲曲二物念者故郷之所念可聞。



淺茅原は、曲の枕詞なり、遲波良と、都婆良と、音の似通ひたれば、茅原曲と疊云たるなり、都賀乃木之嗣繼などいふ如し、○曲曲二は、十八に、可治能於登乃都婆良都婆良爾と見ゆ、なほ曲と云事は、一卷に、委曲毛見管行武雄、九卷に、委曲爾示賜者十九に、都婆良可爾今日者久良佐彌などあり、都麻呂良加と同言なり、舒明天皇紀に、曲擧と見えたり、さてかく同じ言を重ねて云るは、その曲なる事の甚しきを云るにて、集中に、由久良由久良爾と云る類なり、かくてこゝは、その物思ふことの多くて、落る處なく、委曲にしげきよしなり、○故郷之は、フリニシサトシと訓べし、之は助辭にて、その一すぢをおもくおもはするがためなり、(略解に、之をノと訓るは、いみじくわろし)○歌意は、旅にありて、物思ふことの多く、落る事なく、委曲にしげき中にも、故郷の一すぢに、戀しく思はるゝ哉となり、荒木田氏云、高市郡のつき阪は、もと大伴氏の家地にて、藤原明日香に近ければ、殊さら舊都をしぬひ給へるにや、卷六にこの卿の歌に、須叟も行て見まし、か神南備の淵は、淺而瀬にか成らむ、とも見えたり、

萱草。吾紐一付。香具山乃。故去之里乎。不忘之爲。

萱草のことは、品物解に委云り、○吾紐二付は、萱草を紐に著れば、憂思を忘失ふといふ諺のある故に、しか爲るなり、四卷に、萱草吾下紐爾著有跡鬼乃志許草事二思安利家理、十二に、萱草吾紐爾著時常無念度者生跡文奈思などあり、(からくに陸士衡詩に、焉得忘歸草言樹背與

襟とあるは、毛詩に、焉得諶草言樹之背といへるを思ひて作れるなり、諶草は即萱草なりといへり、さてこの萱草を、忘歸草といひなせりと見ゆ、かくて背は北堂を云、襟は南庭を云と云、或は背を背上とし、襟を胸前とする説もありとぞ、瓊邪代醉編四十に見えたり、かゝれば萱草を紐に著るといへるは、もと樹襟を胸前とする説を、思ひてよめるが如し、○不忘之爲は、忘れむとすれども、得わすれぬ故に、いかで忘れむと思ふが爲となり、○歌意は、故郷を戀しく思ふ心を、いかで忘れなむとおもへども、得忘れぬが故に、もしや萱草を帯たらば、忘るゝ事もあらむかとして、わすれ草をとりて、吾衣紐に結著となり、

吾行者。久者不有。夢乃和太。淵者不成。而淵有毛。

吾行者は、吾旅行はといふなり、既く出、○夢乃和太は、七卷に、夢乃和太事西有來、窮毛見而來物乎、念四念者、懷風藻に、吉田連宜、從駕吉野宮詩に、夢淵と見ゆ、大和志に、夢、回淵、在吉野郡御料莊新住村、俗呼梅、回淵中奇石多と見えたり、和太のことは、既く一卷に云り、(夢の浮橋といふも、この夢の和太に渡せる浮橋なり、と玉勝間に云り)、○淵有毛は、毛は乞字の誤なるべし、と大神景井云り、是然るべし、フチニアリ、コソと訓べし、○歌意は、われ旅に行て、太宰府にあらむほどは、いと久しき間には、あらじやがて歸りて見にゆくべければ、それを待得るまでは、淺びて淵とならで、昔見しまゝの淵にてあれよとなり、



沙彌滿誓詠綿歌一首

沙彌滿誓は續紀に養老七年二月丁酉勅僧滿誓(俗名從四位上笠朝臣麻呂)於筑紫令造觀世音寺と見ゆ滿誓いまだ俗なりし時の昇進は同紀に慶雲元年春正月丁亥朔癸巳正六位下笠朝臣麻呂授從五位下三年秋七月辛酉以從五位下笠朝臣麻呂爲美濃守和銅元年三月丙午從五位上笠朝臣麻呂爲美濃守(未審)二年九月己卯遣云々賜云々美濃守從五位上笠朝臣麻呂當國田各一十町穀二百斛衣一襲美其政蹟也四年四月丙子朔壬午授正五位上七年閏二月朔賜美濃守從四位下笠朝臣麻呂封七十戶田六町以通吉蘇路也靈龜元年六月甲子美濃守從四位下笠朝臣麻呂爲兼尾張守養老元年十一月丁酉朔癸丑授美濃守從四位下笠朝臣麻呂從四位上三年七月庚子始置按察使令美濃守笠朝臣麻呂管尾張參河信濃三國四年冬十月戊子從四位上笠朝臣麻呂爲右大辨五年五月戊午右大辨從四位上笠朝臣麻呂請奉爲太上天皇出家入道勅許之○首字舊本前に誤古寫一本古寫小本拾穗本等に從

白縫筑紫乃綿者身著而末者伎禰村暖所見

白縫は枕詞なりシラヌヒと四言に訓べし此枕詞何處に出たるにも乃字などを添て書されば舊本をはじめシラヌヒノの言をそへて訓は誤なり五卷に斯良農比筑紫國廿卷に之良奴日筑紫國とありこのつゞけの意未詳には思得ず此を書紀景行天皇卷又肥後國

風土記に肥國といふことの起を云るところに其主を知ぬ怪しき火の下れる地なる故に火國と號しよし見えたれ○不知火の意とおもふはさることなれどさらば不知火の光とか燎とか何ぞさるべき辭なくては足はぬことなり又肥國の號は八代郡肥伊郷より起れることなるにすべて筑紫の枕詞とはすべからず故強て考るに白とは御火白く燒などいふ白にてその明く灼き意なり縫は借字野火にて春野を燒野火なりさて火には著といふ縁語あれば伊勢物語に火著むとすれはとあり野火の著といふ意に筑の言にいひかけたるか又神代に筑紫國を白日別といひしによれば斯良奴比は即筑紫の古名にて其を白日別とも白瓊日別とも語傳へつらむかさらばやがて白瓊日筑紫といひつゞけたるならむ猶考べし○筑紫乃綿は續紀に神護景雲三年三月乙未始每年運太宰府綿二十萬屯輸京庫延喜雜式に凡太宰府貢綿穀船者擇買勝載二百五十石以上三百石以下不著拖進上便即令習用拖其用度充正稅江次第十二月補次侍從次第に上古以預節會爲大望多依給祿綿也伴綿本太宰府所進也而近代帥大貳申色代三百兩代絹一疋仍无望預節會人など見ゆ○末者伎禰村伎字拾穗本には妓と作り者の辭味ふべし末著はせねどもといふ意なり○暖所見は本居氏アタケクミユと訓べしあきらかさやかのかゆたかなどの類古言にはあきらけしさやけしのどけしゆたけしと云てあきらかさやかのかゆたかなどは云ぬ格な



る故に、アタカカニとは訓まじきなりと云り、字鏡に、燭燭同燭也、阿太々介志と見えたり、○歌意は、筑紫の綿を親く身に著て、未著はせねども、その積おきたるを見てさへ、はや暖かけに見ゆるを、衣になして身に著たらば、いかばかりあたかならむとおもはるよしなり、

山上臣憶良 罷宴歌一首

臣字類聚抄拾穂本等には、憶良の下にあり、  
憶良等者、今者將罷子將哭其彼母毛吾乎將待曾。

憶良等者、今者將罷子將哭其彼母毛吾乎將待曾。○今者將罷は、俗に今は最早退らむといふ意なり、者の辭味ふべし、他人はとまれ、吾者といふ意なり、○今者將罷は、俗に今は最早退らむといふ意なり、者の辭力あり、○其彼母毛は、荒木田氏、ソモツノハ、モと訓て、その子も其母もといふを、上に子なくらむとあれば、今は子の言を省けりと云り、(舊本の訓は誤れり)又類聚抄には、彼字を子と作り、此に依ば、ソノコノハ、モと訓べし、(袋冊子に、此歌を引るにも、その子のは、もとあり)○吾乎將待曾は、十八に、奴波多麻能夜和多流都奇乎伊久欲布等余美都追伊毛波和禮麻都良牟會とあり、○歌意は、宴席に久しく時をうつして居たれば、子も吾を待戀て哭らむ、その母も吾を待戀らむ、他人はとまれ、憶良はあくまで長居したれば、今は退らむぞとなり、

太宰帥大伴 卿 讚酒歌十三首

契沖云、此卿酒をこのまればけることは、此十三首の歌をもて知べし、又第四卷に、丹生女王、すなはちこの卿の帥なりける時、おくり給ふ歌に、古人乃令食有吉備能酒病者爲便無貫贖、牟云々、かくれなき上戸と見えたり、

驗無物乎不念者一坏乃濁酒乎可飲有良師

驗無は、契沖、さまぐの、ことをおもひても、かひなきをいふ、たとへば千金を得ばやと、あけくれおもへども、つひに一錢の用なきがことしと云り、書紀に、益字をシルシと訓り、よくあたれり、○物乎不念者は、物を思はむよりはの意なり、既く云り、○一坏乃は、(坏字、酒器の義は字書に見えず、杯の木偏を土に代たるものなり、銚を梓と作る類なり)ヒトツキノと訓べし、(荒木田氏は、坏をスキとよめり、其説に、四時祭式に、等呂須伎と見えたり、古くはスキといひしと見えたりと云り、今按、に、大嘗祭式に、多加須伎、比良須伎など云も見え、且都と須とは、古言に通、云ふ例にて、集中に、打日刺てふ枕詞を、打久津ともかき、又次をスキとも、ツキとも云る例あれば、しかよをむこともとより難なきに似たれども、集中に酒杯を、五卷に、佐加豆伎と書て、ツキといふことのいと古ければ、猶もとのまゝにツキとよまむをよろしき)○濁酒乎、四時祭式に、清酒五升、濁酒六斗五升と見ゆ、○可飲有良師は、ノムベクアラシと訓べし、



有良師は、あるらしと云が如し、○歌意は、わづかの酒にてさへ、憂を忘るれば、益無き物思ひをせむよりは、たゞ一杯の濁酒を飲て、憂忘るべく有らしとなり、數杯清酒を飲ば、甚酔ていよいよたのしかるべきなれど、たゞ一杯の濁酒にてさへ、物思はるゝけ失ふ物ぞと、酒の效あることを、いたく讚たるなり、

酒名乎。聖跡負師。古昔大聖之言乃宜左。

聖跡負師は、魏書に、太祖禁酒、而人竊飲、故難言酒、以白酒爲賢者、以清酒爲聖人、とあるによれり、廿卷に、由伎登利於保世とあれば、負は於保世の假字なり、○大聖之、こは誰にてもあれ、はしめて酒を聖と名づけし人を稱て云り、○言乃宜左は、言のふさはしく、相應て宜さといふなり、左は廣左、深左などいふ左なり、○歌意は、酒をいたくめで貴みて、清酒に聖人といふ名を負せたるは、これつね人にあらず、大聖なり、その聖といふ名を負せし、いにしへの大聖の言の、相應て宜しさ、たとへむかたなしとなり、

古之七賢人等毛欲爲物者。酒西有良師。

七賢は、嵇康阮籍山濤劉伶阮咸向秀王戎などいひし徒なり、爲竹林之遊世、所謂竹林七賢也、と晋書列傳に見ゆ、さて七賢は、ナ、ノ、サ、カ、シ、キ、と訓べきなり、或人ナ、ノ、と訓ことを難て云く、ナ、ツ、ノ、云々といはではあたらざ、たとへば一箇の山二箇の岡など云如く、之の言の

間にあるときは、必都の助辭をおく例なりと云り、これ偏説なり、十六に、一二之目耳不有云云、これもヒトフタノと訓てヒトツフタツノとは訓べからず、同卷に、九兒等哉とも見え、祝詞に、百官人などある、これ都をいはざる例なり、後の歌に、近江の七社を、七の社といひて、七の社とはいはず、これも後ながら、都をいはざる一の證なり、又八十之健男、八十之乎等女、八十之心などいふときも、八十のとはいはぬ例なり、これら之の言を間におきて、都の助辭なき例なるをおもふべし、サカシキてふ言の例は、古事記八千矛神の御歌に、佐加志賣遠阿理登岐加志氏、書紀仁德天皇卷に、賢遺此云左柯之能、昔里神武天皇卷に、明達崇神天皇卷に、叡智欽明天皇卷に、君子皇極天皇卷に、哲主肥前風土記に、此婦如此、實賢女、故以賢女欲爲國名、因曰賢女郡、今謂佐喜郡訛也、書紀竟宴歌に、以末乃散加之支見世爾安布加那字鏡に、點慧了也、又慧也、佐加志、土佐日記に、こと人々のも有けれど、佐可之伎もなかるべし、古今集序に、佐可之於呂可なりとしろしめしむ、榮花物語に、御心のひがませ給へれば、物のあはれ有さまを、知せ給はぬと、佐可之字を聞えさせける、又集中にも、他の古書にも、さかきを賢木と多く書り、サカシキは、古今集序に、於呂可と對へ云ること、愚癡なる反にて、智深く賢きをいふ言なり、常にはさかしらだちて、悪き方にも多く云めれど、そは一轉したるにて、これらは然にあらず、しかるを今までの人、この賢をカシコキとよみたれどもカシコキ



てふ言は、恐懼の字意にて、かしこき人などいふは、至尊イソクノミくして、恐懼カシコき人をのみ云言なりしを、や、後に轉じて、智深く賢サカレき者をば、人の恐懼カシコむより、かしこきと云ことにはなりたれど、いと古は、賢サカレきをカシコキと云ること、一もなくして、この差別いと分明ワカしかりしを、今まで古學の徒も、さかしきと、かしこきとをもとより一辭のごと相混へて、この明辨せし人こそ、一人も無りけれ、伊勢物語に、昔年頃おとづれざりける女、心かしこくやあらざりけむとあれば、彼頃よりや、賢サカレをかしこくといひ初けむ、○人等毛は、ヒトタチモと訓べし、これをヒト・モモとよめるは、わろし、其故は、凡て某多知といふは、尊む言にて、神多知カミタチ皇子多知ミコタチなどいふ例なればなり、此歌も、此卿の、かの七賢といひし徒等シラを、崇め賞たまへる趣なればぞかし、○欲爲物者は、ホリセシモノハと訓べし、略解に、ホリスルモノハとよみたるは、過去のことをいふ言にならざれば、ひがことなり、○酒西有良師は、サケニシアラシと訓べし、酒には、酒にてといふが如し、西の之は、その一すぢをつよくおもはする助辭なり、有之は上の如し、○歌意は、いにしへ竹林の七賢ときこえし、名たゝるすぐれ人たちも、賞て、一すぢに欲せし物は、酒にて有らしとなり、

賢跡サカシト。物言モノコト從者ヨロシ。酒飲サケノミ而醉サカレ哭ナク爲師カシコシ益有良之トクニヤラシ。

賢跡サカシトは、サカシミトと訓べし、カシコシトと訓るは、いみじきひがことなり、上に辨ワカ云ハり、さか

しうといはむがごとし、跡は例の語の勢をそへたる助辭の跡にて、あるもなきも、歌の意は同じ事なり、賢人ふりて、物知がほに、こちたぐいひは、昔より人の惡み厭ふものなり、戸令義解に、惡疾癩狂アクヤクレンキヤウ、謂云々、狂者或妄觸欲走キヤウシャウオウマウカク、或自高賢オノミタカサカレ、稱聖神者也ホトケノカミノミヤコトナリ、二支瘻、兩目盲ニシイロ、ニメノメクラシ、如此之類皆爲篤疾コトコトノミヤコトナリ、○物言從者は、モノイハムヨハと訓べし、モノイフヨリハと訓るは、わろし、○醉哭サカレナク爲師カシコシは、續後紀十三に、出雲權守正四位下文室朝臣秋津卒云々、但在飲酒席似非タテマシ丈夫、每至酒三四杯、必有醉泣之癖故也、榮花物語に、おとゞ醉泣し給ふ、大和物語に、人々もよく醉たるほどにて、醉なきいとなくす、源氏物語繪合に、打みだれ聞え給ひて、系ひ哭にや、院の御こと聞え出で、打しをれ給ひぬ、松風に、かのあはぢ島をおほし出で、躬恒が所がらかもとおほめきけむことなどのたまひ出たるに、物哀なる醉哭ともあるべし、篝火に、系ひ哭のついでに、しのばぬ事もこそとのたまへば、行幸に、をさをさ心よわくおはしまさぬ、六條殿も醉哭にや、打しをれたまふ、藤裏葉に、醉哭にや、をかしき程にけしきばみ給ふ、若菜に、御みきあまたたび参りて、物の面白さもとゞこほりなく、御醉哭どもえとゞめ給はず、紫式部日記に、かゝりけることも侍りける物をと、系ひ哭し賜ふ云々などあり、師は、例のその一すぢなるを、重く思はせたる助辭なり、○歌意は、賢人ふりて、物しりがほに、こちたく物いはむよりは、酒飲サケノミて、沉醉サカレナクて、醉泣サカレナクする方が、ひとすぢに益りて有らしとなり、



將言爲便。將爲便不知極貴物者。酒西有良之。

將爲便不知は、將爲は、セムと云にあたれば、便字は、スベと云に當れり、便の一字スベと訓例、既に二卷下に委云り、不知をシラニと訓は、不知にといふ意の古言なり、既に二卷に、將言爲便世武爲便不知爾と見えたり、○極は、キハマリテと訓るよろし、余さきにおもひしは、十一に、極太甚、又、極大戀などあるに依て、こゝも極は、ホモコロニと訓べきにや、とおもひしかど、そはわろかりけり、○歌意は、いはむにもいふべきかたなく、せむにもすべき方しらず、至り極りて、ひとすぢにいと貴くめでたきものは、酒にて有らしとなり、

中々二人跡不有者。酒壺一成而師鴨。酒一染嘗。

中々二(ニ)字、類聚抄拾穂本等には、爾と作りは、なまなかにとの意なり、○人跡不有者は、人とあらむよりはの意なり、○成而師鴨は、ナリテシカモと六言に訓べし、可は希望、辭母は歎息、辭なり、八卷に、宿毛寐而師可聞、十五に、可里乎都可比爾、衣氏之可母、廿卷に、伊波非豆之加母などあり、なほ氏之可と云る例も多し、同希望、辭ながら、毛よりつゞきて、毛我、毛我母などいふ我は、皆濁音字を用ひたるに、氏之可、氏之可母などいふ可は、皆清音字のみ用ひたるによりて、すべて清て唱べし、さてこゝは、酒壺に成まほしく希望へる意なり、○歌意は、なまなかに人とあらむよりは、酒壺に成まほしくねがふなり、さらばいつも酒にしみて有なむと思

ふぞとなり、

痛醜賢良乎爲跡。酒不飲。人乎焚見者。猿一鴨似。

痛醜は、神武天皇紀に、大醜、此云、袂奈瀨、爾句とあり、痛をアナと訓は、四卷に、痛多豆多頭思六卷に、痛何、十卷に、痛情無、また四卷に、痛背乃河、七卷に、痛足河、十二に、痛足乃山なども見えたり、凡て物の痛ましき事には、阿那となげかるゝ故に、痛字をアナとは訓るなり、さて阿那てふ詞と、阿夜てふ詞とを近世の古學、徒は混雜に解る故、今つばらかに論はむとす、抑阿那は、古語拾遺石屋戸段に、阿波禮阿那於茂志呂、那阿多能志、阿那佐夜憩とありて、註に、事之甚切、皆稱阿那と見えたる其意なり、いは、阿那可畏などいふ時は、其可畏に觸て、直に歎息く聲にて、今俗に、阿々能、また於々能、或は夜禮夜禮などいふ聲と同じ、されば此詞は、皆阿那云々とのみ云て、阿那爾可畏、阿那爾悲など云類は、凡てなし、八卷に、櫻花能丹穗、日波母安奈爾、この爾は、語辭の爾にあらず、歎聲に付る言なり、又穴氣衝之、十四に、安奈伊伎豆加思、又安奈多頭多頭志、十六に、阿奈干稻干稻志などの類、猶甚多し、又古今集戀に、阿那戀し、俳諧に、阿那言、知ず、六帖に、爰や、何處阿那おぼつか、又阿那めづらしといはましものを、伊勢物語に、鬼はや一口に喫てけり、阿那夜といひけれど、この一にても、阿那は歎の聲なるを、思ひ明らむべし、後撰集雜に、女の阿那寒の風やと申しければ云々など、猶後々にも甚多き詞なり、阿



夜てふ詞は、阿那といさゝか似たることながら、猶別言にして、歎聲にあらざ、阿夜は、奇しき  
 までにと云に同じ意の詞なり、阿夜爾可畏は、あやしきまでに可畏きの意、阿夜に戀しきは、  
 奇しきまでに戀しきの意なり、かれ阿夜可畏き、阿夜戀しきなど云る類ひ、一もなくして、皆  
 阿夜爾云々と、爾の言をそへてのみ云り、これ歎の聲にあらざるが故なり、且々集中の例を  
 云ば、二卷に、綾、哀、又文爾乏寸、又綾爾憐、又綾爾畏伎、又文爾恐美、此下に綾爾恐之、五卷に、阿  
 夜爾可斯故斯、六卷に、綾爾乏敷、又文丹乏、又綾爾恐、十三に、文爾恐、又文、恐、十四に、阿夜爾伎  
 保思母、又安夜爾可奈思佐、又安夜爾可奈之伎、又安夜爾可奈之毛、又安夜爾可奈思母、十七に、  
 安夜爾登母志美、十八に、安夜爾多敷刀美、又安夜爾可之古之、又安夜爾久須之彌、廿卷に、安夜  
 爾可之古思、又阿夜爾加奈之美、又阿也爾加母彌毛、又阿夜爾可奈之毛など猶多し、これらを  
 考合せて、阿那と阿夜と差別あることは、論を待ずして思ひ定むべし、しかるを、近世の古學  
 徒の文章を見るに、阿夜爾可畏、阿夜爾戀しきなどいふべきを、阿那爾可畏、阿那爾戀しきな  
 ど云るがあるは、いかにぞや、凡て耳遠く異様なる詞を用ひて、強て人の耳を驚かさむとか  
 まふるは、ちかき世に、ふることまねびするともがらの常ながら、これらはあまりしき、古語  
 をなまがみにしたるいひきまならずや、よく古語を明らかにめたらむには、この混亂はあるま  
 じきことぞかし、さて古事記傳阿夜詞志古泥神の條下に云、阿夜は驚て歎聲なり、皇極紀に、

咄嗟を夜阿とも阿夜ともよめり、凡そ阿夜、阿波禮、波夜、阿々など、みな本は同じく歎聲にて、  
 少しづゝの異あり、抑、歎くとは、中昔よりしては、たゞ、悲み愁ふることのみに云へども、然に  
 あらず、那宜伎は、長息の約まりたる言にて、凡て何事にまれ、心に深く思はるゝことあれば、  
 長き息をつく、是即、那宜伎なり、されば喜き事にも何にも、歎はすることなり、さてその歎き  
 は、阿夜とも阿波夜とも波夜とも、聲の出るなれば、歎聲とは云なり、又阿夜と言て歎くべき  
 ことを、阿夜爾云々とも云り、阿夜爾かしこし、阿夜爾戀し、阿夜爾悲しなどの類なり、又奇し  
 危しなども、歎て阿夜と云るより出たる言なり、又阿那も阿夜と通へり、阿那たふと、阿那こ  
 ひしなどの阿那なり、書紀應神卷に、吳織穴織とあるを、雄略の卷には、漢織吳織とあり、是阿  
 夜阿那同じき證なり、阿那可畏は、阿夜可畏と全同じ、さて阿夜爾可畏しと云ときは、猶ゆる  
 やかなるを阿夜可畏と云は、其、可畏きに觸て、直に歎く言なれば、いよゝ一切なりとあり、こ  
 はいと論あることにて、今ついでに、其、一つ二つを辨へおくべし、まづ皇極天皇紀に、咄嗟と  
 あるを、ヤアとよめるは、歎聲にて、俗言に、やあ待、やれ待、など云類と同じ詞にて、古今集に、夜  
 與夜待山雀公鳥言傳む、後拾遺集に、思ひ出る事も有ずと見えつれど、夜と云にこそ驚かれ  
 ぬれ、などあるも皆同じ詞なるべし、アアと訓るはいかゞ、これはヤアとあるかたは正しく  
 て、アアとあるは、古言のさまを會得知ぬ人の訓とおもはるゝなり、ざるは書紀の訓は、いと



後人の手のまじれるから、たのみがたきこと多ければ、打まかせて證とすべきことにはあらず、又阿夜といひて歎くべきことを、阿夜爾云々とも云り云々、とあるは、いと心得がたきよしは、上に委く云るを見て知べし、凡阿夜と云て歎きたる證例は、なきことなり、又阿那も阿夜と通へり、書紀に、穴織を漢織ともありといへれど、そはたましく、然通し云ることにも有つらめど、是は歎聲ならねば、打まかせて、是一をたのみて阿夜爾可畏しの阿夜と、阿那戀しの阿那と、一辭とは定めがたし、さてかの阿夜訶志古泥神の御名は、阿夜爾訶志古泥神と申すべきを爾の言のなきはいかにぞといふに、凡て上代の神、御名に、詞のしらべのあしきは無ことにて、この神の御名も、まづは阿夜爾云々といふ意の御名なるを、さてはしらべのよからぬ故、爾の辭を省きたるにこそあれ、たゞもとより阿夜云々といふ意にはあらず、ざるを猶阿那可畏は阿夜可畏と全同し、阿夜爾云々といふときは、猶ゆるやかなるを、阿夜云と云は、其可畏きに觸て、直に歎く言なれば、いよゝゝ切なりといはれしも、いかにぞや、抑阿夜はもと文にて、阿夜爾可畏きといふは、とさまかくさま入ちがひて、とりきはめがたく、奇しきまでに可畏き意なること、上に云る如し、綾といふも、文ある意、奇しといふも、とさまかくさまに入ちがひて、文あるよしにて、取決めがたき意の言なり、○賢良乎爲跡(賢字、拾穂本には賢と作り)、は、契沖、賢良は、俗に、こさかし、かしてだてなどいふほどのことなり、此集第

十六に、情出、情進ともかきたれば、すゝどきもの、指出たるものなどいふたぐひなりと云り、古今集に、さかしらに夏は人まね篠の葉の、さやく霜夜を吾、獨宿伊勢物語に、昔若きこのけしうは、あらぬ女を思ひけり、さかしらするおやありて、おもひもそつくとて、此女をほかへおひやらむとす、なども見ゆ、爲跡は、するとの意なり、○人乎焚見者(焚字、熟に通書ること既く云り、拾穂本に熟と作り)、は、ヒトヲヨクミバと訓べし、人を曲く見たらばの意なり、○猿二鴨似は、サルニカモニムと訓べし、○歌意は、かしてだてをするとして、酔しれたる人は、見ぐるしき事多しなど云て、飲まくほしき酒をも、敢て飲ずして居る人を、委曲に熟見たらば、そのこさかしきことは、猿に似てかあらむ、あゝ見にくきことかなと云るなり、かしてだてする人を、いたくにくみそしれるなり、

價無寶跡言十方一坏乃濁酒爾、豈益目八。

價無寶は、法華經大般若經に、無價寶珠とあるに従り、と契沖云り、價は當易の義、てか反たなりと谷川、士清云りき、さも有べし、○豈益目八は、類聚抄には、豈至目八方と作て、アニシカメヤモとよめり、さらば至は若の寫誤にや、豈はもと何と通へる言、目は牟のかよへる言、八は也波の八にて、何とて益らむやは、益らじといふ意なり、○歌意は、たとひ無價寶珠とて、ただ一杯の濁酒に劣れり、まして清酒をあくまで飲たらむには、くらべてもいふべからざる



をや、とのよしなり、

夜光玉跡言十方酒飲而情乎遣爾豈若目八目

夜光玉は古史に隋公祝元陽因之齊道上見一蛇將死遂以水洒摩傳之神藥而去忽一夜中庭皎然有意謂有賊遂案劔視之適見一蛇銜珠在地而往故知前蛇之感報也以珠光能照夜故曰夜光とあるに從り○情乎遣爾は思を遣にといふに同じ十一に戀事意遣不得又意遣見乍爲(爲は居)字の誤十二に忘哉語意遣(是等舊訓は皆誤れり)十七に於毛布度知許己呂也良武等十九に見明良米情也良牟等などあり十卷に春野爾意將述跡とあるも意將遣跡とありしなるべしとも云り(頭註)事類聚續集廿五附候行見大蛇傷救而治之其後蛇銜珠○豈若目八目は(舊本に)一云八方と註せり類聚抄古寫本古寫一本拾穂本等にも八方と書り嗚呼何とて及むやは及じといふ意なり八は也波の也目は歎息辭なり○歌意はたとひ夜光玉を得たりともあはれ酒飲て思を遣失ふには及ばじされば酒ほどの寶は世に又もあらじとなり

世間之遊道爾洽者醉哭爲爾可有良師

遊道爾とはたとへば月見花見管絃など種々の類にて遊興の條々にといふ意なり道とはすぢのことなり○洽者はアマホキハと訓べきにや(洽)字舊本に冷と作るは誤なり今は拾

穂本に從つ又異本には恰と作りそれに依ばタスキハとよむべしそれもおもしろし又類聚抄に芥者と作てマシラルとよめるはいかゞ八卷に木末歷色附爾家里とありて阿麻爾久は遣る事なきことをいふ古言なりこの洽はたとへばから籍書大禹謨に好生之德治于民心正義に洽謂沾漬優渥治于民心言潤澤多也とありとある洽の意にて遣るくまなく心だらひなるをいふなりそは世間に種々遊のすぢは多かる中にも洽く心だらひなるはといふ意なり○醉哭爲爾(哭)字類聚抄拾穂本等には泣と作りは上に云るが如し○歌意は世間に種々遊のすぢは多くありていづれもおもしろくはあれどその遊びは或はかたへはたのしくてかたへは不足ことありておまねからざるものなるに酒に酔たるのみは何事も遣るくまなく心だらひにあまねくたのしければたゞ酒をのみて酔泣するに有べくあるらしとなり

今代爾之樂有者來生者蟲爾鳥爾毛吾羽成奈武

今代爾之(代)字類聚抄拾穂本等には世と作りはコノヨニシと訓たる宜し之は例のその一すぢなるを思はせたる助辭なり○來生者生字拾穂抄に異本に代とあるよし見ゆは死ゆかむ未來の世にはといふなり爾波は他方にむかへていふ詞なりこゝは現世にむかへて云るなり四卷に現世爾波人事繁來世爾毛將相吾背子今不有十方とも見ゆ○蟲爾鳥爾毛



は、蟲にも鳥にもといふべきを、一の毛の言に帯せて云るなり、六卷に、門爾屋戸爾毛珠敷益乎、とあるも同例なり、○歌意は、現世に在ほど、心だらひに酒をのみて、一すぢにたのしくあれば、未來の世には、たとひいはゆる畜生道に墮て、蟲に生れかはるとも、鳥にうまれかはるとも、吾はいとはじとなり、

生者遂毛死物爾有者今生在間者樂乎有名

生者は、ウマルレバとよみたるよろし、或人死に對へては、いけるといふ例なりとて、こゝをイケルヒトと訓しは、いと偏僻なり、こゝは必然訓では、おもしろからず、此下悲歎尼理願死去、歌にも、生者死云事爾不免物爾之有者とあり、○遂毛死云々は、遂に死る事もある物に有ば、といふ意なり、毛は下にめぐらして心得べし、者と云るに對へたるなり、○今生在間者は、現世に在間はの意なり、○樂乎有名、乎字、異本に毛と作るは、わろし、乎は事を重くいふ助辭なり、有名は有むといふに似て、ひたすらにしからむと、急ぎすゝめる意の詞なり、既く委云り、○歌意は、現世に生れば、後遂には、ことわりの如く、死る事もある物にてあるなれば、ながらへてあるほどは、酒を心だらひに飲て、樂くあらむと、ひたすらにおもへるよしなり、

默然居而賢良爲者飲酒而醉泣爲爾尙不如來

默然居而は、本居氏云、十七に、母太毛安良牟とあれば、モダヲリテと訓べし、母太は、牟太と通

ひて、徒然なる意なり、徒の意、又空の意を、俗言に牟太と云り、今案に、俗言の牟太は、空と正通へり、是に従ておもへば、空と母太とは、固、同言なり、○尙不如來は、猶不及ありけり、といふ意の古言なり、かくつゞけいへる事、今、京より此方には、絶てなき詞なり、受家利、受家牟など云る例は、六卷に、尙不及家里、七卷に、尙不及家里、八卷に、尙不及家利、十二に、猶不如家利、十三に、都不止來、十七に、孤悲夜麻受家里、十八に、見禮度安可須介利、十七に、母等米安波受家牟、廿卷に、佐吉低己受牟牟などあり、○歌意は、物いはず黙り居て、かしてだてする人は、酒嗜人を、心におもひおとしめてあるならめど、そは中々酒飲て醉泣する人に、猶及ずおとりて見ゆるものぞとなり、

沙彌滿誓歌一首

首字、舊本前に誤、古寫本古寫一本拾穂本等に從つ、

世間乎何物爾將譬且開擄去師船之跡無如

何物爾將譬は、譬ふべき物なしといふ意なり、何物の二字にて、那爾とよめること、集中に例多し、○且開は、且に船發するをいふなり、十五に、安佐妣良伎許藝豆天久禮婆、十八に、安佐妣良伎伊里江許具奈流、廿卷に、安佐婢良伎和波己藝埜奴等など見えたり、○跡無如は、アトナキゴトシとよむべきこと、既く上に委、云るが如し、○歌意は、世間の無常を譬ふべきものな



し、湊に泊し船の、且に船發して漕行し、その跡狀も無が如しとなり、此歌拾遺集に、且ぼらけ  
榜ゆく舟の跡の白浪とて載たり、

若湯座王歌一首

若湯座玉は傳知ず、若湯座は、ツカエエなり、書紀神代卷下に、湯坐古事記下卷に、大湯坐、若湯  
坐、書紀雄略天皇卷に、湯人、此云、東衛と註せり、續紀に、若湯坐、連家主若湯坐、宿禰小月、若湯坐、  
宿禰繼女、若湯坐、宿禰子人、若湯坐部、龍麻呂、若湯坐、宿禰子融などいふ人見えたり、みな坐、字  
を作、たるを見れば、こゝも座は坐なりしか、

葦邊波鶴之哭鳴而湖風寒吹良武津乎能埼羽毛

葦邊波は、他方にむかへて云るなり、○湖風活字本に、湖風と作るは誤なり、は、みなとに吹風  
なり、十七に、美奈刀可世佐牟久布久良之奈吳乃江爾都麻欲比可波之多豆左波爾奈久とあ  
り、○津乎能埼羽毛は、契沖津乎は、和名抄に、近江國淺井郡に都宇郷あり、この處にやと云り、  
久老云、和名抄の都宇は、蓋都乎の誤か、羽毛は、歎息きて尋ね慕ふ意の辭なり、二卷に、高光我  
日皇子乃萬代爾國所麻之島宮波母、此上に、燒津邊吾去鹿齒駿河奈流阿部乃市道爾相之  
兒等羽裳古今集に、春日野の雪間を分て生出來る草のはつかに見えし君波母、水莖の岡の  
屋縣に妹と吾と宿ての朝開の霜の零波母などあるに同じ、既く委云り、○歌意は、他方は知

ず、此夕津乎の埼の葦方には、鶴が音あはれに來鳴て、郷思の心をまさらしめ、みなと風こと  
に身にしみて、寒く吹らむと、津乎の埼に泊し旅人などの艱苦をおもひやり慕ひ給ひてよ  
み給へるなるべし、

釋通觀歌一首

見吉野之高城乃山爾白雲者行憚而棚引所見

高城乃山は、吉野の中にある高山なるべし、夫木集に、夕附日さすや高城の山櫻花のひかり  
ぞ空にうつろふ、天の原見れば高城の山櫻空に棚引雲はこれかも、○行憚而、この上の不盡  
山歌に、天雲毛伊去波伐加利とあるに同じ、○棚引所見は、タナビケリミユと訓べし、棚引有  
と姑、歌ひ絶心持によむべし、後世ならば、タナビケルといふべきを、かくいへるは、古歌體な  
り、古事記清寧天皇條、歌に、志里賀波多傳爾都麻多互理美由、集中には、恐海爾船出爲利所見  
また安麻能伊射里波等毛之安敞里見由などあり、○歌意は、吉野の高城、山のおまり高きに  
憚り恐れて、嶺に居行と、かずして、雲は中空にのみ、棚引たるが見ゆるとなり、

日置少老歌一首

日置少老は、傳知ず、日置は氏なり、幣伎と訓べし、古事記應神天皇條に、大山守、命者云々、幣伎  
君等之祖と見えて、姓氏錄に、日置朝臣、應神天皇皇子、大山守、王之後也とある、これ日置は、幣



伎なる證なり、然るを和名抄に、伊勢國一志郡日置、比於木能登國珠洲郡日置、比岐越後國蒲原郡日置、比於木、但馬國氣多郡日置、比於岐、この外にも猶多し、かく比伎とも比於伎ともあるは、後に文字に就て、さかしらに、唱へたがへたるものなるべし、伊勢國なるも、和名抄には、右の如く比於木とあれど、今は戸木村と呼とぞ、これ中々に古なるべし、

繩乃浦爾鹽燒火氣夕去者行過不得而山爾棚引

繩乃浦は、和名抄に、土佐國安藝郡奈半とあり、土佐日記に、九日のつとめて、大湊より那波の泊を追ひとて、こぎ出けり云々、十日、今日は那波の泊にとまりぬとあり、今奈半利といへり、南は海を帯、北東に山を負て、今の歌詞によく叶ひたれば、其地にや、又風俗歌に、奈末不利、袖中抄繩振、奈波乃川不良衣、乃波留奈禮波、可須見天見由留奈波乃川不良衣、とあると、同處にてもあらむか、略解云、この奈波のつぶら江を、或人遠江にありと云れど、此國によしなし、名寄に、顯昭雪零ば葦の末葉も浪超て難波も分ぬ繩のつぶら江とよめれは、攝津にて、則この繩浦にやと云り、又今案あり、下赤人歌の條にいふを見べし、○鹽燒火氣、火氣、拾穗抄には、煙と作りは、シホヤクケプリと訓べし、ケムリと訓はわろし、氣夫利を火氣と書ること、五卷、十一十二卷などにも見えたり、此下には、鹽燒炎とも書たり、○行過不得而は、得消失ずしてといふ意なるべし、(行過とは、此山を行過て、餘山にも霏霰意と聞ゆれど、こゝは然らず、たゞ消

失る事を行過と云るなり、○歌意は、たゞ打見たるさまをいへるのみにて、かくれたるところなし、七卷に、之加乃白水郎乃燒鹽煙風乎疾立者不上山爾輕引とあるは、今の歌を吟換たるにや、

生石村主真人歌一首

生石は氏村主は加婆禰、真人は名なり、續紀に、天平勝寶二年正月乙巳、正六位上大石村主真人授外從五位下と見えたり、

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

大汝は、古事記上卷に、天之冬衣神、娶刺國大神之女名刺國若比賣、生子、大國主神、亦名謂大穴牟遲神、云々、書紀神代上卷一書に、素戔鳴尊之六世孫、是曰大己貴命、とあり、御名、義は、大は、例の美稱なり、那牟遲の那も稱名にて、那兄、那弟、那姊、那妹、又た々人に對ひて、那(汝)字とのみもいふが如し、牟遲は書紀に、貴字をかける、其字の意なり、さて牟遲てふ言もて、神名をたゞへし例は、神代紀に、生日神、號大日靈貴、とある訓註に、大日靈貴、此云於保比屢咩能武智、と見え、(私記に、蓋古者、謂尊貴者、爲武智、歟、自餘諸神、或謂之尊、或謂之命、今天照大神、是諸神之最貴也、故云武智、とあるは、例の甚倚たる説ながら、牟遲てふ言の尊稱なるよしは、失はざりしなり、)又同卷一書に、道主貴、古事記に、八島牟遲神、また布波能母遲久奴須奴神、この神名の義は、い



かなる所由とも未考知されども母遲は大穴牟遲の牟遲とおなじことにこそ牟と母と通し云るは文德天皇實錄に於保奈母智とありまた神名ならでも人をたふとみて汝貴君貴などいひ又崇神天皇紀に是夜夢有一貴人と見え源氏物語未通女に伎牟遲等は同じ年なれどいふかひなくはかなかりなどほめて云々空穗物語鶴子にある時は伎牟遲がつたなく云々とさへぞのたまふや大和物語に伎牟遲も今はこゝに見えしかしなど云ければ云々かげろふ日記に此ありくひとすゑて伎牟遲いと口をし云々伎牟遲はよばむ時にをこととおはしましぬとて云々大鏡一に伎牟遲が姓はなにぞとおほせられしかば云々また和名抄に大和國郷名大神於保無知とある其外諸國にも同名ありこの無知に神字をしも書るなどを併考ふるに牟遲てふことの尊稱なることは定し(かゝるを岡部氏説に大汝は大名持なり凡て古名の弘く長く聞ゆるを譽とすめれば天皇の宮所を遷し賜ひ御子おはしまさぬ后又御子たちは御名代の氏を定め又名背名根名妹など云萬葉二に大名兒などあるも皆名高き由の美詞人にむかひて那牟遲といふも名持てふ言にて美稱なりかくて此命は天下を作り治め知たまへる御名の世に勝れたれば大名持と美稱へ申せるなりとあるを古事記傳にも取用ひられたれどもさらに甘心がたしそは三代實錄また延喜式などに大名持とあるによられつらめど那を名の意とせむは那勢那邇母那牟遲などと

いふときは猶ゆるさるべきを凡て古人にむかひて那とのみ云るをばいかにとかせむ名とのみ人に對ひてよふべきことかは又牟遲を持の意とせるもたがへるよしはたゞしく古事記に牟遲と濁音の字をのみ用ひたればかなひがたし但し出雲國造神賀詞又三代實錄又神名帳又出雲風土記などに持字をかけるはいかにぞやおもはむ人も有べけれどもすべて借字には清濁にかゝはらず用ひたる例あること既くいひしごとくなれば持と書るをもなほ古事記によりて濁音と定むべきものなりそのゆゑは古事記は殊に清濁の字を正しくせる書なればぞかし此は言長けれど人の思ひまどふ事なればおどろかし置なり○少彦名乃古事記に神産巢日神之御子少名毘古那神と見えたり御名義は古事記傳に委しさてこの二柱神相並して國作堅坐しことは古事記に大穴牟遲與少名毘古那二柱神相並作堅此國書紀に大己貴命與少彦名命戮力一心經營天下と見えまた集中にも其他の古書にも往々其趣見ゆ六卷に大汝少彦名能神社者名著始鷄名名耳乎名兒山跡負而七卷に大穴道少御神作妹勢能山見吉十八に於保奈牟遲須久奈比古奈野神代欲理伊比都藝家良思云々出雲風土記に飯石郡多禰郷所造天下大神大穴持命與須久奈比古命巡行天下時稻種墮此處故云種續後紀十九興福寺僧長歌に日本乃野馬臺能國遠賀美侶伎能宿那毘古那加葦菅遠殖生之津津國固米造介牟與理なども見えたり○志都乃岩室者本



居氏石見國邑知郡の山中に岩屋村といふ有て其山をしづの岩屋と云て甚大なる穴屋あり高さ三十五六間ばかり内甚廣し里人の云傳へに大汝少彦名の神の隠れ賜へる岩屋なりといふ祭神をしづ權現と申すなりこれ正しく其里人の語所なり此歌を以て附合するやうなる所にはあらずいと深き山奥にてよそ人のしらぬ所なり然ればしづの石室は是にてもしは生石村主石見國のつかさなどにて彼國にてよめるにやと云りなほ彼國人に間に邑知郡出羽村の山の上に岩屋あまたある其中に小社を齋きて大己貴少彦名の二神をまつれるこれ志都の石室なりと云り○幾代將經は幾代の久しき間を歴ぬらむかぞへ知がたしとなり○歌意かくれたるところなし

上古麻呂歌一首

上古麻呂は傳未詳ならず按に上の下村主の二字を脱せしか姓氏錄に上村主廣階連同祖陳思王植之後也續紀に慶雲元年正月癸巳正六位上上村主大石授從五位下靈龜元年四月癸酉上村主通政賜阿刀連など見えたり

今日可聞明日香河乃夕不離川津鳴瀨之清有良武

今日可聞は今日も歎といふなり下の聞は助辭なり今日もといへる毛は前日を主とたて今日を客としたるいひざまなり前の連日のとほりに今日もまたといふなりさて此一

句は第四句の下にめぐらして意得べきを明日香といふに縁て此に今日と云たるなり十六に今日今日跡飛鳥爾到と見えたり○明日香拾穂本には香の下に乃字あり○夕不離は毎夕と云むがごとし十卷に暮不離蝦鳴成此下に朝不離雲居多奈引十七に安佐左良受安比底許登騰比などあり○川津鳴瀨之は蝦の鳴川瀨之といふなり蝦は虫名品物解に委云べし○歌意は飛鳥河の夕夕毎に蝦の鳴その河瀨の今日も清くて見どころ多くおもしろかるらむとゆゑありて飛鳥河をおもひやりて云るなり○舊本に或本歌發句云明日香川今毛可等奈と註せり毛等奈は俗言にめたと云むが如し既く云り

山部宿禰赤人歌六首

繩浦從背向爾所見奥島撈回舟者釣爲良下

繩浦從は上の日置少老がよめる繩浦と同處か從は常の從にて上に田兒之浦從とあるに同じ今按に岡部氏説に繩は網の誤なるべしと云り其説に攝津國武庫郡にありと云るはこの上黑人歌に名次山角乃松原とよめる角と同所とせるにや是説に因てなほ思ふに綱ならば一卷讃岐國の歌に綱能浦之海處女等之とよめるは和名抄に同國鞆足郡津野郡乃とある彼處の浦をよめるにて同所なるべきにやと思はるゝなり其故はまづこの初四首は赤人宿禰讚岐の方へ下る時の歌と見えて次の武庫浦乎云々の歌を考るに粟島は仙覺



抄に、讀岐、國屋島北去百步計有島名曰阿波島と見え、さてその粟島邊にてよみたりと思はるゝを、其由はなほ次にいふ、此歌に竝載たればなり、さてかく考へおきて猶思へば、此上の少老が歌に繩の浦とあるも、もしは綱乃浦にはあらざるか、○春向爾所見は、うしろむきに見ゆるといふ意なり、今案に、背向は、背交向は身交の謂なるべし、七卷に、辟竹之背向爾宿之久、十四に、夜麻須氣乃曾我比爾宿之久などあり、○奥島は、いづれにまれ、海の沖の方にゆる島をいへり、○釣爲良下は、ツリシモと訓べし、釣爲をツリセスと訓ときは、釣爲給ふ、といふ意になること、上にたび、云たる如し、此は釣し給ふと尊みいふべき所ならねば、ツリセスと訓はわるし、之の助辭を訓付ること例多し、上にミヤコシオモホユといふに、京師所念とかけると同じ例なり、下の毛は歎息辭なり、○歌意は、見たるさまを云たるのみにて、かくれたるところなし、

武庫浦乎撈轉小舟粟島矣背向爾見乍乏小舟

粟島は、仙覺註に見えて、上に引る如し、古事記に、次生淡島是亦不入子之例、四卷に、粟島乎背爾見管七卷に、粟島爾許枳將渡等、九卷に、粟小島者雖見可足可問、十二に、浪間從雲位爾見粟島之十五に、安波之麻乎與曾爾也故非無などあり、○背向爾見乍、向字、舊本に無は落たるなり、は、うしろむきに見乍、漕行よしなり、○乏小舟は、うらやましき小舟といふなり、乏は、朝毛

吉木人乏毛、といへる乏に同じく、うらやましき意なり、○歌意は讀岐のかたへ下るほど、歴來し方の舟を、粟島の邊より見やりてよめるにて、この粟島をよそに見棄て、武庫浦を撈めたりつゝ、倭の方へのぼりゆくは、うらやましき小舟ぞと云るなり、次の阿倍乃島の歌にて、も、倭をこひしたへる意の切なるを思ふべし、ざるを略解に、乏きは賞る詞にて、このときも、きは、粟島を舟より見る人の心なり、舟を云にはあらず、粟島をともしく思ふなり、こぎたむ小舟は、此作者の乗る舟にて、結句の小舟も同じ、粟島をともしく見る小舟と云意なり、と云るは、いみじき非説なり、

阿倍乃島宇乃住石爾依浪間無比來日本師所念

阿倍乃島は、未詳ならず、十二に、玉勝間安倍島山之とあるは、同處にや、八雲御抄に、攝津國のよし註したまへり、猶考ふべし、本按に、この倍は波字の誤にて、是も粟島なるべきにや、粟の小島ともよみたれば、粟島を粟之島と、之の言をおきても云しなるべし、又六卷に、春三月幸于難波宮之時歌に、如眉雲居爾所見阿波乃山とあるも、山は嶋字の鳥旁の脱たるにて、粟の嶋なるべきにや、猶考べし、○宇乃住石爾乃字、類聚抄には能と作り、は、鶴之住磯になり、鶴は品物解に云、○依浪は、ヨスルナミと訓べし、(集中の例なり、ヨルナミノとよめるはわるし)これまでは、間無といはむとての序なり、○日本師所念は、日本は、大和國なり、師は、その一すぢ



をおもく思はする處におく助辭なり、○歌意は、他事なく、吾家の方なる大和國のみ、一すぢに間も時もなく、戀しく思はるゝとなり

鹽干去者玉藻莉藏家妹之濱裏乞者何矣示

玉藻莉藏はタマモカリコメと訓べきにや、かりつめとよめるはいかゞ、伊勢物語に、くらにこめてしをりたまひければ、とあるは、事の様異りたれど、こめと云る言はひとつなり、玉藻を籠に莉こめよ、と從者などに令せて云るなるべし、○家妹之は、イヘノモガと訓例は、廿卷に、以幣乃母加枳世之己呂母爾とあり、○濱裏乞者は、濱の裏物を得させよ、と乞たらばといふなり、濱裏は既に云る如し、(三上)○歌意は、海の鹽干になりなば、やがて其干潟に出て、玉藻を籠に刈て入よ從者等よ、その玉藻を家づとにせむと思ふぞ、もし玉藻をとりて歸らずば、家妻が濱の裏物を得させよ、と乞たらむに、何物を裏物にして、與へ見せしめむぞとなり、

秋風乃寒朝開乎佐農能崗將超公爾衣借益矣

寒朝開乎は、寒き朝明なるものを、といふほどの意なり、朝開にといふとは異なり、○佐農能崗(崗)字類聚抄には、悉拾穂本には岡と作り、は、紀伊國牟漏郡なり、上に狹野乃渡と見えて、其處に悉云り、○衣借益乎は、衣借ましものをの意なり、女の衣を男にかすことは、古めづらしからぬことなるを、また事とありて、男どもも假借せしことありしなり、○歌意は、然らでだ

に、旅路のくるしかるらむに、まして秋風の寒き此朝明なるものを、衣さへ薄くて、狹野の崗を超行らむ君が、いかばかり寒さに堪がたく、わびしかるらむと思ひやらるれば、いかでわが衣をだに遣て、かさましものをとは思へど、其さへ道の間遠くて、心に協はねば、せむ方なくて、あはれにのみ思ひやらるゝとなり、こは紀伊國へ往たる人を、想ひやりてよめるなり、新古今集に、陸奥にくだり侍ける人に、裝束贈るとてよみ侍りける、紀貫之、玉梓の道の山風寒からばかたみがてらに著なむとぞ思、

美沙居石轉爾生名乘藻乃名者告志且余親者知友

美沙居は、鴨嶋集なり、鴨嶋は鳥名なり、品物解に委云、○石轉爾生は、磯のめぐりに生るといふなり、石轉は磯廻と書るに同じ、十二にも、湖轉とあり、轉は回轉とつらぬる字なるによりて、轉は回と書るに同じきを、知べし、(回)はもとほりの約れる言なるよし、既に委云るがごとし、荒木田氏が、回(回)は備に通ふ言なり、と云るはいみじくたがへり、○名乘藻乃、といふまでは、序なり、名乘藻は品物解に云、○名者告志且余(且)字、舊本五に誤、は、名をば告賜ひてよといふ意なり、(告)志は告の伸りたるにて、告賜といふ意なり、○歌意は、名を告知せて、今は吾に心をゆるし賜ひてよ、たとひ父母は知てとがむとも、あしくははからはじ、と女をそゝのかしたてたるなり、此歌は、竊に遇る女に、己妻と爲まはしく思ひて、名を告れと云るなり、古は人の



妻になることを許すには、必其名を告知すならひなること、既に云るがごとし。

〔或本歌曰、美沙居荒磯爾生名乘藻乃吉名者告世父母者知友〕

吉名者告世吉字舊本告に誤今改む吉は縦なり縦やたとひ父母は知とも名はのり賜へよと云るなり十二に三佐吳集荒磯爾生流勿謂藻乃吉名者不告不は令の誤なり父母者知稱とあるは、全今と同歌なり。

笠朝臣金村鹽津山作歌二首。

笠朝臣金村は傳未詳ならず、○鹽津山は和名抄に、近江國淺井郡鹽津之保津神名帳に、同郡

鹽津神社とあり。

大夫之弓上振起射都流矢乎後將見人者語繼金。

大字類聚抄には、丈と作り、○弓上振起は、十三に、梓弓弓腹振起十九に、梓弓須惠布理於許之、この假字書に依て、起はいづれも、オコシとよむべきことなり、神代紀に、振起弓彌古事記には、弓腹振立立は、もし起の誤にはあらざるか、とあり、○射都流矢乎は、射つる矢なる物をの意なり、此詞の下に、意を含め餘したるなり、○語繼金は、語繼之根の謂にて、落るところは、語り繼が爲にといふ意となれり、そも、我爾は、いづれも左に引る十卷の歌に、之根と書たる字、義にて、云々せむ、其が根本と謂より起れる言にて、其が爲にといふ意に落ることなれ

ば、中昔の言に、ささきがね、坊がね、むこがね、博士がね、など云るがねも同じく、后がねは、后になるべき、其が根ざしふるまひのこゝろにて、其餘なるも准べし、さて之根とよめる歌は、四卷に、佐保河乃涯之官能小歷木莫刈鳥在乍毛張之來者立隱金、五卷に、余呂豆余爾伊比都具可爾等、十卷に、朝露爾染始秋山爾鐘禮莫零在渡金、又梅花吾者不令落青丹吉平城在人來管見之根、又橘之林乎殖霍公鳥常爾冬及住度金、又足曳之山田佃子不秀友繩谷延與守登知金、又秋都葉爾爾寶敝流衣吾者不服於君奉者夜毛着金、又雪寒三咲者不開梅花縱此來者然而毛有金、十二に、里人毛謂告我爾縱咲也思戀而毛將死誰名將有哉、十七に、伊末太見奴比等爾母都氣牟於登能未毛名能未母伎吉底登母之夫流我爾、十八に、白玉乎都々美氏夜良波安夜女具佐波奈多知婆奈爾安倍母奴久我爾、十九に、大丈夫者名乎之立倍之後代爾聞繼人毛可多里都具我爾、又霍公鳥雖聞不足網取爾獲而奈都氣那可禮受啼金、仁德天皇紀、歌に、比佐箇多能阿梅箇儺麼多迷迺利俄於瑠箇儺麼多波挪步差和氣能瀾於須警俄泥顯宗天皇紀、に、美飲喫哉、此云于魔羅爾鳥野羅甫屢柯佞也、也字無本もありと云り、ありてもたゞ添て書るのみなり、などある皆同じ、さて又我爾と云るは、我爾と言の似たるのみにこそあれ、よく味見れば、用へる様きはやかに異なることなり、その異なるゆゑは、我爾は之似、我爾は之根にてその詞のよりくるところもとより別なればなり、しかるを、本居氏の、我爾は豫の意、我爾は



豫にの意なるを、彌爾をつめて、我爾といひたるなりと説て、其趣詞の玉緒にも、著はせるによりて、世の古學者、その説に委て、強て心を費さむものともせざめれど、其はよく古言に用へる様を考へざりしが故なり、其故は、古今集の頃より、我爾と我彌とを一つにまぎらばし、我彌の辭は失て、必我彌と云べきところをも、我爾とのみ云るは、いみじきひがことなり、しかるに古今集よりこのかたの歌に、古をあやまりまぎらはして云る趣を、軌則として解たるがゆゑに、今、京よりの歌をことはるには、さてきこゆることなるを、寧樂朝よりあなたのに、引あて、考るには、むげにあたらぬことのみなること、右に擧る例どもを、こまかに考へわたして、さるとるべし、なほ云ば、我彌てふ言は、古歌にあまたよみたれども、我彌爾と云るは、一もなくして、みな我彌とのみいへり、もし我彌は、我彌爾の切ならむには、我彌爾と云るところもあるべきことなるをや、さて十四に、於毛思路伎野乎婆奈夜吉會布流久左爾仁比久佐麻自利於非波於布流我爾とあるのみは、生は生るが爲にの意ときこえたれば、必我彌とあるべきことなるに、我爾としもいへるは、東歌なるがゆゑなり、なべての雅言の證とすべきにあらず、かくて我爾は、之似の謂なること、四卷に、吾屋戸之暮陰草乃白露之消蟹本名所念鴨とある歌につきて、委註べし、なほ我爾と我彌との差のことは、余が雅言成法の末に付て、委しく辨へたるを、披考て知べし、○歌意は、この後に見む人の、末世に語りつがむが爲

にとて、弓末を振おこし、心をこめて射立つる矢なる物を、この鹽津山を越て、往來人々の見て、吾弓勢のほどを感ぜずはあらしとなり、四五一二三と句を次第て聞べし、此は鹽津山を超過るほど、其山の樹などに矢を射立て置て、自が弓勢のほどを、末世に示たるなるべし、古剛力き男は、道路の大木などに、矢を射入て、弓勢を末代の者に示しけるなるべし、中昔に、崇徳天皇、白川殿を落させ賜ふときに、八郎爲朝、上矢の鏑一筋をとりて、末代の者に、弓勢のほどを示さむとて、寶莊嚴院の門の柱に射留置し事あり、此類なり、又建久四年、曾我兄弟、親の敵を討む爲に、富士の狩倉へ行とて、箱根路の湯本の矢立の杉に、矢を射立置し事もあり、近く寶曆九年の比、日向國の柚にて、伐出せる杉の大木を、船につみ運びて、備前國岡山府にて、船材に割けるに、鏑三枚木中より出けりと、備前國人士肥經平、春湊浪話に記せり、これも昔健士の射入たるなるべし、

鹽津山打越去者我乘有馬曾爪突家戀良霜

馬曾爪突は、十三に、馬自物立而爪衝、字鏡に、越豆萬豆久など見えたり、○歌意、契沖云、旅行人を、家にてこふる妻のあれば、乘馬のつまづきなづむと云り、しかれば、家人のわれをこふるしも、といふ心なりと云り、七卷に、妹門入出見河之瀬速見吾馬爪衝家思良下、白栲爾丹保布信士之山川爾吾馬難家戀良下、俊賴集に、くちぬらむ袖ぞゆかしき吾駒の爪突度に身をし



碎けば、なども見えたり。

角鹿津乘船時笠朝臣金村作詩一首并短歌

角鹿津は、和名抄に、越前國敦賀郡都留我<sup>ト</sup>とあり、都留我といふは、後に音の訛りたるなり、古は都奴我と唱しなり、垂仁天皇紀に、一云、御間城、天皇世、頗有角人、乘一船泊于越前、筥飯浦、故號其處曰角鹿也、とあり、古事記に、建内宿禰命、率其太子、應神云々、於高志前之角鹿造假宮、而坐、故其旦、幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚、既依一浦、其入鹿魚之鼻血、鼻、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也、とあるは、異なる傳なり、此二の傳の中、應神天皇の大御歌に、既く都奴賀とのたまへれば、書紀の方や正しからむ、と古事記傳に云り、

越海之角鹿乃濱從大舟爾眞梶貫下勇魚取海路爾出而阿倍寸管我撈行者大夫乃手結我浦爾海未通女鹽燒炎草枕客之有者獨爲而見知師無美綿津見乃手二卷四而有珠手次懸而之努櫃日本島根乎。

眞梶貫下梶字拾穗本には梶と作り、梶小楫とあり、は、左右の楫を懸て、海に下すをいふ、○勇魚取は、海の枕詞なり、既く出づ、○阿倍寸管は、喘乍なり、契沖が舟子どもの息もつぎあへず、あへぎてこぐをいへり、と云るが如し、此下には、安倍而撈出牟とあり、今案に、阿倍寸は、叫呻などいふに通言なるべし、しかれば字のまゝに、倍を濁りて唱べし、九卷に、敢而撈動とある

は、清音の敢を濁音に借たるか、○大夫乃は、枕詞なり、丈夫の手に著る手纏といふ意に、手結てふ地に云係たるなり、手結は、仁德天皇紀に、田道が蝦夷と戦て死し時、有從者取得田道之手纏與其妻乃抱手纏而縫と見え、三代實錄に、貞觀十二年正月十三日、勅充壹岐島冑并手纏各二百具、和名抄には、射藝具に、鞆和名多末岐、一云、小手也、とあり、この鞆を、手結ともいひしならむと覺ゆ、又西宮抄五月六日條にも、諸家出馬乘人、著鞆錦袴、胄手纏足纏など見えて、射藝具とおぼゆれば、今の小手のこときものとぞおもはる、さて又古事記に、於投棄左御手之手纏、所成神云々、とあると、此集十五に、和多都美能多麻伎能多麻乎云々とあるとは、名は同じくて、異物ならむとぞ思ふ、なほ下に云べし、○手結我浦、手字、活字本に末と作るは誤、は、神名帳に、越前國敦賀郡田結神社とあり、その浦なり、○鹽燒炎、此上には、鹽燒火氣と書り、炎は火氣とかけるに同じ、説文に、炎、火光上也、と見ゆ、○獨爲而は、ヒトリシテと訓べし、本居氏契沖が、此をひとりひてとよむべし、と云るは、中々に古言をしらざるなり、といへり、十二に、二爲而結之紐乎一爲而吾者解不見直相及者、十四に、兒良波安波奈毛此等理能未思、氏廿卷に、可胡自母乃多太比等里之氏、古今集に、獨して物を思へば云々、此餘もあり、今世にも、常如此云なり、必キテと訓まじきを知べし、○見知師無美は、見るかひなさに、といはむが如し、七卷に、獨居而見、驗無暮月夜鳴とあり、○綿津見乃は、海神之なり、○手二卷四而有は、手に纏



賜ひてあるといふなり、卷四は、卷の伸りたるにて、纏賜ひといふ意なり、○珠手次、これまで三句は、懸といはむ料の序なり、さて手次は、懸といふこそ、定まりたる詞なるを、卷四と云るによりて、今よく詞表を味見るに、上よりのつゞきは、手次へまでは關らず、珠といふにのみ係りて、海神の手に纏賜ひたる玉、とつゞきたる詞なり、珠手次は、既くも云し如く、珠は借、字にて、實は把手次てふことなれど、珠といふ詞の同じきから、たゞ珠にのみ云かけしのみ、これ古意なり、玉を手に巻しことは、古の飾装のさだまりにて、其を手玉とも云り、天照大御神於左右、御手各纏持八尺勾瓊之五百津之美須麻流之珠、といふこと、古事記、書紀に見え、神代紀に、手玉玲瓏織紙之少女、仁德天皇紀に、皇女所費之足玉手玉、集中には、此下に、泊瀬越女我手二纏在玉、十卷に、足玉母手珠、毛由良爾、十三に、海部處女等手二卷流玉、毛湯良羅爾など見えたり、さて玉を手に巻しことは、就しの人も爲しことなるを、こゝにとりわきて、海神の手に巻せると云るは、海宮には、殊に妙珠も多くありて、海神の殊に賞弄し賜ふことなれば、七卷に、海神手纏持在玉、故又海神持在白玉、十五に、和多都美能多麻伎能多麻、十九に、和多都民能可味能美許等乃美久之宜爾、多波比於伎氏伊都久等布多麻なども作、ことにこゝは、海路にてよめる歌なれば、かたゞ縁あることになむ、○懸而之努櫃は、心に懸て慕ひつといふなり、懸とは、言にいひ出すをも、心に思ふをもいふ中に、こゝは心に思ふよしなり、○日本島

根乎は、大和國をなり、既く云り、○歌意かくれたるところなし、田結浦の佳景の、殊におもしろく、めづらしきにつきて、郷思の情、いよ／＼まさりたるよしをいへるなり、

反歌

越海乃手結之浦矣、客爲而見者、乏見日本思櫃。

見者乏見、乏、舊本之に誤、今は拾穂本に從、は、見れば乏きが故にの意なり、この乏きは、めづらしくおもしろき意なり、○日本思櫃は、大和國を慕ひつといふなり、思、字之、努布と訓る例、既く云り、○歌意かくれなし、

石上大夫歌一首

石上大夫は、乙麻呂なるべし、乙麻呂の傳は、上に云り、舊本左註に、右今案、石上朝臣乙麻呂任越前國守、蓋此大夫歟、と有、但し越前守に任られし事、續紀に見えず、疑ふべし、略解に、續紀に、天平十一年三月、石上朝臣乙麻呂罪有て土佐國へ配流、と見ゆ、此時の歌なるべしと云れど、然にはあらず、和歌の趣にても、任國の時なること、しられたり、荒木田氏は、續紀に、天平十六年九月、石上朝臣乙麻呂爲西海道使、と見えたる、此時の歌なるべしと云り、(猶考べし)

大船二眞梶繁貫大王之御命、恐磯廻爲鴨。

大船二、二字、類聚抄には、爾と作り、十五に、於保夫爾爾麻可治之自奴伎とあり、○眞梶繁貫、梶



字拾穗抄には、橋と作り、左右の楫を、数々繁く貫くといふなり。○磯廻爲鳴は、磯めぐりをす  
 る哉と云なり。磯廻は、磯を廻りて漕行をいふ。凡て磯回、島回、浦回など云回は、毛登保理の切  
 たる言なる由は、既に云り、さて常に、磯回、島回、浦回など云は、磯のめぐり、島のめぐり、浦のめ  
 ぐりてふ意なるが、こゝは、自磯めぐりをするてふ意にて、言は同じけれど、自他の差別はあ  
 るなり。六卷に、玉藻苜辛荷乃島爾嶋回爲流水鳥二四毛有哉家不念有六七卷に、嶋回爲等磯  
 爾見之花風吹而波者雖縁不取不止又鹽干者共漁爾出鳴鶴之音遠放島回爲等霜十九に、藤  
 奈美乎借廬爾造灣回爲流人等波不知爾海部等可見良牟などある、皆同じ意なり、但しこれ  
 らの、磯回、嶋回、灣回を、アサリとよめる、それもひがことには、あらしか、(五卷に、阿佐里須流阿  
 麻能古等母等比得波伊倍騰七卷に、朝入爲等磯爾吾見之莫告藻乎誰嶋之泉郎可將刈又朝  
 入爲流海未通女等之、又求食爲跡磯二住鶴、又黑牛乃海紅丹穗經百磯城乃大宮人四朝入爲  
 良霜、又朝入爲海人鳥屋見濫九卷に、朝入爲流人跡乎見座などあるに、近く聞えたればなり、  
 されど此は、船に乗て漕行を漁といはむはいかゞなれば、なほ伊蘇未なるべし、又十九に、藤  
 奈美乎云々といへるも、浦めぐりをして、遊びあるくを、それとは、知ずして、外目には、漁する  
 海人と見むか、と心づかひしたる意なれば、灣回はアサリならず、宇羅未なることしるし、さ  
 ればもとより、伊蘇未、宇羅未などいふと、阿佐里とは、異なれど、磯廻浦廻して漁するをば、い

づれに云ても通ゆれば、島回などもいひ、阿佐里ともいひて、難なし、磯廻浦廻して漕行をば、  
 阿佐里とはいふまじきなり。○歌意は、海路遙に別れて、旅に行はいとくるしけれど、王命の  
 ゆゝしくかしこさに、船に乗て、磯めぐりをしつゝ、漕行哉となり、

和歌一首

物部乃臣之壯士者大王任乃隨意聞跡云物曾

物部乃は、モノ、フノなり、武勇士をいふ稱なること、既に云り、○臣之壯士者は、オミノヲト  
 コハと訓べし、臣とは、朝廷に仕奉る人をいふ稱にて、臣之少女なども云り、壯士は、本居氏、袁  
 登古は、古は、袁登賣と對ふ名にて、古事記に、訓壯夫、云袁登古と見え、書紀には、少男、此云鳥等  
 孤などあり、集中にも、壯士などと書て、若く壯なる男を云り、老たる若きを云はず、男をすべ  
 て袁登古と云は、後のことなりと云り、(中山、嚴水は、此壯士は、タケヲと訓べし、此は石上、大夫  
 をさしていへれば、上の物部も、物部氏にて、さてその物部氏は、武士をつかさどる職なれば、  
 ものゝふとは云り、さればこの壯士を、タケヲとよむべきことしるしと云り、しかれども、タ  
 ケヲと云むこと、穩ならず、乎登古といふ名に、壯健意はあるなれば、なほヲトコなり、壯士、壯  
 子など書て、ヲトコと訓べき例、集中に多し、ヲトコを、壯士、壯子など書る例、四卷に、難波壯士  
 乃七卷に、月讀壯士、九卷に、未通女壯士之、又智奴壯士、宇奈比壯士、乃又血沼壯士、云々、菟原壯



士云々壯士墓又陳努壯士十卷に、月人壯十六に、左佐良板壯士、又月讀壯士十卷に、月人壯子、また六卷に、八十友能壯者十卷に、月人壯、又七卷に、壯子などもあり、○任乃隨意任、字、古本には言と作り、そは其上に、御字のありしが脱たるにて、ミコトノマニマならむか、は、十三に、天皇之遣之萬々十七に、大王能麻氣乃麻爾末爾とあり、本居氏麻氣は、京より他國の官に令罷意にて、即まからせを約めて、麻氣とは云なり、史記南越傳に、天子罷參とあり、此訓にて、マケはマカラセなることをさるとるべしと云り、麻爾末爾は、後世まゝにといふことを、古は麻爾と云り、四卷に、大皇之行幸乃隨意六卷に、大皇之行幸之隨續紀廿五詔に、己可欲末仁、字鏡に、態、意、心、志、也、保、志、支、麻、爾、な、ど、あ、る、類、な、り、そ、を、疊、て、麻、爾、麻、爾、と、も、麻、爾、麻、と、も、古、語、に、多、く、云、り、○聞跡云物會は、聽入、從ふものぞとなり、聞とは、すべてしたしく身に受入るを云言なり、下よりして上に奏す事を受入らべなひ給ふを、伎許須といふは、聞賜ふといふことなり、伎許須は、伎久の伸りたるにて、聞賜ふといふ意になること、既く云たるが如し、上よりして下に宣事を受入、從ふをば、聞と云り、跡云は、輕く添たる辭のみなり、○歌意は朝廷に仕奉る壯士は何事にまれ、命のまゝに聽入、從ふものぞ、されば任たまふ事を大切に、かくからさ海路をわたるとも、心に怠無、よく忠勤を勵まし給へとなり、此は官船に從へる人の、和へたるなるべし、

〔右作者未審、但笠朝臣金村之歌中出也〕

集、字、舊本に无は脱たるなり、○拾穂本には、作者未詳、一云、笠朝臣金村之作也、とあるは、おぼつかなし、

安倍廣庭卿歌一首

雨不零殿雲流夜之潤濕跡戀乍居寸君待香光

雨不零は、略解に、雨不、二字は、霖の誤にて、こさめふりならむ、卷十六に、青雲のたな引日すら霖會保零とあり、と云り、さも有べし、和名抄に、兼名苑云、細雨、一名霖霖、小雨也、和名古左女、とあり、○殿雲流夜之は、殿は、多那に通ひて、多那曇るといふに同じく、雨雲の棚引合て、曇る夜の由なり、棚引をも、登能引とも云り、十三に、登能陰雨者落來奴、又棚雲利雪者零來奴、十七に、等乃具母利安米能布流日乎、十八に、等能具毛利安比豆安米母多麻波彌など見ゆ、之は乎字の誤寫なるべし、之乎相誤れる例多し、と中山、嚴水云り、夜乎は、夜なるものを、といふほどの意なり、上の寒朝開乎とある乎に同じ、○潤濕跡は、雨に潤濕たらば、心のまゝに、相見ることもかたからむとて、といふ意なり、跡はとての意なり、○戀乍居寸は、君を戀しく思ひつゝ、家に居けりといふなり、○君待香光は、もしは君が來ましもせむか、と待がてらといふなり、香光は、兼てする意、今の世にも、がてらといへり、俗に、かたぐといふに似たり、一卷、下山邊乃



御井乎見我互利の歌の下に委云り○歌意は雨の甚く零出なば潤濕て心のまゝに相見る事もかたからむとて出て行もせずしてもしは君が來ましもせむかと待がてら戀しく思ひつゝ夜を徒に明して家に居けりかくくもりありひて細雨のみそぼ零し夜なりしをかくあらむと知ませば出て心のまゝに逢べかりしものをさてもくやしき事といへるなるべし

出雲守門部王 思 京歌一首

門部王は上に出て傳其處に云り○一首の下に古寫一本に後賜姓大原真人氏也の九字あり

飯 海乃河原之乳鳥汝鳴者吾佐保河乃所念國

飯字海乃飯字拾穂本には飯と作り飯與飯同と字書に見ゆ飯字和名抄に出雲國意字於字郡府とあり字字舊本に無は落たること決し四卷此王歌に飯字能海之鹽干乃漁之云々とあるによりて補べし又廿卷讀岐守安宿王等集於出雲掾安宿奈杵磨之家宴歌に於保吉美乃美許等加之古美於保乃字良乎曾我比爾美郡都美也古敵能保流とある於保は於字を寫し誤れるにて同處なるべし名の由は出雲風土記に所以號意字者國引坐八東臣津野命詔入雲立出雲國者狹布之稚國在哉初國小所作故將作縫詔而云々今者國引詔詔而意字

社爾御杖衝立而意惠登詔故云意字とあり意惠は事を勞きて苦きを休息ふ時の聲なりさて惠は字延のつゝまりたる音にて上に字を帶る故におのづから後意字とはなれるなるべしと本居氏云り○河原之乳鳥は河原に住千鳥をいふ千鳥は多く河邊によみ合たり十九に夜具多知爾寢覺而居者河瀬尋情毛之奴爾鳴知等理賀毛ともよめりさて河原とは契沖も云し如く意字海に流れ入川をいふなるべし○吾佐保河乃は吾本郷の佐保河之といふなり吾といへるは本郷なれば親みてなり○所念國はおもはるゝことなるものをといふ意なり○歌意は意字の河原にすむ千鳥よ汝が鳴ばさらぬだに戀しき本郷の佐保河のいよゝこひしくおもはれて堪がたきものを心してさのみ鳴ことなかれといふ意を含めたるなり

山部宿禰赤人登春日野作歌一首并短歌

登春日野は山上にある野なれば登といへり荒木田氏が野字を山に改めしは中々に誤なるべし高圓の岑上の宮とも野上の宮とも云る例にてすべて山上に野あることを知べし廿卷題詞に各提壺酒登高圓野聊述所心作歌とも見ゆ○略解に是は相聞歌なればかく端詞あらむとおぼえず後人の書るならむと云るは甚あさはかなりすべて古は相聞にも何にも後世の如く地名にても何にてもわざと設て作ことはなく目のあたり其地其物に



ふれて作けるなれば、これも春日野に登て、戀情を催して、やがて其野のさまもて、思を發た

るにこそあれ、なほ下にもいふ、  
春日乎。春日山乃。高座之。御笠乃。山爾。朝不離。雲居多。奈引。容鳥能。間無數。  
鳴。雲居奈須。心射左。欲比。其鳥乃。片戀耳爾。晝者毛。日之盡。夜者毛。夜之盡。  
立而居而。念曾吾爲流。不相兒故荷。

春日乎は、枕詞なり、春日之霞といふ意に、云係たるなり、武烈天皇紀、歌に、播磨比能箇須我鳴須擬、繼體天皇紀、歌に、播磨比能賀須我能俱備々などあり、こゝは春日之といふべきを、之を乎に通云り、凡て之といふべきを乎と云る例、四卷に、味酒呼(味酒之なり)、三輪之祝我、十三に、御佩乎(御佩之なり)、劔池之、十一に、處女等乎(處女等之なり)、袖振山、十四に、可麻久良夜麻爾許太流木乎(木垂木之なり)、麻都等奈我伊波婆、十五に、伊能知乎(命之なり)、麻多久之安良婆、十八に、夜岐多知乎(燒太刀之なり)、刀奈美能勢伎爾、などある類なり、これらみな、之と乎と通はし云り、ざるゆゑをもしらで、世の人皆かにかくにまどふめり、○春日山は、和名抄に、大和國添上郡春日(加須加)とありて、名高き山なり、名の由縁は、姓氏錄、左京皇別、大春日朝臣、條云、仲臣令家重千金、委精爲堵、于時大鷓鴣、天皇(蓋仁德)臨幸其家、詔號糟垣臣、後改爲春日臣、とあり、この氏人の住めりしより、地名ともなれるにやあらむ、○高座之は、枕詞なり、契沖、天子の高御

座の上に、蓋をかけらるゝゆゑに、御笠の山といはむとて、高座のとはいへるなり、と云り、本居氏、高御座は天の御座と云むが如し、高とは天をいふ、たゞ高きよしには非ず、天皇の御座は、即高天原にして、天照大御神之まします御座を受傳へますよしをもて、高御座とは申すなり、と云るが如し、その高御座は、内匠寮式に、凡毎年元正前一日、官人率木工長上雜工等、裝飾大極殿高御座、蓋作八角、角別上立小鳳像、下懸以玉幡、每面懸鏡三面、當頂著大鏡一面、蓋上立大鳳像、總鳳像九隻、鏡二十五面云々、と見えたる如し、○御笠乃山は、既に二卷に出たり、春日山の中に、社あるかたに、すこしひき山をいふといへり、○朝不離は、朝毎にといはむがごとし、夕不離といへる類なり、○容鳥は、鳥名なり、此鳥のこと、未詳に考、知ず、猶品物解にいふ、○間無數鳴は、無間屢鳴なり、十九に、鷓鴣波之婆奈吉爾之乎(屢鳴にしをなり)、廿卷に、可治都久米於等之婆多知奴(穢著籠音屢立ぬなり)、この之婆てふ言を疊ねて、之婆之婆とも云り、石塚氏が、之婆之婆といふを略きて、之婆とばかりもいふぞ、と云りしは、本末を取たがへたる、言ざまなり、然るを之婆之婆とは、常にもいふを、之婆とばかりいふことは、今世には耳遠くなれるが如し、さて初句より此までは、雲居奈須云々、其鳥乃云々を、いひ興さむ料の序なり、○雲居奈須は、如雲の意なり、居の言に別に意なし、○心射左欲比は、既く出づ、○片戀耳爾は、倚偏に獨戀るばかりにといふ意なり、集中に多し、獨戀ともかけり、○晝者毛云々の四句は



既く二卷に出づ。○立而居而、これも集中に多き詞なり、立ても居てもものこゝろなり、十一に、立念居毛曾念とある意なり、舒明天皇紀に、立思矣、居思矣、未得其理と見えたり。○不相見故、荷は、相ぬ見なるものをの意なり、本居氏云、俗言に、おはぬ兒ぢやにといふに同じ。○歌意かくれたるところなし、契沖云、この歌はおもひかけたる人ありて、よまれたりと見ゆる歌なれば、第四の相聞の部に入ぬべきを、春日野にして野望の次物に感じてよまれば、こゝには載たるなるべし。

反調

高按之。三笠乃山爾。鳴鳥之。止者繼流。戀哭爲鴨。

高按之は、枕詞なり、長歌に云る如し、按、字、ク。ラと訓ことも既く云り、拾穂本には鞍と作り。○鳴鳥は、長歌の容鳥なり。○止者繼流は、契沖云、鳴やむかときけば、又鳴つぐによせて、戀する人も、人のきくをはかりて、しばしなきやめども、堪ずしてなかるゝを、かの鳥にたとふるなり、第十一に、君がきる三笠の山に居雲の立ば繼るゝ戀もするかも、同じやらの作なり。○戀哭爲鴨は、戀をもする事哉、といふ意なり、哭、字は、拾穂本には喪とかけり、然れどもモといふ辭に、哭、字をかけること、集中に例多し、哭、字を、モとよめるは、喪には哭するゆゑにや、と契沖はいへり、余考あり、後に云ふべし。○歌意かくれたるところなし。

石上乙麻呂朝臣歌一首

乙麻呂朝臣の傳は、上に委、云り、類聚抄に、右大臣從一位九子也とあり、

雨零者。將蓋跡念有笠乃山。人爾莫令蓋。霑者漬跡裳。

將蓋跡有念は、キナムトモヘルと訓べし、雨零ば、其時に蓋なむと、豫ておもへるよしなり。○笠乃山は、契沖が云る如く、三笠山なるべし。○人爾莫令蓋は、ヒトニナキシメと訓べし、後の心ならば、莫蓋しめ曾といふべきを、曾をいはざるは、古歌に多し、上に云り。○歌意は、雨零ば、其時に自己が蓋なむと、豫ておもへる笠の山ぞ、たとひ雨にぬれひづとも、他人に令蓋る事なかれと云るなり、宮地、春樹翁云、此歌は、譬喩にもあらず、唯三笠山の面白き景色なるを愛て、此山は、吾ひとりの物と見ひと、興じてよまれしなるべし。

湯原王芳野作歌一首

湯原王は、志貴親王の御子にて、春日王の弟などにや、後紀に、延暦廿四年十一月丁丑、壹志濃王薨、田原天皇之孫、湯原親王之第二子と見ゆ。

吉野爾有。夏實之河乃川。余杼爾。鴨曾鳴成。山影爾之氏。

吉野爾有は、吉野に在なり、春日爾在御笠山など云類なり。○夏實乃河は、九卷に、落多藝津夏身之河門、雖見不飽香聞、又大流乎過而夏箕爾傍居而淨河、瀨見河明沙などよめり、吉野にて



名高き河なり、○山影爾之氏は、唯山影にの意にて、之氏は、軽く添たる辭なり、○歌意かくれ  
たるところなし、

湯原王宴席歌二首。

秋津羽之袖振妹乎珠速奥爾念乎見賜吾君。

秋津羽は、契沖秋津は、蜻蛉なり、其羽のうつくしきに、妹が袖をよせていふとなり、仁徳天皇  
紀に、磐之媛、御歌に、夏蟲の火むしの衣、とよませたまふ類なり、と云り、十三に、蛾葉之衣浴不  
服爾とあるも、蜻葉之衣谷不服爾の誤なるべくおぼゆ、なほ彼處に云べし、○玉速、匣を運と  
作る例、外にもあり、は、枕詞にて、櫛笥の底の方を奥と云ば、奥といはむ料なり、○奥爾念乎は、  
奥設て、深く思ふ妹なるをのよしなり、○見賜吾君は、ミタマヘワギミと訓、吾君余といふ意  
なり、吾君は、こゝにては客人をさせり、今昔物語に、和君行て、利口にいひきかせよ、又和君門  
を開きて、いひこしらへよなどあり、○歌意は、奥設て、深く思ふ女なれば、常は奥深く秘置て、  
たやすく人に見せしめずてあるを、今日のあると設て、出して、蜻蛉羽の袖を振て舞しむる  
を、おもしろく見たまへ吾君よ、といふ意なり、三四一二五、と句を次第て意得べし、契沖云、宴  
席の歌なれば、客をもてなさむがために、秘藏の妓女あるひは妾などを出して、まはしめて、  
君がため何をがな、御なぐさみにと、此妹が袖をふらしむれば、よく御覽せよとなり、

青山之嶺乃白雲朝爾食爾恒見杼毛目頰四吾君。

青山は、名處にあらず、青葉之山とよめるに同じく、何處にまれた、青く繁りたる山を云、神  
代紀に、青山爲枯、此集一卷に、青香具山と見え、七卷には、青山葉茂山邊とよめり、○朝爾食  
爾は、朝に日にといふに同じ、食は來經の切、たる言にて、既く出、○目頰四吾君は、愛し吾君よ、  
といふ意なり、此は客人を愛てのたまへるなり、目頰四は、二卷にも、此上にも出たり、書紀神  
功皇后、卷に、皇后曰、希見物也、希見、此云、梅豆、遷志、履中天皇、卷に、希有、崇峻天皇、卷に、爰有、萬養  
白犬、云々、此、犬世所希聞、萬は人名なり、靈異記に、奇、ノヅラシ、字鏡に、貨、女、豆、良、志、佃、儻、女、豆、良  
之など見えたり、世に希なる物は、殊に人に愛しむる、より、多く希なる物をいふ事になれ  
り、希なるものをいふが本にて、それよりうつれるものと思ふは、あらぬ事なり、○歌意は、青  
山の嶺に、白雲のたなびける風景のおもしろくて、常に見れども見あかぬが如く、朝夕とな  
く、常住に見まわらずれども、あくよなく、愛しむる、吾君ぞと云るなり、

山部宿禰赤人詠故太政大臣藤原家之山池歌一首。

故太政大臣は、淡海公なり、持統天皇紀に、三年二月甲申朔己酉、直廣肆藤原朝臣、史爲判事、十  
年十月己巳朔庚寅、假賜直廣貳藤原朝臣不比等、資人五十人、續紀に、文武天皇二年八月丙午、  
詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之、四年六月甲午、勅直廣壹藤原朝臣不比等撰定



律令大寶元年三月甲子授正三位爲大納言慶雲元年正月大納言從二位藤原不比等益封八百戶元明天皇和銅元年正月正二位三月丙午爲右大臣元正天皇養老四年三月甲子有勅特加授刀賚人三十人八月辛未朔病賜度三十人癸未是日右大臣正二位藤原朝臣不比等薨云云大臣近江朝內大臣大織冠鎌足之第二子也十月壬寅就右大臣第宣詔贈太政大臣正一位廢帝寶字四年八月甲子勅曰其先朝太政大臣藤原朝臣者非唯功高於天下是復皇家之外戚是以先朝贈正一位太政大臣云々追以近江國十二郡封爲淡海公餘官如故云々懷風藻に贈太政大臣藤原朝臣史五首年六十三諸陵式に多武岑墓贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣在大和國十市郡見えたり大和志に多武岑墓南百步許建十三層石浮圖勅曰永仁六年立謂之峯塔傳云薦公冥福也と見ゆ按に故は贈字に改べし贈はオヒテタマヘルと訓べし天武天皇紀下に大錦上坂本財臣卒由壬申年之勞贈小紫位續後紀八卷詔に在唐天身罷太留判官藤原豐竝乎毛哀愍賜比追天冠位賜久度詔不云々贈在唐身亡判官正六位上藤原朝臣豐竝從五位上と見えたり○藤原家は高市郡藤原の別莊なるべし

昔者之舊堤者年深池之激爾水草生家里

昔者之は田中道麻呂説に者は看字の誤にてムカシミシなるべしと云るに従べし○年深はトシフカミと訓べしトシフカクとよめるは誤なり年を深く經たる故にの意なり○水

草生家里は君まさで蒨除る事もなければ水草の繁く生にけりといふなり水草は字の如く何にまれ水に生る草を云新古今集に絶ぬるか影だに見えは問べきをかたみの水は水草居にけり○歌意はかくれたるところなし契沖云河原院にて貫之の煙たえにししほがまのとよまれし心におなじ二卷に草壁太子の薨たまへる時舍人がよめる歌に御立爲之島之荒磯乎今見者不生有之草生爾來鳴とあると同類なり

大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌

大伴坂上郎女は佐保大納言大伴宿禰安麻呂卿の女にて旅人卿の妹稻公の姉家持卿の叔母にて又姑なり初一品穂積皇子に娶れ皇子薨賜へる後藤原朝臣麻呂不比等男妻となりて幾程なく麻呂薨られければ大伴宿禰宿奈麻呂に再嫁て田村大嬢坂上大嬢など生たり此郎女坂上里に家造りて居れける故坂上郎女と呼なせり久堅之天原從生來神之命奥山乃賢木之枝爾白香付木絲取付而齊戸乎忌穿居竹玉乎繁爾貫垂十六自物膝折伏手弱女之押日取懸如此谷裳吾者祈奈牟君爾不相可聞

生來はアレコシと訓べしアレの言は既く出づ生字を書るは所生は阿禮と切れる故に生を阿禮と訓ばなりされど阿禮は直に生る義には非ず阿禮はこの世に現出るをいふ言に



て、現人神といふ、現と同言なり、大伴氏、遠祖天、忍日命は、高皇產靈尊の五世の孫にして、初邇邇藝尊の日向高千穂峯に天降し、時に、御前に立して從駕し神にて、其かみ高天原よりして名高く、世にいちしるかりければ、天原より現出來しといふなり、○神之命は、此は其神に向ひて、白す言なれば、神之命よといふ意なり、さて此は、左註に、供祭大伴氏神とあれば、遠祖天忍日命なり、命は尊稱にて、古事記に、八千矛神、自ら夜知富許能加微能美許登と歌ひ給ひ、集中五卷に、多良志比咩可尾能彌許等、六卷に、吾皇神乃命、十九に、和多都民能可味能美許等、などあり、凡て上代には、父命、母命、名兄命、妻命、弟命、なども云り、○賢木之枝爾は、櫛枝になり、賢木は、今世にいふ櫛なり、岡部氏が賢木は、一の樹の名にはあらで、たゞ常葉なる木を、眞榮樹といひしなり、とあるを從て、古事記傳にもしるされたれど、しからず、佐可樹といふ名も、榮樹の義にはあらず、賢木と書るは、賢は借字にて、狹清明樹なるべし、狹は、例の眞に通ふ言にて、狹男牡鹿などの狹なり、さてこの樹は、いと清淨なる樹にて、往古より、もはら供神料に用ひしなり、なほ甚委く、品物解に云、○白香付は、十二に、白香付木綿者花物とあり、本居氏云、大平が考に、白香付は、集中三所にありて、皆白香とのみ書て、白髪とは書る所なし、されば白髪の意にはあらで、白紙なるべし、奈良の比より、木々に取そへて、白紙をも切かけて著たりけむ、されば白紙を添付る木綿といふ意にて、白香付木綿とは云なるべし、さて

十九に、白香著朕裳裾爾鎮而將待とあるは、木綿にはあらで、たゞ白紙なるべし、白紙をしらがと云は、白髪の場合に同じと云り、○木綿取付而は、木綿は、古語拾遺に、令長白羽神、種麻以為青和幣、令天日鷲神、以津咋見神、穀木種殖之、以作白和幣、是木綿也、已上二物、一夜蕃茂也、豊後國風土記に、速水郡袖富郷云々、此郷之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰袖富郷と見ゆ、栲皮もて造るものなるをしるべし、取付は、取とは、手して物する事にそへいふ言、付は、櫛枝に著るなり、十七に、之良奴里能鈴登里都氣底ともよめり、さて賢木に木綿著ることは、古事記に、天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而云々、於下枝取垂白丹寸手青丹寸手云々、とあるをはじめて、往々見えたり、○齊戸乎は、齊字、拾穂本には齋と作り、但集中には、齊齋通用たり、小補韻會にも、齊莊皆切同齋と見えたり、齊忌齋をにて、清淨なる清器をいふ、書紀に、嚴齋忌齋など云る類なり、古事記孝靈天皇條に、於針間水河之前、居忌齋而云々、崇神天皇條に、於丸邇坂居忌齋而云々など見ゆ、齋は、仁賢天皇紀に、齋此云倍と見え、貞觀儀式大嘗、用度に、淡路國御原郡、齋十口、各受一斗五升など見ゆ、○忌穿居は、古は地を齋清め穿て、齋の下方を埋みて、居置ながらに酒を造て、神に供進れ、は、かくいへり、十三に、齊戸乎石相穿居竹珠乎無間貫垂天地之神、祇乎曾吾祈土佐國の神社のかたはらに、豐を穿居たるが、や、舊き年數を歴たりと見ゆるが、こゝかしこにあるは、齊穿居しものとおもはる、なり、本居氏、今時も土



中より上代の瓦器をほり出ることありありて見るに底圓くて直に居れば傾きまろ  
 女なりと云り○竹玉は舊説に竹をつぶくと切て糸に貫て神に奉るものなりといへり  
 本居氏云もとは神代紀に云る五百箇野鷲八十玉篋にて玉を緒に貫て小竹に著て神を齋  
 ふことに用ひたるならむをや後に成て玉の代に竹をくだの如く切て緒を貫けるなる  
 べし竹玉を八十玉篋のこととして其竹に著たるを竹玉を繫に貫垂とはいひがたし○繁  
 爾貫垂は下挽歌に竹玉乎無間貫垂十三或本歌に竹珠呼之自二貫垂とあり○十六自物は  
 枕詞なり既く出づ○膝折伏は二卷に鹿自物伊波比伏管とあるに同じ猪鹿の類は膝を折  
 て伏ものなれば云り續後紀十九興福寺僧長歌に狹牡鹿乃膝折反とも見ゆ此は敬伏のさ  
 まなり○手弱女は古事記にもかく書り訓は十五に多和也女とあるに據べし手は手字の  
 意ともいふべけれどさにはあらじ唯添いふ辭和也は弱なり古事記倭建命御歌に多和夜  
 賀比那とあるも美夜受比賣の手弱肘を云るなりさて此下に手弱寸女有者とよめる如く  
 男を正荒男と云に對て云る稱ぞ和名抄に手弱女人太平夜米とありこれによりて書紀集  
 中などにもタヲヤメと訓るはや後に訛れる言によれるひがことぞ○押日取懸は押  
 日は意會比と通ひて襲覆を約めたるなりさて其狀は後世の婦人の被衣などの如く頭よ  
 り被て衣の上を掩ひ下は襦まで垂ると見ゆさて其は上代に男女共に人に誰と知れじと

面貌を隠す料の服と見えたりさて女は常にも人に見ゆることを恥て貌を隠す物にしあ  
 ればいつとても著たるなるべし然るを奈良の頃などになりては男の著ることは既く絶  
 て女の古の禮服の如くなりて神を祭るときなどにのみ著けるなるべしとなは委く古事  
 記傳十一に見えたり取は上の取付の取に同じ懸は被る事なり○如此谷裳は常にかく  
 でにもといふが如し十四に可久太爾毛久爾乃登保可波奈我目保里勢牟と見えたり○吾  
 者祈奈牟祈字折に誤今は異本に従は吾者乞禱なり○君爾不相聞はいかで君に逢ねか  
 しと希望意なり不可聞(不は借字のみにて字意には非ず奴は希望辭の禰の通るなり)とい  
 ふ言の例上に云り十卷に霞發永春日戀暮夜深去妹相鳴とある妹相鳴に全同いひさ  
 まなり○歌意かくれたるところなし如此までに敬禮をさしはめ心を盡して乞禱白せばそ  
 の驗ありていかで君に逢ねかしとなり

反歌

木綿疊手取持而如此谷母吾波乞嘗君爾不相鳴

木綿疊は六卷に木綿疊手向乃山乎十二に木綿牒手向乃山乎などあり疊は古事記海宮條  
 に美智皮之疊敷八重亦純疊八重敷其上坐其上云々倭建命條橘比賣命の海に入座處に以  
 菅疊八重皮疊八重純疊八重敷于波上而下坐其上云々齋宮式に祓料云々短帖一枚云々大



嘗祭式に云々狹帖短帖云々掃部寮式に寮官人授云々御帖等云々試延曆寺年分度者座料云々萬野席帖三枚云々集中に薦疊などあり是等は座に敷疊なり今は其にはあらで木綿を重疊みたるを神に捧て奉るを云るなるべし主計式に疊綿二帖云々越中國調白疊綿二百帖大藏省式賜蕃客例に疊綿二百帖など見えたり○吾波乞音は吾者乞禱なり○歌意かくれなし

〔右歌者以天平五年冬十一月供祭大伴氏神之時聊作此詞故曰祭神歌〕

筑紫娘子贈行旅歌一首娘子字曰兒島

註の六字は古寫本古寫一本に従つこは六卷に太宰帥大伴卿上京時娘子作歌二首ありて其左註に于時送聊府吏之中有遊行女婦其字曰兒嶋也於是娘子云々自吟振袖之歌とある其娘子なり歌詞も全彼兒島が口風なり

思家登情進莫風候好爲而伊麻世荒其路

思家登は家と思ふとてといふなり登はとての意なり○情進莫は本郷を思ふとて歸らむいそぎに情すさびして強てあらき濤風を凌濤ぎ賜ふなどいふなり進はすすむといふに同じ○風候候字舊本俟に誤古寫本古寫一本拾穂本等に從つは順風を伺候ひてと云なり雄略天皇紀に候風とあり○好爲而伊麻世は伊麻世は既く云り俗に御無難に御出被成と

いふに全同じ○荒其路は浪風の荒き其海路なり四卷贈驛使歌に周防在磐國山乎將超日者手向好爲與荒其道こは山道を云り○歌意かくれたるところなし

登筑波岳丹比真人國人作歌一首并短歌

丹比真人國人は續紀に天平八年正月辛丑正六位上多治比真人國人授從五位下十年閏七月癸卯爲民部少輔と見ゆ

雞之鳴東國爾高山者左波爾雖有朋神之貴山乃儕立乃見杲石山跡神代從人之言嗣國見爲筑羽乃山矣冬木成時敷時跡不見而往者益而戀石見雪消爲山道尙矣名積叙吾來並二

雞之鳴は枕詞なり既く出づ○東國といふ由は既く二卷に云り○左波爾雖有は多に雖在なり○朋神(朋字舊本明に誤)は二竝の峯はやがて男女二柱神にましますゆゑにかく云り(高きを男神と申し短さを女神と申すとぞ)九卷大伴卿登筑波山時長歌に男神毛許賜女神毛千羽日給而神名帳に筑波山神社二座(一名神大一小)續後紀に承和九年十月壬戌奉授常陸國无位筑波女大神從五位下三代實錄に貞觀十二年八月廿八日授常陸國從四位上筑波男神正四位下從四位下筑波女神從四位上男神女神の事なほ九卷に常陸風土記を引て委云べし○儕立は儕等也と見へたり九卷長歌に二並筑波乃山とある是なり○見杲石山跡



は、(泉は、カウの音を轉じて、借るなり)見之欲山となり、見之欲は、上に委云り、跡は、常の語、辭の跡なり、○冬木成、契沖、この下に、二句おちたるべし、今こゝろみに、二句をおきなば、春さりくれど白雪の、といふべしと云り、今案に、冬木成は、集中の例、春の枕詞にのみ用ひたれば、實に二句のおちたりしこと、決し、さてこの契沖が補へる中、春去來は、さも有べし、白雪乃時敷時跡は、白雪の時敷零しく時としての意とは、開ゆれども、いさゝかいひたらはぬ詞なり、猶熟考べし、○時敷時跡は、時ならぬ時としての意なり、○不見而往者は、見ずて過行ばの意なり、○益而戀石見は、彌益りて戀しからむとしての意なり、この戀石見の見の辭は、一格にて、からむとてと意得る例なり、古來この用格の意をよく辨へたる人なくして、一首の大概を誤し、ことも多かり、この例は、此下に、足日本能石根許其思美管根乎、引者難三等標耳曾結焉、引ば難からむとて、標のみゆふなり、四卷に、今夜之早開者爲便乎無美、爲便が无からむとてなり、秋百夜乎願鶴鴨、十五に、伊毛爾安波受安良婆須敷奈美(上に同じ)、伊波爾布牟、伊故麻乃山乎故延豆曾安我久流、廿卷に、之良奈美乃與曾流波麻倍爾和可例奈波、伊刀毛須倍奈美(上に同じ)、夜多妣蘇豆布流、など猶甚多し、委くは、既く總論に云り、今は、其一つ二つを擧つ、○雪消爲は、雪きえするの約れるなり、此詞にて思へば、二月の頃登れるなるべし、○山道尙乎は、つねに山道をさへといふ意なり、雪消して、登行がたき山道をさへといふなり、○名積敘吾來並二

(並字、舊本前に誤、今は古寫一本に従つ、二字、古寫本拾穂本等に、一と作るは誤なり)は、難てそ、吾來にしといふなり、名積は、既く云り、並二は、過去し方をいふ辭なり、並二を、シの假字に用るは、重二二二など書るに同じ、○歌意かくれたるところなし、

反歌

筑羽根矣。四十耳見乍。有金手。雪消乃道矣。名積來有鴨。

四十耳見乍(四十古寫本には冊とかけり、それもあしからねど、集中の例、四十を冊と作るこゝと、外になし)は、外目にのみ見ながら、といふなり、よそにといふべきを、にをいはざるは、古語なり、○有金手は、不得在而にて、在に得堪ずての意なり、○名積來有鴨は、難來ける哉なり、キケの切ケとなるゆゑに、ケルといへり、集中に、辭のケリケルに、來字をかけるも、これを借たるなり、書紀に詣至來歸などを、マウケリとよめるも、參來けりの意なり、略解に、來るを略きて、けるとは云り、と云るはいかゞ、既く一卷にも云り、○歌意は、筑波岳の勝景を、外目にのみ見ながら、過行むとすれど、さて在には得堪ずて、雪消して、通難き道を凌ぎて、難みて登り來にける哉となり、

山部宿禰赤人歌一首

吾屋戸爾韓藍種生之。雖干不懲而亦毛。將時登曾念。



韓藍種生之韓字舊本には幹と作り今は拾穂本に従つ種字拾穂本又異本に蘇と作るはいかゞなりはカラキマキオホシなり韓藍は品物解に委云○歌意は韓藍を女にたとへたるにてはやくより思を懸し女のこと成ざりしに懲ずして又も思をかくるよしなり此歌譬喩歌なり混れてこゝに入しものなるべし

仙柘枝歌三首

柘枝は仙女の名なり下にいふさてこは柘枝を詠る由にて柘枝が歌といふにはあらず霰零吉志美我高嶺乎險跡草取可奈和妹手乎取

霰零は枕詞なり契沖云霰零吉志美とつゞくることは霰零音のかしましきといふことなりかときと通じまともと通ずるなり第七第廿にあられふりかしまといふは和名抄に肥前國柘島郡柘島木之萬景行天皇紀に秋七月辛卯朔甲午到筑紫後國御木居於高田行宮時有楓樹長九百七十丈焉云々有一老夫曰是樹者歷木也嘗未楓之先當朝日暉則隱柘島山當夕日暉覆阿蘇山也天皇曰是樹者神木故是國宜號御木國と見えたり○險跡は險さの意にて跡は助辭なり○草取可奈和は草取は險阻地を行に落まじき料に草を取ることなり可奈和は荒木田氏可彌手を寫誤れるなりと云り○歌意は柘島嶺の甚く險阻が故

に取草に草を取て登らむと思へど草を取事をも得爲ずして妹が手を取と云るなり此歌は古事記に速總別王女鳥王と倉崎山を越賜ふ時の御歌に波斯多豆能久良波斯夜麻袁佐賀斯美登伊波迦伎加泥豆和賀豆登良須母とあるを取て所々詞を換て柘島曲に用ひたるなり柘島曲とは肥前國風土記に柘島郡有一孤山名曰柘島郷閩女士每歲春秋登望樂飲歌舞歌詞曰阿羅禮符縷香資麼加多愷塙嵯峨紫彌占區縷刀理我泥底伊謀我堤塙刀縷是柘島曲とあり今は全此歌なり

〔右一首或云吉野人味稻與柘枝仙媛歌也〕

舊本に歌也に引つゝきて但見柘枝傳無有此歌と註せり仙覺などがしるせるものなるべし味稻は懷風藻には美稻と作り柘枝傳は仙媛柘枝が傳説を載たる書名なり亡て世に傳はらずさてこの一首は柘枝仙女に與りたる歌なるべき謂さらになし混れしものなるべし

此暮柘之左枝乃流來者梁者不打而取香聞將有

柘之左枝は柘は桑類なり委は品物解に云左枝は眞枝と云むが如し○梁者不打而梁字類聚抄には擘と作り梁は和名抄に毛詩注云梁魚梁也和名夜奈唐韻云籍取魚箔也漢語抄云夜奈須とありさてその魚梁を河湍に儲置を打と云りそはまづ河湍を塞擱して塞て其水の集り落る處に杙を立て竹床を造りそれに留る魚をとるその竹床を梁といひそは多く



杖を打て造る故に、梁打とはいふとぞ、十一に、安太人乃八名打度瀬速神武天皇紀に、及縁水西行、亦有作梁取魚者、梁此云椰奈、とあり、○歌意は、或人云昔の人は、よくこそ梁を打て、柘枝を得たれ、今時は、梁は打ずてあれば、たとひ柘の流來るとも、取得さらむかとなり、

〔右一首〕

一首の下に、舊本には、此下無詞、諸本同の七字あり、古寫本古寫一本等にはなし、こは仙覺などが、注せるものならむ、もとより詞の脱たるなるべし、

古爾梁打人乃無有世伐此間毛有益柘之枝羽裳

梁打人、梁、字、古寫本に櫻、類聚抄に柳と作るは、いかならむ、は、美稻をさせるなるべし、○無有世伐、伐、字、類聚抄活字本等に、代と作るは、誤なり、は、無ありせばといふなり、○此間毛有益は、コ・ニ・モ・アラ・マシと訓べし、○柘之枝、羽裳は、その柘枝はもと尋ね慕ふ意なり、羽裳の辭は、既に云り、○歌意は、本居氏古に川上に梁打て、と、いひし人のなかりせば、此あたりまでも、其柘は流來てあらましを、といふならむと云り、抑この柘枝、仙媛のこと、傳なければ、其詳なることは、知べからず、大かたのありし様をおしはかりていは、むかし吉野の美稻といひしは、吉野川に梁を打て、鮎を取て、世のわたらひせし人なりけり、或時この人、例の梁を打てありしに、柘の枝の流來て、その梁にかゝりしを、取歸て家に置たりしが、美麗き女になりて、遂

に夫妻のかたらひをなし、老ず死ずて、其住しが、遂に當世國に飛去にし、といふことの、ありしなりけり、この柘枝と、美稻がこと、端々ものに遺存をこゝにしるしおきて、考の備とす、懷風藻に、太宰、太貳、正四位下紀、朝臣男人、七言、遊吉野川、萬丈崇巖削成秀、千尋素濤逆折流、欲訪鐘池越潭跡、留連美稻逢樓洲、從三位中納言丹墀、真人廣成、五言、遊吉野山、山水隨臨賞巖巖、逐望新朝看、度峯翼、夕亂躍潭鱗、放曠多幽趣、超然少俗塵、栖心佳野城、尋問美稻津、七言、吉野之作、高嶺嵯峨多奇勢、長河渺漫作迴流、鐘地超潭豈凡類、美稻逢仙同洛洲、從五位下鑄鏡長官高向、朝臣諸足、五言、從駕吉野宮、在昔釣魚士、方今留鳳公、彈琴與仙戲、投江將神通、柘歌泛寒渚、霞景飄秋風、誰謂姑射嶺、駐蹕望仙宮、贈正一位太政大臣藤原朝臣史、五言、遊吉野二首、飛文山水地、命爵薛蘿中、漆姬控鶴舉、柘媛接莫通、煙光巖上翠、日影浪前紅、翻知玄圃近、對翫入松風、夏身夏色、古、秋、津、秋、氣、新、昔者同、汾后、今之見、吉、賓、靈、仙、駕、鶴、去、星、客、乘、查、遼、渚、性、枉、流、水、素、心、聞、靜、仁、紀、朝、臣、男、人、五、言、扈、從、吉、野、宮、鳳、蓋、停、南、岳、追、尋、智、與、仁、曠、谷、將、孫、語、攀、藤、共、許、親、峯、巖、夏、景、變、泉、石、秋、光、新、此、地、仙、靈、宅、何、須、姑、射、倫、正、五、位、下、圖、書、頭、吉、田、連、宜、五、言、從、駕、吉、野、宮、神、居、深、亦、靜、勝、地、寂、復、幽、雲、卷、三、舟、鷺、霞、開、八、石、洲、葉、黃、初、送、夏、桂、自、早、迎、秋、今、日、夢、澗、々、遺、響、千、年、流、大、伴、王、五、言、從、駕、吉、野、宮、應、詔、山、幽、仁、越、遠、川、淨、智、懷、深、欲、訪、神、仙、迹、追、從、吉、野、河、契、沖、云、諸、足、の、詩、に、在、昔、釣、魚、士、と、ある、に、あ、は、す、れ、ば、美、稻、は、梁、な、ど、打、て、わ、た、ら、ひ、せ、し、も、の、と、見、え、た、り、淡、海、公、の、御



詩に、漆姫とあるは、七姫にや、漆姫もし七姫ならば、第十六に、竹取翁が、九箇の仙女にあへる類なるべし、續後紀十九、興福寺僧等奉賀天皇四十寶算長歌に、柘之枝乃由求禮波佛許會顯成志多倍云々、常世島國成建天、到住美聞見人波、萬世能壽遠延倍津、故事爾云語來留三吉野爾有志熊志禰天女來通豆、其後波蒙譴天、臣禮衣著豆飛爾支度云是亦此之島根乃、人爾許會有岐度云那禮云々、熊志禰は、即味稻なり、宇と久と韻通へり、など見えたり、

〔右一首若宮、年魚麻呂作〕

若宮、年魚麻呂は、傳未詳ならず、八卷にも見えたり、

羈旅歌一首并短歌

海若者靈寸物香淡路島中爾立置而白浪乎伊與爾回之座待月開乃門從者暮去者鹽乎令滿明去者鹽乎令干鹽左爲能浪乎恐美淡路島磯隱居而何時鴨此夜乃將明跡侍候爾寢乃不勝宿者瀧上乃淺野之雉開去歲立動良之率兒等安俳而撈出牟爾波母之頭氣師

海若は、海神なり、轉りては、海をも云ことなれど、こゝは直に、海神をさして云り、○靈寸物香は、靈妙なるもの哉となり、○淡路島は、上に見えたり、○中爾立置而は、海中に、令立置てなり、○伊與爾回之は、伊與は、本居氏、こは四國を總て云りと聞ゆ、古事記に、伊豫之二名、島とある

は、阿波讀岐伊豫土佐の四國を總たる名なり、是本は、一國の名なるが、大名になれること、筑紫のことといへり、回之は、モトホシと訓て、めぐらしといふに同じ、既く出、○座待月は、枕詞なり、後のものに、十七夜月を、立待月、十八夜月を、座待月、十九夜月を、宿待月と云り、古もさぞ有けむ、さて契沖もいひし如く、此門に到りて此歌よめるが、十八日などにもや、ありつらむ、○鹽乎令干は、シホヲヒシムと本居氏の訓るに従べし、こゝにて、上の靈寸物香の詞を結めり、さてはじめより、これをでのこゝろは、四國と明石と相むかひ、其海中に淡路島立り、さてその海邊の白浪は、四國の方に回ゆくなり、かくて明石と淡路との間、一里餘ありて、それを明石の迫門といふ、此迫門を西に離て、播磨灘あり、この灘に、鹽の満溜ありといへり、このゆゑに、明石の門より、鹽を令滿令干とは云るなり、○鹽左爲は、既く云り、荒木田氏が、鹽左爲は、鹽先動なり、と云りしは、いかにあらむ、○浪乎恐美は、浪が高く、恐さ故にの意なり、○磯隱居而は、島陰の磯邊に、船がかりして、風浪を候ふさまなり、○何時鴨は、未來のことを、待遠に思ふ時にいふ詞なり、五卷に、伊都斯可母京師乎美武等、意母比都々迦多良比袁禮騰云々、又何時可毛比等々奈理伊豆天安志家口毛與家久母見牟登云々、十二に、客在而戀者苦辛何時毛京行而君之目乎將見、十八に、何時可毛都可比能許牟等、末多須良無心、左夫之苦云々、などあるを考合べし、○侍候爾(舊本、侍候を、侍從に誤今改)は、サモラフニと訓べし、二卷に、雖



侍候佐母良比不得者七卷に、大御船竟而佐守布高島之六卷に、風吹者浪可將立跡伺候爾都多乃細江爾浦隱居八卷に、伺候難之廿卷に、安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等佐毛良布等和我乎流等伎爾書紀に、候風など見ゆ、○寢乃不勝宿者寢字古寫本には寢拾穗本には寐と作りは、宿難ぬればの意なり、カタヌは、無不勝といふことのつゞまれるにて、不勝の反なるが如く聞ゆれど、然らず、奴は、那爾爾の通へる辭にて、畢竟は、難宿ぬればてふ意なり、既に委云り、○瀧上は、瀧水の上といふなるべし、瀧は、明石の近隣にあるなるべし、(契冲が瀧の上は、あさきものなれば、淺野とつゞけたりと云れど、さにはあらず)○淺野之雉は、淺野は、地名なるべし、國人に尋明むべし、雉は、和名抄には、木々須、一云、木之とあれど、古くは、(古事記書紀)みな吉藝斯と云り、十四にも、吉藝志とあり、猶品物解に云、○開去歲は、夜が明ぬるとてなり、歲は、借字にて、トは、とての意、シは、例のその一すぢなるを思はせたる、助辭なり、○立動良之は、飛立鳴動ぐらしといふなり、本居氏、動は、たゞ鳴聲の聞ゆるを云、集中、鳥獸の聲にも何の音にも、多くよめり、動字、響字などをよめりと云り、皇極天皇紀、童謠に、阿婆努能枳々始騰余謀作儒とあり、さてこゝは、此鳥の鳴を聞て、夜の明ぬることを知るなり、十三に、野鳥雉動左夜者明此夜者旭奴、また古事記八千矛神御歌に、佐努都登理岐藝斯波登與牟とあるも、夜の明るを歎て宣へるなり、○幸兒等は、舟人を幸ひ立るなり、○阿倍而撈出牟は、九卷に、湯羅乃前鹽乾

爾禰良志白神之磯浦箕乎敢而撈動とあるに同じ、安倍の言は、此上にも云り、○爾波母之頭氣師は、庭も静けしにて、海上の平和なるをいふ、庭は、既に云り、○歌意かくれたるところなし、

反歌。

島傳敏馬乃埼乎許藝廻者日本戀久鶴左波爾鳴。

島傳は、島々の際を經傳ふを云、十三に、二梶貫磯撈回乍島傳雖見不飽とあり、○許藝廻者は、漕めぐればと云が如し、廻は、既に云り、○日本戀久は、大和の本郷の方の、戀しく思はれて、といふなり、○歌意かくれなし、鶴多に鳴を聞て、本郷思べる旅情最もあはれにこそ、

〔右歌若宮年魚廣誦之、但未審作者〕

萬葉集古義三卷之中終



萬葉集古義三卷之下

譬喻詩

譬喻詩は、タトヘウタと訓べし、古今集序に、四にはたとへ歌とあり、すべて物に喩て、思を陳たるを云るにて、此集中なるは皆戀歌なり、なほ首卷に委云り、

紀皇女御歌一首

紀皇女は、天武天皇の皇女にて、御傳二上に云り、

輕池之、洳回、往轉留、鴨尙爾、玉藻乃於丹、獨宿名久二

輕池は、大和國高市郡にあり、書紀に、應神天皇十一年冬十月、作輕池とあり、○洳回、往轉留、洳字、舊本納に誤、拾穗本に従は、ウラミモトホルと訓べし、洳回は裏のめぐりを云、池に云るは、二卷に、勾池を、水傳磯乃浦回乃石乍、自とよめるに同じ、モトホルはめぐることなり、字鏡にも、遷轉也、毛止保留とあり、○鴨尙爾、爾は毛字の誤なるべしと或説に云り、然るべし、次に引十五歌にも、可母須良母とあり、こは常に、鴨さへもといふに同じ意なり、○獨宿名久二は、

雌雄配宿て、獨宿はせぬことなるものをといひて、自が獨宿を歎給へるなり、十五に、可母須良母都麻等多具比互和我尼爾波之毛奈布里會等之路多倍乃波彌左之可倍氏字知波良比左宿等布毛能乎、此下に、水鴨成二人雙居ともよめり、○歌意かくれたるところなし、六帖に、かるの池の入江めぐれる鴨だにも玉藻の上に獨宿なくにと載たり、

造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌一首

造筑紫觀世音寺は、續紀に、和銅二年二月戊子、詔曰、筑紫觀世音寺、淡海、大津、宮御宇天皇奉爲後、岡本、宮御宇天皇、誓願所基也、雖累年代、迄今未了、宜太宰商量專加檢校、早令營作、又云、養老七年二月丁酉、勅僧滿誓、俗名從四位上笠朝臣麻呂、於筑紫、令造觀世音寺、と見ゆ、此時の事なり、○別當は、カミと訓べし、造寺使の長官なり、○沙彌滿誓が傳は、此上に云り、

鳥總立、足柄山爾、船木伐、樹爾伐、歸都安多、良船材乎

鳥總立は、上野國神名帳といふ物に、多胡郡鳥總、明神あり、此神名今の歌の鳥總に由あることか、又夫木集七に、卯花も神のひぼろきときてけりとふさもたわにゆふかけて見ゆ、と有、此とふさいか、尋ぬべし、十七にも、登夫佐多底船木伎流等伊有、字は、布の誤なり、能登乃鳥山云々と見えたり、鳥總は、いと意得がてなれど、嘗に云ば、鳥總と書るは、借字にて、材を割、拆料の器名にはあらざるにや、袖中抄にも、とふさたてとは、たづさたてと云る詞なりと云



り、たづきは、鑑なり、土佐、國幡多郡、方言に手斧を、ともものと云り、この登は、敏鎌の敏にて、敏物と云こと、聞えたれば、登夫佐は、敏物拆といふにて、材を拆、器を古し、か稱し事の有しなどにもやあらむ、立とは其器を振立る謂なり、さて此一句は、次の足柄山と云へは直に續かず、船木伐といふへ係る詞なること、上に引る十七の歌を考て知べし、○足柄山は、相模、國足柄郡にある山なり、相模風土記に、足柄山の杉を伐て、船に造りけるに、その足のいと輕かりければ、山名とせるよし見えたり、○樹爾伐歸郡、伐、字、類聚抄に代と作るは、わろし、は、本居氏のキニキリニキツと訓べし、舟材にといふべきを、上にゆづりて、舟の言を略けるなりと云り、按、に、百千鳥千鳥者、雖來、茅草刈、草刈、婆可爾など云る、皆同例なり、○安多良船材乎、材、字、拾穂本には、木と作り、は、惜、船材なるものをの意なり、アタラは、古書どもに、惜、怯などの字をよめり、安多良某と云る例は、古事記仁德天皇御歌に、阿多良須賀波良雄略天皇紀、歌に、阿拖羅陀具彌幡夜、また、阿拖羅須彌幡などあり、又古事記に、離田之阿埋溝者地矣、阿多良斯登許會我那勢之命、爲如此、集十卷に、秋芽子戀不盡跡、念雖思惠也、安多良思、又將相八方十三に、安多良思吉君之老落惜毛、此等皆、惜、字、意なり、○歌意は、吾物にせむと思ひて心をつくせし女を、他人のものにしたるを、をしめる事を譬へたるにて、わが船材に爲むと思へる材なる物を、他人の伐て去つるがいたくをしきこと、云るなり、或説に、これは滿誓が俗にて在し時

の歌を、出家して後に、聞て、造筑紫云々とは載しならむと云り、さも有べし、

太宰大監 大伴宿禰百代梅歌一首

太宰大監は、オホミゴトモチノオホキマツリゴトヒトと訓べし、和名抄に、判官本朝職員令二方員品等所載云々、太宰府曰、監云々、皆萬豆利古止比止とあり、職員令に、大監二人、掌、札判府内、審署文案、勾稽失察、非違、義解云、謂巡察所部、非違、其諸國、判官察、非違、亦同此義也、少監二人、掌同大監と見えたり、○大伴、宿禰百代は、續紀に、天平十年閏七月癸卯、外從五位下大伴宿禰百世爲兵部少輔、十三年八月丁亥、爲美作守、十五年十二月辛卯、始置筑紫鎮西府、云々、外從五位下大伴、宿禰百世爲副將軍、十八年四月癸卯、從五位下、九月己巳、爲豐前守、十九年正月丙甲、正五位下と見えたり、

鳥珠之其夜乃梅乎 手忘而不折來歌里思之物乎

手忘而は、手は添たる辭にて、た忘てといふなり、○歌意は、女を梅に喩たるにて、かくれたるところなし、但し忘れて逢ず來しといは、ひは、あま、り、淺はかなる思にて、さは有まじき理なれば、實は障る事ありて、密遇事も得せざりしを、甚く悔るなれど、ふと忘れてあはず來し如く、さらぬ體にもてなして云るなるべし、

滿誓沙彌月歌一首



不<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>見<sup>ス</sup>十<sup>ト</sup>方<sup>ト</sup>孰<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>戀<sup>フ</sup>有<sup>ル</sup>米<sup>ト</sup>山<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>末<sup>ト</sup>爾<sup>ト</sup>射<sup>テ</sup>狹<sup>ク</sup>夜<sup>ヲ</sup>歷<sup>ル</sup>月<sup>ヲ</sup>乎<sup>カ</sup>外<sup>ニ</sup>爾<sup>ニ</sup>見<sup>テ</sup>而<sup>シ</sup>思<sup>フ</sup>香<sup>ト</sup>。

不戀有米は、米は牟字の誤にて、コヒザラムなりと本居氏云り、月のいまだ出ぬほどは、誰か戀しく思はざらむ、誰も待戀るといふ意なり。○山之末は、山の末端なり、山際といふとは、異れり、四卷に、山羽、六卷に、山之葉、十一、十六に、山葉、十五に、山乃波などあり。○射狹夜、歷月乎、狹字、舊本棟に誤、古寫本に従、は、既く云り。○外爾見而思香、爾字、拾穂本には无、は、香は希望、辭にて、いかで外にだにも見まほしといふなり。○歌意は、女を月にたとへたるなり、本居氏、此歌三四二一五と句を次第で見べし、山の端にいさよふ月を、誰戀ざらむ、見えずとも、外に見てしかなり、結句は、よそながらも見まほし、といふなりと云り。

金明軍歌一首。

金明軍は、旅人卿の資人なること、下にいたりて見ゆ、本居氏云、新羅國金氏多ければ、彼國人なるべし、奈良の頃までは、西蕃歸化の人も多く、又その子孫なども、いまだ皇朝にて、姓を賜らぬ限は、本國にての姓を用ひ、名も蕃様の、字音の名なるが、ありしなり、されば此、明軍も蕃人歟、又その子歟、孫歟、たしかにはしりがたし。

印結而我定義之住吉乃濱乃小松者後毛吾松。

我定義之は、吾物と定めてしといふ意なり、六卷に、百船純乃定而師、十卷に、天驗常定大王な

どあり、義之は、集中テシといふに、かく書る處多し、本居氏云、義之は、義之の誤なり、七卷、十卷、十一卷には、テシの假字に、大王と書るを合見るに、から國の王義之は、手の師といふことぞ、さて義之を大王といひ、其子獻之を小王と云ることあれば、この大王も同意なり。○歌意は、女を子松にたとへて、標結て吾物と定てしからは、行すゑいつまでも吾松ぞといへるなり。

笠郎女贈大伴宿禰家持歌三首。

笠郎女は、未詳ならず、金村が族なるべしと云り。○大伴、宿禰家持、此人の作、歌卷々に往々出たる中、八卷秋、雜歌に、大伴家持秋、歌四首云々、とありて、左に註して、右四首、天平八年丙子秋、九月作、と見えたる、これ當集に、此人の歌作、る年序を記したる事、の見えたるは、はじめなり、此ほどは、若年にして、未官には、任れざりしなるべし、かくて五年を歴て、十七に、天平十三年四月三日の歌三首ありて、右内舍人大伴、宿禰家持、從久邇、京報送弟書持、と記し、又天平十六年甲申春二月、安積、皇子薨之時、内舍人大伴、宿禰家持、作歌六首、と見えれば、其ほどは、内舍人にめされてありしなり、内舍人は、續紀に、文武天皇大寶元年六月、始補内舍人九十人、於太政官、列見云々、とある、これ内舍人を補れしは、はじめなり、職員令に、内舍人九十人、掌帶刀、宿衛供奉、雜使、若、駕行分、衛前後、とあり、さて三代實錄貞觀十年正月十八日の處に、諸内舍人、皆是豪家、年少云々、と見え、軍防令に、凡五位以上、子孫、年廿一以上、見無役任者、毎年京國官司、勘檢知



實限十二月一日并身送式部申太政官簡檢性識聰敏儀容可取充內舍人三位以上子不在簡限以外式部隨狀充大舍人及東宮舍人とあるにてそのほどは年も廿一歳以上にて且形容も端正しかりしほども知れぬまた集中に娘子等に念はれて贈答へたる歌往々見えたるにてその美貌を賞愛されしこともおもひやられたりさて同じ十七年正月に五位を授はれるそれまでは六位にて内舍人なりしと見えたりかくて始終の履歴は續紀に天平十七年正月乙丑正六位上大伴宿禰家持授從五位下十八年三月壬戌爲宮内少輔六月壬寅爲越中守天平勝寶元年四月甲午朔授從五位上此集十九に勝寶三年七月十七日遷任少納言とあり紀文には漏たり六年四月庚午爲兵部少輔十一月辛酉朔爲山陰道巡察使天平寶字元年六月壬辰爲兵部大輔此集廿卷に天平寶字元年十二月の歌ありて左に右中辨大伴宿禰家持とあり其次に同二年正月の歌ありて右中辨大伴宿禰家持但依大藏政不堪奏之也とあり大藏政は右中辨の職なりこのほど右中辨になられてありしを紀文には漏たるなり二年六月丙辰爲因幡守六年正月戊子爲信部中務大輔八年正月己未爲薩摩守神護景雲元年八月丙午爲太宰少貳寶龜元年六月丁未爲民部少輔九月乙亥爲左中辨兼中務大輔十月己丑朔授正五位下二年十一月丁未授從四位下三年二月丁卯右中辨從四位下大伴宿禰家持爲兼式部員外大輔五年三月甲辰爲相模守九月庚子爲左京大夫同日爲兼上總守六年

十一月丁巳爲衛門督七年三月癸巳爲伊勢守八年正月庚申授從四位上九月丙寅內大臣從二位藤原朝臣良繼薨云々與云々大伴宿禰家持等同謀欲害大師於是云々以告大師皆捕其身下更驗之對曰良繼獨爲其首他人曾不預知於是強劾大不敬除姓奪位居二歳仲滿謀反云云九年正月癸亥授正四位下十一年二月丙申朔伊勢守正四位下大伴宿禰家持爲參議甲辰爲右大辨天應元年四月壬寅右京大夫右大辨を誤れるか正四位下大伴宿禰家持爲春宮大夫癸卯授正四位上五月乙丑爲左大辨春宮大夫如故八月甲午正四位上大伴宿禰家持爲左大辨兼春宮大夫先是連母憂解任至是復焉（頭註履歴復任參議）十一月己巳授從三位延暦元年閏正月壬寅左大辨從三位大伴宿禰家持云々等五人職事者解其見任散位者移京外並坐川繼事也氷上真人川繼謀叛の事になり川繼は鹽燒王の子なり五月己亥參議從三位大伴家持爲春宮大夫六月戊辰爲兼陸奥按察使鎮守將軍二年七月甲午爲中納言春宮大夫如故三年二月己丑爲持節征東將軍四年八月庚寅中納言從三位大伴宿禰家持死死字類聚國史并舊本三卷末大伴氏履歴には薨と作り薨後名を除かれたるによりて紀には死と作るなるべし祖父大納言贈從二位安麻呂父大納言從二位旅人云々死後二十餘日其屍未葬大伴繼人竹良等殺種繼事發覺下獄案驗之事連家持等由是追除名其息永主等並處流焉とありしかるに文粹二卷三善清行意見請加給大學生徒食料事とある處に給罪人伴家持越前



國加賀郡沒官田一百餘丁云々、以充生徒、食料、號曰勸學田云々、承和年中、伴善男、訴家持、無罪返給加賀郡勸學田云々、これにても罪をかゝふられしことは、佞者の讒に出しこと知れたり、かくて類聚國史三十四に、延曆二十五年三月辛巳、勅、緣延曆四年、事記流之輩、先已放還、今有所思、不論存亡、宜叙本位、復大伴宿禰家持、從三位大伴宿禰永主、從五位下云々、と見えたり、さて此集廿卷末に、天平寶字三年春正月一日、因幡國廳にて、國郡司等を饗賜へる宴時に、家持、卿の作る歌を載て、卷を終られたり、かくてその年より、延曆四年八月、彼、卿の薨られたるまで、凡廿六年の久しき間には、彼、卿の作れし歌も、なほ多くありけむを、此集に續て編集し人もなかりしに依て、失て世に傳はらずなりにけむは、まことにうらめしく、をしむべき事にぞ有ける、これを思ひても、いよゝゝ此集の、又なく貴くめでたく、彼、主の勞功のいみじきほどをも思ふべし、もし此集世に微りせば、何によりてか、上古の手ぶりをばうかゝふべき、かにもかくにも、仰ぎ慕ふべきは、彼、主の神靈になむ、

託馬野爾生流紫衣染未服而色爾出來

託馬野は、近江國坂田郡にあり、十三に、師名立都久麻左重方と見ゆ、文德天皇實錄に、仁壽二年二月、授近江國筑摩神從五位下、式部式に、凡内膳司、近江筑摩御厨長、歷六年、爲限、後六々撰に、あふみにかありといふなるみくりくる人くるしめのつくま江の沼など見えたり、○衣

染は、コロモシメと訓べし、染をシメと訓は、古事記八千矛神御歌に、斯米許呂母、染衣なり、齋宮式忌詞に、經稱染紙とあるを、儀式帳に、志目加彌とあり、又古典の中に、綵帛をシミノキスとよめるも、シミは染なり、又集中、染を令の借字にも、多く用ひたり、○未服而、未、字、類聚抄に主と作るは、わろし、は、契り置たるのみにて、未、親く相婚ざるを、比へたるなり、○歌、意は、紫、汁をとりて、未、衣を染て著ざるうちに、はや色に出にけりと云るにて、契り置たるのみにて、未、親く逢ざるに、まだきにあらはれたるを、たとへたるなり、

陸奥之眞野乃草原雖遠面影爲而所見云物乎

眞野乃草原は、和名抄に、陸奥國行方郡眞野とある地なり、草をカヤと訓よしは、既に委云り、○雖遠は、トホケドモと略解に訓る宜し、舊本に、トホケレドと訓るは、つたなし、とほけれど、もを、とほけどもといふは、古語の例なり、四卷に、遠鷄跡裳とあり、○面影爲而の爲而は、軽く添たる辭にて、面影に所見といふなり、かく軽く爲而の辭を添たる例は、此下に、君爾戀痛毛爲便奈美蘆鶴之哭耳所泣朝夕四天八卷に、雨晴而清照有此月夜又更而雲勿田菜引など、なほ多かり、○所見云物乎は、見ゆる物をといふ意なり、云は、軽く添たる辭なり、○歌、意は、草原を宿禰にたとへたるにて、遠く隔りて座すほども、しばしもわする、問なく、常に其、面影の目前にかゝりて、戀しく思はる、物を、まして、近き間に在むをば、常に相見まほしく、戀しく



思はざらひやは、といふ意を含めたるなり、  
奥山之磐本菅乎。根深目手結之情忘不得裳。

磐本菅乎は、磐根に生たる菅をといふなり、現存六帖に、我戀は人もかよはぬ奥山の磐本菅のしげる頃かな、又戀わびぬ逢夜もかたし奥山の磐本菅のねのみなかれて菅は、品物解に委云乎はもしは、之字の誤にはあらざるか、此までは、根深をいはむ料の序なり、○根深目手は、根深く懇到にの意なり、元可法師集に、契りのみさもあさゝはのみわこ菅なに根ふかめて思ひ初けむ、○歌意は、根深く、ねもころにいつまでも、かたみにかはらじ、と結びかためし情は、忘れむと思へど、しばしもわするゝことを得ぬよとなり、

藤原朝臣八束梅歌二首

藤原朝臣八束は、古寫本註に、八束後名真柄房前第三子とあり、續紀に、天平十二年正月庚子、正六位上藤原朝臣八束授從五位下、十一月甲辰、從五位上、十三年十二月己亥、爲右衛士督、十五年五月癸卯、正五位上、十六年十一月庚辰、從四位下、十九年三月乙酉、治部卿、二十年三月廿二日、參議兼式部大輔、勝寶四年四月辛卯、爲攝津大夫、六年正月壬子、從四位上、寶字元年八月庚辰、正四位下、二年八月甲子、參議正四位下中務卿藤原朝臣真柄等奉勅改易官號、三年六月庚戌、正四位上、四年正月丙寅、授從三位、同日爲太宰帥、六年十二月乙巳、湖爲中納言兼信部卿、

(中務)八年九月丙午、正三位、天平神護元年正月己亥、授勳二等、二年正月、爲大納言、三月丁卯、大納言正三位藤原朝臣真柄薨、平城朝、贈正一位太政大臣房前之第三子也、真柄度量弘深、有公輔之才、起家春宮大進、稍遷、至正五位下式部大輔兼左衛門督云々、天平末、出爲大和守、勝寶始、授從四位下、拜參議、累遷信部卿兼太宰帥、寶字四年、授從三位、更賜名真柄、本名八束、八年、至正三位勳二等兼授刀大將、神護二年、拜大納言兼式部卿、薨年五十二、と見えたり、

妹家爾開有梅之何時毛何時毛將成時爾事者將定

妹家爾を、イモガヘニと訓は、五卷に、伊母我陸爾、十四に、伊毛我敵爾などある、假字書の例に従つ、家をへとのみいふは、五卷に、和我爾とあり、我家なり、○何時毛何時毛は、契沖こゝはいつなりとも、といふ心なり、此集に、川上のいつ蕩の花のいつも、といふみ、六帖に、八雲立いづもの浦のいつも、といふよめるには、心たがへりと云り、十一に、道邊乃五柴原能何時毛何時毛人之將縱言乎思將待とあるに、こゝは同じ、○將成時爾は、實の成なむ時にといふなり、女の信實に諾はむ時に、といふこゝろなり、○事者將定は、夫婦の契を定めむとなり、○歌意は、女を梅に譬へたるにて、かくれたるところなし、

妹家爾開有花之梅花實之成名者左右將爲

之は、その一すぢなることを、おもく思はせたる助辭なり、○歌意は、いかに心いられしても、



よらせずは事あやまちなむ、されば女の眞實に諾はむ時を、一すぢに待てこそ、ともかくも事定をせめと云るにて、上のと、詞を少し歌ひ換たるのみなり。

大伴宿禰駿河麻呂梅歌一首。

駿河麻呂は、續紀に、天平十五年五月癸卯、授正六位上大伴、宿禰駿河麻呂、從五位下、十八年九月癸亥、爲越前守、寶龜元年五月庚午、從五位上大伴、宿禰駿河麻呂、爲出雲守、十月己丑朔、正五位下、甲寅、授肥後守、正五位下大伴、宿禰駿河麻呂、正五位上、二年十一月丁未、從四位下、三年九月丙午、爲陸奥、按察使、即日、授正四位下、四年七月甲午、以正四位下大伴、宿禰駿河麻呂、爲陸奥國鎮守將軍、按察使及守如故、六年九月戊午、爲參議、十一月乙巳、授正四位上、勳三等、七年七月壬辰、參議正四位上、陸奥、按察使兼鎮守將軍、勳三等大伴、宿禰駿河麻呂、卒、贈從三位、贈施三匹布、一百端、など見えたり。

梅花開而落去登人者雖云吾標結之枝將有八方。

開而落去登は、心變ひしぬ、といふことを、たとへたり。○歌意は、梅花散ぬと世人は云ど、吾標結置し、梅枝にてあらむやは、その梅には非じと云るにて、喻へたる裏の心は、女の心變せしと人は云ども、我兼て深く契交せし女の、心のかはるべきよしなければ、それはわが契りし女のことにはあらじ、さばめて人たがひなるべしと云なり。此人坂上家の二娘と、婚娶の約

を爲しに、今はた他女にあひて、かねてちぎりしにたがひて、彼二娘をうとみさまになれるよなど、人のいふをきよて、二娘も思ひたゆみたるけしきを見て、さることもあらむや、と母の郎女などの、宿禰に打かすめ云る時に、我心變すべからねば、女の心のかはるべきよしなし、それはさばめて、他女のことなるべし、と作て告たるなるべし、八卷大伴家持贈紀郎女歌に、瞿麥者咲而落去常人者雖言吾標之野乃花爾有目八方とあるは、今とよく似たり。

大伴坂上郎女宴親族之日吟歌一首。

坂上郎女は、此上に云り、この郎女に二女あり、その弟娘を、駿河麻呂の懸想せるによりて、母もゆるさむとせしを、男更に他女に心をよすと聞て、宴日の席に、駿河麻呂もありければ、此歌を作て口吟しなり。下云、大伴宿禰駿河麻呂、同坂上家之二娘、歌とあり、家持は、兄娘を得、駿河麻呂は、弟娘を得て、相聲なり。

山守之有家留不知爾其山爾標結立而結之辱爲都。

山守は、駿河麻呂の、他方にて契れる女にたとふ。○其山は、直に駿河麻呂をさせり。○標結立而は、駿河麻呂を、吾聲ぞと、心にしめ結おきし意なり。○歌意は、駿河麻呂の、他方にて約れる女の有とも知で、駿河麻呂を、吾聲ぞとしめ置し、そのしるしなくて、今更そのしめ結し辱を見つとなり。



大伴宿禰駿河麻呂即和歌一首。

山主者蓋雖有吾妹子之將結標乎人將解八方。

山主(主)字守と作る本もあり、前の歌をうけていへるにて、意は同じ、○蓋雖有は、蓋は、若といふに同じ、既く委云り、真には山守はあはるべくもなし、よしや、若山守はありとも、といふなり、○我妹子は、母の郎女を云なり、○人將解八方は、人解むやはと云むが如し、人解はせじといふ意なり、○歌意は、縦人はいかにいふとも、我妹子(母娘女)が吾を解ぞとおもほして、結び標なれば、人はほゞき隔つることはあらしむと云るなり、

大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首。

坂上家之大嬢は、大伴宿禰宿奈麻呂の女にて、母は坂上郎女なり、四卷に坂上大嬢、是右大辨大伴宿奈麻呂、卿之女也、母居坂上里、仍曰坂上大嬢と見えたり、大嬢といへるは、長女のごよしなり、すべて長子を大と云は、中昔の物語書に、第一にあたる女を、大い君とも、大い子とも云るに同じ、かくてこれは、實は田村大嬢の妹なれば、大嬢と云ること、いかゞなれど、坂上家に居れし女子にては、第一の女なりけるが故に、長女になすらへて、大嬢と呼て、其妹を、第二女になすらへて、坂上二嬢と呼なせるなるべし、  
朝爾食爾欲見其玉乎如何爲鳴從手不離有牟。

朝爾食爾は、上に云り、俗に、不斷常住、といふ意におつる詞なり、○欲見は、ミマクホシケキと訓べし、(ミマクホリ)スルとよめるは、いみじくわろし、○其玉は、大嬢をたとふ、○從手不離有牟は、テユカレザラムと訓べし、手をはなさずあらむといふ意なり、玉は手に纏て飾装ふものなれば、かく云り、○歌意は、不斷常住に見まほしく思ふ其玉を、いかにしてか、手をはなさずにあらむ、いかで常に手に纏て弄びたきものなるを、と大嬢を玉に比へて云たるなり、四卷坂上大嬢贈大伴家持歌に、玉有者手二母將卷乎鬱瞻乃世人有者手二卷難石とあり、○此間に、佐伯宿禰赤麻呂贈某娘子歌と有て、其歌も有つらむを、共に漏脱しならむ、

娘子報佐伯宿禰赤鷹贈歌一首。

赤鷹は、傳未詳ならず、續紀に、天平年間以來、佐伯宿禰淨麻呂といふ人見えて、清麻呂とも書たり、神代紀に、赤心と見えれば、赤麻呂をキヨマロと訓て、淨麻呂と同人かといふ説あれど、おぼつかなし、

千磐破神之社四無有世伐春日之野邊粟種益乎。

神之社四は、赤麻呂の心かよはす女に譬ふ、四は、その一すぢを、おもく思はする處におく助辭なり、○無有世伐(伐)字、活字本に代と作るは誤なり、は、無ありせばと云が如し、○粟種益乎は、粟を種まし物をと云るにて、粟といふに、會意を相帯ていひたるなり、十六に、寸三二粟嗣



(寸三)は稷なるを君に會嗣てふ意に帶云り)とあり、さて粟は神代紀にも粟田見え、神武天皇御歌にも阿波布とよませ賜ひ阿波國も粟に縁る名、此集十四に左奈都良能乎可爾安波麻伎とも見えて、古は世に多く作れりし物なる故、歌にも常に作ならはせり、なほ委きことは品物解に云を見て考べし。○歌意は春日野に粟を種まほしく思へども、其を領給ふ神の社のましませば、おそれて粟を得まかずといひて、君にもしかく、のたまへば、吾夫とさだめてあらまほしけれども、はやくさきより契り給ふらむ人のあれば、その人をおそれて、得うけひき侍らずといふなり。

佐伯宿禰赤鷹更贈歌一首

春日野爾粟種有世伐待鹿爾繼而行益乎社師留鳥

粟種有世伐は粟を種て有せばと云るにて、粟に會意を帶たる事上の歌の如し。○待鹿爾は、シ、マチニと訓べし、略解に、まつしかにと訓て、その云る如くならば、粟を待はむ鹿の如く、類に繼ても通はむものをと云るなりと云るは、甚非し、待鹿とのみ云て、待はむ鹿とは、いかできこゆべき、粟喫に來る猪鹿を待窺ひて繼て行むといふ意なり、七卷に、足病之山海石榴開八岑越鹿待君之伊波比孀可聞、十三に、射日立十六待如床敷吾待公犬莫吠行年などあるを考合べし。○社師留鳥、鳥字を拾穂本には乎と作り、又異本には留鳥二字を、怨焉と作

り、共にいかなり、は、甚意得難なるを、強て思ふに、留は怨とある本に依に、有字の草書、をちと寫誤れるなるべく、鳥は侶字の草書、をちと寫誤れるなるべし、七卷に、事不問侶、十卷に、夜目見侶、さらばヤシロシア、リトモと訓べし、師は例のその一すぢなることにいふ助辭なり、此上の歌の、山守者蓋雖有と、心詞似通へるをも、合思べし、(本居氏の鳥は戸母の誤ならむと云れど、戸字は、かくさまの辭に、用ひたるもめづらしく、はたよしやそれまでもなく、社知ともといひては、こゝろゆかず、一首の意も味なし、又荒木田氏が、怨焉とある本に依て、ウラメシとよめるは、彌わろし、なほ次にいふを味見て、その説々の協ざるを知べし)○歌意は、神社しなくば、春日野に粟種ましを、とのたまふが、其社は、われはいさまだしらず、よし知はありとも、もし真にしかおもはせるにて、粟を種給ひてあらば、その粟をもち喫猪鹿を待うか、ひに、吾は朝夕繼て往つゝ、粟をそこなはしめず、大切にしていふものを、さはのたまへども、信には粟を種給ふ心はあらじ、たま言のなぐさ、にのたまふことのみならむといひて、たとひ吾心をかよはす女の、他にありとも、それにはさはらじ、君だにうけひきたまは、吾は繼てまかましものをと云るなり。

娘子復報歌一首

吾祭神者不有大夫爾認有神曾好應祀



吾祭は、本居氏の、アハマツルとよまれし、信に然り、略解に、神者の神は、社の誤にて、わがまつるやしろは、あらず、とあらむかた、穩なりと云るは、いかにぞや、扱は一首の意、いかにとも聞べき様なし、○認有神曾は、ツキタルカミゾと訓べきにや、さらば寄屬たる神ぞの意なり、二卷にも、神曾著常云とあり、字書に、認識物也、と見えたり、常に物書識すを、書つくといひ、又ただつくるとのみも云ば、古もしかありけむか、さらば認、字を、ツクとよみつらむから、こゝにも借、て書るにや、あらむ、猶考、べし、略解に、齊明天皇紀、歌に、いるし、を都那遇かはべのとあるを、卷、十六に、認河邊と書たり、これによれば、こゝもつなげるとよまむか、といへるは、かたはらいたし、いかでか、神をつなぐとは云む、○歌の意は、上に、社し有とも繼て行交しを、と云るをも、なほうけがはずして、又されて云る女情なり、吾はその祭り給ふべき神にはあらず、もとより君に屬たる神を好して、祭り給べきことぞと云て、われをその妻とはいかでかなし給はむ、そこにはもとより、心かよはし給ふ女のあるなれば、それをよくして、かたらし給へとなり、

大伴宿禰駿河麻呂、同坂上家之二嬢歌一首。

二嬢は、オトイラツメと訓べし、大伴宿禰宿奈麻呂の女にて、母は坂上、郎女、上に出たる坂上大嬢の妹なり、實は第二女には、あらざれども、坂上家にては、第二女になすらへて、二嬢と呼

なせるなるべし、

春霞春日里之殖子水葱苗有跡云師柄者指爾家牟。

春霞は、枕詞なり、春霞霞むといふ意に、春日にいひかけたり、○之字、類聚抄には、无、舊本には、爾とあり、今は古寫本、古寫一本、拾穂本等に從つ、○殖子水葱は、十四に、可美都氣努伊可保乃奴麻爾、宇惠古奈宜とあり、品物解に、委云、(現存六帖に、苗代の田づらのあぜの殖子水葱をくて、ふ種にとりやませけむ、本居氏云、殖は、集中に、宇惠竹、又古事記倭建命、段、歌に、宇惠具佐などある、宇惠と同じく、人の殖たる由には、あらで、植りたる意なり、古事記白檮原宮、段、御歌に、多知曾婆能、微能とある、多知の言と同意なり、(夫木集に、里近き淀の河邊のうゑ柳はつえよぢをりかづらせよ兒等とある、うゑも同じ、○苗有跡云師、云、字、異本には、三と作り、此に依ば、ナヘナヲトミシと訓べし、(いづれにもあるべし、)契冲云、なへとは、稻に限らず、草も木もおしなべて、少きほどをいへど、いつとなく、稻にのみ云ならへり、此集には、猶みしま菅、未、苗なりともよめり、○柄者指爾家牟、柄、字、異本には、枝と作り、は、枝さし長て、よきほどになりつらむと云るなり、○歌意は、春日里の殖、小水葱は、未、稚くて、なほ苗のほどなりと人の云しを、此ほどは、や、枝さし長て、よきほどに成つらむ、早く探て食ふべき時節至りぬ、と云るにて、二嬢のまだ片生と云しを、此ほどは、や、長つらむと思へば、今は相婚むのこゝろをたとへて、



よみておくれるなり、

大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首。

石竹之其花爾毛我朝旦手取持而不戀日將無。

其花爾毛我其花にもがなと希望へる意なり、○不戀日將無は、不愛日无からひの意なり、こゝの戀は、目前に憂つゝ、愛著する意なり、二卷に、衣有者脱時毛無吾戀とある戀に同じ、既く委云り、○歌意は、大嬢は、石竹の花にてもがな有かし、さらば常に手に取持て、日々に賞愛むべきを、と云るなり、

大伴宿禰駿河麻呂贈同坂上家之大嬢歌一首。

贈同云々の八字あるべきが、諸本になきは、漏たるなるべし、

一日爾波千重浪敷爾雖念奈何其玉之手二卷難寸。

千重浪敷爾は、敷爾をいはむとて、千重浪を設云り、敷爾は、類になり、十三に、百重浪千重浪敷爾言上吾爲とあり、下に云る玉とは、海にかづきとる鯉玉の類にて、そのよせに浪を云るなるべし、但し浪は借字にて、浪敷を、シク、とも訓ひか、十三に、浪雲乃愛妻跡とあるも、浪雪の誤にて、浪をシキに借りて書りと見ゆればなり、されど此は、浪はなほナミなるべし、○歌意は、たゞ一日の中に、千重浪のしきる如く、頻敷に得まほしく思へども、何の故にか、其玉の手

に、糖がたかるらむと女を玉に譬へて云るなり、

大伴坂上郎女橘歌一首。

橘乎屋前爾殖生立而居而後雖悔驗將有八方。

橘は、二嬢に譬へたり、○屋前爾殖生拾穂本には、前を戸殖を植と作りは、ヤドニウエオホセとよみて、その屋前に令殖生よと令せたる意なり、○立而居而は、既く出づ、こゝは後に立て悔居て悔とも意なり、○驗將有八方は、嗚呼かひあらむやはあらじ、といふ意なり、驗は既く云り、こゝは契冲が書紀に、何益を、ナニノシルシカアラムとよめるを引たる、其意なり、八は、後世の也波の也、方は、歎息辭なり、○歌意は、はやくそなたの物と領給へ、嗚呼他人の手折行なば、後に悔給ふとも、益はあらじとて、駿河麻呂に、二嬢を遇せむと、そゝのかしたてて、よめるなるべし、

大伴宿禰駿河麻呂和歌一首。

大伴云々の八字あるべきが、諸本になきは、漏たるなるべし、(拾穂本に、作者未詳とあれど、決して駿河麻呂なり、

吾妹兒之屋前之橘甚近殖而師故二不成者不止。

吾妹兒は、母郎女をさせり、○屋前之橘前字、拾穂本には、戸とあり、は、二嬢を譬へたるなり、○



甚近は、兼て契りたる意をそへたり。○殖而師故二殖字拾穂本には植と作りは、殖てし物をの意にて、我物に傾たるをそへたり。○不成者不止は、事成就せずしては止まじと云なり。成とは、此上に、將成時爾とある成におなじ。○歌意は、郎女の二嬢を兼て吾が娶むと契り置たる物を、事成就せずしては止まじといふ意を譬へたるなり。

市原王歌一首

市原王は、安貴王の子なり。六卷に見ゆ。續紀に、天平十五年五月癸卯、無位市原王授從五位下。勝寶元年四月丁未、從五位上。二年十二月癸亥、正五位下。寶字七年正月壬子、攝津大夫。四月丁亥、爲造東大寺長官と見えたり。

伊奈太吉爾伎須賣流玉者無二此方彼方毛君之隨意

伊奈太吉は、和名抄に、陸詞曰、顛頂也。顛頂上也。訓伊奈太岐字鏡に、髻柴鬢三同結髮伊太々支顛頂也。顛也伊太々支などあれど、伊奈太吉と古は云るなるべし。すべて、奈と太と通云る事、例多し。神代紀に、鬘鬘神名帳に、備後國安那郡多祁伊奈太伎佐耶布都神社など見たり。さて此は冠頂を云るなるべし。冠頂に玉著る事は、貞觀儀式に、元正禮服制云々、親王四品已上冠者、漆地金裝、以水精三顆、琥珀三顆、青玉五顆、交居冠頂云々。諸王諸臣一位冠者、漆地金裝、以琥珀五顆、綠玉六顆、交居冠頂云々。臣一位云々。二位三位冠者、漆地金裝、以琥珀五顆、綠玉五顆、交居冠頂云々。四位云々。以琥珀五顆、綠玉六顆、交居冠頂云々など、猶其形くはし

顛白玉一顆、交居冠頂云々、四位云々、以琥珀五顆、綠玉六顆、交居冠頂云々など、猶其形くはし。く見えたり。既に二卷下に、委云るを見て、考合べし。○伎須賣流は、本居氏云、伎は著にて、笠を著るなど云著に同じ。須賣流は、統有なり。神代紀に、御須麻流玉といふに、統字を書り、但すぶるを、俗言にすべると云とは、用様異れり。統有の意にて、統て有なり。○無二は、本居氏、たぐひ無と云むが如し。統たる玉のたぐひなきよしなり。玉の數を云には非ずと云り。土佐日記に、皆人々女少者、顛に手を當て喜ぶこと二なし。落窪物語に、ねたういみじき事二なしなどある皆同じ。源氏物語薄雲に、このおとこの君の世にふたつなき御形容ながら、云々とも見えたり。○此方彼方毛は、此も本居氏の考に従て、カニモカクニモと訓べし。○歌意は、たぐひなき君一人を思ふからは、とまれかくまれ、君が意のまゝに隨ひなむといへるにやあらむ。

某歌二首

舊本左の二首、下挽歌の標中、和銅四年三穂浦にてよめる、二首の次に入たるは、混亂たるなるべし。且題詞も脱しものなり。

人言之繁比日玉有者手爾卷以而不戀有益雄

比字拾穂本に此と作るは誤なり。○玉有者は、二卷に、吾戀君玉有手爾卷持而吾戀。四卷に、玉有者手二母將卷乎鬱瞻乃世人有者手爾卷難石などあり。○歌意は、玉の如く、めでたくうつ



くしき其妹が眞の玉ならば人のものいひのしげくて逢難き頃者手玉になして手に纏持て外ながら戀しく思ひつゝのみは、あるまじきものとなり十二に、人言繁時吾妹、衣有裏服、矣とあるに意同じ、

妹毛吾毛清之河乃河岸之妹我可悔心者不持

妹毛吾毛は、毛は三ながら物を相對へて云詞にて、妹も吾も、かたみに二心なく、底清きといふことを清之河にいひ續けたり。○清之河は、二卷に、飛鳥之淨之宮とも有て、飛鳥の清御原の河にて、いはゆる飛鳥河なるべし。○河岸之は、悔をいはむ料の序なり、岸よりのつゞきは崩る意、受たる意は悔なり、十四に、可麻久良乃美胡之能佐吉能伊波久叙乃伎美我久由倍伎己許呂波母多自とあるも同じ。○心者不持は、十卷に、雨零者瀧都山川於石觸、君之摧情者不持、十一に、左不宿夜者千夜毛有十方我背子之、思可悔心者不持、ともよめり。○歌意は、吾のみならず、妹も妹のみならず、かたみに打あひて、二心なく底清ければ、後に悔べき心をば、更に持まじとなり、

大網公人主宴吟歌一首

大網公人主、網、字、舊本には綱と作り、今は古寫本類聚抄拾穂本等に從つ、は、傳未詳ならず、大網公、姓は、姓氏錄左京皇別大網公、上毛野、朝臣同祖、豐城入彦命、六世孫、下毛君、奈良弟、眞若君

之後也と見ゆ、續紀にも此氏見えたり、

須麻乃海人之鹽燒衣乃藤服間遠之有者未著穢

須麻は、攝津國矢田郡にありて、かくれなし。○鹽燒衣は、六卷にも、爲間乃海人之鹽燒衣乃奈禮名者香とあり。○藤服は、藤もて織たる布にて、賤者の服なり、十二にも、大王之鹽燒海部乃藤衣云々と見えたり。契沖、藤を布に織たるを、奥山の山がつなど、さきおとりとも、藤こぎぬともいふめりといへり。○間遠之有者は、マドホクシアレバと訓べし、間遠は、上よりのかゝりは、古今集に須麻の海人の鹽燒衣箠を荒み、間遠にあれや君がさまさぬとある、箠をあらみがよき注なり、と契沖云り、之は例のその一、すぢなるを、思はせたる助辭なり。○未著穢は、間遠く隔り居て、未狎親かぬと譬へたり。○歌意は、間遠く隔り居る故に、未狎親かずて、逢難きよしを、藤服に譬へたるなり、此は當時宴席に吟へたるにて、古歌なるべし、新古今集に、なれ行ばうき世なればや須麻の海人の鹽燒衣間遠なるらむ、此は古今集に本づけるなるべし、

大伴宿禰家持歌一首

足日本能石根許其思美菅根乎引者難三等標耳曾結鳥

足日本能は、契沖云、足日本能といひても、山に用る故に、山乃石根といふ心につゞけたり、○



石根許其思美は、石根の凝々しき故にの意なり、許其思は既に云り、○引者難三等は、引ば難からむとの意なり、難からむといふ意を、難三といふ例は、既に云り、○標耳曾結鳥、鳥字、舊本鳥に誤れり、古寫本拾穂本等に從つ、異本には焉と作り、鳥は焉と通て、徒に添て書るのみなり、例多しは、引得る事は難からむとて、標ばかりを結て、他人に得させしとするよしなり、○歌意は、石根凝々しさに、直に引得ることこそ難からめ、他人には得させしと、標結廻すと云て、得がたき女なれども、遂には我物とせむと、かねて用意する意を譬へたるなり、

挽歌

上宮聖德皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御作歌一首

上宮聖德皇子は、上宮はウヘノミヤと訓べきよし、古事記傳に甚委く論へり、書紀に、推古天皇元年夏四月庚午朔己卯立厩戸豐聰耳皇子爲皇太子云々、橋豐日(用明)天皇第二子也、母皇后曰穴穗部間人皇女皇后懷妊開胎之日巡行禁中當厩戸而不勞忽産之云々、父天皇愛之令居宮南上殿故稱其名謂上宮厩戸豐聰耳太子、二十九年春二月己丑朔癸巳夜半厩戸豐聰耳皇子命薨于斑鳩宮是月葬上宮太子於磯長陵諸陵式に、磯長墓橋豐日天皇之皇太子名云聖德、在河内國石川郡兆城東西三町南北二町守戸三烟と見えたり、○竹原井は、河内國大縣郡なり、續紀に、養老元年二月壬午天皇幸難波宮丙戌自難波至和泉宮庚寅車駕至竹原井

頓宮天平十六年九月庚子太上天皇行幸珍努及竹原井離宮寶龜二年二月庚子車駕幸交野辛丑進至難波宮戊申車駕取龍田道還到竹原井行宮など見えたり、○一首の下に、古寫本類聚抄等に、懸田宮御宇天皇代懸田宮御宇者豐御食炊屋姫天皇也諱額田諡推古といふ注あり、

家有者妹之手將纏草枕客爾臥有此旅人何怜

家有者は、五卷山上憶良爲熊凝述其志歌に、國爾阿良波父刀利美麻之、家爾阿良婆母刀利美麻志、と有に依て訓べし、○客爾臥有は、旅中にて臥賜有と云なり、そも、臥ことを、古言に許夜留許伊許由許要と云、その許夜流は、古事記輕、太子御歌に見えたり、古今集東歌に、横はりふせる、とあるふせるを、古き一本には、こせるとあるよし、そのこせるは、こやるを誤れるなり、又許伊は、許伊臥許伊轉などいへること、古言にめづらしからず、許由許要は、石久由石久要など云、その久由久要は、即許由許要を、音を通はして云るなり、石の崩るは、立たるもの、横たへ臥よりいへるなり、さてかく夜伊由要とはたらくは、映を波夜留波伊波由波要とはたらかしいふと、全同例にして、立を多々留多知多都多豆と、多知都豆にはたらかす類と、又同例なり、かくてその臥ことを、對の人を敬ひて云とき、許夜佐牟許夜志許夜須許夜世と、佐志須世に仲はたらかして云ことにて、其は臥賜はむ臥賜ひ臥賜ふ臥賜へと云意になる



こと、立を多々佐牟多々志多々須多々世と云は、立賜はむ、立賜ひ、立賜ふ、立賜へと云意にな  
 ると、全、同例なり、しかるに許夜志、許夜須など云は、後世には口づかず、神さびて聞ゆること  
 なるを、布之、布須など云は、今、俗にも常云ことなれば、古めかしからずおほゆるより、ひとへ  
 に許夜之、許夜須など云を、臥こと、の古言とのみ意得て、臥伏等の字の、布之、布須とよみてよ  
 るしき所をも、許夜志、許夜須とよむは、ひがことなり、さるは右に云ごとく、自のうへに云と  
 きは、そのはたらかしざまによりて、許夜留、許伊など云、他のうへを敬ひて云ときは、許夜世  
 流、許夜之など云て、その差別あることなるを、その許夜留、許伊など云は、又後、世人には耳遠  
 きから、その活用様に、他のうへを敬ひて云と、しからざるとの、差別あることをさへわすれ  
 て、許夜里、許夜留など云べき處をも、ひたすら、許夜志、許夜須など云こと、と思ふは、又あらぬ  
 ことなり、必、他のうへを敬ふときならでは、許夜志、許夜須などは云まじきことなるを、さる  
 ことにも心つかざるは、古言を味ふこと、おろそかなるがゆゑなり、かくてこの旅人は、書  
 紀の文によるに、その死後まで、皇太子の切に爲たまふを思へば、たゞの賤者にはあらざり  
 しと見えたり、されば布志多留とも、許夜禮留とも、詔ずして、慇懃に敬ひて、許夜世留とはの  
 たまふなり、ど知べきことなり、○此旅人何恰何字、拾穂本に可と作るは、さかしらに改めた  
 るなり、又活字本に阿と作るは、誤なり、は、コノタビトアハレと訓べし、始には、仁賢天皇、紀に、

吾夫何恰とあるは依て、コノタビトアハレと訓べくおもひしかども、なほ推古天皇、紀に依て、  
 アハレと訓べきなり、何恰は歎息の御詞なり、○御歌、意は、己が家に在ば、妻が手を取て死る  
 べきに、誰いとほしむべき人もなき、旅中にありて、死り臥たまへる、此、旅人あはれ悲傷しや、  
 と歎かし賜へるなり、抑、此、御歌は、書紀推古天皇、卷に、二十一年冬十二月庚午朔、皇太子遊行  
 於片岡時、飢者臥道、垂、仍、問、姓名、而不言、皇太子視之、與、飲食、即、脫、衣裳、覆、飢者、而言、安臥  
 也、則、歌、之、曰、斯、那、提、流、箇、多、鳥、箇、夜、摩、爾、伊、比、爾、慧、豆、許、夜、勢、屢、諸、能、多、比、等、阿、波、禮、於、夜、那  
 斯、爾、那、禮、奈、理、難、迷、夜、佐、須、陀、氣、能、枳、彌、波、夜、那、祇、伊、比、爾、惠、豆、許、夜、勢、留、諸、能、多、比、等、阿、波、禮、辛  
 未、皇太子遣使、令視、飢者、使者還來、之曰、飢者、既、死、爰、皇太子大悲之、則、因、以、葬、埋、於、當、處、墓、固  
 封也、とあると、もはら一事なるを、片岡とも、龍田山とも、くさくさに言傳しなり、但し書紀の  
 正史の方に就て、片岡とあるを、正傳とし、龍田山とせるをば、誤傳とすべし、なほ此、後の物に  
 記せるも、片岡とのみあり、拾遺集に、聖德太子片岡山邊、道人の家におはしけるに、うゑたる  
 人道のはとりにふせり、太子の乗給へる馬と、まりて行ず、鞭をあげて打給ふに、退てと、  
 まる、太子則馬よりおりて、飢たる人のもとにあゆみす、み給ひて、紫のうへの御そをぬぎ  
 て、飢人のうへにおほひ給ふ、歌をよみてのたまはく、しなてるやかたをか山に飯にうゑて、  
 ふせる旅人あはれおやなし、うゑ人かしらをもたげて、御返しな奉る、いかるがや富の小河



の絶ばこそ、吾大王の御名は忘れめ、太子傳曆に、太子命、駕巡看山西科長山本墓處、還向之時、即日申時、枉道入於片岡山邊道人、家即有飢人臥道頭、去三丈許、驪駒屈此不進、太子加鞭、遂巡猶駐、太子自言哀々、即下馬、舍人調使、騰走進獻杖、太子步近飢人之上、臨語之、可伶可伶、何爲人耶、於此而臥、即脫紫御袍、覆飢人身、賜歌曰、支那照耶、片岡山邊飯飢而臥、其旅人可伶、祖無邇、汝成介米耶、刺竹之君、速無母飯飢而臥、其旅人可伶、是夷振歌也、飢人起首進答歌曰、斑鳩之富小河之絶者、社我王之御名者、忘目太子傳補闕記には、尾句を、御名忘世米とあり、頭註、往極樂記云、新那提留、夜云々、飢人思首答、現報靈異記に、皇太子出宮、遊觀片岡村也、路側有乞句人得、病而太子見之、從輩下、俱語之、問訊脫所著衣、覆於病人、而言安臥也、遊觀既訖、返轡幸行、脫覆之衣、挂于木枝、無彼乞句太子取衣著之、彼乞句人他處而死、太子聞之、遣使以殯、岡本村法林寺東北角、有山守部作墓、而收名曰人木墓也、後遣使掘墓、而不開、無乞句人、唯作歌書以立墓、戶歌曰、イカルガノトミノヲガハ乃タエバコソツワガオホキミ乃ミナヲワスレメなどあり、古今集、叙に至如、難波之什、獻天皇、富緒川之篇、報太子、或事關神異、或興入幽玄、この富緒川之篇は飢者の和歌、事關神靈と云るも、飢人のことにかけて云り、この和歌は、後人の強て附會たるにて、飢者のことをくさくさ云るも、みな虚説のみなり、信には、飢死者を見そなはして、悲みあはれみて、歌を作ませるのみのことなり、又かの飢者を、達磨、或は文殊の化たるなりしなどい

ひて、いよこちたき妄誕を、例の僧徒がかまへ出たるに欺かれて、信し人も古くよりありしと見ゆ、本朝文粹に、藤後生作、奉賀村上天皇四十御算和歌、序に、達磨和尚、至富緒川、寄於斑鳩宮太子元亨釋書に、太子豐聰、過和之片岡、於時達磨作飢人貌、太子作和歌、問之、磨便以和歌酬之、其歌詞、其在國史之推古紀也、國史は類聚國史なるべし、なほ雜書等にもあり、皆論に足ざることもなりけり、但し富の緒川の歌は、詞氣もいと古ふりて聞ゆれば、もとより古歌にてはあるなり、故案に、此歌は、彼太子の御爲に、人の作出たる歌なり、つらむを、かの片岡の事實に、附會たるものなり、上宮法王帝説といふものに、上宮薨時、巨勢三杖、大夫歌、伊加留我乃止、美能乎河乃多、叡波許曾和何於保支美乃彌、奈和須良、叡米美加彌乎須多、婆佐美夜麻乃阿遲、加氣爾比止乃麻乎之志、和何於保支美波母、伊加留我乃己能、加支夜麻乃佐可留木乃蘇良、奈留許等乎支美爾麻乎佐奈、と見えたり、この三首は、みながらことさびて聞えたり、此説のみは、自餘に異りたる傳説にて、いとおもしろし、こは信に、正傳に據て、ものせるなるべし、さてこの片岡の御事跡、又御贈和のことなど、余なほ委考あり、餘に事長くうるさければ、その大かたを、こゝにはしるせり、

大津皇子被死之時、磐余池、陂流涕、御作歌一首。

大津皇子被死は、持統天皇元年十月二日に、御謀叛のこと覺はれて、同三日に、譯語田、舍にし



て賜死ましししなり猶委き事は二卷上に既に云り○磐余池(般)字は舊本には般と作  
り今は目録古寫本古寫小木拾穂本等に從つ前漢郊祀志に鴻斬于般と有て註に孟康曰般  
水涯堆也とあれば般字義理なきにはあらねどもかくめなれぬ字用ひけむこともいか  
なれば(般)とあるをや正とせむ履中天皇紀云二年十一月作磐余池枕冊子に池は云々磐余  
の池とあり磐余は大和國十市郡なり

百傳磐余池爾鳴鴨乎今日耳見哉雲隱去牟

百傳は本居氏角障を寫誤れるものなり凡て磐余の枕詞は書紀繼體卷又此卷に今二十三  
卷に二見えたる何れも皆角障經とありて百傳と云るは一もあることなきを以て誤なる  
ことを知べし但しいづれも角障經と三字にのみ書るを經字は衍と心得て後に削れるか  
又此字はなくともあるべしと云り○雲隱去牟は命終なむと宣へるなり命の終るを雲隱  
るといふこと此集殊に多し二卷上に委云り○御歌意は間近く常に覽馴ておもしろみし  
この池に鴨などの水鳥のむれむて遊ぶをも唯けふばかり見て命終なむかとよませ給へ  
るなり此御歌唯打出給へるまゝながらいとあはれにかなしく身にしみて聞ゆるは、堯給  
ひなむとせるまことの御心よりのたまへる故なるべし今も誦見ること流る涙は留ぞ  
かねつる

(右藤原宮朱鳥元年冬十月)

河内王葬豐前國鏡山之時手持女王作歌三首

河内王は書紀天武天皇卷に朱鳥元年正月庚申爲豐新羅金智淨遣淨廣肆川内王等于筑紫  
持統天皇三年閏八月辛亥朔丁丑以淨廣肆河内王爲筑紫太宰帥八年夏四月甲寅朔戊午以  
淨大肆贈筑紫太宰帥河内王并賜賻物と見ゆ筑紫にて卒賜へる故鏡山に葬申せるなるべ  
し○葬字拾穂本には河の上にあり○鏡山は此上にも出たり○手持女王類聚抄には手持  
を牛枝と作りは傳未詳ならず河内王の妻なるべし筑紫に率て下り賜ひつらむ

王之親魄相哉豐國乃鏡山乎宮登定流

王は河内王を申す○親魄相哉は親しき魄の相協へばにやなり親は祝詞に皇我親神漏岐  
神漏美とある親と同じ相ばにやの意をアヘヤといふは古言なり魄相は十二に靈合者相  
宿物乎小山田之鹿猪田禁如母之守爲裳十三に玉相者君來益八跡十四に波播巴毛禮杼母  
多麻曾阿比爾家留などあり○鏡山荒木田氏云今猶此山に古墓存りとその國人いへり○  
歌意は鏡山を常宮と定め賜ひて永く鎮坐るは王の親魄の相かなひ賜へばにやあらむと  
なり

豐國乃鏡山之石戶立隱爾計良思雖待不來座



石戸立隱爾計良思は、かしこくも天石屋戸の故事になずらへてのたまへるなり、古事記に、天照大御神見畏、閉天石屋戸、而刺許母理坐也、書紀に、入于天石窟、閉磐戸、而幽居焉、とあり、二卷高市皇子尊殯宮之時、歌に、神佐扶跡磐隱座、延喜式祝詞に、伊弉册尊、火結、神生給、互石隱坐、倭姬世記に、倭姬命、自退尾上山峯、石隱坐、などあるも、皆右の御故事に依ていへるなり、本居氏、石戸立の立は、圖を云り、今世にも云ことなり、圖を立と云所以は、師説に、上代には、戸を常は傍に取退、置て、闔むとは、其を持來て、立塞ゆゑなり、と云れきと云り、隱はカクリとも訓べけれど、古事記の假字によりて、コモリと訓つ、○歌意は、王の歸り來座やと、待ど來座ぬは、鏡山の石屋戸を閉て、永く隠り座にけらしとなり、

石戸破、手力毛欲得、手弱寸、女有者、爲便乃不知苦。

手力毛欲得は、あはれ手力もがなあれかしといふ意なり、手力は、七卷に、君爲手力勞績在衣十七に、波流能波奈乎里底加射佐武多治可良毛我母などあり、こゝはかしこくも、古事記に、天照大御神、稍自戸出而臨坐之時、天、手力男神取其御手、引出、とあるを思ひよせられたるなり、○手弱寸は、多和夜賣多和夜賀比那(上に引り)などある例によりて、タワヤキと訓つ、○女有者は、古事記須世理毘賣命、御歌に、阿波母與賣、邇斯阿禮婆とあるに依て訓べし、四卷に、世間之女爾思有者とも見ゆ、○歌意は、あはれ鏡山の石屋戸を破、手力もがなあれかし、さ

らば王の御手を取て、引出奉るべきに、手力弱き女にて、さる事も得せねば、外に爲べきやうもしられぬとなり、

石田王、卒之時、丹生王、作歌一首并短歌。

石田王は、傳未詳ならず、○丹生王(王)字舊本には、脱たり、目錄、古寫本、古寫小本、又古寫本、類聚抄、拾穂本等に從つ、此王も傳詳ならず、但し四卷、八卷に、丹生女王有は、同人にて、此も女王なるべきか、

名湯竹乃、十緣皇子、狹丹頰相、吾大王者、隱久乃、始瀨乃、山爾、神左備爾、伊都伎坐等、玉梓乃、人曾言、鶴於余、頭禮可、吾聞都流、狂言加、我聞都流、母、天地爾、悔事乃、世間乃、悔言者、天雲乃、曾久、敝能極、天地乃、至流、左右二、杖策毛、不衝毛、去而、夕衝占問、石ト以、而、吾屋戶爾、御諸乎、立而、枕邊爾、齊戶乎、居竹玉乎、無間貫垂、木綿手次、可比奈爾、懸而、天有、左佐羅能、小野之、七、相菅、手取持、而、久堅乃、天川原爾、出立、而、潔身、而、麻之乎、高山乃、石穗乃、上爾、伊座都流、香物。

名湯竹乃は、枕詞なり、二卷に出、名湯は、奈用と通ひて、弱軟なる由の名竹は、高生の義なり、カハエを切れば、クとなれり、ハエとは、草木の立延榮るを云言なり、本居氏の、竹は高なりと云



るは、こと足はず、猶品物解にも委云、○十、綠皇子は、二、卷に、奈用竹乃騰遠依子等とある處に、委く云たるを、披考べし、○狹乃、類相は、狹は美稱、丹は字、意にて、少年の紅顔を云、類相は、(借、字)引を引、豆、良布、舉を舉、都、良布などいふ、豆、良布に同じく、其、形容をいふ詞にて、こゝは、顔面の紅、光、形容をいふ、冠辭考に、丹、豆、良布は、丹、著といふに同じきを、音を通はし延ていふか、と云るは、あたらず、七、卷に、雜、豆、臘、漢、女、乎、座、而、十三に、散、釣、相、君、名、曰、者、などあり、又、六、卷に、狹、丹、類、歷、黃、葉、散、乍、とも見ゆ、○神、左、備、爾、爾、は、手、の、誤、にて、カ、ム、サ、ビ、テ、なるべし、七、卷に、木、綿、掛、而、祭、三、諸、乃、神、佐、備、而、齋、爾、波、不、在、人、目、多、許、増、とあり、○伊、都、伎、坐、は、契、沖、伊、都、伎、は、いはふと、同じ言なり、齋の宮を、いはひの宮ともよめり、たふとき人の死を、神あがりともいへば、かくはいふなりと云り、十九に、春、日、野、爾、伊、都、久、三、諸、乃、又、住、吉、爾、伊、都、久、祝、之、古、事、記、に、以、伊、都、久、神、又、伊、都、伎、奉、又、拜、祭、書、紀、に、爲、天、孫、所、祭、など見えたるを、思、合、す、に、齋、清、め、所、祭、坐、よ、し、なり、○玉、梓、乃、は、既、く、云、り、○於、余、頭、禮、可、は、妖、怪、言、歟、の、意、なり、と、契、沖、が、云、る、こと、し、天、武、天、皇、紀、に、妖、言、而、自、刎、死、之、と、見、ゆ、例、は、な、は、次、に、引、○狂、言、可、は、舊、本、に、枉、と、ある、は、狂、の、誤、にて、タ、ハ、コト、カ、と、訓、べ、し、と、本、居、氏、の、云、る、に、依、て、改、め、つ、次、に、引、こ、と、く、於、余、豆、禮、多、波、許、等、と、連、云、古、語、の、例、な、れ、ば、真、に、本、居、氏、の、説、は、う、ご、き、な、き、的、説、な、り、十、七、家、持、卿、遙、聞、弟、喪、作、歌、に、於、餘、豆、禮、能、多、婆、許、登、可、毛、天、智、天、皇、紀、に、復、禁、斷、姪、忘、妖、偽、續、紀、に、左、大、臣、藤、原、朝、臣、永、手、薨、時、光、仁

天皇、詔、詞、中、に、於、與、豆、禮、加、母、多、波、許、止、乎、加、母、云、字、鏡、に、誑、太、波、已、止、詔、謂、詐、偽、也、太、波、已、止、な、ど、あり、○我、聞、都、流、母、の、母、は、歎、息、の、辭、に、て、語、辭、の、母、に、は、あ、ら、ず、○天、地、爾、は、天、地、の、間、に、な、り、天、地、の、間、に、あ、る、が、中、に、こ、と、に、う、へ、も、無、悔、事、は、の、意、の、つ、き、な、り、○世、間、乃、は、こ、れ、は、世、界、の、間、に、と、い、ふ、意、に、て、上、の、天、地、に、も、は、ら、同、じ、意、な、る、を、詞、を、換、て、打、か、へ、し、云、る、な、り、す、べ、て、あ、る、が、中、に、こ、と、に、抽、た、る、を、い、ふ、に、は、世、に、お、そ、ろ、し、き、世、に、か、な、し、き、な、ど、い、ふ、類、の、世、に、も、世、界、の、間、に、の、意、に、て、こゝに、世、間、の、と、あ、る、に、全、同、じ、○曾、久、敷、能、極、は、四、卷、に、天、雲、乃、遠、隔、乃、極、九、卷、に、天、雲、乃、退、部、乃、限、十、七、に、山、河、乃、曾、伎、敷、乎、登、保、美、十、九、に、曾、伎、敷、能、伎、波、美、な、ど、有、曾、久、敷、は、曾、久、は、曾、伎、曾、許、な、ど、に、皆、相、通、ひ、敷、は、方、に、て、底、方、の、極、な、り、本、居、氏、底、と、は、上、に、ま、れ、下、に、ま、れ、横、に、ま、れ、至、極、る、處、を、何、方、に、て、も、云、り、十、五、に、安、米、都、知、乃、曾、許、比、能、字、良、爾、と、あ、る、を、以、て、天、に、も、云、べ、き、こ、と、を、知、べ、し、又、六、卷、藤、原、宇、合、卿、西、海、道、節、度、使、に、罷、ら、る、と、き、の、高、橋、虫、麻、呂、の、長、歌、に、筑、紫、爾、至、山、乃、曾、伎、野、之、衣、寸、見、世、常、伴、部、乎、班、遣、之、と、あり、曾、伎、も、極、み、を、云、て、同、じ、こ、と、な、り、又、塞、を、曾、許、と、訓、も、境、域、の、極、界、の、地、な、る、謂、ぞ、と、云、り、な、は、古、事、記、傳、三、卷、天、常、立、神、の、條、下、に、委、論、は、れ、し、を、併、見、て、考、べ、し、○杖、策、毛、不、衝、毛、去、而、は、路、行、貌、を、文、に、云、る、の、み、な、り、十、三、に、杖、衝、毛、不、衝、毛、吾、者、行、目、友、公、之、將、來、道、之、不、知、苦、と、も、見、ゆ、遠、き、路、を、行、に、は、必、杖、つ、く、も、の、な、れ、ば、か、く、は、云、り、伊、佐、那、岐、命、身、潔、條、に、も、御、杖、を、投、棄、賜、ふ、と、あ、る、も、黃、泉、



國の遠境に策て座る御杖なり、○夕衢占問は、衢字は、夕占をば、衢にて爲ゆゑに、そへて書たるなり、契沖、夕けとふは、つじ占を問ことなり、占をきかむとするものは、夕さりつがた、ちまたに出て聞なり、因て夕占問とも、又夕うらともよめり、又此集に、みちゆき占ともよめり、ゆふけは、此集末に多しと云り、後拾遺集に、男の來むと云侍りけるを、待わづらひて、夕けを問せけるに、よに來じと告ければ、心ほそく思ひてよみ侍ける、來ぬまでもまたまし物を中々に頼む方なきこの夕け哉、大鏡五卷に、此御母いかにおぼしけるにか、いまだわかうおはしけるをり、二條の大路に出て、夕占問給ひければ、白髪いみじく白き女の、唯二人行が立留り給ひて、何業し給ふ人ぞ、もし夕占問給ふか、何事なりとも、おぼさむ事叶ひて云々、○石ト以而は、以は問、字の誤にて、イシツラトヒテにてはあらぬにや、と景井云り、契沖、石トは、石を踏てうらなふなり、景行紀に、天皇初將討、賊、次于柏峽、大野、其野有石、長六尺、廣三尺、厚一尺、五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將獻茲石、如柏葉、而舉焉、因歌之、則如柏上於大虛、故號其石曰踏石也、是や石うらのはじめなるべき、又あし占してなどよめるは、何にても踏ころみて、占ふをいふなりと云り、荒木田氏云、拾芥抄に、問夕食歌とて、ふけとさやゆふけの神にもとのへば、道行人にうらまさにせよ、兒女子云、持黃楊櫛、女三人、向三辻問之、といへり、足占のことは、後に委云べし、○御諸乎立而は、御室を立て、神を奉請て祈禱するをいふ、御諸は、

一卷、奠器圓隣之の歌につきて、既く委云り、○枕邊は、古事記に、御枕方、書紀に、頭邊、此云摩苦羅陸とあり、○齊戸乎居、齊字、拾穗本には、齋と作り、は、上に出、○無間貫垂は、字の隨に、マナクヌキタリとも訓べけれども、上に、竹玉乎繁爾貫垂とあるに依て、シバニと訓つるなり、○木綿手次は、木綿もて造れる裨なり、契沖が、木綿を著たるたすきなり、と云しは、非なり、十九悲傷死妻歌に、木綿手次肩爾取掛、倭文幣乎手爾取持、而勿離等、和禮波雖禱とあり、裨して袖をか、けて、供神事をなすさまなり、神代紀に、乃使太王命、以弱肩被太手襪、而代御手、以祭此神とあり、○可比奈爾懸而は、肘に掛面なり、古事記、歌に、多和夜賀比那、字鏡に、眩辭也、肩也、加比那、などあり、○左佐羅能小野は、天上にある野名なり、十六末、怕物歌に、天爾有哉神樂良能、小野爾茅草、苜とあり、また七卷に、天在日賣菅原菅勿刈、嫌是も天上に有野なり、とあるを、あはせ見て、天上に野あることを知べし、契沖が、左々良能小野は、天上にあるにあらざ、大和國の地名なるべし、月を左々良衣壯士といふから、天にある月といふ心にて、いひかけたりと云るは、いみじき非なり、さらば久方之、また三空往など、こそいふべけれ、且、極壯士といはずして、唯左々良とのみ云て、月のこと、いかで聞えむ、次に、天川原をもよみたれば、天上の野なること、何をか疑はむ、○七相菅は、説々あれども通難し、岡部氏のナ、マ、ス、ゲと訓しは、いかにぞや、相字を、いかでマとはよむべき、甚漫なり、又略解に、宣長云、こゝは、ナ、ナ、フ



ス。グと訓べし、集中みちのくのとよのすがこも七ふには、とよめる七ふにて、七節の義なりとあるは、いかにぞや、まづ陸奥の、歌は、や、後の歌なるを、集中と云るは、あまりにおぼろげなり、又彼、歌の七ふは、菅薦の編たる節を云るにて、顯宗天皇紀、御歌に、於彌能姑能耶賦能之、魔柯積此、集十四に、麻乎其母能布能米知可久豆、などある布に同じきを、いかでか、生ながらある菅を、七ふ管、幾ふ菅とはいはむ、思はずといひつべし、故、按、に、十四に、美奈刀能也、安之我、奈可那流多、麻古須氣とあるに依て、七相は、玉兒の誤にて、玉兒菅にや、とはじめおもひしは、あらざりけり、七は、石字の寫誤にて、イハヒスグなり、十三に、齋戸乎石相穿居とあるを併考べし、さて是は、齋杉、齋槻など云る類にて、忌清まはれる菅の義なり、さてその齋菅を取持て、祓潔てましものを、といふなり、菅を祓に用ることは、大祓、祝詞に、天津菅曾乎、本刈斷未刈切、氏、八針爾取、辟氏、云々、神樂歌に、奈加止美乃古須氣乎、佐紀波良比伊能利志古登波、また次に引、六卷、歌にも見ゆ、○天川原爾出立而と云は、往來がたき、天上の菅をも取、天河にも立出て、みそぎせましものをと思ふは、後悔のあまり、せめてしかまでに思へるにて、かなふまじき限の事までを、思、設けて云るなり、あまりに喜しきこと、悲しきことなどには、天上にも上り、地底にも入らむと思ふは、今常にもあることなり、古今集にも、ろこしの吉野の山にこもるとも、と云るも此、類なり、さてこゝは、上に天雲乃云々、不銜毛去而とあるを、相照して味、べ

し、○潔身而麻之乎は、六卷、勅諸王諸臣子等、散禁於授刀寮、時作歌に、缺卷毛綾爾、恐、言卷毛湯々、敷有跡、豫、兼而知者、千鳥鳴其佐保川、丹石二生、菅根取而之、奴布草解除而益乎、往水丹潔而益乎とあり、大かたのさまも、今と似たり、業平朝臣歌に、戀せじとみたらし川にせし身、潔神は受ずも成にけらしな、濱松中納言物語に、戀しさを身そげど神の受ねばや心の中、すゞしげもなし、などよめり、本居氏、美曾伎は身、漣なり、今も除服などに、海川邊に出て清まはり、又許理とて、水浴ることするは、みな、禊の意ばえなり、さてみそぎは、必、水邊に出てするに限りて云り、古書皆然りと云り、さて上に、天雲乃云々より、此、句々での意を、とりすべといは、いかに心も盡し力を極て、解除、潔齋をして、身命の幸、全からむことを祈禱てましもの、を、今は石穂の上に、令、坐つるからは、せむ爲、便なしといひて、悔言する意なり、上の天地爾、悔、事乃世間乃、悔、言者といふ首尾、こゝに至りて相調へり、○高山は、こゝは、泊瀬山なり、○石穂乃上爾といへるは、二卷、初に、如此許戀乍、不有者、高山之磐根、四卷、手死、奈麻死物乎とあるに、併、思、べし、○伊座都流香物は、令、坐つるかな、嗚呼、悲乎と歎息意なり、○歌意かくれたるところなし、抑、此、歌、詞、味、甚、切、にて、今、唱、ふるにも、身にしみて、最、あ、は、れ、なり、丹生王は、い、み、じ、き、歌、よ、み、に、ぞ、あ、り、し、

反歌。



逆言之。狂言等可聞。高山之石穗乃上爾。君之臥有。

狂言等可聞(狂言字舊本枉に誤、今は類聚抄に從は、等は、とての意の等にもあらず、としての意の等にも非ず)別一格にて、輕く添たる辭とおぼえたり、此下に、逆言之、狂言登加、聞白細爾、舍人裝束而云々、十七に、多婆許登等可毛、上にも引り、又十九に、玉梓之道、爾出立往吾者、公之事跡乎、負而之、將去などある、これらは、たゞ言を言跡と云りと思はれて、等の辭に、別に意なきが如し、又十九に、住吉爾、伊都久祝之、神言等、行得毛、來等毛、舶波早家無とある、神言等の等も、今と同じきかと思へど、此は歌意たがへれば、等は誤にて、神言爾なるべきかの疑あり、猶彼處に至りて委云べし、さて此は、狂言歎と疑ひたるにて、實言と信ざる意なり、○歌意は、高山の石穗の上に、王の臥賜へると使の云るは、實言にてはよもあらず、妖言僞言なるらしとなり、契沖云、此歌は、使のことばを、まこととおもはれぬやうにいへるは、かならず常にもさあることなり、

石上振乃山有。杉村乃思過倍吉。君爾有名國。

振乃山有は、大和國山邊郡布留山に在と云なり、四卷に、袖振山乃、九卷に、振山從など見え、又七卷、九卷、十卷、十一卷、十二卷等にも、振の歌見えたり、○杉村乃は、過といはむ料なり、○思過倍吉思字、拾穗本に忠と作るは誤なり、思を遣過し失ふべきの意なり、思は憂念なり、又卒

給へるをき、て、世のならひはさこそあるなれ、よしやのがれぬ道ぞ、と思ひ過べき君には、あらぬ、といふ意に見るは、古意にあらざ、十三に、神名備能三諸之山丹、隱藏杉思將過哉、羅生左右とも見ゆ、○歌意は、大かたの思物ならば、遺失ふべき方も有べきなれど、王の卒賜ひぬとき、ては、悲傷に堪がたくて、思を遣過し失ふべきにあらぬものを、と云るなり、

同石田王卒之時。山前王哀傷作歌一首。

同字、類聚抄、拾穗本等には、无、○山前王は、忍壁親王の子にて、茅原王の父なり、續紀に、文武天皇慶雲二年十二月癸酉、无位山前王、授從四位下、元正天皇養老七年十二月辛亥、散位從四位下山前王、辛と見え、又云、寶字五年三月己酉、茅原王云々、流多瀨、島茅原王者、三品忍壁親王之孫、從四位下山前王之男、と見ゆ、懷風藻に、從四位下刑部卿山前王一首とあり、前字、クマと訓る例は、十三に、道前和名抄に、大和國高市郡、檜前比乃久末、但馬國氣多郡、樂前佐々乃久万などあり、

角障經石村之道乎。朝不離將歸人乃。念乍通計萬口波。霍公鳥來鳴五月。者菖蒲花橘乎。玉爾貫獲爾將爲登。九月能四具禮能時者。黃葉乎折挿頭。跡延葛乃彌遠永。萬世爾不絶等念而。將通君乎從明日者。外爾可聞見牟。角障經は、枕詞なり、既く出、○石村之道乎、石字、活字本に、爾と作るは誤なり、泊瀬に往通ふ



とて、石村を經過るなり、上に、角障經石村毛、不過泊瀬山何時毛將超夜者深去通都とあるに、其路次を知べし、泊瀬へ通ひ賜ひけむは、物いひわたらし、女のある故なり、なほ下に見ゆ、○朝不離は、上に出、毎朝の意にて、やがて毎日といふ意に通ゆ、○將歸人は、石田王をすさ、○通計萬口波、口字、舊本には四拾穗本には石と作り、今は類聚抄に從つ、は、通ひけむやうはの意なり、道すがら思惟しつ、通ひ賜ひけむやうはなり、○來鳴五月者、來、字、舊本に无は脱たるなり、他の例に依て、今姑く補つ、十卷に、霍公鳥來鳴五月之短夜毛、獨宿者明不得毛、十八に、保登等、藝須伎奈久五月能安夜女具、波奈多知波奈爾、奴吉麻自倍可頭良爾、世餘等、又保止々支須支奈久五月能安夜女具、佐余母疑可豆良伎などあり、さて五月を佐都紀と云は、本居氏、佐と云は、田植る農業を、凡て佐と云ば、田植る月といふ意なりと云り、猶古事記傳に委し、早苗月なりと云は、論に足ず、又谷川士清が、幸月なるべし、狩は五月を主とすと云るも叶はず、○玉爾貫、舊本に、一云貫交と註せり、こはいづれにてもあるべし、萬蒲橋を、玉に貫よしよめる歌、集中に多し、八卷に、五月之花橋乎、爲君珠爾、社貫零卷惜美、又百枝刺於布流橋、玉爾貫五月乎、近美安、妻奴我爾、花咲爾、家里十卷に、香細寸花橋乎、玉貫將送妹者、三禮而毛、有香、十八に、白玉乎、都々美、豆夜良波安夜女具、佐波多奈知波奈爾、安倍母、奴久我爾、十九に、萬蒲花橋乎、媛嬌良我、珠貫麻泥爾、又霍公鳥、今來喧會無、萬蒲可都良久、麻泥爾、加流々日安良米也、又萬

蒲花橋乎、貫交可頭良久、麻泥爾、兵部省式に、凡五月五日節會、文武群官著萬蒲、(頭註、左近衛五月五日、藥玉料)續紀に、聖武天皇天平十九年五月庚辰、是日太上天皇詔曰、昔者五日之節、常用萬蒲、爲綬、比來已停此事、從今而後、非萬蒲、綬者、勿入宮中、續後紀に、嘉祥二年五月戊午、詔に、五月五日爾、藥玉乎、佩天飲酒、人波命、長久福在等、奈毛聞食須、故是以、藥玉賜比、御酒賜波、久止宣、など見ゆ、(儀式帳に、五月五日節、萬蒲並蓬等、神宮並高宮、及諸殿仕奉、拾芥抄に、此日主殿寮、蒼萬蒲于内裏、殿舍なども見えたり、漢土にては、この藥玉を長命縷とも續命縷とも號けて、是日この縷を帶れば、萬の病を辟る由、漢籍にかたゝ、出たり)さて橋、實をも、玉に貫ことなるに、こゝはそれにはあらで、橋花萬蒲などを、縷に取著て、其をかくるなり、(天智天皇紀、童謡に、多致播那播於能我、曳多曳多那例々、騰母陀麻爾、農矩騰岐於野兒、弘備農俱とあるは、實を貫をいへるなり)○續爾將爲登、(續字、拾穗本に、蔓と作はわろし)としばらく、此にて絶て、意得べし、(直に下へは、屬かず、縷は、古事記傳云、葛、蔓、三あれど、本は草の葛より出たり、其、葛の名本はつらなり、さてつら草を以、頭のかざりに、かくるを、髮葛と云、是、鬘なり、髮も髮をかざるものなれば、同じ名を負つらむ、さて上代、女男共かくるものなり、其、しな色々ありと云り、なほ委く見ゆ、○九月は、那賀都奇と云、(都は清て唱ふべし、すべて月々の名の中、今世にも、正月五月八月十一月は、都を清て唱れども、四月六月七月九月十月の、都を濁て唱るは、あらじ、正



月五月は、五卷に、武都紀十七卷に、佐都奇と假字書の見えたれば、古より清て唱へしことし  
 るし、他のをも、これに依て清て唱ふべし、然名けたる意は、熟饒月なるべし、爾藝と那賀とは、  
 音通へり、凡て饒は、那藝、那胡、爾胡など、通て、本同言なり、又藝と賀は、常通へり、さて、これに  
 兩説あるべし、まづ一には、この月は、なべて稻穂の登熟ふれば、其意にて云なるべし、稻穂の  
 熟を爾藝と云は、かしこけれども、番能邇爾藝命と申御名も、穂之丹熟てふ義にて、稻に依、た  
 るものなるべきを思べし、これに従ば、丹熟月にてもあるべし、ニニの切ニ、又熟田津といふ  
 も、もと穂の熟ふる田の謂の地名にもあるべし、二には、此月はもはら熟稻を刈收て、天下の  
 人民ゆたに飽ひて、相饒ふ謂にもあるべし、崇神天皇紀に、五穀既成、百姓饒之、字鏡に、伽は、  
 豊也、饒也、爾支波々志と見えたり、夜長月といふ説は、云に、足ず、拾遺集に、夜を長月といふに  
 やあるらむとよめるは、唯假に興じて云るのみなり、又岡部氏、語意考に、稻刈月と云るもあ  
 たらず、又本居氏の稻熟月にてもあるべしと云るもわろし、おほよそ月々の名ども、昔來諸  
 説多かれど、當れるは甚少し、なほ月々の名の考どもは、余が別に記せるものあり、○四具禮  
 は、和名抄に、孫愔曰、霰雨、小雨也、漢語抄云、之久禮とあり、○折挿頭跡は、穢爾將爲登と云に、ひ  
 かへて云るなり、八卷に、媛等之頭挿乃多米爾遊士之、穢之多米等云々とある、此挿頭と穢  
 と、對云たる例なり、○延葛乃は、枕詞なり、葛は品物解に云、葛の蔓は、長く延わたるものなれ

は、遠長といはむ料なり、○彌遠永の下、舊本に、一云、田葛根乃彌遠長爾と注せり、○不絶等念  
 而の下、舊本に、一云、大船之念憑而と註せり、○將通こにて、上に、通計萬口波とある首尾を、  
 相調へたり、夏は萬蒲橋を縁に爲り、秋は黃葉を挿頭にしつゝ、萬世に絶ず、長く泊瀬の相思  
 美人の許に通はむとおもほしてありしよしなり、その泊瀬に、美人のありしよしは、下の反  
 歌にてしらる、○君乎從明日者は、舊本に、君乎婆明日從とありて、一云、君乎從明日者、香  
 と作るは誤、一本又類聚抄に従と注せるを用つ、○外爾可聞見牟は、高山の巖の中に葬りつ  
 れば、明日よりは、外の物に見つゝ、あらむか、嗚呼さても、思ひがけなき世哉とおどろき歎き  
 たるなり、○歌意かくれたるところなし、

○舊本此間に、右一首、或云、柿本朝臣人麻呂作とあるは、後人の注せるにて誤なり、さらに柿  
 本朝臣の口氣にあらず、

〔或本反歌二首、隱口乃泊瀬越女我手二纏在玉者亂而有不言八方〕

略解に、右の反歌にあらず、別に端詞ありしが、落しなるべし、と云るは誤なり、なほ次にいふ  
 べし、○泊瀬越女は、越は、ヲトの假字なり、十三に、爾太遙越賣、佐可遙越賣など書り、伊勢處女、  
 菟原處女など云類なり、既に云り、さてこは、かの石田王の朝、さらず通ひて、物いひわたり給  
 ひし、泊瀬の美人なり、○手二纏在玉は、石田王をさせり、上家持、卿歌に、朝爾食爾欲、見其玉



乎、如何爲鴨從手不離有牟とあるは、坂上家大嬢を親みして、玉に比へていひこゝは泊瀬越女が、王を愛せしを、玉に比へたり。○亂而有不言八方は、言は軽く添云辭方は、歎辭にて、嗚呼亂れてあらずやは、亂たりとかへる意なり。○歌意は、泊瀬の美人が手に纏て、朝暮に愛弄せし玉は、緒絶して、亂れてあらずやは、わはれ悲しき事にてある哉と云るなり、王の卒去せるを、手玉の緒絶して、散亂れたるになずらへ云り、荒木田氏が、亂は、火葬せし骨を、散せるをいふなるべしと云るは、あらず唯玉と云る縁に亂と云るのみなり、凡て人を美愛して、玉と云ること、古きことなり、今、俗にも、物を稱美て、玉といふこと多し、五卷に、白玉之吾子古日者、源氏物語に、玉のをの子御子、空穂物語俊蔭に、玉の光りかやく男子を生つ、藏開に、わかくに見え給はぬすがたかはおはする玉のをとこの見え給へるは、なども見ゆ。

〔河風寒長谷乎歎乍公之阿流久爾似人母逢耶〕

歎乍は、泊瀬處女が事を、かにかくに念ひ歎息て、長谷の道を、王の歩行通ひ給ひしをいふなり、○阿流久は、字鏡に、蹊、徂行也往來也、阿流久と見ゆ、五卷に、阿蘇比阿留伎斯、八卷に、遊往村、(舊訓はわろし、五卷に從て訓べし)、十六に、雖行往、十八に、安流氣騰、現報靈異記に、周、安留支、三善爲康が、童蒙頌韻に、蹊、小町壯衰書、序に、無行榜門、古本枕冊子に、高欄そりはしなど、あるきたるなどあり、(本居氏云、書紀に、歩行の訓、また中古の物語文などにも、阿理久とのみ見えたり)

れば、阿理久といふぞ、雅言のことくきこゆれど、其はかへりて後なり、今世にも然云り、これ古言なり。○似人母逢耶は、似る人だに逢かしの意なり。○歌意は、泊瀬美人が事を、かにかくに念ひ歎息きて、泊瀬の道を、王の歩行通ひ賜ふに、似たる人だに逢かし、さらばせめては、それをだに見つゝ、なぐさまむをといふなり、二卷人麻呂の妻の死れるを悲める歌に、玉梓道行人毛、獨谷似之、不去者、爲便乎無見妹之名喚而袖曾振鶴とあるに、意味同じ。○舊本此處に、右二首者、或云、紀、皇女薨後、山前王、王字、舊本には、脱せり、古寫本類聚抄等に從て引、代石田、王作之也とあり、さてはいさゝか通難なれば、用ず、古來是に依て、解る説々もあれど、皆いひたらず、又強て解ば、いふべきやうもあれども、右の長歌の反歌として、能通ゆれば、さておきつ。

柿本朝臣人麻呂見香具山屍悲慟作歌一首

草枕。霧宿爾誰嬌可。國忘有家待莫國。

霧字、類聚抄拾穂本等には、霧と作り、○誰嬌可は、嬌は、借字にて、夫なり、可は、忘有の下にめぐらして、意得べし、誰が夫の、國忘たるにか、とつゝ、意なり、二卷に、神樂浪乃大山守者爲誰可、山爾標結君毛、不有國とあるも、誰爲に、山に標結にか、といふ意にて、今と同じ例なり。○國忘有は、本國を忘れてあるといふなり、國とは本國なり、十九に、鴈之鳴者、本郷思都追雲、隱喧と



有に同じ、○待家莫國は、(莫、字、異本又類聚抄には、真と作り、さらばイヘマタマクニ、と訓べけれども、猶もとのまゝなるべし)家人の待居むものをの意なり、家待まくにといふべきを、かく云るは、本居氏十四に、をつくばのしげき木の間の立烏のめゆかなをみむさね射良奈久爾、十五に、おもはずもまことありえむやさぬる夜の夢にも妹が見え射良奈九爾、十七に、庭にふる雪は千重しくしかのみに、おもひて君をあが麻多奈久爾、これらは、さねざるに見えざるに、待むにといふ意なり、かてといふも、かてぬといふも、同じ意なるが如し、後世の語にも、怪しかるといふべきを、けしからぬ、はしたといふべきを、はしたなしと云に同じ、と云り、(余云、いづれも、右に引る證歌のごとく、麻久と云べきを、奈久と云るなり、さて十四なる、さねざらなくには、今意に譯しては、さねずに居るものを、と聞べきところなり、十五なる、見えざらなくには、見えぬことなるものを、と聞べきことなり、十七なるは、今と全、同じ、又十卷に今更吾者伊不往春雨之情乎人之不知有名國とあるも、知ぬことなるものをの意にて、同格なるべし、)○歌意は、誰女の夫の本國を忘れて、旅宿に死たるにかあらむ、かくともしらで、家人は、今日か明日かと歸り來む日を待つ、居らむものをとなり、

田口廣麿死之時刑部垂麻呂作歌一首。

田口廣麿は、傳未知ず、

百不足八十隅坂爾、手向爲者過去人爾、蓋相牟鴨。

百不足は、枕詞なり、既に一卷に出つ、此は十六に、百不足八十乃衛爾、書紀仁德天皇、皇后御歌に、毛々多羅羅、柳素塵能紀波、などあるに同じ、○八十隅坂爾は、隅坂は、隈路の誤にて、ヤソノクマチニと訓べし、と略解に云るが如し、今按に、隈隅は、古通用ひたりと見ゆ、二卷に、作日之隅回乎、十六に、川隅乃などあり、然れば改めがたし、但し本は、みな隈なりけむを、字形の相似たる故、後に隅に誤寫せるより、遂に通用たるにもあるべし、隅路は、古事記大國主神、御詞に、僕者於百不足八十埵、手隱而侍、とある、埵手に同じ、路を、手とも云は、道之長道を、道之長手とも云るが如し、○過去人は、廣麻呂なり、○蓋相牟鴨は、もし逢事もあらむか、さてもかなしやとなり、○歌意は、身死て、往にし、其路の八十の數多の隈々に、幣帛奉して、感勲に神に祈禱ば、もし立還來て、逢見ることあらむか、いかさま、又あふべきみちは、あらじと思へば、さてもいと、悲しき事と歎きたる意を、思はせたるなり、

土形娘子火葬泊瀬山時柿本朝臣人麻呂作歌一首。

土形娘子は、傳未詳ならず、土形は、娘子の氏なり、應神天皇紀に、大山守皇子、是土形君、榛原君、凡二族之始祖、と見えたり、和名抄に、遠江國城飼郡土形(比知加多)とあり、此郷名によれる氏か、○火葬は、文武天皇四年三月、僧道昭を、火葬せしより、始まれり、



隱口能泊瀨山之山際爾伊佐夜歷雲者妹鴨有牟。

伊佐夜歷雲は、火葬の煙を云り、伊佐夜歷の言は、既く出、○歌意かくれたるところなし、七卷雜挽歌に、隱口乃泊瀨山爾置立、棚引雲者妹鴨、在武とあり、今とおほかた似たり、

溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麿作歌一首。

出雲娘子は、傳未詳ならず、出雲は氏か、又は國名か、

山際從出雲兒等者霧有哉吉野山嶺霏微。

山際從は、雲の山の際より立出るものなれば、出雲娘子をいはひとて、山際從とはおけり、と契沖云り、○出雲兒等者、(者字拾穂本には八と作り)等はその一人を云ことならねど、一人の事にも云るは、古人詞のせまらざるなり、○霧有哉は、霧なればにやの意なり、○嶺霏微、(微字舊本霏と作り、今は一本に従つ、拾穂本には微と作り、省文なるべし)は、火葬の煙の、嶺に棚引たるをいふ、○歌意かくれたるところなし、

八雲刺出雲子等黑髮者吉野川奥名豆颯。

八雲刺、(刺字拾穂本に立と作るは、さかしらに改めたるなるべし)は、八雲立といふに同じ、枕詞なり、この詞は、まづ古事記須佐之男命御歌に、夜久毛多都伊豆毛夜幣賀岐都麻基微爾夜幣賀岐都久流曾能夜幣賀岐袁とありて、古事記傳に、夜久毛多都は、彌雲起にて、彼雲の立騰

るを、打見賜へる隨に、詔へる御詞なり、伊豆毛は、出雲にて傳久を約て豆となれるなり、云々、又師説に、出雲は、本より國名、夜久毛多都は、其冠辭なり、その故は、八雲多知出と直につゞけずして、多都と唱擧て、さて次の言をいふ、例の冠辭の様なればなり、と云れしも、一わたりはさることなれど、然には非じ、多知伊豆とつゞけずして、多都と先言切たるは、其時見たまへるまゝに、八雲の立よと、先言出給へるなり、と云り、(已上)誠にさることなるべし、かゝれば、右の須佐之男命の御歌なるは、枕詞ならぬを、同記倭建命御歌に、夜都米佐須伊豆毛多都流賀波都流多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾阿波禮とあるは、八雲刺にて、やくもをやつくもと云、そのやくものをも、めと通はし、都久は、都と約り、立を刺とのたまへるなれば、(續紀十一)に出たる、歌曲の名に、八雲刺曲と云も見えたり、八雲立と同じことなるに、(書紀には、即此御歌をやくもたつとあれば論なし)出雲建といふに冠らせたれば、其時は、はやさきの須佐之男命の御歌に、よよりもとづきて、枕詞となしたまへる趣なれば、此集にては、枕詞なることはさらなり、(堀河院百首に、さりとともとおもひしかども八雲立、手間の關にも秋はとまらずとあるは、又うつりて、八雲立をやがて出雲國のこと、とせるにて、久方を、天のこと、とすると同じ例なり)なほこの詞古事記傳に委云り、○子字、類聚抄には、兒と作り、○奥名豆颯は、奥とは、岸側より放りて、遠き方をいふ、古は川にも、奥といひしこと、上に委云り、名豆颯は、浮ぶを云、



古事記傳四十二卷に、那豆佐比は、或は水に浮ぶをも云、或は底に沈むをも云、或は渡るをも云、何れも水に著ことに云り、と有が如し、四卷に、鳥自物魚津佐比去者、十二に、爾保鳥之奈津、柴比來乎、古事記雄略天皇條、歌に、毛々陀流都紀賀延波云々、斯豆延能延能宇良婆波、阿理岐奴能美幣能古賀佐々、賀世流美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淡知那豆佐比などある、これらは、皆浮ぶを云り、今按、に、古事記、歌に、那豆能紀とあるは、浪漬之木といふ義と見ゆれば、那豆佐布は、浪漬傍なるべし、○歌、意は、溺死たるを見て云るにて、かくれたるところなし、○按、に右二首は、紛れて後前になれるなるべし、前に溺死を見てよめる歌ありて、次に火葬を見てよめる歌あるべし、

過勝鹿眞間娘子墓時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

眞間娘子は、むかし下總國葛飾郡眞間といふ處にありし、美女なり、今も眞間といふところありとぞ、さてこの娘子は、賤民の家に生れながら、其形容の端正美麗かりしこと、良家の女にもさらにならびなかりしかば、見人聞者、われおくれじと、妻どひ相競ふを見て、娘子うきことにおもひとりて、眞間湊に身を投て、はかなくなりにつければ、そこに墓つくりしとなむ、九卷長歌に見えたり、又十四下總國相聞歌の中にも、この娘子がことをよめる、二首あり、又かの菟原處女、又十六に見えたる櫻兒、又鬘兒など、この眞間娘子が事跡に似たることなり、

○古寫本拾穂本等註に云、東俗語云、可豆思賀能麻末能豆胡とあり、古昔有家武人之倭文幡乃帶解替而廬屋立妻問爲家武勝牡鹿乃眞間之手兒名之輿擲乎此間登波聞杼眞木葉哉茂有良武松之根也遠久寸言耳毛名耳母吾者不所忘

有家武人とは、誰にもあれ、この娘子を聘せし人なり、七卷に、古爾有盛人之竟乍衣丹摺牟眞野之榛原とあり、初二句、同語の例なれば引つ、契沖云、此娘子、いつの頃ありけむと、考る所なし、第九の歌は、高橋連虫麻呂之歌集中出とありて、此虫麻呂も、考る所なしといへども、赤人よりは、猶さきに出たるかとおぼしきに、其歌にも、いにしへに有ける事と、今までに絶ず云くる、かづしかのまゝの手兒名がよまれたれば、はるか古代の事なり、○倭文幡文字、父に誤、今改つ、は、父ある布なり、冠辭考に見ゆ、帶とせしことは、武烈天皇紀、歌に、於哀枳瀨能瀨於寐能之都波拖夢須寐陀黎、此集十一に、古家之倭文旗帶乎結垂など見えたり、○帶解替而は、帶解交して、といふに同じ、互に帶解て、といはむが如し、○廬屋立は、フセヤタテと訓べし、冠辭考に、ふせやたつとよみて、屋のつまつかけたりと云るは、甚わろし、妻籠の料に、屋を立る謂なり、さて古は、妻問すとは、まづことに、屋を造設る風俗にて、其は古事記に見立八尋殿とあるは、二柱神の御合坐む料なるをはじめて、須佐之男命の都麻基微爾幣賀岐都久







れたるところなし、

反歌。

吾毛見都人爾毛將告勝牡鹿之間々能手兒名之奥津城處。

人爾毛將告は、十七立山賦に、伊末太見奴比等爾母都氣牟於登能未毛名能未母伎吉底登母之夫流我願とあるに、意同じ、○牡字、類聚抄には无、舊本には牡に誤、拾穂本に従つ、○歌意かくれなし、

勝牡鹿乃眞々乃入江爾打靡玉藻莉兼手兒名志所念。

牡字、舊本牡に誤、拾穂本に従つ、○打靡はウチナビクと訓べし、こは玉藻のなびくを云詞なればなり、(略解に、うちなびきと訓て、手兒名が打靡きて、玉藻刈けひと云意に見たるはわろし)、○歌意は、真間の入江に、打なびく玉藻を、手名兒が存在し時、刈けむ容貌の、いかにうるはしくめでたかりつらむと一すぢに思ひやらるゝよしなり、(略解に、真々の江に、身を沈めたるを云るなるべし、と云るは、いみじきひがことなり、

和銅四年辛亥(過三穗浦時)姓名(作歌二首)。

此題詞を、舊本に、和銅四年辛亥、河邊宮人、見姫島松原美人、屍哀慟作歌四首、と記して、左の二首を載、其次に、人言之云々、妹毛吾毛云々の二首を載たり、此は甚く混亂したるものなり、そ

の題詞は、既に二卷に全出、歌も二首あり、さて其歌も娘子を悲める歌なるを、此處の歌は、さる意にしもあらねば、此歌の題詞にしかあるべき謂なし、亂れたること知べし、但し和銅云々は、此歌より末まで、和銅神龜天平と、年歴の知たるを、次第で載たりと見ゆれば、この和銅云々の六字は、もとよりありしことしるし、かくて辛亥の下、漏失たりけむを、歌意をもわきまへしらぬ人の、二卷の題詞をとりもち來て補入しものと見ゆ、かくて左の二首は、新喪の歌ならねど、久米若子の、死去の古を悲みたるより、挽歌の標中に載しこと右の真間娘子をよめる歌に、准べし、

加座幡夜能美保乃浦廻之白管仕見十方不恰無人念者。

加座幡夜能座字、舊本麻と作るは誤なり、今は異本に従つ、但し麻は、アサのアは、カの韻にもれば、サの假字に、用ひしものごと、いふべけれど、此歌の書様にはあらず、又加座と濁る處なれば、まして、さらなり、は、風速之にて、地名なるべし、(契沖が、備後にこそ風速、浦はあれ、是はつねに、風の早き浦なり、といふ心にて、つゞけたるなり、といへれど、地名には、諸國に、同じきが多かるをや)、○美保乃浦廻は、七卷驛旅作とありて、紀伊、名所をよめる歌の中に、風早之三穗乃浦廻乎榜舟之とあり、紀伊國にあるなるべし、浦廻は、ウラミと訓、ウラワ、ウラマなどよむは、甚わろし、既に委、云り、○白管仕は、品物解に云り、○見十方不恰は、躑躅の盛なるを見



れども、心よからず、悲しく思はるゝよしなり、不恰は、不樂と書ると同意にて、既く一卷に委云り、○無人念者、舊本に、或云、見者悲霜無人思丹と註せり、さて次の歌に依て考るに、無人は、久米、若子を云なるべし、この歌と、次の二首は、契沖も云し如く、此上に、博通法師、往紀伊國見三穗石室、作歌とあると、大かた同じ趣なれば、今も紀伊國三穗にて、久米、若子を、しぬべる歌なり、○歌意は、浦廻の風景、躑躅の花盛などを見れば、常はおもしろく興ありて、世の憂事をも忘るゝ事なるに、亡人のうへを思へば、花に心もなぐさまで、中々に悲しく思はるゝとなり、

見津見津四久米能若子我伊觸家武磯之草根乃干卷惜裳

見津見津四は、見津は、(借字)書紀顯宗天皇卷に、不才仁德天皇卷に、不佞とあるを、美都那斯と訓たる美都にて、才德勇威あるをいふ詞にて、既く一卷、山上臣億良、在唐時作歌に、大伴乃御津とあるに就て、委く註せり、照見て考べし、四は、清々斯、多頭多頭四、忌々斯、雄々斯、などの斯に同じ、さて美津、美津斯て、ふ言もて、米久に冠らせたるは、まづ古事記中卷、神武天皇條に、自其地幸行到、忍坂大室之時、生尼土雲八十建、在其室待伊那流、故爾天神御子之命以、饗賜八十建、於是宛八十建、設八十膳夫、每人佩刀、誨其膳夫等曰、聞歌之一時共、斬、故明、將、打其土雲之歌曰、意佐加能意富牟應夜爾、比登佐波爾岐伊理袁理、比登佐波爾伊理袁理登母美

都美都斯久米能古賀久夫都々伊々斯都々伊母知字知豆斯夜麻牟、美津美津斯久米能古賀久夫都々伊々斯都々伊母知伊麻宇多婆余良斯、如此歌而拔刀一時、打殺也、かく美都美都斯久米能古とつゞけし猶あり、と見えたるを、其始にて、さて凡て、久米の枕詞の如くにも、なれるなるべし、抑久米を、美都美都之といふべきは、同記上卷、天降條に、天忍日命、天津久米命二人、取負天之石、取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手挾天之真鹿兒矢、立御前而仕奉、故其天、忍日命、此者大伴、連等之祖、天津久米命、此者久米直等之祖也、と見えたるを、はじめて、また中卷、神武天皇條に、爾大伴、連等之祖、道臣命、久米直等之祖、大久米命二人、召兄宇迦斯、罵詈云、伊賀所作仕奉、於大殿、内者、意禮先入、明白、其將爲仕奉之狀、而即握、橫刀之手、上矛由氣矢刺而追入之時、乃己所作、押見、打死、爾即控、出斬、散など、猶往々に、此命の事見えて、凡て、代武事にて仕奉ひ、其勇威ありしから、かくつゞけ云り、はた其下文に、伊須氣余理比賣の、大久米命の、覽利目を見て、阿米都々知、杼理麻斯登々、那杼佐那流斗米、とよめるも、武く畏く勇威しき、眼ざしなりしを思ふべし、さて其大久米命の所部し、壯子ども、其に勸て、甚武威かりしほどをも、推て知べし、されば、久米部の壯子等にも、この枕詞を、おくべきものぞ、かゝるを、今までこの詞の意を、解得たりし人一人もなし、説々あれど、皆叶はず、まづ契沖が、代匠記に云る説は、論に足ず、厚顔抄に、書紀歌につきて、大久米命の目をさけるが、にらまへるやう



なれば大に見る意に見津見津しと云なるべしと云て、二の津は天津國津などの津に同じと云るはいかにぞや、さる都の言のおきさ文あるべくもあらず、又冠辭考に、都を濁りて、美豆垣などの美豆と同じく、若きをいふなるは、即久米若子と云るにてもしれ、今も萬の物のわかかうつくしきをみづしとは云ゆり、と云れど、物をほめて云みづは、古事記に、美豆能小佩、また水垣、書紀に、瑞穂之地、瑞此云、瀨國、集中にも、水蔭、水枝、美豆山など見えて、豆はいづれも濁音なるを、此美都美都斯も、さる意ならむには、美豆美豆斯、とこそ書べきに、書紀にも、瀨國瀨國志と書て、皆清音なれば、決く非なるをしるべし、また本居氏、古事記傳に、美都美都斯は、滿々しにて、圓々しといはむがごとし、此は目の大きな貌を云るにて、久米の枕詞なり、大久米命を、尊利目とありて、目の圓に大きにありし故に、久米てふ名を負給へる、其久米は、久流目の約りたる言なり、今世にも、人の目の圓く大きにて、利げなるを、目の久流久流としたると云是なり、故滿々し久流目と續けたるなりとあり、久米てふ稱を、久流目の約りたる言とせるは、もしはさる由にもあるべけれども、美都を、滿なりと云るは、叶ひがたし、もし滿々しの意ならむには、美知美知斯、とこそいふべきに、美都は、活用言ときの例なれば、美都斯と斯の言をそへ云べき、ことわりにあらざるをや、○久米能若子は、荒木田氏考に、神武天皇の率坐し、久米部の壯子なるべし、天皇紀伊國を経て、内津國に入まし、なれば、紀伊國

に、久米部の残り居しなるべしと云り、○伊觸家武武字、拾穂本には、牟と作り、は、伊は發語なり、觸は、フリと訓べし、廿卷に、伊蘇爾布理字、乃波良和多流、磯に觸海、原渡るなり、とあり、○磯之草根は、磯は三穂、浦の磯なり、草根は、クサネと訓べし、カヤネと訓はわろし、○干卷惜裳惜字、舊本情に誤、類聚抄、古寫本、拾穂本等に從は、卷は、武の伸りたる言、裳は、歎辭にて、枯む事の、さても惜や、といふ意なり、○歌意は、武威く雄健しかりし、むかしの久米部の壯子が、往觸けむと思へば、其磯の草の枯む事だに、さても惜やとなり、○舊本こゝに、人言之繁比日玉有者、手爾毛以而不戀、有益雄、妹毛吾毛清之河、乃河岸之妹、我可悔心者不持、といふ二首を連載て、その左に、右案、年紀并所處、乃娘子屍作歌人名、已見上也、但歌辭相違、是非難別、因以累載於茲、次焉、乃は、及の誤、とあるは、仙覺などが註せるにや、あらむ、其は上にもいふ如く、三穂、浦にてよめるは、久米若子が古を、慕ひ悲しめる歌にて、無人念者などあれば、挽歌の標中に載つらむを、人言之云々、妹毛吾毛云々の二首は、全相聞なるを、混亂しにも心をつけずして、たゞにうたがひ註しつるなり、

**神龜五年戊辰太宰帥大伴卿思戀故人歌三首。**

大伴卿は、旅人卿なり、○故人は、卿妻大伴、郎女なり、五卷にも、太宰府にて、太宰帥大伴、卿報凶問、歌あり、八卷、式部、大輔石上、堅魚、朝臣、歌に、霍公鳥云々、その左註に、右神龜五年戊辰、太宰帥



大伴、卿之妻大伴、郎女遇病、長逝焉、于時勅使式部、大輔石上、朝臣堅魚、遣太宰、府、弔喪、并贈物色、其事既畢、驛使及府諸卿大夫等、共登記夷城、而望遊之日、乃作此歌、と見ゆ、○歌、字、舊本卿に誤、類聚抄、古寫本、拾穂本等に從つ、

愛人纏而師敷細之吾手枕乎經人將有哉

愛は、ウツクシキと訓べし、略解に、ウルハシキとよみて、うらぐはしといふに同語なり、と云るは誤なり、廿卷に、有都久之波々爾、書紀齊明天皇、大御歌に、宇都俱之枳阿倭倭柯枳古弘、孝德天皇、卷歌に、宇都久之伊母我、字鏡に、娃、美女、貌、宇豆久之乎美奈、などあり、美貌を、ウツクシといふは、美麗れば、人の愛賞るがゆゑなり、しかるを今世には、うつくしきといふを、美麗き本義と意得たるは、非なり、食物の美味を、ウマシといふが如し、うまさといふは、何にても、可愛きを贊美ていふことなるを、味、美、物、は、人の可愛るゆゑに、やがてうましといふを、味、美、事の本義と意得るは、非なるが如し、此類多し、准て知るべし、○人纏而師、纏の下に、古寫一本には、之、字、あり、人の枕にしてし、といふ意なり、○經人將有哉は、枕にする人あらむやは、といふ意なり、○歌、意は、心の打あひかなひて、愛かりし妻の枕にせしを、今は其妻の死去れ、ば、吾手枕を纏て、相宿る人もさらにあるまじきが、甚悲しと歎賜へるなり、略解に、他人に又あはしといふ心なり、と云るは非なり、こゝは、しか設けこしらへたる意はさらに無、

〔右一首別去而經數句作歌〕

別去は、死去なり、

應還時者成來京師爾而誰手本乎可吾將枕

應還は、此卿、天平二年十二月、京へ還り賜ひしなり、なほ次に云、○時者成來、成、字は、類聚抄に、无は、落たるなり、來の誤寫なり、成來、草書甚混易し、トキハキニケリと訓べし、本居氏、説に、來字は、去の誤にて、ナリヌなり、と云れど非ず、來と去は、字形も遠ければなり、○吾將枕は、五卷に、和我摩久良可武とあり、こは枕を頭に著をいふ言にて、可武は、可伎久氣の活轉にて、活動ぬ言を活用かす辭なり、獲く、編く、などの久に同じ、しかるを、枕くは、枕纏の約言ぞ、と誰も皆意得て、しか解來れるは、太じき非なり、○歌、意は、京に還るべき時は、來にけり、然るを京に還行て、誰が袂を枕にして、吾は相宿せまし、妻に死別たれば、さらに相宿する人もなくて、いと悲しからざしとのよしなり、

在京師荒有家爾一宿者益旅而可辛苦

荒有家は、頃年太宰府におはせしなれば、京師家は荒たるなり、○一宿者は、妻无に獨宿はとなり、○可辛苦は、京に還向、間預て辛苦かるべし、とおもほしやり賜ふなり、○歌、意かくれなし、下に還入故郷家、即作歌、人毛奈吉、空、家者草枕旅爾益而辛苦有家里、とあるを併見るに、



切に哀に悲くなむ有ける。

〔右二首臨近向京之時作歌〕

此下に、天平二年庚午冬十二月、太宰、帥大伴、卿向京上道之時作歌と見え、此卷末に附記るに、天平二年十月一日、任大納言、續紀には、漏脱せりとあるに依て思ふに、十月の末より、十二月の間に作れし歌なり。

神龜六年己巳左大臣長屋王賜死之後倉橋部女王作歌一首。

神龜二字、此處は削べし、上に、神龜五年とあればなり。○長屋王の傳は、一卷下に委云り、賜死しことは、續紀に、天平元年二月辛未云々等、告密稱左大臣正二位長屋王、私學左道、欲傾國家、其夜云々、圍長屋王宅、癸酉、令長屋王自盡、其室二品吉備內親王、男從四位下膳夫王、无位桑田王、葛木王、釣取王等、同亦自縊、甲戌、遣使葬長屋王、吉備內親王、屍於生馬山云々、長屋王、天武天皇之孫、高市親王之子と見ゆ、○倉橋部女王は、傳知ず、八卷に、椋橋部女王とあるは、同人なるべし。

大皇之命恐大荒城乃時爾波不有跡雲隱座。

大皇之、大字、舊本太と作るは誤なり、今は類聚抄拾穂本等に從つ、略解に、大を天に改めて、ス。メロキノとよみしは、いみじきひがことなり、は、オホキミノと訓べし、○大荒城は、大は、例の

美稱荒城と云意は、本居氏云、荒は、鐔、璞などの阿羅なり、其は新に死たるまゝにて、未、何とも爲あへぬほどの意にて、今世にも、其を阿羅某と云こと多し、阿羅亡者、阿羅齋、阿羅火などの如し、城は、墓の紀に同じ、されば新に死たるまゝにて、未、葬りあへざるほどに、且、姑く收置處を、阿羅紀と云て、天皇などの其宮を、阿羅紀能宮と申せるなり、と云り、○時爾波不有跡は、大荒城仕奉るべき時ならねども、の意にて、身命の限にて、葬賜へるに非ざりしを云、次下に、丈部、龍麻呂が、自經死たるを、時爾不在之天とあるに同じ、○雲隱座は、葬坐るといふ、○歌意は、大皇の御命のかしこくゆしく、いなみがたき故に、御身命の限にあらずして、自盡賜へるは、いとも悲しき事ぞとなり。

悲傷膳部王歌一首。

膳部王は、長屋王の長子なり、上長屋王の註に、續紀を引るが如し、續紀に、神龜元年二月丙申、無位膳夫王、授從四位下、と見えたり。

世間者空物跡將有登曾此照月者滿闕爲家流。

將有登曾は、あらむ道理とてぞ、といふほどの意なり、○歌意かくれたるところなし、天照月の満則、必缺る理を思ひて、自悲傷の堪難きを、忍へるなり、七卷に、隱口乃泊瀬之山丹照月者、盈昃無鳥人之常無、十九、悲世間无常歌に、天原振左氣見婆照月毛盈昃之家里云々とあり、



〔右一首作者未詳〕

天平元年己巳攝津國班田史生丈部龍麻呂自經死之時判官大伴宿禰  
三中作歌一首并短歌

班田史生はアガチダノフミヒトと訓べし班田は孝德天皇紀に班田收授之法持統天皇紀には班田大夫等ともあり續紀に天平元年十一月癸巳任京及畿内班田使云々阿波國山背國陸田者不問高下皆悉還公即給當土百姓但在山背國三位已上陸田者具錄町段使附上奏以外盡收開荒爲熟兩國並聽と見ゆ班田のことは田令義解に凡田六年一班(謂此據未給口分人也其先已給訖者不可更收授也若田有崩埋侵食亦依改班例也)神田寺田不在此限謂此即不稅田也縱有崩埋侵食不可更復加授也若以身死應退田者每至班年即從收授と見えたり史生は官中の末々の事までを書記す職なり和名抄に職員令云史生(俗二音如實)今案官局以上及諸國一分皆謂之史生一分者蓋俸斷之分法長官五分次官四分判官三分主典二分史生一分之義也とあり後に史生を賞の如く唱ふるは主典にまざる故なるべしされど古は主典史生共にフミヒトと唱へしなるべし○丈部龍麻呂は傳知ず丈部は和名抄に安房國長狹郡丈部波世豆加倍と見ゆ此地名より出たる氏なるべし廿卷防人等が姓氏に安房上總に丈部氏多し龍麻呂も東國より出て官仕せし人ならむ○經死(經字類聚抄には

經と作り經の誤か楊雄方言に經は縊也と見えたりは垂仁天皇紀に自經雄略天皇紀に經死とあるをともにワナキとよめり皇極天皇紀にはワダキとよめりダとナは既く云る如く親通例にて同言なりさてワナは縊なりキは枕き獲きのキと同言にて體物を活轉す辭なり(ワナキは縊絞の約といふ説はわろし○字鏡に縊絞也經也久比留とも見ゆ)○判官は班田司の判官にて長官次官の下知を得て官中の大小の事を正判る職なりマツリゴトヒトと訓べし和名抄に本朝職員令二方品員等所載云々勘解由曰判官云々(皆万豆利古止比止)とあり(後世になべて諸官の判官をジョウと呼は八省の丞の字音よりうつれるなりと本居氏いへり)○大伴宿禰三中は類聚抄に三中或作御中攝津國班田判官云々續紀に天平九年正月辛丑遣新羅使副使從六位下大伴宿禰三中染病不得入京三月壬寅副使正六位上大伴宿禰三等四十人拜朝十二年正月庚子外從五位下十五年六月丁酉爲兵部少輔十六年九月甲戌爲山陽道巡察使十七年六月辛卯爲少貳十八年四月壬辰爲長門守同月癸卯從五位下十九年三月乙酉爲刑部大判事と見ゆ此時は班田司の判官たりしなるべし天雲之向伏國武士登所云人者皇祖神之御門爾外重爾立候内重爾仕奉玉葛彌遠長祖名文繼往物與母父爾妻爾子等爾語而立西日從帶乳根乃母命者齋忌戸乎前坐置而一手者木綿取持一手者和細布奉平間



幸座與天地乃神祇乞禱何在歲月日香茵花香君之牛留鳥名津匪來與立居而待監人者王之命恐押光難波國爾荒玉之年經左右二白袴衣不干朝夕在鶴公者何方爾念座可鬱蟬乃惜此世乎露霜置而往監時爾不在之天

天雲之向伏國とは、國土の境界は、遠に望れば、雲の地に向ひ伏て見ゆるをいふ、こゝは、天下國土の限といふにて、天地の間に、二なき武士といふ意に、つゞきたり、契沖が、遠國の心なり、丈部は、安房國長狹郡にある郷名なれば、此龍麻呂、そこより出て、みやづかへしたるゆゑに、かくはつゞけしなるべし、といへるは、甚非じ、次に引祝詞、五卷十三卷、歌をも併見て、國土の限をいふとなるは、疑なきを知べし、祈年祭、祝詞に、皇神能見霧志坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄、極、白雲能墜坐向伏限、云々、五卷令反惑、情歌に、許能提羅、周日月能斯多波阿麻久牟能波迦夫、周伎波美、多爾具久能佐和多流伎波美、十三に、白雲之棚、曳國之青雲之向伏國、乃天雲下有入者などあり、○武士登は、マ、ス、ラ、ヲ、トと訓べし、(モノ、フとよめるは、いかゞなり、)集中に、健男とも書たると、同義なり、天地の限、雙なき武健き士と所云しよしなり、今世にていは、日本一の剛者、といはむが如し、伊勢物語に、天下の色このみ、源のいたるといふ人とあるも、天下一の好色者、といふ意なるに、准知べし、こゝの詞にて思へば、此龍麻

呂、當世、剛勇の名を得し人にぞ有けむ、○皇祖は、ス、メ、ロ、キ、ノと訓べし、既く一卷、中に、具説り、○神之御門は、皇朝廷を云、○外重爾は、ト、ノ、ヘ、ニと訓べし、外重は、古今集、壬生、忠岑、長歌にて、るひかり、近き衛の身なりしを、誰かは秋の來る方に、欺き出て、御垣より、外重守身の御垣守をさく、しくもおもほえず、とある是なり、猶次にいふ、○立候(候)字、舊本候に誤、今は拾穗本に從は、令せ賜ふことあらば、仕奉むと、立て伺候ふよしなり、○内重爾は、禁裏に、外重中、内重ありて、これを三門と云り、宮衛令、義解に、凡理門至夜燃火(謂内及中外之三門、皆衛士燃火也)並大器貯水、監察諸出入者、とあり、天皇の大坐ます外の御門を宮城門といふ、左右衛門守れり、此を外重と云、其内の諸門を、中重と云、神祇式に、凡云々、若禰宜、給五位位記、於中重給之、左兵衛府式に、凡云々、行夜者、中隔二人、左右兵衛まもれり、其内の御門を、閤門と云て、(舒明天皇紀に、閤門とあり、)それより内には、御門なし、これ内重なり、九卷詠、浦島子歌に、海若神宮乃内隔之、細有殿爾ともあり、○仕奉は、令せ賜ふことを、執行ひ仕奉といふなり、○玉葛は、遠長の枕詞なり、○祖名毛は、先祖の名をも、といふなり、祖とは、父母より、遠祖をかけていふ稱なり、○繼往物與は、朝廷に仕奉り、且班田使に任られなど、身を立功を成て、先祖の家名をも、彌遠長く、末世までに、断ず云繼むものぞ、と語らひしよしなり、○母父爾は、オ、モ、チ、ニと訓べし、廿卷に、意毛知々我多米、又阿母志々とも見ゆ、(阿母志々は、母父の東語)○妻爾子等爾は、十



三に、母父、母妻、毛子等、毛高々、二來跡、待異、六人之悲沙、廿卷に、若草之都、麻母、古騰母、毛乎、知己、知爾、左波爾、可久美、爲云々、多豆、佐波里和、可禮加、豆爾等、比伎等、騰米之多、比之毛能乎、などよめり、○帶乳根、乃、母の枕詞にて、集中ことに多し、垂乳根、足常など書たるは、借字にして、多良知は、知は之に通ひて、知と之と通用たる例、集中これかれおほし、足の意にて、贊辭なり、かしこけど、足日子、足比賣などの足の如し、根も例の尊稱なり、古事記に、垂根王、また建忍山垂根、島垂根など云人名も見えたり、この垂も足にて、即足根と云に同じ意の稱なり、母は、ことに親く尊きものなる所以に、足根之母とは稱なりけり、冠辭考に、赤子を育つ、日月を足しめ、ひと、なすは、母のわざなり、よりて、日足根の母と云を、日を略さいふなり、と云るは、いみじきひがことなり、そも、日足と云は、日の言おもければ、その重き言を略きては、何を足すよしとか聞えむ、凡てさばかり、言を省きて云ることなかりし古に、さる略言あるべきことかは、又此を、多羅知斯とも云り、其は五卷に云べし、又新撰萬葉に、足千種之祖、裳都良芝那如此、量思丹、迷世丹、駐低とあるは、や、後なり、又父をたらちを、母をたらちめ、と分ちいふなどは、さらに古しらぬ、しれ人のわざなりかし、○母命は、母を尊て云るなり、父命、夫命、兄命、弟命、妹命、なども云たること、集中に多し、さてかゝるところに、母をいひて、父をいはざるは、古人の實なり、父をたふとみて、母をいやしむは、漢國聖人といふものゝさかしらなり、皇

國の古は、母父ともに、同じつらにたふとめるが中に、母はことに親しきものなれば、母をこといへるは、實のことなり、○和細布奉は、和細布は、諸祝詞に、御服波、明多閉照、多閉和多閉荒、多閉爾、仕奉氏と見ゆ、奉は、神祇に奉進を云、○平字、舊本乎、元曆本に手と作るは、皆誤、今改つ、○間幸座與は、間は借字、眞幸く座せよ、と神祇に禱るなり、上に吾命之眞幸有者、廿卷爲防人情、陳思作歌に、平久和禮波、伊波々、牟好去而早還來等、麻蘇、涅毛知奈美、太平能其比などあり、○神祇乞禱は、十三に、天地乎、歎乞禱、幸有者、又反見、又天地之神祇乎、曾吾祈、また天地之神乎、曾吾乞などあり、○何在は、五卷に、伊可爾、安良武日能等、伎爾可母とあり、○歲月日香は、トシツキヒニカと訓べし、トシノツキヒカと訓はたがへり、何の歳にか、何の月日にか、といふ意なり、○茵花は、香の枕詞なり、茵は、品物解に具云、○香君之は、ニホ、ヘルキミガと訓べし、(本居氏の、カグハシキミガとよまれし、そは十八に、香具波之君乎とあるに據たるなるべけれど、もしこゝも、しか訓べきならば、香細とか、香具播之とか書べきを、香の一字のみにては、カグハシとよまむこといかゞ)十三に、茵花香、未通女とあるを、人麻呂集、歌には、都追慈花爾、太遙越賣と見えたり、思合べし、一卷に、紫草能爾、保敵類、妹乎、十一に、山振之爾、保敵流、妹之字鏡に、姫媛、美麗之貌、爾保不、など見ゆ、○牛留鳥は、荒木田氏、牛留は、尔富の誤にて、ニホドリノなるべしと云り、十五にも、柔保等里能、奈豆左比由氣婆とあれば、信に是、説は謂れたり、又



異本に、牛を牽と作るに依ば、ヒク。ア。ミ。ノ。なるべし、留を、活字本に、死田、二字に作るは、留の異體番と作る、其を誤て、二字とせるなり、○名津匝は、上に出づ、○待監人者は、母、父、妻子の、いつしか還來坐む、と待けむ、其人はといふなり、○押光は、難波の枕詞なり、古事記、書紀にも見え、集中には殊に多し、此はまづ、難波は、神武天皇紀に、方、到、難波之、崎、會、有、奔、潮、太、急、因、以、名、爲、浪、速、國、亦、曰、浪、華、今、謂、難、波、訛、と見え、たれば、本は浪速とも、浪華とも呼し、由傳へたるなり、今は其中に、浪華とある方に就て、其本義に立かへりて、此枕詞をおけるなり、華には、光といふが古の常なれば、押並て、光浪の華、といふ意につゞけり、さて押は、十卷に、忍並而高山部乎白妙丹令艶有者櫻花鳴とあるごとく、押並る意、光は、同卷に、能登河之水底并爾光及爾三笠之山者咲來鳴、三卷に、足檜木乃山左倍光咲花乃云々、六卷に、巖者山下耀錦成花咲乎呼理などよめり、さて押光と連言るは、集中月歌に、七卷に、押而照有、八卷に、月押照有などあり、さて六卷、超草香山時神社、忌寸老麻呂作歌に、直超乃此徑爾師互押照哉、難波乃海跡名附家良思裳とあるも、本義を思ひて、押照や、浪華の海と名附けけらし、といふ意かとも思へど、然には非ず、其頃、は、既く此枕詞地名の如くなりて、やがて、難波宮を、押照宮ともいひしとおもはるれば、廿卷に、櫻花伊麻佐可里奈里難波乃海於之、互流宮爾伎許之、賣須奈倍とあり、この老麻呂が歌の意は、難波の言へは關らず、この難波の海を、古歌に、押照とよめるに、今

此直超の道より見やれば、あの難波の海上の、押照て、清白に見ゆるよ、昔人も、此草香の直超より見やりて、難波に、押照て、ふ名を負せけらしな、と當時の景色を興じて、よめるなり、さればこの老麻呂歌は、此枕詞の發りの意に係て見むは、甚悪し、○難波國は、泊瀬國吉野國など云る類なり、既く云り、○荒玉乃は、年の枕詞なり、集中に、此詞甚多くして、年とも月とも來經とも續きたり、古事記景行天皇條、歌に、多迦比迦流云々、阿良多麻能登斯賀岐布禮波阿良多麻能都紀婆岐閉由久と見えたり、此枕詞種々の説あれど、皆あたらざ、其中に、本居氏古事記傳に、阿良多麻能は、阿多良阿多良麻の約りたる言なり、萬葉廿に、年月波安多良安多良爾安比美禮騰とあるは、安多良とは、年月日時の移りもて行を云言にて、年月は、移往て環る物なれば、又環り來る毎に、逢見るよしなり、さて阿良多麻は、阿多良阿多良の上の阿多良を切めて阿良と云、下を切めて、多と云るにて、麻は、間に、程と云に同じ、と云るも、いさゝかたがへり、さるは、まづ、間と云る言の趣を、よく考ふるに、アヒダといふに、全同意にして、物と物との空隙を云言なり、間字を、字書に、隙也とも、暇也とも、又空隙也とも云る、其意なり、又時日也とも註したれど、御國言に、麻と云るは、空隙の意ならぬは、一もなし、言の趣を、よく考へて知べし、大神、景井、阿良多麻能は、阿良多々麻能て、ふ言にて、阿良多は、新る意、多麻能は、田物か田實之かの意にて、稻實をいふならむ、今も稻實の中に、赤きが有を、阿加太麻と云は、たま〜古



言の残れるにやとぞおもはるゝ、さて年と云、名は田寄にて、其は神の御靈もて、稻種を水に浸し、苗代に播田になして、天皇に寄奉賜ふ故に、田より寄てふ意にて、穀を登志といふより、年を登志といふ、と本居氏の云れしによりて思へば、阿良多麻能年といふは、新穀之田寄といふつゞきなるべくおほゆ、さて月と加ふるは、新穀之調といふ意かともおもへど、さにはあらで、月は、年の中のものなれば、つゞけたるなるべし、來經と續くるも、月とつゞけしに同じと云り、○白袴は、衣の枕詞なり、既く出づ、○衣不于は、下に、自細之衣袖之干とあるに依て思ふに、こゝも衣の下に、袖か、手かの字、脱たるなるべし、又衣は、袖字の由の旁の、滅しものにもあるべし、故、今は、コロモテホサズと訓つ、旅館に年月を経て、雨露に沾し衣服をも、蘇乾人だにもなくして、朝暮に、勤勞せる由なり、九卷に、蘇于人母在八方沾衣乎、家夜良奈、羅印とよめり、○何方爾念座可は、一卷に、何方所念計米可、二卷に、何方爾念居可、此下に、何方爾念鶏目鳴などありて、集中に多き詞なり、○露霜は、置の枕詞なり、既く出づ、○置而往監は、惜此世間を棄措て、死去けむこと、いふなり、○時不在之天は、上に、大荒城時爾波不有跡とあるところに云る如く、身命の限にあらざして、といふなり、○歌意かくれたるところなし、

反歌。

昨日社公者在然不思爾濱松之上於雲棚引。

不思爾は、思ひがけもなきにの意なり、五卷、悲男子歌に、大船乃於毛比多能、无爾於毛波奴爾、横風乃云々、十卷に、霜雪毛未過者、不思爾春日里爾梅花見都などあり、○於雲棚引は、火葬の烟をいへり、○歌意は、君が存世て、公事を勤みしは、昨日の事にこそ有けれ、されば思ひがけもなきに、今日はその君を火葬して、濱松の上に、雲烟となりて、たなびきたるよ、さてまたのみがたき、人の身ごととなり、

何時然跡待牟妹爾玉梓乃事太爾不告往公鴨。

事太爾不告は、事は借字、言なり、傳言をさへせずしての意なり、○歌意は、歸り來む日は、今日か明日かと、家は、妻は待つゝあるらむに、その妻に使用して、傳言をさへせずして、自經死し君哉、さても情無のわざやとなり、

天平 一一年庚午冬十二月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌五首。

天平二字、此處は削べし、上に、天平元年とあればなり、○向京は、大納言に任れて、京師に向、上賜ふ時なり、上に具云り、

吾妹子之見師鞆浦之天木香樹者常世有跡見之人曾奈吉。

鞆浦は、備後國にありて名高し、七卷に、海人小船帆張流登見左右荷鞆之浦、回三浪立有所



見好去而亦還見六大夫乃手二卷持在柄之浦回乎とよめると同じ處なり。○天木香樹は諸國にある木なり、讀岐國にては、今毛呂と云り柏木と云木に似て、根蔓ものなり、其實多く群りなるものなり、故實群といふ義にて、ミムを切ればムとなる、牟漏といふ名は、負せたるなり、なは具は、品物解に云るを披見べし、本居氏玉勝間にも見ゆ、さてはやく、契沖も云し如く、この柄浦の室樹は、大木にて、其昔甚名高くぞありつらむ、十五に、波奈禮蘇爾多氏流牟漏能木字多我多毛比左之伎時毛須疑爾家流香母之麻思久母比等利安里宇流毛能爾安禮也之麻能牟漏能木波奈禮豆安流良武とよめるも、此浦なり、(現存六帖に、柄の浦や浪路遙に漕船のそがひになりぬ磯の室木)○當世有跡は、常世にて有ども、といふなり、常世は、常住不變を云、○見之人曾奈吉は、うせらせし帥妻大伴郎女をさせり、○歌意は、筑紫に幸て下りしほど、郎女の賞み見し、その柄浦の室の木は、當時に不變てあれども、その見し郎女は、失せてなきが、悲しき事となり、

柄浦之磯之室木將見每相見之妹者將所忘八方。

歌意は、今より將來、柄浦の磯にたてる室樹を見ひ度毎に、相共に此樹を賞み見し妹がことのおもひ出られて、いかで得忘堪むやは、さても悲しき事ぞとなり、  
磯上丹根蔓室木見之人乎何在登問者語將告可。

歌意は、相共に見し、妹がうへのことを、いかなりと室の木に問ば、もし語告ることもあらむかとなり、過去し冥途の事をも、室の木に問見むとせめて思へるが、いとあはれなり、

〔右三首過柄浦日作歌〕

與妹來之敏馬能埼乎還左爾獨之見者涕具末之毛。

還左爾は、還時になり、左は、之太の約れるにて、時の古語なり、往左來左の左に同じ、上に具云り、○獨之見者之字、舊本に而と作るは誤なり、(四の誤なるべし)今は類聚抄に従つ、ヒトリシミレバと訓べし、之は、その一すぢなるをいふ助辭なり、○涕具末之毛は、涕催しもなり、具牟とは、草木に、芽具牟角具牟などいふは、萌す意にて、こゝも涕の落むと催し萌す意なり、仁徳天皇紀歌に、椰薺辭呂能苑々紀能瀾椰珥茂能莽鳥輪和餓齊鳥瀾例麼那瀾多思摩辭茂、後撰集に、古の野中の清水見るからに刺具牟物は、涕なりけり、などあり、毛は、歎辭なり、○歌意かくれたるところなし、

去左爾波二吾見之此埼乎獨過者情悲喪。

情悲喪喪字、舊本に哀と作るはわろし、今は類聚抄穂拾本、又異本等に從つ、又古寫一本には、裳と作り、それもよろし、喪は、歎辭なり、舊本、一云、見毛左可受伎濃と註せり、見放る事もせずに来ぬ、といふなり、見放るといふは、一卷に、數毛見放武八萬雄とある下に、解し如く、放は、振



放見の放ホウに同じく、望ノゾミり放ホウつ意の詞なり、かくてこゝは、此コノ埼サキを見れば、二人見し妹が事のおもひ出られて、彌ヨシ悲ヒしければ、望ノゾミりもあへず、悲ヒに伏フシ沈シて過來ぬと云意なり、此コノ詞コトバ、古來コノトキヨリ意得イデ誤れることなり、契ケツ沖ウキどが、目メもはなたず見て、過スぐる意と云るは、太タく反サカれり、○歌意は、筑紫ツクシに、往ユキ時トキには、郎女ロウメと二人見し、此コノ敏馬トビマの埼サキを、還マゼる時に、たゞ一人見れば、むかしの事の思オモひ出られて、さても悲ヒしやとなり、

〔右二首、過敏馬埼、日作歌〕

還入故郷家、即作歌三首。

人毛奈吉、空家者、草枕、旅爾益而、辛苦有家理。

歌意かくれたるところなし、在京師キョウシ荒有家爾アラウカニ一宿者イツシュクシャ益旅トクノリ而可辛苦ニシカクと預て案アヒひし如く、まことに辛苦シカクかりけり、とのたまへるが、甚シあはれなり、

與妹爲而、一作之吾山齋者、木高繁成、家留鴨。

與妹イモト爲ニ而シテ、妹イモトと二人しての意なり、爲ニ而シテは、一人爲ニ而シテ二人爲ニ而シテ、旅爾ツクリニ爲ニ而シテ家爾イニ爲ニ而シテなど云る、爲ニ而シテと、他をまじへず、其事をうけばりて、物することにいふ詞なり、さればこゝも、妹と二人、うけばりて作りし意なり、○吾山齋ウヤマサ者は、アガシマハと訓べし、廿卷ニに、屬目山齋ツクシ作歌ツクリ乎カ之ノ能ニ須ス牟ム伎キ美ミ我ガ許コ之ノ乃ニ麻マ云々トあり、之ノ麻マとは、本居氏ノ俗ニにいほゆる、作庭築山ツクリニの事

を、古には島と云り、二卷に、御立爲之島乎見時云々、御立爲之島之荒磯乎云々、島御橋爾云々、島乃御門爾云々、六卷に、鶯之鳴吾島曾云々、十九に、雪島巖爾殖有奈泥之故波、などある島これなり、又伊勢物語に、島このみ給ふ君なり、とあるも同じことにて、造庭を好みめで給ふを云りといへるが如し、山齋と書るは、その作庭に、家の形など造れる所由なるべし、○歌意は妹と二人、うけばりて作りし、吾家の島は、此ほど、さても木高く繁くなり、にける哉、木高くなりなば、彌見處もあるべければ、その時、二人相共に愛賞アヒウむと思ひしに、たがひて、いと悲しさの、堪タがたくおもはるゝよとなり、土佐日記に、京の家に、歸り著たることを書るところに、さて池めいて、くぼまり水つける處あり、邊に松もありき、いつとせむとせのうちに、千年や過スにけむ、片枝はなくなり、にけり、今生たるをまじれる、大かた皆荒にたれば、あはれとぞ人いふ、思オモひ出ぬ事なくおもひ戀コイしきがうちに、此家にて生れし女兒メウメのもろともに歸らねば、いかやはかなしき、舟人も皆子抱てのゝとる、かゝるうちに、猶かなしひにたへずして、ひそかに心しれる人のいへりける歌、うまれしもかへらぬものをわが屋外ヤノトに、兒松コノマツのあるを見るがかなしき、とぞいへる、なほあかずやあらむ、又なむ見し人を松の千歳に見ましかば、遠く悲しき別せましや、とあり、妻にわかれしと、子を失へると、任國ニノクニより、故郷コノトキヨリ家に還入たる悲情ヒシナ、ともにあはれになむ、



吾妹子之殖之梅樹每見情咽都追涕之流

殖字拾穗本には植と作り、○情咽都追は四卷に、言將問緣乃無者情耳咽乍有爾又白妙乃袖可別日乎近見心爾咽飲哭耳四所泣廿卷に、麻蘇埜毛知奈美太平能其比牟世比都々言語須禮婆などあり、○歌意は、妻がかりせば二人見まし物をと思へば見毎に彌悲く情咽つゝ、一すちに涕流るゝとなり、此下家持卿悲傷亡妾歌に、秋去者見乍思跡妹之殖之屋前之石竹開家流香聞また吾屋前爾花會咲有、其乎見杼情毛不行、愛八師妹之有世婆水鴨成二人雙居手折而毛令見麻思物乎云々など見えて、ともにいとあはれなり、

天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨之時詔六首

天平二字削べし上に天平元年とあればなり、○三字古寫一本に二と作るは誤なり、○大伴卿薨は續紀に、天平三年秋七月辛未大納言從二從大伴宿禰旅人薨と見えたり、既に此卷上に委云り、

愛八師榮之君乃伊座勢波昨日毛今日毛吾乎召麻之乎

榮之君は、咲榮し、愛き君といふなり、七卷に、安志妣成榮之君之穿之井之云々とあるに同じ、○吾乎召麻之乎、乎字類聚抄に无はわろしは、二卷、日並皇子尊の薨賜し後、舍人がよめる歌中に、東乃多藝能御門爾雖伺侍昨日毛今日毛召言毛無とあるにこゝろばえ同じ、○歌意か

くれたるところなし、

如是耳有家類物乎芽子花咲而有哉跡問之君波母

如是耳は、カクノミニと訓べし、カクシノミとよまむは、最悪し、又カクノミシとよまむも、こはわろし、十六に、如是耳爾有家流物乎、猪名川之、奥乎深目而吾念有來とあり、○問之君波母は、二卷、天皇崩賜ひし時、大后の作坐御歌に、明來者問賜良思、神岳乃山之黃葉乎、今日毛鴨問給麻思とあるに同じく、芽子花開たりしやいかに、と問賜ひし君は、いづらやと云るなり、波母は、慕め問意の辭にて、上に云り、○歌意は、芽子花開たりしやいかに、と問賜ひし君は、いづらいかなる處に、おはしませすや、いかさま、かくはかなくのみなり賜へるものを、今はいかに慕ひ奉りても、かひなきことごととなり、

君爾戀痛毛爲便奈美蘆鶴之哭耳所泣朝夕四天

痛毛爲便奈美は、最も爲便が无故にといふなり、十三に、此九月之過莫乎伊多母爲便無見云云、十五に、安我母布許己、呂伊多母須敵奈之などありて、伊多は、最甚意の辭なり、○蘆鶴之は、音鳴といはむ爲の枕詞なり、さて蘆鶴の蘆は、借字にて、求食鶴なり、蘆鴨、蘆蟹などの蘆も同じ、と今村樂云りき、○哭耳所泣は、五卷に、雲隱鳴往鳥乃福能尾志奈可由とあり、○朝夕四天は、四天は、軽く添たる辭にて、意なしと云り、今案に、此四天も、旅爾爲而家爾爲而などいふ、



爲而シテ、同言ニテ、其事ヲをうけはりて、他事ナク物ヲする意ノ詞ニなるべし、さればこゝも、朝夕ニ他事ナク、一すぢに、哭キにのみ泣ナるゝよしなるべし。○歌意かくれなし。

遠長トシ將仕ヲ物常トシテ念有シ之。君師ノ不座シ者。心神ノ毛奈思シ。

心神ノ毛奈思シは、十七ニに、伎彌爾ノ故布流爾ノ許己呂度母奈思シ、十九ニに、妹乎不見シ越國ノ敵爾ノ經年ノ婆ノ吾ノ情度ノ乃奈具流日毛無シなどあり、心度ハ、利心トといふに同じかるべし。○歌意、れもかくれなし。二卷ノ舍人ノ歌ニ、天地ノ與共ト將終ト登念ト乍奉仕ト之情違ト奴トとあるに、やゝ似たり。

若子ノ乃ハ、匍匐トシテ多毛登保里トシテ朝夕トシテ哭耳トシテ曾吾泣トシテ君無シ二四トシテ天トシテ。

若子ノ乃ハ若シ字ヲ拾穂本には、弱ト作りハ、ワカキコノと訓ルよろし、匍匐トシテ徘徊トシテを、いはむ料ノ枕詞トシテなり、十七ニに、伊母毛勢母和可伎兒等毛波ハ齊明天皇ノ紀大御歌ニ、阿餽倭柯根古弘トシテとあり、○匍匐トシテ多毛登保里トシテは、續紀ノ詔詞ニ、恐古土物進退匍匐廻保里云々ト見ゆ、○君無シ二四トシテ天トシテは、四卷ニに、友無シ二思手トシテともあると同じ類語ナリ、四天ノ意ハ、此ニ上ニに云リ、○歌意、かくれたるところなし。

右五首ノ資人金明軍不勝犬馬之慕心中感緒作歌。

資人ノ資ハ字ヲ舊本ニには仕と作り、今は類聚抄古寫本拾穂本又異本等ニに従フは、朝ヨリ下サレて、仕シひる人ナリ、軍防令ニ委ク見えたり、續紀ニ、養老五年三月、勅給右大臣從二位長屋王、帶刀資人十人、中納言從三位巨勢朝臣邑治、大伴宿禰旅人藤原朝臣武智麻呂各四人云々とあり。

り、枕冊子ニ、つかひ人などはありて、わらははべの、きたなげなること、あるまじく見ゆれ、落窪物語ニ、よきあごたちのつかひ人ト見おきたりつる物を、いかなるぬす人の、かゝるわざしいでつらむ云々ナドもあり、○金ノ字ヲ、類聚抄ニには余と作り、○犬馬ノ之ノ慕心ハ、犬馬ノの己ガ主人トを、戀慕ニ比シて云リ、から籍文選史記等ニよれり、○中ノ字ヲ、荒木田氏ガ申ニ改めたる、誠ニさることなり、五卷遊於松浦河序ニも、遂申懷抱因贈詠歌曰トあるをも考合ベシ。

見禮ヲ杼ヲ不飽伊座之君我黃葉乃移伊去者悲喪有香。

見禮ヲ杼ヲ不飽ハ、四卷ニに、照月乃不飽君乎ともある如く、見れども厭足ズ、愛シきよしなり、七卷ニに、雖見不飽人國屬木葉とあり、○移伊去者ハ、堯坐ルをいふ、伊ハ、待伊トシテ不絶伊トシテなどの伊ニにて、移リの下ニに附タル助辭ナリ、去ノ上ニに附テは讀ベからず、○悲喪有香ハ、悲慟モ有哉ナリ、○歌意、かくれなし。

右一首ノ勅内禮正縣犬養宿禰人上使檢護卿病而醫藥無驗逝水不留因斯悲慟即作此歌。

内禮正ハ、ウチノキヤノカミト訓ベシ、内禮司ノ長官ナリ、職員令ニ、内禮司正一人、掌宮内禮儀、禁察非違とあり、○縣犬養宿禰人上ハ、傳未詳ならず、○逝水不留ハ、堯坐ルを云フ、から籍論語ニ出タル文字ナリ。



七年乙亥大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌一首并短歌

大伴坂上郎女は旅人聊の妹なり上に出づ○尼理願は新羅國より歸化たるなり左註に見ゆ  
 栲角乃新羅國從人事乎吉跡所聞而問放流親族兄弟無國爾渡來座而  
 大皇之敷座國爾內日指京思美彌爾里家者左波爾雖在何方爾念鷄目  
 鴨都禮毛奈吉佐保乃山邊爾哭兒成慕來座而布細乃宅乎毛造荒玉乃  
 年緒長久住乍座之物乎生者死云事爾不免物爾之有者憑有之人乃盡  
 草枕客有間爾佐保河乎朝川渡春日野乎背向爾見乍足氷木乃山邊乎  
 指而晚闇跡隱益去禮將言爲便將爲須徹不知爾徘徊直獨而白細之衣  
 袖不干嘆乍吾泣淚有間山雲居輕引爾零寸八

栲角乃は枕詞にて栲綱之白さといひかけたるなり角字を書るは借字なり又此を栲つ布  
 といふ説はわろしされば都を清て唱ふべきを古事記集中共に濁音の字を用たるをもお  
 もふべし古事記沼河日賣歌に多久豆怒能斯路岐多陀牟岐此集廿卷に多久頭怒能之良比  
 氣乃字倍由とも見ゆ仲哀天皇紀に栲余新羅國出雲國風土記に栲余志羅紀乃三埵此集十  
 五に多久夫須麻新羅とも見えたり○新羅國は古事記傳三十卷に具く見ゆ○人事乎は他  
 言をなり○吉跡所聞而は善と聞給ひての意なり古事記八千矛神御歌に佐加志賣遠阿理

登岐加志豆とありこゝは皇朝のことを三寶を崇信むよき風俗ぞと他人の語るを聞て歸  
 化れるよしなりそも皇朝はかけまくもかしこき天照大御神の大御裔とましくて  
 高御座皇統の天壤のむだ動くことなく無窮に傳り坐て千萬御代まで平けく安けく天下  
 を統御す御國なるが故に神代より五種のたなつものをはじめて千の物も萬の事もみな  
 たらひて何ひとつあかぬことなき萬國の宗國にしあれば其をかしこみしたひ尊み仰ぎ  
 てまつろひまるで來べき理なるに其事をば得さとらずして三寶を崇信むよき風俗ぞと  
 聞て渡りまゐる來れる佛意こそあかず口をしけれ○問放流は問は言問すること放流は見  
 放るの放にて物言やるといふに同じ契沖が言問をして髪を遠放る意に解なせるは誤な  
 り見放るといふもたゞ見やり見はなつ意にて憂を遠ざくる意はなきをも合思べし五卷挽  
 歌に石木乎母刀比佐氣斯良受十九詠白大鷹歌に語左氣見左久流人眼乏等於毛比志繁  
 續紀卅一左大臣藤原永手朝臣薨坐る時の詔詞に朕大臣誰爾加母我語比佐氣牟誰爾加母  
 我問比佐氣牟止云々と見ゆ○親族兄弟はウガラハラガラと訓べし親族は神代紀に不負  
 於族此云宇我遷磨概其兄弟は續紀詔詞に波良何良と見ゆ言意は未考得ず但し字は生の  
 意波良は腹の意と云説はさることもあらむか何良は也何良等母何良などいふ何良も皆  
 同言と見ゆ○渡來座而は海路を渡りて皇朝に歸化坐ての謂なり○大皇之大字舊本に太



と作るは誤、今は拾穂本に従つは、オホキミノと訓べし、(天皇に改めて、スモロキノと訓説は、  
 ひがことなり)○内日指は宮の枕詞なり、京といふも、宮處なれば宮と屬くに同じ、さて内日  
 は現日にや、現を字知といふは、靈冠内限(現之限なり)などよめる是なり、さて高き宮殿は、  
 物の障なくて、現しく日光の指よしなるべし、(冠辭考説は、これかれ誤あり)○京思美彌爾は、  
 京内繁く盛に、満てあるよしなり、思美彌は、繁森なり、(モリの切ミ)森は森に早成とよめる如  
 く、繁益なるをいふなり、十卷に、秋芽子者枝毛思美三荷花開二家理、十二に、萱草垣毛繁森雖  
 殖十三に、藤原都志彌美爾人下滿雖有などあり、○里家者は、里と家とはなり、○左波爾雖  
 有は、上筑波山歌にも、高山者左波爾雖有とあり、○念鷄目鴨は、一卷近江荒都歌に、何方所念  
 計米可とあり、鴨は、可は、疑辭母は、歎息辭なり、さて此句の下に、云々有けむと云詞を、假に加  
 へて意得べし、さなくては、可の疑辭の結詞なくて、いかなり、此事上に委云り、○都禮毛奈  
 吉は、二卷に、由縁母无真弓乃岡爾とある下に、具云り、都禮は、連にて、相連れ伴ふ人も無とい  
 ふなり、今世物へ行などするに、相伴ふ人を、都禮といふもこれなり、○佐保乃山邊爾安麻呂  
 卿より、此山邊に家居しなり、故安麻呂卿を、佐保大納言と申しき、○哭兒成(兒字、拾穂本には  
 子と作り)は、哭兒の如といふ意の枕詞なり、乳兒の、其母を慕ふ如くに、といふなり、○布細乃  
 も、枕詞なり、既く出づ、○年緒長久は、十九に、荒玉之年緒長吾念有兒等爾可懸月近附奴とも

見ゆ緒は、連綿く意の言にて、生緒玉緒などいふ緒に同じ、續紀卅四、詔に、年緒不落間牟流、  
 事無久仕奉來流ともあり、○生者は、ツマルレバと訓べし、(イケルヒト)と訓るはわろし、○不  
 免は、荒木田氏が、五卷令反感情、古本に、通路得奴兄弟親族通路得奴老見幼見とあるに依  
 て、ノガロエスと訓り、○人乃盡は、石川命婦をはじめて、奴婢に至るまで、理願が憑りし人  
 の悉皆といふなり、○旅有間爾は、有馬温泉に往りし間にとなり、間は、ホトと訓べし、(始には、十  
 八に、比登欲能可良爾九卷に、一夜耳宿有之柄二續後紀長歌に、七日經志加良などあるによ  
 りて、カラと訓りしかど、非かりけり、其由は、後にいふべし、○佐保河乎といふよりは、葬送の  
 道次なり、○朝川渡(川字、拾穂本には河と作り)は、二卷に、未渡朝川渡とあり、朝に川を渡り行  
 を云、○晚間跡は、クラヤミトと、本居氏訓る宜し、拾遺集物名、さくら花の色をあらはにめで  
 ばあだめきぬいざくらやみに成てかざさむ、又或歌に、くらやみの天の磐戸も開ぬべしさ  
 よすみ人のうたふ神樂に、榮花物語月宴に、宮はあはれにいみじとおほしめしながら、くれ  
 やみにてすぐさせ賜ふにも云々、○隱益去禮は、隱り座ぬればの意なり、○將爲須敵不知爾  
 (敵字、舊本には敵、拾穂本には敵、活字本には敵と作り、其に誤なり、今改つ、さて須辨とあるべ  
 きを、敵の清音字を書るは、とりはづしなり)は、爲べきやうも知ず、といふ意なり、集中に  
 多き詞なり、○白細之は、衣の枕詞なり、(こゝは、素服にて、喪服をいふならむかとも思へど、こ



は、袖干あへず泣貌を、主と云へるなれば、たゞ枕詞のみなり。○有間山は、攝津國有馬郡の山なり、七卷に、志長鳥居名野乎來者有間山夕霧立宿者無爲とあるに同じ。○雨爾零寸八は、袖干あへず、わが泣涙は、そなたの有間山に、雲と柳曳て、雨に零侍りけるにやとなり、涙を雨に云なせるは、古事記八千矛神御歌に、那賀那加佐麻久阿佐阿米能佐疑理邇多々牟敝とあり、甚古きいひならはしなり。○歌意かくれたるところなし、尼理願が死去を、甚く悲嘆て、有馬温泉に在、石川命婦の許に、いひおくられたるなり。

反歌。

留不得、壽爾之在者、敷細乃家從者出而雲隱去寸。

留不得は、十九挽歌に、逝水之留不得、常狂言哉人之云都流とあるに同じ。○敷細乃は、家の枕詞なり、長歌なるに同じ。○雲隱去寸は、死去を、雲隱といふことは、上に出づ、去寸は、去は、イニの略といふは、いとくわろし。雲隱奈牟などいふ、奈のかよへるにて、寸は、さきによりし事を今かたる詞なり、散爾伎、過爾伎などいふ、爾伎に同じ。○歌意かくれなし。

〔右新羅國、尼名曰理願也、遠感王德、歸化聖朝、於時寄住大納言大將軍大伴、卿家既經數紀焉、惟以天平七年乙亥、忽沈運病、既趣泉界、於是大家石川命婦、依餌藥、事往有間温泉、而不會此喪、但郎女獨留、葬送屍柩、既訖、仍作此歌、贈入温泉。〕

尼の下名、字、舊本に脱せり、類聚抄古寫本古寫一本拾穂本又異本等に從つ、○大納言大將軍は、養老四年三月に、征隼人持節大將軍に爲、賜ひ、天平二年十月に、大納言に任れ賜へるなり、委、上に云り、○大伴、卿家は、旅人、卿の佐保の家なり、○既經數紀、焉、經、字、舊本には、運と作り、其も例あれど、今は古本古寫小本又一本拾穂本等に從つ、又異本には、逕、類聚抄には、至と作り、焉、字、拾穂本には、也と作り、紀は、字書に、十二年爲一紀とあり、○大家は、女之尊稱と云り、母を尊みて稱るなるべし、○石川命婦は、内命婦石川朝臣邑婆にて、安麻呂卿の妻、郎女の母なり、四卷に、大伴坂上郎女之母、石川内命婦とあり、命婦は、ヒメトネと訓り、書紀仁德天皇卷に、内命婦とあり、天武天皇卷に、内命婦とあるは、いかゞ職員令、義解に、婦人、帶五位以上、曰、内命婦、五位以上、人、妻、曰、外命婦とあり、谷川氏云、書言故事、註、婦人、受、朝廷之誥命、爲命婦、○喪、字、舊本哀に誤、古寫本古寫小本拾穂本等に從つ、○入、字、拾穂本に、无は、さかしらに削けるか、

十一年己卯夏六月大伴宿禰家持悲傷亡妾作歌一首。

亡妾、妾、字、古寫小本、拾穂本には、婦と作り、は、未詳ならず、家持、卿の嫡妻、坂上家之大娘には、非ず、按に、六卷、天保十二年の條に、内舍人大伴宿禰家持と見えて、内舍人は、廿一以上を補よし、軍防令に見えたれば、此時、廿ばかりの齡にて、めしつかへる妾女の、身まかれるなるべし、從今者、秋風寒、將吹鳥、如何獨長夜乎將宿。



鳥は、焉に通書り、上に云り、○歌、意かくれたるところなし、  
弟大伴宿禰書持即和歌一首。

書持は、紀中に見えざれば、其傳委くは知べからず、此集十七に、家持、卿、哀傷長逝之弟、歌ありて、自註に、斯人爲性好愛花草花樹、而多植於寢院之庭、云々、又云、佐保山火葬云々、右天平十八年秋九月二十五日、越中守大伴宿禰家持、遙聞弟喪、感傷作之也と見えたり、  
長夜乎、獨哉將宿跡、君之云者、過去人之所念久爾。

過去人、拾穂本に、去の下に、之、字あり、は、家持、卿の亡妾をいふ、○所念久爾は、念はるゝことなるものを、といふ意なり、○歌、意は、中々に黙止てあらば、忘るゝひまも有べきに、君が云々のたまへば、吾もその亡婦の、存在し時のこと、おもひ出られて、悲しさに堪がたきことなるものをとなり、略解に、黄泉の人も、獨宿難にすらむ、といへるは、いかにぞや、

又家持見、砌上瞿麥花作歌一首。

作、字、古寫本に无はわろし、

秋去者、見乍思跡、妹之殖之、屋前之石竹、開家流香聞。

見乍思跡は、花開たらば、見つゝ、賞愛み賜へとの意なり、次歌に、思努妣都流可聞とある、思努妣とは、意異れり、○殖、字、拾穂本には植と作り、○前之、拾穂本には戸乃と作り、○歌の意は、

秋にしもなりなば、花開べきを見つゝ、賞愛み賜へ、吾も共に賞べしとて、妹が殖置し、屋前の石竹は、花開にたるを、開しかひもなく、殖し人ははや過去て、共に見むと思ひし心もたがひて、いと悲しさに、堪がたき哉となり、

移朔而後、悲嘆秋風、家持作歌一首。

虚蟬之、代者無常跡、知物乎、秋風寒、思努妣都流可聞。

歌、意は、生るれば、死ふことに免ぬ、世の理はかねて知れるものを、秋風の膚寒きに、獨宿れば、悲しさに堪がたくて、理を知れるかひもなく、亡人の戀しく思はるゝ哉となり、

又家持作歌一首并短歌。

吾屋前、爾花曾咲有、其乎見杼、情毛不行、愛八師、妹之有世婆、水鴨成、二人雙居、手折而毛、令見麻思物乎、打蟬乃、借有身在者、露霜乃、消去之、如久足、日本乃、山道乎、指而入日成、隱去可婆、曾許念爾、曾己所痛、言毛不得、名付毛不知、跡無世間、爾有者、將爲須辨毛、奈思。

花曾咲有は、その妹が殖し石竹のなり、○情毛不行は、情の行とは、情念の過失て、物思なく、和さましきをいふ詞なり、情を遣といふも、情念をやり失ふ意の詞にて、心の行も、心を遣も、自然ると、設て爲るとの、差別あるのみにて、本は同じ趣なり、こゝは花を見て、情をやれど



も、行ざるよしなり。○水鴨成は、枕詞にて、真鴨の如く、といふ意なり。水鴨は、字の如く、水に居鴨といふことかとおもへど、十四に、於吉都麻可母ともあるを思へば、猶水は借字にて、真鴨といふに同じ、四卷に、水空往と書るも、水は、御の假字なり。○二人雙居は、五卷に、爾保鳥能布多利那良、此餘にもあり。○手折而毛、手字、活字本に乎と作るは、誤なり。折ずても見せ、折ても見せまし物なるを、といふ意なり。○借有身在者、借字、舊本借に誤、元曆本古寫一本拾穂本等に從つは、廿卷に、美都煩奈須可禮流身會等波之禮々、杼母とあり。○露霜乃、露霜、舊本霜露、拾穂本に露霜に誤、今は異本に從つ。二卷に、露霜之消者消倍久と有。○消去之如久は、十九挽歌に、置露之消去之如とも見ゆ。○入日成は、没日の如くといふ意にて、隱の枕詞なり。○隱去可婆、此まで四句、上尼理願を悲める歌に、足氷木乃山邊乎指而、晚間跡隱益去禮とあるに、大かた似たり。○曾許念爾は、それを念ふになり、集中に甚多き詞なり。○智己所痛は、十三挽歌に、戀鴨智之病有念鴨意之痛とよめり。○言毛不得は、イヒモカネと訓べし、上不盡山歌に、言不得名不知靈母座神香聞とあり。○跡無は、跡形も無意なり、上沙彌滿誓歌に、撈去師船之跡無如とあるが如し、八卷に、秋野乎且往鹿乃跡毛奈久念之君爾、十一に、吾戀跡無戀不止怪ともあり。

反歌。

時者霜。何時毛將有乎。情哀。伊去吾妹可。若子乎置而。

時者霜は、霜は其所乎之毛、湯者之毛、何時者之毛、など云る之毛と、同言にて、數ある物の中を取出ていふ辭とおぼえたり、されば此は、時こそは多けれ、死べき時もあらむをとの意なり。○何時毛將有乎は、十七哀傷歌に、奈爾之加毛時之波安良牟乎、十九挽歌に、何如可毛時之波將有乎、などある類なり。○情哀は、十一に、心哀何深目念始、十四に、許己呂伊多美安我毛布伊毛我伊敵乃安多里可聞、廿卷に、許己呂伊多牟久牟可之能比等之於毛保由流加母、などあり。○伊去吾妹可は、イユクワギモカと訓べし、伊は、そへ言にて、去は死去を云、可は、哉なり。○若子乎置而、若字、古寫本に君と作るは、誤なり、は、ワカキコキテと訓べし、若子と云ことは、上に云り、置き、キといふは、除汝而を、那乎伎豆と云る例なり。○歌意は、時こそは多けれ、死べき時もあらむを、情痛く若き嬰兒を留置て、死去吾妹哉となり。

出行。道知末世波。豫妹乎將留。塞毛置末思乎。

出行は、イデユカスと訓べし、イデ、ユクとよめるは、手筒なり、ユカスは、ユクの伸りたるにて、出行賜ふ、といふほどの意なり、妾女の事を行賜ふなど云ひは、崇むるに過て、いかなりと思ふは、古人の詞づかひをしらぬ人のならひなり、次に、離家伊麻須吾妹乎とあるをもおもへ。○道知末世波は、道路を知てあらばと云が如し。○豫は、アラカジメと訓べし、カネテヨ



リとよめるは、わろし、四卷に、豫、荒振公乎、又、豫、人事繁六卷に、豫、兼而知者、又、豫、公來座武跡、などあり、豫、字は、カネテと訓べ、き用にも用ひたり、二卷に、豫、知勢波十卷に、豫、寒毛などあり、されど此は、カネテヨリと訓ては、よろしからず、○寒毛置未思乎、七卷に、夜、干玉之夜、渡月乎、將留爾、西山邊、爾、寒毛、有、糠毛とあり、十八に、夜、岐多、知乎、刀奈美、能勢、伎爾、安須、欲里、波、毛利、敷、夜、里、蘇倍、伎美、乎、等、登、米、牟、とも見えたり、塞子、セキとよめるは、二卷にも、塞、爲、卷、爾と見ゆ、塞、字、つねに、ソコと訓も、塞處の約り轉れるなり、○歌意は、妹が出行賜ふ道路を知てあらば、その道路を塞むが爲に、豫て關を置まし物を、いづち行らむ、その行方も、知れねば、せむ方なしとなり、現身の如くいひなしたるは、猶その死れる事を、信ぬさまなり、

妹之見師屋前爾花咲時者經去吾泣淚未干爾

師、字、類聚抄には之と作り、○花咲は、ハナサクと訓べし、花の咲、時とつゞく意なり、(荒木田氏の、ハナサクとよみしは、甚あしかりけり)、○歌意は、吾、悲嘆の涙は、なほ新喪の時に同じく、未乾もせぬことなるに、早妹が見し其屋前に、花の咲、時節の、移り來ぬるよとなり、五卷挽歌に、伊毛、何美、斯阿、布知、乃波、那波、知利、奴倍、斯和、何那、久那、美多、伊摩、陀飛、那久、爾とあるは、今と似たり、

悲緒未息更作歌五首

如是耳有家留物乎妹毛吾毛如千歲憑有來

歌意はかくばかりはかなき妹が命にてありける物を、然るべしとも知ずて、千歲も共にあらむが如く、思ひ憑めりし事の、悲しきとなり、上に、如是耳有家類物乎、芽子花、咲而、有哉、跡、問之、君波、母とあるに、本二句は、全同、

離家伊麻須吾妹乎停不得山隱都禮情神毛奈思

離家は、五卷挽歌に、伊弊社、可利伊摩須と有、○伊麻須は、行座といふが如し、○停不得は、五卷に、等登、尾可、禰都、母、十九挽歌に、逝水之、留不得、常など見ゆ、○山隱都禮は、山隱つればの意なり、佐保山に葬埋たるを云り、○情神毛奈思は、上に云り、○歌意かくれたるところなし、

世間之常如此耳跡可都知跡痛情者不忍都毛

世間之の之は、その一すぢなることをいふ助辭なり、(シと訓べし、)とよまむは、わろし、○可都知跡は、知ども且の意なり、四卷に、安蘇々、二破、且者、雖知之、加須我、仁默、然得不在者、とあるに同じ、○不忍都毛は、不忍は、契冲不得忍とありしが、字の脱たるなるべしと云り、毛は、歎息辭なり、○歌意は、世間は、如此ばかりには、かなきものぞとは、常に知たれども、かつ悲歎み痛む情には、得堪忍ひずして、さてもかなしやとなり、

佐保山爾多奈引霞每見妹乎思出不泣日者無



霞は、秋にもよめること、二卷初に云り、火葬の煙を思ひて、悲しむなるべし。○歌意かくれたるところなし。

昔許曾外爾毛見之加吾妹子之奥榑常念者波之吉佐寶山。

波之吉は、愛なり、既く出づ。○歌意かくれなし。七卷寄山相聞に、佐保山乎於凡爾見之鹿跡今見者山夏香思母風吹莫動とあるに、趣似たり。

十六年甲申春一月安積皇子薨之時内舍人大伴宿禰家持作歌六首。

安積皇子は、續紀に、天平十六年閏正月乙丑朔乙亥、天皇行幸難波宮、是日安積親王綠脚病從櫻井頓宮還、丁丑薨、時年十七、親王、天皇聖武之皇子也、母、夫人正三位縣犬養宿禰廣刀自從五位下唐之女也、と見えたり。○内舍人は、職員令に、内舍人九十人、掌帶刀宿衛供奉雜使若駕行分衛前後と見ゆ。六卷、天平十二年の標の下に、内舍人大伴宿禰家持とありて、此時未内舍人なりしと見ゆ。

掛卷母綾爾恐之言卷毛齋忌志伎可物吾王御子乃命萬代爾食賜麻思大日本久邇乃京者打靡春去奴禮婆山邊爾波花咲乎鳥里河湍爾波年魚小狹走彌日異榮時爾逆言之狂言登可聞白細爾舍人裝束而和豆香山御輿立之而久堅乃天所知奴禮展轉泥土打雖泣將爲須便毛奈思。

掛卷母は、言にいひ出むことも、といふ意なり。○齋忌志伎可物は、二卷高市皇子尊殯宮之時、歌に、挂文忌之伎鴨言久母綾爾畏伎とあり。○御子乃命は、安積皇子を申す。○食賜麻思は、食は、所聞食の食なり、既く具云り。二卷高市皇子尊舍人等作歌に、高光我日皇子萬代爾國所知麻之島宮婆母と見えたり。さて此に、かくあるにて思へば、此皇子儲がねにておはしつらひ。○大日本は、此は、御國の總名とせり。久邇、京は、大和國ならねば、例の大和一國を云事としては、たがへり。猶次に云、○久邇乃京は、山城國相樂郡恭仁郷にあり、續紀云、天平十三年十一月戊辰、右大臣橘宿禰諸兄奏此間朝廷以何名號傳於萬代天皇勅曰、號爲大養德恭仁大宮也、といへり。六卷に、讀久邇新京歌あり、なほ彼處に具云べし。○花咲乎鳥里、鳥字、舊本爲に誤、異本に從つは、花のしげく咲たる容を云、二卷に具云り。○年魚小狹走は、小は、(借字)子なり、狹は、そへ言にて、真と云むが如し。十九卷潛鶴歌に、河瀬爾年魚兒狹走とあり。○彌日異は、彌日に異には、などよめるに同じく、異は、借字來經なり、既く云り。○榮時爾、二卷に、木綿花乃榮時爾とあり。○逆言之狂言登加聞、狂字、舊本に、狂活字本に任と作るは、誤、今改つ。此上に委云り、さて此句の下に、有らむといふ詞を假に加へて、意得べし。逆言の狂言にてかあるらむ云々のことは、よもまことにては、あらじ、といふ意に見べし。さなくては、加の疑辭の結詞なくて、いかなり、此事一中に、既く委云り。○白細爾は、喪服を云り、十三卷挽歌に、白細布飾奉而、内日刺宮舍



人方、雪穗麻衣服者とあり、○舍人裝束而は、トネリヨソヒテと訓べし、喪服を裝束を云り、一卷に、神宮爾裝束奉而云々と見えたり、○和豆香山は、相樂郡にありとぞ、○御與立之而御字、活字本に爾と作るは誤は、御葬輿の出立賜ひてと云なり、○天所知奴禮は、薨坐るをいふ、上に出たり、奴禮は、ぬればの意なり、○展轉は、九卷に、反側足受利四管と書り、許伊は、自伏るを云、許夜理の切りたる詞なり、○泥土打雖泣(土字拾穗本にはなし)は、悲嘆の涙に、濡沾て泣どもといふなり、泥土打の詞は、既くいへり、泥土打の字にかけていへる説は用ず、十三に、展轉土打哭母飽不足可聞とあり、○歌意かくれたるところなし、

反歌

吾王天所知牟登不思者於保爾曾見谿流和豆香蘇麻山

天所知牟登は、薨座むと、いふ意なり、○不思者は、豫しも思ひよらざればの意なり、○於保爾曾見谿流は、上に外爾毛見之加といへるに同じ意味にて、於保は、凡疎などの字を書る、其意にて、おほよその意なり、おほよそといふも、於保は、凡余所は外なるを、一に連言たる詞なり、二卷に、天數凡津子之相日於保爾見敷者今彼悔七卷に、人社者意保爾毛言目我幾許師奴布川原平標結勿謹又佐保山乎於凡爾見之鹿跡今見者山夏香思母風吹莫勤などあり、○蘇麻山は、柚山なり、和名抄に、功程式云、甲賀、柚田上、柚、柚讀曾萬所出未詳、但功程式者、修理算師

山田、福吉等、弘仁十四年所撰上也とあり、○歌意は、吾皇御子命を、葬り奉らむとかねてしも思ひよらざれば、和豆香山を、おほよそにのみ見過してありしが、今は愛しき山にてあるぞとなり、二卷大津皇子を、葛城二上山に移葬る時、大來皇女の、よみませる御歌に、宇津曾見乃人爾有吾哉明明日二上山乎吾世登將見とあるに似たり、

足檜木乃山左倍光咲花乃散去如寸吾王香聞

山左倍光は、山も耀光くまで、花の咲と云、六卷に、巖者山下耀錦成花咲呼理、十卷に、能登河之水底并爾光及二三笠之山者咲來鳴などよめり、○歌意は、いとわかくおはし立して、山さへひかるばかりに、咲花の如く、榮え坐しを、思ひもかけず、その花の散ぬる如く、さてもはかなく薨坐し、吾皇にてある哉となり、

〔右三首二月二日作歌〕

掛卷毛文爾恐之吾王皇子之命物乃負能八十伴男乎召集聚率比賜比  
朝獵爾鹿猪踐起暮獵爾鷄雉履立大御馬之口抑駐御心乎見爲明米之  
活道山木立之繁爾咲花毛移爾家里世間者如此耳奈良之大夫之心振  
起劔刀腰爾取佩梓弓靴取負而天地與彌遠長爾萬代爾如此毛欲得跡  
憑有之皇子乃御門乃五月蠅成驟騷舍人者白栲爾服取著而常有之咲



比振麻比彌日異更經見者悲呂可聞

皇子之命は安積皇子を申す。○召集聚(聚)字拾穗本にはなしは召令集聚なり(波世切閉なり)古事記に訓集云都度比廿卷に夜蘇久爾波那爾波爾都度比などあり。○率比賜比(下の比字拾穗本には无)は二卷に御軍士乎安騰毛比賜とあるに同じ。彼處に具註り。○朝獵暮獵は既く一卷に出づ。○鹿猪踐起鶉雉履立は斯々は獸等利は鳥なるをこは田獵に主と獲る物もて鹿猪鶉雉と書てしか訓せたるなり。六卷に朝獵爾十六履起之夕狩爾十里躍立馬並而御猶會立爲とあり起立は伏たる鳥獸を驚かし起し立しむるを云。○大御馬はオホミマと訓馬を麻といふは五卷に多都乃麻龍麻なり和名抄に牡馬を乎萬牝馬を米萬駒を古萬とある類なり。又五卷に美麻とも見ゆ(御馬なり)。○口抑駐はクチオサヘトメと訓べし。六卷に馬之歩押上駐余とあり(上はへの借字なり舊本止に誤れり)。○見爲明米之は見爲はメシと訓べし(メシと訓は誤なり)見賜ひしといふなり。十九に見賜明米多麻比又見之明良牟流廿卷に賣之多麻比安伎良米多麻比また賣之安伎良米晚など見えたり。なほ一卷下藤原御井歌下に具註るを合考べし。○活道山は相樂郡にあり六卷に天平十六年春正月十一日登活道岡集一株松下飲歌二首あり。○木立之繁爾咲花毛は木立繁く咲花もといふなり繁爾は俗にしげうにといはむが如し(木立の繁みに咲といふには非ず)。○移爾家里は世のはかなく

變ひ易きにかけて云り。○大夫之心振起は廿卷に大夫情布里於許之と見ゆ。○劔刀腰爾取佩は五卷に麻周羅遠乃遠刀古佐備周等都流岐多智許志爾刀利波枳十九慕振勇士之名歌に梓弓須惠振理於許之劔刀許思爾等利波伎など見えたり。○初取負而は廿卷に麻須良男能由伎等里於比豆とあり初は箭室なり和名抄に釋名云歩人所帶曰初以箭又其中和名由岐とあり古事記に千入之鞞天石鞞書紀に歩鞞金鞞大神宮式に姫鞞蒲鞞革鞞など云も見ゆ。○天地與彌遠長爾は天と遠く地と長く仕へ奉らむとの意なり。二卷五卷等にも見えたり。○萬代爾云々は十三挽歌に萬歲如是霜欲常得大船之憑有時爾とあり。○皇子乃御門は安積皇子の宮門をさして申せるなり。○五月蠅成は驟騷といはむ料の枕詞なり。五卷に五月蠅奈周佐和久兒等遠云々古事記に萬神之聲者狹蠅那須皆滿云々本居氏云五月蠅は五月ころの蠅なり然るを佐都伎といはで佐とのみ云は田植る農業を凡て佐と云その苗を佐苗植る女を佐少女植始むるを佐開植終るを佐登など云が如し。又其業する月を佐月其頃の雨を佐亂と云かれば狭蠅も田植るころの蠅と云意の稱なり。○驟騷舍人者は十三に朝者召而使夕者召而使遣之舍人之子等者と云る如く朝夕に召て使はせば騷ききほひて仕奉る舍人等者といふなり。○白袴爾云々は喪服をいふ十三挽歌に大殿矣振放見者白細布飾奉而内日刺宮舍人方雪穗麻衣服者云々とあり。○常有之は五卷にも都彌奈利之惠



麻比麻欲毘伎散久伴奈能宇都呂比爾家里とあり、○喉比振麻比は、喉顔舉動なり、○更經見者は、そのささの變易ことを見ればと云なり、(ヲフの切ル)○悲呂可聞(呂字、舊本に召、異本に有と作るは誤、今は元曆本に従つ)は、悲きこと、哉なり、呂可聞と云る例、一卷藤原御井歌の條下に具云り、○歌意かくれたるところなし、

反歌

波之吉可聞皇子之命乃安里我欲比見之活道乃路波荒爾鷄里。

波之吉可聞は、愛哉なり、皇子に係れる詞なり、愛哉、その愛き皇子とつゞく意なり、さてこの可聞は、歎きて歌ひ絶る句法にて、上の伊豫温泉にて作る歌に、極此疑伊預能高嶺とある疑と同格の詞なり、(契沖が愛したまひければかも、といふ心なりと云るは、大しき誤なり)○安里我欲比は、上に蟻通島門乎見者とあり、既く云り、○見之活道乃、乃字、拾穂本に无は落たるなり、は、メシ、イク、デノと訓べし、(ミシ、と訓るは、いみじきひがことなり、既く具註り)賣之々は、美之を伸たる詞にて、見賜ひしといふことなり、廿卷に、於保吉美能賣之思野邊爾波と見えたり、○路波荒爾鷄里は、六卷悲寧樂故郷歌に、踏平之通之道者馬袋不行人裳往莫者荒爾異類香聞とあるに同じ、二卷末にも、三笠野山邊從遊久道已伎太久母荒爾計類鳴久爾有名國と見えたり、○歌意かくれたるところなし、

大伴之名負鞆帶而萬代爾憑之心何所可將寄。

大伴之名負鞆帶而(鞆字類聚抄に、鞆と作て、ナニオフトモヲオビニシテとよめるは、いとをか)しとは、鞆負と名に負持る、その鞆を帶而といふなるべし、しかいふ所以は、七卷に、鞆懸流伴雄廣伎大伴爾云々とあるは、大祓詞に、天皇朝廷爾仕奉流云々、鞆負伴男、劍佩伴男、伴男能八十伴男乎始氏云々とありて、その數々の鞆負伴男を部て、大伴氏の護れる大伴爾と云るなり、大伴は即、衛門府の陣をさして云りと聞えたり、さてその鞆負て仕奉る、健男の伴の長なるから、大伴之名負鞆とは云るなり、姓氏錄大伴宿禰條に、然後以大來目部爲鞆負部、天、負之號起於此也と見ゆ、神代紀天降條、一書に、大伴連、遠祖天忍日命、帥來目部、遠祖天穗津大來目、背負天磐鞆云々、景行天皇紀に、日本武尊居甲斐國酒折宮、以鞆負賜大伴連、遠祖武日云云、孝德天皇紀に、大伴長德、連帶金鞆、立於壇右云々など見えたり、○何所可將寄は、今よりは、何處に心を縁て、憑まむものぞとなり、○歌意は、大伴の名に負鞆負て、天地の遠長く萬代にいそしみ仕奉らむと、おもひ憑み奉りし、皇子命の薨坐れば、今よりは、いづくにか心をよせむ、今は憑むべき方もなしとなり、

〔右三首三月二十四日作歌〕

悲傷死妻高橋朝臣作歌一首并短歌。



高橋朝臣は未詳ならず六卷天平十八年條に高橋安麻呂卿見え十七天平十八年條に高橋朝臣國足見えたりこれらの人を云にも有べし猶左註の下にいふをも考合べし  
 白細之袖指可倍氏靡寢吾黑髮乃眞白髮爾成極新世爾共將有跡玉緒  
 乃不絶射妹跡結而石事者不果思有之心者不遂白妙之手本矣別丹杵  
 火爾之家從裳出而綠兒乃哭乎毛置而朝霧髣髴爲乍山代乃相樂山乃  
 山際往過奴禮婆將云爲便將爲便不知吾妹子跡左宿之妻屋爾朝庭出  
 立偲夕爾波入居嘆合腋挾兒乃泣每雄自毛能負見抱見朝鳥之啼耳哭  
 管雖戀効矣無跡辭不問物爾波在跡吾妹子之入爾之山乎因鹿跡叙念  
 袖指可倍氏は袖指交してなり八卷に白細乃袖指代而佐寢之夜也とあり眞玉手乃玉手指  
 更ともよめり○靡寢(寢)字古寫本拾穂本等には寐と作りは二卷に玉藻成靡寐之兒乎と見  
 えたり○吾黑髮乃云々は七卷に福何有人香黑髮之自成左右妹之音乎問四卷に野干玉  
 之黑髮變白髮手裳これをクロカミシロクカハリテモとよめるは大き非なり九卷に黒有  
 之髮毛白斑奴と見ゆなども見ゆ○成極はカハラムキハミと訓べし成は變成の意もて書  
 るなるべし○新世は既く一卷に出づ○玉緒乃絶の枕詞なり○不絶射妹跡は不絶妹よ  
 とといふ意なり射は助辭なり此上にも見ゆ○結而石は契約を結堅めてしといふなり十

一に黒髮白髮左右跡結大王心一乎今解目八方十六に死蔭生藻同心跡結而爲友八違我  
 藻將依九卷に加吉結常代爾至など見ゆ○事者不果は言をば果さずといふなり○丹杵火  
 爾之杵字活字本には析と作りは一卷に柔備爾之家乎擇とあり彼處に註り○家從裳出而  
 は家をも出たの意なり從は乎に通ふ既く云り○朝霧は髣髴の枕詞なり四卷にも朝霧之  
 髣髴相見之とあり○髣髴爲乍はおぼろに成つなり髣髴は不分明貌と見ゆ二卷に髣髴見  
 之事悔歎乎と見えたり相樂山にはふり行が漸遠くおぼろになりゆくさまなり○相樂山  
 は和名抄に山城國相樂郡相樂佐加良加古事記成務天皇條に園野比賣到山代國之相良時  
 取懸樹枝而欲死故號其地謂懸木今云相樂と見ゆ○山際の下從字を脱せるか從は乎に  
 通ふ從なり○將爲便不知はセムスベシラニにて便の一字スベとよめる例既く具云り○  
 妻屋は妻籠の料に造れる屋なり二卷に吾妹子與二人吾宿之枕付孀屋之内爾とあり集中  
 に甚多くよめり○朝庭はアサニハニと訓べし妻屋の朝庭になり庭は語辭にあらず次の  
 夕爾波の爾波と異れり十七に芽子花爾保弊流屋戸乎安佐爾波爾伊泥多知奈良之暮庭爾  
 敷美多比良氣受と見えたるに同じ○夕爾波は爾波は他に對へといふ語辭なり○入居嘆  
 合(合)字舊本舎に誤今改は妻屋の内に入居て嘆くよしなり嘆合は嘆の伸りたる詞なり伸  
 云はそは絶ず歎くよしなり十三に石床笑根延門呼朝庭丹出居而嘆夕庭入居而思とある



に同じ(これも根延門を出て、朝庭に立居て嘆き、夕には門の内に入居て思ふよしなり、故、上には朝庭丹と書、下には夕庭と書て別ちたり、今も是と同じく、妻屋の朝庭に出立、夕には妻屋の内に入居て嘆くよしなり、しかるを此の庭を語辭として、アシタニハと訓ては、朝には妻屋に出立といふことになりて、叶ひがたし、此處ようせずばまがひぬべし、一卷に朝庭取撫賜夕庭、伊縁立之、とある庭は皆借字、爾波の語辭にて、今と異なり、思ひまどふべからず、○挾字、舊本挾に誤、今改つ、○毎字、舊本母に誤、今改つ、○雄自毛能は、男の爲まじき行事を、男にてするをいふ詞と聞えたり、言義は未思得ず、(既く古義一卷、下にも云り、考合べし、荒木田氏が自物は、如物といふ意と云るは、いかゞ)十一に、面形之忘而在者、小豆鳴、男士物屋、懸乍將居、とあるに同じ、○負見抱見は、負もし抱も爲の意なり、此見の辭は、十一に、咲見、慍見、又引見、弛見、新撰萬葉に、浮杵見、沈箕手、六帖に逢事は、なにしの池の水なれや、絶み絶ずみ年の經ぬらむ、伊勢集長歌に、うかびつゝ消み消ずみ、千載集に、滿潮の末葉を洗ふ流蘆の君をぞ念、浮み沈み、榮花物語に、陸奥のをだえの橋や、是ならむ、ふみふみまみ心まどはす云々、またよろづになきみわらひみ、なぐさめ聞えさせ給へど云々、かげろふの日記になきみ、わらひみ、萬の事をいひあかして云々、夜深るまで、なきみわらひみして、皆寢ぬ云々、今日しもしぐれふりみふらずみ云々、さころものつまもむすばぬ玉のをの、たえみたえずみ、世をやつくさ

む、住吉物語に、泣み咲ひみ明し暮すなどある、皆同じ、猶具く總論に云り、抱はウダキと訓べし、靈異記に、抱宇田伎と見えたり、十四に、武太伎とあるは、東語には、はやく訛れるなるべし、そもウダキといふ言意は、腕纏なり、(テマを切れば)となれり、しかるを此言、中昔の物語書などには、伊太久とのみ云るによりて、宇太久といふは、却て俗言なりと思ふは、中々に古言を知ぬ故なり、西行が撰集抄に、身をたをやかになして、物を宇太伎侍るべしと記せるは、古言を存せるなり、今も土佐人は、宇太久とのみ云り、○朝鳥之は、音啼の枕詞なり、○效矣、无跡は、跡は助辭なり、效驗が無さにの意なり、○辭不問は、物言ぬといふ意なり、物言を言問と云ること、集中に甚多く見ゆ、六卷に、不言問木尙妹、與兄有云乎、直獨子爾有之、苦者、四卷に、暮去者物念、益見之人、乃言問爲形、面景爲而、又事不問木尙味、狹藍、十二に、味澤相目者、非不飽携、不問事毛、苦勞有來、十三に、言不問木雖在、十九に、言等波、奴木尙春、開秋都氣波、毛美知、運良久波、常乎奈美許、曾古事記、垂仁天皇御子、本牟智和氣御子のこと、を八舉鬚、至子心前、眞事登波受、祝詞に、語問志磐、根樹立など見えたり、○入爾之山は、葬送る相樂山をいふ、○因鹿は、所縁波、可なるべし、波可とは、何處を波可となど云、波可にて、慍に其處と指ていふ言なり、さてヨセハカを約れば、(セハの切サ)ヨサカとなるを、サをスに轉して、ヨスカとはいふなり、故慍に其處を所縁と心を寄定る意なり、十六に、志賀乃山、痛勿伐、荒雄良我、余須可乃山、跡見管



將<sup>シメ</sup>恩<sup>ム</sup>欽<sup>キ</sup>明<sup>メイ</sup>天<sup>テン</sup>皇<sup>ク</sup>紀<sup>キ</sup>に、修<sup>シユ</sup>出<sup>シュ</sup>世<sup>セ</sup>業<sup>ヤク</sup>爲<sup>ユ</sup>因<sup>イン</sup>常<sup>ジョウ</sup>に與<sup>ヨ</sup>須<sup>ス</sup>我<sup>ガ</sup>と濁<sup>ニ</sup>るは誤<sup>ア</sup>なり、可<sup>カ</sup>は清<sup>セイ</sup>音<sup>オン</sup>なり、○歌<sup>カ</sup>意<sup>イ</sup>かくれ  
たるところなし、

反歌。

打<sup>ウチ</sup>背<sup>セ</sup>見<sup>ミ</sup>乃<sup>ノ</sup>世<sup>セ</sup>之<sup>シ</sup>事<sup>コト</sup>爾<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>者<sup>ナリ</sup>外<sup>ソノ</sup>爾<sup>ニ</sup>見<sup>レ</sup>之<sup>シ</sup>山<sup>ヤマ</sup>矣<sup>ナリ</sup>耶<sup>ヤ</sup>今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>回<sup>マシ</sup>香<sup>カ</sup>跡<sup>ト</sup>思<sup>オモ</sup>波<sup>ハ</sup>牟<sup>ム</sup>。

背<sup>セ</sup>字<sup>ジ</sup>類<sup>レイ</sup>聚<sup>ジュ</sup>抄<sup>セウ</sup>拾<sup>シツ</sup>穂<sup>ホ</sup>本<sup>ホン</sup>には存<sup>ゾン</sup>と作り、○世<sup>セ</sup>之<sup>シ</sup>事<sup>コト</sup>爾<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>者<sup>ナリ</sup>は世<sup>セ</sup>間<sup>カン</sup>の道<sup>ミチ</sup>理<sup>リ</sup>なればといふなり、○外<sup>ソノ</sup>爾<sup>ニ</sup>見<sup>レ</sup>之<sup>シ</sup>は上<sup>ウヘ</sup>に昔<sup>ムカシ</sup>許<sup>コト</sup>曾<sup>ソウ</sup>外<sup>ソノ</sup>爾<sup>ニ</sup>毛<sup>モ</sup>見<sup>レ</sup>之<sup>シ</sup>加<sup>カ</sup>とあるに同じ、○山<sup>ヤマ</sup>矣<sup>ナリ</sup>耶<sup>ヤ</sup>今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>今<sup>イマ</sup>字<sup>ジ</sup>活<sup>カク</sup>字<sup>ジ</sup>本<sup>ホン</sup>に爾<sup>ニ</sup>と作るは誤<sup>ア</sup>なり、<sup>ナリ</sup>耶<sup>ヤ</sup>の疑<sup>ギ</sup>辭<sup>ジ</sup>は思<sup>オモ</sup>波<sup>ハ</sup>牟<sup>ム</sup>の下<sup>ノ</sup>にめぐらして意<sup>イ</sup>得<sup>トク</sup>べし、今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>とは其<sup>ソノ</sup>時<sup>トキ</sup>にさし切<sup>キ</sup>りて至<sup>イ</sup>れるをいふ詞<sup>コト</sup>なり、今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>許<sup>コト</sup>藝<sup>ギ</sup>豆<sup>マメ</sup>菜<sup>ナ</sup>今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>京<sup>キョウ</sup>利<sup>リ</sup>時<sup>トキ</sup>者<sup>ハ</sup>今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>など多<sup>オホク</sup>く云<sup>イハ</sup>る今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>に同<sup>ナリ</sup>じ、○回<sup>マシ</sup>香<sup>カ</sup>跡<sup>ト</sup>思<sup>オモ</sup>波<sup>ハ</sup>牟<sup>ム</sup> (香<sup>カ</sup>字<sup>ジ</sup>拾<sup>シツ</sup>穂<sup>ホ</sup>本<sup>ホン</sup>には鹿<sup>カ</sup>と作り、跡<sup>ト</sup>字<sup>ジ</sup>舊<sup>コウ</sup>本<sup>ホン</sup>には爾<sup>ニ</sup>とあり、今<sup>イマ</sup>は古<sup>コ</sup>寫<sup>シヤク</sup>小<sup>コ</sup>本<sup>ホン</sup>拾<sup>シツ</sup>穂<sup>ホ</sup>本<sup>ホン</sup>又<sup>マタ</sup>異<sup>イ</sup>本<sup>ホン</sup>等<sup>トウ</sup>に從<sup>ス</sup>つ) 所<sup>トコロ</sup>縁<sup>ヰ</sup>波<sup>ハ</sup>可<sup>カ</sup>と思<sup>オモ</sup>ひ定<sup>サ</sup>めむかとなり、○歌<sup>カ</sup>意<sup>イ</sup>は無<sup>ム</sup>常<sup>ジョウ</sup>世<sup>セ</sup>間<sup>カン</sup>の道<sup>ミチ</sup>理<sup>リ</sup>なれば、外<sup>ソノ</sup>目<sup>メ</sup>に見<sup>ミ</sup>過<sup>ス</sup>て有<sup>ア</sup>し相<sup>サウ</sup>樂<sup>ラク</sup>山<sup>サン</sup>を、今<sup>イマ</sup>は心<sup>ココロ</sup>を縁<sup>ヰ</sup>る處<sup>トコロ</sup>と思<sup>オモ</sup>ひ定<sup>サ</sup>めて有<sup>ア</sup>らむかとなり、

朝<sup>アサ</sup>鳥<sup>トリ</sup>之<sup>シ</sup>啼<sup>ナリ</sup>耳<sup>ミミ</sup>鳴<sup>ナリ</sup>六<sup>ム</sup>吾<sup>ガ</sup>妹<sup>イモ</sup>子<sup>コ</sup>爾<sup>ニ</sup>今<sup>イマ</sup>亦<sup>マタ</sup>更<sup>マシ</sup>逢<sup>アヒ</sup>回<sup>マシ</sup>矣<sup>ナリ</sup>無<sup>ク</sup>。

啼<sup>ナリ</sup>耳<sup>ミミ</sup>鳴<sup>ナリ</sup>六<sup>ム</sup>は、ネノミシナカムと訓<sup>ナ</sup>べし、○歌<sup>カ</sup>意<sup>イ</sup>は今<sup>イマ</sup>又<sup>マタ</sup>ふたゝび妻<sup>メ</sup>に相<sup>サウ</sup>見<sup>ミ</sup>む爲<sup>タ</sup>方<sup>カタ</sup>のなき故<sup>ユヘ</sup>に、一<sup>ヒト</sup>すぢに哭<sup>ナク</sup>にばかり泣<sup>ナク</sup>て、戀<sup>コイ</sup>しく思<sup>オモ</sup>ひつゝ、あらむぞとなり、

(右三首七月廿日高橋朝臣作歌也)

七月廿日は上に十六年甲申とあるは、天平十六年なり、今はそれにゆづりて、月日をのみ註せり、舊本に作歌也といふに引續きて、名字未審、但云奉膳之男子焉、と註せり、仙覺などが書加へたるなるべし、奉膳は、内膳司の長官なり、續紀に、廢帝寶字三年十一月丁卯、從五位下高橋朝臣子老爲内膳奉膳、六年四月庚戌朔、從五位下高橋朝臣老麻呂爲内膳奉膳、など見えたり、これらにや、但し子老等の男とせむには、いさゝか時代おくれたり、猶考べし、

萬葉集古義三卷之下終



萬葉集古義四卷之上

相聞。

難波天皇妹奉上山跡皇兄御謂一首。

天皇は、仁德天皇なり、○妹とは、書紀に、應神天皇の皇女、九柱を擧たる其中、荒田皇女は御同母姉に坐ば、其餘いづれの皇女を申せるにや、詳ならず、○皇兄は、仁德天皇の御同母兄を申せり、ときこえたり、しかるに書紀を檢るに、應神天皇の皇后仲姫命の御腹に、荒田皇女、大鷦鷯、天皇根、鳥皇子の三柱坐て、仁德天皇の皇兄と指奉るべきはなし、古事記も同じ趣なり、庶兄には、額田、大中彥、皇子、大山守、皇子、去來、真稚、皇子坐ど、其等にはあらず、傳の混ひたるにや、猶考べし、さて是はいづれぞの皇子にまれ、所縁ありて、大和國に住坐せる間、いづれぞの皇女の思ひまつりて、作て贈奉、賜へる御歌なり、

一日社人母待告長氣乎如此所待者有不得勝  
人母待告は、告は志字の寫誤なるべし、眞志草書相似たり、故ヒトロモマチシと謂つ、さて上

に社といて、過坐し方をいふ志の辭にて、結めたる例は、後撰集八卷に、黃葉は惜き錦と見しかども、霰雨と共に降てこそ來し、拾遺集九卷長歌に、木高き蔭と仰がれむ物とこそ見しなどあり、此集の比より前には、外に見あたらぬことなれど、此は決て古よりある格なるべし、今昔物語に、きのふしかくの所へ行たりしに、かゝる事こそありしと、逢人ごとにかたれば云々、平家物語に、山門の滅亡、朝家の御大事とこそ見えし云々、又今生後生のけうやうにてあらむずるぞ、と宣ひけるこそ、いと罪深うは聞えし、なども見ゆ、又良志と結めたるは、古くよりあり、其は、六卷長歌に、諸己曾吾大王者、君之隨所聞賜而刺竹乃大宮、此跡定異等霜同反歌に、三日原布當乃野邊清見社大宮處定異等霜古今集に、秋の夜は露こそ殊に寒からし草むら毎に蟲のわふれば、霜の經露の緯こそよわからし山のにしきの織ばかつ散、忠峯集に、松のてに風のしらべをまかせては立田姫こそ秋はひくらし、爲忠朝臣集に、み山には雪こそはやくつもるらし、みほの袖人冬やすみする、などあるこれなり、○長氣は、長き日數と云むが如し、氣は來經の約たる詞にて、上に往々出づ、○如此所待者は、所は耳字の誤にて、カクノミマテなるべし、と本居氏云り、○有不得勝は、有に不得勝といふ義にて、書る字なり、有かねつものいはむが如し、嗚呼有て待に、さても得堪ぬ事哉と云意なり、奈久は添たる辭なり、七卷に、佐保河爾小驩千鳥夜三更而爾音聞者宿不難爾、十卷に、蟋蟀之吾床隔爾



鳴乍本名起居管君爾戀爾宿不勝爾十二に吾兄子爾戀跡二四有四小兒之夜哭乎爲乍宿不勝苦者などあるみな同と例なり○歌意は一日許をこそ人を待にも待堪にたれ如此まで長日數を經ぬれば有有て待にさても待堪ぬ事哉とのたまへるなり(二)卷に出せる古事記歌に待爾者不待とあるは待に待堪じの意なるにてこの待志の意をもさとりつべし

岳本天皇御製歌一首并短歌

岳本天皇は舊本大御歌の後に註して云右今案高市岳本宮後岡本宮二代二帝各有異焉但稱岡本天皇未審其指とあり高市岳本宮は舒明天皇後岡本宮は齊明天皇なり舊註に云る如く二代の中いづれの天皇にか審ならねど今御製詞に依て考るに後岡本宮齊明天皇の皇后に立せ賜ひて後かまたはいまだ皇后に立せ賜はぬ前か舒明天皇を思奉りて御製坐るにやあらむ○御製歌歌字舊本にはなし例に依て補つ

神代從生繼來者人多國爾波滿而味村乃去來者行跡吾戀流君爾之不有者晝波日乃久流留麻豆夜者夜之明流寸食念乍寐宿難爾登阿可思通良久茂長此夜乎

生繼來者は遠き神代より天の益人益々に繼て生出來ばといふなり○人多は古事記中卷歌に意佐加能意常牟盧夜爾比登佐波爾岐伊理袁理とあり○味村乃味字元曆本に妹と作

るは誤なりは枕詞なり阿運といふ鳥の群なり此鳥のことは品物解に云○去來者行跡は反歌に味村騒とあればこもナツキハユケドと訓べし去來の字は味村の往反意にて書るなるべし定家卿の長歌短歌のよしの事にもさわきと有又一本にもしかよめり是古訓なるべしと源嚴水云り廿卷にも安治牟良能佐和伎保比豆とあり○吾戀流云々は十一に打日刺宮道人雖滿行吾念公正一人とよめる類なり○君爾之不有者有字元曆本に爪と作るは誤なり之は助辭にてその一すちをとりたてておもく思はする處におく辭なり○晝波云々晝字元曆本に晝と作るは誤なり(四)句は二卷挽歌に夜者毛夜之晝晝者母日之晝哭耳呼泣乍在而哉十三相聞に赤根刺晝者終爾野于玉之夜者須柄爾此床乃比師跡鳴左左嘆鶴鳴などよめる同じこゝろなり○寸食は借字極にて限と云ひが如し○寐宿難爾登この登字は乃三の二字の誤なるべし草書にのみとかけるが登と混誤しなるべしイネカテニノミと訓べし○阿可思通良久茂は明しつるもの伸りたるなり良久は留の伸言なり明しつる事哉といふ如し茂はなげきの意をふくめる助辭なり寐かてにのみ明しつることは嗚呼さても悲しき事にてある哉といふ意なり○長此夜乎は十一に念友念毛金津足檜之山鳥之尾之永此夜乎とよめり○大御歌意かくれたるところなし十三相聞に式島之山跡之士丹人多爾滿而雖有藤浪乃思觀若草乃思就西君目二戀八將明長此夜乎反歌式



島乃山跡乃土丹人二有年念者難可將嗟とあるは、今の  
大御歌の意味に同じ、又同卷に、玉田次不懸時無吾念妹西不  
會波赤根刺日者之彌良爾鳥玉之夜者醉辛二眠不睡爾妹戀丹  
生流爲便無とあるも、詞義似通へり。

反歌

山羽爾味村騷去奈禮騰吾者左夫思惠君二四不在者

山羽は、山端なり、既く出づ。○味村騷去奈禮騰(騷字、仙覺抄、古寫一本、拾穂本等には騷、異本には躁と作り、奈字、活字本に桑と作るは誤なり)は、味村は、枕詞に味村乃といへるに同じく、騷をいはむ料にて、こゝはやがて其を引續てのたまへるなり、騷去は、人の騷行來なり、こを耳近く解ば、山端に味の群鳥の騷きて行如く、國內道路、あまた人は滿騷き行なれど、といはむが如し、契沖が味村を人になしてのたまへるなり、と云るは、空ざらはし。○左夫思惠は、左夫思は、既く一卷に出づ、惠は歎息辭なり、十一に、足千根乃母爾不知所持留心者吉惠君之隨意十四に、可美都氣野左野乃九久多知乎里波夜志安禮波麻多牟惠許登之許受登母、天智天皇紀、童謡に、愛俱流之衛、阿例播俱流之衛などあり。○君二四は、四の助辭は、その一すぢをとりたて、おもく思はする處におく辭なること、上に云るが如し。○大御歌意は、山の端に味の群鳥の騷きてゆく如く、國內道路を滿さわきて人はおほく行なれど、一人だに吾戀しく

思ふ君にあらねば、なぐさむ意もなく、一すぢにさぶしく、さてもかなしく思はるゝ事哉となり、

淡海路乃鳥籠之山有不知哉川氣乃己呂其侶波戀乍裳將有

鳥籠之山は、近江國犬上郡に在、十一に、狗上之鳥籠山爾有不知也、河、天武天皇紀に、元年秋七月戊戌、男依等討近江將秦、友足於鳥籠山斬之など見ゆ。○不知哉川は、鳥籠山より流出る川なるべし、源氏物語に、いさら川とし、後の物どもに、いさゝ川と書るは、皆この不知哉川なり、いかでさばかり詛れりけむ、天武天皇紀に、將襲不破而軍于犬上川、漢とある、犬上川は、則此、不知哉川にやと契沖云り。○氣乃己呂其侶波は、契沖が、いさや川といひて、氣とつゞけさせたまふ心は、氣は水の氣にて、川霧なりと云り、其意なり、つれづれ草に汀の草に紅葉のちりとままりて、霜いとしろ、置るあした、やり水より煙の立こそをかしけれとある、煙も水の氣なり、略解に、不知哉川といふを、やがて女の情をいさ不知と云に、とりなし賜へりと云るは、通難し、さて受たる下の意は、氣は氣長の氣、己呂其侶波は、本居氏の、呂は乃字の誤と云る如くにて、來經の此頃者なり。○大御歌意は、日の暮る迄、夜の明る限戀しく思へども、其しるしだになければ、縦や此日頃は戀つゝもさてあり得むよとなり、上には、御思のさかりなるを宣ひ、こゝには、いさゝかその切なるを、設て、縦べ賜へる御趣なり、



額田王 思 近江天皇作歌一首

額田王は、一卷に出で具註り、○近江天皇は、天智天皇なり、

君待登吾戀居者我屋戸之簾動之秋風吹

簾は、字鏡に、宿須太禮、薄簾也須太禮、と見ゆ、名意は簾垂なり、十一に、玉垂之小簾之垂簾乎ともよめり、○秋風吹は、人を戀しく思ふをり、風の吹來るは、其人の來らむとする前兆ぞといふ諺のありしをふみて、よみ給へるなるべし、其は八卷字合、卿歌に、我背兒乎何時曾且今登待苗爾於毛也者將見秋風吹於毛也、面輪なるべし、とあるも、いつしか來むと待居なべに、面輪の見え來むといふ前兆に、秋風吹とよまれたるを思ふべし、契沖が簾動かし秋の風吹は、もしやおはしますとおもふ心に、簾をうごかす秋風の音も、君かとおもひてはからるなり、と云る如くに、誰も一わたりは、しか意得らるゝに、次鏡、女王歌は、やがて此歌に答へて、よみ賜へりとおもはるゝに、さては風乎太爾戀流波乏之といふこと相應ず、なほ次にいふを見て考べし、○歌意は、君を待て吾戀しく思居れば、その人の來座べき前兆なるべし、簾をうごかして、風のそよ／＼と吹來れるは、いとたのもしき事ぞとなり、○六帖に君まつとこひつゝふればわがやどのすゝさうごきて秋風ぞ吹と有は、すだれをすゝさと寫し誤れるなるべし、

鏡女王作歌一首

鏡女王も、一卷に具註り、舊本女王を、王女と作るは、誤なり、今改めつ、

風乎太爾戀流波乏之風小谷將來登時待者何香將嘆

戀流波乏之は、戀流は愛る意、既く云り、乏は例のうらやまし意なり、○風小谷は上なる詞を重ねたるのみなり、風乎谷戀流波乏之といふ二句を重ね云意なり、と本居氏の説る如し、○何香將嘆、將字、活字本に時と作るは、誤なり、は、嘆くべき事にあらざとなり、十卷に、金山舌日下鳴鳥音、聞何嘆とあるに同じ、○歌意は、簾動之秋風吹とて風を愛、賞、賜ふは、うらやましきことにぞ侍る、われは夫君の來坐む前兆の風だに吹ねば、甚うき事なり、其風をたのみにて、君の來坐むを待ば、何かは嘆くべきことのあらむとなり、此風を使なりと云説は、うけがたし、又上歌の秋風吹を、君かとおもひはからるゝ意に見ては、答へ賜へる意には、彌疎し、○以上二首歌、八卷秋、相聞に更出せり、

吹黃刀自歌二首

吹黃刀自は、二卷に出

眞野之浦乃與騰乃繼橋情由毛思哉妹之伊目爾之所見

眞野之浦は、攝津國八田部郡なり、十一に、眞野浦之小菅之笠乎不着而來二來有、また眞野池



之小菅乎笠爾不縫爲而また三卷七卷に白菅乃眞野乃榛原とよめるも皆同地なり○與騰乃繼橋は攝津志に苧藻橋在矢田部郡東尻池村或曰眞野繼橋即也とあり繼橋は今の瀬田の橋の如く中に島の如き處ありて又懸渡せるを云なるべしと云り金葉集にしるらめや與騰の繼橋よともにつれなき人を懸渡るとはさて心から繼て思へばにや妹が夢には見ゆらむといはむためなりと契沖が云る如し二卷高市皇子尊の神之神須疑とよませ賜へるも十市皇女の薨坐るを須疑と云るにもたせ賜へると同例なり○情由毛は情從もにて情裏よりもといふが如し毛は表はさるものにて裏よりも眞實に思ふよしなり此下に從情毛我者不念寸五卷に許々呂由母於母波奴阿比隨爾七卷に從心毛不想人之衣爾須良由奈十一に小野之淺茅乎自心毛人引目八面など見ゆ皆同じ○思哉妹之は思ばにや妹がといふ意なりさて妹と云るにつきて既く契沖が吹黃刀自が歌ならば妹にてはなくて君にてあるべしもしもとより妹ならば別人の歌なるべし刀自と名におひて第一卷歌には常にもがもなとこをとめにてとよみたればまきれなく女なりと云りこは誰も昔來疑ふことなれど此下に紀女郎裏物贈友歌に爲妹袖左倍所沾而刈流玉藻鳥と見え又十九に家持卿の妹の其妻の許に贈歌其答歌などにも皆妹と云れば此頃はや女どちの間にても稱ことになれりしなりかくて是は女どちの間にゆゑありて情を告遣れるなるべしさて

次歌には我背子とよめればもとより別時の作にてありしなり○伊日爾之所見は夢に所見にて之はその一すぢなることをおもく思はせたる助辭なり○歌意は打つゝきて絶す戀しく情裏より眞實に思へばにや夜々夢に見えて一すぢに戀しく忘れぬとなり

河上乃伊都藻之花乃何時何時來益我背子時自異目八方

河上乃はカハカミノと訓べし又カハノヘノと訓ても宜し十四に可波加美能爾自路多可我夜とあり○伊都藻之花乃藻字活字本に藤と作るは誤なりは何時何時といはむ料の序なり伊都藻は契沖が藻の中の一種なるべしと云るはあらじ五柴五本柳などの五と同言なりなほ此下に具註べし○何時何時類聚抄に一の何時の二字無は脱たるなり廿卷に和加加都乃以都母等夜奈枳以都母以都母於母加古比須奈奈理麻之郡之母六帖に鹽の満いつもの浦のいつも君をば深く思ふ我はやなどよめるに同じ俗に不斷常住といふ意に落る詞なり三卷に妹家爾開有梅之何時毛何時毛とあるは詞同しくて意少しかはれり○時自異目八方は何時とて時ならずと云ことあらむやは嗚呼いつも乞々來ませとの意なり十八に牟都奇多都波流能波自米爾可久之都追安比之惠美天婆等枳自家米也母とありなほ時自久といふ詞の例は一巻上に具云り八は後世の也波の意方は歎息を含める助辭なり○歌意はいつも常止ず繼て乞々來坐吾夫子よ嗚呼何時とて此は來座べ



き時ならずと云こと有むやは、といふなり。○此歌、十卷春相聞に重載たり。

田部忌寸櫛子任太宰時歌四首

櫛子は、傳知ず、

衣手爾取等騰己保里哭兒爾毛益有吾乎置而如何將爲。舍人千年。

等騰己保里は、取著て留るよしなり、本居氏云、等騰は留なり、己保里は、凍と同言なり、行水も凍れば止まればなり。○歌意は、母が袖に取著留りて、哭慕ふ乳兒にも益りて、君を慕ふ吾なるを遣置て、いかにせむとかするとなり、廿卷は、可良己呂茂須曾爾等里都伎奈苦古良乎意伎豆曾伎怒也意母奈之爾志豆又島守爾和我多知久禮婆云々、若草之都麻母古騰母毛乎知己知爾左波爾可久美爲春鳥乃己惠乃佐麻次比之路多倍乃蘇湟奈伎奴良之多豆佐波里和可禮加豆爾等比伎等騰米之多比之毛能乎などあるを考合べし。○舍人千年の四字は、舊本には無、元暦本に従り、又古寫本、拾穂本等には、舍人吉年とあり、吉年は、二卷に既く出づ、千吉一は一を誤れるにて同人なるべし、櫛子が相知れる女なるべし、傳未詳ならず、櫛子が太宰に任られてゆく時、この千年がよめる歌なり。

置而行者妹將戀可聞敷細乃黑髮布而長此夜乎。田部忌寸櫛子

黑髮布而は、黑髮を床にうち敷て寝てのよしなり、十一に、夜干玉之妹之黑髮今夜毛加吾無

床爾靡而宿良武、又夜干玉之吾黑髮乎引奴良思亂而反戀度鳴などあるに意同じ、○歌意は、妹を遣し置て旅に行ば、妹が黑髮を、吾なき床にうちしき靡して、長き此夜を、吾を戀しく思ひつゝ、寝らむか、さりとはいとはしき事となり、一五三四二、と句を次第で意得べし、此は千年は、櫛子が相しれる女なること、次下の歌にてしられたり。○田部云々の六字、舊本には無、元暦本、拾穂本等に從つ、

吾妹兒矣相令知人乎許曾戀之益者恨三念

相令知人とは、はじめ女の媒して、相知せし人をいふなり、契沖が、なかだちなどいふにはあらずと云るは、わろし、○許曾は、他にむかへて、その物をえり出で、たしかにいふときの詞なり、○恨三念は、恨しう念へといふ意なり、この三の辭は、一格なり、既く具云り、○歌意は、あまりに妹と離るゝことのすべなく、かなしさのまざるにつきて、はじめより相知ず、他人にてあらましかば、かゝるつらさは、あらとて、はじめ仲媒せし人をこそ、恨めしうおもへとなり、

朝日影爾保敵流山爾照月乃不狀君乎山越爾置手

本の三句は、朝日影の、かつくさしはへて、艶へる山に、在明月の照る景色の、あかずおもしろきを云て、不厭をいはむ料の序とせり、○不狀君乎、狀字、拾穂本には、最と作り、は、相見る度



愛くて常 ざる君なる、いふなり、これも右、千年をさして云るなるべし、上には妹といひ、こゝには君と云れど、別人にはあらざるべし、又千年は、樗子が本妻にてはあらざるべし、○山越爾置手は、契沖、かくいひはてぬやうなるに、かぎりなき意こもりて、いはぬがいふにまざるなり、と云り、今世の常の語にもあることなり、十一に、往而見而來者戀敷朝香方山越置代宿不勝鳴とあり、○歌意は、相見る度に愛くて、常に厭ず思はるゝ君なるものを、山越に遣し置て、遠く別れ行むと思ふが、いと悲しき事となり、

柿本朝臣人麻呂歌四首。

三熊野之浦乃濱木綿百重成心者雖念直不相鴨

三熊野は、紀伊國牟婁郡熊野にて、名高し、三は、御吉野の御に同じく、美稱なり、眞熊野とも云り、○濱木綿は、草名、俗に濱おもと、濱芭蕉とも云り、其莖の皮、幾重も重れるものなる故に、百重成と云む料に設て云るなり、契沖が、今案に、濱ゆふは浪をいふかと云るは、非ず、なほこの草のこと、品物解に具、云、六帖に見く、支野の浦の濱ゆふ、幾重我をば君が思ひへだつるとあり、忠見集に、三熊野の浦の濱ゆふ、たか舟の何かは、いくへつみてかへらむ、○百重成、活字本に重の上、二、字あるは、非なり、は、百重の如くにと云むが如し、成は、如くといふ意の辭なり、十二に、吾戀者夜晝不別百重成情之念者甚爲便無ともあり、○直不相鴨は、二卷に、賀欲

布跡羽目爾者雖視直爾不相香裳とあり、○歌意は、濱木綿の皮の百重にも重れるが如く、いとしげくわづらはしく思へども、さばかり思ふかひもなく、直に相見る事もなくて、いとかなしく思はるゝ事哉となり、

古爾有兼人毛如吾歟妹爾戀乍宿不勝家牟

如吾歟は、吾が如くにやの意なり、七卷に、詠葉、古爾有兼人母如吾等架彌和乃檜原爾挿頭折兼とあるに、本句は全同、○宿不勝家牟は、寢難にけむなり、難を不勝と書るは、タヘズといふ意をとれるなれば、難きと同意におつめり、契沖が、かてには、かたずといふことなり、不知を、しらにといふがごとし、かたずは、あへず、たへずといふに同じ心なり、難の字をかきて、いねかてといふには、かはれり、と云るは、まさらはし、既く具、云り、○歌意は、古にありけむ人も吾妻戀する如くにや、夜も寐難にしけむ、されば今のみの行事には、あらで、古人もしかありしなるべければ、今生に妻戀するは、げにさることなめりと云て、自我身をなくさむるなるべし、こは古歌に、妻戀に宿難にせるよし、多くよめるなどをおもひて云るなるべし、

今耳之行事庭不有古人曾益而哭左倍鳴四

哭左倍鳴四は、ネニサヘナキシと訓べし、○歌意は、古人を、吾に益りて哭にさへ泣て妻戀せしなれば、今のみの行事には、あらず、されば今人の、妻戀するは、げにうべなる事となり、上



には宿難にけむとおぼめかしていひ、今は哭にさへ啼しとさだめ云て、いよ／＼自慰むるなり。

百重二物。來及毳常念鴨。公之使乃雖見不飽有武。

百重二物は、使の間繁く百度にも意なり。○來及毳常常字活字本に無はわろしは、キシカ。スカモトと訓べし、及は彌頻々に重る意なり、志加奴といふは、奴は不字の意にあらざ、希望辭の彌の轉れるなり、有かし逢かしと望ふ意を有奴可毛逢奴可毛など云る例にて、この意をわきまへつべし、さて及の一字にては、シカスと訓べからねば、こゝは字の脱たるものかとも云べけれど、ぬがふ意の奴の辭は、省きて書る例、集中に多し、七卷に青角髮云々人相鴨、十卷に霞發云々妹相鴨、又五月山云々又鳴鴨、又た雀公鳥來居裳鳴香、十一に我勢古波云々人來鴨、又日低者云々有與鴨、又如是爲乍云々有鴨、又敷細云々急明鴨、これら皆奴の辭にあたる字を略きて書り、古來この及をオヨベカモとよめるは、古言に疎し、本居氏のシケカモとよめるは、及の訓はよろしけれど、有をアレカモ逢をアヘカモなど云べき語格なければ、なほあしかりけり、是は哉の借字なり、和名抄に野王曰、氈毛席、然毛爲席也、和名賀毛字鏡に、氈氈加毛とあり、氈字も毛席にて、件等の字皆同物にして、加毛なれば、哉に借て書るなり、さて公が使の、頻屢に來よかしとの意なり、○念鴨は、念へばかもといふなり、母は歎

息辭なり、念へばにや、嗚呼云々の意なり、○雖見不飽武、武字、舊本哉に誤れり、類聚抄、古寫一本等に從つは、ミレドアカザラムと訓べし、○歌意は、間繁く百遍にも、重々に繼て來よかしと思はにや、公が使の愛しく、嗚呼見れどあかずあるらむとなり、

碁檀越往伊勢國時留妻作歌一首。

碁檀越、碁字、目錄また古本には碁と作、拾穂本には碁と作り、碁は氏、檀越は名なるべし、按に、碁は、圍碁の業を善せるによりて、呼なせるか、中昔に、壹岐判官知康を、鼓判官と呼なせる類にてもあるべきか、傳未詳ならず、此は俗人にて、久米禪師など、同類の、うるさき名なり、

神風之伊勢乃濱荻折伏客宿也將爲荒濱邊爾。

濱荻は、即海濱に生たる荻にて、濱濱、濱松などいふ類にて、別種の荻を云にはあらざるべし、荻は品物解に云り、○歌意かくれたるところなし、吾夫の旅宿をおもひやれるさま、最可憐なる歌なり、(新古今集に、いくよかは月をあはれとながめ來て浪に折しく伊勢の濱荻、全今の歌によれり、

柿本朝臣人麻呂歌三首。

未通女等之袖振山乃水垣之久時從憶寸吾者。

未通女等之袖といふまでは、振山をいはむ料なり、十二には、石上袖振河之とあり、又登能雲



入雨零河之ともよめり此餘に吾妹兒爾衣借香之また吾妹子乎聞都賀野邊能また梓弓引  
 豐國之また舊衣著櫓之里之續後紀長歌に旅人爾宿春日奈流などあるみな此類の云つ  
 けなり○振山は大和國山邊郡石上といふ地に布留御魂社あり其處なり古事記中卷に建  
 御雷神答曰專有平其國之橫刀可降此刀名云佐士布都神亦名云豐布都神亦名布都御魂  
 此刀者坐石上神宮也神名帳に大和國山邊郡石上坐布留御魂神社など見えたり○水垣乃  
 は水は美稱にて神社の御垣をほめて云り神代紀に瑞宮とある美豆に同じさてこれまで  
 は久時といはむ料の序なりさてかく序をおける意は契沖云下河邊長流が枕詞燭明抄に  
 みづかきの久しき世といふことは舊事本紀云磯城瑞籬宮天皇御宇布都大神社大倭國山  
 邊郡石上邑移建天璽瑞寶同共藏號石上大神以爲國家爲氏神云々しかれば布留の社は瑞  
 籬の宮の御宇にたてられて我國にては神社のはじめとす依て布留の社はふるき事に別  
 してよめりふるの社の神垣をもて皇居の瑞籬の宮に兼相てみづかきの久しき世とはよ  
 めるなりと云り(已上)大かたの意はまづかくの如し(但し神社のはじめとすと云るも皇居  
 の瑞籬宮に相兼たりと云るも共にわろし)さてしからば振山の水垣に限りていふべきに  
 十三に楳垣久時從戀爲者云々とあるはいかゞぞやおもはるゝに從てなほ熟考ふるに  
 彼十三なるは柿本朝臣人麻呂歌集歌曰とて長歌短歌ありて其次下に小治田之云々の長

歌又反歌ありて或本反歌曰楳垣云々とあれど小治田之云々の反歌のさまならず引混て  
 入しものと見ゆればこれも本は人麻呂歌集中の歌にてさて今の未通女等之云々の歌に  
 次て同時に人麻呂の作れしものならむと昔より混亂しならむさてしかするときは上は  
 今の歌に委ね省て作るものとすべしこは甚く強たることなるやうなれども必しかあり  
 けむとおもはるゝなり(冠辭考に十三なる楳垣云々を崇神天皇の磯城瑞籬宮のこととし  
 て解たれどもしからず若此宮號につきていはゞ瑞籬宮のといはでは言たらず水垣との  
 みにては宮號にはなりがたかるべしと本居氏云り又同人説に今の歌は人麻呂歌とはあ  
 れど人麻呂よりは古く聞ゆればたゞ水垣の久しきとのみよむは今の歌に委て省ける  
 なりと云れど今の歌は人麻呂のなることはいかでか疑はむ)○久時從久の下古寫一本に  
 寸字あり(從字活字本に役と作るは誤なり)○憶寸吾者は吾は思ひ染てけりと云なり寸は  
 さきにありしことを今かたるてにをはなり○歌意は今あらたにはじまれることにはあ  
 らず遠く久しき時より吾は思ひ染てけりとなり十一寄物陳思處女等乎袖振山水垣久  
 時由念來吾等者と載たり伊勢物語にむつましと君は知ずや水垣の久しき世よりいはひ  
 始てき金葉集に水垣の久かるべき君が代を天照神や空に知らむなども見えたり  
 夏野去小牡鹿之角乃束間毛妹之心乎忘而念哉



本二句は、牡鹿の夏の初に角をおとして、其が生かされるが、いまだたけ短くて、手一握ばかりなるをもて、いひかけたり。○東間毛は、しばらくの間もといふ意なり。二卷に、大名兒彼方野邊爾刈草乃、東間毛吾忘目八十一に、紅之淺葉乃野良爾刈草乃、東之間毛吾忘洛葉、金葉集に、朝日とも月ともわかず東の間も君を忘るゝ時しなれば、現存六帖に、人をいかでおもひわすれむ大原やこの市柴の束の間ばかりなど見えたり。○妹之心乎は、妹がことを心にといふ意なり。○忘而念哉は、忘れむやは忘れずの意なり、念は軽く添たる辭なり、哉は後世の也波の也なり。○歌意かくれたるところなし。

珠衣乃、狹藍左謂沉家妹爾、物不語來而思金津裳。

珠衣は、大町、稻城云、此歌十四に、安利伎奴乃佐惠佐惠之豆美云々と出て、全同歌なり、さて十六に、蟻衣之寶之子等之とあるなどを合思へば、珠は蟻の字の誤にて、アリキヌなるべし、珠と蟻と草書似たり、さて蟻は借字にて織衣なり、上つ代には織衣と皮衣とならべ用ひしかば、皮衣にむかへて、織衣とは云なり、鳥けだものゝ皮もて衣とせしは、古事記に、故大國主神坐出雲之御大之御前時、自波穗乘天之蘿摩船而内剝鵝皮、剝爲衣服、有歸來神云云、此者神產巢口神御子少名毘古那神、書記應神天皇、卷に、於是天皇西望、之數十鹿、鹿浮海來、入于播磨、鹿子水門、天皇謂左右曰、其何、鹿也、泛巨海多來、爰左右共視而奇、則

遣使、令察使者至見、皆人也、唯以著角鹿皮爲衣服耳、問曰、唯人對曰、諸縣君牛云々、集中二卷に、毛許呂裳遠春冬片設而幸之云々、こはけだものゝ毛を織たる衣、と思ふ人もあるべけれど、さにあらず、今世までも行贖などに、鹿の毛皮もて造るを思へば、書記の如く毛著の皮衣なり、三代實錄に、禁著用貂裘、但參議已上非制限、和名抄云、貂和名天、四聲字苑曰、似鼠黃色皮堪作裘、黑貂和名布流木、江次第に、昔尾張兼時云々、小一條、大將爲使、脫黑貂裘給兼時、後有悔氣、上代以此裘爲重物之故也、昔蕃客參入時、重明親王乘鴨毛車、著黑貂裘八重見物、此間蕃客纒以件裘一領、持來爲重物、見八重大慙云々、拾遺集に、中宮ふるきの皮衣を、高光少將入道、横河に住侍りけるに、遣しけるなど見えたり、さてオリとアリとかよふ據は、欽明天皇紀に、麁鹿をアリカモとよみて、天武天皇紀に、鹿をオリカモとよめるにて、さとるべし、さて加毛も、皮ながらにも用ふれば、織れるをオリカモと云るなり、これまで稻城考、既に袖中抄にも、ありきぬは、織絹なりと云り、本居氏玉勝間にありきぬは、鮮なる衣なり、阿利とはあきやかなるを云と云り、いかゝあらむ、なほ阿利衣は、古事記雄略天皇條、歌に、阿理岐奴能美弊能古賀云々と見え、集中十五に、安里伎奴能安里豆能知爾毛云々と見ゆ、皮衣のことは、西宮記、源氏物語、枕冊子、忠見集、多武峯少將物語、職人歌合等にも見えたり、(字鏡に、鹿加波己呂毛)加藤枝直が、珠衣は、珠は洗の誤なり、ラヒの反リにて、あらひ衣ならむといへれど、わろし。○狹



藍左謂沉(秋)字類聚抄に使と作、沉字活字本に淡と作るは、其に誤なりは、舊説に、さむくは、衣の音なひのきわくとする心なりと云り、佐惠佐惠といふも同じ、衣の音を云るは、詞花集に、しのびたる男の鳴ける衣を、かしがましとておしのければよめる、和泉式部音せぬはくるしき物を身に近くなるとていとふ人も有けり、源氏物語初音に、光もなく黒きかいねりの、さむくしくはりたる一かさね、さるおり物のうちきをき給へる、いと寒げに心くるしとある註に、さむくしくは、さやくと鳴意なりと見え、若菜に、人々おびえさわぎて、そよくとみしろきさまよふけはひども、衣の音なひ耳かしましき心ちすとも見えたり、(司馬相如子虛賦に、萃蔡、漢書音義に、萃蔡、衣聲也とあり)さて古事記上卷に、爲釣海人之口大之尾翼鱗、佐和佐和、邇控依勝、而云々、佐和佐和は、狹藍左謂と同音にて、舟を海人どもの挽寄すとて、呼ぶ聲の喧く噪しきを云、此言下卷高津宮段、大御歌にもあり、と本居氏云り、ありきぬの清潔といふ意につきて、其を喧擾にうつし云るなりと云説はわろし、上よりのつきさも、衣の聲のさわくとなるよしなればなり、沉は、十四に、佐須和奈乃可奈流麻之豆美許呂安禮比毛等久とある、之豆美に同じ、別を慕ひて、家妹がさわわといひさわさあへるを、おししづめてといふ意なり、俗に鳴を鎮めてといふに同意なり、○物不語來而は、モノイハズキニテと訓べし、此歌十四に出たるにも、毛乃伊波受伎爾豆とあり、又同卷に、水都等利乃

多々武與會比爾伊母能良爾毛乃伊波受伎爾豆於毛比可禰都毛甘卷に、美豆等利乃多知能已蘇伎爾父母爾毛能波須價爾豆已麻叙久夜志伎などあるに同じ、○思金津裳裳字活字本に津と作るは誤なり、思に堪かねつもといふなり、金は不得なり、裳は歎息辭なり、○歌意は、別を慕ひて、家妹がさわわといひさわさあへるを、おししづめて、いふべきことをもいはずわかれ来て、今更思ひに堪がたくて、さても悲しき事哉となり、此歌十四相聞に出て、末句、毛乃伊波受伎爾豆於毛比具流之母(本句は上引)とあり、歌左註に、柿本朝臣人麻呂歌集中、出見上已記也とあるは、こをさせり、彼歌集には、自のをも他のをも、聞にまかせて載たるものと見ゆれど、今の歌は、信に彼朝臣の詞氣なれば、こに云る如く、自作なること、さらに疑なし、

柿本朝臣人麻呂妻歌一首

此歌類聚抄に、異本に坂上郎女とありと云り、

君家爾爾吾住坂乃家道乎毛吾者不忘命不死者

君家爾吾といふまでは、住と云む料の序なるべし、古女の許に通ひて宿るを、住と云ること多し、業平の、有常が女に住しなど云る類なり、古今集戀題詞に、右の大いまうち君住ず成にければ、かの昔おこせたりける文どもを、とりあつめてかへすとて、よみておくりける云々、



離別左註に、この歌はある人つかさ給はりて、あたらしき妻につきて、とし經て住ける人を  
 すとて、云々、枕冊子に、たのもしき物、いみじうしたて、聲とりたるに、いくほどなく住ぬ聲  
 のさるべき處などにて、しうとにあひたるいとほしとや思ふらむ、新古今集哀傷に、年をろ  
 住侍ける女の身まかりにける、四十九日はて、云々など、いと多く見ゆ、これらは皆夫の婦  
 の家に通婚をいへり、婦の夫家に適たるをも、住と云事ありしにや、○住坂は、神武天皇紀に  
 天皇、陟、彼苑田、高倉山之巔、瞻望、城、中時、國見、岳、上、則有、八十梟帥、又墨坂置、熒炭、其墨坂之  
 號、由此而起也、と見ゆ、契沖、此妻身まかられる時、人麻呂のなげきてよまれたる歌に、天と云  
 やかるのみちをばわきも子が里にしあればといへり、輕の里は、高市郡、墨坂は、宇陀郡にて  
 高市郡の凡東にあたりて、其、あひだすこし隔たるべしといへり、しかれども此、人を、かの天  
 と云やかるの路はとよまれたる女と定めむ事は、おぼつかなし、人麻呂の妻と云る人、既く  
 辨へたる如く多くあれば、いづれとはきはめがたきをや、本居氏、坂は、誤字ならむか、とまれ  
 かくまれ、宇陀の墨坂とは思はれず、彼地は大和の東の邊地にて、京人の常に行かよふべき  
 所にはあらずと云り、されど此、女所由ありて、墨坂を過て、人麻呂の家に適たることをいへ  
 るも、知がたし、すべて人麻呂妻と云る一人にかぎらねば、何方の女とも定めがたし、又遠き  
 古のことなれば、墨坂を通ひし由縁も、委くは知がたき事にこそ、猶さらに委しく考、よく尋

ねさだめていふべし、○家道は、家の方にゆきかよふ道を云、住坂の家にかよふ道と云には  
 非ず、君が家にかよふ住坂の道路の謂なり、○吾者、不忘者、字、活字本に无は落たるなり、は、神  
 代紀、産火々出見、尊、御歌に、伊茂、播和素羅、珥、古事記には、和須、禮士とあり、禮と云ても良とい  
 ひても、おなじことぞ、とあり、○命不死者、は、生てあらむほどはといふ意なり、命死と云るは、  
 雄略天皇紀、歌に、伊能、致志、離磨志とあり、○歌意は、命終たらばしらず、生てあらむほどは君  
 が家に吾過て、適し住坂の道をさへも、吾は忘れじといふなるべし、

安部女郎歌二首。

安部女郎(目錄には、阿部と作り)は、三卷に、阿倍女郎とあると、同人なるべし、

今更何乎可將念打靡情者君爾緣爾之物乎。

本二句は、十卷に、道邊之乎花我下之思草、今更、爾何物可將念、とあるに同じ、十一に、云々物  
 者、不念斐、太人乃打墨繩之直一道二、とよめること、ろばえなり、○打靡は、縁と云に繋れる詞な  
 り、○緣爾之物乎は、下に、天雲之外、從見吾妹兒、爾、心毛身、副緣、西鬼尾、とあるに同じ、○歌意は、  
 心は、君に一すぢに打なびき縁にしものを、今更に何事をかと思はむとなり、

吾背子波物莫念事之有者火爾毛水爾毛吾莫亡國

事之有者、は十六女子贈與其夫歌に、事之有者、小泊瀬山乃石城爾毛、隱者共爾莫思吾背、とあ



るに同じ、之は、その一、すぢにしかることを、おもく思はする助辭なり、○火爾毛水爾毛は、契  
冲云第九見苑原處女墓歌に、水に入、火にも入むと立向ひ云々、敏達紀云、足食足兵以悅使民、  
不憚水火同植國難、延喜式廿八兵部式云、凡武藝優長、性志耿介、不問水火、必達所向、勿顧死生、  
一以當百者、並給別祿、と云るが如し、○吾莫亡國亡、舊本七に誤、は、吾無らなくにの意にて、吾  
なきにてはなく、吾有ものをの意に落著詞なり、既く一下に出、○歌意かくれたるところなし、

駿河採女歌一首

駿河採女、採字、活字本に妹と作るは誤なり、傳來、詳ならず、八卷には、駿河採女と書り、採採通  
し書ること、古書に例多し、玉篇に、採、采女也とあり、

敷細乃枕從久々流、涙二曾、浮宿乎思家類、戀乃繁爾

枕從久々流は、枕を泳るといふ意なり、從は、例の乎の辭に通ふ從なり、○歌意かくれなし、古  
今集に、涙川枕流る、浮宿には、夢もさだかに見えずぞありける、とよめる類なり、

三方沙彌歌一首

衣手乃別今夜從、妹毛吾母、甚戀名、相因乎奈美

衣手乃別とは、身を相副たるが別れば、衣袖の相離る、故に云るなり、集中に多き詞なり、  
○妹毛吾母、毛字、活字本には母と作り、は、物二を比べて、同等にしかりとする時にいふ詞な

り、○戀名は、名は歎の意をふくめる助辭なり、俗になあと云に同じ、に、君之去者、吾者將戀名  
七卷に、家爾之互有者將戀名、十卷に、左牡鹿者和備鳴將爲名、十七に、花者知良牟奈、古事記中  
卷、歌に、蘇良波由賀受阿斯用由久那、書紀仁德天皇卷、歌に、和例鳥斗波輪、などあるに同じ、  
○歌意は、今までは身を副てありしが、遠く相別れては、相見べきよし、のなき故に、妹も吾も  
同等に、いたく戀しく思ひつゝ、あらむなあとなり、

丹比真人笠麻呂下筑紫國時、作歌一首并短歌

笠麻呂は、三卷に出づ、傳未詳ならざれば、筑紫に下れるも、いつの時といふこと知べからず、  
臣女乃、匣爾乘有、鏡成、見津乃、濱邊爾、狹丹、頰相、紐解、不離、吾妹、兒爾、戀乍  
居者、明晚乃、旦霧、隱、鳴多、頭乃、哭耳、之所、哭、吾戀、流、千重、乃、一、隔、母、名、草、漏、  
情、毛、有、哉、跡、家、當、吾、立、見、者、青、琪、乃、葛、木、山、爾、多、奈、引、流、白、雲、隱、天、佐、我、留、  
夷、乃、國、邊、爾、直、向、淡、路、乎、過、粟、島、乎、背、向、爾、見、管、朝、名、寸、二、水、手、之、音、喚、暮、  
名、寸、二、梶、之、聲、爲、乍、浪、上、乎、五、十、行、左、具、久、美、磐、間、乎、射、往、廻、稻、日、都、麻、浦、  
箕、乎、過、而、鳥、自、物、魚、津、左、比、去、者、家、乃、島、荒、磯、之、宇、倍、爾、打、靡、四、時、二、生、有、  
莫、告、我、奈、騰、可、聞、妹、爾、不、告、來、二、計、謀、

臣女、臣字、古寫一本に巨と作るは誤なり、は、官女の事なり、臣之少女といふに同じ、古事記雄



略天皇條に、豊樂之日、亦春日之衰、秤比賣獻大御酒之時、天皇歌曰、美那曾々久淤美能、袁登貴云々、仁德天皇紀に、天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人曰、云々、即歌曰、彌能曾虛赴於彌能鳥、苦咩鳥多例、椰始難播務と見ゆ、臣子臣之壯子など云ふ同例なり、雄略天皇紀、彌能大臣妻歌に、飲彌能古箴云々、武烈天皇紀、鮎臣歌に、飲彌能古能云々、太子御歌に、於彌能姑能云々、さてこは、媼等之などいふべきことなるを、臣女と云るは、所思由ありてのことなるべし、余が始臣は幼字、誤にて、タワヤメなるべきかとおもひしは、あしかりけり、又略解に、臣女は、みやびめと訓べしと云るは、論に足らず、又舊訓に、マウトメとあるに依て、眞處女なるべしと契沖が云るは、まだしかりけり、○匣爾乘有は、意得難なるにつきて、鏡は、匣内にこそ納べきを、乗とはいかでいはず、按に、乘有は、齋の一字の誤れるにて、クシゲニイックとありしにや、集中に、御匣に貯置て齋ちふ珠に益てともよめる如く、珠鏡は、匣に納て、同等に齋置ものなればなり、神代紀に、天照大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、云々、可與同床共殿、以爲齋鏡とあるがもとにて、すべて鏡は、これになぞらへて、古より厚く齋しことなり、○鏡成、此までは見津をいはひ料の序なり、成は常には如くといふ意なれど、こゝはたゞ軽く添たるのみなり、○狹丹、類相は、既に具云り、此は紅の赤紐を云り、○紐解不離は、十二に、客夜之久成者、左丹類合、紐開不離戀流比日とあるに同じ、婚合ことの名形を云るなり、○明曉は、夜の明はて

ひととして、かへりてくらくなる時をいふ、十卷に、明闇之朝霧、隱鳴而去、鴈者吾戀於妹、告社拾遺集八卷に、山寺に空かりける曉に、日ぐらしの鳴侍りければ、左大將濟時、朝朗日ぐらしの聲聞ゆなり、こやあけぐれと人の云らむとあり、毛詩に、昧旦の字を、アケグレと訓せたり、朱熹註に、昧、晦、旦、明也、昧、旦、天欲旦、晦、明未辨之際也とあり、世本、晦明を昧、晦と誤れり、○哭耳之所哭は、哭にのみ泣るゝ意なり、之は、その一、すぢなるをいふ、助辭なり、五卷に、雲隱鳴往鳥乃彌能、尾志奈可山とあり、○千重乃一隔母は、二卷に、吾戀千重之一隔毛、遺問流情毛有八等、輕市爾、吾立聞者、七卷に、名草山事西在來、吾戀千重一重名草目名國などあり、○名草漏は、ナグサムルとよむべし、(ナグサムルと訓るは、字に泥めり、漏はムルに借て書るなり、集中に、高松小豆無足常、間結など書ると同類なり、既に二卷、明日香皇女木髓、殯宮之時、歌に具云り、○青旗乃、葛木山の枕詞なり、(旗は旗なるべし)さるはまづ、青旗は、綾織の義にやと思はるゝなり、(和名抄に、豊前國筑城郡綾幅郷見ゆ)さて古綾を、青とも通し云りしかとおもはるゝは、神代紀に、吾屋惶根尊、亦曰青楓城根尊とあればなり、さて葛木とうけたる意は、吾徒南部殿男が、持統天皇紀に、華縵と見えて、その華縵をば、古綾羅の類もて造れりしならむ、十二に、紫綵之色之、菟花八香、今日見人爾、後將戀鳴、これも紫色の織物もて製れる、華縵なるべし、故綾織之華縵といふ意に、つゝけたるならむと云り、○天佐我留は、既一卷に出、佐我と書るは、正しか



らず、天射可留と書べし、五卷十八に假字書例あり、○夷乃國邊は、四國邊をさして云り、夷のことは既に一巻に具註り、○直向は、タムカフと訓て、淡路といふへ屬て意得べし、(タムカフ)とよむはいとわろし、夷の國方に直しく指、向ひたる、淡路といふなり、十五に、多太牟可布美奴面乎左指天、此は自指向ふを云り、○背向爾見、管、向字は必あるべきを、舊本には脱せり、三巻に、繩浦從背向爾所見、奥島とある處に、例どもを引て云り、同卷に、武庫浦乎撈轉小舟粟島矣、背向爾見、乍乏小舟、これも舊本は、向字を脱せり、○朝名寸二より下四句は、十三にも、且名伎爾水手之音、爲乍夕名寸爾、梶音爲乍、上の爲乍は、誤字なるべし、とあり、○梶字、拾穂本には、梶と作り、○五十行左具久美は、五十はそへ言にて、物をいひ出す頭におく詞なり、左具久美は、割見といふに同じ、既に云り、○射往廻は、射はこれもそへ言にて、往めぐりといふなり、○稻日都麻は、播磨國印南郡の海邊なり、六巻に、伊奈美孺辛荷乃島之、十五に、印南郡麻之良奈美多加彌とあり、郡麻といへる意は、未思得ず、或説云、好忠集に、さきつまずかさほせり、春ごとくに、えりさす民のしわざならしも、とよめるさきは、近江の地名なり、さればつまは、其あたりといふ事かと云り、好忠集一本には、さき津にとあり、猶考べし、○浦箕は、箕は借字、回なり、母登保理を約めて尾と云るにて、浦のめぐりといふに全同、既に具云り、略解に、本居氏説を載て、すべて浦回と書ても、うらわと訓はわろし、假字書皆うらまとあれば、

うらまとよむべし、こゝも其まともと通へば、則ちなりと云りとあれど、うらまと云る例こそなけれ、○鳥自物は、浪漬傍の枕詞なり、七巻に、鳥自物海二浮居而云々、自物のことは、一巻に云り、○魚津左比魚字、拾穂本には、莫と作り、は、浪漬傍なり、既に云り、○家乃島は、神名式に、播磨國揖保郡家島神社、(名神大)續後紀に、承和七年六月甲子、播磨國揖保郡家島神爲官社、左馬寮式に、凡放、播磨國家島御馬寮直移國放繫云々、本朝世紀に、長保元年五月五日、云々、相次左右馬寮申請家島御牧驅、(御本)馬可附國宰事云々、此集十五に、伊敷之麻婆久毛爲爾美延奴などあり、○四時二生有は、繁に生たるなり、六巻初に、水枝指四時爾生有、刀我乃樹能とあり、○莫告我は、我は能、字の誤なるべし、能我草書混易し、ナノリノと訓べし、(略解に、本居氏説を載て、我は茂、字の誤にて、なのりともと訓べしと云りとあれど、いみじきひがことなり、但し允恭天皇紀に、故時人號濱藻、謂奈能利曾毛也とあるからは、なのりともと云むこと、難なきに似たれども、もしこゝもさならむには、莫告藻など、こそ書べけれ、茂の假字など書むものとしもおもはれず、そのうへ集中に、奈能利曾とはよみたるいと多かれど、奈能利曾毛とよみたるは一もなきにても、其説はひがことなるをしるべし、さて此まで五句は、不告をいはむ料の序なり、○奈騰可聞は、何とてかといふ意にて、聞は歎息辭なり、○不告來二計謀は、告は、情意を相語意にて、發の急して、家妹に語べきことをも語ず來にしを、今悔しみて、鳴



呼なにとてか、告ず來にけむことよといふなり、契沖が不告は、今筑紫へ出立とつけぬをくゆるなり、と云るは、いさゝかわろし、廿卷防人歌に、佐伎牟理爾多々牟佐和伎爾伊敷能伊毛何奈流敷伎己等乎伊波須伎伎可母とあり、

反歌

白妙乃袖解更而還來武。月日乎數而往而來猿尾。

妙字類聚抄には細と作り、○袖解更而は袖を解離て、男女互に形見として行なり、と本居氏云り、凡て身に著る物を取更て、形見とすることは、古のならばしなりけむ、十六に、音之少寸道爾相奴鴨少寸四道爾相佐婆伊呂難世流菅笠小笠吾宇奈雅流珠乃七條取替毛將申物乎云々ともあり、○月日乎數而は、月日をいつくしと數計てといふなり、十七に、月日餘美都追とあり、抑餘牟はもと呼と同言にて、幾許幾許と呼て算計なり、七卷に、浪不數爲而十一に、時守之打鳴鼓數見者十三に、吾睡夜等呼讀文將取鴨古事記上卷に、皆列伏度爾吾蹈其上走乍讀度など見ゆ、○歌意は、袖解交して別來しほど、筑紫に留らむ間程、凡ていくほどの月日を歴たらば還り來むともろとも期をちぎりかはして出往て、さて還り來ましものを、さることをもいはずして、急ぎ立にしを、今更悔しく思ふとなり、即何かも妹に告ず來にけむの意なり、

幸伊勢國時當麻呂大夫妻作歌一首

吾背子者何處將行。己津物隱之山乎。今日歎超良武。

此歌一卷に出たり、此に重載り、

草孃歌一首

草孃は、別府信榮云、娼婦なるべし、さるはから籍帳畊録に、娘子俗書也、古無之、當作孃云々、娼婦曰花娘、達旦又謂草娘、云々と見えて、草孃は、草娘と書るに同じきを、但しかの書は、明陶九成と云し者の作るものにて、いと後世のことなれど、古から國にて、草孃といひしことのありしから、此にもかく見えたるなるべし、さてから國にて、なべてはかくいひしことの失たりしを、わづかに後まで、達旦に傳りていひし稱なるべし、

秋田之穗田乃刈婆加香縁相者彼所毛加人之吾乎事將成

穗田乃刈婆加は、穗田は、穂に出たる田を云、八卷に、秋田乃穗田乎鴈之鳴、十卷に、白露者置穗田無跡などあり、刈婆加は、刈ころは、ひをいふ、十卷に、秋田吾刈婆可能過去者、十六末に、茅草刈草莉婆可爾鶴乎立毛とあり、(本居氏説に、刈婆加とは、田を植るにも刈にも、其外にも、一はか二はかなど云ことあり、男女相まじまりて、其はかを分て植も刈もするなり、かよりあふとは、其一はかの内のものは、よりあひ並びて物する故に、かくつゞけ云り、はかの事は、今世にも



云ことにて、たとへば一の田を三にわけて、一はか二はか三はかと立て、一はかより植はじ  
め刈はじめ、二はか三はかと植をはり刈をはることなりと云り、此説は、此歌にはよくか  
なひて聞ゆれども、右に引る十卷、十六卷、歌には叶がたければ、いかなり。○香縁相者は、香  
はその言なり、催馬樂角總に、安介萬支也、比呂波加利也、左加利禰太禮止毛、萬呂比安比介利  
加與利安比介利源氏物語初音に、竹川うたひてかよれるすがた、又匂兵部卿にもとめ子舞  
てかよれる袖どものなどあり、なほこのほかに、香をそへ言とせる例多し、既く云り。○彼  
所毛加は、それをもかなり、加は、事將成の下へめぐらして意得べし。○吾乎事將成は、事は言  
にて、人の吾を、かにかくに言さわがむかの意なり、七卷に、山跡之宇陀乃真赤土左丹著曾許  
裳香人之吾乎言將成とあり。○歌意は、打群て互に秋田を刈間ほひ、我思ふ君に寄、相ば、それ  
をも、人のかにかくに、吾をいひさわがむの意なり、契沖が穂に出たる稻の、なびきあふこと  
く、よりあはよとよせて云り、と云るは、ぬらと、刈婆加と云れば、やがてまことに稻をかる間  
を云りとこそ、きこえたれ。

志貴皇子御歌一首。

大原之。此市柴乃。何時鹿跡。吾念妹爾。今夜相香裳。

大原は、二卷に出て、彼處に云り、十一にも見ゆ、(現存六帖に、人をいかでおもひわすれむ大原

や此、いちしはのつかの間ばかり。○市柴(柴の下、類聚抄、活字本等に、原字あるはいかど)は、八  
卷に、天霧之雪毛、零奴可灼然、此五柴爾、零卷乎將見、十一に、道邊乃五柴原、能などもあり、さて  
柴は、借字にて、類草なるべし、(後世の俗に、芝字を用るものこれなり、和名抄に、萊草一名類草、  
和名之波と見えたり)そは六卷に、道之志波草、類草なり、(長生爾異梨とありて、十一に、道之柴  
草不生有申尾とあるをも併考て、柴は、類草に借て、書ることを知べし、さて市も借字にて、伊  
都なり、右の八卷、十一卷などに、五と書るにて、知べし、さて市を伊都に借るは、足乳根を足常  
など書る類にて、轉用たるなり、なほ其例は、既に具云り、かくて五と書るも、なほ借字にて、實  
は五十津なるべし、類草の繁多く生並たるを五十津類草といふべし、凡て物の繁多きを、  
五と十との數にていふこと、古のつねと見ゆるなり、そは、五十槻、百枝、五百枝、千枝など云る  
類なり、これらは其定數をいふときとはかはりて、たゞ繁多きを云るにて、實は五十とも  
百とも五百とも千とも云る、皆同じ意なり、五十津と津の助辭をおくは、百津鳥、五百津楓な  
どの例なり、かくて五十津某と云る例は、此上に、河上乃伊都藻之花乃、これを五百津藻と云  
説は甚わろし、五百津ならば、由都といふ例にこそ、(れ)廿卷に、和加加津乃以都母等夜奈枳  
(吾門之五十津株柳なり、これらの伊都を、昔來人皆意得誤れり)などあり、これらにておもへ  
ば、一卷の五可新も、五十津楓にて、五百津椿などいふごとく、枝葉の繁多くさかえたるを、い



ふかともおもはるゝなり、但しかれば、書紀に嚴櫃とあれば、其字意にてあるべくやあらむ、そは既に云り、抑この五柴、古來くさゝの説どもあれど、皆論に足ず、其中に契沖が、なら柴、栗柴などいふ如く、樵柴にて、いちひの木の柴をいふかと云るは、いさゝかよきに似たれど、伊知比を伊知とのみいふまじく、且道邊また原などによめるも、類草ならでは心ゆかず、○何時鹿跡、鹿字、舊本庶に誤れり、は、何時か相むとの意なり、之の助辭は、その一、すぢをおもく云る辭なり、八卷七夕歌に、秋風之吹爾之日、從何時可登吾待戀之君、曾來座流、と見えたり、○御歌意は、何時しか相見む、と待遠に戀しく思ひし妹に、おもはずも今夜、うれしくあひたる哉となり、(契沖云、續古今集には、大原や此、いちしばのこよひあひぬる、と載られたり)

阿倍女郎歌一首。

吾背子之蓋世流衣之針目不落入爾家良之奈我情副。

吾背子は、中臣東人をさすなるべし、次に東人と、この女郎と、贈答たる歌あればなり、○蓋世流は、著賜へると云が如し、著を蓋世流といふは、見を賣世流といふと同格なり、賣世流は、見賜へると云意なるが如し、これ古言伸縮の法なり、されば著世流、見世流などいふは、みな他のうへを敬ひていふときのことにかぎりて、自のことにいひたることなし、(著世流といふと、著多流といふと、見世流といふと、見多流といふとの類は、みな自他につきて、敬ふとし

からざるとの差別あることなるを、混雜に意得來れるは、古言に能忽なるがゆゑなり、委しくは既に云り、古事記倭建命御歌に、那賀那勢流、意須比能須蘇爾云々、此集十六に、伊呂難世流、菅笠小笠などあり、○針目不落は、契沖云、おちずは、一夜も落ずといふにおなじし、しげき針目ごと、に、わが心の入なり、古今集に、あかさりし袖の中にや入にけむ吾魂のなきこと、ちする、又心は君が影となりなき、とよめるにおなじ、○家良之下に、奈か那かの字あるべきが、舊本には脱たるなり、この奈は、歎息の意を含める助辭にて、俗になおと云が如し、集中に、まぎらはしも奈、高音しも奈、水をたまへ奈、諸奈、奈などよめる奈なり、古今集に、老にけらし那など、後々にも多し、○我情副は、副とは、もとよりある事の上に、事の副りたるをいふ言なり、(俗にまでと云が如し)下に、心毛身副、縁西鬼尾とあり、○歌意は、吾夫の君が著給へる衣の、しげき針目ごと、に、漏ず、我心までが入てあるらしなわ、されば身こそ此方にわれ、心は何時も君が身を放れず、たぐひてあるよ、となり、

中臣朝臣東人贈阿倍女郎歌一首。

東人は、續紀云、和銅四年四月壬午、正七位上中臣朝臣東人、授從五位下、養老二年八月庚戌、爲式部少輔、四年十月戊子、從五位上中臣朝臣東人、爲右中辨、神龜元年二月壬子、正五位下、三年正月庚子、正五位上、天平四年十月丁亥、兵部大輔、五年三月辛亥、從四位下、三代實錄九云、故刑



部卿從四位下中臣朝臣東人

獨宿而絕西紐緒。忌見跡。世武爲便不知。哭耳之曾泣。

絶西紐緒は、綻裂て、斷離れし紐をといふなり。緒は、てにをはの乎なり。紐之緒にはあらず。廿卷に、奈爾波治乎由伎豆久麻豆等。和藝毛古賀都氣之非毛我乎多延爾氣流可母。これは紐之緒なり。○忌見跡は、忌々しからむとの意なり。この見は、引者難三跡など云る三にて、既に云り忌は、忌憚しきをいふ。既に具云り。○歌意は、凡て紐は、わが遇配る嬬ならでは、結著しむべきものならぬを、今は離居て妹があらねば、もしや他人などをして著しめば忌憚しからむ。ざりとてまた綻裂て斷にし紐を、それながらにあらむもくるしければ、いかにともせむすべなくて、一すちに哭みのを泣つゝを居るとなり。これは旅などにおりて、女郎に離り居て、作て贈れるなるべし。十二に、針者有杼妹之無者將著哉跡吾乎令煩絶紐之緒とあり。考合べし。

阿倍女郎答歌一首。

吾以在三相二搓流。絲用而附手益物。今曾悔寸。

三相二搓流は、絲三線をより合せたるを云。孝徳天皇紀云、始我遠皇祖之世以百濟國爲内官家。譬如三絞之綱。中間以任那國屬賜百濟。○附手益物は、堅く結著てましものをの意なり。

物は物をといふと同意なり。五卷に、阿摩等夫夜等利爾母賀母夜美夜故摩提意久利摩遠志豆等比可弊流母能十三に、公奉而越得之牟物。古事記履中天皇御歌に、多遲比怒遲泥牟登斯理勢婆多都基母暮母知豆許麻志母能泥牟登斯理勢波雄略天皇御歌に、加那須伎母伊本知母賀母須岐波奴流母能。これらの母能皆同じ。○歌意は、君が別去て出立時、三あひにかたよくれる絲を以て、何時までも綻裂まじく著てあらましものを、と今更悔しく思はるゝなり。

大納言兼大將軍大伴卿歌一首。

兼は、カケタルと訓べし。伊勢物語に、今夜だに人しづめて、いとくわはむと思ふに、國の守齋宮のかみかけたる、かりの使ありとき、て、一夜酒飲しければ云々。大和物語に、童にて殿上して大七と云けるを、冠して藏人所におりて、かねの使かけて、親のもとにいくになむ有ける云々。おちくぼ物語に、かゝるほどに、右のおとゝのたまふ、老もてゆくまゝに、衛府つかさたへず、わかう花やかなる、わかをとこの職にてなむたへたりとて、かけ給ひつる大將大納言にゆづり給ひぬ云々。などあり。○大伴卿は、安麻呂卿なるべし。安麻呂卿の傳は、既く二卷上に委云り。續紀に、和銅七年五月朔、大納言兼大將軍正三位大伴宿禰安麻呂薨と見えたり。神樹爾毛手者觸云乎。打細丹人妻跡云者。不觸物可聞。



神樹は何にまれ、神の領賜ふ木なり、神杉など云る類なり、舊本にサカキとよめるはわろし、さかきとはたゞ山にあるさかきにまがひて、此歌に叶はずと、本居氏云り、○打細丹は、うちつけにやがての意なり、又ひとへにといふ意にも通へり、此下に、打細爾前垣乃酢堅欲見、將行常云哉、君乎見爾許曾十卷に、打細爾鳥者雖不喫繩延守卷欲寸梅花鳴、土佐日記に、棋取はうつたへに、我歌のやうなる事云にもあらず、云々、うつたへに忘れなむとはあらず、こひしきこゝちしばしやすめて、又もこふるちからにせむとなるべし、蜻蛉日記に、うつたへに、秋の山へをたづね賜ふにはあらずりけり、忠見集に、春雨は零初にしか、打細に山を縁になさむとや見し、歌林良材集に、うつたへにあまたの人はありと云どわきて我しも夜獨宿、源氏物語蘭卷に、うつたへに、思ひもよらでさり賜うたれば、御手をひきうごかしたり、云々、これら、うちつけにやがての心なりと云り、○可聞拾穂本には可波と作り、これはわろし、○歌意は、神の領賜ふ樹は、甚も忌憚しきものながら、下に、味酒三輪之祝我忌杉手觸之罪、歎君二遇難寸、とよめるをも、考合べし、それすら事にあたりては、手を觸ることもあるものなるを、人妻と云ば、うちつけに、手を觸ることさへ叶はぬものかな、と歎き賜へるなり、

石川郎女歌一首

石川郎女は、元暦本、類聚抄、古寫本等、註云、即佐保大伴、大家也、とあり、安麻呂、卿妻、内命、婦、邑婆

なり、大家は、夫におくれたる婦を、尊みて呼なせる名なるべし、家は、姑と通なるべし、もともろこしにて、後漢書を作る班固が妹を、曹大家と呼びたり、家本音姑、或音加誤、と註したり、これよりかはまれるなるべし、

春日野之山邊道乎、與曾理無通之君、我不所見許呂香裳。

與曾理無、與字、元暦本に於と作るは、いかゞは、隨身もなく、唯獨通ふ意なるべし、與曾理は、依隨ふ者の意なるべし、十四に、和爾余曾利波之奈流兒良師、十三に、荒山毛人師、依者余所留跡、序云などあるも、余曾留は、同言なり、○歌意かくれたるところなし、

大伴女郎歌一首

大伴女郎は、元暦本、古寫本等、註に、今城、王之母也、今城、王後賜大原真人氏也、とあれば、今城、王の父君の妻なり、しかれども、今城、王は、集中に見えたるのみにて、傳詳ならざれば、妻も某の女といふこと知がたし、但し、旅人、卿妻、大伴、郎女、同人ならば、初今城、王の父君に嫁て、今城、王を生、夫君におくれて、後、旅人、卿に再嫁れしものか、

雨障常爲公者、久堅乃昨夜雨爾將懲鴨。

雨障は、雨忌して、家内に隠り居るを云、障は、十八に、夜夫奈美能、佐刀爾夜度可里波流、佐米爾許母理都追牟等、伊母爾都宜都夜、かげるふ日記に、かくて中々なる身のひまなきにつゝみ



て)とあるつゝひなり(雨サ。ハリとよめるはわろし、次歌の雨乍見に同じければなり)八卷に、  
 雨障出而不行者云々十一に、雨乍見留之君我此下に石上零十方雨二將關哉(これもツ。マ  
 メヤと訓べきなり)他處に多く無恙と書て都々美無とよめる都々美も同じ(この都々美を、  
 後世はつゝがとのみ云り、さてつゝがといふこともいと近世のことにはあらず、源氏物語  
 東屋におやはたましてあたらしくをしければ、つゝがなくでおもふことみなさへと思ふ、  
 匂宮に、ことにふれて、我身につゝがあること、ちするもたゞならず、今昔物語に、わが身もお  
 それなく従者をもかくして、つゝがなく過にける、云々、醫師はつゝがなく京に上著しけり  
 など見ゆ、こは此に用なきことながら、ことのついでにいふのみなり)○久堅乃は、下の雨と  
 いふへ係る枕詞なり、○昨夜は、キノと訓べし、伎曾は二卷に云り、六帖には、よむべの雨にと  
 あり、此下に出たる歌をも、六帖には、うば玉のよむべは歸るとあり、よむべといふ詞は、土佐  
 日記にも、よむべのとまりよりとあり、されどよむべといふは、今京よりこなたの詞とおも  
 はれたり、古言にはあらじ)○歌意は、常に雨障をし賜ふ君なれば、必て昨夜の雨に懲て、今夜  
 は來座ぬならむ、嗚呼、さてもつれなき事哉、となり、

後人追和歌一首。

追和(和字、舊本には同と作り、今は古寫一本、拾穂本等に從つ)こは右の歌の答の意にはあら

ずて唯雨障といふことのみを、和よめるなるべし、  
 久堅乃雨毛落穢。雨乍見於君副而此日令晚。

落穢は、ふらねかしとねがふ意なり、既に三卷に具註り、○歌意かくれたるところなし、

藤原宇合大夫遷任上京時常陸娘子贈歌一首。

宇合大夫の傳は、三上に、委註り、宇合は馬養の假名なり、旅人を淡等と書ると同例なり、しか  
 れば宇合はウ。マ。カ。ヒと唱べきなり、さて宇はウ。マ。とは唱まじければ、字摩と書べきを、摩を  
 省けり、美作丹比などの例なり、人名には、葛野を賀能と書るなどなり、合はカフの音なるを  
 轉して、カヒに用ひたるなり、フの韻をヒに轉用たるは、揖保、雜賀などの例なり、○遷任上京  
 は、續紀に、養老三年七月、始置按察使常陸國守正五位上藤原宇合、管安房上總下總三國、とあ  
 りて、いにしへは一任四年にして交替ありければ、養老六年の間にやありつらむ、○常陸娘  
 子は、常陸國の女なるべし、集中に、播磨娘子、對馬娘子など云る類なり、

庭立麻乎刈干布慕東女乎忘賜名。

庭立は、ニ。ハ。ニ。タ。チと訓べし、娘子が自庭に立てなり、庭に殖といふには非ず、○摩乎刈干乎、  
 舊本手に誤、類聚抄に從つ)は、娘子が自なす業を云て、麻は布並て干ものなれば、やがて、布慕  
 の序とせり、千載集十三に、あさてはすあづまをとめのかやむしろ、しきしのひても過す頃



かなとあるは、今の歌にもとづけり、但しあさては、舊本の誤につきてよめるなり、○布菴は、重菴なり、○東女は、娘子が自我を云るなり、東男などもいふ類なり、○歌意は、今別れまゐらする君の御うえを、重々に思奉る東女の、我身はいやしけれども、情のまことをあはれとおぼして、忘れ賜ふ事なかれとなり、

京職大夫藤原大夫賜大伴（坂）郎女歌三首。

京職大夫類聚抄古寫本等に、大夫二字无はわろし、は、ミサトツカサノカミと訓べし、職員令に、左京職、右京職、准左、管司、大夫一人、掌左京、戸口名籍、字養、百姓、糾察、所部、貢舉、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市鄺、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、道橋、過所、關遺、雜物、僧尼、名籍、事、和名抄に、左京職、比多利、乃美、佐止、豆加佐、右京職、美岐、乃美、佐止、豆加佐、又云、長官、本朝職員令所載、職曰、大夫、加美とあり、○藤原大夫は、拾穗抄に、或本に京職、大夫藤原麻呂、大夫云々とあり、類聚抄古寫本等に、卿諱曰、麻呂、也とあり、麻呂、卿は、京職、大夫たりしによりて、後に京家と呼なせる是なり、續紀に、養老元年十一月癸丑、授正六位下藤原朝臣麻呂、從五位下、五年正月壬子、從四位上、同年六月辛丑、從四位上藤原朝臣麻呂、爲左右京大夫、神龜三年正月庚子、正四位上、天平元年三月甲午、從三位、同三年八月丁亥、兵部卿、從三位藤原朝臣麻呂、爲參議、十一月丁卯、始置畿内惣管諸道鎮撫使、從三位藤原麻呂、爲山陰道鎮撫使、同九年正月丙申、詔持節大使兵部卿、從三位藤

原麻呂等、發遣陸奥國、七月乙酉、參議兵部卿、從三位藤原朝臣麻呂、贈太政大臣不比等之第四子也、懷風藻に、從三位兵部卿兼左右京大夫藤原朝臣麻呂、五首（一本麻呂）と有、里は呂を誤れるなるべし、○賜は、集中の例、贈と通書り、古寫一本拾穗本等には、贈とあり、○大伴、郎女、郎字、舊本には、良に誤、類聚抄古寫本拾穗本等に、從つ、は、坂上、郎女なり、傳下に出、舊本には、坂上二字脱しなるべし、

媿孀等之珠篋有玉櫛乃神家武毛妹爾阿波受有者。

神家武毛は、タマシヒケムモと今村、樂が訓たりき、さらば玉櫛乃といふまでは、序にて、神魂消ひもの意なり、毛は、歎息、辭なり、舊訓に、メヅラシケムモとあるはいふに、足らず、又契沖が、かみさびけむもとよめるも、通えがたし、○歌意は、吾思ふ妹にあはずてあれば、そのくるしさに、たましひ消入むとするよ、さてもくちをしき事哉となり、此歌六帖に、末句いふかし、今も妹にあはざれば、として入れり、又をとめらが玉匣なる玉櫛の、見ることいまはめづらしや、きみとも見ゆ、

好渡人者年母有云乎何時間曾毛吾戀爾來。

歌意は、妹に逢ずして、好堪て經渡る人は、一年の間をも堪て在といふを、吾は妹に逢ざるは、いつばかりの間ぞ、差近き間なるを、それにも得堪ずして、戀しくのみ思ふ事よ、嗚呼、呼さても



辛しやとなり十三に、年渡麻豆爾毛人者云乎とありて、末句は全同歌あり、  
烝被。奈胡也我下丹。雖臥與妹下宿者。肌之寒霜。

烝被は古事記須勢理比賣命御歌に、牟斯夫須麻爾古夜賀斯多爾とあり、本居氏此烝被を昔よりあつふすまよめるは古事記の御歌に依に、誤なり、と契沖云り、さて爾と奈と通へば、二句今と全同、烝被は暖なるよしの稱なり、凡てむすと云言は、物をあたゝむるが本義にて、必しも甚熱くするをのみ云には非ず、然るを契沖がむし被の稱は、暖なること烝が如くなる故に云、といへるは、似たることながら、言の本義をきはめずして、烝字にすがりたる末の意なり、又裁縫の様に依る別名かとも云れど、さにはあらじと云り、○奈胡也我下爾は、桑之裏になり、胡は清音なり、濁るはわろし、さて今ならば、奈胡也可我といふべきを、可を云ざるは古言なり、左夜可を左夜能、可を能、可とのみいふに准ふべし、○雖臥は、フセレドモと訓べし、岡部翁の、コヤセレドと訓しは、甚あしかりけり、○肌之寒霜は、之はその寒きことの一、すぢなるを、おもく思はする助辭母は、歎息辭なり、○歌意は、暖なる被の柔なるが裏に臥たれば、寒き事はあるまじきに、女の柔膚には、まさらずして、猶一すぢに肌寒くのみ思はるは、さてもくるしやとなり、

大伴坂上郎女和歌四首

狹穂河乃小石踐渡夜干玉之。黑馬之來夜者。年爾母有穢。

小石は、和名抄に、細石、説文云、礫也、水中細石也、和名佐々禮以之、字鏡に、硝佐々良石、又小石、書紀に、砂礫、此集十四に、左射禮思、又佐射禮伊思などあり、土佐人筑紫人は、ざれども、じやれとも云り、佐射禮は、細小の義には、あらず、佐射禮浪の、佐射禮に同じ、既く二卷に註り、○黑馬之來夜者は、ク。ロ。マ。ノ。ク。ヨ。ハ。と訓べし、黒は、コク。の音を用たるにて、コ。マ。なるべく、さて夜干玉之は、下の夜と云へかゝれるかともおもはるれども、なほ十三歌に依に、ク。ロ。マ。なるべし、十三に、烏玉之黑馬爾乘而、これは夜といふ言もなければ、黒馬は、ク。ロ。マ。なること疑なし、又川瀬之石迹、渡野干玉之、黒馬之、來夜者、常二有沼鴨、今歌は、此歌を少し取換たるにや、○年爾母有穢、穢字、古寫本、拾穂本等には、糞と作り、は、年中いつも常にあらねかしと希ふ意なり、○歌意は、佐保河の細石をふみわたりて、黒馬に、乗つゝ、吾許通來座むことは、年中いつも常にあらねかしとなり、

千鳥鳴佐保乃河瀬之。小浪止時毛無吾戀者。

本句は、止時無をいはひ料の序なり、○吾戀者、者字、舊本爾に誤、元曆本古寫本拾穂本等に従つ、ア。ガ。コ。フ。ラ。ク。ハ。なり、吾戀しく思ふやうはと云意なり、○歌意は、君を吾戀しく思ふやうは、晝夜しばらくも止息時なしとなり、



將來云毛不來時有乎不來云乎。將來常者不待不來云物乎。

將來云毛云字拾穗本には言と作り毛字古寫一本に乎と作るはわろし。○歌意かくれたる  
ところなし。疊句體なり。淑人乃良跡吉見而の類なり。又十一に梓弓引見弛見不來者不來來  
者其々乎奈何不來者來者其乎とあるをも思合べし。

千鳥鳴。佐保乃河門乃瀨乎廣彌打橋渡須奈我來跡念者。

瀨乎廣彌は瀨が廣き故にの意なり。○打橋は二卷に出て具云り。○奈我は汝之なり。○歌意  
かくれなし。

〔右郎女者佐保大納言卿之女也。初嫁一品穗積皇子。被寵無備。而皇子薨之後。時藤原麻呂大夫  
好之。郎女焉。郎女家於坂上里。仍族氏號曰坂上郎女也。〕

佐保大納言は安麻呂卿なり。此卿の傳は二上に云り。○郎女は家持のをはにて。又姑なり。傳  
は三中に云り。○一品はヒトツノシナと訓べし。一品は一位の事なり。凡諸皇子の位階を一  
品二品などいひ。諸王より以下を一位二位など云こと。文武天皇の御時より制れることな  
り。和名抄に官位令云。今案唐令有官品。今本朝以位代品。一品二品三品四品。讀之奈。已上爲  
親王位階とあり。○穗積皇子の御傳は二上に委註り。○族字舊本には族と作り。今は古寫本  
に従つ。但し偏の弓方は通し書ること。古書に例多し。

又大伴坂上郎女歌一首。

佐保河乃涯之官能。小歷木莫刈鳥。在乍毛張之來者。立隱金。

旋頭歌なり。○涯之官は崖の高き處を云。十卷に高松野山司之。十七に野豆可佐爾今者鳴良  
武字具比須乃許惠古事記雄略天皇。太后御歌に夜麻登能許能多氣知爾古陀加流伊知能都  
加佐爾などあり。類聚抄には官を度と作。キシノワタリとよめるは。いかゝあらむ。○小歷木  
莫刈鳥。小字類聚抄并異本には少と作り。は。シ。バ。ナ。カ。リ。ソ。ネ。と訓べし。契沖云。小歷木をしば  
と點したるは。ちひさきくぬ木は。柴にかるゆゑに。心を得て。しばとよめるか。管見抄に。わか  
くぬぎとあるも。心を得たれど。なかりそ。といふことのおまれば。あやまれり。日本紀にも。歷  
木とかきて。くぬぎとよめり。今の俗。くのぎといひて。つるばみのなる木なり。と云るが如し。  
〔但し椽をくぬぎの實とせるは。ひがことなり。其由は品物解に具云り。現存六帖に。高瀬さす  
佐保の河原のくぬぎ原。色づく見れば。秋の暮かもとあるは。今の歌を。わかぬぎとよめる  
によれるか。又は小歷木の字によりてよめるものか。小字を加て書るも。柴なるよしを。知。せ  
たるなり。なほ歷木は。十二に。度會大河邊若歷木とありて。品物解に云り。鳥は拾穗本には无  
焉に通して書り。即古寫本には焉と作り。舊本には鳥に誤れり。今は類聚抄に従つ。曾禰とい  
ふ禰は希望辭なり。○在乍毛は。在々つもの意なり。三卷に。在管裳不止將通とあり。○張は。



春の借字なり、○立隱金は、夫君と立隱て、竊會むが爲にとなり、○歌意かくれたるところなし、

天皇賜海上女王御歌一首

天皇は、聖武天皇なり、○海上女王は、宮本に、志貴皇子之女也と註り、續紀に、養老七年正月丙子、授海上女王、從四位下、神龜元年二月丙申、海上女王、授從三位、と見ゆ、

赤駒之越馬柵乃緘結師妹情者疑毛奈思

本二句は、緘結といはむ料の序なり、○馬柵は、馬塞なり、十四に、宇麻勢胡之十二に、柵越爾と見ゆ、(字鏡に、柵、馬夫世支)○緘結師は、堅く契約をかはせし、と云意をもたせたるなり、○大御歌、意かくれたるところなし、

(右今案、此哥擬古之作也、但以往當便賜斯歌歟)

當の下、古寫一本に時、字有、○源、道別云、擬は疑の誤、往は時の誤にて、且、當時とありしが、轉倒したるならむ、さらば疑古之作也、但以當時便、云々とありしなるべし、十八に、以古人之跡代今日之意、また十五に、當所誦詠古歌など云る類なり、

海上女王奉和歌一首

海上女王は、元曆本、類聚抄、古寫本、古寫一本等に註云、志貴皇子之女也、

梓弓爪引夜音之遠音爾毛君之御幸乎聞之好毛

爪引夜音之は、隨身が夜の陣にて、弦を引鳴す音なり、その弦音の遠く聞ゆるを以、遠音といはむ序とせり、十九挽歌に、梓弓爪引夜音之遠音爾毛、聞者悲彌とあり、○遠音爾母は、遠き御音信にもといふなり、かげろふの日記に、帥殿の北の方尼に成給ひけり、とほとにもいとのはれに思そ奉るとあり、○君之御幸乎は、幸は事の寫誤にて、キミガミコトヲなりと岡部氏云り、二卷に、君之御言乎持而加欲波久とあり、○聞之好毛は、キカクシヨシモと訓べし、(キカハシヨシモとよめるは、甚つたなし)キカクは、キクの伸りたる言にて、聞事はと云意なり、(古今集戀に、それをだに思ふ事とて吾やどを見きとないひそ人のきかくに、藤原元真集には、ほとぎす去年の一聲あかざりし人のきかくにまづをなかなむなどあるも、きかくには、きくくの伸りたるにて、聞事なるにの意なり)之は、その一すぢなるを、おもくいふ助辭、毛は歎息、詞なり、○歌意かくれたるところなし、

大伴宿奈麻呂宿禰歌一首

宿奈麻呂は、元曆本、類聚抄、古寫本等に、佐保大納言第三之子也と註せり、此人の傳は、二上に委註り、續紀に、養老三年七月、備後國守正五位下大伴宿禰宿奈麻呂、管安藝周防二國、とあれは、その管國より、女を宮づかへに出せし時に、よめるなるべし、



打日指宮爾行兒乎眞悲見留者苦聽去者爲便無

眞悲見は眞悲きが故にの意なり眞は美稱にて心と云むが如し悲てふ言は悲傷む意にも憐愛む意にも云をこは愛憐むかたなり七卷に子花以之哀我手駕取而者花散輶九卷に心悲久獨去兒爾屋戸借申尾十四に加奈之伎世呂我和我利可欲波牟又可奈思伊毛乎十五に伊毛我可奈思佐廿卷に可奈之伎吾子又可奈之伊毛我多麻久良波奈禮阿夜爾可奈之毛憐愛妹が手枕離ぬやに悲傷しもなり伊勢物語にひとり子にさへ有ければいとかなしう爲賜ひけりとあるかなしも同じ○聽去者は去ことを聽すといふ義をもてヤルハと訓せたり○歌意は宮づかへすとて京の方に出發女を心憐愛しく思ふが故に國に留たくはあれども心を心まゝに留めむは義にそむけば苦しさらぬふりにてやるはいとすすべなくていかにともせむかたなくて心ひとつに思ひわづらふとなり契沖云古今集陸奥歌にあふくまに露立渡明ぬとも君をばやらじ待ばすべなし下の句心はかはれどまた似たり

難波方鹽干之名凝飽左右二人之見兒乎吾四乏毛

難波方は難波潟なり○鹽干之名凝は契沖鹽のひかたにのこれるたまり水をなごりといふ第六ににはがた鹽干のなごりまぐはしみひいへなるいもが待とはむため第七にこの海のあさけのなごりけふもかもいそのうらわにみだれてあらむ武烈紀に天皇いま

だ太子たりし時よませ賜ふ御歌にしほせのなをりをみればとあるもをとこと同韻の字なればなごりなるべし陳鴻が長恨歌傳に餘波をなごりとよめり源氏物語あかしに月さしいで鹽のちかくみちさけるわともあらはになごり猶よせかくる波のあらしきを柴の戸おしあけてながめおはします飽左右二人之見とつゞけるは第六にしほひのなごりまぐはし見むといへる心なり今も此わたりのをとこ女しほひとて三月三日住吉にまうでがてらひがたにもをひろひはまぐりなどもとむめりさらぬ時もひがたに立て玉藻などひろひてあそふはおもしろきことなればその眺望によせて人はあくまでみてもなぐさむ人をわれは見る事だにすくなしと云りといへり此説の中に書紀の之衰世能儼鳴理とあるをひけるは誤にやかの儼鳴理は波折なるべし今按に名凝は浪凝にや荒浪のよせて立歸れる後にひがたにのこれる浪泡の凝々しきよしの稱にぞあらむ後撰集に徒に立歸にし白浪のなごりに袖のひるときも無とあるよく其意にかなへり大和物語歌におきつ風ふけるの浦にたつ浪のなごりにさへや吾はしづまむこれも同じ中山嚴水考ありめづらしければこゝに擧名凝は伊勢物語に南風吹て浪をろいと高しとあるなごりと同じ浪の立をいふ鹽の引ときには必浪の立ものなれば鹽干のなごりと云り今も阿波讃岐の浦廻にては浪のたつをなごらがたつと云り土佐國にても大きな浪を大らと云是により



ておもへばなごらは和浪の意にて、大浪にむかひたる言にや、さらばなごらは小浪の事に  
 て、小浪の立を河邊より見れば、いとなつかしくあかぬこゝちすれば、飽までにとは云るな  
 るべし、七卷のあさけのなごりも、和浪にてよく聞えたり、之、褒世能催鳴理も、鳴は呼の誤に  
 て、なごりなるべし、催馬樂紀伊國に、きのくにのしらゝのはまにきてゐるかもめはれ、たま  
 もさゝ風しも吹たれば、なごりしもたてれば、みなそこきりてはれ、そのたま見えとを  
 りと云り、此考も理ありてきこゆ、但、ラは浪の字音なれば、浪を字音にはいふべからず、今お  
 ほらといふも、ラは字音とはおもはれねば、自然に通へるならむ、此説その辨なきが故に、音  
 訓混れてきこえたり、さばれ鹽干之名凝とあるは、鹽干湯ときこえて、鹽の引ときをいふこ  
 とゝはきこえがたければ、なほ前説によるべくや、また伊勢物語の浪ごろも、塗籠本にはな  
 ごりの浪とあり、是よろし、○二字、類聚抄には爾と作り、○吾四乏毛は、四は、その一すぢなる  
 をおもくいふ助辭、乏は少き意、毛は歎息辭なり、○歌意は、かの愛しき女が宮づかへしてあ  
 れば、宮内に親く奉仕む人は、朝夕あくまでに見えべからむを、吾は別れてより、見ることだ  
 に少乏き事哉と云るにや、

安貴王調一首并短歌

遠嬌此間不在者、玉梓之道乎多遠見、思空安莫國、嘆虛不安物乎、水空往。

雲爾毛欲成、高飛鳥爾毛欲成、明日去而於妹、言問爲吾妹、毛事無爲妹、吾  
 毛事無久、今裳見如、副而毛欲得。

遠嬌は、遠離りて居る嬌なり、八卷七夕歌に、風雲者二岸爾可欲倍、母吾遠嬌之事曾不通、九  
 卷に、遠妻四高爾有世婆、不知十方手綱、乃濱能尋來名益、十卷七夕歌に、遙嬌等手枕、易寐夜、又  
 年有而今香將、卷鳥玉之夜、霧隱遠妻手平、などあり、○道乎多遠見は、道が遠きゆゑにの意な  
 り、多はそへ言なり、十七に、多麻保己能美知乎多騰保彌とあり、○思空、嘆虛、中山、嚴水、此空て  
 ふ言は、今世に、こゝちといふことによくあたり、九卷に、吾念情安、虛歎毛と有も、こゝちと  
 云てよく聞えたり、今世に、空恐しといふも、こゝちおそろしといふ意なりと云り、竹取物語  
 に、これを御門御覽して、いかゞ還り賜はむ空もなくおぼさるとある、空もおなじ、榮花物語  
 に、大藏卿正光朝臣、おひ奉りてかへらせ給ほどなど、いみじく悲し、かへらせ給ふ道の空も  
 なし云々、出させ給道の空もなく、いみじうおぼさるべし、かげろふの日記に、ほとゝぎすの  
 おとなひにも、やすき空なくおもふべかめれば、落窪物語には、やう御てうづまぬれとのた  
 まへば、たちてありく空もなし、源氏物語赤石に、家をはなれさかひをさりて、明くれやすき  
 空なくなげき給ふに、かくなしき目をさへ見給ふ、今昔物語に、女の事を思て云々、敏行更  
 に歩む空なくしてゆくに云々、又若き女に云々、僧手など洗て、經讀居たり、其音極て貴し、然



れども心の内には、更に讀空なしなどあるも、皆意同じ、○安莫國は、ヤスカラナクニと訓べし、八卷に、伊奈牟之呂河向立、意空不安久爾、嘆空不安久爾、十七に、奈氣久蘇良夜須家奈久爾、於母布蘇良久流之伎母能乎、十八に、故敷流曾良夜須久之安良福婆、十九に、嘆蘇良夜須家久奈久爾、念蘇良苦伎毛能乎などあり、○水空は、水は(借字)美稱にて、真空といはむが如し、五卷に、阿麻能見虛喻、十卷に、天、三空者などあり、○雲爾毛欲成は、雲にてもがなあれかしと乞望ふよしなり、○高飛は、タカトブと訓べし、(タカトブとよめるは、甚わろし)空飛といはむが如し、古事記垂仁天皇條に、今聞高往鶴之音、又仁德天皇條女鳥王歌に、多迦由久夜波夜夫佐和氣能などある、高往と同じ、○鳥爾毛欲成は、鳥にてもがなあれかしと乞望ふよしなり、○妹毛事無(事の下、舊本に今一の事、字あるは、衍なり、拾穗本、古寫一本等に無による)は、妹も無事平安にと云なり、五卷に、靈尅内限者、平氣久安久母阿良牟遠、事母無裳無母阿良牟遠とあり、○吾毛事無久の下に、一句五字のおちたるにやと契沖は云れど、おぼつかなし、其は本のまゝにては、七言の三句重る故に、しかおもへるものなれど、七言三句にて結めたるは、長歌に甚多し、○今毛見如は、本居氏云、イマモミシゴトと訓べし、京に在し時見し如く、今もと云意なり、○副而毛欲得は、ならびそひてもがなあらまほしとなり、○歌、意かくれたるところなし、

反歌。

敷細乃手枕不纏。間置而年曾經來。不相念者。

歌意は妹が手枕纏ずして、間を置いて、逢見ぬことを、おもひめぐらせばはや一年をぞ經にける、さて、久しくおはぬ事にてあるよとなり、

〔右安貴王、妾因幡、八上采女、係念極甚、愛情尤盛、於時勅斷不敬之罪、退却本郷焉、于是王意悼悞、聊作此歌也。〕

八上采女は、未詳ならず、和名抄に、因幡國八上夜加美郡、古事記上卷に、八千矛神各有欲婚稻羽之八上比賣之心、此八上郡の女なるべし、

門部王戀歌一首。

飲宇能海之。鹽干乃滴之。片念爾。思哉將去。道之永手呼。

飲宇能海(飲字類聚抄には飯と作り)は、三卷に、この同王歌にあり、○鹽干乃滴之は、片念を云むための序なり、○道之永手呼(呼字類聚抄には乎と作り)は、道之長道をと云に同じ、既く具云り、○歌意は、此ほど妹は我事を忘れらむを、我はさてもえあるまじければ、くれぐれと長き道を、かたおもひにおもひつゝ、やゆかむ、このたまへるなり、これは往來を絶て後、出雲の任より京に歸り上る時、道にて娘子を更に思ひ出て、堪ずてよみて贈りたまへるなるべし、



〔右門部王、任出雲守時、娶部内娘子也、未有幾時、既絶往來、累月之後、更起愛心、仍作此歌贈致娘子〕

高田女王 贈 今城王 歌六首。

高田女王は、八卷にも出て、高安王之女也、(舊本に女字を脱せり)と註せり、高安王之傳は、四上に出せり、此王は、天平十一年に姓を賜りて、大原真人高安といひける人のことなり、(續紀に神護元年正月己亥、無位高向女王授從五位下)とあり、もし向字は、田の誤にて、高田女王にはあらざるかと云説あり、神護は、天平十四年に、大原真人高安の卒られてより、廿年あまり、經て後のことなれば、別人なるべし、○今城王は、元曆本、古寫本等、註に、今城王、後賜大原真人氏也、とあれど、此王は、集中に見えたるのみにて、傳未詳ならず、

事清甚毛莫言。一日太爾君伊之哭者、痛寸取物。

事清は、事(借字)言にて、然あらぬ體に言なすを、言清いふとは云なるべし、(住吉物語に、いかなる夜目にもこそはしるく侍なれ、御口きよさよ、とあるも似たることなり)○君伊之哭者は、伊は、木關守伊の伊にて、添たる言、之も例のその一すぢをおもくいふ助辭、哭は(借字)無にて、君無者といふことなるべし、○痛寸取物は、誤字あるべし、(舊訓に、イタキ、ズ、モとあるは、いふに足ず、今按、に、痛寸取は、憚不敢などありしを、誤寫せるなるべし、さらば憚不敢物に

て、シ。ス。ヒ。ア。ハ。ス。モノ。と訓べし、物は、ものをといふ意なり、忍び堪むとすれども得しぬび堪ぬ物をといふ意なるべし、○歌意は、然あらぬ體にもてなして、甚言清くのたまふ事なかれ、たゞ一日ばかりだに、君がおはしまさずては、しぬびあへむとすれども、一すぢに深く思ふ情に得堪られぬ物を、と云なるべし、次の吾背子爾云々、現世爾波云々などあるによりて思ふに、かく人言の繁ければ、遂に末とぐべくもあらず、さらば互に、今朝を限におもひ止べし、妹も再び吾を思ふ事なけれなど、清くのたまへるにより、しか言清く情なく詔ふな、とよみ賜ふなるべし、

他辭乎繁言痛不相有寸。心在如莫思吾背。

本二句は、二卷に出て、既く彼卷に云り、○心在如は、あだし心のある如くといふなり、古今集に、たえず往飛鳥の川の不通らば心あるとや人のおもはむ、とあるもおなじ、○莫思吾背背の下、拾穂本に子字あるは、(わろし)は、思ひ賜ふ事なけれ、吾夫子よ、といふ意なり、○歌意は、人言の繁くこちたき故に、それを憚りて相見ずありき、あだし心のある如くに思ひ賜ふ事なけれ、吾夫子よとなり、

吾背子師。遂常云者。人事者繁有登毛。出而相麻志呼。

歌意は、吾夫子が、一すぢに未遂むとつよくのたまは、よしや人言は繁くこちたくありと



も、それにもさはらずして、出て相見まひらすべきをとなり、上の歌をふみてよまれたり、  
吾背子爾復者不相香常思墓今朝別之爲便無有都流。

復者不相香は、七言一句なり、常は、第三句の頭につけて讀べし。○思墓舊本基に誤、元曆本  
古寫本拾穂本等に從つ、思へばにやの意なり、歌意かくれたるところなし。

現世爾波人事繁來生爾毛將相吾背子今不有十方。

現世爾波は、今の現在にはといふなり、爾波は、他にむかへていふ詞なり。○來生爾毛は、死ゆ  
く未來の世にだにもといふ意なり、毛は、今、俗にせめてといふほどの意なり、來生は、佛説の  
來世なり。○今の下、古寫一本に爾字あり。○歌意は、今現在に相見まほしく思へども、人言し  
げきによりて、あふことかなひがたし、よし今の世ならずとも、せめて死ゆく未來の世にだ  
にも、相見むと思ふぞ吾夫子よ、といへるなり。

常不止通之君我使不來今者不相跡絶多比奴良之。

今者不相跡は、此まではあふべきかあふまじきか、と二方におもひまどひしが、今は一方に  
あはじと決めぬらしの意なり、今者といふ詞皆同じ、今者は、俗にもうはといふに同じ、もう  
はあふまいといふ意なり、今者許藝豆菜といふも、此までは船出せらるべきか、せらるまじ  
きか、と二方におもひまどひしが、潮もよきほどに叶ひぬれば、今は、一方に船出せむと決め

たる意にて同じ。○絶多比は、猶豫不定をいふ言にて、既に具註り、常に止すつゝきて通ひ來

し使の、絶間を置たるよしなり。○歌意かくれたるところなし。

神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時爲贈從駕人所詠娘子笠朝臣

金村作歌一首并短歌。

元、字類聚抄に三と作るはわろし。○所詠は、八卷に、尼作頭句并大伴宿禰家持所詠尼續末句  
十九に、爲家婦贈在京尊母所詠作歌又所詠家婦作也、などある類なり。

天皇之行幸乃隨意物部乃八十伴雄與出去之愛夫者天翔哉輕路從玉  
田次畝火乎見管麻裳吉木道爾入立眞土山越良武公者黃葉乃散飛見  
乍親吾者不念草枕客乎便宜常思乍公將有跡安蘇蘇二破且者雖知之  
加須我仁默然得不在者吾背子之往乃萬萬將追跡者千遍雖念手嬾女  
吾身之有者道守之將問答乎言將遣爲便乎不知跡立而爪衝

天皇之は、天は大の寫誤なるべし。○ホキミノと訓べし、天皇と申と、大皇と申との差別は、既  
く首卷に具論り。○行幸之隨意は、イデマシノマニと訓べし、隨意は、今世まゝにと云に同じ、  
マニ、マニ、マニなどいふは、このマニを疊云るなり、マニとのみ云るは、六卷に、大皇之行幸  
之隨續紀廿五宣命に、己可欲未仁行、止念天、字鏡に、態保志支萬爾など見ゆ。○物部は、既に



一卷に具云り、八十伴雄與は八十伴緒と共にといふなり、○愛夫は廿卷防人歌に有都久之波々爾孝德天皇紀歌に于都俱之伊母我などあると同類なり、こゝは從駕れる夫君を云り、○天翔哉は輕の枕詞なり、二卷に出づ、○玉田次は畝火の枕詞なり、一卷に出づ、○麻裳吉は木の枕詞なり、これも一卷に出づ、○木道爾入立は、キヂニイリタチと訓べし、眞土山は、紀伊、堺にありて、大和國に屬たれども、紀伊國へ往道路をば、紀伊路といふ例なれば、未紀伊、堺に至らねども、木道とは云るなり、契沖がきぢにいたりたつと訓べし、入たちとよめるはわろし、その故は、眞土山は大和なれば、入たちとよみては、すでに紀伊國ときこゆればなりと云るは、某道と云道の心を、よくもわきまへざりしなり、○越良武公者は、九卷に、朝裳吉木方往君我信土山越濫今日曾雨莫零根三卷に、佐農能崗將超公爾などあり、○親はシタシケクと訓べし、シタは、斯多布、斯努布の、斯多、斯努と、同言にて、ケクは、愛くを、波斯氣久と云と、同辭にて、親けくと謂なり、戀慕しけくといふ意なり、○吾者不念念字拾穂本には思と作りは、アヲオオモハズと訓て、吾をば親くおもはずの意なり、○安蘇蘇二破破字拾穂本には八と作り、安蘇々は舊説に、ものを推し心得たる詞なりと云り、岡部氏は、淺々爾と云意と云へれど、叶はず、こは次の雖知と云へ、屬く言なればなり、○且者雖知は、雖知且者と云意に、且者の言を、下にめぐらして心得べし、古今集序に、かつは人の耳におそり、かつは人の心にはぢ思へど、

棚引雲の起居、鳴しかの輿臥は、貫之等が、此世に同じく生れて、此事の時にあへるをなむ、悦びぬる、とあるも、人の耳におそり、歌の心にはぢ思へど、かつは起居輿臥に悦びぬると云意にて、同じ例なり、且とは、然ありながら、又そのかたへより、如此あるやうのことをいふ詞なり、こゝは、吾をば親くおもはず、旅を宜しと思ひつゝ、君は有らむと知たれども、しかしながら、そのかたへより、默然も得あらねば云々、といふ意なり、○之加須我仁は、さすがにといふと同言なり、俗にしかしな、がらといふに、同じ、五卷に、鳥梅能波奈知良久波伊豆久志可須我爾、許能紀能夜麻爾由企波布理都々、十卷に、山際爾雪者零管然爲我二此河楊波毛延爾家留可聞、又雪見者未冬有然爲蟹春霞立梅者散乍、十八に、美之麻野爾可須美多奈妣伎之可須我爾、伎乃敷毛家布毛由伎波敷里都追、後撰集に、まどろまぬ物からうたてしかすがにうつゝ、にもあらぬ心ちのみする、新古今集に、能因法師、かくしつゝ、暮ぬる秋と老ぬればしかすがになほものぞ悲しき、後拾遺集に、しかすがのわたりにてよめる、能因法師、思ふ人有となけれど、ふる里はしかすがにこそ戀しかりけれ、現存六帖に、かりがねは花をぞまたぬしかすがに鳴てわかれぬ春はなけれど、などあり、○默然得不在者は、十七に、母太毛安良牟とあり、母太は、空といふに同じ、空しく徒に得あらねばの意なり、○往乃萬萬は、九卷に、益荒夫乃去能進爾、又父母賀成乃任爾、後撰集七卷に、山風の吹の麻爾麻爾紅葉はこのも彼面に散ぬべ



らなりなどあると、同格の詞なり、萬萬は任にといふ意なり、十三に、遣之萬萬と有、○將追跡者は、追付むとは、といふなり、追は、二卷に、還居而戀管不有者追及武とある、追に同じ、○手嬭女は、嬭字は、弱女の二字を一字に作るなるべし、采女を採女と作るに同、○道守は、山守野守などの類にて、道路を守る者を云、今世の道番なり、和名抄道路具に、唐韻云、道選、漢語抄云、道選、知毛利とあるものは、敵のありさまなどを候ひに、巡行かする者を云て、この道守とは別なりと云り、又神代紀に、泉守道者といふもあり、又古事記に、道守、臣、書紀天智天皇卷に、道守、臣麻呂、又續紀にも、道守、臣見え、姓氏錄にも、道守、臣、道守、朝臣の姓見えたり、合抄に、立鋪、古記云、京路分街立守道屋也、鋪肆也、○將問答乎は、いづくよりいづくへ、いかなることにて、行人ぞと問ひ時の答をなり、○言將遣は、言放むといふに同じ、遣は、見遣などいふ遣なり、○不知跡は、跡は添たる辭にて、たゞ不知なり、斯良爾は、不知にと云が如し、二卷に、不知等妹之待乍將有とあるも同じ、又古事記中卷崇神天皇條、歌に、宇迦々波久斯良爾登美麻紀伊理毘古波夜とあり、此歌、書紀に載たるには、此登てふ辭なし、これにて登は、あるも無きも、大かた同じきを知べし、○立而爪衝は、十三に、馬自物立而爪衝爲須部乃田付乎白粉字鏡に、蹴然太知豆萬豆久踞踏立豆萬豆久踞踏、太知豆萬豆久踞踏、豆萬豆久などあり、既に三卷に註せり、○歌意かくれたるところなし、契沖云、此歌、娘子の詠にかなひて、あはれにはかなくよまれた

り、物にまかせて體を變ぜられけるなるべし、高橋蟲まろ、山上億良、田邊福まろ、此笠、金村家持など、人麻呂、赤人につゞきて、おもしろき長歌などよめる人々なり、

反歌

後居而戀乍不有者、木國乃妹背乃山爾、有益物乎。

戀乍不有者は、戀つゝあらむよりはの意なり、本二句は、既に二卷に出づ、○歌意かくれなし、七卷に、人在者母之最愛子曾麻毛吉木川邊之妹與背之山、吾妹子爾吾戀行者乏雲並居鴨妹與勢能山、

吾背子之跡履求追去者、木乃關守伊將留鴨。

木乃關守伊は、菟原壯士伊など云如く、伊は添たる詞なり、既に云り、○歌意かくれなし、二年乙丑春三月、幸三香原離宮之時、得娘子、笠朝臣金村作歌一首、并短歌。

幸三香原離宮は、神龜二年に此幸ありし事、續紀に見えず、同四年五月壬申朔乙亥、幸觀原離宮とあり、考べし、さてこの離宮は、和銅六年六月乙卯、行幸觀原離宮とも見えて、恭仁宮より前にありしなり、○娘子は遊女なるべし、○笠朝臣金村の五字、舊本短歌の下にはなち書り、今は目錄又古寫本に依て書り、例皆しかればなり、



三香之原客之屋取爾珠棹乃道能去相爾天雲之外耳見管言將問緣乃無者情耳咽乍有爾天地神祇辭因而敷細乃衣手易而自妻跡憑有今夜秋夜之百夜乃長有與宿鴨

三香之原は山城國相樂郡なり六卷讀久邇新京歌に三日原布當乃野邊又悲傷三香原荒墟歌に三香原久邇乃京師者など見ゆ山城名勝志に瓶原在木津渡東一里半許郷内廣今有九村とあり○珠棹乃棹字拾穂本には銚と作りは道の枕詞なり一卷に見ゆ○外耳見管は外にのみ見つゝなり三卷に筑羽根矣冊耳見乍有金手とあり○神祇辭因而は十八に天地能可未許等余勢天春花能佐可里裳安良多之家牟ともあり本居氏云辭因は事依と同意にて神のよせ賜ひてと云なり○秋夜之は長き秋夜のといふ意なり○百夜乃長は伊勢物語に秋の夜の千夜を一夜にならずらへて八千夜し宿ばや飽時のあらむ反し秋の夜の千夜を一夜になせりとも詞のこりて鳥や鳴なむ榮花物語にいなや昔をかきしき人と打ふして物語せしに千夜を一夜にと思ひしに鳥のなきたりしはいかゞつらかりしといへば云々などある類なり○有與宿鴨は云々もがなあれかしとねがふ意なり與宿は希望辭鴨は歎息辭なり十卷七夕歌に吾待今夜此川行瀬長有欲得鴨とあり舊本この處脫字あり補て引○歌意かくれたるところなし

反歌

天雲之外從見吾妹兒爾心毛身副縁西鬼尾

心毛身副は心さへも身さへもといふ意なり○縁西鬼尾は何事をかは思はむといふ意の言を含め餘したるなり鬼字モノとよめること集中に多し和名抄に日本紀云邪鬼和名安之岐毛乃とあり○歌意かくれたるところなし

今夜之早開者爲便乎無三秋百夜乎願鶴鴨

早開者はハヤクアケナバと訓べし略解にハヤアケスレバとよみたるはひがことなり未來をかけて云る詞なり○爲便乎無三は爲便がなからむとの意なりこの例は既く首卷に具云り○歌意は今夜のぬるほどもなくて早く明はてなばせむかたなからむとて百夜の長あれかしと願ひつるかなとなり長歌末と照思べし

五年戊辰太宰少貳石川足人朝臣遷任餞于筑前國蘆城驛家歌三首

太宰少貳はオホミコトモチノスキスケと訓べし和名抄に職員令云太宰府於保美古止毛知乃司とあり少貳は三卷に出づ○石川足人は續紀に和銅四年四月丙午朔壬午授正六位下石川朝臣足人從五位下神龜元年二月丙申從五位下石川朝臣足人授從五位上とあり



少貳になりし事は續紀に漏たり、○蘆城は、筑前國御笠郡にあり、太宰府の南にありて、米の山といふ處をこえ通りしよし、貝原篤信、名寄に見えたり、宗祇集に、筑前國蘆城山を越侍りしに、たぐひなくさがしき道すがらつゞけ侍し、

天地之神毛助與草枕、羈行君之至家左右。

羈、字、拾穂本には羈と作り、○至家左右は、還來りて家に到着までといふなり、○歌意かくれたるところなし、

大船之念憑師、君之去者、吾者將戀名直相左右二。

將戀名は、歎の意を含める助辭にて、俗に那阿と云に同じ、○歌意かくれなし、

山跡道之島乃浦廻爾、綠浪間無牟、吾戀卷者。

山跡道、道、字、拾穂本には路と作り、は大和へ上下往來道なり、○島乃浦廻は、筑前國志麻郡志摩郷あれば、彼地の浦回なり、浦回は、ウラミと訓なり、略解に、ウラマとよめるは非なり、既に云、○綠洩は、ヨスルナミと訓べし、ヨルナミノとよまひはわろし、此下に、伊勢海之磯毛動爾、因流浪、八卷に、大乃浦之其長濱爾、綠流流などあり、これ然訓べき證なり、又十七に、之夫多爾能、佐伎能安里蘇爾、與須流奈美、伊夜思久爾、伊爾之弊於毛保由、十九に、安由乎疾美奈吳能、浦廻爾、與須流浪、伊夜千重之伎爾、戀渡可母など、假字書もあり、考合べし、さて此までは、間

無をいはむ料の序なり、○間無牟は、アヒダモノケムと訓べし、○吾戀卷者は、吾戀しく思はむ事はといふ意なり、○歌意これもかくれなし、

右三首作者未詳。

大伴宿禰三依歌一首。

三依は、續紀に、天平二十年二月己未、授正六位上大伴宿禰御依、從五位下、勝寶六年七月丙午、爲主稅頭、寶字元年六月壬辰、爲參川守、三年五月壬午、爲仁部(民部)少輔、六月庚戌、從五位上、十一月丁卯、遠江守、六年四月朔、義部(刑部)大輔、神護元年此月己亥、正五位上、二年十月庚寅、出雲守、寶龜元年十月朔、從四位下、五年五月癸亥、散位、從四位下、大伴宿禰御依卒、と見えたり、

吾君者和氣乎波死常念可毛、相夜不相夜、二走良武。

和氣乎波死常は、本居氏和氣は、己より下さまの者をさしていふ稱にて、汝などいふ類なり、是も本は吾君兄の意にて、尊崇めて云るが、世々に云なれて、後にはおのづから退て賤むる稱になれるなり、かの汝も名持にて、本は稱崇めて云るが、後には賤むる稱となれると同じことなり、漢國にても、人を卿と云は、是も本は崇めて云るが、賤むる稱となれるも同じと云り、なほ玉勝間八卷に具見えたり、さて此下に、黒樹取草毛刈乍仕目利、勤和氣登將譽十方不在、八卷紀、女郎贈大伴宿禰家持歌に、戲奴(反云和氣)之爲吾手母麻須爾、春野爾拔流茅花曾御



食而肥座、晝者、咲夜者、戀宿合、歌木花、君耳將見哉、和氣佐倍爾見代、とあるなどは、やがて汝を和氣と云るなり、次に大伴家持贈和歌に、吾君爾、戲奴者、戀良思、給有、茅花乎、雖、喫彌、瘦爾、夜須とあるは、其方の和氣とのたまふ我者の意なり、こゝなるも、吾君は、汝をば死ねかし、と念ばかもの意にて、その和氣は、即我身のことなるに同じ、乎波は、委ね任する辭なり、波の清音、字を書るは正しからず、濁りて唱べし、○念可毛は、念ばかの意なるを、婆を云ざるは古言なり、毛は、歎息を含みたる辭なり、○二走良武は、走は古寫本に夜とありいかゞ、去の誤にやと云り、フタツユクラムと訓べし、此下に、空蟬乃代也、毛二行何爲跡鹿、妹爾不相而吾獨將宿七、卷に世間者信二代者不往有之、十卷に、一年二遍不行秋山乎、などある類なり、相夜と相ぬ夜と、二ながらに經行なり、去は、古事記に、葦原中國悉闇、因此而常夜往、九卷に、常之倍爾夏冬往哉、後撰集に、やよひに閏月ある年云々、貫之餘さへ有て行べき年だにもなどある、此等の行に同じ、○歌意は、吾君は、汝は死ねかし、と吾をおもへばにや、相夜と相ぬ夜と、二ながらに經行て、戀しく思煩ますならむ、さても苦しやとなり、古今集に、こひしねとするわざならしうば玉のよるはすがらに夢に見えつゝ、

丹生女王贈太宰帥大伴卿歌二一首

丹生女王は、續紀に、天平十一年正月丙午、從四位下丹生女王、授從四位上、天平勝寶二年八月

庚申、從四位上丹生女王、授正四位上、と見ゆ、八卷秋、相聞にも、此女王、おなじ大伴卿に贈られたる歌あり、

天雲乃遠隔乃極遠鷄跡裳情志行者戀流物可聞

遠隔乃極遠の下、拾穂本に一字あるは、行なり、は、ソクヘノキハミと訓べし、又遠隔は、ソクヘとも訓べし、三卷に、天雲乃曾久敝能極、十九に、天雲乃曾伎敝能伎波美などなほあり、三卷に具註り、○遠鷄跡裳、跡字、拾穂本に路とあるは、誤なり、は、遠けれどもの意なり、○戀流物可聞は、戀る物にてある哉と謂なり、戀流は、彼方の戀る意なり、雲居のよそに遠く隔りてはあれども、此方より戀しく思ふ情の行、至れば、彼方にも此方を思ひて、志をいたされしと歎び給へるなり、次の歌を併思ふに、帥卿のもとより、女王へ酒やなにと贈られしによりて、かくのたまひ遣り給へるなり、○歌意、かくれたるところなし、

古人乃令食有吉備能酒病者爲便無貫簀賜牟

古は、フリニシと訓べし、古にしとは、常には年經て老たるを云ど、此はそれとは異にて、古人は、舊縁の人といふにて、帥卿をさせり、十一に、現毛夢毛吾者不思寸、振有公爾此間將會十羽、この振有公と云るに同じ、此十一歌六帖には、ふりにし公にとあり、又イニシヘノと訓むもあしからず、それも意は同じ、同卷に、眉根搔下言借見思有爾、去家人乎相見鶴鳴とあり、○人



令食有は、ヒトノタバセルと訓べし、(舊訓に、ノマセルとあるは宜しからず、又ヲサセルと訓るも、あたらぬことなり、飲、食、ことをヲスと云は、尊者の飲食するを、此方より敬ひていふことにて、キコシメスと云をキコシヲスともいふ、ヲスなれば、自に令飲たるといふことを、ヲサセルとは、宜ふまじき理なればなり、)タバセルは賜有なり、此は賜ひて飲しめたと云意なり、今世の言にも、物を食ふこと酒を飲ことを、たべるといへり、催馬樂酒飲に、左介乎太字戸天太戸惠字天とあるも、酒をたべて、たべ酔てといふことなり、酒を飲ことをたぶると云は、ふるきことなるべし、酒食は、上より賜へる物を身に受入るよりいへるにて、すなはち賜るなり、さてタブルは受る方より云、タバスは賜ふ方より云言なれば、タバセルは、賜ふ方に就て宜へるなり、かくて食、字をタプと訓べきよしは、續紀廿六詔に、黒紀白紀能御酒乎赤丹乃保仁多末倍惠良伎とある、多末倍惠良伎を、同紀三十詔、又貞觀儀式午日儀、三代實錄四十六詔などに、食倍惠良伎とあるを思ふべし、食倍は、タへと云に同じければなり、即、賜ひを多妣、賜ふを多夫とも云るにてもしるべし、○吉備能酒、これには兩説あるべし、一には、吉備國酒にて、いにしへより彼國の名物なりしにや、庭訓往來にも、備後酒見えたり、今世にも備後三原酒とて、もてはやすめり、筑紫より、吉備はさばかり遠からねば、吉備國酒を得て、女王の許に贈り賜ひしなるべし、二には、黍酒なるべし、(黍を酒につくれること、袖中抄にも見えたり、)本も土佐、國山里にては、もはら黍にて酒をかめり、其性最醇厚し、古も黍にて酒を造しならむ、(もろこしにて鬱鬱といふものは、釀、秬爲酒、和以鬱金草、芬香條達於上下、故謂之鬱鬱、と云り、又陶淵明傳に、爲彭澤令、在縣、公田悉令種秫穀、曰、令吾常醉於酒、足矣、云々とありて、漢國にても、古は秫にて酒造しこと知れたり、但し秫は、和名抄には、木美乃毛知とあれど、本朝食鑑には、黍稷にあらずとも云り、猶考べし、)古今著聞集は、伊豆國奥島にて、鬼に粟酒を飲せしことも見えたり、古より粟黍の類にて、酒を造しなるべし、○病者爲便無病、字、舊本痛に誤、元曆本に従つ、は、ヤメバスペナシと訓べし、○貫賞賜奉とは、酒に酔病て嘔吐する用意にせむとて、貫賞を乞ふなり、貫賞は、簀を編貫て、洗盤の上にかけて、手洗ふ時、其水のちらぬ料にするものなり、主殿寮式に、三年一請貫賞一枚、伊勢物語に、女の手あらふ所に貫賞を打やりて、たらひのかげに見えけるを、空穂物語に、しろかねの御たらひを、ぢむをまろにけづりたる貫賞しろかねのはむさふ、しろかねのすきはこなどあり、○歌、意かくれたるところなし、此は帥、卿のもとより、女王へ酒を贈られたるに、や、て、戯れよみ賜へるなり、

太宰 帥大伴卿 贈大貳丹比組守卿 遷任民部卿歌一首

丹比組守、縣字縣とも組とも古書には作り、續紀に、慶雲二年十二月癸酉、從六位上多治比真人縣守、授從五位下、和銅三年三月癸卯、爲宮内卿、四年四月壬午、從五位上、靈龜元年正月癸巳、



從四位下、五月壬寅爲造宮卿、二年八月癸亥爲遣唐押使、養老元年三月己酉賜節刀、二年十月庚辰太宰府言遣唐使從四位下多治比真人縣守來歸、十二月壬申多治比真人縣守等自唐國至、甲戌進節刀、三年正月壬寅正四位下、同年七月庚子始置按察使、武藏國守正四位下多治比真人縣守、管相模上野下野、三國四年九月戊寅以播磨按察使正四位下多治比真人縣守爲持節征夷將軍、五年正月壬子正四位上、四月丙申鎮秋、乙酉還歸、六月辛丑爲中務卿、天平元年二月壬申以太宰大貳正四位上多治比真人縣守云々權爲參議、三月甲午從三位、三年八月丁亥擢民部卿從三位多治比真人縣守云々並爲參議、十一月丁卯爲山陽道鎮撫使、四年正月甲子爲中納言、八月丁亥爲山陰道節度使、六年正月己卯正三位、九年六月丙寅中納言正三位多治比真人縣守薨、左大臣正二位島之子也とあり、

爲君釀之待酒安野爾獨哉將飲友無二思手。

釀之待酒之字拾穗本に無は落たるなり、又古寫一本異本等に氏と作るはわろしは酒を造を加牟といふは古言なり、字鏡に釀造酒也、佐介加无、後に釀をかもするといふも、加美須流といふべきを訛れるなり、言義は未詳ならず、咬咀意とおもふはあらず、或説に右は咬咀て酒を造ると云るは誤なり、但し日本決釋に應神天皇之代百濟人須曾己利參來始習造酒之事、以往之世未知釀酒之道、但殊有造酒之法、上古之代口中嚼米吐納木櫃、經日醋酸名之爲釀、

故今世謂釀酒爲嚼、是其法也、今南島人所爲如此、又大隅國風土記にも、口嚼酒と云ることあり、武備志に、琉球の事に、婦人嚼米爲酒と云ることもあれば、證とすべしと云べけれども、酒はもはら神に奉供るものなるに、いかで口に嚼て作れる、きたなきものをば、奉供るべきよし、のあらむ、又嚼て造りしにもあれ、其意ならむには、嚼て造るといはでは言たらず、嚼とのみにては、唯口にて嚼のみをいふになるをや、待酒は物より來らむ人に飲しめむ料に、釀儲て待つ酒なり、古事記に、其御祖息長帶日賣命釀待酒、以獻此、集十六に、味飯乎水爾釀成、吾待之云々とあるも、待酒なり、○安野は筑前國夜須郡の野なり、神功皇后紀に、元年三月壬申朔辛卯、至屑增岐野、即舉兵擊羽白熊、而滅之、謂左右曰、取得熊、我、心則安、故號其處曰安也とあり、○思手は、其事をうけばりて、他事なく物する意の時にいふ詞なり、○歌意は、君が此度別れて、京に上り賜ひなば、君が來座む日の爲にと思ひて、待酒を釀設けし、そのかひなければ、安野にて、友なしに獨飲べきが、唯獨しては、飲つ、得堪まじきなれば、いよゝ君を戀しく思ひ出さむぞとなり、

賀茂女王贈大伴宿禰三依詞一首。

賀茂女王は、元曆本、古寫本等に、故左大臣長屋王之女也と註り、八卷に、賀茂女王註云、長屋王之女、母曰阿部朝臣也、



筑紫船未毛不來者豫荒振公乎見之悲左

筑紫船は筑紫より三依の乗て來る船なり松浦船熊野船など云る類なり後拾遺集に筑紫船まだとも綱も解なくに出るものは泪なりけり東北院建保職人歌合にこがるれどかけて心をつくし舟ちぎりし事を思ひもぞするなどあり○未毛不來者未字古寫一本に來と作るは誤なりは未來もせぬにの意なり○豫はアラカジメと訓べしカネテヨリとよめるはわろし既く三卷に出○荒振は躑躅荒びて善愛からぬ意なり二卷に放鳥荒備勿行君不座十方とある荒備に同じ土佐日記に家に至りて門に入り月明ければ最よくありさまみゆ聞しよりもまして云甲斐なくぞ墮破れたる家を預たりつる人の心も荒たるなりけり竹取物語にこのつばくらめのこやす具はあしくたばかりてとらせ賜ふなりさてはえとらせ賜はじあなゝひにおどろしく二十人のほりて侍れば荒てまうでこずなり云云などある荒に全同○見之悲左はミムガカナシサと訓べしミルガカナシサとよめるはわろし○歌意は君が船はいまだ來もせぬに心かはりて我方へはうとび荒びて依附ぬ君を見むとおもふが豫て悲きこといふばかりなしとなり三依の筑紫より上らむとするほとによみて京より贈りたまひし歌なるべし(本居氏の三依が筑紫船の來るを待て下らむとするほどの歌なるべしと云るはあらず)

土師宿禰水通從筑紫上京海路作歌二首

水通(通字類聚抄には道と作り)は傳未詳ならず五卷に土師氏御通十六註云有大舍人士師宿禰水通字曰志婢麻呂也と見えたり

大船乎傍乃進爾磐爾觸覆者覆妹爾因而者

磐爾觸はイハニフリと訓べし廿卷防人歌に伊蘇爾布理字乃波良和多流(磯に觸海原渡)○歌意は京にかへりてはやく妹におはやと思ふゆゑにはのよからぬにもこぎ行にもしその漕のすゝみに磐に觸てよしや船は推け覆らばかへれそれもいとほし吾思ふ妹に一日もはやく依ば戀しく思ふ心の安からむぞとなり契沖云第三に家おもふと心すゝむな風まちてよくしていませあらしそのみちこれと表裏なる歌なり第十一につるきたちもろはのときに足をふみしにゝもしなむいもによりてば此心におなじ

千磐破神之社爾我掛師幣者將賜妹爾不相國

將賜はタバラムなりたまひをたふたまへをたべたまはるをたばるたまはらむをたばらむと云ること古言におほし俗にたもるたまらむなどいふも同じ續後紀十九長歌に佛許曾願成志多倍とあり二卷に勤多扶倍思とある處に既く具云り○歌意は契沖これは渡海のやすく日を経ず京にかへらむ祈して立出けるにはのあしくて海路に日をふれば妻



にあふことのおそきに、心いられして、さらばかのぬさを、かへしたまはらむ、と神をすこし恨み奉るやうによめり、と云り、此歌第四句、六帖に御幣に賜へとて載たり、

太宰大監大伴宿禰百代戀歌四首

事毛無生來之物乎。老奈美爾。如此戀于毛。吾者遇流香聞。

生來之は、生れ來しなり、舊訓にアリコシとあるは非なり、又生は在の誤かと本居氏の云るも、中々にわろし、三卷祭神歌に、天原從生來神之命とあり、○老奈美は、契沖云、管見抄に、老の身と云り、のとなと普通すればなり、今案、年なみ月なみといふごとく、老次なるべし、○此字、拾穂本には是と作り、○歌意は、何事の罪咎もなく、生れ來し、吾身なるものを、老後にかゝる苦しき戀にあへるは、何の祟にかあらむ、さてもおもはぬ世哉となり、これは大伴坂上郎女の、太宰にあるにつきて、百代の戀てよめるなるべし、

孤悲死牟。後者何爲牟。生日之爲社妹乎。欲見爲禮。

後字、元曆本には時と作り、十一に戀死、後何爲吾命、生日社見、幕欲爲禮とあり、○歌意は、戀死に死む後は、たとひ妹にあふ事ありとも、來世の事はたのみに成がたし、只生てある現世の爲にこそ、相見まほしくすれとなり、

不念乎。思常云者。大野有三笠杜之神。思知三。

大野は、和名抄に、筑前國御笠郡大野とあるこれなり、五卷に大野山とも見ゆ、六帖に、いちしるく時雨のふればつくしなる大野の山もうつろひにけり、とあり、○三笠杜は、和名抄に、同國御笠郡御笠とあるこれなり、名義は、神功皇后紀云、皇后欲擊熊襲而自樞日宮遷于松峽宮時、飄風忽起御笠隨風、故時人號其處曰御笠也、と見えたり、現在六帖にも、大野なる三笠の杜にしぐれふり染なす紅葉今盛なりとあり、さて和名抄によれば、大野と御笠とは、同郡ながら、別郷なれど、隣野にて、御笠杜といふ地は、大野に屬たりし故に、大野在御笠杜と云りしにぞあらむ、さるは具原氏が筑前名寄に、大野山は、御笠郡御笠森の邊より東南の方、四王寺山の西のふもと、すべて大野といふよししるし、かくて御笠森といふは、今の雜掌の隈の町の東北にありて、大道より二町ほどありて、山田村に屬す、今は昔の森の楠二株あり、其しるしばかり残りとしるせり、これにてその隣近なるよし思ふべし、さてこの社に鎮座神は、未詳に考へず、神名帳に、筑前國御笠郡龜門神社(名神大)とあるは、玉依姫を拜祭れるよし、即龜門山上にありとぞ、しかれば別神ならむ、又帳に、同郡筑紫神社(名神大)とあれど、それは原田村といふにあるよしなれば、別ならむか、なほ所のさまくはしくしれらむ人に尋て定むべし、かくて杜は神社をいふ、さて毛利とは、毛流の體言となりたるにて、木の高く繁りたる處を云、十卷に、朝旦吾見柳云々、森爾早奈禮、十六に、大野路者繁道、森徑之氣久登毛、とよめる



にて知べし、又六卷に、百木成山者木高之とあるも、成は盛の省作にて、モルは繁ることにて、森の用ける詞なるべし、飯などを毛流といひ、又物など高く積置をも毛流といふも、モルの言は一、字鏡に、杜毛利とあり、杜字は木の土てふ意の字なるべし、おひなを娘さかきを榊母木を榊と作るたぐひに、御國にて製れる字なり、さて神社をしも毛利といふは、神の社地は、必木の繁榮く生立てあるものなれば云り、又社字をも、モリと訓り、こは神社の意か、續紀十七に、尼大神朝臣社女とあり、同廿卷には、毛理賣とかけり、玉勝間二卷に、史記の周本紀贊に、所謂周公葬我畢畢在鎬東南杜中、註に杜一作社、また秦本紀に蕩社、註社一作杜といへり、これらは杜と社は字の形の似たるによりて、かくたがひに誤れるものが、はた相通よし有て、かゝるかもし、杜字も社と通は、毛利に殊によし有、又かの杜中とあるは、何とかや毛利めきて聞ゆと云り、○神思知三は、齊明天皇紀に、鰐田蝦夷恩荷進而誓曰、云々、若爲官軍以儲弓矢、鰐田浦神知矣とある意なり、此下に、不念乎思常云者、天地之神祇、毛知寒邑禮左、變十二に、不想乎想常云者、眞鳥住、卯名手乃杜之神思、御知、全浙兵制錄、日本風土記に、搖乃那革那許多外南泥多木、以外矢密辭四密、尼過而和曰、革密所矢而賴奴、世中好歹人難分別、如水混清濁、惟有神知識、○歌意は、情裏より眞實に思はぬを、表にかざりて思ふといふと、おほすこともあらむかもし、吾思ふといふことのいつはりならば、三笠神社の神ぞ、其證になり賜はひと

なり、此歌末句、六帖には、三笠の山の神思ひしれとて入れり、訓たがへしなるべし、  
**無暇人之眉根乎徒令搔乍不相妹可聞**

無暇は、イトマナクと訓べし、眉根を搔ことの暇が無意なり、○眉根は、マヨネと訓べし、マユネとよめるは、わろし、凡て眉をマユといふは、いと後の事なり、古はマヨとのみ云り、集中古事記書紀など皆然り、書紀の眉輪王を、古事記に目弱王と書り、字鏡にも、黛萬與加支と見ゆ、○歌意は、吾眉をいとまなくしきりに搔しめつゝ、無用にたのみに思はせて、猶相見ぬ妹にても在哉となり、人に戀らるれば、眉皮の癢といふ諺によりてよめるなり、集中に、眉根搔とも、眉癢みともよみて、其趣なる歌多く見ゆ、十二に、五十殿寸天薄寸眉根乎、徒令搔管不相人可母とあるは、今と大かた同じ、

**大伴坂上郎女歌二首**

こは右の百代歌に、和たるなるべし、  
**黒髮二白髮交至者如是戀庭未相國**

白髮は、十七に、布流由吉乃之路、髮麻泥爾とあり、シラカミとよまむは、わろし、○至者は、オユマテニと訓べし、郎女さばかりに著たるには、あらざめれども、右の百代が、老奈美爾とよめるに答て、かく云るなるべし、○歌意は、白髮の斑り生るばかり、老たれども、今までかゝるく



るしき戀には、あはざりしものを、何事の報によりて、かく物思をばする事となり、此下、沙彌滿誓歌に、野干玉之黒髮、變白髮、手裳痛戀庭、相時、有來、と有考合べし、

山菅乃實不成事乎吾爾所依言禮師君者孰可宿良牟

山菅乃は實といはむ料の枕詞なり、山菅は麥門冬にて、多く實なるものなり、品物解に具注り、こゝは不成といふまでにはかゝらず、布留の早田の穂には不出など云る類なり、○歌意は、實ならぬ中なるを、人のいひなしに、吾とゆゑのあるごとく、いひよせられにし其君は、今程誰と契をかはして、相宿すらむぞとなり、

賀茂女王歌一首

大伴乃見津跡者不云赤根指照有月夜爾直相在登聞

大伴乃は、見津といはむ料の枕詞なり、この屬けの意は、一卷、下に具註り、こゝは、石上ふるとも雨にとつゞけたるに、同例なり、古今集に、君が名も吾名も立し難波なる見つとないひそ逢きともいはし、とよめり、○赤根指は、これも既く一卷に具云り、此はアカネサシと訓べし、照有とつゞきたればなり、十一に、長谷弓槻下吾隱在妻、赤根刺所、光月夜爾、人見點、鳴とあるも同じ、續後紀十九長歌に、茜刺志天照國乃日宮能云々ともあり、○歌意は、たとひ清き月夜に、明に直しく相見たりとも、一目だは見たりとも、人にはいはしとなり、

太宰大監大伴宿禰百代等贈驛使歌二首

草枕羈行君乎愛見副而曾來四鹿乃濱邊乎

羈、字、拾穂本には羈と作り、○愛見は、ウツクシミとも、ウルハシミとも訓べし、○四鹿は、筑前國糟屋郡資珂なり、三卷に、然之海人者とある處に云り、○歌意は、旅行、君が愛憐しさに別れがたくて、資珂の濱邊を、共に比ひてぞ來ぬるとなり、

右一首大監大伴宿禰百代

周防在磐國山乎將超日者手向好爲與荒其道

周防は、和名抄に、周防須波字とあり、○磐國山は、和名抄に、周防國玖珂郡石國契沖、石國を起て、欽明寺といふ寺にいたるほど險難なりと、ある人申さといへり、幽齋道之記に、天正十五年七月十一日の曉、田島を出て、其日は上の關と云所に舟をかけて、明行空をもまたで、鹽にひかれて、舟出をもよほし行に、いはくに山といへば見やりて、あらしその道なりとても、歸るさは、石國山もふみならしてむ、○歌意は、いみじく險阻しき磐國山を越行む其日は、神に手祭を好爲て、ねもころに祈、申つゝ、ゆめくあやまちし給ふとなり、契沖又云、第三卷に、家おもふと心すゝむな風まちてよくしていませぬらきその道、海陸みちことなれど、心おなじ、



右一首少典山口忌寸若麻呂

少典は、スナキフミヒトと訓べし、和名抄に、佐官、本朝職員令二方品員所載云々、太宰府曰典云々(皆佐官)とあり、佐官といふは、や、後なり、職員令に、大典二人、掌、受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申、公文、少典二人、掌、同、大典とあり、若麻呂は、傳未詳ならず、

(以菴、天平二年庚午夏六月、帥大伴卿、忽生瘡脚、疾苦、枕席、因此馳驛上奏、望請庶弟稻公、姪胡麻呂、欲語遺言者、勅右兵庫助大伴宿禰稻公、治部少丞大伴宿禰胡麻呂、兩人、給驛發遣、令看卿病、而運數旬、幸得平復、于時稻公等、以病既瘳、發府上京、於是大監大伴宿禰百代、少典山口忌寸若麻呂、及卿男家持等、相送驛使、共到夷守驛家、聊飲悲別、乃作此歌)

菴字、拾穗本には前と作り、字書に菴同肯と見えて、玉篇に、肯先也、今作前とあり、○稻公は、傳此下に委、云べし、○胡麻呂は、傳十九下に委、云べし、○看字、元曆本には省とかけり、○瘳は、愈意にて書るなるべし、○夷守は、兵部式諸國驛傳馬條に、筑前國驛馬、席打、夷守、美野、各十五疋云々)とあり、

太宰帥大伴卿被任大納言臨入京之時府官人等餞卿筑前國蘆城驛家歌四首

被任大納言は、天平二年十月一日の事なり、三卷上に委、云り、○蘆城は、八卷歌に見えて、葦木

と書たり、

三崎迴之荒磯爾緣五百重浪立毛居毛我念流吉美

三崎迴は、ミサキミと訓べし、三は美稱にて、真と云が如し、迴は毛等保里の約言にて、めぐりといふに同じ、既く具、云り、ミサキワとよめるは、大じき非なり、海の岬のめぐりといふ意なり、○五百重浪、此までは、立居をいはひ料の序なり、○歌意は、起ても居ても忘る、隙なく、深く愛しく思へる君にてましまして、別れまゐらせむは、いとせむすべなしとなり、(曾根好忠集に、かつまたの池のうら浪打はへて立ても居ても物をこそ思へ)

右一首筑前掾門部連石足

掾は、マツリゴトヒトと訓べし、和名抄に、判官、本朝職員令二方品員等所載云々、國曰掾、云々、(皆萬豆利古止比止)とあり、○石足は、傳未詳ならず、

辛人之衣染云紫之情爾染而所念鴨

辛人は、辛は、宮字の寫誤なるべし、廿卷に、宮人乃蘇泥都氣其呂母とあり、宮人は大宮人と云るに同じ、いはゆる宮人のことには非ず、○紫之、此までは、染をいはひ料の序なり、紫は、彈正臺式に、凡無品親王諸王内親王女王等衣服、色、親王著紫、以下孫王准五位、諸王准六位、其服色者用緋、凡大臣帶二位者、朝服著深紫、諸王二位已下五位以上、諸臣二位三位、並著中紫とあり、



○歌意は、さらぬだに愛しき君なるに、程なく別れをわらせむと思へば、いよ／＼深く心にしみとほりて、おもはるゝ哉となり、  
山跡邊君之立日乃近付者野立鹿毛動而曾鳴

山跡邊は、ヤマトヘニと訓べし、○付字、舊本には脱せり、元暦本古寫本拾穂本等に從つ、○歌意は、やまとの方に君が上りまさむ日の近付ぬれば、人とあるかぎりはいふもさらなり、野に立鹿さへも、君が別を惜みて鳴響となり、古今集に、おとは山のほとりにて、人を別るとて貫之、音羽山木高鳴て霍公鳥君が別を惜むべらなり、こゝろばえ相似たり、

右二首大典麻田連陽春

大典は、オホキフミヒトと訓べし、此上に和名抄を引て云るが如し、○陽春は、續紀に、神龜元年五月辛未、正八位上答本陽春賜姓麻田、連、天平十一年正月丙午、正六位上麻田、連陽春授外從五位下、懷風藻に、外從五位下石見守麻田、連陽春一首(年五十六)とあり、  
月夜吉河音清之舉此間行毛不去毛遊而將歸

河音清之は、カハトサヤケシと訓べし、カハトと云るは、七卷にも、卷向之川音高之母とあり、○舉(拾穂本には率と作り)は、樂の減書なり、字書に、樂、古率字とあり、字鏡に、樂、伊佐奈不とあり、○行毛不去毛は、京に行人も去ずして筑紫に留る人もと謂なり、○歌意かくれたるところなし、

右一首防人佑大伴四綱

防人(佑字、舊本佐に誤れり)は、三卷に出づ、○大伴四綱(綱字、古寫一本に繼と作るは誤なるべし)も三卷に出づ、

太宰帥大伴卿上京之後沙彌滿誓贈卿歌二首

滿誓は、造筑紫觀世音寺別當にて、此ほど筑紫にありしなるべし、○贈字、舊本には賜と作り、今は元暦本、類聚抄、古寫本、古寫一本、拾穂本等に從つ、  
眞十鏡見不飽君爾所贈哉旦夕爾左備乍將居

所贈哉は、後れて哉なり、哉は、終句の後にめぐらして意得べし、○左備乍は、心さぶしみながらの意なり、(新古今集に、長月もいく有明に成ぬらむ淺茅の月のいとゞさび行)○歌意かくれなし、

野千玉之黑髮變白髮手裳痛戀庭相時有來

第二三句は、クロカミカハリシラケテモと訓べし、クロカミシロクカハリテモとよめるはいとわろし、黒髮變は、十九に、紅能伊呂母宇都呂比奴婆多麻能黒髮變と有、白く變を、白くるといふことは、九卷浦島子を詠る歌に、黒有之髮毛白斑奴六帖に、黒髮の白くるまでといふ



君が心の中を今しらめやも、忠見集に、年ごとにまつらむかずはきねそみむいたくかみのしらくるまでになどあり、○痛戀庭は、痛は、世しきを云、庭は、他に對へていふてにをはなり、此は苦しき戀にあふを、あはぬに對へて云るなり、○歌意は、黒髪クハの白くなるまで老たれども猶かゝる苦しき戀の思にあふ時はありけり、年老たれば、戀の思にあふことはなきものと思ひしにもたがひて、さても心ならぬ世ぞとなり、此、上坂上、郎女の歌にも、似たるあり、

大納言大伴卿和歌二首

此間在而筑紫也何處白雲乃棚引山之方西有良思

方西有良思は、西の之は、その一すぢなる事をおもくいふ助辭、良思はさだかにしかりとは知れねど、十に七八は、それならむとおぼゆるをいふ詞なり、上にたびたび出たり、○歌意は、此、京に在て見やるに、筑紫の方や何處なるらむ、おもふに、あ雲のたな引てある、あなたの方にあるらしとのみおぼゆるなり、さても遠く隔れる事哉となり、三卷、石上、卿の歌、これによく似たり、又八卷に、此間在而春日也何處雨降出而不行者戀乍曾乎流、これも本句は似たり、

草香江之入江二求食、蘆鶴乃痛多豆多頭思、友無二指天。

草香江は、河内國河内郡にて、今も日下村あり、伊駒山の西方なりと云り、この草香江を、八雲御抄藻鹽草等に、筑前としたまへるは、帥、卿の歌なるによりて、ふと筑前と思誤りたまへるなり、これは京にかへりのぼられて後の歌なれば、なほ筑前にはあらじ、但し、貝原氏名寄に、筑前國早良郡鳥飼村の東の入江を、草香江と云よししるせり、彼國にも同名あるにや、○蘆鶴乃、此までは、多豆多頭思をいはむ料の序なり、○痛多豆多頭思は、痛は、痛醜アツシなど云痛なり、既く具云り、多豆多頭思は、契沖たどくしきにておちつかぬやうのこゝろなりと云り、十一に、天雲爾翼打附而飛鶴乃、多頭多頭思、鴨君不座者、十五に、多都我奈伎安之、敵乎左之、豆等妣和多類、安奈多頭多頭志比等里、佐奴禮婆、十八に、奈都乃欲波美知多豆多都之などあり、○指天は、其事にのみかゝづらひて、他事なき意の時に云辭なり、此、上に云り、○歌意は、其方に別れ来て善友はなし、唯獨のみして、あゝたどくしくおちつかずに、其方をのみ戀しく思ふこと哉となり、

太宰帥大伴卿上京之後筑後守葛井連大成悲嘆作歌一首

大成は、續紀に、神龜五年五月丙辰、正六位上葛井連大成授外從五位下とあり、從今者城山道者不樂、牟吾將通常念之物乎。

城山は、和名抄に、筑前國下座、郡三城、美都木、城邊、木乃倍、此集五卷に、志可須我爾許能紀能



夜麻爾由岐波布理都々八卷に今毛可聞大城乃山爾十卷に大城山者色付爾家里三代實錄十二に貞觀八年三月十四日云々太宰府司於城山四王院轉讀など見えたり太宰府より筑紫へ超る道の大山なりとぞ天智天皇三年十二月筑紫に大堤を築て水を貯へて水城と名けたるよし書紀に見ゆかればその水城の隣の郷を城邊と號山を城山と呼るなるべし○不樂牟はサブシケムと訓べし(サビシケムと訓はわるし)○歌意は太宰府へ度々通行て卿に相見奉らむと思ひしものを今は卿の京に上りておはしまさねば今より後は吾通ふべきよしもなく城山道はいよ／＼さふ／＼しからむ卿の太宰府におはして吾つねに往來し時は人馬の通行絶ずてにぎはしくおもしろかりしをとなるべし

大納言大伴卿新袍贈攝津大夫高安王歌一首

新袍は新しく織縫たる袍なるべし袍は和名抄に楊氏漢語抄に袍著襦之袷衣也和名字倍乃岐奴一云朝服○賜字一本拾穗本等には卿の下にあり○攝津大夫は職員令云攝津職(帶津國)大夫一人掌祠社戶口簿帳字養百姓勸課農桑糾察所部貢舉孝義田宅良賤訴訟市慶度量輕重倉廩租調雜徭兵士器仗道橋津濟過所上下公使郵驛傳馬關遺雜物檢校舟具及寺僧尼名籍事とあり○高安王は續紀に和銅六年正月丁亥無位高安王授從五位下養老元年正月乙巳從五位上三年七月庚子令伊豫國守高安王管阿波讚岐土佐三國五年正月壬子正五

位下神龜元年二月壬子正五位上四年正月庚子從四位下天平四年十月丁亥爲衛門督九年九月己亥從四位上十一年四月甲子詔曰云々今依所請賜大原真人之姓十二年十一月甲辰從四位上大原真人高安授正四位下十四年十二月庚寅正四位下大原真人高安卒と見えたり○今按に此題詞は混れて大伴卿と高安王と地をたがへたるなるべし高安王より大伴卿へ贈られたりと見ゆればなりなほ歌の下に云を見て考べし

吾衣人莫著曾網引爲難波壯士乃手爾者雖觸

難波壯士は血沼壯士菟原壯士飛鳥壯士などいふ類なり高安王は攝津大夫なれば自の事を戲に卑下てかくのたまへるなるべし○手爾者雖觸はテニハフレドと訓べし○歌意はこの衣は賤しき難波をとこの手には觸ておれどもわが切に志して贈れる衣なれば心にかなはずともゆめ他人などには著せ賜ひそよとなり女の男に衣を贈れることは常なり男共も贈りかはせることまれあり新古今集に陸奥にくたり侍ける人に裝束おくるとてよみ侍りける紀貫之玉はこの道の山風寒からはかたみがてらに著むとぞ思また三卷赤人歌に秋風乃寒朝開乎佐農能崗將超公爾衣借益矣ともあれば男どち假借もせしなり○此歌舊本の題詞のまゝにてはきこえがたし必て高安王より贈られたるなり(古來註者等舊本のまゝにて解來れるゆゑみなしひたることのみにして穩ならず)



大伴宿禰三依悲別歌一首

天地與共久住波牟等念而有師家之庭羽裳

家之庭羽裳は、此上にも三依の筑紫より京にのぼらむとするほど賀茂女王のよみて贈り賜へる歌ありされば此人太宰府の官人にて下り居けるが京に上らむとするときその館の庭をいへるなるべし羽裳は尋したふ意の辭なり既云り五卷天平二年太宰帥宅にてよめる梅花歌三十二首の中の作者に豊後守大伴大夫とあるをこの三依なるべしと契沖云り豊後守なりしが旅人卿歸京の時任はて、隨ひ上られけるに任國を發とて別を惜みてよめるものとせむはさることなれど三依はやう／＼天平二十年に正六位上より從五位下になれるよし見えたるに、かの大伴大夫はやく天平二年の頃五位にて豊後守なりしとおぼゆればなほ別人なるべし、○歌意は天地の長きが如く久しく住つきてあらむとおもひし家の庭はも今よりはいかに成はてむとなり、二卷舍人等歌に天地與共將終登念乍奉仕之情違奴とあるは生死のたがひこそあれ悲歎の情はともに相似てあはれなり、

金明軍與大伴宿禰家持歌二一首

金明軍(金)字古寫一本に余と作りは傳未詳ならず旅人卿の資人なりけるよし三卷に見え

たり元曆本類聚抄古寫本古寫一本等に明軍者大納言卿之資人也と註せり、

奉見而未時太爾不更者如年月所念君

未時太爾は俗に未時さへと云が如し又太爾はなりともと云意有時は四時の時なり、○不更者は例の更らぬにの意なり、○歌意は見奉りて別まゐらせて後時なりとも移ひなば久しき事におもふも理なるに、まだ時さへ更らぬにはや年月を経し如く久しく相見奉らぬ事とおもはるゝよとなり、

足引乃山爾生有菅根乃勲見卷欲君可聞

歌意本句は序にてかくれたるところなし、

○此間に大伴宿禰家持より大伴坂上家之大娘に贈られたる歌のありしが脱たるなるべし、

大伴坂上家之大娘報贈大伴宿禰家持歌四首

娘字拾穂本には娘と作り、

生而有者見卷毛不知何如毛將死與妹常夢所見鶴

歌意は生存へてありとも現在にては相見むよしも知ず來世にて逢べし、さあれば生てあらむは中々に物うしいぎ共に死む妹とのたまふと夢に見えつることよ、何しかもかく



は見えつるぞとなり第三四句をおきかへて意得べし(契沖が今こそあひがたけれかたみにながらへたらば又あひみむもしれぬをなどかわが夢に君が入来てかくあはであらむよりはこひしなむと見えけむとなりと云るはむつかしくてさだかにもきこえがたし又本居氏の詞瓊繪にてはたがへる歌の中に此歌をいれしはいかにぞや)

丈夫毛如此戀家流乎幼婦之戀情爾此有目八方

如此戀家流乎は其如く戀けるものをの意なり如此は志可といはむがごとし抑可久は我につきたること又さし當りたることを指て云言にて志可と表裏なること此と彼との差別の如ししかれば志可といふべきを如此と云はその對ふ人又對ふ物の方の如此は此方の志可なればおのづから通ひてきこゆるが如しこゝも男の如此如此戀けるといふを受て即如此如此とのたまふ其如くにそなたも戀けるものをの意なり此下に娘子の湯原王の歌に報へて吾背子我如此戀禮許曾夜于玉能夢所見管寐不所宿家禮とよめる如是に同じ○歌意は大夫さへも其如く戀けるものをしかれどもはかなき手弱女の心に一すぢにこふるにくらべて見ばあひならびてひとしきことのあるべしやはとなり此歌如此といふ言の意を心得ざる故昔より解得たる人なし此は家持の大嬢を戀るよしの歌をよみて贈るに報へてよめるなるべし

月草之徒安久念可母我念人之事毛告不來

月草之は徒の枕詞なり月草は品物解に云り○徒安久念可母(徒字舊本徒に誤母字拾穂本には毛と作り)は念は軽く添たる辭にて變易ければかの意なり(念可母を常の如く念へばかの意に見てはかなたのこなたをうつろひやすきものにおもふ意に聞えてまぎらはし母は歎息辭なり○歌意は人の心はうつろひやすければあだし人に心がはりして此頃はわが念人の音づれもせぬにやあらむさても口をしやとなり

春日山朝立雲之不居日無見卷之欲寸君毛有鴨

歌意春日山に雲の居ぬ日なき如くいつも常に相見まほしく思はる君にてもあるかなとなり

大伴坂上郎女歌一首

出而將去時之波將有乎故妻戀爲乍立而可去哉

時之波は之はその一すぢをおもくいふ助辭にて時者なり○故は殊更ににて(玉篇に故説文使爲之也とあり)目に立てわざとするやらの意なり十卷に事更爾衣者不摺佳人部爲(喉野之芽子爾丹穗日而將居○歌意契沖云これは夫君の旅にゆく時などよめるにや出てゆく時も時こそあらめわれをこふるといふ時しもわざとたちてゆくべきものか實はこ



ふるといふは、ことばにて、さもあらねばこそ、立出て行らめとなり、

大伴宿禰稻公贈田村大嬢歌一首

稻公は、上にも、大伴卿云々庶弟稻公と見ゆ、續紀に、天平十三年十二月己亥、從五位下大伴宿禰稻君爲因幡守、十五年五月癸卯、從五位上、勝寶元年四月、正五位下、八月辛未、爲兵部大輔、六年四月庚午、爲上總守、寶字元年五月、正五位上、同八月戊寅、從四位下、二年二月己巳、勅曰、得大和國守從四位下大伴宿禰稻公等奏、備云々とあり、○田村大嬢は、元曆本、古寫本等には、大伴宿奈麻呂卿之女也と注り、此下にも、田村大嬢、右大辨大伴宿奈麻呂卿之女也、卿居田村里、號曰田村大嬢と註せり、

不相見者不戀有益乎妹乎見而本名如此耳戀者奈何將爲

本名如此耳は、如此ばかりにもとなの意なり、本名は、俗にむさく〜といはむが如し、既に云り、○歌意は、はじめより相見ずは、かくは戀しく思はざらまし物を、かやうにむさく〜戀しくものおもひをせば、はてはいかにせむぞとなり、  
〔右一首姉坂上郎女作〕

首は、云の誤なるべし、

笠女郎贈大伴宿禰家持歌廿四首

吾形見見管之努波世荒珠年之緒長吾毛將思

形見は、十六歌傳註に、有所幸娘子也、寵薄之後還賜寄物、俗云可多美と見えたり、遊仙窟には、記念をカタミと訓たり、○吾毛將思は、ワレモシヌハムと訓べし、(オモハムとよめるはわろし)吾も相共に、君をしぬはむと云なり、○歌意は、吾奉る形見の物を見つゝ、吾を慕はせ賜へ、年久しく得あふまじければ、吾も君を忘れず慕ひ申さむとなり、これは家持卿に別れ行とき、女郎より何にもあれ、形見のものを贈りてそへたるなるべし、

白鳥能飛羽山松之待乍曾吾戀度此月比乎

白鳥能は、飛羽の枕詞にて、鳥の飛といふ意に、いひ繋たるなり、○飛羽山松之は、待をいはむ料の序なり、飛羽山は、十二末に、愛十羽能松原とあるとは、別處なるべし、鳥羽といふ地名、かた〜にあれど、これは大和國にあるなるべし、○歌意は、此月ごろを相見ずて、君を待つのみぞ、戀しく思ひて經度るとなり、

衣手乎打迴乃里爾有吾乎不知曾人者待跡不來家留

打迴乃里は、本居氏云、打は折の誤にて、オリタムサトと訓べし、乃字は、訓を誤て傍につけたるが、本文になれるならむ、折迴とは、道を折まはれば至る里にて、いと近きよしなり、十一卷の神なびの打迴前乃とあるも同じく、打は折の誤にて、オリタムクマなるべし、○歌意は、道



一重折廻れば至るばかりのいと近き里にあるわれなるをおもふに、人はそれともしらずしてぞ待居れども待かひもなく、來まらずありけるとなり。

荒玉年之經去者。今師波登勤與吾背子。吾名告爲莫。

今師波登は、今師とは、その時に正しく至りたるをいふ詞なり。此はこれまでつとめまもりたる事を、時至りたりとて、心ゆるすやうの意なり。登は、とての意なり。今師と云るは、此下に、今時者四名之惜雲吾者無土左日記に、今し羽根といふ處に來ぬなど、有皆同じ。○歌意は、年の經にたれば、今はくるしからじと心ゆるして、吾名を人に告知しめ賜ふな、努々吾夫子よといふなり。

吾念乎。人爾令知哉。玉匣開阿氣津跡。夢西所見。

人爾令知哉は、人にしらしむればにやの意なり。中山巖水上の歌に、吾名告爲莫とあるによりて思ふに、我が君を思ふことを、君が人に知せ賜へばにや、といふことゝなるべしと云り。○西は、之はその一すぢなるをおもく思はする辭にて、此はそのさだかにしかるよしなり。○歌意は、吾が君を思ふ心を、君が人に知しめ賜へばにや、匣をひらきつると、吾夢にさだかに見えつるならむとなり、契沖が箱をあくと夢にみれば、おもひを人にしらするといひならはしける、古語ありけるなるべしといひて、下にも、つるきたら身に取副と夢に見つ何

の怪そも君にあはむため、とある歌を引るが如し、

闇夜爾鳴奈流鶴之。外耳聞乍可將有。相跡羽奈之爾。

闇夜爾は、ヤミノヨニと訓べし。クラキヨニとよめるは、あしかりけり。廿卷に、夜未乃欲能とあり。○歌意は、吾思ふ君に、相見るといふことなしに、たとへば、闇夜に鳴なる鶴のすがたは見えず、音ばかり聞ゆる如く、外にのみ君がうへの事を、聞つゝ、あらむかとなり。

君爾戀痛毛爲便無見。楢山之小松下爾。立嘆鳴。

楢山之小松は、十一に、平山子松未有廉叙波とあり。○鴨字、古寫本には鶴と作り、拾穂本傍書にも、一に鶴と作るよし見ゆ。舊本を用べし。○歌意は、君を戀しく思ひて、甚もせむかたなさ

に、楢山の小松が下に立て、嗚呼、さても苦しや、と思つきて、嘆く哉となり。

吾屋戸之暮陰草乃。白露之消蟹本名所念。鵬。

暮陰草は、契沖云、草名にあらざ、夕の陰草なり、あし引の山の陰草、天の河水かけ草などよめるたぐひなり。新古今集に、庭に生る夕かけ草の下露やくれを待間の涙なるらむ。○消蟹は、心もさえうするばかりにといふなり。我爾は、之似といふが本義にて、消蟹は、消ぬといふに似る許にの謂にて、ばかりにといふ意になる例なり。此下に、道相而咲之柄爾零雪乃。消者消香二戀云。吾妹八卷に、於布流。橘玉爾貫五月乎。近美。安要奴。我爾花咲爾。家里。又秋田刈借。慮



毛未壞者雁鳴寒霜毛置奴我二十卷に音之干蟹來喧響目又秋就者水草花乃阿要奴蟹思跡不知直爾不相在者十三に海處女等櫻有領巾文光蟹手二卷流玉毛湯良羅爾十四に武路我夜乃都留能都追美乃那利奴賀爾古呂波伊敏杆母伊未太年那久爾此等皆同意なりこれを本居氏詞玉緒にこれらの我爾はかたりつぐがねなどいへるがねと同言にてがにはがねにのねにをつめてにと云たるなりといへるはいみじきひがごとなり我爾と我爾とはもとより別言なりいでその別なるよしをいはひに我爾てふ言はあまたあれども我爾爾と云るは一もなきにて知べしそも我爾は十卷に梅花吾者不令落青丹吉平城在人來管見之根と書たる之根の字義にて云々あらむ其が根本といふ謂より起れる言にて其が爲といふ意に云たるなり中昔の詞にささきがね坊がね聲がね博士がねなど云るがねも同じく后がねは后になるべき其が根ざしふるまひのころにて其餘も准べし我爾の言意は三中大夫之云々語繼金とある歌に就て委註り合考べし十四に於毛思路伎野乎婆奈夜吉會布流久左爾仁比久佐麻自利於非波於布流我爾とあるのみは生之根にて生るが爲の意ときこえたれば必我爾とあるべきことなるに我爾ともしいへるは東歌なるがゆゑなりなべての雅言の證とすべきことに非ずかくて古今集に櫻花ちりかひくもれ老らくの來むといふなる道まがふ我爾とあるは道まがふばかりにと云意にてよまれしか道ま

がふが爲にといふ意にてよまれしかはしらねど此歌は二しへにわたりてきこゆることなれば古の我爾の詞の定にばかりにの意と釋て難なければさてあるべし又卷向の穴師の山の山人と人も見る我爾山かづらせよとあるも人も見るばかりにと云意にてよめるか人も見るが爲にといふ意にてよめるかはしらねど此歌も二しへにわたりてきこゆることなれば古の我爾の詞の定にばかりにの意と釋て難なければさてあらむ又なく涙雨とよらなむわたり川水まさりなばかへり來る我爾とあるも作者はかへり來るばかりにの意にてよまれしかはしらねど古の定にていは此歌は必我爾と云てかへり來るが爲にといふ意に見べきことなり又拾遺集に山里にける人もがなほとさす鳴ぬと聞ば告に來る我爾とあるは告に來るが爲にの意ときこえたれば古の定にていはこれ必我爾と云べきことなりかく我爾とありてもきこゆるところを我爾といへるはこともなきを必我爾といふべきところを我爾とのみいへるは後に我爾の詞をば失ひてその言の似たるによりて意をも言をも一にまぎらはして我爾とのみ云たるなり○歌意は夕の蔭草に置たる露のはかなくもろきが如く心もきえうするばかりに君が戀しくむさくとおもはる哉となり

吾命之將全幸限忘目八彌日異者念益十方



將全幸限(幸)字元曆本には牟と作り、ム。の假字なり、將字にム。の言はあれば、牟は餘れるに似たれども、かくさきに假字をそへて書ること、往々ありは、マケムカギリと訓べし、十五に、伊能知乎麻多久之安良婆、古事記倭建命、御歌に、伊能知能麻多、牟牟比登波など見えたり、○忘目八は、忘れむやはといふ意なり、○歌意は、たとひ日ごとく、にいよ、まさりておもひはすとも、忘れはすまじ、生てあらむ限は、戀しく思ふ心の息ことはあらじとなり、

八百日往濱之沙毛吾戀一豈不益歟奥島守

八百日往は、加萬目住の誤といふ説は、しひ解なり、彌百日を経て行にては、かりなく廣きをいふ、(新古今集に、八百日往濱の真砂を君が代の數にとらなむおきつ島守)五卷に、毛々可斯母由加奴麻都良遲とあり、○沙は、和名抄に、織砂、日本紀私記曰、織、細也、麻、奈古、聲類云、砂、水中細礫也、和名以左古、又須奈古、集中には、真名兒とも愛子とも書り、○豈不益歟は、豈はナニと通ひて、いかでといふ意なるべし、ナドをアドとも、ナゼをアゼともいふと同じ、さて此詞は、つねの格にては、豈益むやといふべきを、(三卷に、豈益目八、豈若目八方などある、それなり、)不といへること古言なり、契沖が、この不は衍文なりと云るは、古語にうとし、仁德天皇紀、歌に、那菟務始能、警務始能、虛呂望赴多、弊者氏箇、區彌夜、儂利波阿、珥豫區、望阿羅、備續紀廿五詔に、豈障倍岐物、仁方不在、廿六詔に、豈障事波不在、止念天奈毛、廿八詔に、豈敢朕德、伊天地乃

御心令感動、末都流倍伎事波無止奈毛などあり、いかでといふをも、いかでまさらむやとも、いかでまさらじともいふが如し、契沖が、文選阮元瑜爲曹公作書與孫權云、孤懷此心君豈同哉、註、呂延濟曰、豈同謂豈不同也、とあるを引て、和漢共にかゝる例あるかと、厚顔抄に云たるはよし、○奥島守(奥の下、類聚抄に津字あり)は、澳津島を守護る人をいふことにて、こゝはただかりに設呼て問かくる意なり、(契沖が、神代紀を引て、瀛津島姫なりと云るは、もとめ過たり)王左日記に、吾髮の雪と磯邊の白浪と、いづれまされり奥津島守とあり、今の歌を拾遺集には、濱の真砂と吾戀といづれまされり、とかへて入り、(六帖に、終、句を、奥津白浪とせるは、誤りたるものなり)○歌意は、彌百日を経て行はかりなき廣き海濱の真砂の數も、吾戀の數には、いかでまさるまじか、澳津島守よとなり、吾戀は數とも盡し、荒磯海の濱の沙は數盡すとも、と云歌に似たり、

宇都蟬之人目乎繁見石走間近君爾戀度可聞

石走は、石橋にて、間近をいはむ料なり、○歌意は、世の人目の繁さに、間近き隣にある君に、相見る事も得せずして、長き月日を戀しく思ひてのみ經渡る哉となり、古今集に、人しれぬおもひやなそとあしかきの間近けれども逢よしのなき、戀爾毛曾人者死爲水瀬河下從吾瘦月日異



戀爾毛曾は、戀ゆ系にもぞといふなり、毛曾の辭にかへりてといふ意を含めたるなり、戀といふものは、少のことぞとおもひおとしてありしが、中々に然らず、かへりておそろしきものなり、人の死するものにてあるぞとの意なり、○水瀬河は、水無瀬河なり、無字は無ても、ミナセとはよまる、故略て書るなるべし、玉勝間云、いにしへに、みなせ川といひしは、一つの川の名にはあらず、いづれにまれ、水のなき川といふことにて、あるは砂の下を水はとほりて、うはべに水なき川をも云り、萬葉四に、云々（此歌なり）、十一に、こちたくは中はよどませ水無河たゆとふことをあり、こすなゆめ、又うらふれてものは思はじ、水無瀬川有ても水はゆくちふものを、古今集戀二に、ことに出ていはぬばかりぞみなせ川下に通ひて戀しき物を、戀五に、逢見ねば戀こそまされ水無瀬川な、ふかめて思ひそめけむ、又みなせ河有てゆく水なくばこそつひに我身をたえぬと思はめなどある、皆其意なり、萬葉十に、久かたの天のしるしと、水无川へだて、おきし神代し恨めし、これは天の川を云るにて、まさしく水のなきよしなり、然るに右の歌どもを、皆河の名と心得たるはひがごととなり、（已上）右の歌どもによるときは、ミナセといふと、ミナシといふと同じ事にて、セはシを通はし云るならむか、○下從吾瘦は、人しれず、裏にし、のびて戀瘦る意なり、○歌意は、日々月々に、何故といふこと、人しれず、裏にし、のびて吾身の衰、瘦行よ、かくては死より外のことなし、戀といふくせものは、少のことぞと、おもひおとしてありしかど、中々しからず、おそろしき物にてあるぞとなり、

朝霧之鬱相見之人故爾命可死戀渡鴨

朝霧之は、鬱をいはむ料の枕詞なり、○人故爾は、人なるものをの意なり、おぼろにのみ相見し人なるものをといふなり、○歌意は、たゞおぼろにはつゝ相見し人なるものを、かゝればさほどのことはあらずと思ひしに、戀しく思ふ心に堪ずして、死ばかりに思はれて、月日を経渡ること哉となり、

伊勢海之磯毛動爾因流浪恐人爾戀渡鴨

磯毛動爾は、十四に、伊波毛等、杵呂爾於都流美豆、六卷に、佐保乃内爾遊事乎宮動爾、又山裳動爾、爾左男鹿者妻呼令響、十一に、瀧毛響動二、又馬音之跡、杵登毛爲者、十八に、佐刀毛等、騰呂爾、古事記石屋戸條に、伏汗氣而踏登杵呂許志、神代紀に、鼓盞など見ゆ、又催馬樂淺水に、安左牟川乃波之乃止々呂止々呂止不利之安女乃、古今集に、天原踏等杵呂可志、鳴神も、源氏物語夕顔に、こほくと鳴神よりも、おどろくと、踏とろかすから白の音も、鳴、長明海道記に、磯もとろによる浪は、水口かまびすしく、字鏡に、磐止々呂久、關闕丙、三形同、止々呂久、磯止々呂久、轟止々呂久、吸俄止々呂久などあり、○因流浪、此までは序にて、磯も響き動き



てよする浪は、いとも恐きものなれば、恐をいはむ料なり。○恐人は、高貴人といふが如し、對ふ人を貴みて云るなり。七卷に、寄山、磐壘、恐山、常知、管毛、吾者、戀香、同等、不有、爾、これも高貴人を、恐山に寄たり。○歌、意かくれたるところなし。

從情毛、吾者不念寸、山河毛、隔莫國、如是戀常羽。

山河毛は、山も河もなり。○寸は、さきにありしことを今かたるてにをはなり。○歌、意は、山も河も隔りて、遠き地にあらば、さもあるべきことなるに、さばかり遠く隔りたるにもあらねば、かくばかり戀しく思はむ物とは、心よりも思ひよらずぞありけるとなり。此、下にも、上、二句おなじ歌あり。

暮去者、物念益、見人乃、言問爲形、面景爲而。

爲形は、容儀なり。○面景爲而、景、字、影と作る本もあり。爲而は、其事をうけはりて、他事なく物する意の時いふ詞なり。○歌、意は、相見し人の言問かはす容儀の面影に見えて、夕になれば、他事にまざる、すぢなく、いよ、物思ひのまさととなり。

念西、死爲物、爾有麻世波、千遍曾吾者、死變益。

死變益は、いくたびも死々せましとなり。變は、夢に夢にし見え還るらむなど云る、還るに同じくて、遍數の重ることなり。○歌、意は、もし物思をするに依て、死するものにてあるぞなら

ば、吾は千度も死々せましとなり。

劔太刀、身爾取副常、夢見津、何如之怪、曾毛、君爾相爲。

怪は、シ、ル、シと訓べし、いはゆる前表の義なり。十九に、從古昔、无利之瑞、多婢、未禰、久申、多麻比奴、この瑞をシ、ル、シとよめると同じ。又十七に、新年乃波、自米爾、豐乃登之、思流、須登、奈良思雪、思敷、禮流、波、允恭、天皇紀、歌に、和俄勢、故俄、句倍、枳、豫臂、奈利、佐、磋、泥、能、區、茂、能、於、虛、奈、比、虛、豫比、辭、流、辭、毛、續、紀、九、卷、詔に、大、瑞、物、顯、來、理、云々、今、將、嗣、坐、御、世、名、乎、記、而、應、來、顯、來、留、物、爾、有、良、志、止、所、念、坐、而、云々、これらも、思流、之、て、ふ、言の、は、たら、きたる、もの、にて、同じ、舊本に、サ、ト、シと訓しは、たがへり、又略解に、さがとよみたるは、甚しきひがごととなり、さがは、前表をいふことには、あらざるを、や、書紀には、怪ともあり。○歌、意は、契沖、さきに、玉くしげ、ひらきあけつと云るは、くしげ、男女に通ずれども、まづは、女の具なれば、わがおもひを人にしらするや、くしげを、明るとゆめに、みつと云り、太刀は、を、この具なれば、それを、身にそふと見るは、まことに、あふべきさとしなるべしと云り、下句は、何の怪ぞと問を、設て、君に逢むとてのしるしぞと、自答、云なり、六帖に、打なびき、獨し、宿れば、眞十鏡、取と、夢見つ、妹に逢むかも、

天地之神、理無者、社吾念、君爾不相、死爲目。

神理は、舒明天皇紀に、天地神祇共證之源、氏物語、明石に、今何のむくいにか、こゝらよこさま



なる浪風にはおぼれ賜はむ天地ことわり賜へなどあり神をカミシと訓そのシは例のそ  
の一すぢなる意を思はせたる助辭なり○歌意は天地の神祇の理なきものにてあらばこ  
そ吾思ふ君にあふ事もなくして死せめ神祇のことわりなきものにしもあるべからねば  
つひにはわが誠をつくして祈るしありてあふことのあらむごと一すぢにたのもし  
く思ふぞとなり

吾毛念人毛莫忘多奈和丹浦吹風之止時無有

多奈和丹丹字拾穂本には爾と作り契沖が大繩なるべしと云るは叶ひがたし假字もたが  
へり誤字なるべし本居氏は且爾和丹の誤にてアサニケニならむと云るは字はしか混も  
しつべけれどなほ浦吹風とあるをおもへば地名などにこそありつらめ此歌六帖には君  
もおもへ我も忘れじありそ海の浦吹風の止時もなく後撰集には吾も思ふ人も忘るな有  
磯海の云々とありとあるを思へばもと有曾海乃などありしをよりくゝに寫し誤れるに  
や○歌意は吾も君を思ふぞ人も吾を忘れ賜ふな海の浦吹風のいつもく止ざる如く常  
に思ひ思賜ふ事なかれとなり

皆人乎宿與殿金者打奈禮杼君乎之念者寐不勝鴨

皆人は人皆とありしが顛倒たるなるべし○宿與殿金は亥刻の鐘にて宿よとての鐘とい

ふなり天武天皇紀に人定とありて亥の時には人いね定まればかく云なり陰陽式云諸時  
擊鼓子午各九下丑未八下寅申七下卯酉六下辰戌五下巳亥四下並平聲鐘依刻數とあり○  
打奈禮杼奈字舊本には脱たり類聚抄に従つは擊にてあれどと云如し○歌意かくれたる  
ところなし

不相念人乎思者大寺之餓鬼之後爾額衝如

念字拾穂本には思と作り○餓鬼は十六に寺々之女餓鬼申久大神乃男餓鬼被賜而其子將  
幡仙覺注云昔は大なる寺の堂舎には餓鬼をつくりて後戸の方なむどにおさけるなりそ  
れを田舎人などは堂舎巡禮してをがむとてかの餓鬼をも佛とおもひてをがみけるをば  
はかなき事にしてわらひけるなりさればあひ思はぬ人をおもふはあなかななどの彼餓  
鬼のしりへにぬかづくがごとしとよめるなりと云り○額衝如はスカヅクゴトシと訓べ  
し(スカヅクゴトとよめるはわろし)○歌意は佛を拜禮むこそ利益はあるべきによしな  
き餓鬼のしりへに至りて額づきて恭敬むはなにの益なきが如く相思はぬ人をおもふは  
そのしるしなきことよといふ意なるべし

從情毛我者不念寸又更吾故鄉爾將還來者

故郷とは左註に相別後更來贈とあるに依て思ふに家持卿の家に女郎の近く來り住るが



又故ありて、その舊地へ別れかへりし後に、よみて贈れるなるべし。次の歌も其心なり。故郷は、女郎が舊より住し宅地なり。契沖が、さきの歌に、なら山の子松が下に立なげくとよめるをおもふに、そこにこひもしなずして、つれなく打廻の里の故郷まで、かへりこひとはおもはざりき、といふなるべしと云るは、まぎらはし。○歌意は、君のあたり近く來り住るが、又更に、故郷の方にわかれ行む物とは、心裏よりも、誠にさはおもはず有けりとなり。

近有者。雖不見在乎。彌遠君之伊座者。有不勝目。

雖不見在乎は、ちかしとおもふをたのみにて、あひみねども、さてもあらるゝをといふ意なり。○有不勝目(目、舊本自に誤、今改)は、アリカテマシモと訓べし。○歌意は、君が家に近くあれば、近しとおもふをたのみにて、相見ねども、さてもあらるゝを、故郷の方にわかれ行て、君に遠ざかりなば、一日片時もあるに得堪まじ、さても戀しやとなり。下、田村家之大嬢歌に、遠有者和備而毛有乎里近有常聞乍不見之爲便奈沙とあるは、今と表裏なり。

右二首相別後更來贈。

大伴宿禰家持和歌二首。

今更妹爾將相八跡念可聞幾許吾曾鬱悒將有。

歌意は、かく相隔り居て、今更に逢べからじと念へばか、そこばくわが胸のいふせくくるし

中々爾爾。默毛有益呼。何爲跡香。相見始兼。不遂爾。

中々爾爾(爾字、舊本者に誤れり、今は六條本に従つ、又拾穂本には煮と作り)は、なまなかにと云が如し。○何爲跡香は、何とてかといふ意なり。○不遂爾(爾字、舊本等に誤、古寫本拾穂本等に從つ)は、トゲザラナクニと訓べし、遂ぬことなるにの意なり。ナクは軽く添たる辭にて、家待莫國など云る類なり。○歌意は、なまなかに黙して止べかりしを、未遂もせぬに、何とて相見そめけむ事を、はじめより相見ずあらば、かゝるくるしき物思ひはせざらましものをとまり、十二に中々默然毛有申尾小豆無相見始而毛吾者戀香。

山口女王贈大伴宿禰家持歌五首。

山口女王は、傳未詳ならず。

物念跡。人爾不見常。奈麻強。常念弊利有曾金津流。

奈麻強は、なまなかに強てといふ意の言なり。奈麻は、後世、生公達などいふ生なるべし。其心はあれども、その眞の地に至らざるをいふことにて、強て爲る心はあれども、猶得強達ざるを生強と云るにて、草率といふにも似たる詞なり。躬恒家集に、あらたまの年の四とせをなまに強に、身をすてがたみわびつゝ、ぞすむとあり、草率に身を捨がたみ、といふ意に通ひて



聞ゆるなり(からふみにて、慙字をナマシヒと訓り、慙且也と註せり、且は苟且とつらねて、苟且草率也と註せるをも考べし)○歌意は、物念ふと人目には見えじ、と常々おもへども、なまなまに強たる事にては、さはありえがたしとなり、又草率にさはありえがたし、といふ意に見ても通ゆ、三四の句は、置倒て意得べし、

不相念人乎也本名白細之袖漬左右二哭耳四泣裳

哭耳四泣裳は、哭にのみ泣むといふなり、四はその一すぢをおもくいふ助辭裳は牟と通り、八卷に高山之云々消跡可曰毛十二に、人目多云々誰名將有裳十四に、可美都氣奴云々伊麻波伊可爾世母十九に、吾耳云々伊去鳴爾毛廿卷に、余曾爾能美美豆夜和多良毛千載集四に、人もがな見せもさかせも芽子花咲夕かけの日ぐらしの聲などあり、○歌意は、互に思はぬ人を、此方より片思にむぎ／＼思ひて、袖のひたるばかりに、一すぢにおもく、哭にのみ泣つつあらむかとなり、

吾背子者不相念跡裳敷細乃君之枕者夢爾見乞

爾見を元曆本には所見と作り、こはいづれにもあるべし、○歌意は、よしや吾夫子は、吾思ふ如く、互に思はずとも、せめて君が枕を交して宿るといふ事の、夢にだに見えよかしとなり、  
劔太刀名惜雲吾者無君爾不相而年之經去禮者

劔太刀は、名の枕詞なり、契沖云、かたなには、其鍛冶の名をえりつくるゆゑに、名といはむとて、つるぎたちと云り、今按、に刀及を奈といひけるにや、奈と云所由は、難意にてもやあらむ多知といふも、断の意、又都留岐の岐も、刈の意なるを思へ、可多那といふも、片及の義と聞えたり、鋸、鉞など云る如き奈も、刃を云なるべし、斧、鑿など云も、通音なるべし、さらば劔刀の及といふ意に、名に、屬たるなるべし、○惜雲は、惜き事もと云が如し、○歌意は、君に得あはずして年の經にたれば、嗚呼くるしや、今は立名の惜きことなく、人目憚らしきこともなし、色に顯はして戀むごととなり、

從蘆邊滿來鹽乃彌益荷念歎君之忘金鶴

從蘆邊は、蘆邊にといふが如し、從は、例の爾と通へる從なり、○念歎君之は、念へばにや、君をの意なり、君をといふころを、君之と云は古言の例なり、○歌意本、二句は序にて、日々月々に、いよ／＼心のまさりて思へばにや、君をしはしは、忘れひと思へども、得忘れぬとなり、十二に、湖轉爾滿來鹽能彌益二戀者雖利不所忘鴨十三に、朝奈祇爾滿來鹽之云々彼鹽乃伊夜益舛二新撰萬葉に、自葦間滿來潮之彌增丹思增袖不飽君鉞六帖にも同じこと見えて、尾句あはぬ君かなとあり、伊勢物語には、あしへよりみちくる鹽のいやましに君に心をおもひますかなとあり、



大神郎女贈大伴宿禰家持歌一首

大神郎女は傳未詳ならず續紀に寶字四年正月癸未大神朝臣妹神護元年正月己亥大神朝臣伊毛また寶字五年三月戊申賜從六位下大神東女等十六人播磨國稻人六百束優高年也とあり此等の人ならむか  
狹夜中爾友喚千鳥物念跡和備居時二鳴乍本名

和備は本居氏爲方なくしてさしせまりたる意なりと云り此下に和備染責跡又今者吾羽和備會四二結類又大夫之思和備乍又念絶和備西物尾又遠有者和備而毛有乎十卷に奈何壯鹿之和備鳴爲成十一に里遠戀和備爾家里十二に我故爾痛勿和備會又國遠見念勿和備會古事記上に須勢理毘賣命甚爲嫉妬故其日子遲神和備豆云々續紀光仁天皇の藤原永手大臣を悼賜へる詔に言牟須倍母無爲牟須倍母不知爾悔備賜比和備賜倭姫世記に宮處覺侘賜比天其處乎和比野止號支新撰萬葉に鶯之阪之花哉散沼濫侘敷音丹折蠅手鳴蛻蟬之侘敷物者夏草之露丹懸禮留身丹許會阿里藝禮などあり○鳴乍本名は本名鳴乍と云が如し○歌意は物思爲るとて爲方なくさしせまりてうか／＼としてをる時友よふ千鳥の心なくむさ／＼鳴つゝあはれを催さしめていよ／＼物を思はしむとなり十卷に詠蟬默然毛將有時母鳴奈武日晚乃物念時爾鳴等本名とあるが如し

大伴坂上郎女怨恨歌一首并短歌

押照難波乃菅之根毛許呂爾君之聞四手年深長四云者眞十鏡磨師情乎縱手師其日之極浪之共靡玉藻乃云云意者不持大船乃憑有時丹千磐破神哉將離空蟬乃人歟禁良武通爲君毛不來座玉梓之使母不見成奴禮婆痛毛爲便無三夜千玉乃夜者須我良爾赤羅引日母至闇雖嘆知師乎無三雖念田付乎白二幼婦常言雲知久手小童之哭耳泣管俳侘君之使乎待八兼手六

初二句は根をいはむ料の序なり○根毛許呂爾は懇切になり既く出て具云り○君之聞四手手を舊本乎に誤今改は君が詔てといふ意なり十二に空言毛將相跡令聞戀之名種爾又不知二五寸許瀬余名告奈十三に莫寢等母寸巨勢友廿卷に和我勢故之可久志伎許散婆古事記上沼河日賣歌に阿夜爾那古斐伎許志下八田若郎女御歌に意富伎美斯與斯登伎許佐婆書紀仁德天皇大御歌に飲明呂伽珥枳許瑳怒これら伎許須はみな詔と云となり本居氏云伎許須は人の言て我に令聞意より云るなり然れども其言人を尊みて云ときならではいはぬ言なり又中昔の物語文などに申すと云べきを聞ゆと云ると常多しそれは尊む人に申すをのみ云りされば古言の伎許須とはつかひさま表裏のたがひなり今の人古言



雅言のつかひさまをしらず、きこすと、きこゆとも、一にこゝろえ、又人の己にむかひて言、  
 ことをきこゆと云など、いたくひがことなり。○年深は、三卷に、昔者之舊堤者年深、池之激爾、  
 水草生家里十九に、磯上之都萬麻乎見者根乎延而年深有之神佐備爾家里などあるに同じ、  
 こゝは今より行さきの、久しく長きをかねていふなり。○真十鏡は、磨の枕詞なり。○磨師情  
 とは、磨すましたる赤心をいふ。○縦手師は、契冲云、下にいたりて、おなじ郎女の歌に、まそか  
 がみとぎし心をゆるしては、後にいふともしるしあらめや、又此集に、あづさ弓引てゆるさ  
 ずあらませば、かゝる戀にはあはざらましを、所詮この心なり、今案に、縦とは、かにもかくに  
 も君が縦に、と委ね任す意なり。○其日之極は、其日よりして已來といはむが如し。○浪之共  
 は、浪と共にいふなり、既に二卷に出て具注り。○麻玉藻乃は、かにかくにといはむ料なり、  
 ○云云意者不持は、かにかくに物は思はずひだ人の、打墨繩の直一道に、と云る意なり。○神  
 哉將離は、神の御所爲にて、吾中を離しめけむかの意なり、相も離も、神の事依によることな  
 れば、神にかけて恨る意なり、十九悲傷死妻歌に、天地之神者無可禮也、愛吾妻離流云々、倭文  
 幣乎手爾取持而勿離等、和禮波離禰などあるをも、考合べし。○人歎禁良武は、人のさゝふら  
 むかといふなり、かにかくに、讒言などいひ、吾中を離しむるを禁といへり、禁は、廿卷に、佐弁  
 奈弁奴美許登爾阿禮婆とある、佐弁に同じ。○通爲は、拾穂本には爲の下に、之字あり。カヨハ

シ、と訓べし。カヨハセルとよめるは、わろし、通給ひしと云むが如し。○夜者須我良爾は、終  
 夜にといふなり、十三に、赤根刺畫者終爾野干玉之夜者須柄爾、此床乃比師跡鳴、左右嘆鶴鳴、  
 又赤根刺日者之彌良爾、烏玉之夜者酢辛二、眠不睡爾妹戀丹生流爲便無十九に、赤根刺畫波  
 之賣良爾云々、夜干玉之夜者須我良爾などあり。○赤羅引は、赤根刺といふに同じく、日の枕  
 詞なり、羅は徒に添たる辭なり、引は借字にて、光なるべし、可流切久なればなり、されば赤光  
 日と云繋たるなり、十卷に、赤羅引色妙子、十一に、朱引朝行公待苦、又朱引秦不經雖寐など  
 あり。○田付乎白二は、手著を不知になり。○言雲知久は、いふ事もいちじるといふ意なり、  
 ○手小童之は、二卷に、古之娼爾爲而也、如此許戀爾將沈如手童兒、こゝは三卷に、若子之匍匐  
 多毛登保里朝夕哭耳吾泣君無二四天、とある意のいひつゞけなり。○俳側は、たちもとほり  
 といふに同じ、十一に、木間從移歷月之影惜、俳側爾左夜深去家里とあり、又俳側往箕之里  
 爾字鏡に、側穴太知毛止保留などあり。○待八兼手六は、待ど待得ずてあらむかの意なり。○  
 歌意は、はじめ君が、いつまでもかはらじ、と懇切にのたまひしゆゑに、一すぢに思ひたのみ  
 て在るときに、神の御所爲によりてかくありしか、世人の讒言によりてかくありしか、君も來  
 座ず、使も見えずなりぬれば、せむすべなさに、晝夜思ひ歎けども、其かひなくして、めしき  
 女ぞといふ事の、人目にもいちしるさばかりに、哭にのみ泣つゝ、立もとほり、使の來るを待



ど、待得ずてあらむかとなり、

反歌。

從元長謂管不令侍者如是念二相益物歟。

不令侍者令字舊本に念と作るは誤古寫一本に従つはたのましめずはといふ心なり○歌、意かくれたるところなし、

西海道節度使判官佐伯宿禰東人妻贈夫君歌一首。

東人は續紀に天平四年八月丁酉西海道節度使判官佐伯宿禰東人授外從五位下とあり、無間戀爾可有牟草枕客有公之夢爾之所見。

戀爾可有牟は戀ればにやあらむの意なり○歌意は旅におはします夫君がさだかに夢にまで見ゆるは間なく一すぢに戀しく思へばにやあらむとなり、

佐伯宿禰東人和歌一首。

草枕客爾久成宿者汝乎社念莫戀吾妹。

汝乎社念は吾こそ汝をおもへといふなり○歌意は旅にありて久しく相見ずあれは吾こそ汝を思ふ事の甚しけれされば吾思ふほど汝は吾と思ふまじければ汝のみ吾を戀しく思ふとはいふことなけれ吾妹よとなり、

池邊王宴誦歌一首。

池邊王は續紀に神龜四年正月庚子無位池邊王授從五位下天平九年十二月壬戌爲內匠頭と有又延曆四年七月庚戌淡海真人三船卒三船大友親王之曾孫也祖葛野王正四位上式部卿父池邊王從五位上内匠頭と見えたり、

松之葉爾月者由移去黃葉乃過哉君之不相夜多鳥。

由移去は十一に眞素鏡清月夜之湯徒去者又鳥玉乃夜波月之湯徒去者十四に安麻乃波良不自能之婆夜麻己能久禮能等伎由都利奈波阿波受可母安良牟などあり言意は由は依にてヨリをユといふは從をもユといふと同例なり彼處のもの、此處に依て移る由なり○黃葉乃は過の枕詞なり○過哉は不相夜の多く過しやといふこと、るなり多鳥の下へうつして意得べし○君之不相は君にあはぬといふべきやうの處をかく君之と云るは雅言の格なりそは君と吾と相遇をいふときは君がといひ此方に設て遇を君にといふなり君之といふときは君が方より遇意なればなり既く二卷に具注り○多鳥鳥字元曆本拾穂本等には焉と作り舊本には鳥に誤今は古寫本に従つ多うと云ひが如し○歌意は月影にて時日の經來りしをはかるにて月影のこの松葉に移りぬこれにてみれば君と相見ぬ夜の多く過にしにやあらむとなりたとへば去し月相見たる時にこの松の葉に月影のうつ



りてありしが、その後遠ざかりて居しに、又彼相見し時の如く、月影のうつりたるを見れば、その別れてよりこの方久しくなれるよと驚くよしなり、契沖がもみち葉にうつりし月影の、松の葉にのみうつるをみれば、君にあはぬ夜もおほくもみち葉の散過る如く、過ぬとなりと云るは、むつかし、又略解に、松を待に云なせりと云るもわろし、さる意はさらになし、

萬葉集古義四卷之上終

萬葉集古義四卷之下

天皇思酒人女王御製歌一首

天皇は、聖武天皇なり、○酒人、女王は、元曆本古寫本拾穂本等に、女王者穗積皇子之孫女也と註せり、又續紀に、寶龜元年十一月己未朔甲子、授從四位下酒人、内親王三品、三年十一月己丑、以酒人、内親王爲伊勢齋、權居春日齋宮、と見ゆ、もしはこの皇女にてもやあらむ、此は光仁天皇の皇女なり、併しこゝに女王と云るは、其ころ光仁天皇、いまだ白壁王と申にて、おはし、ましける故なるべし、猶考べし、

道相而咲之柄爾零雪乃消者消香二戀云吾妹

咲之柄爾は、咲し故にと云が如し、咲賜ひし物をの意なり、七卷に、道邊之草深由利乃花咲爾、咲之柄二妻常可云也、とあるに同じ、○零雪乃は、消の枕詞なり、八卷に、零雪之消跡可曰毛戀、乃繁鷄鳩又沫雪之可消物乎、十卷に、一眼見之人爾戀良久、天霧之零來雪之可消所念、又天霧相零來雪之消友、又落雪之消長戀師などあり、○消者消香二は、身も消失なば、消失なむばか



りにといふなり、○戀云吾妹は、云は念の誤にて、コヒモフワギモなるべし、と本居氏云り、吾妹は、吾妹よと云むが如し、○大御歌意は、道に行あひて咲、賜ひしのみにて、女王の下心には、いかにおもほすらむも知ぬ物を、吾身も消失なば、消失なむばかりに、戀しく思ふぞ吾妹よとなり、

高安王 裏鮒 贈 娘子歌一首

高安王は、上に出つ、元暦本古寫一本等に、高安王者、後賜姓大原真人氏也と注り、

奥幣往邊去伊麻夜為妹吾漁有藻臥束鮒

奥幣往邊云幣字拾穗本には、契と作り、幣は方なりは、鮒を漁し、勤勞を云なり、○伊麻夜は、今哉なり、哉は、疑の也にあらざ、與といはむが如し、集中に、天知也、高知也、恐哉、慨哉などいひ、古今集に、ほとぎす鳴や五月の菖蒲草などある哉に同じかるべし、又思ふに、夜は、叙字の誤にてもあるべし、イマゾとあらむは、なほ穩なり、○藻臥束鮒は、契冲云、鮒は、藻にふす物なれば、もふしと云、手一つかねばかりあれば、つか鮒と云り、日本紀に、握の字をもつかとよめり、(但し手一束ばかりあればと云るは、いさゝかわろし、鮒は、なほ大なるもあれど、その一、握ばかりなるを云なるをや、本居氏云、田中道麻呂云、藻臥束鮒は、誰もたゞ藻にかくれたる鮒と心得たるめれども、若は河内國志紀郡裳伏の地より、産るよしにはあらじか)○歌意は、或は

河の奥にゆき、或は邊にゆき、いろくゝにいたづきて、妹が爲に、からうして漁り得し此、鮒なれば、大かたに思ひて食ことなかれとなり、人に物を贈るに、吾身の功勞をいひて、まことの情を示せるは、古人の心なり、後、世のならはしとは、表裏のたがひなり、

八代女王 獻 天皇歌一首

八代女王は、續紀に、天平九年二月戊午、授无位矢代、女王正五位下、寶字二年十二月丙午、毀没、四位下、矢代、女王位記、以被幸先帝、而改志也とあり、

君爾因言之繁乎古郷之明日香乃河爾潔身爲爾去

古郷之と云るは、奈良へ都を遷されし後、明日香は古郷なればなり、六卷に、古郷之飛鳥者、雖有青丹吉平城之明日香乎、見樂思好裳、三卷に、吾背子我古家乃里之明日香庭などあり、○潔身は、三卷に具註り、○歌意は、君ゆゑに、人言の繁き穢に觸たるによりて、そを清め祓はむが爲に、飛鳥河に潔身しに行となり、○此歌六帖には、第二句、言のしげさにとて載たり、舊本に一尾云龍田超三津之濱邊爾潔身四二由久と注せり、(大和物語に、津國の難波のわたりに、家してすむ人ありけり云々、いかに難波にはらへしがてら、まからむといひければ云々)

佐伯宿禰赤麻呂 贈 娘子歌一首

赤麻呂は、三卷に出づ、○此一首題詞とも、舊本、下大伴、四綱、宴席歌の次に入るは、混亂れしな



り、今改めて此間に收つ、

初花之可散物乎。人事乃繁爾。因而止息比者鴨。

歌意は、うつくしき初花のよそにちりぬべきものを、とおもひながら、人のものいひのしげきをはかりて、行て手折も来ず、よどみて居るころかなと云て、思ふ女の、他方に依む事もやと思ふをよせて、惜歎きてよめるなり、契冲が初花といへど、日をふればちることく、人のさかりもほどなきものを、といふをよせて云り、と云るはわろし、又略解に、女の家の花の木あるが、今は散らむとおもへど、人目の憚ありて、とまされるかと云れど、さにてもあらじ。

娘子報贈佐伯宿禰赤麻呂歌一首。

吾手本將卷跡念牟。大夫者戀水定白髮生二有。

將卷は、將纏にて、身に親く著るを纏と云り、手を纏枕を纏などいふ纏なり、○戀水定は、戀水は、今の歌の義を以て、ナミダとよませたり、定は沉なり、安定義の字を借て書り、○白髮生二有は、白髮は、字鏡に、鬚志良加とあり、生二有は、オヒニケリと訓べし、オヒニタリとよむはわろし、有在などの字を、ケリ、ケルとよめること、七卷に、我衣云々黄葉爲在、十卷に、誰苑之云々開有可毛、又零雪云々月經在、又暮去者云々雪曾零有、十一に、世中云々猶戀在、また石尙云々

後悔在、また言出云々塞耐在、また行々云々沾在哉、または川云々乘在鴨、また大土云々戀在、また袖振云々隠、在などあり、○歌意は、君丈夫は、吾身を初花によそへて、吾袂を纏むとおもほすらむを、吾は君を思ふ涙にしづみ、白髮さへ生て、いたく老衰へにけり、花にたとへて云ば、萎みはて、今は見所なければ、手折べき人もなきが如し、然あるものを、さおもほしめさむは、そのかひあらじとなり、本居氏云、此歌は三一二四五、と句をいつて、見るなり、さて四句の頭へ、我はと云ことを添て心得べし、

佐伯宿禰赤麻呂和詞一首。

白髮生流。事者不念。戀水者。鹿煮藻闕二毛。求而將行。

鹿煮藻闕二毛、二毛、拾穂本には煮藻と作り、は、彼にも此にもなり、○求字、拾穂本に定と作るはわろし、○歌意は、よしそなたのいはる、如く、白髮は生たりともいとふべからねば、そこをばおもはじ、ともかくにも、そのなみだを尋求て、ゆきてあはむとなり、

大伴四綱宴席歌一首。

綱字、類聚抄には繩と作り、

奈何鹿使之來流。君乎社。左右裳。待難爲禮。

左右裳は、後に、ともかくにも、といふに同じ、其をカニモカクニモ、といふは、古言なり、天平



勝寶年中東大寺奴婢籍帳に、何爾毛加久爾毛將用賜牟とあり、○歌意、何とて使の來れるぞ、  
ともかくにも、君の正身の來座むを待々て、待居に得堪ずこそあれとなるべし、此、宴席に  
來らむと期りし人の、故有て得來ぬよしの、使をおこせしに、よめるなるべし、

湯原王 贈娘子 歌一首

湯原王は、三卷に出つ、元曆本類聚抄、古寫本等に、志貴皇子之子也と註り、

宇波弊無物可聞人者 然許遠家路乎 令還念者

宇波弊無は、下、家持、歌にも、得羽重無妹二毛有鳴如此許人情乎令盡念者とあり、歌も今に大  
かた似たり、本居氏云、此、詞は、俗に、あいそなきといふ意にて、中昔の物語などに、あへなきと  
云る言は、此、宇波弊無の轉、たるにて、同じ意に聞ゆ、○然許は、然ほど、云ひが如し、此、一句は  
初句、上にうつして意得べし、○令還念者は、かへせし、もへたと訓べし、吾を令還しをおもへ  
ばなり、○歌意は、あひも見ずして、いたづらに、遠き家路を、すごとくと吾を還せじをおもへ  
ば、さても人の心は、さほどまで、あいそなきものにて、やあるらむ、嗚呼うらめしやとなり、こ  
れは、娘子の許へ到り賜へるに、得遇で還り賜へるを、恨てよみ賜へるなり、

目二破見而手二破不所取 月内之楓如妹乎 奈何責

月内之楓は、和名抄に、兼名苑云、月中有河河上有桂、高五百丈とあるによれる、から事なるべ  
し、十卷に、黃葉爲時爾成良之月人、楓、枝乃色付見者、人は内の誤なるべし、古今集に、久方の  
月の桂も秋はなほ、黃葉すればや照まさるらむ、楓は、和名抄に、楓乎加豆良、桂、女加豆良とあ  
り、品物解に具、云、○歌意は、月中、桂の、目には見て、手には取れぬごとく、妹を目には見れども、  
父母などに障られて、密遇事のかなはねば、その妹をいかにせむぞとなり、此は娘子の許へ  
到り賜へるに見たるばかりにて、父母などの障によりて、密遇事のならねば、よみ賜へるな  
るべし、伊勢物語には、尾句を、君にもあるかなとかへて用ひたり、

娘子報贈歌二首

幾許思異目鴨敷細之枕片去夢所見來之

幾計は、五卷に、由久布彌遠布利等騰尾加彌伊加婆加利、故保斯苦阿利家武麻都良佐欲比賣  
とあり、○枕片去は、本居氏、古夫もたる婦人は、夜獨寢るときは、床を半避て片寄て寢る、これ  
夫の寐べき處を明置なり、十八に、夜床加多左里とある是なり、さて枕片去も、床避ること  
に、あまた物し給ふやうなれど、いづかたも皆こなたの御けはひには、かたさはばかるさ  
まにて、過したまへばこそ、ことなくなだらかにもあれとあるも、紫上をはかりて、かたへ  
へさくるよしにて、片去の言同じ、又枕冊子に、由は云々、かたさり山こそ、誰に所おきけるに



かとをかしけれ、西行が選集抄に、よろづの罪をも、此志の一にかたさりて、草隠れなき跡を  
 でも、我をそばむるわざなかれとなり、などあり、熱田大神縁起日本武尊御歌に、阿由知何多  
 比加彌阿彌古波和例許牟止、止許佐留良牟也阿波禮阿彌古乎ともあり、○歌意は、とてもか  
 くても、相宿することは得じ、と枕片去て寐る夜の夢にさへ、君が入來て見えにしは、いかば  
 かりか、深く君を思ひまゐらするによりてならむとなり、夫の旅などに往て居ぬほど、その  
 妻の夜床を避て寐るは常なり、又男の入來むと思ふ時、その男を座むが爲に、夜床を避居る  
 こともあり、熱田縁起なる御歌即其なり、さて此は、夫の旅などに往て居ぬほど床避と同じ  
 く、とにかく相宿することをば得じ、と思ひ絶てぬる夜の夢にさへ、と云意なるべし、さるは  
 湯原王に心かはせしなれど、父母などに障られて、心まゝに密遇、事のかなはざりし故に、か  
 くよみて答へたるにて、とほき家路を還しまゐらせしは、わが心にあらず、吾は深く君を思  
 ひまゐらすれども、思ふ如くならねばこそ、しかありしなれ、さればこそ枕かたさりて宿る  
 夜の夢にさへ、君が見えしなれ、吾思の淺からむには、いかでかかくあるべきぞ、といふ意を  
 思はせたるにて、字波弊無云々と王ののたまへるを、ことわれるなるべし、

家二四手。雖見不飽乎草枕。客毛妻與有之乏左。

客毛妻與は、客毛は、旅にさへと云むが如し、妻は、夫の借字にて、湯原王をいふべし、與は、之と

ありしなるべし、されど王を夫と云むは、處にこそよれ、此歌にては、甚不敬にて穩ならず、今  
 按に、君之などありしを、誤寫せるには、あらざるにや、○歌意は、家にありて相見奉る時すら、  
 こゝろのまゝに密遇事のかなはぬによりて、なほあきたらずおもふものを、まして君が客  
 にさへ行賜てあれば、見まゐらすることだに絶て、いよゝともしくたらはずて、わびしと  
 いふにや、これによりて思ふに、前に目二破見而云々と王ののたまへるは、かくこのたび旅  
 に出發に、おもふ如くなるものならば、妹を携て率てゆくべきに、父母のゆるしなれば、さ  
 ることも叶はずして、いかにともせむすべのなきよしを、月中桂にたとへてのたまへるに、  
 こたへたるにやあらむ、○この歌より已下四首、湯原王の旅に去座賜へるほどの歌なるべ  
 し、

湯原王亦贈歌二首。

草枕。客者孀者雖學有匣内之珠社所念。

雖學有は、或人、キタラメドと訓り、さもあるべし、○歌意は、獨旅にしあれば、すべなく戀しき  
 故、孀をもひきゐ來らまほしくおもへども、匣中の珠の如く、深意にいつける女なれば、いざ  
 なひ來りがたくて、いと、思ひに堪がたしといふにや、  
 余衣形見爾奉布細之枕不離卷而左宿座。



奉は、マツルと訓べし、既に具云り、マタスとよめるはわろし、○歌意は、吾表記に贈りまゐらする衣を、吾と思ひて、夜々枕もとを、はなさずして、まといて、宿賜へとなり、これも旅にわかれいゝすとして、衣を表記に贈られしなるべし、下に、吾妹子之形見之服、下著而直相左右者、吾將脫八方七卷に、可融雨者、莫零吾妹子之形見之服、吾下爾著、八卷に、報脫著身衣、贈家持歌、秋風寒比、日下爾將服妹之形見跡、可都毛思努播武、十五遣新羅、使悲別贈答歌に、和可禮奈婆宇良我奈之家武、安我許呂母之多爾乎伎麻勢多太爾、安布麻豆爾、和伎母故我之多爾毛伎余等於久理多流、許呂母能比毛乎安禮等可米也、母又中臣、宅守配越前國之時、贈茅上娘子歌、に、和伎毛故我、可多美能許呂母奈可里世婆、奈爾毛能母氏加伊能、知都我麻之、又娘子、和歌に、之呂多倍能安我之多、其呂母宇思奈波受、毛豆禮和我世故多太爾、安布麻低爾、安波牟且能可多美爾、世與等多和也、女能於毛比美多禮、豆奴敏流許呂母會、又之路多倍、乃阿我許呂毛豆乎、登里母知豆伊波敵、和我勢古多太爾、安布末低爾、十六に、商變領爲跡之御法、有者許會吾下衣、戀賜米、右傳云、時有所幸娘子也、寵薄之後、還賜寄物、於是娘子怨恨、聊作此歌、獻上、十九に、吾妹子我、可多見我、豆良等、紅之八鹽爾、染而於己勢多流、服之襪毛等、寶利豆濃禮、奴これら衣を形見に贈れる例なり、

娘子復報贈歌一首

吾背子之形見之衣、媼問爾、余身者不離事、不問友。

媼問は、夫婦のかたらひをすることなり、古事記雄略天皇條に、故都摩杯比之物、云而賜入也、と見ゆ、集中には往々にあり、○歌意は、君が表記の衣なれば、たとひものはいはずとも、君と夫婦どひすると思ひて、吾身をはなしはすまじとなり、

湯原王亦贈歌一首

直一夜隔之可良爾、荒玉乃月歎經去跡、心遮。

隔之可良爾は、隔し故にと云に同じく、直一夜のみ、隔しものなるをの意なり、契沖が可良を間の意とせるはたがへり、○月歎經去跡は、月を経ぬるやとの意なり、○心遮は、舊訓に、オモホユルカモとあり、源道別所思念などありしが、かく心遮、二字に、誤たるならむといへり、又按に、十二に、虛蟬之云々、心遮焉とあれば、此ももとのまゝにて、ゴ、ロ、マ、ド、ヒ、ヌにてもあるべきか、○歌意かくれたるところなし、

娘子復報贈歌一首

吾背子我、加是戀禮許會、夜千玉能夢、所見管寐、不所宿家禮。

如是戀禮許會は、夫君が如是戀とのたまふ如く、しか戀ればこそこのころなり、如是戀とは、即直一夜云々とある是なり、○寐不所宿家禮は、ねいられざりけれといふなり、○歌意は、吾



夫子が、しか思ひ賜へればこそ、其御心の此方に通ひ來て、夜の夢に見えつゝ、快寐せられざりけれとなり、二卷に、歎管大夫之戀禮許會吾髮結乃漬而奴禮計禮、今と似たり、

湯原王亦贈歌一首

波之家也思不遠里乎雲居爾也戀管將居月毛不經國

波之家也思は、こゝは里と云ふに係りて、妹が住里なれば、愛けくめでおもふよしなり、波之家也思は、集中に、波之吉也思とも、波之吉與之ともあり、皆同じ、○不遠里乎は、間近き里なるものをといふなり、○雲居爾也居字、拾穂本には井と作り也は、將居の下にめぐらして心得べし、○歌意は、間近き里なるものを、雲居を隔たるごとく、戀しく思ひつゝ居むか、遇て後未

月も經ぬうちに、はやくわかれれば、今より後あまたの月日を、いかにして經渡らむとなり、

娘子復報贈和歌一首

和字、目錄にはなし、

絶常云者和備染責跡燒大刀乃隔付經事者幸也吾君

絶常云者は、ひたすらに中絶と云ばとなり、下に、中々爾絶年云者如此計氣緒爾四而吾將戀八方とも云り、○和備染責跡は、佐しき事に思はむと、いはむが如し、責は將爲の借字なり、今世に、わびしんぜむといふに同じ、後世言に、重んずる、輕んずるなどいふと、同格の言なり、

その重んずる、輕んずると云も、重みする、輕みすると云ふ言の、音便に類れたるなればなり、この用様は十二に、相見欲爲者從君毛吾曾益而伊布可思美爲也、十三に、白妙乃袖之引乎難見爲而荒津之濱屋取爲鴨、十八に、左由理波奈由利毛安波牟等於毛倍許會伊未能麻左可毛宇流波之美須禮などある是なり、○燒大刀乃、大字舊本には太と作り、今は拾穂本に従つゝは、枕詞なり、大刀は鞘を隔て身に著はくものなれば、隔て著義にて、隔付經をいはむ料とせるにて、受たる意はいさゝかかはれり、○隔付經は、詔といふと同音にて、うはべには、親く依たるごとくに見えて、信實に依るにあらぬを云言なり、付經と都良布と通へり、色の丹都良布を丹都可布ともいふと同例なり、七卷に、殊放者與從酒背湊自邊著經時爾可放鬼香、これは言は同じことながら、たゞに邊に著をいひて、今とはいさゝかかはれり、○幸也吾君は、幸は苛の誤にや、さらばカラシヤワギミと訓べし、七卷に、小可有來、十一に、小可者在來、小可は、二首ながら、苛の誤なりと云り、とあり、又は幸の誤にてもあるべし、也は余と云むが如し、吾君は、吾君よといふ意なり、○歌意は、一向に絶果て、更に逢見じと云ば、中々に吾もおもひきるべきこともあらむを、さすがに中絶むとのた文は、わびしき事に思はむと、唯うはべにのみ親くおもはず如く、へつらひ賜ふは、甚苛きことぞ吾君よ、といふなるべし、

湯原王歌一首



吾妹兒爾戀而亂在久流部寸二懸而緣與余戀始

戀而亂在は、在は者の誤なるべしと云り、コヒテミダレバと訓べし。○久流部寸は、和名抄蠶絲具部に、辨色立成云、反轉久流閉根、漢語抄說同とあり、神祇式四に、金銅鑄、莖九寸八分輪徑一寸八分、銀銅鑄、莖一尺八分輪徑二寸八分と見えたり、其圖形は、外宮神寶圖に見ゆ、枕冊子にも、見も知ぬ久流部伎物二人して引せ、歌うたはせなどするを、めづらしくてわらふに云云とあり、名義は、絡經木なるべし、絲を絡經る料の器なり、和名抄に、唐韻云、纏絡絲、取也、訓久流とあり、○此歌、戀の情を絲によせてよみ賜へるにて、戀々て思ひ亂れなば、其時反轉にかけて、妹が方へくりよせむとて、吾戀始しとなるべし。

紀郎女怨恨歌三首

紀郎女は、元曆本、類聚抄古寫本等に、鹿人、大夫之女名曰小鹿、安貴王の妻也、と註せり、此下に、も、また八卷にも、紀、女郎名曰小鹿とあり、安貴王の傳は、三卷に云り、

世間之女爾思有者吾渡痛背乃河乎渡金目八

女爾思有者は、メニシアラバと訓べし、女をヲトメヲミナなどよめるは、わろし、三卷に、石戸破手力毛欲得手弱寸、女有者爲便乃不知苦、古事記須勢理毘賣命、御歌に、阿波母與賣、邇斯阿禮婆などあり、○吾渡とありては、通えがたし、按に、吾は直字などの誤にやあらむ、十三に、直

渡川往渡とあるを思へし、○痛背は、背は足の誤にて、アナシなるべし、七卷に、痛足河、又卷向之病足之川由、十二に、纏向之痛足乃山爾などあり、痛足は、大和國城上郡にあり、○歌意は、よのつねの女にしあらば、痛足の河を、直渡りに安くわたりて、君に後れず配てもゆかましもを、渡らむと思へど、得渡らずて、おくれたるが、怨恨しきとなり、さて此歌は、契沖が怨恨といふは、離別のうらみなり、つらさを恨む歌どもとは見え、夫君はたれにもあれ、任所などに赴く時の歌なるべし、と云るが如し、今按に、天平十二年十月、太宰少貳藤原廣嗣が、謀反むとせるに依て、伊勢國に幸ありし時、安貴王の從駕にて、伊勢海之奥津、白浪花爾欲得、裏而妹之家裏爲、と作賜へる事、三卷に見えたり、此時に安貴王に遺らされたるを恨て、娘子のよめるにやあらむ、○此歌、古寫本、次の今者吾羽云々の歌と、地を換たり、

今者吾羽和備曾四二結類氣乃緒爾念師君乎縱左久思者

今者といふは、此まで二方にわたりて思ひし事の、一方に決まれるをいふことなり、此歌にては、別れなむか、又留めば、留まるべきか、とかつは悲しみ、かつは樂しみて、二方にわたりて思ひしに、君を縱して別去しめしうへは、今はせむかたなし、と一方にわふるよしなり、今者と云る言は、いづくにありても皆其義なり、○氣乃緒爾は、古事記傳、崇神天皇條、歌に、意能賀袁々奴須美斯勢牟登とあるところに、云、袁は命と云むが如し、凡て物を續け持て、不絶らし



むる物を衰と云緒も此意の名なり命も生の續きて絶ざる間を云なれば是を緒とも云なるべし又多麻能衰とも云るも魂を放らさず持續くるより云なるべし年緒長くと云も年の長く續くことなり又萬葉歌に多く氣緒に思ふと云るも氣は借字にて生の緒の意にて命にかけておもふと云ことにもあるべし命は生の緒なればなり十一に生緒と書るや正字ならむ又十四にはいきにわが爲とあるも生にて命にすると言ことか十二に氣緒爾言氣築之ともあれば氣緒は息のことには非じとぞ思ふと云り○縦左久思者久字舊本には无今は異本に従つは縦して別去しめぬる事を思へばといふ意なり○歌意は命にかけて深く思ひし君を縦して別去賜はしめし事を思へば今はせむ方なしに一方にのみわびしと思ふことなり

白妙乃袖可別日乎近見心爾咽飲哭耳四所泣

袖可別は親く交しなれし袖の双方へ相別るればいふ十二にも白妙乃袖之別乎難見爲而とあり○心爾咽飲飲元曆本に飯と作るは誤なり此上に情耳咽乍有爾と見ゆ○哭耳四所泣泣舊本流に誤古寫本拾穂本等に從つはネノミシナカユと訓べし四はその一すぢなることをおもく思はする辭なり既く多出○歌意かくれたるところなし此六帖に末句ころにむせてなきのみぞ泣とて入れり

大伴宿禰駿河麻呂歌一首

丈夫之思和備乍遍多嘆久嘆乎不負物可聞

遍多遍の下古寫一本に數字ありは度々繁くと云意なり此下にも見ゆ十九に從古昔無利之瑞多婢末禰久申多麻比奴續紀宣命に遍數久とも見ゆなほ末禰久と云ことは一卷下に既くいひたるをも考合べし○不負物可聞は妹が負ぬ物かなの意なり負は身に負持を云契沖が伊勢物語にむくつけき事人ののろひことはおふものにやあらむおはぬものにやあらむ今こそは見めとぞいふなる云々源氏物語にうらみをおふと云るを引るにて心得つべし○歌意かくれなし

大伴坂上郎女歌一首

心者忘日無久雖念人之事社繁君爾阿禮

久字拾穂本には无○念字拾穂本には思と作り○事は借字にて言なり○歌意心のうちに一日一夜も忘るゝ間なく戀しく思へども人言の繁きによりておもふ如く得あはぬ君にこそあれとなり

大伴宿禰駿河麻呂歌一首

不相見而氣長久成奴比日者奈何好去哉言借吾妹



氣長久成奴は、二卷初に出たり、○奈何好去哉は、平安哉如何といふが如し、平安なり哉否やと問なり、九卷に、真好去有欲得、十三に、好去通牟、廿卷に、好去而早還來等、又五卷に、好去好來歌あり、書紀に、行矣をサキクと訓り、漢書註に、師古曰、行矣、猶今言好去とあり、好去と書るは、旅などへ往人を、好去といふ意にて、書る字なるべし、さて好去をサキクとよみなれて後は、さらぬ所へも用ひしと見えたり、○言借吾妹は、言借は借字にて、鬱悒なり、おぼつかなしといはむが如し、九卷に、言借石國之眞保良乎委曲爾、示賜者云々となり、吾妹、かく云て、語の終を結べるは、妹よと呼かくる意にて、古歌の一體なり、此上に、絶常云者和備染責跡、燒大刀乃隔付經事者幸也、吾君三卷に、秋津羽之袖、妹乎珠匣、爾念乎見賜、吾君青山之嶺、乃白雲朝爾、食爾恒見、杼毛目煩、四吾君八卷に、吾之蒔有早田之穗、立造有穰、曾見乍師、努波世吾背、又眞木乃於上零置有雪、乃敷布毛所念、可開佐夜間、吾背十一に、眉根削鼻、鳴紐解待哉、何時見念、吾君又赤駒之足、我枳速者雲井、爾毛隱往序袖卷、吾妹又小壘田之阪、田乃橋之壞者、從術將去、莫戀吾妹、又彼方之赤土、小屋爾霖霖、零床共所沾、於身副吾妹、十九初に、春苑紅爾保、布桃花下照道、爾出立、嫁媼又松柏乃佐、賀延伊麻、尊安我吉美などある、皆同體の歌なり、○歌意は、相見ずて月日久しく成ぬなり、此ころは平安かりや否、心にかかりて、おぼつかなくおもふぞ、吾妹よとなり、

大伴坂上郎女歌一首。

夏葛之不絶使乃之通有者言下有如念鶴鳴。

夏葛之は、夏は蔓の誤なり、と本居氏云り、三卷に、延葛乃彌遠、永廿卷に、波布久受能多、要受之努波牟、十卷に、蔓葛下夜之戀者、○言下有如は、言は借字、事故しもある如く、といふなり、事は喪なく事なくの事なり、下は、これも借字、多かる物の中に、その一すぢをとりたて、といふ辭なり、こゝは、こなたかなた事の多かる中にも、故障とある事のあるならむ、と心にかゝるよしなり、○歌意は、絶ず通ひし使のよどみて來らねば、事故しもある如くに、おぼつかなくおもひつる哉、となり、

〔右坂上郎女者、佐保大納言卿女也、駿河麻呂、此高市大卿之孫也、兩卿兄弟之家、女孫姑姪之族、是以題歌送答相問起居。〕

佐保、大納言は、安麻呂卿なり、○麻呂の下、此は、者の誤なるべし、○高市大卿は、安麻呂卿の兄御行卿なり、○女孫姑姪とは、坂上郎女は、安麻呂卿の女、駿河麻呂は、御行卿の孫なれば、女孫といひ、さて坂上郎女は、父の従父姉妹なれば、駿河麻呂より姑といひ、駿河麻呂は、従父兄弟の子なれば、坂上郎女より姪と云るが故に、姑姪とあるならむ、

大伴宿禰三依離復相歡歌一首。



歌舊本歎に誤元曆本に従つ目録にもかくあり、  
吾妹兒者常世國爾住家良思昔見從變若益爾家利。

吾妹兒は坂上郎女をさす、○常世國は本居氏云此處に云る常世は人も何も、とはにし  
て變らず死すよろづにめでたき國を云るなり、是は漢籍ごとに依こと多き世になりて、彼  
いはゆる蓬萊山などの説によりて、此方に云來れる遙き國を云、其名を借れるものなり、か  
の蓬萊など云る所も、海路はるかに隔りて、至りがたき所を云なれば、此方にいはいゆる常世  
國、是に似たるうへに、又とことにはにかはらぬことをも、登許余と云ことさへありて、其名まで  
あひかなへる故に、かれこれを以附會たるものなり、然るを後人は、たゞ常世と書る字に泥  
み、又漢の蓬萊などのことをのみ思ひて、上代の意を深く考へざるゆゑに、不變不死を常世  
國の本義と心得居るは、ひがことなり、上代に常世國と云るは、何方にされ、此皇國を遙に隔  
り、離れて、たやすく往還がたき處をひろく云ことにて、名義底依國の由なり、上代に云るは、  
皆此意の外なし、不變不死の意に云るは、此處なると、五卷に、等己與能久爾能阿麻越等賣可  
毛、九卷に、常世爾至云々、老目不爲死不爲而永世爾有家留物乎、これらなり、書紀雄略卷に、浦  
島子、が事を記されたるは、疑はしきがうへに、到蓬萊山と書れたるは、彼紀の辭として、よろ  
づに漢をまねられしなれば、ゆめ此文などに迷ひて、常世國を、蓬萊のこと、と思ひ誤りそ、

と云り、なほ古事記傳に詳し、此説の如く、常世國を、かの蓬萊山のこと、とするは、そのもと附  
會たる説なれば、此歌の頃などは、既く其本を失れて、附會説に依て、蓬萊の事を云こと、意  
得たり、ときこえたり、○變若益爾家利は、若がへり座にけりといふなり、變若は、既く三卷に  
具云り、益は座の借字なり、○歌意は、吾妹子は、不變不死、めでたき常世國に往て、住居けるな  
らし、そのゆゑは、この昔相見し時よりは、ささりて、若がへり座にけり、となり、

大伴坂上郎女歌二首

久堅乃天露霜置一家里宅有人毛待戀奴濫。

天露霜は天とは、天より降ものなればいふ、天のしぐれなど云が如し、露霜は、たゞ霜をいふ  
なるよし、既く云るが如し、○宅有人毛は、京の家にある人もといふにて、駿河麻呂の妻をい  
ふなるべし、毛は、自に對へていふ、これは、兄旅人、卿にしたがひ往て、太宰府にてよめるにや、  
○歌意は、秋の露霜の置て、時久しくなり、これにて思へば、京の家に留りてある人も、  
吾京を戀しく思ふ如くに、さぞや吾を待て、戀しく思ふらむとなり、

玉主爾珠者授而勝且毛枕與吾者準二將宿。

玉主は、タマモリと訓るよろし、神名帳に、土佐國吾川郡天石門別安國玉主天神社とあり、○  
勝且毛は、古事記神武天皇條に、加都賀都母伊夜佐伎陀豆流延袁斯麻加牟と見ゆ、本居氏傳



云、加都賀都母は、且々もなり、こは事の未慥ならず、はつゝなるをいふ辭なり、假令ば、且々見ゆとは、未さだかには見えず、はつゝに見え初るをいふ、其は、慥に見ゆると、未見えざるとの中間なる故に、且見え且未見えと云意にて、且々と重ね云なるべし、萬葉四に、玉主爾云々勝且毛を、玉主爾の上へ移して見べし、こは且々も玉主に玉をば授てと云るにて、未うけはりて授、畢ぬるにはあらざれども、先はつゝに授初たる意なり、此、餘中昔の物語文などにも多かる、皆同意なりと云り、○率、率と通用、既く其例あり、字鏡に、覽伊佐奈不、と見ゆ、○歌意は、駿河麻呂を玉主にたとへ、吾女を珠になぞらへ云るにて、吾女をば、駿河麻呂へ、先はつゝ授置て、いざゝ吾は枕と唯二人宿むとなり、今までは女と共に宿しを、駿河麻呂へ授けたれば、かく云へるなり、

大伴宿禰駿河麻呂歌三首。

情者不忘物乎。儻不見日數多。月曾經去來。

儻は、多麻とは、邂逅などいふ多麻なり、本は多麻といふを疊ね云るには、數を志婆志婆といふと同例なり、今も土佐國幡多郡にては、めづらしくまれに思ひがけなきことを、多麻と云り、思ひかけずまれに來る人を、多麻に來ると云類なり、○不見日數多は、ミソヒサマネクと訓べし、ミザルヒマネクと訓はわろし、十八に、月可佐禰美奴日佐末禰美とあり、○歌意は、心

のうちにはしはしも得忘れぬ物を、たまたまにさへ、相見といふことのなき日數多く積りて、月曾經にけるとなり、

相見者。月毛不經爾。戀云者。乎曾呂登吾乎。於毛保寒毳。

乎曾呂とは、呂は添たる辭にて、虛言なり、清輔朝臣の奥義抄に、或人云、ひむがしの國の者は、そらごとをば、をそごと、云なりとあり、乎曾は即今の世にいふ、うそといふ言これなり、乎と字は親通へり、十四に、可良須等布於保乎曾杆里能麻佐低爾毛伎麻佐奴伎美乎許呂久等曾奈久、鳥と云、大虛言鳥の、眞實にも不來座君を、子等來とぞ鳴なり、靈異記に、加良酒等伊布於保乎蘇等利能などあり、○於毛保寒毳は、將御念歎にて、表の毛は歎息辭なり、○歌意は、見相て別れては、やだ月も經ぬことなるに、吾戀しく思ふと云ば、虛言とおもほしめさむか、さても悲しや、となり、

不念乎。思常云者。天地之神。祇毛知寒。邑禮左變。

邑禮左變は、誤字なるべし、契沖が管見抄、説を引て、さとれさがはり、とよめるは理なし、又楫取、魚彦は、歌飼名齋の字にて、ウタガフナユメとよむべきかと云り、こは岡部氏の考のよしなり、いかなり、若は言借名齋などありしを、寫誤れるにて、イフカナルナユメならむか、(但齋字はユメといふ處に、用ひたることめづらしければ、いかならむか、こはせめていふのみ)



○歌意は、情裏より眞實に思はぬを、表にかざりて思ふといふ、とおほすこともあらむか、もし吾思ふといふ事の、いつはりならば、天地の神祇も其證に立賜はむぞ、努々おぼつかなくおほしめすことなかれ、となり、此上また十二にも、大かた同じ歌ありて、既に具云り、

大伴坂上郎女歌六首。

吾耳曾君爾者戀流。吾背子之戀云事波。言乃名具左曾。

言乃名具左は、言の令慰といふ意なり、言のみを、うはべにうるはしく云なして、人を令慰を云言なり、契沖が、俗に、口なぐさみといふが如し、と言るは、言足はず、七卷に、默然不有跡事之名種爾云言乎、聞知良久、波少可有來とあるに同じ、○歌意は、吾ばかり、君をば片思に戀しく思ふぞ、君がわれを戀しく思ふといふことは、たゞ表に人を慰ましむるためのみにて、眞實に思ふにはあらじをや、となり、

不念常日手師物乎。翼醉色之變安寸。吾意可聞。

念字、拾穂本に思と作り、○翼醉色之は、枕詞なり、翼醉は、木名品物解に具云、○變安寸は、かねて念はじものと堅く云さだめて置し心の、また變ひかはりて人を念をいふ、○歌意は、かねて念ふまじと堅く云さだめて置し物を、然さだめしかひもなく、またかはりて人を念ふは、さても變ひやすき吾こゝろかな、となり、

雖念。知僧裳無跡。知物乎。奈何幾許。吾戀渡。

僧は、信字の誤なり、○歌意は、思へども、そのかひなしといふことは、知て居る物を、何故にそ

豫。人事繁。如是。有者。四惠也。吾背子。與裳何如。荒海藻。

こばく戀しく思ひて、月日を経渡ることごととなり、  
四惠也、吾背子とは、四惠也は、假に縱す辭にて、縱哉といふに同じ、吾背子は、吾夫子よといふ意なり、○與裳何如、荒海藻は、契沖、與は、行末のことなり、おくかなし、おくかしらずとよめり、皆行末のことなりと云り、荒海藻は、借字にて、有めなり、あらむといふに同じ、さて上に許會などいふ辭なく、また下に受る辭なくして、牟といふべきを米と云るは、いとめづらしけれど、古歌の偏格の一なり、二卷に、玉葛花耳開而不成有者、誰戀爾有目、吾孤悲念乎、三卷に、不見十方、孰不戀有米、山之末爾、射狹夜、歷月乎、外爾見而思香、十四に、斯太能字、良乎、阿佐許求布彌波、與志奈之爾、許求良米、可毛與余志、許佐流良米、などある、此等牟と云べきを米と云たるなり、又七卷に、吾背子乎、何處行目跡、十四に、可奈思伊毛乎、伊都知由、可米等、などあるも、牟といふべきを、米と云るにて、同じ、此餘下に續く辭あるとき、牟と云べきを、米と云ることは、甚多し、委くは余が歌詞三格例に云り、披考べし、○歌意は、つゞいひ初めたるのみにて、いまだ事成しともなきに、豫て人言繁くいひさわがることよ、かゝらば行末もいかゝあら



むいとおぼつかなし、よしや吾夫子よ、たとひ人言はしげくとも、そこにはさはらずして、相見むとなり、

汝乎與吾乎。人曾離奈流。乞吾君人之中言。聞越名湯目。

汝乎與吾乎は、汝と吾とをといふなり、汝乎の乎は助辭なり、○乞吾君は、いで、吾が君よといふ意なり、乞は、既く云つ、○中言は、吾と人との中をいひよこす言なり、けだしくも人の中言聞るかもなど、よめり、○聞越名湯目、越字、舊本には起と作り、今は異本に従つ、十二にも有超名湯目とあると、同語例なり、越は、有許會行許會などいふ、乞望辭の許會と同じきを、莫と云に續くに引れて、許會を轉じて許須といへるなり、名は莫の借字なり、○歌意は、汝と吾との中を、人の邪をいれて、さへ離さむとぞすなる、いで、吾君よ、人の讒言いかにあらむとも、努々聞入給ふ事なかれとなり、戀戀而相有時谷。愛寸事盡手四。長常念者。

○歌意は、末長く相見むとおぼし賜は、吾戀しく思ひ、て、からうして、かくあひたる時なりとも、愛しき言の限を盡して、かたらひ賜ひてよとなり、

市原王歌一首。

網兒之山。五百重隱有。佐堤乃埒。左手蠅師子之夢。二四所見。

網兒山は、志摩國英虞郡の山なり、一卷に、嗚呼兒乃浦六卷に、吾乃松原、吾下兒、字脫、七卷に、吾兒之鹽干、又阿胡乃海などある、皆同地なるべし、○五百重隱有は、外より見れば、網兒山の幾重も疊りて、佐堤埒を立隠せる故に云なるべし、○佐堤乃埒は、八雲御抄に、伊勢國の名所としるし賜へるは、いか、あらむ、本居氏云、神名帳に、伊勢國朝明郡志氏神社あり、今もして崎といふ、さてこの佐堤の佐は、信か詩の誤にて、志氏の埒なるべし、○左手は、小網なり、一卷に見えて、そこに具註つ、○二四は、さだかにしかるときにいふ辭なり、上にたび、出たり、○歌意は、佐堤の埒にて小網さし延て、漁業せし女のうるはしかりしが、忘れられずして、夢にさへさだかに見ゆるとなり、(契沖が序歌とせるはあらず、)

安都宿禰年足歌一首。

安都宿禰年足(都字、舊本に都と作るは誤なり、今は目錄に従つ、其故は、安部氏は加婆禰朝臣、安部氏は加婆禰宿禰なればなり、都は、古ッの借字にのみ用ひしこと、集中など皆然り、然るにこの安都は、阿刀とも書たれば、アトと唱しなり、紀伊國伊都郡土佐國土佐郡都佐坐神社などは古より都を、トの假字とせるなるべし、年足は傳未詳ならず、續紀に、養老三年五月乙丑朔癸卯、正八位下阿刀連人足等賜宿禰姓、寶龜二年十一月丁未、正六位上阿刀宿禰真足授外從五位下、三年四月庚午、外從五位下安都宿禰真足、爲大學助、又阿都宿禰長人と云も見ゆ、



契沖云、年足は人足が子にて、眞足が父などにや、  
佐穂度、吾家之上、一鳴鳥之。音夏可思、吉愛妻之兒。

佐穂度は、佐保河を渡りての意なり、河をいはねど、度と云れば河なることしるし、契沖が、佐保川のあたりなり、と云るはわろし、今、京よりこのかた、五條わたりなどいひ、遊仙窟に、此處などあるは、古言にあらざ、○吾家之上、二は、吾が家の邊にの意なり、上は、ほとり、あたりなどいふがごとし、吾家を和藝弊といふこと、古事記書紀集中五卷十八卷などに、假字書見えたり、我伊の切藝にて、吾之家なり、又五卷に、和我覇、又和何弊ともあれば、かくも訓べし、○鳴鳥之、といふまでは、音なつかしきといはむ序なり、八卷に、足日本乃山下響鳴鹿之、事之可母吾情、都末、事は聲の誤か、○音夏可思、吉は、聲馴著しきなり、略解に、コエナツカシエとよまむか、エは、ヨと云に同じとあるは、わろし、七卷にも、麻衣著者夏櫻、十九に、喧霍公鳥聞者夏借など見ゆ、集中に、多き詞なり、○妻之兒、兒、字、古寫本には子と作り、と云るは、兒は親辭なり、十卷に、其夫乃子我、十八に、波之吉余之曾能、都末能古等などもあり、○歌意かくれたるところなし、大伴宿禰像見歌一首、  
像見は、續紀に、寶字八年十月庚午、正六位上大伴宿禰形見、授從五位下、景雲三年三月戊寅、爲左大舍人、助、寶龜三年正月甲申、從五位上など見ゆ、

石上零十方雨、一將關哉、妹似相武登、言義之鬼尾。

石上は、零をいはむとての枕詞なり、貫之集に、紅にもみちすればや石上、零らむ毎に野べを染らむ、此は大和に石上の布留てふ地ありて、武烈天皇紀歌に、伊須能箇瀧賦、屢鳴須擬底、と見えたるを、はじめ、集中に、石上振之神、石上ふるの早田などやうに多くよめるを、その石上を即枕詞にとりなして、雨の零にいひかけたるなり、津國の何者思はず、山背の常に相見む、などよめる類なり、○將關哉、將、字、古寫一本に、明と作るはわろし、は、ツ、マ、マ、ヤと訓べし、雨障とも云る障なり、關、字は、塞はる義もて書り、關は、閉也、塞也と見ゆ、○義之は、義之の誤にて、テシの假字なるよし、はやく云る如し、○歌意は、妹にあはむと契りしものを、たとひ今夜雨の降とも、それに塞らむやは、いとはずして行むとなり、

安倍朝臣蟲麻呂歌一首。

安倍朝臣蟲麻呂、字、拾穂本には部と作り、は、續紀に、天平九年九月己亥、正七位上阿倍朝臣蟲麻呂等、授外從五位下、同十二月壬戌、爲皇后宮亮、同月丙寅、少進從五位下、十年秋、閏七月癸卯、爲中務少輔、十二年九月丁亥、太宰少貳藤原朝臣廣嗣反、云々、己丑、勅阿倍朝臣蟲麻呂等、亦發遣、任用軍事、同年十一月甲辰、從五位上、十三年閏三月乙卯、正五位下、八月丁亥、爲播磨守、十五年五月癸卯、正五位上、勝寶元年八月辛未、爲兼紫微、大忠、三年正月己酉、從四位下、四年三月



甲午中務大輔從四位下安倍朝臣蟲麻呂卒と見えたり、  
向座而雖見不飽吾妹子一立離住六田付不知毛。

向座而座字拾穗本には居と作りは十五中臣朝臣宅守與狹野茅上娘子贈答歌中に牟可比爲豆一日毛於知受見之可杆母伊等波奴伊毛乎都奇和多流麻豆とあり○歌意かくれたるところなし按に此は廣嗣が事によりていでたちし時によめるか又播磨守なりしほど任國に赴むとするときなどによめるにもあるべし。

大伴坂上郎女歌二首。

不相見者幾久毛不有國幾許吾者戀乍裳荒鹿。

不相見者は者は而字の誤かアヒミズテとあるべし上に不相見而氣長久成奴とあるを思合べし○歌意かくれなし。

戀戀而相有物乎月四有者夜波隱良武須臾羽蟻待。

夜波隱良武は夜は明ずてあるらむの意なり隱とは夜隱といふ時の意得なり既く三卷に云り○蟻待は在待なり○歌意は戀しく思ひてからうじて相見てある物を月のあるにておもへば未夜は明ずてあるらむしは待賜へとなり。

〔右大伴坂上郎女母石川内命婦與安倍朝臣蟲麻呂之母安曇外命婦同居姊妹同氣之親焉緣此

郎女蟲麻呂相見不踈相談既密聊作戲歌以爲問答也。

石川内命婦は安麻呂卿の妻邑婆の事なり此上に云つ○安曇外命婦は邑婆の姊妹なるべし○焉字拾穗本には也と作り○也字拾穗本には而已と作り。

厚見王詞一首。

厚見王は續紀に勝寶元年四月丁未授無位厚見王從五位下七年十一月丁巳遣少納言厚見王奉幣帛于伊勢太神宮寶字元年五月丁卯授厚見王從五位上と見ゆ、  
朝爾日爾色付山乃白雲之可思過君爾不有國。

朝爾日爾はアサニヒニと訓べし(日をケとよまむはこはわろし)朝毎に日毎にの意なり○白雲之此空では序にて過をいはむ料なり雲の餘所に過行をもていひつゞけたり(契冲がもみちと雲とまじりて見もあかぬごとく一往に見ておもひをやり過すべき君にあらざるとなりと云れどさる意はなし)○歌意は思ひをよそに遣失ひて止べき君にてあらぬことなるにとなり。

春日王歌一首。

春日王は三卷に出づ元曆本古寫一本等に志貴皇子之子母曰多紀皇女也と註せり、  
足引之山橘乃色丹出而語言繼而相事毛將有。



山橋は、品物解に具云り、古今集に、吾戀を忍ひかねては足引の山橋の色に出ぬべし、現存六帖に、あし引の山橋の木がくれて身はいたづらになる世なりけり、又いはがねはみどりもあけもはえ色の山橋のときはかきはに、○語言繼而は、本居氏、此まゝにては、結局にかなはず、言は者の誤にて、カタラバツギテならむと云り、○歌意、本二句は序なり、色に顯はして、人目を憚らず、吾思を語らば、繼てあふ事もあらむ、さなくては、繼てあふことはあるまじければ、今は人目をはからずして、色に出むとなり、

嬪子湯原王歌一首

月讀之光二來益足疾乃山乎隔而不遠國

月讀は、ツクヨミと訓べし、月夜、月讀などいふときは、月をツクヨミといふ例なり、(ツクヨミ、ツクヨミ、といふはわろし、古事記に、次洗右御目時所成神名、月讀命、書紀に、次生月神、一書云、月弓尊、月夜見尊、月讀尊) ○山乎隔而乎字、古寫一本には寸と作り、これに依ば、ヤマキヘナリテと訓べけれど、わろし、なほ舊本に従べし、○歌意は、山を隔て遠き方にあらば、力なかるべし、さる山を隔て、遠きにあるには、あらぬことなるを、月の光をたよりにて、夜々通ひ來せとなり、

湯原王和歌一首

元曆本、古寫本等に、不審作者と註し、古寫一本、拾穂本等には、作者未詳としるせるは、皆舊本

の亂れたるによりて云るなり、此は決て湯原王の和賜へる歌なるべし、  
月讀之光者清雖照有惑情不堪念

歌意は、いはるゝ如く、月の光は清明照してあれども、妹を思ふ心の闇にまどひてあれば、往て相見るには、得堪じとぞ思ふとなり、

安倍朝臣蟲麻呂歌一首

倭文手纏數二毛不有壽持奈何幾許吾戀渡

倭文手纏、文、舊本父に誤、今改は、枕詞なり、倭文は借字にて、賤手纏と云なるべし、賤と云るは、やゝ後ながら、今昔物語に、賤の鞍、賤の水干、賤の弓胡蝶など云る類の賤にて、其品の賤しく下れるをいふ稱なるべし、手纏は、(字)だまき、卷子の類をいふには非ず、古事記に、左御手之手纏、集中十五に、多麻伎能多麻乎などあるこれなり、さてその賤の手纏は、品下りて物數ならぬ由にて、數にも不有とはつゞけたるならむ、冠辭考に、倭文、布を織料の字だまきは、數多き物故に、數とつゞけたり、と云るは當らず、いかにといふに、數多き物こそ多かるに、殊に倭文の字だまきを、取出ていふべき所にもあらず、はた直に數てふ言耳にかゝれる語勢に非ず、かならず數にも不有といふまでにあづかるべき言にこそあれ、○壽持は、略解に云、壽は、吾身二字の誤にて、ツガミモチなるべし、卷五に、しづたまき數にもあらぬ身二波あれど、あ



るとおなじつゞけさまなりと云り持はモチと訓べき例なり(モチとよめるはいとわろし)○歌意は物數にもあらず賤しき吾身なれば吾をよはれとおもふ人もあらずとさる賤しき身にして何故にそこばく人を戀しく思ひて月日を経渡ぞかく戀しく思ひてもそのかひなき事なるをとなり

大伴坂上郎女歌二首

眞十鏡磨師心乎縦者後爾雖云驗將在八方

本句は上此同郎女怨恨長歌にもありて其處に云りかにもかくにも君が縦にと委ね任す意なり○後爾雖云は後に悔てとにかくいふとももの意なり○在字拾穂本には有と作り○歌意はときみがきて曇りなき清心をかにもかくにも君が縦にと委ね任せてあらむにもし後に君がころがはりして契をたがへたらむその時に悔てとにかくいふともそのかひあるまじきなればはじめより委ね任せてたのむべきにあらずとなり

眞玉付彼此兼手言齒五十戸常相而後社悔二破有跡五十戸

眞玉付は緒といふ意につゞく枕詞なり十二に眞珠服遠兼念一重衣一人服寝又眞玉就越乞兼而結鶴言下紐之所解日有米也などあり○彼此兼手手字拾穂本には而と作りは今と行さきのことを兼帯て云意なり○言齒五十戸常はイヒハイヘドと訓べしかへす

がへす云よしなり○二字は衍なるべし○歌意は今も行さきも心は變らじと君はかへすがへすのたまへども逢ての後にこそ悔ることはありといふなれとなり

中臣女郎贈大伴宿禰家持歌五首

中臣女郎は傳未詳ならず

娘子部四咲澤二生流花勝見都毛不知戀裳摺可聞

娘子部四は品物解に云こゝは咲澤といはむ料の枕詞なり十卷に姫部思咲野爾生白管自又佳入部思咲野之芽子爾などあり又十一に垣津旗開沼之管乎十二に垣津旗開澤生管根之などあるも同じさまのつゞけなりこれらに依て思ふに七卷に姫押生澤邊之眞田葛原とあるも生澤はサキサハなり(古來此歌をオフルサハへノと訓來しは誤なり)生をサキと訓ことは考證あり彼歌下に具註べし○咲澤は一卷末に長皇子與志貴皇子於佐紀宮俱宴とある佐紀なり彼處に具云りこゝは彼地にある澤なり○花勝見は花草名品物解に具註り此までは都をいはむ料の序なり○都毛不知は契沖かつてといふ心なり常に夢にもしどを用ふるはむかしといふ心なり今都字をかけるはすべてといふ心なり常に夢にもしらずかつてしらすといふこれなり日本紀に此都字をふつにともよめり世にひたすらみずさかすなどをふつにみずさかすかつてみずさかすといふに同じ心なりと云り其なり



(但し曾嘗などの字を、カッテと訓て、むかしといふ心とするは、後世漢籍訓には多けれども、古言にはなし、古言には、この意のみに云り、古事記に、火遠理命以海佐知釣魚、都不得一魚、皇極天皇紀に、都續紀二十七詔に、此乃世間乃位乎婆樂求多布事波都天無、此集七卷に、常者曾不念物乎、十卷に、木高者曾木不殖、十二に、繩乘乃名者曾不告、十三に、戀云物者都不止來、十六に、吾待之代者曾無などあり、○歌意は、今までは、夢にもかつてしらざりし、くるしき戀をもする事哉となり、古今集に、陸奥の淺香の沼の花勝見且見る人に戀や渡らむとあるは、心異りたれど、序のさまは相似たり、現存六帖に、花勝見かつ見るからに物を思ふつらき心のしげり増れば、又よしやたゞかりにもよらじ花勝見かつ見なれば亂れもぞする、

海底。奥乎深目手。吾念有君二波將相。年者經十方。

歌意、かくれたるところなし、

春日山。朝居雲乃鬱。不知人爾毛。戀物香聞。

歌意、本二句は序にて、かくれたるところなし、

直相而見而者耳社靈剋命向吾戀止眼。

見而者耳社は、見たらばこそ吾戀止め、さらすは止じとつゞく意なり、耳と云るは、見たらば止む耳といふ心もて云るなり、さらすは、外に止べき爲方のなきよしなり、○命向は、契冲

が命にあたる心なり、命ばかり捨がたきものなきに、戀も思ひ捨がたきは、命に同じきなりと云り、誰も其意に意得來つめれど、なほよくおもふに、さにはあらず、向は、敵對の意に云るにて、俗言に云ば、命を相手にしてといはむが如し、身命も失ば失ばかりに、つよくせめて戀る義なり、八卷に玉切命向戀從者、公之三船乃梶柄母我、十二に、眞十鏡直目爾君乎見者許增命對吾戀止目などあり、○歌意は直に見たらばこそ、命を相手にして、つよく戀しく思ふ吾戀の止ことあらめ、さらすは外に止べき爲方はあらじとなり、さらすは外にと云に、耳の言の意こもれり、心を付べし、

不欲常云者將強哉吾背菅根之念亂而戀管母將有。

菅根之は、枕詞なり、十二に、玉葛無意行核山菅乃思亂而戀乍將待、十一に、山菅亂戀耳命爲乍などあり、○母字、拾穂本には毛と作り、○歌意は、中々にはじめより、いなわはじといひはなちてあらば、いかでしひてはいはむ、吾夫よ、吾もおもひ亂れながらに、さても有なむをとなり、

大伴宿禰家持與交遊久別歌三首

久字、舊本は脱たり、目錄に従つ、

蓋毛。人之中言聞可毛。幾許雖待君之不來益。



聞可毛は、聞賜へればか、さても待遠やの意なり、○歌意かくれたるところなし、

中々爾絶年云者如此許氣緒爾四而吾將戀八方

氣緒爾四而は、氣緒は生緒なるべし、四而と云るは、生緒にすることを、他事なくつよく物する意よりいふ言なり、○歌意なまなかに中絶むとのたまは、かくまで命にかけて、戀しくは思ふまじきを、さても人を苦しましむることとなり、

將念人爾有莫國勲情盡而戀流吾毳

將念一本には相念とあり、いづれにてもあるべし、十一に將念其人有哉鳥玉之、毎夜君夢西見所とあり、○歌意かくれたるところなし、

大伴坂上郎女歌七首

謂言之恐國會紅之色莫出曾念死友

謂言之は、モノイヒノと訓べし、イフコトノとよめるは、わろし、拾遺集にも、こゝにしも何句ふらむをみなへし人の物言さがにきく世に、とあり、○紅之は、古今集に、紅の色には出じ隠沼の下に通ひて戀しき物を、十卷に、外耳見筒戀牟紅乃末採花乃色不出友とあり、○歌意は、人のものと言のおそろしき世ぞ、たとひ戀しくて、思ひ死に死ぬとも、色にあらはし賜ふことなかれとなり、(國は、世と聞べし、)

今者吾波將死與吾背生十方吾一可緣跡言跡云莫苦荷

言跡云莫苦荷は、云ぬことなるにの意なり、上の言跡は例の唯軽く添たる辭にて、云莫國といふに同じ、○歌意は、今は死なむ吾夫よ、たとひ生ながらへてありとも、吾によるべしとは云ぬことなるにとなり、

人事繁哉君乎二鞘之家乎隔而戀乍將座

二鞘之は、通え難し、契沖は、二鞘は、先表はかたなの鞘にて、其を喻にかりてよめるなり、日本紀第九に、七枝刀一口七子鏡一面などあり、なゝつさやならば、七鞘と有べきに七枝としもかけるは、鞘の惣體はひとつにて、刀七口をさせりとみゆ、たとへば一もとの木より、なゝつの枝わかれ出たるやうなれば、七枝と有なり、同じ日本紀に、兩枝船とかきて、ふたまたのふねとよめるを、准じて心得べし、紀氏六帖かなたの歌に、あふことのかたなさしたるなゝつこのさやかに人のこひらるゝかな、鞘の歌に、なゝつこのさやのくちゝつどひつゝ、我をかたなにさして行なり、此二首、日本紀の七枝刀といへるに同じ、かやらの鞘、今は聞えず、又ひとりして、刀七つさゝむものなし、これは今の世、かたな筥とて入おくを、むかしは七つこの鞘有て、さしおきけるにや、これに准ぜば、七口にかぎらず、おほくもすくなくもさすべし、さればこそ、此歌ふたさやとよめるは、刀二腰をひとつさやに、口をかけこのやうにへだて



て、さしおくにたとへて、家をへだて、とはよみけめ、此歌も、又六帖に、人ことをしげしや君にふたさやの家をへだて、戀しかるらむとて、さやの歌とせり、惣の心は、人の物いひのしげくてさがなき故にや、君をわれふたつさやの刀の、かけごのへだてられて、面々に身の有とくととなり、まぢかく有ながら逢こともえせで、よそにのみ戀つ、をらむの意なり、鞘を刀室といふは、人の家にあるにたとへたれば、家を鞘に喩へん事、勿論なりと云り、今按に、書紀に、七枝刀とあるによりて、つらく、思ふに、今世には聞えねど、古は刀劔をたくはへおくには、幹をひとつ立て、それに刀室を多くも少くも附て、刀ををさめ置けるにや、こは身に帶とさの事にはあらず、常に家にたくはへおくときのことなり、そは下におけば、濕などにあたりて、いたむことのあるゆゑに、かくせしなるべし、さてその刀室の數によりて、七あれば七、佐夜といひ、二あれば二、佐夜といひて、三四幾箇にても、その數にしたがひて、幾佐夜と云るならむ、かくてその刀室を幹に附たるさまの、木の枝に似たる故に、書紀に、枝字を書れしなるべし、さてその刀はいくつにても、一月一刀各別に、刀室を隔て納れば、家を隔といはむとて、二鞘之とは云るにやあらむ、○歌意は、君と一家に相住まほしくは思へども、人言の繁さに、家を隔て居て、戀しく思つ、のみあらむ歎となり、

比者千歳八往裳過與吾哉然念欲見鴨

比字、古寫本に此と作るはわろし、○欲見鴨は、ミマクホリカモと訓べし、ミマクホシカモとよめるはわろし、廿卷に見麻久保里香聞とあり、○歌意は、このごろ君に相見ずして、千歳の長き間の過來にしや、と思ふは、さにはあらで、ひとへに相見まほしく思へばか、吾おもひなして、しか長き間を経しと思ふならむ、嗚呼さても戀しや、となり、

愛常吾念情速河之雖塞塞友猶哉將崩

雖塞々友は、セキハセクトモと訓べし、おもふに、本は塞雖塞友とありけむが、顛倒たるか、されど猶友字は、餘れるに似たれど、雖干常と書ると同例なり、○歌意は、深く愛しと吾思ふ心は、たとへば速河の塞てもせかれぬ如く、やるせなき胸中を、一たびは塞とめても、猶止まらずして、つひには思の溢れあまりて崩なむか、となり、

青山乎横敏雲之灼然吾共咲爲而人二所知名

横敏雲之敏字、拾穂本には殺と作り、は、灼然といはむ料なり、○歌意、契冲云、青山のいたく青みわたれるに、帯の如くよこされる白雲の、まきれなきやうに、いちしろく、われに向ひてゑみて、さればよと、ひとにしらるなり、

海山毛隔莫國奈何鴨目言乎谷裳幾許乏寸

目言目字、古寫本に自と作るは誤、は、既く二卷に出づ、見ると言、と二なり、○歌意は、海も山も、



隔りたるにはあらぬことなるに、何故なれば、見る事さへも、言をかはず事さへも、そこばく  
乏き事ぞ、せめてたゞしばしだに、見る事なりとも、いふことなりとも、かなふものならば、か  
くは苦しかるまじきを、といふなり、

大伴宿禰三依悲別歌一首

照日乎。闇爾見成而。哭淚衣沾津。千人無二。

照日乎は、テラスヒヲと訓べし、本居氏は、日は月の誤にて、テルッ。キヲなりと云り、○闇爾見  
成而は、成とは、變成にて、明なるものを、闇に見變よしなり、十二に、久將在君、念爾久方乃清  
月夜毛闇夜耳見とあり、○千人無二は、九卷に、三河之淵瀬物不落左堤刺爾衣手濕干兒波無  
爾ともあり、○歌意は、照日の明なるをも闇に見變してなく、おびたゞしき涙に衣を沾しつ  
るを、妹にわかれては、外に干べき人もあらねば、いかにとかせまし、となり、

大伴宿禰家持贈娘子歌一首

百磯城之。大宮人者。雖多有情。爾乘而所念妹。

歌意は、大宮人の數々多くある中に、その容儀の常に吾心の上にかかひて、愛しく思はる、  
妹となり、十一に、打日刺宮道人雖滿行吾念公正一人、  
得羽重無妹二毛有鴨。如此許。人情乎。令盡念者。

令盡念者は、盡さしめたるを念へばの意なり、○歌意は、かくばかり情をつくして、戀しく思  
はしめたるを念へば、さてもあいそなく、心づよき妹にてもある哉、となり、上の湯原王歌、こ  
れに大かた同じ、

大伴宿禰千室歌一首

千室は、傳未詳ならず、○首の下、舊本に未詳、二字あるは、後人の加筆なるべし、

如此耳戀哉將度秋津野爾多奈引雲能過跡者無二

度字、拾穂本には渡と作り、○秋津野は大和國吉野郡下市といふ地なりと云り、一卷幸于吉  
野宮之時、人麻呂長歌に、花散相秋津乃野邊爾とよめり、○歌意は、思ひの過失るといふこと  
はなしに、かくばかりに戀しく思ひつゝ、長き月日を渡らむか、となり、第三四句は序のみな  
り、

廣河女王歌二首

廣河女王は、類聚抄、古寫本等に、穗積皇子之孫女、上道王之女也、と註せり、續紀に、寶字七年正  
月甲辰朔壬子、無位廣河王、授從五位下、とあるは、この女王なるべし、

戀草呼力車二七車積而戀良苦吾心柄

戀草は、契沖云、只戀なり、草は、さまざまの事につけていふ詞なり、此集にも、目さまし草など



よめり、戀路のしげきをいふなり。○力車は物を多く積て、力人の引車なり。榮化物語に、又おほちのかたを見れば、力車にえもいはぬおほ木どもに、綱をつけて、さげびの、しりひきもてのぼる。○七車は、七は數多きをいふ言にて、戀る心の多かるを、車に積ば、七車ばかりあるこゝろなり。狹衣に、七車積とも盡し思ふにもいふにもあまるわが戀草は、鳥部山物語に、戀草は積とも盡ぬ七車の又めぐりあふこともやと、などあり。○吾心柄は、自吾心といふに同じくて、心裏より眞實に思ふよしなり。○歌意は、吾心裏より眞實に戀しく思ふことの、繁く重き事をたとへていは、物を力人の引車、七軸に積たらむが如し、となり。此歌六帖に、末句を積てもあまる吾心かなと改めて載たり。

戀者今葉不有常吾羽念乎何處戀其附見繫有

戀者今葉は、八卷に、時者今者春爾成跡とあると、同じ語勢なり。○念乎は、念ひつるにの意なり。○戀其は、戀歎と云むが如し。○歌意は、契冲云、月日を経しものおもひに、戀といふべきほどの戀を盡しつれば、今は戀といふものはあらじとおもひしを、いづくのくまにかくれたる戀のありて、かくおそろしく、熊狼鷲くまだかななどの、つかつかく如くなるぞ、と俳諧によみたまへり。第十六穂積親王の御歌に、家にありしひつにさうさしをさめてし戀の奴のつかみかゝりて、これも同じ心なり、つかひは、欄櫻などなり。

石川朝臣廣成歌一首

石川朝臣廣成、川字拾穂本には河と作り、類聚抄、古寫本等に、後賜姓高圓朝臣氏也、と註せり、(但類聚抄には、圓を岡と作り、袋冊子に引るには向と作り、皆わろし)續紀に、寶字二年八月朔、從六位上石川朝臣廣成、授從五位下、四年二月壬寅、從五位下石川朝臣廣成、賜姓高圓朝臣、辛亥、從五位下高圓朝臣廣成、爲文部少輔、五年五月壬辰、從五位下高圓朝臣廣成、爲攝津亮、八年正月乙巳、從五位下高圓朝臣廣成、授從五位上、己未、從五位上高圓朝臣廣成、爲播磨守、景雲二年二月癸巳、從五位上高圓朝臣廣成、爲周防守、六月乙巳、從五位上高圓朝臣廣成、爲伊豫守、寶龜元年十月甲寅、伊豫守從五位上高圓朝臣廣成、授正五位下、とあり、廣成は後に廣成を改めしなるべし。

家人爾戀過目八方河津鳴泉之里爾年之歷去者

泉之里は、山城國相樂郡泉川のあたりなり。○歌意は、家人を戀しく思ふ思ひを、遺失はむと思へども、泉里に別れ來て、年を久しく歴ぬれば、たやすく思ひ過し失はるゝ事にてなし、さても苦しやとなり、此は天平十二年の冬、奈良の京より、久邇の都へうつらせ賜ひて後、年を超て、奈良の故郷にとゞまれる妻をおもひて、よめるなるべし。

大伴宿禰像見詞三首



吾聞爾繫莫言刈薦之亂而念君之直香曾

吾聞爾はアガキニと訓るよろし(ワガキクニと訓むはわろし)○刈薦之は亂の枕詞なり  
○直香曾(會)字拾穂本には乎と作り直香はすべて人のうへの實事を此方にて聞ことに云  
り本居氏集中に見えたる多太加といふ詞と麻佐加といふ詞とまぎらはしきが如しそは  
まづ多太加の方は君之直香公之正香吉美賀多太可妹之直香妹之正香などありて此外の  
いひざまはなし麻佐加の方は直坂者君爾縁西物乎また何時之眞坂毛常不所忘また麻左  
香毛可奈思また麻左可思余加婆また伊未能麻左可母などありて多太加とはいひさまい  
たく異なりさて多太加とは君また妹を直にさしあて云る言にて君妹とのみいふも同  
じことに聞ゆるなり麻佐加とは行末に對へて今さしあたりたる時を云りと云り猶玉勝  
間八卷に具し○歌意は君がうへの事をとありしかくありしなど吾聞時に言葉にかけて  
ゆめゆめ言出ることなかれ思亂れてあるをりなれば君がうへの事をきつてはいよいよ  
堪がたければぞとなり

春日野爾朝居雲之敷布二吾者戀益月二日二異一

本二句は序にて雲の幾重ともなく重なるをもて重々にといひつゞけたり○吾者戀益は  
アハコヒマサルと訓べし○異の下二字舊本一に誤古寫本拾穂本等に従つ○歌意かくれ

たるところなし

一瀬二波千遍障良比逝水之後毛將相今爾不有十方

後毛將相はノチニモアハムと訓べし十二に高湍爾有能登瀬乃河之後將合妹者吾者今爾  
不十方此下に云云人者雖云若狹道後瀬山之後毛將合妹とあり○歌意は岩などに塞れて  
一瀬のうち千度も障りつゝ逝水の此方彼方に別れても末は一に流れあふごとく今な  
らずとも後つひにはよりあはむととなり崇徳天皇御製に瀬を速み岩に塞るゝ瀧河の分  
ても末に逢ひとぞ思ふとある心なり

大伴宿禰家持到娘子之門作歌一首

如此爲而哉猶八將退不近道之間乎煩參來而

此如爲而哉は爲而はうけはりて物する意の詞哉は軽く添たる辭なりしからざれば猶八  
の八に重りてまぎらはしきなり例は二卷に具云り○猶八將退は猶は借字にて五卷令反  
感情長歌の反歌に比佐迦多能阿麻遲波等保斯奈保奈保爾伊弊爾可弊利提奈利乎斯麻佐  
爾とある奈保と同言にて云々せむと思ふことを黙止りて徒に打過ることをいふ言なり  
○歌意は遠き道の間をからうじてかにかく苦惱まゐり來てあるなれば思ふ如く妹にあ  
ひ見てあらばそのかひあるべきにかくの如くして妹にあふことを得爲ず黙止りて空



しく徒に罷りかへらむとなり、

河内百枝娘子贈大伴宿禰家持歌二首。

河内百枝娘子は、傳未詳ならず、河内は氏百枝は字か、

波都波都爾人乎相見而何將有何日二箇又外二將見。

波都波都爾は、小端になり、七卷に、是山黄葉下花矣我小端見反戀十四に、久敵故之爾武藝

波武古馬能波都波都爾安比見之兒良之安夜爾可奈思母などあり、○何將有は、五卷琴娘子

歌に、伊可爾安良武日能等伎爾可母とあり、○歌意は、小端に相見てし其人を、いづれいかな

らむ日にか、又更に外ながらにも見むとなり、契沖が、又いづれの日にか、よそ人に見なさむ、

とおぼつかなく思ふなり、と云るは、甚わろし、

夜千玉之其夜乃月夜至于今日吾者不忘無間苦思念者。

其夜乃月夜は、相見し其夜の月夜より、といふなり、○歌意かくれたるところなし、六帖に、う

ば玉のその夜の月は今までも我は忘れず君によそへて、と載たり、

巫部麻蘇娘子歌二首。

巫部麻蘇娘子は、傳未詳ならず、巫部は氏麻蘇は字ならむ、續紀、姓氏錄等に、巫部宿禰の姓あり、

り、

吾背子乎相見之其日至于今日吾衣手者乾時毛奈志。

其日は、其日より、と云むが如し、○歌意かくれなし、

梓繩之永命乎欲苦波不絶而人乎欲見社。

梓繩之は、永の枕詞なり、○欲見社は、ミマクホリコソと訓べし、(ミマクホシミコソとよめる

はわろし)、○歌意は、身命の長からむことを欲することは、絶ずして、いつまでも吾背子を相

見まく欲してにこそあれ、となり、(契沖説は、むつかしくてまぎらはし、)

大伴宿禰家持贈童女歌一首。

類聚抄に、童の下に、郎字あり、

葉根蕩今爲妹乎夢見而情内二戀度鴨。

葉根蕩蕩字、拾穂本には、蔓と作り、は、古女の髪飾にせしものなり、其はいと幼稚きほどには

することなく、漸く長るほどより、せしものと見えたり、其製の詳なることは、知がたし、(契

沖が、花蕩なりと云るは、推當なり)、七卷に、波禰蕩今爲妹乎酒若三去來率來河之音之清左十

一に、波禰蕩今爲妹之浦若見咲見儘見著四紐解源平盛衰記十卷、鬼界島の事を云る所に、さ

る程に、島の住人と覺しくて、木の皮をはねかづらとして、顔に巻赤裸にてむつきをかき、身

には毛太く長く生て、長は六七尺許なる者ぞ遇たりけるとあり、彼頃までは、其製も傳り、を



り／＼はせし人もありしとおぼゆ、○今爲妹乎はイマセスイモヲと訓べし、今は今新に爲出たる義なり、此下に、今所知久邇乃京爾六卷に、今造久邇乃王都者七卷に、今造斑衣服八卷に、今造久邇能京爾十二に、新治今作路十四に、信濃道者伊麻能波里美知廿卷に、今替爾比佐伎母利我などある、今に同じ、後までも新熊野今參など云り、爲は爲賜ふと云むが如し、童女なれど其人に贈れる故に、敬ひて云るなり、漸く人と成て、今新に葉根獲したまふ妹をとなり、○歌意は、髮飾に葉根獲を、今新に爲賜ふばかりの其方を、夢にさへ見て、情の中に戀しく思ひて、月日を経渡る哉となり

童女來報歌一首

葉根獲今爲妹者無四乎何妹其幾許戀多類

無四乎(乎)字拾穂本には呼と作り、四は物の誤にてナキモノヲならむと本居氏云り、○歌意は、我は未童女なれば、葉根獲する年比には至らざるなり、さればこゝには、いまだ葉根獲する妹は無ものを、しかのたまふは、何れの妹をぞこらく戀給ふことぞ、吾ことにはあらじと云るなり(略解の説は、いとわろし)

粟田娘子贈大伴宿禰家持歌二一首

粟田娘子は傳未詳ならず、娘の下類聚抄に女字あり

思遺爲便乃不知者片垵之底曾吾者戀成爾家類

片垵は、合子などの如く、蓋ある垵に對へて、蓋なきをいふなるべし、片盤といふも、片の意は同じ、神祇式に、供神今食料、土片枕廿口、大膳式に、松尾神祭雜給料、片垵八十七口、大原野祭雜給料、片垵四十八口など見ゆ、垵は和名抄に、説文云、盃小孟也、字亦作碗、辨色立成云、末里俗云、毛比(毛比)といふは、いと古名なるを、俗云としも云るは、甚非なり、古事記に、玉器書紀神代卷に、玉鏡、玉壺、玉瓶、武烈天皇卷歌に、梅摩暮比、等由氣宮儀式帳に、御水四毛比、御水六毛比、などあり、垵字は、碗に同じ、古もはら土にて製りしゆゑに、字多くは土に従り、又鏡碗なども作り、これらも皆、其製れる物によりて作る字なり、鉢を椀鞍を椀と作るなども、其例なり、又宛と完と通、作ることも古多かり、院を宛とも書るなど、其なり、然るを略解に、こゝの垵は、椀の誤也と云るは、中々にわろし、さて本居氏、片垵は、たゞ底といはむ料のみなり、さて底になるとは、戀の至り極れると云なり、書紀に、底寶とあるも、寶の至極と云なりといへり、○歌意は、思遺失ふすべの知れねば、日月に思増て、このほどは戀の至り極りて、いともせむ方なく、苦しき物にぞなれりけるとなり

復毛將相因毛有奴可白細之我衣手二齋留目六

因毛有奴可は、因もあらねかしとねがふ意なり、○齋留目六は、衣手に夫君をいはひまじな



ひ留めて、いつまでも放ち遣じとなり、○歌意かくれたるところなし、

豊前國娘子大宅女歌一首。

大宅女は、傳未詳ならず、大宅は娘子字なり、略解に、大宅は氏なるべしと云るは、ひがことなり、吾寫一本に、未審姓氏と註り、此娘子歌六卷にも出たり、其處にも娘子字曰大宅、姓氏未詳也と註り、これにて字なることしるし、九卷に、豊前國娘子紐、兒などある類なり、

夕闇者路多豆多頭四待月而行吾背子其間爾母將見。

行吾背子は、イマセワガセコと訓べし、行は、行坐といふに同じ、吾背子は、吾夫子よと云むが如し、さて行ことをも、來ことをも、居ことをも、古言にはいまずと云り、俗言に御出被成といふに全同じ、俗に崇めて云ときは、某處へ行といふことを、某處に御出被成といふと、全同例なり、行ふことを、某處に御出被成某處に居といふことを、其處に御出被成といふと、全同例なり、行ふことに云るは、三卷に、好爲而伊麻世荒其路、此上に、彌遠君之伊座者、十五に、大船乎安流美爾伊太須伊麻須君、又多久夫須麻新羅邊伊麻須、廿卷に、安之我良乃夜敵也、麻故要且伊麻志奈婆などある是なり、猶甚多し、略解に、いませは、いにませなりと云るは、例のいと偏れる説なり、○歌意は、夕闇は道くらくてたどしければ、月の出るを待て行坐、吾夫子よ、しばしその留まれる間になりとも、見せぬらせむぞとなり、此歌新勅選集に、四句をかへれ吾背子と

て載たり、

安都屏娘子歌一首。

安都屏娘子は、傳未詳ならず、安都は氏なり、此上に安都宿禰年足とも見えたり、屏は字なるべし、上に巫部麻蘇娘子などある類なり、屏は、トピラと訓べきか、玉篇に、屏、也とあり、女の字にはめづらし、故強て考るに、雄略天皇紀に、倭國吾曷廣津邑、廣津此云比廬岐頭とあれば、安都廣津娘子なり、けむが、廣を屏に誤り、津を脱したるにはあらざるか、さらば坂上郎女など云る類に、住處の地名をもて、女字に呼なせるものとすべし、されどこれは試にいふのみなり、

三空去月之光二直一目相三師人之夢西所見

三空去は、御空往なり、○歌意かくれたるところなし、

丹波大女娘子歌三首。

丹波大女娘子は、傳未詳ならず、丹波は氏、大女、女字、舊本に脱、目錄、又古寫本、拾穗本等に從つ、は、字なるべし、

鴨鳥之遊此池爾木葉落而浮心吾不念國。

本句は、浮をいはむ料の序なり、○浮心は、浮たよひて、眞のなき心を云、○歌意かくれなし、



味酒呼三輪之祝我忌杉手觸之罪歟君一遇難寸

味酒呼(呼)字拾穗本官本等には乎と作りは三輪の枕詞なり○三輪之祝は三輪大神の祭祀を掌つかへ奉る職の人を云神代紀に草薙御劔のことを熱田祝部所掌之神是也(熱田大神の祭祀につかへ奉る職の人なり古事記垂仁天皇條に座出雲之石垣之會宮草原色許男大神以伊都玖祝之云々(草原色許男大神の祭祀につかへ奉る職の人なり)書紀神功皇后卷に小竹祝天野祝なども見ゆ欽明天皇卷に天皇命神祇伯敬受策於神祇祝者適託神語報曰云云ともあり職員令義解に祝部謂爲祭主贊辭者也とありてその祭主は職掌にはあらず祭をなす主人のことなりと本居氏の云る如し贊辭は祝詞の類なりかくて神主祝部とならべいふときは神主は其神に親く仕奉る人を云祝部は其社の事執人を云ことなれど上代にいへるは後に神主祝部禰宜内人など云類をおしこめてすべて祭祀のこと掌人を云るときこえたり集中に祝部等之齋三諸乃住吉爾伊都久祝之などいへるみな其なり(俗に社人社家などいふ如く總號と見てあるべしさて祝部といふを氏とし姓としたることややゆるく見えたりは山城國相樂郡祝園郷を古事記に波布理曾能和名抄に上野國新田郡祝人郷波布利などある是なり名義はいかならむ詳に思得ず(谷川氏はふりは羽振の義なるべし羽は衣袖のことなり立まふ袖などいふ意ならむと云れどいかゞならむ)祝の事なほ古事記傳二十二に云るをも合見て考べし○忌杉は神杉にて人の手など觸しめざらむ爲に標繩引延などして神主部が齋おける杉なり七卷旋頭歌に三幣取神之祝之鎮齋杉原燎木伐殆之國手斧取奴十三に神名備能三諸之山丹隱藏杉なども見えたり○手觸之はテフリシと訓べし○歌意は三輪の神官等がいはいおけるゆゑしき其神杉に誤て手觸しことのありし其祟を蒙ふれる故にや吾禱るかひかくして君に逢ことの難きよとなり

垣穗成人辭聞而吾脊子之情多由多比不合頃者

垣穗成は契沖云垣穗は物をへだつるものなり成は日本紀に如の字をなすとよめれば垣ほのことき人ごとなりおもひ合せむとする男女の中をとかくいひ隔て遠ざくるを垣穗なす人辭と云り(已上九卷に垣保成人之横辭繁香裳不遺日數多月乃經良武又垣穗成人之誂時十一に垣穗成人雖云などあり○歌意は垣穗の如くいひ隔て男女の中を遠ざけむとする人の讒言を聞て吾夫子が心を豫猶不定とあやぶみうたがひて頃者相見ずとなり

大伴宿禰家持贈娘子歌七首

情爾者思渡跡縁乎無三外耳爲而嘆曾吾爲

思渡跡は戀しく思ひて月日を経渡れども意なり○縁乎無三は遇べき所縁が無故にの



意なり。○爲而は、うけはりて物する詞なり、上にたびたび出、○歌意かくれたるところなし、  
千鳥鳴。佐保乃河門之清瀬乎。馬打和多思。何時將通。

馬打和多思は、馬を鞭にて打て合渡といふなり。○何時將通は、娘子の心とけて、何時か、吾通  
ふべくならむの意なり。○歌意かくれなし。  
夜晝。云別不知。吾戀情蓋夢所見寸八。

歌意は、晝夜といふわかちもしらずに、ひとへに吾戀しく思ふ心は、もし其方の夢に見えけ  
りやと、娘子に問なり。  
都禮毛無。將有人乎。獨念爾。吾念者惑毛安流香。

都禮毛無とは、情おくれていとほしむべきことをも、よく堪しのびて、さりげなくするを云  
ことばなり、俗に氣づよくと云が如し、十卷に、秋田之穂向之所依片縁。吾者物念都禮毛無乎。  
十三に、酒浪來依濱丹津烈裳無假有公賀家道不知裳。十九に、山吹乃花執持而都禮毛奈久可  
禮爾之妹乎之努比都流可毛。又都禮母奈久可禮爾之毛能登人者雖云不相日麻禰美念會吾  
爲流などあり。○獨念爾。獨、字、舊本狩に誤、古寫一本、拾穂本、古寫本等に從つ、は、カタモヒニな  
り。○惑毛安流香は、惑は惑、字の寫誤にて、メグシクモアルカ、か、めぐしくといふは俗にむこ  
らしくといふに同じ、十一に、人毛無古鄉爾有人乎。惑久也。君之戀爾令死とあり。○歌意は、吾

をば何ともおもはず、つれなくてあるらむ其、人を、吾は片思に、ひとへに戀しくのみ思ひて  
あるを、しかつれなくて、かやうに思はしむるは、さてもむらしくもある哉となり、

不念爾。妹之咲儂乎。夢見而心中一燎管會呼留。

不念爾は、念ひがけなきになり。○燎管會呼留は、十七思放逸。夢見感悅。作歌に、心爾波火佐  
倍毛要都追。新撰萬葉に、人緒念心之燼者身緒會燒烟立砥者不見沼物。斡などあり。○歌意か  
くれたるどころなし、

丈夫跡。念流吾乎。如此許。三禮二見津禮。片思男責。

吾乎は、吾なるものをの意なり、俗に、吾ぢやにといはむが如し、三禮二見津禮は、羸る、事の  
絶ず甚しきをいふなり、三禮は、やつれつかる、を云、十卷に、香細寸花橋乎玉貫將送妹者三  
禮而毛有香。書紀に、羸とあり。○歌意は、かねては、いみじくした、かなる大丈夫ぞと、我身な  
がらも、ものだのもしく、思ひほこりてありし吾なるものを、そのかひもなく、かくばかりめ

めしく甚くやつれて、片思をしつ、あらむとなり、  
村肝之情。摧而如此許。余戀良苦乎。不知香安類良武。

情摧而情字舊本於に誤、古寫本拾穂本等に從つ、は、十卷に、雨零者瀧津山川於石觸。君之摧  
情者不持。十二に、從聞物乎念者我胸者。破而摧而鋒心。無などよめり、遊仙窟に、心肝恰欲摧。



○苦字拾穂本には久と作り、○歌意は心肝も破て摧けて、かくばかり吾戀しく思ふ事を、妹はそれともしらずてあるらむかとなり、

獻 天皇歌一首

獻歌は拾穂本に、大伴坂上郎女とあり、又古寫本に、大伴坂上郎女在佐保宅作也、と註せり、契沖云、下にまた獻天皇歌とて二首あり、ともに作者を出さず、又註もなし、昔より此まゝになりけるにや、○天皇は聖武天皇なり、

足引乃山二四居者風流無三吾爲類和射乎害目賜名

二四は、さだかにしかる意を思はせたる詞なり、○風流無三三三三、字拾穂本にはなし、は、ミサヲナミと訓べし、靈異記に、風流三左乎、また氣調彌佐乎、などあり、字書に、操節操、又風調曰操、とあり、拾遺集雜下に、三瀬川渡る美佐乎もなかりけり云々、○害目は、十二に、人見而事害目不爲夢爾吾云々、十八に、比等毛登賀米授、古事記に、天照大御神者登加米受而倭姫命世記に、何是間給止々可賣白支其處乎止鹿乃淵上號支、などあり、其事を難として問意なり、○歌意は、山邊に居れば、何のおもしろき風調もなきが故に、わがかくせし事を、難め賜ふことなくして、をかしと見そなはして、御心をなぐさめ賜へ、といふなるべし、此歌は、山邊より何物にまれば、天皇に獻るとて、よめるなるべし、

大伴宿禰家持歌一首

如是許戀乍不有者石木二毛成益物乎物不思四手

戀乍不有者は、戀つゝあらむよりはの意なり、○四手は、其事をうけばりて物する意を思はせたる詞なり、○歌意、かくれたるところなし、

大伴坂上郎女從跡見庄贈賜留宅女子大嬢歌一首并短歌

跡見庄は、神名帳に、大和國添下郡登彌神社、神武天皇紀に、及皇軍之得瑞也、時人仍號瑞邑、今云鳥見是訛也、とある地の庄なり、庄は、用明天皇紀に、田庄孝德天皇紀に、田庄と見ゆ、田處の義にて、知云の田地なり、かくて即其地にある宅舍をわはせて、然云るなり、通證に、後世所謂庄園也、唐韻、庄、俗字、字典、莊、田舍也、通鑑、史、昭釋文、唐置莊宅使、胡三省註、蓋主莊田外舍之事、とあり、又これをなりどころともいへり、仁德天皇紀に、田宅舒明天皇紀に、田家、繼體天皇紀に、別業と見えたり、なりは、何にまれ、生業をひらく云が中にも、農業を主と云に依て、安閑天皇紀に、稼穡、欽明天皇紀に、作田、又耕種、なども見えたり、故稼穡をする地の謂なり、○大嬢は、坂上大嬢にて、家持卿の妻なり、  
常呼二跡吾行莫國小金門爾物悲良爾念有之吾兒乃刀自緒野干玉之夜晝跡不言念二思吾身者瘦奴嘆丹師袖左倍沾奴如是許本名四戀者



古郷爾此月期呂毛有勝益士

常呼二跡云々は本居氏こは人の死るを常世國にゆく云るなりそは極めて遠き所にて、便もなく往通ふこともかなはぬ意にていへるなり九卷に遠津國黃泉乃界丹云々書紀大長谷天皇遺詔に不謂遺疾彌留至於大漸これら其意なり大漸をよめるは字義はわたらねども訓の意は崩坐て常世國にまかりまさむと云ことなりと云り猶委しくは古事記傳に就て考べし○吾行莫國は吾行はせぬことなるにの意なり黃泉に行はまことに悲しき事なればさもあるべきに吾はさる事にもあらぬことなるにとのよしなり奈久爾と云ることはいづくにありても其意なりと知べし○小金門爾は小は添たる辭なり金門は古事記允恭天皇條歌に意富麻幣袁麻幣須久泥賀加那斗加宜此集九卷に金門爾之人乃來立者十四に兒呂我可那門欲又佐伎母理爾多知之安佐氣乃可奈刀低爾などあり本居氏金門とは金物を稠く打て堅くする故に云か又古はみながら金を押たるにもあるべし加度と云は加那斗の略きなりと云りさてこれは自の跡見の別庄に別れ來しほど吾を見送ると宅の門外に立出て互に別を悲みし其時より物悲しらにおもへりしといふなるべし○物悲良爾は物戀し物憂しなど多くいふ物なりかなしらには契冲云かなしげになりわびしらにこひしらになどいふたぐひなり○刀自は婦人の稱なり戸主の謂なり戸は屋室

の戸にて婦人は屋室具をすべ領ものなるが中に主と戸の開閉をしる義もて云り主は神祇官の京主又連(村主の義なり)又神武天皇紀に高倉下(高倉主の義なり)又阿留自など云阿留自は阿留の義は未考されども自は必主なり自なり(岡部氏も戸主の意なりと云るはよけれども戸をやがて家のこととして後にいへぬしといふ是なりと云るはいさゝかわろし戸字家の意なるときはへと云開閉する戸のときはトと云ていさゝか異れり又自はアルジの略と云るも心得ずアルジもジは主にてアルの言には必意あるべし和名抄に劉向列女傳云古語老母爲負漢書王媪武負引之今按俗人謂老女爲負字從目也今說以貝爲自歟今按和名度之今按俗人といふより下廿字大須本にはなくて度之の下に俗用刀自二字者訛也とあり俗人といふより下はもとは俗人謂老女爲刀自負字從貝也云々とありしを字を脱し誤りなどせるものならむか今按の意は負字は貝に従ふ字なりしかるを貝を自に訛りて召と作るより二字に引分て刀自と訓つひに俗人の老女を刀自といふことゝ意得るやうになれるなりといふ意なるべし此は古より此方に刀自といふことのありしを考へざりし順朝臣の誤なり又老女を謂ことゝせるも非なりさてはこゝなどに叶はざるをや允恭天皇紀に厭乞戸母其蘭一莖焉戸母此云觀自十六に母爾奉都也目豆兒乃負父爾獻都也身女兒乃負負は二ながら刀自の誤なり古麻呂を廢白水郎を泉郎と書る例に刀



自を引合て召と書るを、似たるから、さかしらに負とかけるなり、などあり、枕冊子に、御つかひにいきたりけるをにわらは、だいたむ所の刀自といふもの、ともなりけるを、榮花物語に、うへより此、人々おそくまゐり給とあるおほせごと、さふらひの人々、あるは刀自などいろく、にいひわたす、遊仙窟に、主人母なども見えたり、古女、名に多し、集中に、吹黄、刀自、續紀に、刀自女、家刀自など云る類多し、天平勝寶年中、東大寺奴婢籍帳に、婢白刀自賣、古刀自女、濱刀自女、新刀自女などあり、又催馬樂、眉止自女に、美萬久、佐止利加、戸萬由、止自女、平家物語に、岐王が母の名も刀自とあり、後撰集に、今來むといひし計を命にて待に消ぬべし、さくさめの刀自などあり、○本名四戀者は、本名は、むぎと云意なり、四はその一、すぢなるをいふ助辭にて、かくばかりむぎと、一すぢに戀しく思は、といふ意なり、○古郷は、跡見、庄なり、跡見は、大伴家のもとよりの別庄ながら、久しく住居ずてありし所なれば、古郷と云るなるべし、○歌意は、家に留め置て、別れ來し女子の事を、夜晝を云ず思ふに、身も瘦、涙に袖の乾間もなくて、かくばかり一すぢに戀しくては、今はこの月さるばかりも、此方にあるに得堪じよ、と云るなり、此は坂上、郎女は、其女と共に、坂上、里家に在りしを、其女、大嬢をば、家に留めて、自は跡見の別庄へ移り居るべきよしありて、別れ居しほどによりて贈れる歌なり、

反歌。

朝髪之念亂而如是許名姉之戀曾夢爾所見家留。

朝髪之は、亂の枕詞なり、待賢門院堀河歌に、長からむ心もしらず、黒髪之亂て今朝は物をこそおもへ、とあり、○名姉之戀曾は、本居氏戀曾名姉之と打返して心得べし、吾こふればぞ、名姉が吾夢に見えけると云なり、しからざれば、如是許と云に協はずと云り、名姉は、名は親辭、姉は字の如くぬねなり、こは吾子をさせる言ながら、わがめ親みて云は、古の常なり、今按に、今世のいと俗間に、自の長男をさして、兄と呼、自の長女をさして、姉と呼り、中昔の物にても見ず、又今も雅言には云ぬ事なれど、これ中々に古風なるべし、戀曾は、戀ればぞといふ意なり、○歌意は、おもひ亂れて、此如許に戀しく思へばこそ、名姉が吾夢に入來て相見えつれとなり、

○舊本こゝに、右歌報賜大嬢歌也、とあるは何ともなし、按、これは此、一首反歌を、母郎女より、女の大嬢へ報へたる歌と見たるなるべし、さるは此歌の第四句の言を、あしく心得て、名姉が戀ればぞ、といふ意に見たるよりの説なるべし、名姉が戀ればぞ、といふ意に見るときは、郎女を戀るよしよみておこせる、大嬢の歌ありて、さてそれに答へて、思ひ亂れて如此戀と云る如く、然ばかり汝が戀ればぞ、吾夢に汝が見えけるといふ意に見されば、いかにも聞えがたし、されどしか云むは、唯打開えたるまゝにて、古語にくらく、公ならぬ論なり、一本に



无ぞよろしき、

獻<sup>ニ</sup>天皇歌<sup>ニ</sup>二首<sup>ヲ</sup>

二寶鳥乃<sup>ニ</sup>潜池水<sup>ニ</sup>情有者<sup>ハ</sup>君爾<sup>ニ</sup>吾戀<sup>ハ</sup>情示<sup>シ</sup>左禰<sup>ト</sup>

歌意は、池水よ、汝もし心あるならば、吾戀を表はして君に深き心をしめし奉らね、となり、外居而戀乍不有者君之家乃池爾住云鴨二有益雄

戀乍不有者は、戀乍あらむよりはといふなり、○歌意かくれたるところなし、今案、此歌、天皇へ獻れる歌とせむには、君之家乃と云ること、甚無禮し、別時の歌なりしが、類を以並載たるか、

大伴宿禰家持贈坂上家大嬢歌二一首 雖絶數年後 會相聞往來

註の後字拾穂本又一本には復と作り、

萱草吾下紐爾著有跡鬼乃志許草事二思安利家理

歌意は、萱草を身に帶る時は、よく物念を忘るといふ故に、下紐に著たれども、そは言のみにて、著しかひもなく、得忘れねば、醜の醜草ぞと、惡み罵て云るなり、三卷に、萱草吾紐二付香具山乃故去之里乎不忘之爲、十二は、萱草吾紐爾著時常無念度者生跡文奈思、又萱草垣毛繁森雖殖有鬼之志許草猶戀爾家利、

人毛無國母有梗吾妹兒與携行而副而將座

有梗<sup>ニ</sup>字官本拾穂本等には糠と作りは、あらねかしとねがふ言なり、梗は、新撰字鏡に、杭俗作梗、奴可とあり、十卷に、不晚毛荒梗續紀卅八に、阿倍梗虫古本後紀に、刑部梗虫、天平勝寶年中東大寺奴婢籍帳に、梗虫女など見えたり、略解に、梗は糠の誤なり、と云るは、ひがことなり、梗字は、字書にはヌカといふ義は見えざれども、前涼湖などの類にて、古より此方にて用ひし字なり、○歌意は、人も何もなき國もあれかし、さらば吾妹子と手を携へ行て、唯二人比ひて居むものを、となり、〔頭註、梗、俗、杭字、韻會補、杭、或作、梗、字、流、同、梗、集、韻、古、事、一、續、日、本、紀、云、云、々、道、鏡、法、師、寫、法、師、撰、撰、梗、之、心、爲、日、久、矣、〕

大伴坂上大嬢贈大伴宿禰家持歌三一首

玉有者手二母將卷乎鬱瞻乃世人有者手二卷難石

玉有者、二卷に、玉有者手爾卷持而三卷に、人言之繁比日玉有者手爾卷以而不戀有益雄、とあり、催馬樂大宮に、大宮のちひさことねり玉ならばひるは手にとりよるはさねてむ、○手二母將卷乎は、手に纏ても愛むものをの意なり、○瞻、字、舊本瞻、に誤、古寫一本に従つ、○歌意かくれたるところなし、

將相夜者何時將有乎何如爲常香彼夕相而事之繁裳

何時將有乎は、いつにてもあらむものをの意なり、○彼、下、拾穂本に乃、字あり、○歌意は、相見



む夜は、いつにてもあるべきなれば、しばし思ひのどめて、時を待べかりし事なるを、何とてか人目をも憚らずに、その夕相見つらむ、さても人言の繁く、わびしき事や、となり、

吾名者毛千名之五百名爾。雖立君之名立者惜社泣。

千名之五百名爾は、いろ／＼にいひさわがれて、千遍五百遍名の甚しく立よしなり、十二に、百爾千爾人者際言ともよめる類なり、○歌意は、吾名のみは千名の五百名にしげく立ぬともよしや、それはさばかり惜ともおもはしを、君が名の立たるからには、をしみてこそなけとなり、略解に、きみが名た、ばとよめるは、未來を云る言なれば、をしみこそなけと云るにかけ合す、

又大伴宿禰家持和歌三首。

今時者四名之惜雲吾者無妹丹因者千遍立十方。

今時者四名、字、舊本有に誤、古寫本拾穂本等に從つ、は、今時とは、正しく其時に至りたるをいふ詞、四はその一すぢをいふ助辭にて、正しく其時に至れる今者なり、今者といふは、その一方に思ひ決めたるをいふ言なること、上に度々説たるが如し、○妹丹因者は、上土師宿禰水通歌に、覆者覆妹爾因而者とあるに同じ、君爾因言之繁乎の因とは、いさゝかかはれり、○歌意は、正しく今と至ては、名の惜き事も何もなし、と一方につよく思ひ決めたれば、たとひ千

度五百度名の立とても、それはいとほし、妹にさへよりそひたらば、吾心安からむぞ、となり、  
空蟬乃代也毛二行。何爲路鹿妹爾不相而吾獨將宿。

代也毛二行は、也は後世の也波の意、毛は歎息辭なり、二行は、上三依歌に、相夜不相夜二走良武とある處に云り、七卷挽歌に、世間者信二代者不往有之、過妹爾不相念者とあるに、こゝは同じ、○歌意は、現世は、二度經行、やは、嗚呼、さて二度經行はせぬものぞ、されば又の世にあふべしといふたのみはなし、何とてか思ふ妹にあはずして、獨宿をすべきぞ、となり、

吾念如此而不有者玉二毛我眞毛妹之手二所纏牟。

如此而不有者は、如此てあらむよりはの意なり、○所纏牟は、牟字、古寫一本には乎と作り、これに依ば、マカレムヲと訓べし、○歌意は、吾戀しく思ふ思の、かくてあらむよりは、玉にてもあれかし、さらばのたまふ如く、まことに其方の手に纏れて、愛られなましものとなり、上の玉有者の歌に答へたるなり、

同坂上大嬢贈家持歌一首。

春日山霞多奈引情具久照月夜爾獨鴨念。

情具久は、下に情八十一所念可聞春霞輕引時二事之通者、八卷に、情具伎物爾曾有鷄類春霞、多奈引時爾戀乃繁者、十二に、意具美吾念兒等之十七に、己許呂具志伊謝美爾由可奈、又相見



婆登許波都波奈爾情具之眼具之毛奈之爾などあり、中山、嚴水、情具之は、めでなつかしむ意の言なり、此歌は、霞たな引月てりて、いとうらなつかしき夜に、獨かもねむなり、情八十一の歌も、霞たな引てうらかなしき時に、君が言の通へば、いよ／＼うらなつかしく戀しき意なり、八卷なるも同じ、又十七の情具之眼具之毛奈之爾の奈之は、かてをかねと云て、同じ意になる例にて、心ぐ、眼ぐ、あることを云て、奈之は無の字、意にはあらざるべし、この心具久を、古來くもる意にて、おほつかなきこととせるは、誤なりと云り、○歌意は、春日山に霞棚引月おもしろくてりて、いとめでたき夜なるに、君と二人居らば、いかにたのしからむと思ふを、君は來まされば、唯獨宿をせむか、さてもさぶ／＼しやとなり、

又家持和坂上大嬢歌一首。

月夜爾波門爾出立夕占問足ト乎曾爲之行乎欲焉。

夕占問は、三卷石田王卒時、歌に、夕占問石ト以而とある處に具註り、○足トは、何にても足にて踏こゝろみてトふことあるを云、神代紀海宮條に、告其弟曰、吾永爲汝俳優者、乃舉足踏行學其溺苦之狀、初潮漬足時、則爲足占、此は足占する時の體を學び爲を云、中納言定頼歌に、行行ず聞まほしきは何方に踏定むらむあしうらの山などあり、○歌意は、今夜行ば、よからむか、あしからむか、あはむか、あはむかといふことを知むが爲に、月の夜には、門の外に

出立て夕占問、足トを爲て、かにかくに心をくだきしは、ひとへに妹許に行まほしく思ひての事ぞとなり、

同大嬢贈家持歌二一首。

云云。人者雖云若狹道乃後瀬山之後毛將合君。

本二句は、七卷に、寄衣、干各人雖云、織次我二十物白麻衣とあるに同じ、○後瀬山は、若狹國遠敷郡にあり、○第三四の句は、後といはむ料に設けたる序なり、十二に、高濞爾有能登漱乃河之後將合とあり、此に同じ、○合字、舊本念に誤、今改古寫本傍書には會と書り、○歌意は、かにかくに人はいひさわぐとも、それもいとほし、後つひにあひまゐらせむ君ぞとなり、

世間之苦物爾有家良久戀二不勝而可死念者。

歌意は、戀に得堪ずして死べきを思へば、戀といふ物は、あるが中にも、世間のなぞへなく、苦しき物にて有ける事とよとなり、

又家持和坂上大嬢歌一首。

後湍山後毛將相常念社可死物乎至今日毛生有。

念社は、念へば社の意なり、○歌意かくれたるところなし、云云の歌を、やかで應て答へたるなり、



事耳乎。後毛相跡勸吾乎令憑而不相可聞。

事耳乎は、(事は借字)言耳をなり。○毛字、舊本手に誤、拾穂本に従つ。○令憑而は、憑ましめての意なり。○不相可聞は、相下、妹字脱たるにて、アハスイモカモとあるべし、と本居氏云り。○歌、意かくれなし。

更大伴宿禰家持贈坂上大嬢歌十五首。

夢之相者。苦有家里覺而搔探友手二毛不所觸者。

覺而は、こゝは物の音などに驚懼意にはあらで、たゞ睡れるが目の寤るを云なり。今も土佐國などにては常に然云り、これ古言の存れるなり。古事記に、天詔琴拂樹而地動鳴、故其所寢大神聞驚。而云々、靈異記に、從夢醒驚而思惟之、源氏若紫卷に、まだおどろい賜はじないで御目さましきこえむ、花宴卷に、人々多くさぶらひて、おどろきたるもあれば、枕草子に、あかつき方に、いさゝかうちわすれてねいりたるに、鳥のいと近う啼聲に、うちおどろきて見あげたれば、又月の頃は、ねおどろきてみいだすも、いとをかし、古今著聞集(和歌第六)に、思ふ事なげにねたまへるうたてさよと、くどきければ、女驚きて、今昔物語(亡妻、靈值舊夫語)に、間もなく夜明て、日のさし入たるに、男おどろきて妻を見るに、枯々としたる死人なりなどあり。○歌、意かくれなし、十二に、愛等念吾妹乎夢見而起而探爾無之不恰とあるに同じ、十六戀夫

君歌の傳に、當宿之夜夢裡相見覺寢探抱曾無觸手爾乃哽咽獻款高聲吟咏此歌(遊仙窟に、少時坐睡則夢見十娘驚覺擾之忽然空手と見えたり)

一重耳妹所將結帶乎尙三重可結吾身者成。

歌、意かくれなし、身の瘦ほそりたるさまを云るなり、九卷過足柄坂見死人作歌に、白細乃紐緒毛不解一重結帶矣三重結十三に、二無戀乎思爲者常帶乎三重可結我身者成又楮垣久時從戀爲者吾帶緩朝夕每遊仙窟に、日々依寬朝々帶緩と見えたり)

吾戀者千引乃石乎七許頸二將繫母神之諸伏。

千引乃石は、千人ばかりして、綱著引ほどの磐なり、古事記に、千引石とあり、さて和名抄には、知比木乃以之とありて、書紀私記にもしかあれば、石は以之と訓べけれども、赤染衛門集に、まつとせしほどにいと成にしを、又は千引に見せ分てとや、書紀に、千人所引磐石とあれば、以波といふぞ古語なるべき。○神之諸伏は、契沖が管見抄に依て云る説は、むつかしくてわろし、通難きを熟思ふに、若は諸伏は、隨似の誤寫にてカミノマニマニなどにもあらむか。○歌、意は、吾戀のくるしさをいは、たとへば千人引の石を、頸に繫むほどの事にて、さてもくるしさいふばかりなしや、よしや遇も遇ぬも、生も死も、神の御依しなれば、今は神の隨意に任せおかむとわびのあまりに、いふ意なるべし、猶考べし。



暮去者。屋戸開設而。吾將待。夢爾相見。二。將來云比登乎。

屋戸開設而は、夢に入來むといふ設に、屋の戸を開き置てといふなり、凡て古に夜度といふに、三種あり、一には屋外にて、舍屋の外側なり、二には宿にて、旅などにて宿寢する屋を云、三には、屋戸にて、舍屋に闔戸なり、屋戸を云るは、古事記に、天照大御神見畏、閉天、石屋戸、而刺許母理坐也、又次に引十二、歌にもあり、かくて屋外の意なるも宿の意なるも、多く假字書見え、て、いづれも夜度と度を濁りて唱へしなり、屋戸の意なるは、假字書見えざれども、右の二種なると同じく、度を濁りて、唱へしにや、されど定めがたければ、本文をば、始く清て唱ふべし、凡て清濁の假字の見えざるかきりは、清て唱ふ例と定めつればぞかし、○登字、拾穂本には等と作り、○歌意かくれたるところなし、十二に、人見而事害目不爲夢爾吾今夜將至屋戸閉勿勤、今の歌は、此歌の答の意に自叶へり、又人見而言害目不爲夢谷不止見與我戀將息、又門立而戸毛閉而有乎何處從鹿妹之入來而夢所見鶴門立而戸者雖闔盜人之穿穴從入而所見牟、(遊仙窟に、今霄莫閉戸、夢裏向渠邊)などある類なり、

朝夕二將見時左倍也。吾妹之。雖見如不見。由戀四家武。

歌意は、朝夕に親しく相見む其時にてさへ逢ても逢こちせず、見あかずして、見ぬ時の如く、猶戀しく思ふべきなれば、況て遠さかり居て相見ぬ時、戀しく思ふは、げにもことわりぞ

となり、

生有代爾。吾者未見事。絶而如是。何怜。縫流囊者。

事絶而は、事は言なり、絶言語といふ意なり、言も不得名附も不知など云る類なり、○何怜はオモシロクと訓べし、七卷四丁に、烏玉之夜渡、月乎何怜、字鏡に、誰、何怜也、於毛志呂志、などあり、○歌意は、言むやうもしらず、かほどおもしろく縫る囊は、來世にはしらず、生る現世には未見及び侍らずとなり、次の歌に形見の衣をよめり、大嬢が衣を贈り、又囊をも縫ておこせしなるべし、十八池主來、贈家持、歌に、波里夫久路己禮波多婆利奴須理夫久路伊麻波衣天之可於吉奈左備勢牟、これ囊を得たる報の歌なり、これは囊を贈れる例なり、

吾妹兒之。形見乃服。下著而直相左右者。吾將脫八方。

形見乃服は、上湯原王歌に、乃、彼處に具云り、○將脫八方は、脱むやは脱はせし、嗚呼うれしのかたみの衣服やと云意なり、○歌意かくれたるところなし、

戀死六。其毛同會。奈何爲二。人目他言。辭痛吾將爲。

其毛同會は、戀て死むも、人目人言しげく云さわがれむも、はかりたくらべて見れば、何れも辛苦さは全同じこととなり、同をオヤジと訓は古言なり、十四に、於夜自麻久良波、十七に、許己呂波於夜自、又於夜自得伎波爾、十九に、此間毛於夜自等、などあり、○辭痛吾將爲は、何故



に辭痛しとて、いとふ事を吾爲むといふ意なり。○歌意は、戀死に死むも、人目人言しげく云  
さわがれむも、くらべみれば、辛苦さは全同じことなれば、今は何故に人言の辭痛しとて、厭  
ふ事をば爲む、人目をも人言をもは、からじとなり。

夢一谷所見者社有如此許不所見有者戀而死跡香。

夢二谷は、夢になりともといふ意なり。○不所見の下、而、字脱たる歟。○歌意は、夢になりとも  
見えばこそ、すこしは心のなぐさむ、方もあるべきに夢にさへ見えずて、かくばかり戀しく

思はしむるは、戀死に死ねとての事かとなり。

念絶和備西物尾中中爾奈何辛苦相見始兼。

和備西物尾は、此下に、遠有者、和備而、毛有乎、古今集に、今しはとわびにしものをなどある、和  
備に同じくて、苦しきの餘に、よしやさもあらばわれと念ひ放ちて、わびつゝ、ありし物をと  
いふ意なり。○歌意は、苦しきの餘に、よしやさもあらばわれと念ひ放ちて、わびつゝ、ありし物  
を、なまなかに相見そめて、いかでかく、くるしき目を見ることぞとなり。

相見而者幾日毛不經乎幾許久毛久流比爾久流必所念鴨。

久流比爾久流必は、狂に狂ひなり、狂ふ事の絶ず甚しきよしなり。○歌意は、相見て別ては、ま  
だいくばくの日數も経ざる物を、そこばく狂ふ事の絶ず甚しく、さげび袖ふりなどして、戀

如是許面影耳所念者何如將爲人目繁而。

歌意は、人目繁くて、逢べきたづきなければ、かくばかり、面影にのみ妹がおもほえつゝ、はて  
はてはいかにかせむことよとなり。

相見者須臾戀者奈木六香登雖念彌戀益來。

相見者は、相見たらばといふ意なり。○奈木六は、和むなり、十九に、毎見情奈疑牟等繁山之路  
敵爾生流山振平屋戸爾引植而、又妹乎不見越國敵爾經年婆吾情度乃奈具流日毛無、又念暢  
見奈疑之山爾などあり、かげろふの日記に、たゞ今はなごこゝろもなきけがらひの心もと  
なきこと云々、なごこゝろは、和心なり。○歌意は、相見たらば、しばしは戀しき心のなぐさむ  
事もあらむかとおもひしかど、あひてはいよゝゝ戀しき心のなぐさりて、苦しかりけりとな

夜之穂杼呂吾出而來者吾妹子之念有四九四面影二三湯。

夜之穂杼呂は、夜之分離なり、穂杼呂と波那禮と通ひて同言なり、集中雪歌に、保杼呂とも波  
太禮とも通しよめる、太は那と又殊に親通へば、保杼呂、波太禮、波奈禮は、皆全同言なり、八卷  
に、沫雪保杼呂保杼呂爾零敷者、十卷に、庭裳保杼呂爾雪曾零而有、八卷に、沫雪香薄太禮爾零



登九卷に、落波太列可消遺有などあり、さて夜の分離とは、夜の明なむと臨る極を云なり、其は夜の最極のはなれなればかく云り、雪に云るも、分離分離に零るを云なり、なほ其ことは、八卷に至りて具註べし、又余がはじめおもひしは、穗杵呂は麻陀良と同言にして、曉方のまだ明もせず暗きにもあらず、明と暗と打斑りたるほどを、夜之斑と云なるべし、さて雪の歌によめるをも、斑に零たるよしとおもひしかど、なほ初の説によるべし、此言古來説々多かれども、解得たる人一人もなし、まづ契沖が夜の程といふに、呂の言は助辭にくは、れるにや、と云るは、いふに足ず、又本居氏のほど、ほのと同言にて、ほのくらしき時なりと云るも、わろし、夜のほどろは、しか云もすべし、雪によめるは、いとおぼつかなし、八卷に、秋田乃穗田乎、鴈之鳴、爾夜之穗杵呂、爾毛鳴、波可聞、とあるも同じ、○念有、四九四は、念有は、契沖云、日本紀に、色の字をおもへり、とよめるは、心におもはくの色にあらはるゝを、おもへりといふ、明てもゆか、夜をこめていぬるは、いかなる故にかとうたがひながら、さもいはで、我を出したつとて、何とやらむ、おもへりの見えつるが、おもかげに見えて、わすられぬとなり、(已上)應神天皇紀に、天皇有不悅之色、云々、察天皇之色、允恭天皇紀に、皇后之色、不平、雄略天皇紀に、大樹臣神、色不變、武烈天皇紀に、忍不發、顏、敏達天皇紀に、現嚴猛色、天武天皇紀に、有不服色、これを續紀三十詔に、無禮岐面幣利無久とあり、(本居氏詔詞解に、顔より顔色なり

と云るが如し、今按に、書紀の訓、又續紀詔の如きは、念幣利を、皆體語にすゑて云るを、此歌なるは用語に活して、四九四と連けたるなり、四九四は、四九は、過し方の事にいふ言なり、下の四は、例の其一、すぢなる意を、思はせたる助辭なり、七卷に、住吉之名兒之濱邊、爾馬並而、玉拾之、久常不所忘、又吾背子乎、何處行目跡、辟竹之背向、爾宿之久、今思悔、裳八卷に、秋野之草花、我末乎、押靡而來之久、毛知久相流、君可聞、九卷に、欲見來之久、毛知久吉野川、音清左見、二友敷十卷に、天漢渡、湍每思、乍來之雲、知師逢有、久念者、古事記、應神天皇、條歌に、泥斯久、袁斯叙、母などあり、これらの斯久も皆同じ、又神武天皇紀に、抑又聞於鹽土老翁、曰、云々、この聞曰を、キ、シク、イヒシク、とよめるシクも同じ、允恭天皇紀に、臣既、被、天皇、命、云々、必罪、之、又續紀十七詔に、朕、宣、自久、云々、止、宣、比、之、廿詔に、屢、詔、志、久、云々、止、詔、伎、廿四詔に、朕、爾、告、之、久、云々、止、宣、互、此、政、行、給、岐、廿五詔に、然、之、我、奏、之、久、云々、止、奏、之、可、止、毛、又、朕、爾、勅、之、久、云々、止、勅、岐、卅詔に、朕、我、天、乃、御、門、帝、皇、我、御、命、以、天、勅、之、久、云々、止、命、天、朕、爾、勅、之、久、云々、復、勅、之、久、云々、止、命、伎、復、勅、之、久、云々、止、勅、比、之、御、命、乎、不、忘、等、見、見、皆、同、格、なり、又、十、卷、に、戀、敷、者、氣、長、物、乎、七、卷、に、今、敷、者、見、目、屋、跡、念、之、な、ど、ある、敷、は、又、各、別、なり、其、は、其、歌、ど、も、の、下、に、い、ふ、べ、し、○歌、意、は、夜、の、明、は、な、れ、に、吾、立、出、て、來、し、其、時、に、妹、が、名、殘、を、し、が、り、け、む、心、の、色、に、あ、ら、は、れ、出、し、其、貌、の、一、す、ぢ、に、わ、す、れ、ら、れ、ず、面、影、に、見、え、て、戀、し、く、思、は、るゝ、と、な、り、



夜之穗杼呂出都追來良久。遍多數成者吾曾。截燒如。

歌意は、人目を憚りて、のどやかにかたらふ事をも得せず、夜の明はなる、やいなやに、急ぎて吾立出來し事の名、殘惜さの積りて苦しきは、たとへば胸を刀にて截、火にて燒が如しとなり、遊仙窟に、未曾飲炭、腹熱如燒、不憶吞及、腸穿似割とあり。

大伴田村家之大嬢贈妹坂上大嬢歌四首。

田村家之大嬢は、大伴宿奈麻呂の女なり、左に見ゆ。

外居而戀者苦吾妹子乎。次相見六事計爲與。

事計爲與は、事の思ひはかりを爲よ、と妹に令せたるなり、事計は、十二に、獨居而戀者辛苦玉手次、不懸將忘言量欲、又常如是戀者辛苦暫毛、心安目六事計爲與、又得田價異心、慇懃事計、吉爲吾兄子相有時谷、十三に、新夜乃好去通牟事計、夢爾令見社などあり、○歌意は、外に離て居て、戀しく思へば、いと苦しければ、つゞきても相見むと思ふぞ、其事の思ひはかりを爲よとなり。

遠有者和備而毛有乎。里近有常聞乍不見之爲便奈沙。

和備而毛有乎は、若は牟字にやあらむ、さらばツピテモアラムと訓べし、遠さかりてあらば、よしやと思ひ放ちて、わびつゝもあらむをの意なり、○歌意は、遠方に離り居ば、いかに

おもひても、たやすく相見ることかなはねば、よしやさもあらば、あれと思ひ放ちて、わびつゝもあらむを、近き方にありと聞ながら、得あひ見ぬ事の爲方なさは、さてもいふばかりなしやとなり。

白雲之多奈引山之高々。一吾念妹乎。將見因毛我母。

本二句は、高々をいはむ料の序なり、○高々二は、宮地、春樹、翁、高々は、居、長高に延あがる義にて、遠く望む意なるべしと云り、本居氏此言は、仰ぎ望む意にて、今の俗にも、頸を長うして待つと云ひ、待事の遅きを、くびが長うなると云意なりと云り、こゝは、仰ぎ望みおもふ妹といふ意なるべし、十二に、十五日出之月乃高々爾、君座而何物乎、加將念、此歌は、望み願ひたる心の如く、君を待つけたるなり、と本居氏云り、又豊國能聞乃高濱高々二、君待夜等者、左夜深爾來、十三に、母父毛妻毛子等毛高々二、來跡待羅六人之悲沙、十五に、波之家也、思都麻毛古杼毛母多可多加爾、麻都良牟伎美也之麻我久禮奴流、などあるに同じ、○將見因毛我母は、見む爲方もがなあれかしの意なり、○歌意は、相見まほしくて、仰ぎ望みおもふ妹を、いかで相見む爲方もがなあれかしの意なり。

何時爾加妹乎。牟具良布能穢屋戶爾。人將座。

何時爾加妹乎は、五卷に、伊可爾安良武日能等伎爾可母とあり、牟具良布能は、律生之なり、茅



生、芝生、蓬生など云る類なり、菘は品物解に云、十一に、八重六倉、覆庭爾とも見えたり、○穢屋戸爾は、十九に、牟具良波布伊夜之伎屋戸母とあるに依て訓つ、又、キタナキヤドニとも訓べし、神代紀に、不須也凶目汚穢、此云伊儼之居梅枳々多儼枳とあり、○入將座は、イリイマセナムと訓べし、令入座なむなり、○歌意かくれたるところなし、

〔右田村大嬢、坂上大嬢、并是右大辨大伴宿奈麻呂卿之女也、卿居田村里、號曰田村大嬢、但妹坂上大嬢者、母居坂上里、仍曰坂上大嬢、于時姊妹諮問以歌贈答、〕

并は、並字の誤なるべし、○宿奈麻呂卿の傳は、二上に委云り、右大辨に任せしこと、紀文に見えざるは、漏たるなるべし、さて此人は、神龜元年に、從四位下にまで至れるよし、續紀に見えたるうへ、當時右大辨なれば、四位相當れり、しかれば卿と云べき人にあらず、そも、卿とは、三位以上の人を云稱にて、其制、公式令、過所式、續紀、養老四年條、及職原抄等に詳なり、集中にも藤原卿、鎌足大臣、橘卿、諸兄大臣、或は藤原、宇合、卿、安倍、廣庭、卿などあるが如し、みな三位以上の人なり、しかるにこゝにかく卿とあると、六卷左註に、右大辨高橋、安麻呂、卿、此人も、天平十年に、從四位下にまで至れる由、續紀に見ゆ、とある、此等はみな三位に昇られたる人に見えねば、上に云る制にはたがへり、もし後に三位に昇られたる人ならば、前にめぐらして書りとも云べけれども、然とは見えず、さて又五卷太宰府梅花歌の作者に、大貳紀、卿とある、

此、人の傳はしられねど、太宰、大貳なるからは四位なり、しかるに卿とあるは、上に云る制にはこれもたがへり、これはその當時にするされたるまゝなれば、たとひ後に三位に至れる人なりとも、前にめぐらして書りとは云べからず、雅澄考るに、三位以上ならでは、卿とは云べからずと云ことは、官制にて、そは公廳のはれやかなる所にてこそあれ、私家の歌集記録及墓碑の類には、或は其人の徳を貴み、或は其人の齒を稱て、さらぬ位階の人等をも、某卿、卿と古くは云りしことありとおぼえたり、宿奈麻呂は、大伴、安麻呂、卿の第三子にて、家持卿の爲には、小父なれば、家持、卿より貴みて書されたること理なり、其餘も此類と知べし、大和物語に、源大納言たふふさをおととし、おとゝは大殿の義にて、大臣を尊みていふこと常なるに、たまゝは其人を尊むべき由あるときは、大納言の列なるをも云りしと見ゆ、これ卿といふべき位階ならぬ人を、某卿と云るにひとし、源氏物語朝貌に、桐壺帝の源内侍をさして、おばおとゝとのたまへることあり、これはわざとことに、戯れさせ給ひて、老女大臣と嘲らせ給へるなれば、證にはなりがたきことなり、かく思ひ定めて、人にも教しをりしに、近頃又一證を得たり、慶雲年中、威奈、大村が古碑に題て、少納言正五位下、威奈、卿、墓誌銘并序とあり、國史略に載、これにて四位五位の人をも、私には貴みて卿と稱せしことありしを知べし、又六卷に、佐爲を橘、少卿とするせり、この佐爲は四位にて卒られたれば、卿と稱



べき位階の人にあらざれども兄の諸兄大臣を大卿と稱したるにひかれ對へて少卿と稱しなりさればこの卿も右に云ると同じこゝろばえなり

大伴坂上郎女從竹田庄贈賜女子大嬢歌二首

竹田庄は神名帳に大和國十市郡竹田神社神武天皇紀に又皇師立誥之處是謂猛田とある處の庄なり○賜字類聚抄には无

打渡竹田之原爾鳴鶴之間無時無吾戀良久波

打渡は古事記仁德天皇大御歌に宇知和多須夜賀波延那須古今集に打渡す彼方人になどあり本居氏打渡は向を見渡すことなり中昔までも皆見渡すことに云り後撰集に打渡し長き心は八橋の卿手に思ふことは絶せし是は橋の縁を云て即其橋を見渡す意の云なしなり橋の長きを見渡したるよしなり拾遺集に舟岡の野中に立る女郎花渡さぬ人はあらじと思ふ舟の縁に云て見渡さぬ人はあらじと云るなり又古歌に世中は夢の渡の浮橋か打渡しつゝ物をこそ思へ此二三の句は萬葉の歌によめる吉野の夢のわたと云處にてそこに渡せる浮橋なるを打渡しと云むために云るなりさて歌の意は世中の憂きまゝにながめして物思ふと云るなり物思のあるときは物をつくゝと見渡してながむる其を打渡しつゝと云るなり又俊成卿歌に都出で伏見をこゆる明方は先打渡す櫃川の橋これ

も先は見渡すなり夫木集に堀川のせきの井ぐひの打渡しあはでも人に戀わたるかなこは人をたゞよそに見渡すのみにて逢がたきよしなりかくの如くなれば此詞中昔までは人皆其意をよく知れりと見ゆるを近世となりて知れる人なく皆ひがこゝろえして遠きことぞ長きことぞなど云りといへり○歌意本句は序にて其方を戀しく思ふ事は晝夜ひまもなくいつといふ時のさだまりもなしとなり○契沖此歌を玉葉集に戀部に載られたるは誤なり此集相聞はひろく彼戀部はせばくかぎりたるゆゑなり此歌はむすめにおくれるものをと云り

早河之湍爾居鳥之縁乎奈彌念而有師吾兒羽裳何怜

縁乎奈彌は縁無さにの意なり契沖云縁はよりどころなり早河の瀬に鳥の居ては草にもあれ木にもあれよりどころとすべき物なし竹田の庄に在て坂上里に遠くむすめにおくればわれをはなれて彼早河の湍に居る鳥のやうによりどころなくおもはむはかなしきをわが子はもあはれと云り古歌の體なり(已上)今按に上よりいひかけたる意は此説の如くよりのむところなきよしなり承たる上にては此上に情爾者思渡跡縁乎無三とあるに同じく爲方が無さにといふ意なり別るゝはつらけれど外に爲方がなさにといふなり○念而有師は女子が物憂く思ひてありしといふなり上に此女子の別がてにせしこと



長歌に見えたり考合べし。○吾兒羽裳何恰は、羽裳は尋慕ふ意の辭、何恰は歎息の聲なり。○歌意は、別るゝは互につられけれど、外にすべきやうのなき故に、吾を慕ひて、女子が物うく思ひてありし、其、吾、女子はも、嗚呼いかにして居るらむ、きはめて吾、女子を思ふ如く、吾を戀しく思ひつゝ、あらむと尋慕ひて歎息たるなり。

紀女郎贈大伴宿禰家持歌二首 小女郎名曰

紀女郎は此上に出づ。

神左夫跡不欲者不有八也多八。如是爲而後二佐夫之家卒可聞。

神左夫跡は、神さぶるとての意なり、年老ねびたりとてといふなり、源氏物語朝親に、源氏、君の老たることをみづからのたまふ處にかみさびにける年月のらう、かぞへられ侍るに云とあり。○八也多八拾穂本に、一云八也多とありは、本居氏、八多也八多とありしが、文字の脱あるひは下上して誤れるなり、十六に、瘦々もいければあらむを波多也波多とよめるを合見べしと云り、也は余と云ふが如し、將余將の意なり、波多是、そのもと心に欲ふ事ならねど、外にすべきすぢなくて、止ことなくするやうの詞なり、既く一下に、委説り、波多をかへして二いへるは、波多加らむか、波多加らむか、と其事を甚切く疑ひたる意なり。○歌意は、わが年老ねびたれば、さることは心に欲ふ事ならねど、年老たりとて、君の宣ふ事にもと

りて、いな遇ふ事はせじといふにはあらず、さらば止ことなくして、わひまゐらすべきなれど、遇て後君が心の轉變ひて、わが年老たりとていとはれなむとき、苦く不樂からむか、と後を切く疑へるなり、八卷に、神佐夫等不許者不有秋草之結之紐乎解者悲哭、本句は此れに同じ。

玉緒乎。沫緒二搓而結有者。在手後二毛不相在目八方。

沫緒二搓而は、契沖云、伊勢物語に、むかし心にもあらず、たえたる人のもとにて、此歌を、玉の緒をあわをによりて、むすべれば絶ての後も、あはむとぞ思ふ、と引なほして、かけり、拾遺集第十六貫之歌に、春くれば瀧の白絲いかなれや、むすべども猶あわにみゆらむ、枕草子に、清少納言歌に、薄氷あわにむすべるひもなれば、かざす日蔭にゆるふばかりぞ、此歌は、あわに結べる紐とよめり、もしみな結び、あけまきなどいふたぐひに、結ぶやう有名にや、あるものによろひの事をかけるを、昔見侍しに、何絲かわすれ侍し、それを淡路結にせよ、とかきて侍るばかりおほえぬ、それを見し時、ふと此あわの事思ひ出し、故に、今に忘れず侍り、用べき事には有まじけれど、次に書付侍り、搓は、集中に、よるといふにも、なふといふにも、用ひたりと云り、江家次第に、紙搓とも紙縫とも書り、略解に、陸游翁が詩に、柳細搓難似、花新染未乾、と有て、搓と染と對たれば、搓は絲をよる事に用たりと見ゆ。○歌意は、玉緒を沫緒に搓て、かた



く結びてあれば、いつまでも新まじければ、嗚呼ありての後にも、遇ずして止べしやは、必後にも遇はむぞ、とたとへ云るにて、とかく契約をかためたれば、後々も必遇むとなり、玉緒は、雨の端をくよりぬはすれば、かく云り、

大伴宿禰家持和歌一首

百年爾老舌出而與余牟友吾者不厭戀者益友

老舌出而は、老たる人は、齒おちて舌の出れば云り、○與余牟友は、契沖云、どもるやうの心なり、よとなくといふは、さくりあけて、なくをいふ、よむも同じ詞なり、又云、此歌を六帖翁題に、おいくちひそみなりぬとも我は、わすれしとて載たり、源氏は、き木に、女のをとこを恨て、心みじかく尼になる事を云る所に、みづからひたひがみをかきさぐりて、あへなく心ほそければ、うちひそみぬかしとかけるに、抄に、此歌を引とて、老くちひそみよむともと云り、すべて彼抄和漢の書を引に、たしかならぬ事おほし、六帖は、あらためて載たりとみゆ、此集にては、老舌出而とあるを、いかでおいくちひそみとはよむべき、○歌意は、たとひ妹がさきとく老はてぬとも、その時彌戀のまさりはすべし、さらにいとひはせしと云て、神左夫跡云々、と云るに、こたへたり、

在久邇京思留寧樂宅坂上大嬢大伴宿禰家持作歌一首

一隔山重成物乎月夜好見門爾出立妹可將待

一隔山は、山名にあらず、久邇と寧樂は、山一重隔てれば、かく云り、六卷に、故郷者遠毛不有一重山、越我、可良爾、念曾吾世思とよめり、これも久邇京にて、奈良をよめるなり、百重山、五百重山など云類なり、○重成物乎は、十一に石根踏重成山、雖不有とあり、○妹可將待は、妹待らむ歎といふなり、○歌意は、妹があたりとは、山さへ一重へだりて、甚間近からぬ物を、今夜の月のさやけさに、吾を今かくと家門に出立て、妹が待つ、あるらむかとなり、

藤原郎女聞之即和歌一首

藤原郎女は、藤原朝臣麻呂の子にて、母は坂上郎女なるべし、さて藤原郎女と呼なせるならむといへり、さらば坂上、大嬢には異父姉なり、さて此ほど、久邇京へ宮づかへなどしてありしなるべし、こは右の歌を、坂上、大嬢におくられけるを、きゝて、坂上、大嬢の心をおもひはかりてよめるなり、

路遠不來常波知有物可良爾然曾將待君之目乎保利

物可良爾は、物故爾と、云に同じく、物なるをの意なり、○君之目乎保利は、書紀齊明天皇崩後、天智天皇の大御歌に、枳瀨我、梅能、姑衰之、枳刺、羅彌、婆底、底威、底、刺、矩、野、姑、悲、武、謀、枳、瀨、我、梅、弘、報、梨、とあるに、同じ、見ゆることを、目と云るにて、目は、所見なり、(ミエ)の切メ、容儀と云が如



し。○歌意は、いかにも路が遠さに、輒く來座はせじとしれるもの、なほ戀しさに堪ずても、しは今夜の月のさやけさに、さそはれ出て、來をすことも有むかと、ひとへに君の戀しさに、門に出立など、さやうにぞ待らむとなり、

大伴宿禰家持更贈大嬢歌二首

首字、舊本には無、古寫本拾穂本等に從つ、  
都路乎遠哉妹之。比來者得飼飯而雖宿夢爾不所見來。

都路は、久邇の京路なり。○得飼飯而雖宿は、神に誓約て寝れどもなり、神武天皇紀に、天皇是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰云々、飼飯と連書時にかぎりては、飼字をケの假借に用ること、由縁あり、三卷に具云り、本居氏の飼は筒の誤なるべしと云るは、なまじひなり、〔頭註、現報記に、新編有介比、四季物語に、昔より松の尾の宮〕○歌意は、妹があたりよりは、久邇の京路に遠居に、此みやしる、賀意深き御うけひおはして、

今所知久邇乃京爾妹二不相久成行而早見奈

今所知は、今新に所知にて、新京の義なり、六卷に、今造久爾乃王都者、八卷に、今造久邇能京者などあり、今の義は、猶此上に委く云り、○歌意は、今新にしるしめす新京の地へ、妹にわかれ來て、已く月日久しく成ぬ、今はかくては得堪まじきなれば、早く行て相見むと、急ぎ進める

なり、續紀に、天平十三年閏三月乙丑、詔云々、自今以後、五位以上、不得任意住於平城、如有事故、應須退歸、被賜官符、然後聽之、其見在平城者、限今日内、悉皆催發、自餘散在他所者、亦宜急追とあり、久邇に都遷されて後、かく詔ありければ、五位以上の人は、一日も奈良、都に住事は得ざりしを、其妻子の類は、なほ舊都に留置たれば、戀慕るなり、○此間に、紀、女郎より、大伴宿禰家持に贈れる歌のありしが、脱たるなるべし、

大伴宿禰家持報贈紀女郎歌一首

久堅之雨之落日乎直獨山邊爾居者鬱有來第廿五號

鬱有來は、イフセカリケリと訓る宜し、但し布を濁りて唱はわろし、古言には皆清り、鬱は、物思に、心のふさがりたるやうのことなり、八卷に、隱耳居者鬱悒奈具左武登、出立聞者來鳴日、晚又雨、隱情鬱悒、出見者春日山者、色付二家利、九卷に、牢而座在者、見而師香跡、悒情時之垣、廬成人之誂時、十一に、水鳥乃鴨之住池之下、極無鬱悒、君今日見鶴、鴨十二に、得田價異心鬱悒、事計吉爲吾兄子、相有時谷又垂乳根之母、我養蠶乃眉隱、馬聲蜂音石花、蜘蛛荒鹿異母二不相而、などある皆意同じ、鬱悒の字、義は、二中に委辨へたり、本居氏云、大かた、イフセシ、イフカシ、オホツカナシ、又オホシ、此四は、本一言と聞えて、意も同じ、故、集中に通はして、共に鬱悒と書り、其訓は、上下の語に隨ひて、右の四の異あるべし、右の四、後世には、各少しづゝ意異なるが



如くなるは、後におのづから然分れたるなり。○歌意かくれたるところなし。

大伴宿禰家持從久邇京贈坂上大嬢歌五首

人眼多見不相耳曾情左倍妹乎忘而吾念莫國。

末句は、妹を吾忘ぬことなるものをの意なり。念は、例の軽く添たる詞なり。○歌意は、心には忘るゝ間なく戀しけれど、人目が多きゆゑに、そを忌憚りて、相見ざるのみの事にこそあれ、心にまで吾忘れはせぬことなるものをゆめくゝなみくゝの思とおもふことなかれとな

偽毛似付而曾爲流打布裳眞吾妹兒吾爾戀目八。

本二句は、契沖、偽をいふにも、似つかはしき事をするなり。たとへば、春山にかゝる白雲を、花なり、とはいふべし。鷺をさして、鳥なりとはいふまじきが如しと云り。十一に、偽毛似付曾爲何時從鹿不見人戀爾人之死爲とあるに同じ。今按に、これは、さても似も付ぬ偽をする妹にてもある哉、といふべきを、倒語に、似付たる偽をする妹ぞ、とわざと嘲るやうにいへるなり。神代紀下卷に、天孫幸吾田鹿葦津姬、則一夜有身遂生四子、故吾田鹿葦津姬抱子而來。進曰、天神之子寧可以私養乎、故告狀知聞、是時天孫見其子等嘲之曰、妍哉吾皇子者、聞喜而生之、歟。故吾田鹿葦津姬乃慍之曰、何爲嘲妾乎、天孫曰、心之疑矣、故嘲之、何則雖復吾天神之子、豈能一

夜之間、使人有身者哉、固非我子矣、云々とある。聞喜も、聞惡の倒をのたまへるにて、今と似たることなり。○打布裳は、顯しくもなり、げにくしく眞實にの意なり。○歌意は、たとへば、花をさして雲なりといひ、紅葉をさして錦なりと云ひは、偽ながらも猶ゆるすべし、妹は雪をさして炭なりと云ひが如く、さても似付たる偽をする事ぞ、うべくしく眞實に吾を戀しく思はむやは、さやうにわれを戀しく思ふといふは、たとへば、雪をさして炭といはむが如く、よく似付たる偽ぞと、わざと嘲笑やうに云るなり。

夢爾谷將所見常吾者保杼毛友不相志思諾不所見有武。

夢爾谷は、夢になりとももの意なり。俗に夢にでもと云ひが如し。○保杼毛友は、誤字なるべし。(岡部氏の保杼毛友は、紐解どもの略なりと云るはわろし、又本居氏の杼は邪の誤にて、ホザケドモならむか、と云るもあらず)按に、得毛經友とありしを得を保に、經を杼に語り、はた字の顛倒へるにやあらむ、さらばウケヘドモと訓べし、上に得飼飯而雖宿夢爾不所見來とあり。○不相志思は、志は者の誤にて、不相思者とありしを、又下上に誤れるなるべしと云り、アヒモハザレバと訓べし。○有字は、舊本には無、元曆本に従つ。○歌意は、直に相見事は協がたし、せめては夢になりとも見え來よ、と神に祈誓て寢れども、相思はずあれば、夢にさへ見えずあるは、諾なる事ぞとなり。



事不問。木尙味狹藍。諸茅等之。練乃村戸一。所詐來。

事不問は、物云ぬといふに同じ六卷に、不言問木尙妹與兄十三に、言不問木雖在十九に、言等波奴木尙春開などあり、既三卷末のかたに云り、○木尙味狹藍は、尙は俗にさへ、又までなどいふが如し、幹はさるものにて、その枝葉までもといふ意の詞なり、猶この詞の事、二、中に、委云り、考合べし、味狹藍は、品物解に具、云り、○第三四句は解難し、契沖、これは昔、味狹藍を、諸茅等があざむきたる故事あるか、或は世にいひつたふる、物がたり有けることなるべし、何事ともわきまへがたしと云り、○歌意は、物云はぬ木にてさへ、云々に詐かれけり、されば現身の吾が、妹がうはべの偽を真と心得て、今まで詐かれて、たのみにおもひしは、うべなりけりとなり、

百千遍戀跡云友。諸茅等之。練乃言羽志。吾波不信。

第三四句の解難き事、右に云るが如し、○言羽志は、言羽は詞なり、志は、その一すぢなるをいふ助辭なり、元曆本には、志を者と作り、こはいづれにもあるべし、○歌意は、百遍千遍吾を戀しく思ふといふとも、云々と恰も同じ事の、詐偽をば、さら／＼吾はたのみに思はじとなり、契沖云、此二首は、さきのいつはりもにつきてぞする、といふ歌に、あはせてみれば、大嬢をうらむる事ありて、よまれたる歌と見えたり、今按、に、人の心の深きを淺しといひ、真を偽とい

ひ、すべて此方の心にたくらべて、人を不足おもふは、戀情のつねなれば、さのみ心のそこよりは、怨る事のありしにはなけれど、吾思の深さを、人に示さむが爲に、そのことのかぎりをいひて、わざとされて怨るやうに云は、歌のならひなるべし、

大伴宿禰家持贈紀女郎歌一首。

鶉鳴故郷從。念友何如裳妹爾。相縁毛無寸。

鶉鳴は、草深くわれて人目なき處には、鶉の住て鳴ものなれば、故郷をいはむために云るなり、八卷故郷豊浦寺尼宴、歌に、鶉鳴古郷之、十一に、鶉鳴人之古家爾、又十七に、鶉鳴布流之、登比等波於毛弊禮騰ともよめり、六帖に、我屋戸は鶉伏、迄拂はせし小鷹手に居來む人の爲、伊勢物語に、野とならば鶉と成て鳴居むなどよめり、○故郷從は、久邇、京より、坂上、大嬢がもとへおくりたる歌のつゞきにあれば、故郷は事樂の家をさして、そこに有しより、おもひそめつれど、と久邇、京にて云るなり、○歌意は、今に始りたる事には非ず、事樂の故郷にありしほどより、久しく戀しく思へども、何故にか、妹にあふ爲方のなきぞとなり、

紀女郎報贈家持歌一首。

事出之者誰言爾。有鹿小山田之苗代水乃。中與杼爾四手。

事出之者は、懸想せるよしを、先詞に打出でいひそめしを云、神代紀上に、如何婦人反先言乎、



私記一説唱讀曰古登豆志豆東舞歌に今朝の言出は集中十卷に春去者先鳴鳥乃驚之事先立之君乎之將待などあるに同じ○誰言爾有鹿は誰言なるぞの意なり古語に誰歟といふべきを會誰といひ奈留會といふべきを奈留可といひてすべて可と會はこなたかなた通はしていへること多しとおぼえたり伊呂波歌に我世誰そ常ならむとあるは誰歟の意なり○苗代水乃は中興杼をいはむためなり苗代にまかせたる水は塞留て他へもれずよどめるものなればなり○中興杼は十二に梓弓末中一伏三起不通有之とある意なり○歌意ははじめ詞に出してまづいひそめしは誰なるぞ君にあらずやされば君こそ絶ずいであして相見給ふべきことなるをかへりて中を絶間をおきて妹に相よしもなきなどのたまふはいかなることぞとなり

大伴宿禰家持更贈紀女郎歌五首

吾妹子之屋戸乃篋乎見爾往者蓋從門將返却可聞

篋顔聚抄古寫本官本拾穂本等には離と作りは字彙に篋竹籬編竹圍之和名抄に釋名云離以柴作之和名末加岐一云末世字鏡に離志波加支又竹加支とあり間垣の義なり間々を圍み隔る謂なり末世は間塞なるべし○歌意は間垣のすがたを見むといふに言よせて妹許ゆかば心づよき妹なれば内へは入らずてもし門より追ひ還しなむかさてもうらめしやと

されて云るなり

打妙爾前垣乃酢堅欲見將行常云哉君乎見爾許會

打妙爾は打つけにやがての意なり上に出て具云り四上○歌意は打つけにやがて篋の草木のすがたを見まくほしさにむやむやは君を見にこそゆかめとなり初には打つけに篋のすがたを見に行ばといひてこゝには言にこそ篋のすがたを見まほしくてゆかむと云へ實には君を見にこそゆかめと初歌を自釋やうに云るなり是古歌體なり古事記仁德天皇御歌に夜多能比登母登須宜波古母多受多知迦阿禮那牟阿多良須賀波良許登袁許會須宜波良登伊波米阿多良須加志賣又輕太子御歌に意富岐美袁斯麻爾波夫良婆布那阿麻里伊賀弊理許牟和賀多多彌由米許登袁許會多々美登伊波米和賀都麻波由米とある類なり

板蓋之黒木乃居根者山近之明日取而持將參來

板蓋は續紀に神龜元年十一月甲子太政官奏言云々其板屋草舎中古遺制雖營易破空殫民財請仰五位已上及乘人堪營者構立瓦舎塗爲赤白奏可之とあれば其頃まではおほくは板屋根なりしことしられたり○黒木は皮著たる木を其まゝ用たるを云弘仁式貞觀儀式延喜式等に多く見えたり源氏物語賢木に野宮のさまを黒木のとりぬどもはさすがにかう



かうしく見えわたされて、とあるも同じ、削りたる木を白木といふ、其對なり、延喜式左衛門、府大舍人などの條に、卯杖の事に黒木と見えたるは、今の黒もじにやと云り、八卷に、黒木用造有室者とあり、〔頭註、貞觀儀式、藤原大嘗祭儀に、物部女宿屋云々、並以黒木構作云々、神座殿、構以云々、構以黒木云々、弘仁式正月上卯日、御杖供進式、其杖曾波木、(二束、比) 〇明日は、アスノヒと訓べ比良木、(平保許、梅、各六束、以二株爲束) 皮櫛、(四束) 黒木、(八束、以爲四束) 〕

し、十八に、安須能比とあり、〇歌意、これは遷都のちかき時なれば、紀女郎、此時家造せしことありしなるべし、さて山近ければ、其屋根ふかむ料の黒木は、はや明日のこと、取て持て參來むといひて、次の將譽十方不在をいはひしたがつなり、

黒樹取草毛刈乍仕目利勤知氣登將譽十方不在

樹字、拾穂本には木と作り、〇草毛刈乍は、黒木のみならず、草さへも刈つ、といふなり、草は、板蓋なれば、屋根葺料にはあらじ、葺あるひは壁代などに、すべて草を用ひしこと、古書にあらまた見えなれば、其料なるべし、さればこゝにては、草をカヤと訓ひはわろし、十一に、新室壁草刈、邇御座給根、とも見えたり、〇仕目利、舊本に、一云仕登母とあり、〇知氣は、本居氏、知は和の誤なりと云り、和氣のことは上に具云り、〇在、字類聚抄、拾穂本等には有と作り、〇歌意は、黒木を山より伐取來、壁代などの草をも、野より刈持來て、仕むものとおもへども、その愛しみおもへる吾にもあらねば、いそしくつとめたる汝哉、と譽むともあらじとなり、

野干玉能昨夜者令還今夜左倍吾乎還莫路之長手呼

昨夜は、キソと訓べし、二卷に、君曾伎賊乃夜、十四に、伎曾母許余比母、又伎曾許曾波、又伎曾比登里宿而、又伎曾毛己余必母などあり、(ヨベヨムベなどよまむはわろし、ヨベは、日本紀私記に、去、鑄古曾如謂與倍古曾也とあれど、そはなはや、後の言と見えたり) 〇路之長手呼、呼字、拾穂本には乎と作り、は、上に出て、彼處に具云り、〇歌意は、昨夜參りしには、つれなくてむなしくかへせれば、せむかたなくてかへりつ、又今夜も、路の長道をからうして來れ、ば、それをあはれみて、いかで今夜までも、心づよくかへし給ふことなかれとなり、

紀女郎妻物贈友歌一首 女郎名曰小鹿

友は、女どちの友なり、

風高邊者雖吹爲妹袖左倍所沾而刈流玉藻鳥

鳥は、焉に通書る字にて、添なるのみなり、既く云り、契沖が鳥は、大をそ鳥といふを、をそを上略して、そといふ假字に用るなり、と云るは、ひがことなり、〇歌意は、海邊には、風高く吹荒て、難澁かりけれど、妹が爲にとおもひて、袖まで沾して、からうして刈て來し玉藻なれば、おほろかに思ひて、さこしめし給ふ事なかれとなり、

大伴宿禰家持贈娘子歌三首



前年之先年後。至今。戀跡奈何。毛。妹爾相難。

前年は、遠津年にて、去々年なり、遠は、貞觀儀式、十二月大催儀祭文に、東方陸奥、西方遠值嘉南、方土佐、北方佐渡、與里乎知能所乎、奈牟多知疫鬼之住加登定賜比、行賜豆云々、貫之の、昨日よりをちをばしらず、とよめるをちなり、さてヲ、チツトシの、チツを切れば、ヲ、ツトシなるを、ツをトに轉して、ヲ、ト、シとは云り、○先年は、去々年の今一前年なり、常にさをと年といふ是なり、竹取物語に、さをと、しのささらきの十日ごろに、なにはより舟に乗て云々、こゝも前遠年従といふべきを、上に前年之と云れば、唯先年従とは云り、さをと年といふも、前遠津年なり、○歌意は、遠年の今一前年より、今年まで長き年月を、戀しく思ひて、經渡しかども、何故にが、妹にあふことのなり難きごととなり、

打乍二波。更毛不得言。夢谷妹之手本。平經宿常思見者。

歌意は、現にあひ見むことは、所詮かなふまじければ、さらにも得言じ、せめて夢になりとも、妹が手本を纏て寝ると見たらば、すこしはなぐさまむとおもふに、夢にさへ見えねば、甚苦しき事ぞとなり、

吾屋戸之草上白久。置露乃。壽母不有惜。妹不相有者。

惜、舊本情に誤、元曆本、古寫本、古寫一本、拾穗本等に從つ、○歌意は、本二句は、露命といはむ料

の序にて、妹が爲にこそ、生ながらへむと思ひて、壽もをしくはぬれ、妹に得あはずてあれば、はかなき露命も、さらに惜からずとなり、

大伴宿禰家持。報贈藤原朝臣久須麻呂歌三首。

久須麻呂は、續紀に、寶字二年八月庚子朔、正六位下藤原朝臣久須麻呂、授從五位下、三年五月壬午、從五位下惠美、朝臣久須麻呂爲美濃守、六月庚戌、從四位下、五年正月壬寅、爲大和守、六年八月丁巳、令左右京尹從四位下藤原惠美朝臣訓儒麻呂云々等、侍于中宮院、宣傳勅旨、七年四月丁亥、參議從四位下藤原惠美朝臣久須麻呂爲兼丹波守、左右京尹如故、八年九月乙巳、大師藤原惠美朝臣押勝逆謀、頗泄、高野天皇遣少納言山村王、授中宮院、鈴印、押勝聞之、令其男訓儒麻呂等、邀而奪之、天皇遣授刀、小尉坂上、刈田麻呂、將曹壯鹿、島足等、射而殺之、云々とあり、押勝の第二男なり、

春之雨者。彌布落爾。梅花未咲久。伊等若美可聞。

歌意は、春雨は繼て彌重に降ば、大方の花も開べきに、君家の梅の未咲ずてある事は、甚稚くて、咲出るに猶間のある故なればか、さても待遠やとなり、女を梅に譬へたり、末の答歌に、吾屋戸之若木乃梅毛とあるを思へば、久須麻呂の家にある童女などに思ひかけて、よみておくられけるなるべし、



如夢所念鴨愛八師君之使乃麻彌久通者。

麻彌久は、通數なり、二卷人麻呂歌にありて、彼處に具云り、○歌意は、君が使のしきりに通ひ來る事は、さらに現の事とはおもはれず、夢のやうにおもはる、哉となり、

浦若見花咲難寸梅乎殖而人之事重三念曾吾爲類。

浦若見は、浦は末なり、末稚さにの意なり、○歌意、末うらわかさに、花の咲がたき梅を殖たる如く、まだ情實ひらけず、片生なる童女を思ひかけて、人のとにかく云さわぐ故に、吾は物うくおもふぞとなり、

又家持贈藤原朝臣久須麻呂歌二首。

情八十一所念可聞春霞輕引時二事之通者。

情八十一は、上に具云り、○事は、借字にて言なり、○歌意、春霞のおもしろくたな引て、甚與あるとに、君が言の通へば、いよゝ心なつかしくおもはる、哉となり、此は久須麻呂の言信を愛しみてよまれしなるべし、

春風之聲爾四出名者有去而不可有今友君之隨意。

春風之は、聲をいはひ料の枕詞なり、○聲爾四出名者、四字類聚抄にはなし、四は、その一すぢなる意を思はせたる詞なり、諾なへる由をさへ、聲に打出して、君がいはなるべし、○有去

而は、有之有而なり、之は例の助辭なり、シアの切サとなれば、アリサリテと云り、十二に、在去之毛、不今有十方十七に、阿利佐利底能知毛相牟等などあり、なほ一卷古義一上冬木成春去來者、とある歌の下に云るを、考合べし、○歌意は、つひにはその女を、吾にゆるさむと、聲に出してさへ君が宣は、たとひ今ならずとも、急く事にはあらざれば、ありて後、君が心のまゝに、任せおかひとなるべし、此はその童女を、つひに吾にあはせむと、ゆるさむことを、欲へるなるべし、

藤原朝臣久須麻呂來報歌二首。

奥山之磐影爾生流菅根乃勳吾毛不相念有哉。

流字類聚抄には無、○本句は、勳をいはひ料の序なり、○歌意は、吾もねもごろに、君を相思はずあらむやはとなり、これは童女の心にかはりて、よめるなるべし、

春雨乎待常二師有四吾屋戸之若木乃梅毛未含有。

乃字類聚抄にはなし、○含有は、ふくめりといふに同じ、花の將開として、未開ざるを云、廿卷に、布敷賣野之波奈乃波自米爾、十四にも、布敷麻留と書り、又保々麻留とも云り、同言なり、○歌意は、吾屋外の若木の梅も、未花咲ずはあれど、程なく咲出む下形に含みてあり、おもふに、春雨のふらむ時節を、一すぢに待居とにてあるらしとなり、これは久須麻呂の家にある童



女を若木の梅にたとへたるなり

山田安榮  
伊藤千可良同校  
文傳正興

萬葉集古義四卷之下終

明治三十一年六月二十五日印刷  
明治三十一年七月一日發行  
明治四十五年七月二十五日再版印刷  
明治四十五年七月三十日再版發行

(萬葉集古義與付)  
非賣品 (不許複製)

發行者 吉川半七

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

印刷者 吉岡益藏

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

印刷所 東洋印刷株式會社

東京市芝區愛宕町三丁目二番地



發行所 國書刊行會

東京市京橋區新榮町五丁目三番地



終